	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	→ 備考
1	令和2年10月19日	令和2年11月9日 7	投務署における事 前予約制	予約がない納税者に対し、受け付けず、改めての来署を指導しています。自分としては、やりすぎたと感じています。如らずに来署する納税者もいます。次回の予格を促すべきで、一律に出直しさせるのは、納税者の協力があっての税務署であり、この対応に根本的に間違っていると思います。	その場で処理できる内容であっても、事前予約規制を徹底するために出 直しをさせるのは、納税者にとって交通費・時間の無駄を強いる	個人	財務省	国税に関するご相談について、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるものについては、純税者の管律に分かりやすだ財明するために十分な時間を設ける必要があることか。事前に電話等で相談に日等のようかとお願いしています。 事前予約がなく来書よれた方に対しては、純悉署でのご相談は、事前の予約が必要である旨をご問り、予約令付を行っているほか、申告・提出等の期限が間近な場合などには、可能な限り来署当日に対応しています。 なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、電話相談センターでお答えしています。	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
2	令和2年10月19日	令和2年11月9日	高速道路周回割 引	高速道路周回割引は各社ごと のエリア限定となっており、鉄 道の周遊券のように会社をま たかってできない。 神奈川県ですと中日本、東日 本高速道路が混在しており、 割引にまでの移動は別料金に なります。 シームレスにサービスが行え るように指導してください。	エリア別に分割したのは政府と旧道路公団です。 職客目線になっていない。	個人	国土交通省	高速道路の周遊割引は、高速道路会社において、地域活性化や観光振興を目的として、期間や区間を限定して実施しているものです。その対象エリアについては、企画の目的やお客様のご利用動向などを踏まえて設定していると聞いております。また、現在実施されている高速道路の周遊割目は、必ずし毛流速路会社ごとのエリア限定とはなっておらず、複数の会社の管理する道路に対象エリアが跨がっているものもごといます。なお、周遊割引以外でも、高速道路会社ごとのエリアを超えて適用される割引もございます。なお、周遊割引以外でも、高速道路会社ごとのエリアを超えて適用される割引もございます。	事実誤認	高速道路会社の実施する周遊割引の対象エリアについては高速道路会社が設定して るものです。 いただいたご提案については高速道路会社にお伝えさせていただきます。	
3	令和2年10月19日	令和2年11月9日	所得制限につい て	中学生で病気を発症し難病になった子を経れているというできる。 はなった子を無常内とある福祉をため、ほとれどが対象が、急をそれない。 は、所得もんどが対象外金をそびといる。 は、所得もんどが対象外金をそびといる。 は、おいり時に使えるのに、に同様制制のでは、福祉でもあった。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・病気になり診断を受けたら、病院でも福祉の案内、申請ができるようにする。 ・病気で福祉の申請を受けたいのに所得制限は不要である。 ・病気で福祉の申請に時間がかかけない。 ・行政の申請に時間がかかけません。 マイナンバー、ネット申請で認施。 さらに申請、更新ご士に護師の診断書をもらいに行かなければならない、 さらに診断書料の軽減を求めます。 負担だらけです。	個人	厚生労働省	・指定難病の患者への医療費助成については、患者の負担軽減を図ると共に、治療研究を推進するため、治療に実した医療受力・耐を助成しており、申請や更新の際には、 申請書とともに、医師の診断書等の素付書類を提出いただいています。 ・障害福祉関係の給付制度は、その費用が税で勝われていることから、一定額の所得が ある場合には支給されないものもあります。		・難病の医療費助成については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年 法律第50号)に基づき、各都道府県、指定都市において支給認定事務が行われている め、申請手続についても規定ではなく各部道府県、指定都市にて行っていただきます ご提案の医療費助成の申請の簡素化にあたっては、マイナンバー制度における情報遺 接を活用した近付書類の当部に取り組んでおり、厚生労働をから各都道府県無「対して、システム改修にかかる経費の補助を行っているところであり、引き続き支援を行って いきます。 ・医療費助成の更新については、難病の医療費助成が、難病患者の経済的な負担を後 減することに加えて、患者数の少ない疾病について症例を収集し難解に即うる調査研 突を推進することも目的として、助成を行うこととしているのとから、収集し予定例を護病 の研究等に活用していく上で、病状に変化がないことを含めた、毎年の患者アータを継 続約に収集することが必要であるため、毎年提出いただくようお願いしている。 ・診断書料については、申請者の表の主候を引なるであり、の事例にの必要となる のであり、他の類似の公費見担医療と同様に、申請者でよれの責起されて必要となる のであり、他の類似の公費自担医療と同様に、申請者でよれの負担としていることにご 理解いただきたいと考えています。 また、所得制限に関し、障害者は関係の給付制度については、限られた財源のなかて 支給しているため、所得制限は必要なものもありますが、ご提案にあります福祉の申請 が何を意味しているか不明なため、具体的に回答することは困難です。	.
4	令和2年10月19日	令和2年11月9日	日銀本店の機構 改革	員、警備員)の削減。オフィス	先日、破損した紙幣の交換のため、生まれて初めて日報本店(日本橋本石町)の中に入りました。先ず家したのは蓄傷員の数の多さです。北門から入りました。第1門に4~5名、中の受付にも4~5名、受付から私が行ぐ窓口まで2~3名が優所展所に立って、私に道案内をしてくれました。みんだし入敷が必要なのか大いに経間です。襲撃などのリスク管理の名目なのでしょうが、見直すべきと考えます。また。第2日に日本の銀行の型の多名であっており、第2日の多ととその後ろで事務処理をしている職員の多さに驚きました。現在民間の銀行は大幅に窓口数人員数を制度しているのはておけ、窓口の含せ、からいから、大口がいかけ、空いている第2日ではから見います。小生のメインが少け、空いている第2日では一次まで、全ての窓口業券をなしています。後国でした地上来ない。素材に関っている)。人員整理だけでなく、オフィススペースも見直しが必要です。無駄に広いる路でも発します。と問の努力を見書ってください。	個人	財務省	日本銀行の独立性を尊重する観点から、組織規程等については、財務省は届出を受けるのみとなっております(日本銀行法第59条)。 なお、経費予算の認可において、財務省は日本銀行の役職員の給与の積算内容等を 聴取しており、人件費が強別な水準となっていることで確認しておりますが、機構定員に ついては、日本銀行において自主的に判断されるものと承知しております。	そ その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
5	令和2年10月19日	令和2年11月9日	スマホによる転記 を求める	手書きで転記可能な書類のス マホ撮影を可能にして欲しい	仕事柄、閲覧可能な公文書のなかから、必要な情報を取得して持ち帰る ことが多いです(建築計画概要書や入札情報などです)。 情報を持ち帰るには、スマホの撮影機能を使うのが一番未早く、また間違 いがありません。 しかレビラモン文書の撮影では、インスタントカメラの時代に文文書の複 製と見妣された判例があるらしく、係によって許可されないことがありま す。ではどうするかというと、手書きで全部書きでます。 スマホ撮影なら分で済むものを、何時間もかけて手書きするのは非合理 です。政治家の方も手書きで公文書を写しているところをテレビで見まし た。 時代に即した対応になるよう、政治側から働きかけて欲しい。	個人	内關府	○国立公文書館利用等細則(特定歴史公文書等の撮影) 国立公文書館利用等細則(特定歴史公文書等の撮影) 国立公文書館の利用者が、特定歴史公文書等の閲覧に際して自らカメラ等での撮影 を行うことを認めています(職員の指示に従う必要)。 ○総務省通達 開示の実施の方法(閲覧時のデジタルカメラ等の該用について) 平成17年4月28日付け総管管第13等行行政機関の保有する情報の公開に関する法 律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の厳修等につい びにおいては、以下の事項について、総務者所改管理周長から行政機関及び独立行 政法人等に対し、趣旨の徹底と適正な運用を依頼している。 6 開示の実施の方法(閲覧時のデジタルカメラ等の利用について)。 規影等を行うことについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を別に すれば、情報の関法との問題があるとは言えないと考えられるところであるので、この 趣旨を答請え、各行政機関及び独立行政法人等において、開示の実施を受けようとする 者から申出があった場合等には、適切に対応すること、その際、庁舎管理上の制約等が ある場合には、開示の実施を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明がなされ ることが望ましい。	その他	一般的に公文書の閲覧に係る制約のあり方については、制度を所管している主体や、実際に文書を保有し、閲覧に付している主体において、必要性の程度を踏まえ検討さかるべきものと考えられます。 なお、国立公文書館に移管され、所蔵している歴史公文書等については、その利用者閲覧に際して自らから等での撮影を行うことを認めています、職負の指示に従う必要しまた。国の行政機関・独立行政法人等において、情報公開法に基づき開示された文書の閲覧に関、持参したカプテでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題等別別にすれば、情報公開法上の問題があるとは書えないと整理されています。) ⁽

1

	所管省		答				一根					
番	号 への検i 要請日	ii 取り士		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
e	令和2年10月	19日 令和2年	11月9日	障害者手帳の サービスについて	の報連相はないのでしょうか。 お願いします。仕事もなかな	サービスに各区市町村のサービスが異なりますが自立支援や、障害者手 懐の申請、民権場の割引、心身障害者を無制度、タウシーの補助や車の ガソリン補助があります。それぞれ、各区市町村のやり方によって異な り、あれはこっちぞれはあっちと移動だけで体力無くして、とへとになって しまいます。体力が温度できて楽に生活ができるようにして改しいです	個人	厚生労働省	各自治体ごとに条例及び地方自治法の規定に基づき、首長が統括する機関に関する組 地域では、その所掌事務を明確にし、行政事務の適正か つ能率的な運営で図ることを目のとした組織規則が定められております。 また、ハローワーグについては、例えば週に1回といった出様相談の形式で、各自治体 からの求めがある等個別に一二个体体制を認まえて出場相談を行うほか、発望する自 治体において、国が行う無料職業紹介と自治体が行う各種支援を一体的に実施する 「一体的実施能」を設置し、各自治体が行う生活相談に加えて、障害者を含む求職者 への職業相談を行っているところもございます。	-		
7	令和2年10月	19日 令和2年	:11月9日	交番に「AI相談 員」を置いてほし い	I下記のニュースを読んで思ったことがあります。 ▼警察官不在交番でわいせつ 診察官不在交番をお述りさんが不在なことが多いです。 そこで提案なのですが、 交番に「A相談員」を配備するというのはどうでしょうか?	に、北非の神山が、はっける。。 (2) 相談の内容は警察のデータになるので、捜査の際に過去の同様な ケースを検索できるようになる。また、警視庁・各県警間での情報共有が 容易になる。 (3) 交番での事務処理がデジタル化される。拾得物の届け出や、道案内 かどが祭皇かつ正確になる。	個人	警察庁	交番等勤務員は、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握 し、その実態に知した活動を行っているほか、昼夜を分かたず常に警戒施勢を保ち、 様々な警察事象に関応する活動を行っています。 また、交番の所管区の実態を指す、地域住民の意見・要望等の聴取、治得物・遠失 居の受理、被害癌の代書及び預かり等に従事するため、令和2年4月1日現在、全国で 約6,300人の交番相談員が配置されております。	地域警察運営規則	検討を予定	地域警察の在り方については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や犯罪の状況 と 等を指ええ、適用を適切に見直していくことが重要であることから、様々な技術の活用を 含め、検討を進めてまいります。
3	令和2年10月	19日 令和2年	:11月9日	各省庁の再編??	又は農林に関しても農林水産 谷以外の省庁にもありますは他の 谷庁がしているかまと重複している部署が多数あります。各 省庁にある目の世報である目の 地域である目の世報である日の世報である日の世報である日の世報である日の世報である日の世報である日の世報である日の世報である日本の世報である日本の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の	人内は人場に・開達な小さいです。 特に表演性 集もの 川下に他の右方と並わます。 この様な右庁間の部署を一つにまためてスマートな各省庁に確認改 更して彼いたのは、する。 この様な右庁間の部署を一つにまためてスマートな各省庁に確認な思して彼いた。 以下は、 はたいない はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい は	個人	内閣官房厚生労働省経済産業省	【内閣官房】 中央会行組織については、内閣機能の強化、国の果たすべき役割の見直し等といった 戦点から平成。3年に再編がなされ、その後も必要性に応じて、例えば平成21年に消費 者庁、平成21年にスポーツ庁が設置されています。 【厚生労働者】 「厚生労働者」 「原生労働者」 「経済産業者」 「経済産業者」 、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする 経済産業者は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする 経済度な業の発展並に「鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確 係を図ることを任務としており、平成13年に当該任務遂行の戦点から適当な事務を通商 産業者から引き継ぎ、現在に至ります。	圖家行政組織法、 内閣府設置法他	その他	[内閣官房] 時代の変化に対応した政策を実現していくため、行政組織の在り方について見直しをしていてことは必要であり、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁を創設してまいります。 (厚生労働省) 原生労働省としては、これまでも業務の効率化など必要な改革に取り組んできています。また、現役世代(担い手)の減少が最大の課題である2040年を展望すれば、社会保障施策定用労働施策を一体的・横断的い実施する必要性が高まっており、こうした行政課題にしつかりと対応できる体制を確保していくことが重要と考えています。 (経済産業省) 経済産業省としては、これまでも業務効率化など必要な改革に取り組んできましたが、引き裁禁当者に課せるれた任務を効率的かつ効果的に遂行するため、関係省庁と緊密に連携しながら、様々な課題に対応していきます。
23	令和2年10月	19日 令和2年	:11月9日	地方行政の合理化の進め方について	・優秀な職員だけ残す人事敬 物として民間の業出向査定力 が表導入して合格者のみ職員 として残す。 ・職員にはが護貨格を取らせ で不足している特養や不正前 求の多い介護施設にの人に1 人採用する制度を設けて実施 が成職斡旋方法 リストラ対象の職員は国鉄民間 企業に斡旋する部署を設けて ボートしていぐことです。体験 入社制度と対象の大途機とである。 大社制度と対象の大途機とである。 大社制度と対象の大途機とである。 大社制度と対象の大途機とである。 はに基用保険の加入をさせて 国民と共に生活していく意識を 高めないといっまでも親方目 高めないといっまでも親方目 高めないといっまでも親方目 高めないといっまでも親方目 高めないといっまでも親方目 高めないといっまでも親方目	地方行政で市町村から県までほとんど同じ業務をたくさんの職員を抱えて発しているわけですがこうした同じ要素の業務は統合して合理化させて無駄な人件程を大幅削減して地方対政を立て値す必要があります相当の仕事内容が行われているわけでなく電子化事務の導入や転送でもなら着性の余裕があります。となる合理化の余裕が有りながら着それが「水間では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	個人	総務省	地方公共団体の職員は、地方公務員法で定める事由による場合でなければ、その意に反して免職されないことされています。(地方公務員法第27条第2項) 地方公共団体の行政の民主的かい海岸市的な遺営を確保するため、地方公務員について成籍主義による任用と分限を制度の明定による身分保障等がなされています。 具体的には、職員が人事評価や勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくな、以場合やその関心の要な適格性を欠く場合は、下位の職に存在れるといった組みとなっています。このため、法律又は条例で定める事由に該当する場合には免職されることもあります。	地方公務員法 第27条第2項	対応不可	成績主義や身分保障等の人事行政に関する根本基準は、地方公共団体の行政の民主的・能率的な運営のためにも、引き続き維持すべき原則であると考えます。 各地方公共団体には、職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底と人事評価結果の 活用が求めたれ、行政の全理化・能率化を図り、地域の実情を踏まえた適正な定員管理 別権はに取り組むことが重要です。 質の高い公共サービスを効率的・効果的に選供できるよう、人事評価結果の本格的活 用を促すなど、総務省としても必要な助富を行ってまいります。
11	令和2年10月	19日 令和2年	11月9日		内会からの活動助成金につい	全国的に各都道府県各市町村の消防団は、各消防分団が管轄する町内会から、住民が支払う班費の中から活動費を徴収しています。私の世帯も年間1500円支払っており、私の自治体市では市消防団全体で3700万円町内会から活動支援を受けております。この金額は県単位で10億円規模、全国で年間1000億円ほどの規模になっていると思います。ですがほと人どの消防が団にこの活動業でついて可り会に会計機を合うでおりません。町内会と消防分団の信頼関係は地域の人と人との関係の基盤であると感じております。会計についての報告を行うべきたと思います。	個人	総務省	消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関の1つであり、その会計 処理も市町村が適切に行う必要があります。 御指摘の内容だけでは詳細は明らかではありませんが、提案理由に記載されている 明内会からの活動支援が、市町村の一機関である消防団に対するものである場合に は、市町村が適切に会計処理を行う必要があります。	消防組織法 第9条	その他	制度の現状欄に記載の通りです。
1	令和2年10月	19日 令和2年	11月9日	閣僚会見	午後11時からの会見開始時間 を次回からは国民サイドから も早めた時間帯に変更願いた い! スケジュール管理は誰がされ ているのかな?	我々国民も開像の20名を拝見したいので! 慣例でしょうが前回は時間が早かったのでは?	個人	内閣官房	内閣の組閣及び改造時においては、首相官邸において、閣僚による記者会見を行って います。 記者会見の時間については、組閣・改造に係る全体の日程の中で決められているもの で変が、特に組閣の際には、実施時間が深夜に及ぶこともあります。	-	検討に着き	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 対応の概要
12	令和2年10月19日	令和2年11月9日	国民年金に関して	国民年金機構と年金事務所の 報割り改善を求めます。 間に合わせ、手続きではおい て年金機構と年金事務所で 元化されておらず分かりづら いので納付金がが低下して まいします。 また払い込み用紙(使用期限 お付期限などの言葉など)も わかりづら使用してくいで す。 年号管理されているのもわか りにくいです。		個人	厚生労働省	- 日本年金機構本部と全国の年金事務所は、本部と支店の関係であり、同じ日本年金機 機の組織です。原則として年金事務所が事務処理を行っていますが、312か所の年金 事務所毎に実施することが非効率な大量免送やねんきん加入者ダイヤルの運営につい では、本部で実施しています。 ・国民年金法施行令 ・国民年金後除料の納付書に、保険料の納付方法、保険料の納付方法、保険料の納付期限、給付書の使用 関東70条の2 環を掲載しています。 ・熱付書は元号(和暦)を使用して、保険料の対象年を表記しています。 ・納付書は元号(和暦)を使用して、保険料の対象年を表記しています。
13	令和2年10月19日	令和2年11月9日	障害児の公的支援の諸手続き	類雑な公的支援を分かりやすくしてほしい。 手続きも役所の多部署に渡っ ており、すべて個別に行う必要 があり、手間。内容も重複して いる。 マイナンバーなどで一本化し てほしい。	障害児について、様々な公的支援がありますが、その手続きについては 使所での担当部署が異なり、一つ一つの手続きについて別々に毎年申請 をする必要がある。時期は異なり、また支援内容も誰も教えてはくれない。 高齢者のようなケアマネシーも使えない為、どのような支援が受けられ るかも自力で調べるしかなく、非常に不便。	個人	厚生労働省	各自治体ごとに条例及び地方自治法の規定に基づき、首長が統括する機関に関する組織について必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とした組織規則が定められております。 場について必要な事項を定めることを目的とした組織規則が定められております。 本自治体の事務分学は条例及び地方自治法の規定に基づき組織規則が定められております。組織(創誌等)を改置することや、権限分配・事務分配は各自治体の判断に要ねられているため、国が対応を行うことは困難です。
14	令和2年10月19日	令和2年11月9日	NHKを独立法人 化にして税収をと り緊急放送は国 営に。	NHKを国鉄、郵政の様に民営 化、独立法人化にして税を取 り国民の生命財産にかかる緊 急時や報告必要な物だけを NHKの施設を借りて報道す る。	最近のNHKの報道は偏向報道が多い上受信料を国民が払うのがおかし いNHKが国民に対して必要な部分だけを国営に残しそれ以外は民営化、 独立法人化にしていいのではないだろうか。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信で きるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人とし 策16条 が送送第15条及び 第16条
15	令和2年10月19日	令和2年12月16日	子供の懸象対策 の在り方について	提案:分科会と厚生労働省と 文部科学省の統合もしくは 総会議設立を要望する。 分科会の見解けけでなく切り ・	アーベー人にと図るべき。このペー人を皆有了に大利しことの兄弟 の元にコロナ感染対策を打って出るべき。それにはまず維制り行政の打 破が必要。分科会と厚生労働省と文科省の中から専門分野に長けた人 選を行い。日本小児科学会の協力も得てまずは感染拡大の要因となりう スを含めるの思索のお呼べてるを考したタンセンド	民間団体	厚生労働省文部科学省	【厚生労働省】 及腐としては、新型コロナウイルス感染症の対応に当たり、政府対策本部の下に専門家の会議を設置し、これまで繋次にわたり、最新のデータや国内外の研究等を踏まえた料学的な知りに、これまで繋次にわたり、最新のデータや国内外の研究等を踏まえた料学的な知りに、ときえる現分が作り異なるましつつ、国内の感染状況の推移を見極めながら、医学的・科学的な評価に基づき、感染症対策を講じてきたところです。 「大部科学名】 国の新型コロナウイルス感染症が対策を講じてきたところです。 「大部科学名】 国の新型コロナウイルス感染症が対策を講じてきたところです。 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名】 「大部科学名」 「大部科学名) 「大部科学名」 「大部科学名) 「大部科学名」 「大部科学名) 「大部科学名」 「大部科学名) 「大部科学会社会社会社会会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会
16	令和2年10月19日	令和2年11月9日	新型コロナ発生状 沢の発表につい て	新型コナの乗素は現在市町 村ごとに行われていますが例 えば「さいたま市。の場合にも 乗生は「さいたま市」となって います。さいたま市は大宮市・ 「瀬和市・多野市・ですがるまり にも大きいので仕長に大宮市・ がして出来たいので仕長になどこ 対応できたいので仕長になどこ 対応できたいでは長体的にする。そのこと いたま市浦には、からないでは、 表には「さいたま市大宮」さいたまである。 により、ないでは、 まず、法的な取り、取り、取り、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	緊急事態に対する弾力的取り扱い。 接案が採択されたら住民の「新型コロナ」に対する身近な注意喚起が醸 成されます。	個人	厚生労働省	歩節型コロナウイルス感染症に関わる情報公開については、厚生労働者において、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」をとりまとめ、2 原生労働大臣及び都道府県知事は、感染症に関する情報について、個人情報の保護 原生労働大臣及び都道府県知事は、感染症に関する情報について、個人情報の保護 でおきながら、積極的に公表しなければならないとされています。 「要認定ながら、積極的に公表しなければならないとされています。 「表情的ないとないとないとされています。 「表情的ないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな
17	令和2年10月19日	令和2年11月9日	内閣人事院局の 廃止	人事権を政府が持つことで、これまで弊害しかなかった。廃 止すべき。	政府が検察や省庁の人事を握り、都合の良い人物を配置して、都合よく コントロールすることは弊害しかない。陽療、忖度、書類の改ざんと破棄、 都合思いものは書類が無いで済ませる。こんなこと続けたら、政府や国に 対して不信感しか無い。すぐにでも廃止してください。	個人	内閣官房	中央省庁の幹部職員の任免に、任命権者(各省大臣等)が行っています。 幹部職員の任免にあたっては、任命権者による人事評価に基づく「適格性審査」と「任免 協議」の2つのプロセスを通じて複数の視点によるチェックを行うこととしており、この幹 部職員人事の一元管理制度を開展、本局が担当しています。 (なお、検察庁の職員の任免に、内閣又は法務大臣が行っており、幹部職員人事の一元 管理制度の対象とはされておりません。)

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
18	令和2年10月19日	令和2年11月9日	国勢調査を止めて欲しい	国勢調査の調査内容があまり 意味がありません。 すべて住民登録現ばかり開かれ に届けている登録現ばかり開かれ に届けているかりません。 被割りがりません。 を受けて扱の学音の優先るものです。 市町村でしらべればすぐわか ることを税金を使ってさらに べるのはお金の無駄です。 たい職業は一つい番目がまま。 がありません。 意味のない無駄な調査は今後 やかでほしい。	1) 政からから前生すれるよからことでなど個人の責任と個人の利益と やるのでしょうか? 見直すべきことだと思います。	個人		国勢調査は、5年ごとに実施することが統計法第5条で定められております。その調査 事項は統計法に多く統計委員会への部間審議を経て、総務大臣からの承認を受け定 国勢調査は住民票などの届け出に関係なく。かたん住んでいる場所で把握すること 国勢調査は住民票などの届け出に関係なく。かたん住んでいる場所で把握すること しており、また、国勢調査で把握する教育、飲業状態、従業上の地位などは、住民基本 台橋などから得ることはできず、国勢調査を代替するとは困難です。 国勢調査の解集は、衆議職員の選挙区の改定のほか、地方交付税の算定や過疎 地域の認定など、多くの法令でその使用が定められ、また、少子・高齢化関連施策、助 対計面など各種無策の基礎資料として幅広、だ用されており、国勢調査を使用すること はできません。 また、職業については、回答者の負担を考慮し、主な内容を回答いただくこととしており ます。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
19	令和2年10月19日	令和2年11月9日	交通違反と事故の関係	モナコの様に町中に沢山のカ メラを設置してほしい	交通事故は交通連反や判断能力の低下が起因となり発生します 事故を起こした人は初めて選反をしたのでしょうか? 予求は無かったのでしょうか? 予求は無かったのでしょうか。 私はそうは思いません。 光後の事故も加害者は以前から駐車が出来ない等の運転能力の低下が あったと短傾住民の証言であります 例えばそういった運転をしても選及をしても警察に発見されなければ変ら ず運転を出来させい。 対します。 果たして未で良いのでしょうか 国には国民を犯罪から守る機務があります 一日にどれ程の交通運反が見過ごされているのでしょうか? 光程の守れにはずの被害者が生まれているのでしょうか? カメラという大変使利な機械があるのに一体いつまで事故多場場所には 警察官を派遣し組れて取り結束さんが優面が、カルーを走らせたりとか費用 新家官を派遣し組れて取り結束さんの優面が、カルーを走らせたりとか費用 解答官を派遣し組れて取り結束との一様ないフまで事故を 検証をするのでしょうか? コスト画、裸皮性からモナコの様に即中にカメラを設置することはたいへ 人良い事だと考えます	個人	警察庁	警察では、地域の交通実施や交通事故の発生状況、住民からの取締り要望等を分析し、取締り場所や時間帯略を選定して交通指導取締りを実施しています。 取締り方法については、警察官の姿を見せる取締りと姿を見せない取締りを併用して、 対果的に交通事故仰止を図っているところです。 また、事故を発路線における白バイやバトカーによる警戒活動等、取締り以外の街頭 活動も推進しています。	-	その他	制度の現状欄に記載のとおり、警察においては、悲惨な交通事故を抑止していため、 各種取組を実施しているところ、引き続きこれらの取組を着実に実施してまいります。 なお、値観にカケラを設置することは、例えば、地域の交通実態や交通事故の発生状 次を踏まえ、必要性・相当性が認められるかという転点や、取締り上実効性があるかと いう点も考慮する必要があると考えます。
20	令和2年10月19日	令和2年11月9日	省庁トップの罷免 制度	接評価されるべく、各省庁トッ	国民に付度することが、本来省庁の在り方です。現在の制度では国民は 間接的な関与しかできないため、官僚連足その時の政権の親しか見てお らず、自身のキャリアや保身に標準を含わせて仕事をしているように思え ます。省庁の仕事ぶりに国民が直接評価を与えることで、自然と名等庁 に緊張感が生まれ、内部で切磋琢磨がな行われ、日本行政の在り方は 常に改善されて行くだろうと思います。	個人	内閣官房	中央省庁の幹部職員の任免は、任命権者(各省大臣等)が行っています。 幹部職員の任免にあたっては、任命権者による人事評価に基づく「適格任審査」と「任免 協議」の2つのプロセスを通じて複数の視点によるチェックを行うこととしており、この幹 部職員人事の一元管理制度を内閣人事局が担当しています。	国家公務員法第3 章第2節第6款	対応不可	中央省庁の幹部職員の任免に当たっては、内閣の重要政策に応じた戦略的な人事配置を実現するため、複数の視点によるチェックを行う幹部職員人事の一元管理制度を導入しており、当該制度の下、適材適所の人事価値を行っています。今後とも、必務の中立性、公正性が損なわれることのないよう、幹部職員人事の一元管理制度の適切な運営に努めてまいります。
21	令和2年10月19日	令和2年11月9日	政府系圖立研究 開発法人の委託・助成制度に関して		NEDOやJST、AMEDといった国立研究開発法人による委託金・助成金は、大学及び産業界において研究開発を加速させるために大きな役割を持つておりまって非常に助けられてきました。私自身、これによって非常に助けられてきました。はいながら、これらの事業は直える部分が大きいように感じており、その傾向は年々、大きくなっているように感じます。実は私自身、この引までNEDOにて働いておりましたが、JSTとかなり様っていると感じるものが多々ありました。その割には、RDOは基準金がから、JSTは文料名だからと、やや無理やリにそら方面に「寄せている「提案書を採択する傾向があり、なんだか本来報目を図っておりました。この際、NEDOもJSTもAMEDも一色単にしてしまった方が、効率的ですし、かつ日本の科学の発展にも良いのではないでしょうか。	個人	内閣府 文郎科学 新科学省省 経済産業	(機構の目的) 第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出 に資することなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基 盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関	国立研究開発法人 類新工技術総合工研究開発 業構法、國立研究研究開発 養養法人科学、国立本 發展機構法、人科學、國立 發展, 發展, 發展, 發展, 發展, 發展, 發展, 發展, 發展, 發展,	対応不可	各国立研究開発法人においては、それぞれの法人において異なる設置目的に応じて業務を行っており、具体的には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術会制度機構は、エネルギー・環境分等や産業技術分割につって、民間の配力を活用しつつ、出口を見振えて、各種の技術開発や集証事業を実施しています。また、国立研究開発法人科学技術振興は、主に大学及し研究機能に資金配分することにより、新技術の創出に資することとなら科学技術に関する基礎的宗、基础的研究開発等を総合的に実施しています。また、自立の共和法の一角した研究開発と成業の実用に変いそのための環境の整備に最少組んでしまっ、一角に表現を表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現しませら表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現しませら表現。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	倹討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
22	令和2年10月19日	令和2年11月9日	国家公務員の縦割りを無くす	んが、縦割行政をなくす為に は、省庁の職員を定期的に他	縦割行政になるのは自分の省庁の守りから来るのではないかと考えています。 ます。 定期的に職員を他の省庁勤務にして省庁を守るのではなく、日本を守る 予を優先してもらえば一般国民との壁も少しは無くなるのではないでしょう か。	個人	内閣官房	職員の他省庁への勤務替えについては、「省庁間人事交流の推進について(平成6年12 月22日間議決定)」に基づき、各省庁間の緊密な連携の強化と広い視野に立った人材の 要なの観点から、特に、将来の行政の中核的要員と見込まれる職員や幹部職員につい での省庁間の人事交流を行っております。 また、複雑、高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に逃 行されることが必要であるこから、「採用界任等基本方針(平成26年6月24日開議決 定)」に基づき、各省庁において様々な省庁等の出身者の登用など政府全体での適材適 所の人事を推進するとともに、合庁間の連携の強化と広い視野に立った人材の育成の 観点から省庁間の人事交流を推進しています。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現行制度 下で対応可	令和元年度に本府省課長級に任用された職員のうち849%は、他省庁等への出向を経験しています。今後も、政府全体を通じた統一的な人事管理を推進するために内閣総理大臣が決定する人事管理運営方針において、省庁間の人事交流を推進するよう明示し、各省庁に働きかけてまいります。
23	令和2年10月19日	令和2年11月24日	PCR検査の横断 化	現在、厚労省所管の保健所経 由のみで行っているPOR検査 を検査装置を 門でも出来るようにしてほし い。	現在、厚労省所管の保健所経由のみで行っているPCR検査を 検査装置を持っている以下の各部門でも出来るようにしてほしい。 ・大学 ・技能メーカー・ ・上下水送地を部門 ・自前隊? ・での他検査機器を保有する部署 また、検査技師にも大学の研究生や装置メーカーの担当者も加える。 また、検査技師とも大学の研究生や装置メーカーの担当者も加える。 また、検査技師にも大学の研究生や装置メーカーの担当者も加える。 また、検査技師にも大学の研究生や表置メーカーの担当者も加える。 また、検査技師にも大学の研究生や表置メーカーの担当者も加える。 また、検査技師にも大学の研究生とあれているが、このサイトのように、 WEBサーバーにて受付、登録、報告を行えば良い。 なお、現在の「国立関際医療研究センター」は研究のみ行うのではなく、 米国のCDCと同様の機能も付与する。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症に係る検査については、検査が必要な方がより迅速・スムー ズに検査を受けられるようにするとともに、感染拡大を防止する必要がある場合には広 く検査が受けられるよう、地方南生物死所、保健所、民間検査機関、医療機関、大学等 にも新型コロナウイルス感染症に係る検査にて協力いただとが重要であると 全機器の導入を支援するなど検査体帯の加充に取り組んだ結果、現在では、地方衛生 研究所、保健所、民間検査機関、医療機関、大学など幅広く検査にご協力いただいてい るところです。	-	対応	引き続き、インフルエンザの流行期も含めて、必要な方が迅速・スムーズに検査を受けられるよう、地方自治体等と協働して、検査体制の整備に努めてまいります。
24	令和2年10月19日	令和5年7月12日	役場業務の簡略 化、及び利用者の 滞在時間短縮化 業	投場で取得可能な書類をパソコン、スマホの専用アプリケーションから「受け取り参約:1回 来るようにする、支払いはアプリンに登録した方法で自動前払い。 検索 した うまで おいまから かまにが図れる。 また、予約時間に取りに参す、人には本人確認の上(本人展定とした)、大には本人確認の上(本人展)。 で提供する。	80、江中をとしいられま入しころで協会しています。 お必要があるなど、簡略化すくき際たる例だも考えます。 また、実際に役場についたあとも、各申請書などを書ぐために時間がかか りますので記入スペースが三窓になりがちですし、そもそもスペースが空 くのを待たされる事もありますので、提案の容が実現されれば利用者(市 思)としてエーマーンを選りなけまた。たる。それでは、	個人	総務省 法務省	【法務省】 戸籍機か本等の交付請求については、戸籍法施行規則79条の2において、市町村長の使用に係る電子計算機と請求をする者の使用に係る電子計算機と確認、通信回線で接続した電子情機を理解を使用に、電子申請を行う上ができるとされております。ただ、電子申請を前の上の事業を管理する各市町村の判断によることとされています。即提案のような制度を導入するかは、まず市町村において導入するかどうかを、判断した。とされています。即提案のような制度を導入するかは、まず市町村において導入するかどうかを判断し、当省の定める標準仕様に準拠したシステムを構築する必要があります。 【総務省】 【総務省】 「総務省」 には、コンピニエンスストア等における住民傷の写し等の各種証明書の自動を対付サービスロンピニスターとスストア等における性民傷の写し、中の毎年月1日によっと「エンスストア等において住民傷の手にも中籍証明書を取得することができます。今和9年4月1日によっては、同様により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1月1日により、150年1日により	戸籍法施行規則79 条の2	【法務省・総務省】 現行制度 下で対応可能	【法務省・総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。
25	令和2年10月19日	令和2年11月9日	一元的な文書管理システム	ワケわからん。 自衛隊でも使ってるけど、事務 官とか慣れてる人はいいけど 部隊でやってきた人がいきなり	そもそも文書管理は事務官でやってくれませんか。部隊で汗水重らして 現場でやってきた隊員を配置しないでほしい。 行政文書で事故起こしたら取り返しがつかない。部隊を巻きこむ大事件に なり、後ろ向きの作業に迫われ、任務差行に大きな影響を及ぼす危険が ある。それはそうだ、今まで文書管理システムなんか見たことも聞いたこ ともないような観象を配置しているのだから、しかシステムの持ちない の教育すらしていない。それでやれと言われても・やるしかないけど。め かくちゃ苦していない。それでやれと言われても・やるしかないけど。か も分からないし、そりゃンクルダウンする隊員は増えますよ、そんな補職 してたら・・部隊からいきなり返しの事やらせてるんだから。 みんなの幸せと安全のために、入隊してから文書とバコンニー同き合って もそからのました。大力・アブはある。 システム操作が分かりづらい、非常に分かりづらい。分かりづらいという のは問題だ。バカでも直感的に操作できるようなシステムに改善したほう がいい。 分かりづらいというのは事故の原因になりうる。 米軍の小戦や破事のマニュアルはよりである。 大事の小戦や破事のマニュアルはより行る。 大事の外がや戦事のマニュアルはよくかでも分かるように工夫したものを 作ったように、誰にでも理解できる言葉や表現を使ったマニュアルを作る というのも、いた、 行めたなどんだよれ。特に書を解しないからならないない。 対からないただよれ。特に書を解しているいではいかからないがんだと思う。 難しい言葉をペラペラ言われても・・。こないだまで高校生だった子らには 魅対分からないただまな。特に書を解していた。 職法明瞭を目指すべき。	個人	防衛省総務省	【防衛省】 行政文書管理は、公文書等の管理に関する法律に定められているとおり、防衛省を含む国の行政機関等が適切に取り組まなければならないものであり、職員の役職や職種に関わらず、また自衛官であろうと務官であるうと、職員一人以とりが公文書管理のルールを十分に理解した上で実践していくことが求められています。このため、防衛省においては、自衛官を含むを職員に対して、そ種教育や研修等を通じて行政文書管理・必要な知識や技能を向上させることに努めています。また、一元的な文書管理・必要な知識や技能を向上させることに努めています。また、一元的な文書管理・システムの保体を関係しついて、よりわかいやすい内容となるよう、実際の操作画面を記載したマニュアルを省内でも整備し、省内各機関等に周知を図っているところです。 【総務省】 文書管理・ステムについては、政府共通インフォメーションボードにおいて、文書管理・システムはでの機能を設にわたる操作マニュアルや初心者向けの活用マニュアル等を提供するとともに、初心者向けの・ラーニングや基本的な操作方法を理解している者向けの産学研修を開催するなど、利用者の利便性向上のための取組を行っています。		現行制度下で対応可能	【防衛省】 現状の対応に加え、新規採用職員や新たに文書管理の担当となった職員などにもわかりやすいマニュアルとなるよう努めてまいります。 【総務省】 引き続き、利用者の利便性向上に十分留意して、マニュアルの提供や研修の開催等を行います。
26	令和2年10月19日	令和2年11月9日	NHK受信料の公 平負担について	2.NHKの任意視聴(スクランブ ル化)	NHKの受信料の公平負担が曖昧であると思います。 払っている世帯・払っていない世帯があり不公平である。 全世帯義務化皮払いしない場合の罰則あり、 スクランブルレ の内されかを行うは、国民の中での不公平はなくなります。 また、NHKも受信料徴収にかかる経費の削減もでき、予算削減になります。 また、現状、弁理工資格を持たない集金人が値引きや設置日を空白にす るなどの弁理上注道を多犯しています。 支払い率40%(世帯での支払い率は6割ほどであると思われます)支払い 率100%でなければ公平ではありません。 いつまで、総務省・間はこのような国民の不利益になる状態を放置してい るのでしょうか?	個人	総務省		1及び2について 放送法第64条第1 数3について 放送法第15条及び 第16条	2及び3に	1について NHKの受信料制度については、園長・視聴者が納得のいく、公平なものであることが極めて重要であり、不断に検討を行うことが必要であると考えます。 2について 料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全間において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。 3について 国が放送の実施主体となる国営放送については、放送法により実現するか否かにかかわらず、放送制度の根本にかかわる問題であり、極めて慎重な検討が必要であると認識しています。

w =	所管省庁	回答	10		Appen i	提案	Tr Mr. da at	所管省户)検討結	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令	対応 分类	
27	令和2年10月19日	令和2年11月9日	教育現場での効率化	紙での管理で二重です。 (2)出席簿、週案の日付印刷日付があらかじめ印刷されたものを使いたいです。全教員が毎学期、日付を手書きしてしてるのか。 (3)タイムカード導入しまだに出勤簿は押印式で	(1)~(3) 細かいことですが、教員の無駄な作業を減らします。勤務時間をお互いに 把握することで適労を防ぎます。 (4) 節活動の問題点 1. 勤務時間外の活動時間の拘束 16:45に勤務終わりですが、18:30まで節活動で拘束されます。無賃です。 熱料料と集せで見、見及搬別は、人権侵害です。土日は3000円で1日拘 束、練習試合で遠方に行っても交通費は一切出ません。 2 各部活の大会の企画運営も一部教員がやつている 学校行事、授業準備、進路指導と同時進行です。教員本来の業務には 入っていないと思います。 以上問題点の根本的解決に、外部委託もしくは賃金の正当な支払いを提 楽します。やりがい搾取をやめてください。	個人	文部科学省	(1)(2)出席簿については各自治体等で定められています。 (3)働き方改革推進法による改正(平成31年4月1日施行)後の労働安全衛生法体系 において、タイムカードによる記録。電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法そ の他の通切な方法による労働時間の状況の犯盤が事業者の義務とされたこと節ま え、「公立学校の教育職員の無承務量の適切な管理をの他教育職員の服務を監督する教 音奏員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために第づくき措置に関する指針司において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間・3名教育委員において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間・3名教育委員は「24)において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間・3名教育委員は「24)部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教育権社の確保・ 4分部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教育権社の確保・ るために第する。 はとして、教育的意義を有する活動です。 一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の 課題であると考えております。	i切 育督 が対応 i及図	(1)~(3) 出席簿については、各自治体等で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。 出勤簿につきましても、それぞれで定められているものですが、にての活用やタイムカード等により法令上義務となっている客観的な勤務時間管理について、確実に取組を進めていただくよう教育委員会や学校に促しています。また、取組を使むことができるよう、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況についての調査結果を市区町村別に公表する等、文部科学名としては教育委員会等に対して、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。 (4) 文部科学省では、平成30年に策定した部活動のガイドラインにおいて、適切な部活動の実施や短時間で効果的な指導を推進するとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引車を行う部に動財連員しの配置を促進しております。加えて、先日(9月1日)「学校の働き方改革を踏まえた都活動改革」を取りまとめ、令和5年度以降の外日の部活動を段階的に地域に移行するための具体の改革方策についてお示したところです。と
28	令和2年10月19日	令和2年11月9日	道路や河川管理について	道路や河川の管理が完全に 総割りになっており、管理不足 になっています。例えば当路で は道路の外化を国文省で受け ておられ比較的迅速し対応頂 いていますが、横断歩道や倒 制構示は公安委員会の管理 になっていて、横断歩道の奏 東に道路を管理者が実施。それ より川側は可用を理者の管理 なので通行するのに見ないが です。現に備時県民島に千田 川の法面の除車をお願いに いますが、道路側は可能の に いますが、道路側は解算 に い、道路は一、 に い、道路は一、 に い、道路は一、 に い に い に い に い に い に い に い に い に い に	ある部分を改修するするとき、各管理者が同時に施工することにより、道路接続回数を減らしたり、同じような工事をするのにバラバラの業者を依頼するより一度に施工が完了すると税金の無駄も省けるのではないでしょうか。	個人	警察庁国土交通省	路面標示については、横断歩道等の道路標示は都道府県公安委員会、道路外側線等の区面線は道路管理者が設置者となっており、劣化により見づらくなった場合、それぞれの区分で補除等が行われています。 道路が占用にいる河川線防の除草については、道路近傍は交通安全上見通しを確保することを目的として道路管理者が、その他の部分は援防を健全な状態に保っことを目的として道路でである。そのため、目的に応じた時期や頻度でそれぞれの管理者による除草が行われています。	現行制作を対対	
29	令和2年10月19日	令和2年11月9日	ゴミステーション設置に関して	県道の路側における、ごみの 集積所の設置を許可してもら いたい。 設置は私有地に限るというの は現実的ではない。	まず、町の環境課に対してゴミ集積所としての許可申請をしたのですがそれはすんなり通りました。	個人	国土交通省	道路法第33条に道路に物件を占用する場合の基準として、道路の敷地外に余地が無いためやむを得ないもの(無余地性)であることや道路構造上に著しい支険がないこと等が 規定されております。 また、無余地性の基準の取扱いについては、2000年2番が判断するに当たり、経済的 な要素や利用者の利仰等を含めた路般の事情を考慮できるとなっております。 そのため、提案意見にあります「国道や興道の路側には一切の工作物を置くことは許可 できない」ということは誤りであると考えます。	現行制力下的対象	度 どのような形状のゴミステーションであるか、県がどのような警告のもとで断った等の詳細が不明であるため一般論での回答となりますが、道路に物件を設置する際は、道路管理者(今回の場合は県)において、無余地性等の基準に照らし適切に判断されるものと考えます。
30	令和2年10月19日	令和2年11月9日	高速道路の渋滞 緩和策について	・ダイナミック・ブライシング(価格変動設定)・ETO護務化 ダイナミック・ブライシング(価格変動設定)を導入すればい に変し強いは対象が自動的に高くなるようにするのかた。 理も通りより外側からかので、 理も通りより外側からかので、 でででは、一般では、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 では、 では、 では、	20:単紀201 〒(五1) AAC	個人	国土交通省	都市前における道路健全や、高速道路における機動的な料金変更を可能とする仕組みの導入にあたっての課題の整理を進めております。 また、東京の20オリンピック・パラリンピック競技大会期間中における首都高の流動確保のため、首部高の対金施策令を実施します。 なお、ETC専用運用については、スマートにや首都高速道路の横浜北線馬場入口など、一部の料金所で実施しているところです。	置 検討に	ご提案のありました交通需要調整のための料金施策等については、東京2020オリンピック・バラリンピック競技大会期間中に実施する首都高速道路の料金施策の効果等を踏ま着手、表検技権進してまいります。また、ETC利用状況等の各高速道路会社を取り巻く状況を考慮しつつ、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進してまいります。

	所管省庁	回答	10 to to to	154 - 54 4 4 4		提案	提案 所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令		応の 分類 対応の概要	備考
31	令和2年10月19日	令和2年11月9日	農業に関する補助金について、一本化出来ないか	金と同じ内容で名前を変えた	農水省では6次産業化の/ウハウは無いため(生産や農地管理が主となるため、農林事務所や普及センターに経営についてアドバイス出来る分野ではない)その為、経産省、商工会など、食品加工、流通素が得意な省・一括して管理してはどうだろうか、ケースパイケースで生産関係を全てからにおぎ事業として行った方が良いのか、業界を越えたマッチングの方が費用対決乗が高いのかなど、より経営の事門化、アドバイザーなどがフォローアップ出来る環境があるため、経産省の農商工連携に一本化した方がよいのでは無いだろうか。	個人	農林水産省	6次度業化は、一次産業としての最林漁業と二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との一体化に向けた個々の農林水産事業者による取根です。一方、農商工等連携は、中小企業者自株漁業者とが複数的に遭視して実施する事業の、日本では、中小企業者自然は無常を必ずない。1、10年の日本では、中心を実施を開発しているのでは、1、10年の日本では、1、	等創農保証 (当年 (1年 (1年 (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年)	農林水産省では、生産段階のみならず、食品加工、食品流通も所管しており、こうした 知見も生かしつつ、農林漁業者が行うら次産業化の支援事業の中で、中小事業者と連 摂して行う農商工等連続の取組も支援の対象とするなど面制度の一体的な運用を行 できたところであり、例えば、経営改善や経営全体を見渡せる専門家を派遣する体制を 整備しております。 引き続き、どちらの取組の実施者であっても利便性を損なうことなく必要な支援が得ら れるよう連用してまいります。	5
32	令和2年10月19日	令和2年11月9日	警視庁の紛失物保管の改善	AI 画像認識技術 + 位置履歴サービス による紛失物返 超率向上 以下 による紛失物を 対率向上 が	先日車と家のカギを道路で売しました、 特徴的な目印があるにもかかららず紛失物は"鍵"としか書かれず、"赤色のミーゲームコントローラーの飾りあり、3~4個のカギのがしまえるパインダーがついている「などの地か、情報は書かれず、上記のような情報で見つかるわけがない。 データベースに船失物の写真もないらしく、紛失物の調書に関しても手書き、特徴を文字にして記載するだけ、一日の紛失物の設力は数千にも上るため、まず出てくることはないと担当者から言われました。 見つけてくれる気がないのが目に見えており、"単に仕事をしているふりをしている"警察音を見て直失望しました。 経済的又は社会的な効果 日本の一日の紛失物に5000以上あり、それらのうち実際に持ち主のもとしている。「認べていただければすぐわかると思います。」 (年管費用の側、ないただければすぐわかると思います。) (年管費用の側、物失物に強力を発展した。 手書きの調書・データ化・サーバーへの反映 写真アップロード・サーバー自動データベース化 警察官の作業の簡略化	個人	警察庁	拾得者又は施設占有者から物件の提出を受けたときは、拾得物件控書及び拾得物件 預り書を作成して提出者、物件の提出をした拾得者又は施設占有者)に拾得物件預り書 を交付し、当然物件に係る所有権、報労金命に関する説明を行います。 拾得物件とその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係 透遺朱阁が基本確認するほか、システムにより服金を行います。 遺失者から物を遺失した旨の届出(遺失届)を受けたときは、遺失届出書により受理 し、直ちに受理番号を付すととは、物件の種類及び特徴、遺失の日時及び場所その他 多要な事項を書面に記載し、以電量的に記憶します。 また、当族物件とその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる拾 得物件の有無を確認するほか、システムにより服金を行います。	元 規則 ₹、第 検討	連失届と恰得物件の照合確度を高めるため、連失物管理システムへの入力方法を制を予定 シーにするなどの取組を行っているところですが、拾得物の画像を撮影する際、プライバシーに関わるものを無制限し載せないようにする必要があるほか、導入のための開発費用なども必要となるため、これらの課題も併せて、検討を行ってまいります。	:
33	令和2年10月19日	令和2年11月9日	公務員の身分保障撤廃	・役人が体たらくなのは、どれだけ能力が低くても身分保障があるからです。 ・成果ベースで能力をジャッジできるよう、仕組みそのものを改革お願いします。	・組織全体の生産性向上 ・行改コスト削減 ・民間からの有能な人材の登用	個人	人事院内閣官房	[人事院] ・職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、際任され、休職され、又は免職されることはないとされており、この公務員の身分保障は、公務の中立性、公生を確保し、その適正かつ能率的な運営を図るため、成績主義の原則の下、職員が全体の奉仕者として情実に左右されずに職務を行い、恋意的にその職を奪われることのないようにすることを目的として定められています。・・このように、法律又は人事院規則に定める事由に該当する場合、倶体的には、勤務実・・このように、法律又は人事院規則に定める事由に該当する場合、倶体的には、勤務、第一名第7条、第八名を行いた。本人の意に反する分限処分(降任又は免職)を行うことができることとされています。 「内閣官房」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	則1 現行 基 を関す 能 基 基 関 基	・制度 対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。	
34	令和2年10月19日	令和2年11月9日	政府専用チャンネル	テレビ、ラジオ、ネットで政府が 政策している一連や総理会見、政 など。各行政機関の会見、政 策など、原介、省の会見、政 策など、政府に関わる事全部を 流す。 緊急時の政府対策、役所の対 策などをくりかえしながす。	NHKはいらない。 民法放送のいいかけんなのを見ないですむ 直接国民に伝わる 最後国民の声が聞ける 各政党の議論を更て各政党の考えが見て聞くことができる 政府側はクリーンなことをアビールできる 緊急時は避難。自衛隊の要請、水や食料、避難場所、政府の対策、政府 と専門の話しるこれ対策など NHKに出している政府のお金を専用チャンネルに回す	個人	内閣官房 内閣府 総務省	政府の広報活動は、各府省庁において行われていますが、その上で、内閣広報室及び 政府広報室において、政府全体の立場から、政府の重要政策について、各府省庁と協 議・調整を行い、役割分担をしながら、政府として一体的かつ効率的・効果的な広報活 動を行っています。 現体的には、内閣が進める重要政策や総理の動向等について、各府省庁等と連携しつ つ、首相匹がホームページやソーシャルメディアを活用し、情報発信を行っています。 また、政府の重要政策へ、国民生活に関わりの思いテーマについて、テルビの仲や80番組、デンプ番組、新聞・雑誌広告、政府インターネットテレビ等、様々な媒体を活用して、広報を実施しています。 政府からの情報発信は重要であり、引き続き、効率的・効果的な広報活動を進める観点 から、様々な媒体を活用してまいりたいと思います。	そのイ	他 制度の現状機に記載のとおりです。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
畨	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅備考
Ş	35	令和2年10月19日	令和2年11月9日	エネルギー問題 統括省庁の設置	省から独立させ、国家としての	温室効果ガス(GHG)の排出を2050年に向けて80%削減するという日本のGHG排出削減目程は良く知られているが、その速成に向けた過程に係る具体的な影明をあまり耳にすることはない、具体的な道程の策定が難しい理由としては、この目便の速度自体が困難するるといる。脱炭素化に可けた社会システムの様変という既存の産業・技術の垣根を超えた「全体包括的」な終計が必須であり、産業・学術界との道機も会かと上で関連する省下間の調整が不可欠であることも大きな夢図であると考える。近、運輸の労の燃料額、変施・産業分野での勢悪、と参戦したかるエネルギー供給を確保しつつ低炭素化社会全実現するためには関連するそ所(接座、文料、国文、農水、環境など)まとび産業・学術界との連携を通して「全体包括的」な戦略とその実現・の道程の策定をよれ、一定を通じて全体包括的は戦略とその実現・の道程の策定をする。経緯、が必要であると考える。経産者の下部組織として、受力で発生する組織が必要であると考える。経産者の下部組織とで、現存の省庁の枠を超えた、国家的立場からの戦略を策定、実行する組織とする。	個人	経済産業省	黄瀬エネルギー庁は経済産業省の外局として置かれています。	经济産業省設置法 (平成十一年法律 第九十九号)第14 条第1項		温室効果がスの排出削減については、令和2年10月26日に行われた、第203回臨時国会における音内閣総理大臣の所信養明演説において、「東が国は、2050年までに、温効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭リオと会の実現を目指すことを、ここに宣言いたはます。」と表明されました。これを受け、同日に行われた梶山経済産業大臣の記者会見において、カーボンニューラルを目指す上で不可交な、水素 善電池、カーボンリューリル、洋上風力などの重要分野について、年末を日遠に実行計画を主とめること等を発表しました。カーボンニュートラルは、日本の設力を挙げての取組が必要であり、日本の成長戦弱そのものです。他方で、エネルギーの安定状態を確保するためには、資源を担め、「大田などの重要するのです。他方で、エネルギーの安定状態を確保するためには、資源保有国との適高交渉等が必要になることがり、その政策は産業収抜及び適高政策と一体不明分です。そのため、エネルギーの各政策を一定的に、環境が全世の出いためには、産業・適高・エネルギーの各政策を一定的に展開すること必要であり、これとを所管する経済産業ともして、本省関係部局と資源エネルギー所が密接に連携して即り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。また、例えば、カーボンニートラルの追加を議論する影会資源エネルギー研答会と連携に表現などのようないよった。「大田ない」といまないます。また、例えば、カーボンニートラルの追加を議論する影会資源エネルギー研済を発達連携して即り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。また、例えば、カーボンニートラルの追加を認識する影会資源エネルギー研査会やグリーンイノイーション戦略推進会議、地球温暖化対策を総合的かっ計画的に推進するがいるとことであり、現在の組織構造の下でも着楽に対応できたいると考えています。	長 ト 各毎 こ こ ここ
Ş	36	令和2年10月19日	令和2年11月9日	内閣官房・内閣府 の組織スリム化で 国家公務員のや る気を増やそう	いうのは、ぴっくりです。 これで総割り是正をしていると いうのは、違うと思います。 ぜひ、内閣官房・内閣府の組 織スリム化をお願います。 一重、三重行政になっていて、 国家公務員の若手は疲労ば かりが溜まっていると思いま す。	民間出向や非正規採用を減らせば、もっとやる気のある公務員を採用できると思います。 きると思います。 公務員がしっかりすれば、政治家や大企業などの恣意的介入を防ぐこと	個人	内閣官房 内閣府	内閣がその時々の国政の最重要課題に戦略的に対応していたからに、それを支える内閣官房・内閣府が時々の政策の方向付けを行っています。 府省機能的な対応を要する内閣の重要政策課題が増えてくる中、平成27年には、内 報官房・内閣所が政策の方向付けに乗をできるようにする場の親点から、内閣官房・内閣庁の事務の一部を各府省に移管するとともに、関係省庁による総合調整の仕組みを 新たに法制化する見直しを行いました。	に関する機能強化 のための国家行政 組織法等の一部を	現行制度 下で対応可能	可 引き続き、内閣官房・内閣府がその時々の国政の最重要課題に戦略的に対応していく ために、不断の見直しを実施していきます。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果		
~~~	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
	37	令和2年10月29日	令和2年12月16日	マイナンバーカー ド普及と国勢調査 必要情報につい て	マイナンバーカード普及の為 申請はしやすくし、妨ける仕組 みであってはならない、国勢調 査は不必要な情報は取らな い、許欺を疑う。	マイナンバーカード使って給付金、マイナポイント申請の為アプリダウンロードするもの3度い世末ず。最新機種でイナポイナ説明報表の名の最い、他、アプリダウンロード不可の設備機をイナポイナ説明は日本のであり、他、原本の説明確認してないと思われるほど各相末へ他の情報必須となってた。統計グラブにいる?必要理由書いてあったが意味不明。給付金申請なら必要だが続計にはいらない。詐欺を疑い本物か調べてしまった。必要情報は厳選すべき。	個人	内閣務省	「内閣府] マイナボータルをご利用いただくための環境として、推奨しているOSは以下のとおりです。 また、マイナボータルAPI 対応しているスマートフォンは、順次対応機種の拡大に努めており、マイナボータルAPI 対応しているスマートフォンは、順次対応機種の拡大に努めており、マイナボータルの「よくあるご質問」(https://faqmyna.gojp/) から確認することができます。 なお、OSやブラウザで新しい、ベージョンがリリースされた場合、マイナボータルAPが対応するまで一定期間要する場合があります。 Windows Microsoft Windows 10、Microsoft Windows 8.1 Macintosh macOS Oztalina (バージョン10.15以上) macOS High Sierra (バージョン10.15以上) macOS High Sierra (バージョン10.13以上) Android Android 6.0~10.0 iOS 13.1以上  【総務省】(前段 バージョン10.13以上) (おり、アンドル・アブリの対応機種(については、NFC機能が搭載されているか等各メーカーでインがパイントの対策を関係のように、ファッドのようでは、大きでは、アンドイントの対策を対している。 では、スイタイ・バーバーの対策を対している。 アンドイントの対策を対している。 アンドイントの対策を対している。 アンドル・アブリの対応機関のエキャイ・ア・バートの対策を対している。 アンドル・アンドル は関係的な手様でイナボーン・アブリの対応機関の関係のできまで、マイボーンでは、アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・	【総務省】 (後段) 統計法	【内閣府 その他 【総務省】 (新辞】 着 (後段)可	【内閣府】 マイナポータルをご利用いただくための環境につきましては、スマートフォンの新機種をOs・ブラウナの新いいージョンがリリースされ次第、できるだけ早く対応できるよう努めているところですが、対応がディするまでは時間がかれることがごさいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
:	38	令和2年10月29日	令和2年11月24日	整査等委員会の 設置について	する機関を設け、もしくは、監査法人、弁護士法人に委託し、 団体の客観的機能評価を	以前、東京児童相談所で児童虐待とし、次男、続いて長男を保護され引き離された。保護された当日は、大型連体前ということもあり、学校職員、児童相談所職員とも対なしておらず、連体中は「誘致かれたのではないか」と不安になった。その後、との職員の挑発的な電話対応で活かさら、混線し、結局、私が并建士を雇い、急展開した。費用もさることながら、調停組婚時に乗り間から、現機・監護権とは扱められた「母親の会」のも、一部職員が、子供の意に反し、監護権をは《奪するという職権乱用にある、一部職員が、子供の意に反し、監護権をは《奪するという職権乱用した。一般が実施して来た職員と、2~3週間で、2回、3回と変わり、そのような権事を付与された機関の対応とはは、かかに信じがかった。解決後間けば、との職員も、ひと昔の用制度で長期れた居産り型で、クローズアップされた「虚特問題」により、新たに与えれた事態や封下のよのとのと、東に問題を抱ている家庭の児童は一向に教えず、付け入り易い母子家庭を狙い、場みに付け込み仕事をしている。最終にも、選挙した、金属では一向に教えず、付け入り易い母子家庭を狙い、場みに付け込み仕事をしているとした母えない公務負に情りを感じる。是非とも、監査負に相当する機関を設置し、職員の精神状態、能力、組織の機能状態を評価し、公表して頂きたい。	個人	総務省	地方公共団体の職員は、人事評価や勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合や、その職に必要な適格性を欠く場合には、その意に反して降任させることができるとされています。(他力公務員法第23条の実事)項)また、職員の執務については、定期的に人事評価が行われ、任命権者はその結果でした措置を指象、昇格、勤勉事当の音変、除任、転任等)を請しなければならないとされています。(地方公務員法第23条の2第1項、第23条の3)なお、地方公共団体には、議会の同意を得「選任される監査委員を置てとされており、監査委員は、必要があると認めるときは、組織、人員、事務処理方法その他行政遺営金銀について監査を行うことができるとされています。(地方自治法第195条、第196条、第199条第2項)	地方公務員法第25条、第23条の2、第 条、第23条の2、第 23条の3、地方員 治法第195条、第 196条、第199条	現行制度	各自治体における職員の任用と業務の管理については、各自治体が任命権者という 1地位で責任を負うべきものとされています。 なお、各自治体に置かれている監査委員の制度も活用することができます。	
:	39	令和2年10月29日	令和2年12月16日	年金機構につい て	日あり年金機構の職員でなく	高齢化社会の中で業務委託して関民の年金・税金を無駄にしてよいのでしょうかっまた業務委託された民間企業の職員は個人の情報を知りえることになります。個人情報の保護も今般問題になっているところです。民間委託は絶対にやめてもらいたい。	個人	厚生労働省	官民競争入札・民間競争入札(いわゆる市場化テスト)を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉	面の業務運営に関する基本計画(平成20年7月29日閣議決定) 競決定) 競失サービスの公共ではスロースの では、第25条、第25条、第25条、第25条、第25条、第25条、第25条、第25条	対応不可	網議決定及び法令の規定に基づき、個人情報の厳格な管理の下で、業務効率化やコスト削減、国民サービスの向上を図るため、民間委託により実施してまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
40	令和2年10月29日	令和2年11月24日	せる行政機関の 横連携がなく、縦	・設備 施設を設置する行政側機関(国文省、役所の道路管理者) (投所の道路管理者) (支藤の速度道反を取締る機関(警察) この連携が取れていない緩割り行政が大きく存在しています。	表が家(杉並区住宅街)の前の生活道路は特に環状八号高井戸陸橋の 渋滞を避ける一般車両の抜け道になっていて特に毎朝、また日中も日常 的に 危後、騒音、振動に悩まされています。 道路には速度の4中規制の 権職と路面構示がしつかり施されています が、守る車両は一台もありません。 行政側はこのような役債・施設面では予算をかけ、規制表示をするもの の、進度する車両にそれを守らせる条件的な行為が無いのが実態です。 たくそんの予算をかけて施設 投稿を整備しながら、まつたぐ守せられな いのであれば、大きなご事の無駄遣いだと思います。 これは横断歩を投資、整備するものの 歩音が強ろうとしても止まろう としない車が多い現状た同様です。ようや人横断歩道については日本を訪 れる外国人の最更等が反映され、警察で服命が適からかは歩さいようです が、おかしな話、生活道路での速度が場合りについては日本を訪 が、まかしな話、生活道路での速度が場合りについては日本を訪 が、まかしな話、生活道路での速度が場合りについては日本を訪 が、まかしな話、生活道路での速度が場合りについては一本では一般で 様所や 取締る際 安全を保っ場所がないから取締りができない。無責 任かつ理解できない理由を云うばかけです。 まずはこのような実態での速度が高されている。 を紹介が表がないから取締りができないと、無責 任かつ理解できない理由を云うばかけです。 まずはこのような実態での後ままに着手いただき、この国に存在する多く の機割り行政の改善を大きく望みます。	個人	警察庁 国土交通省	現在、小型で人力での搬送、少人数・省スペースでの使用が可能な可搬式速度速反 自動取締装置の全国的な整備拡充を進めるとともに、生活道路等において、これを活用 した交通取締りや交通安全指導など、速度規制等の実効性を確保するための取組を 行っています。	道路交通法第22条 第1項	対応	引き続き、可搬式速度違反自動取締装置を活用することなどにより、生活道路等における適切な交通指導取締りを行ってまいります。
41	令和2年10月29日	令和2年11月24日	同じ監督省庁内での維制がを何とかしてください。	障害者りの生活保護受給者です、生保、年金、ハローワーフ、どれも厚労省の管轄なの に破割り過ぎで自分も逐感にになるし、ケース・カーが等に見ていても大変と、ケース・カーでは一般に関いて年金機割りもあって変な。月に振り込みがと感じ番号がしてもでは割りなんがと感じ番号が代です。 では、このような苦情が楽ることもなく効率も上がると思いますが、これもな務員の政権権益でしょうか。	上記したように障害年金を買いつつ、病気のため生活保護になり、コロナで職を失ったものです。 3月に障害者を全申請し4月から支給決定があり、8月に実際に支給されました。その際、昨年10月からの特別支給も同時に振り込まれるとおっていた。ですが、そちらは9月にルニークンの実業格付が出たのですが、そちらは9月にルニークンの実業格付が出たのですが、そちらは9月でルニーのと9月にルコークークの失業格付が出たのですが、もちろん生活保護ですからそのまま返還すればいいと思っていました。しかし現状は年金、特別支給、欠業手を申告しそれを計算して、翌月の生活保護に支給額に反映させるという事常に手間のかからシステムになっています。書画に支給してそれを全部返還すれば面倒な計策もいらないと思います。 それが全部呼ぶ者管轄であり、生保は土地によって微妙に運用が違っているようです。 これでは行政の統一性なんで夢のまた夢です。 そして何より公務員試験は非等でしかなく、勉強だけしてれば政治家以上に庶民感変などなくても出世できるし、民間がどのようになっていてもお様いなしできる仕事です。 の日かざかって回の売り上げが落ちれば、社員である公務員の給料は据公務員試験は非常でしたがよりました。 とが日本には定める公務日本以上は命齢制度があり、民間でキャリアを積んでもその頃には受けることすらできません。 設治家以上に民息を気にすることなく納坐がかける訳です。 公復という言葉はどこに行ったのでしょう。 今一度主権は出たあるのか、この国を実際に回しているのは誰なのか考えてほしいです。	個人	厚生労働省	生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	生活保護法	対応不可	制度の趣旨を踏まえ、各種の給付金や手当等利用しうる制度を活用してもなお生活保護の基準となる側に満たない場合に、足りない費用を保護費として支給しており、必要な保護費を把握するために収入を申告していただくことが必要と考えています。
42	令和2年10月29日	令和2年11月24日	完全キャッシュレ ス化	完全キャッシュレス化を希望します。 キャッシュレス化の時代において既得権益として貨幣と関立 の製造業が無理矢理延命されています。 全ての決済システムから貨幣 と硬貨を除外してほしいです。	貨幣や硬貨の製造コスト削減になるから。 商売において現金の管理コストの削減につながるから。	個人	財務省経済産業省	「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第2条第3項において、通貨とは、貨幣及 び日本銀行が発行する銀行券とされております。	通貨の単位及び貨幣の発行等に関す 書の発行等に関する法律第2条3項	対応不可	貨幣は日常の支払いにおいて頻繁に用いられており、廃止した場合、国民の経済取引 に不便を招くと予想されますので、現時点において、貨幣を廃止することは考えておりま せん。
43	令和2年10月29日	令和2年11月24日	急に横ぐしに活用 し、コストダウン	居るのをすべてクラウドにて統 合し、検査のし直し・重複、医 療の効率化、など。これは現 状でも厚生省がやろうとすれ ば出来ること。厚生省の怠慢 でしかない)、所得・祝務処理、 免許書、パスポート、年金管 理、住民票・戸籍票、、、など、 同じ番号ですべてが、統一で	・行政の解割りから生じる作業の重複、無駄がななるこれすべてが役人の数に相当する。役人の一人当たり生産性は、現状低い、社会全体の人の数に相当する。役人の一人当たり生産性は、現状低い、社会全体の企業をとしたがやってほしい、その数の削減を提案しているのではない、そうできればそれに起した。ことはないが、一番気になるのは、現状の手作業、重複作業などで無駄な仕事をしている役人に、もっと、未来、国民が望むゲービスに携わってほしい。これは、民間の勢動、なども伴うことになるが、これは、民間の支にしているになってはいい。行政に対い方は、大権というのはよるしくない。一キっと重要と解析として、・一提、医療、保健、徐袞、安全保障、教育、、など多々あるが、足し算(既存の組織は温符し、追加部がのみ追う、引き算を知らない行政)しか知らない組織に温行し、追加部がのみ追う、引き事を知らない行政)しか知らない組織に当行し、追加部がのみ追う、引き事を知らない行政)しか知らない組織に対してもっと常識を持ち込むべき	個人	内關官房	以機関的の情報連携を実施することにより、これまで行政機関に死行を中請し、添付する必要のあった住民票の写しや課税証明書等の書類を省略可能とするなど、行政の効率ルースと、不関目の利便性のした実現してもています。	行政手続における 特定の個人を識別 するための都号の 利用等に関する法律 第27号)第19条第 7号	現行制度 下で対応可	情報連携は、従来必要であった添付書類を省略し、固民の利便性を高め、行政の効率 化を目指すマイナンバー制度の視幹となるものであり、それぞれの制度を所管する府省 と協力しながら、引き続き、情報連携の効果が最大限免揮されるよう取り組んでまいりま す。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>		
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
4	14	令和2年10月29日	令和2年11月24日	【維割り110】政府間の情報共有を 可能に(個人情報 保護法改正含む)	ている ・業務の総割りをなくすには、情報の縦割りをなくすのか一番である ・既に総券者において個人情報の保有状況は把握済みであり、検討の俎上は整つている ・直近の例では国勢調査であるがこれは不要である	出生の年月 世帯主との続柄 配偶の関係	個人	総務省	国勢調査の調査事項は統計法に基づく統計委員会への諮問審議を経て、総務大臣からの承認を受け定められております。(※令和2年調査において、「住宅の床面積」は調査事項の合所後にしてはず、 既存の行政記録では、国勢調査の調査事項の全てを代替することは困難です。 なお、一部事項にはなりますが、回答が得られなかった場合について、現時点でも行政 記録情報を活用しています。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
4	45	令和2年10月29日	令和2年11月24日	公共事業の発注 時期の及び工期 設定について	現在、官公庁や自治体の公共 工事の納期設定が1月から3 月の年度末に集中している。 これを年間温での執期設定 とする。それにより金額的なメ リットが場合できるとともに、 き方改革で時間外勤務の低減 が期待できます。		個人	国土交通省 総務省 財務省	その他の必要な措置を講ずること	及び契約の適正化 の促進に関する法 律第17条第2項第	現行制度 下で対応可 ;能	これまで、国土交通省直轄工事では、適正な工期を設定するとともに、国庫債務負担 行為の活用等により施工時期の平準化の取組を進め、できたとろです。 また、取扱が比較的速れている市区町村において、これらの取組を推進することが重 要なあると認識しており、地方公共団体に対して、債務負担行為の積極的な活用、総裁 割度の適切な活用などの平準化に向けた取組について、総務合と国生交通るの連名で おり返し要請を行ってきたところです。 さらに、地方公共団体としの平準化の進捗、取組状況を「見える化」するとともに、平準 化の取組事例集の作成・配布、都道府県公契連を道した取組促進のほか、取組が進ん でいない地方公共団体に対する直接傷別の働きかけを行うなど、様々な機会を利用して 取組の改善を働きかけているところです。 加えて、地域先注者協議会においては、新たに全国統一指標として、施工時期の平準 化を見える化する指揮である地域平準化率を決定、公表し、改善に向けて継続的にフォ ローアップするとしたところです。 引き続き、都道府県公契連や地域発注者協議会等を通じて、国、都道府県、市町村が 連携しながら、施工時期の平準化を進めてまいります。	
4	46	令和2年10月29日	令和2年11月24日	Twitter	行政改革推進本部事務局の Twitterがあんまり更新されて ないので、 河野太郎大臣更新お願いしま す。	止まってる更新、河野太郎大臣だったら、更新してくれると思うから。	個人	内閣官房	行政改革推進本部事務局においては、政府の行政改革の取組に対する国民の御理解 を深めていただくため、Twitterをはじめ、SNSを活用して情報発信をしております。		その他	現在も秋の行政事業レビューの開催案内レビューシートへの意見公募、規制改革・行政 改革ホットラインの開設等、国民に広(周知したい事項等がある場合には、随時でwitter 等の更新を行っているところであり、行政改革の取組に対して、国民の御理解を得られ るよう今後ともSNSの活用を行ってまいります。	
4	47	令和2年10月29日	令和2年12月16日	海外にいる際の 年金機構との連 総方法について	せは受け付けられませんと信 われま」た。日スイス社会保 隣站定 国民生金・国民健康保 接適用延期書の発行を日本で 行ったのですが、現地で免除 を受けるためには追加の書演 提出や日本の年金機構からの サイン等のメール送付が必要 と言われました。しかしなが ら、日本の年金機構とは電話 のみで電子データでのやり取	日本で年金や国民健康保険を納めながら、海外に出張や留学等で滞在する邦人は数多へいます。年金に関する問い合わせが不便なく利用できることは、行政サービスとして最低限求められることだと思います。(1)海外に滞在中の邦人に対し、年金等に関する問い合わせで電話以外のコミニケーション方法を作ってほしいです(メール、本人確認が必要なら2のの等ビデラ会議形式にすればよい)、(2)日スイス社会保障協定 国民年金・国民健康保険 適用証明書関連の問い合わせ先が、日本での任所地の市前村の年金専務所となっているが、日本での任所地の市前村の年金専務所となっているが、日本での任所地の担当者は、取り扱い経験がないので、制度について会くかかっておらず書類の不偏しも気づけなかった。(3)「英語を理解できる窓口担当」を置き、滞在国側からの追加資料へのサイン等の多型に応えてほしい。社会保障協定をせっかく結んでいるのに、結局活用できない。	個人	厚生労働省	日本年金機構における年金に関する相談の手法は、「来訪相談」・「電話相談」「文書相談」があり、以下の拠点で対応を行っています。 ①来訪相談(対面): 年金事務所(分室を含む)、街角の年金相談センター(オフィス)、市町村等の外部を増で行う出援相談 ②電話相談: コールセンター ②電話相談: コールセンター ③文書相談: マールセンター ③文書相談: マールセンター ③文書相談: マールセンター ジャージャーとは「おいては、電話を利用した通訳サービス(マルテランゲージサービス)を提他しております。 国民年金に加入し、一時的にスイス国内で歌がする人が、スイスの年金制度へ加加入が免除されるためには、日スイス社会保険協定に基づき: 日本の年金制度へ加加入でいる保護を持ちれる。 3年後年後に加入している上とでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(1)なし (2)(3)社会保日本保証 (2)(3)社会保日本保証 (2)(3)社会保証 (2)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	(1)検討に 着手 (2)(3)そ の他	(1)日本年金機構においては、個人情報を保護する観点から、インターネットの利用については制限しております。 一方で、海外居住者をはじめとする様々な方々から、電話以外のコミューケーションに対する要望が客せられている現状もあり、舎飲の報辺コロナウイルス感を発にしかかる現下の状況等を踏まえ、今後、お客様に提供するサービスのオンライン化について、個人情報をもり取りする安全な環境の確保等に十分留意しつつ、検討してまいりたいと考えております。 (2)(3)本件については、日スイス社会保障協定の適用証明書をスイス実施機関に提示したところ、追加の書類提出等を求められ、その結果スイス年金制度が免除されなかったことに関するご提案との前提で回答いてします。日スイス社会保険にの規定に基づき、スイス年金制度の適用の免除を受けるためには、適用証明書の次付申請金の受けは引き扱いでますので、スイスの実施機関に対て事実関係を確認し、必要な対応を行ってまいります。また、適用証明書の文付申請金の受付は引き組みで表が行えるよう、スイス現地では追加の書類また、適用証明書の文付は引き書の受付は引き続き年金事務所で行うことが適当と考えておりますが、より適切に年金事務所で表務が行えるよう、スイス現地では追加の書類提出が不要さあることなど業務先の手続についても適切な関係を行った。また、年金事務所に対して、不明確な事象があれば日本年金機構本部に照会のうえ対応することなど後像にしてまいります。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
4	18	令和2年10月29日	令和3年7月20日	新型コロナウイル スのPCR検査を 受けられない人へ の受付窓口設置 について	日本がすぐに必要なのは、コ ロナ患者さんの受け入れ先の 確保です。そういうことが可能 であるなら「検査難民110番」 を、河野太郎氏が設置した ホームページのようなスタイル で、厚労省もしくは厚労大臣の	保健所や病院に電話をしても受け入れを拒否される、そもそも電話が通じない、というケースの場合、最終的に相談する窓口がどこにもないのが	個人	厚生労働省		令和2年9月4日 付厚生労働省新型 コロナ対策本部率 汚連絡「次のインプ 大工ンザ流を 記して えた体制整備につ いて」	下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。
4	19	令和2年10月29日	令和2年11月24日	縦割り行政を排 し、地方にもっと 権限を。	コロナの時にも、政府が腰が 重いため、地方自治体が自主 的にロックダウンに近いことを していました。これからは、道 州制のようにもう少し権限を分 散すべきだと思います。	今日(こんにち)コロナを含めて激基災害が増えてきました。地方自治体は、現地で対応に当たっている人たちです。そのため早く行動できるのは 現地の地方自治体です。私は都内に住んでいますが、これからもっと、地 方自治体に権限が必要だと思います。もっと国の機関は集中しないで もっと少なくていいと思います。	個人	内閣府総務省	これまで、地方の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた地方分権一括法(第1次~第4次)により、地方への権限移譲や規制緩和を進めてきました。 平成28年からは、地方からの発意に基づき、住民に身近な課題を一つ一つ具体的に解決する手法(提案募集方式)を導入し、権限移譲等に関する地方からの提案にきめ細かく対応しています。	なし	対応	今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方への権 限移譲や規制緩和を着実に進めていきます。
5	60	令和2年10月29日	令和4年10月12日	日本におけるデジタル社会の構築計画	別システムばかりを各省庁が パラパラに対応していたので はますまず傷は深くなります。 先ずはデジタル庁がリードして 大変を検討します。その間に 新規創別シストは開発は基本 りに連続する。2年で計画し、3 年間で行政、教育、医療、生 活などの業務に失過なシスト ムブラットフォケームを使り、全 国民が標準的なサービスを受	現在の日本国のシステムは、全てが個別最適で作られており、このままの形で(データベースが個別)は、標準サービスを提供するための仕組みか、国民への様々なサービスを早(提供するためのデータやシステムの効率利用が出来ない状態になってしまっています。これを被置して更に新たな部分最適、改集毎のシステム化)を進めていくと更にシステムが複雑になり、且つセキュリティなどでも複雑であるが故に読弱さが残ってしまいます。とにかく今の状態を充ずは凍結して5年後の日本のデジタルブラットフォームを早急に議論して、気勢状態を使の日本のデジタルであいるである。ものから順次構築していくようにします。これにより各合庁や各地で行っている個別システムが標準化され、体動のて大きなスト州議が図られるばかりで無く、メンテナンスの商素化、将来へのデジタル化計画も他国と十分に載素く、メンテナンスの商素化、将来へのデジタル化計画も他国と十分に載えるものによります。様々なサービスの向上、教育の均一化、医療データの活用など計り知れない効果を生むことが出来ます。	グリットコティ ンサルティ 会社 会社		「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」では、以下のとおり、画・地方公共団体・民間を進したアーキテクチャの何未像を整理し、デジタル庁が中心となって必要な制度・システムの核計を進めることされています。 デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)・沙-第6 デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)・沙-第6 デジタル社会の実現に向けた重流計画(令和4年6月7日閣議決定)・沙-第6 デジタル社会の実現に向けた態策 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 (1)国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン (1)国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン (1)国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン (1)上のよりにより、アーキークチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンでの砂で手続が完結」「7日間で大力を根本から見直すと呼られる「民間シークスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する途報状を確保することも含め、国・地方公共団体・フィーペンの54)と当時を通じた、ジャインの大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の		検討に着手	デジタル庁では、重点計画に基づき、国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザインの実現に向けて、令和7年(2025年)を当面の実後ターゲットとして、アーキテクチャの設計や、共通機能の整備を進めてまいります。
5	ii I	令和2年10月29日	令和5年7月12日	デジタル化につい て(マイナンバー カード)	【マイナンバーカード】 マイナンバーという仕組みをもうかし、NTGAは12組みをもうかし、NTGAは12組みできるかし、自分かたちで再構成すべきです。もっと使いかりでは組みにすべきです。 発行時に条行依頼書を紛失・受け取り拒否に増合。なぜ、後所まで行っていけないのか。 解決策・当初の選り、本人確認制便とはいのではないでしようか。 解決策・本人確認制便と電話でも、よいので受け取り完了を組み合わせればもっといいは、190、年3年とに関するはまです。 いき年おきに監明書を更新しな解決策・プロックチェーンを生かしてもっとできるはまです。	ウィズコロナで明らかになった、日本のデジタル化の遅れと既得権益、それを壊してこそ、日本の次の経済の成長になると思います。そうしなければ、日本の人たちは、すでにあきらめている人たちも含めて、日本を出ていくでしょう。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を整て、交付することとしております。 その上で、各市利付において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付などの政策。企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを動送する出気申請受付などの政策にています。 また、公的個人認証の電子延明書の有効期間は、暗号技術などの進展も考慮し、安全性・信頼性を維持するため、発行から5回目の誕生日までとしております。	するための番号の 利用等に関する法 律施行令第13条第 4項等 電子署名等に係る 地方公共団体情報	对応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
52	令和2年10月29日	令和4年10月12日	デジタル化につい て(マイナンバー カード)	リティを担保しつつ、より自由 に働ける環境が必要です。	デジタル化に向けて、組織作りが大切です。 そして首優の方が矢望しない、もっと働きやすい環境になることです。 議員と首僚の関係性も、今見直すべきだと思います。 もっと議員・大臣の方は専門性を持つべきです。	個人	デジタル庁	デジタル庁は、これまでにない官民融合の組織として昨年9月に設立されました。多様なバックグラウンドをもつ職員が働きやすい環境づくりに向けて、以下のような取組を推進しています。 ・1市場と同等の給与水準を設計し、エンジニア等の専門人材を採用 ・組織サーベイを定期的に実施し、職員の職場満足度を調査 ・金融員が参加できるオールハンズミーティングを開催し、幹部や現場の職員との相互コミュニケーションを促進。 ・フリーアドレスの環境整備やテレワークの推進。	-	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
53	令和2年10月29日	令和2年11月24日	NHKのスクランブ ル導入と内部職 員の切り込み、そ して公平な報道化	信料強制徴収については議論 制度の廃止、若しくはスクラン 力ル導入。また民営化を即時 検討するべく協議していただき たい。 せいのの万円という噂を聞く。不 样事を起こした時期もあり、これは国民は納得が出来ない。 そして最後に国宮放送とあり ながら、やや「第三国」等りな 放送、報道になっている気が 後述、報道になっている気が	国民はこのNHKに対して全員ではないにしろ、不信感を抱いている人もいます。一時期 NHKをぶっ端すりに唱えた議員がいたが、あれは極端かもしれないが、そろそろ改革が必要だと考えた。 今のマスコミも戦前のマスコミもそうだが、NHKこそ、本当の歴史を報道する機関になって欲しい。自慮歴史、程造歴史を報道するのではなく、過去の日本がどれだけアジア諸国の独立に貢献したか、そして白人至上主義に立ち向かい果敗に闘った日本人について愛々と報じまりる、本当の国	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信 契約を締結する義務があり、当該契約に基づ8NHKに対して受信料を支払うことになり ます。 NHKの職員給与は、放送法第70条第1項及び第2項の規定に基づき、NHKが作成し、 国金の承認を受けたNHKの収支予算、事業計画等に基づき定められています。 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉されたり、規 律されることはありません。	項 放送法第70条第1 項及び第2項	対応不可 料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまれて日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。 制度の現状欄に記載のとおりです。なお、Ni-Kには、国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に踏まえ、業務の合理化・効率化に不断に取り組むことが求められます。 制度の現状欄に記載のとおりです。
54	令和2年10月29日	令和4年10月12日	役所における承認 フローの簡素化及 び判断の自動化	い利前の自動性と不起フェーの明瞭化と順格と にます。 基本的に承認過程は、入力された項目に対してVESがNOか で対策に承認過程は、入力された項目に対してVESがNOかであれば承認となるため、機械 が行うかかの判定と同様です。 ですので、定型フォームで申 請される受所手続きにあいて、 大き間の動的な削減が期待されます。 に表しなむことで、というでは、 会別人員と要称会力を他の改 策に割くことがきる利点が えられる。 また、判断を関係に対してが、 会別人のであるため、人材の流動性を持たせることにも寄与するものと考える。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	デジタル庁	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体の基幹業務シ ステムの統一・標準化の取組を進めており、標準化対象事務である20業務につして、各 業務の制度所有方が、システムで処理するを機能要体でしていて標準化基準を定め ることとされており、地方公共団体が利用するシステムは、当該標準化基準に適合した システムであることが義務となっています。	システムの標準化に関する法律(令	して必要な機能要件を登理することが必要です。
55	令和2年10月29日	令和2年11月24日	学生の給付金に ついて	親の体調の書類で診断書 3000円かかり、私達両親と息 子の非課税証明で約1000円、 これを2か所に申請したので約 8000円と郵送費、他の出費で 約1万。で、審査が通らない。 審査が通ってから書類を提出	これなら申請後、通った人のみ必要な書類を提出し、確認取ればいいのではないでしょうか?前澤氏の母子家庭に100万とかのは当選者に後で書類を提出させています。 少し考えればわかる事を出来ていない。相手の立場に立っていないから	個人	文部科学省	「学びの継続のための学生支援緊急給付金」は、スピード重視の観点から、最終的には一番身近に学生等に接している等学校において、学生等の実情に沿って、総合的に対 あり、選考した上で、日本学生支援機構に推画する仕組みたっています。 当制度においては、支給要件を満たすことを証明する書類については、自宅外生である。 この証明等態を除き任意提出しています。(学女の継続)のための『学生支援緊急 給付金』申請の手引き(学生・生総用) https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt.gakushi01_000007321_01.pdf	なし	現行制度 下で対応可 用を行ってまいります。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類 対応の概要
56	令和2年10月29日	令和2年12月16日	新型コロナウイル スのコールセン ターについて	新型コンナのコールセンターを 一元化して欲しい。 地方の問題になりますが、私 の在住している富山県の新型 コロナウイルスのコールセン ターは、眼上市でそれぞれ作ら 被割り行政の弊等だと思いま す。一元化した方が住民もわ かりやすく、また設置の負担も 安く済むのではないでしょう か。	小さな県であり、二箇所もコールセンターは不要。一元化し、情報は県と 市でやり取りすれば良いと考える。他県では中城市と県で合同設置した 例もあると聞くが、なぜ富山県でそれが実現しないのか、わからない。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症を含めた、感染症への対応に当たっては、感染症法に基づく 感染症の事物に対 感染症の患者に対 する医療に関する 法律第9条 詳細は把握しておりませんが、厚生労働省において、コールセンターの設置を義務づけ 下で対応可 でいるものではなく、富山県と当該中核市において、相互に連携して対応いただくものと 承知しています。
57	令和2年10月29日	令和2年11月24日	雇用制度改革	革は出来ない。上司、政治家 に目がいってしまい、既得権 益を守ろうとして進まない。国 際情勢や社会環境が目まぐる しく変化している時代に、能力 がある人を選択出来ない。ま	世界で一括採用雇用制度をとっている国は、日本だけじゃないですか? その制度の中で年功序列等で守られている人達は、本気で規制改革をしようとはしない、既に何年も前から規制改革とは言いながら変わってきていない結果、6円を20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年2	個人	人事院 内閣官房	国家公務員の採用の方法としては、民間企業での職務経験等を有する者を係長以上の 官職に採用することを目的とした経験者採用試験やその者が有する専門的な能力・経 験を活かせる官職への選挙受別を受け、会別においては、基制に部内育成を回る観 点から最小限度の副軍・職務活亡かの必要によるが、ても常に関するを験では、第48、第48、第48、第48、第48、48、202、第46集の下で対応可 表から最小限度の副軍・職務活亡かの必要によるが、ても常をに関するを験で終る。4、第58、人事際 定のている場合がありますが、例えば総合職試験や一般職試験では、「試験年度の4月 規則8—18第8 集、別表第3
58	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査の聞き 取りについて	力をかける人です。その人に	正を使える人は正から 出来ない人に郵送にて手続きすれば良いこと。 守秘義務を持っない町内会の一個人に任せるのは疑問です。 必要のないことまで聞かれ、覚えのない結束が宋たこともあります。 経費削減のために個人情報がられることは望んでいません。 情報を守るためにはお金をかけるべきです。	個人	総務省	国勢調査は、インターネット又は郵送による回答が可能となっています。 なお、町内会からの推薦に基づいて任命した調査員に対しても、統計法で、守秘義務 が課せられています。 他 現行制度 下で対応可 能
59	令和2年10月29日	令和2年11月24日	外務技官の人数 について	発員一般職大卒採用において	標記の営繕担当の者は数人しかおりません。彼らの仕事は主に我が日本国大使館の維持管理等に従事におりますが、少なからずとも一つの国本大使館で、人は配置すべきです。配置されていない大使では彼らのような専門知識を習得していない者たちが担当しており、それが実現された場合にはより良い日本国大使館の維持管理に寄与されると考えます。	個人	外務省	国家公務員の総人件費削減しいう政府全体の方針がある中、営籍技官の採用数を大幅に拡大することには一定の制限があることから、全ての国有物件(公館)に営籍技官 会者では、近年は、国家公務員―総職採用試験(大卒程度)の技術系区分合格者の中から、在外営補業務に従事する職員(営稽技官)と例を1、2、2が国在外公館施設の老朽化が令後ますます進行していく中、管轄技官が当会がおり、現代副産が入金額施設の本野化が今後ますます進行していく中、管轄技官が当会がおり、現代副産が入金額施設の新発・経営、大規模移籍・開放金、予防保全、不動産購入、維持管、対針の国保全指導といった一連の業務に従事しています。 国家公務員の新発・経営、大規模移籍・開放金、予防保全、不動産購入、維持管、対針の国保全指導といった一連の業務に従事しています。
60	令和2年10月29日	令和5年11月15日	マイナンバーカー ドを作りたくなるに は	証もパスポートの住所も全て 変わり、各役所毎に届けなくて	引越しをしたいが、転出届けを出し、転入先に転入届けを出し、年金は社会保険事務所に行き、共済保険も貰っているので、そちらにも届け、運転免許証は運転免許センターに届け、パスポートはパスポートセンターで改めて費用を払って取り直さなければならない。大変面倒で時間が掛かります。	個人	デジタル庁 総務省 厚生労働省 警察務省	令和5年2月6日より全ての市区町村で、マイナボータルを選じた転出元市区町村への オンラインによる転出届の提出や、転入予定市区町村への来作予定の連絡・転入予約 可能となりました。 年金については、日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則、住所変更 精券については、住所変更に伴う手続きは不要です。 健康保験の保験部については、 ・転居者が協会けんぽの結保験者である場合、当該被保験者の住所をJ-US照会により ・転居者が協会けんぽの結保験者である場合、当該被保験者の住所をJ-US照会により ・転居者が他産保験総合の被保験者である場合、当該健康保険組合が当該被保険者 の住所に保る情報を終めないとを の住所に保る情報を終めないとを には、住所変更の申出は不要です。 は、住所変更の申出は不要です。 は、住所変更の申出は不要です。 また。運転免許証との一体化の実現に よって、市区町村に転居等を届け出れば警察への変更届出が不要となる予定です。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
6	1	令和2年10月29日	令和4年10月12日	行政文書データ処 理の効率化のた	PowerPointで作られ、PDFに変換されて公開されているが これでは、単に人が読むため のデータであり、複数の行政 文書から方機的にデータを加	こうからことにより、公文をがきかいころけどさなどい了生在にかない背 素を減少させることができ、実務量を削減することができる。 また、既存文書の改正を行う際にも、新旧の対比表や、小改正なら小改 正の文書を作るとともに、改正の反映された溶け込み板を作ることができる。 公務員が行うべきは改正後の文書を作ることであり、新旧の対比表等の 自動作官可能なものに公務員が作業準間をかけるべきではない。 また、244の条数に子名をつけれることでは、特が書いるかのは、一世ど	個人	デジタル庁	オーブンデータ化される行政文書のファイル形式について現行制度においては、「オーブンデータ基本指針」のオーブンデータの定義において、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民推占がインターネット等を選して容易に利用(加工、編集、展配布等)できるよう、機械判談性に適したもの、とされています。また、公開データの形式等につきましては、機械判談に適した構造及びデータ形式で総数することを原則とし、共通監査基盤等やオープンデータの違成度の評価指数をして用いられている「5つ星」の指標を参考に、より活用がしやすい用語や形式での公開に努める、とされています。	なし	検討を予定	行政文書の作成にあたっては、人が誘むことも前提にしつつ、互換性等に留意した機械 可誘性の向上について検討してまいります。
6	2	令和2年10月29日	令和2年12月16日	担当する責任官	条約を含め人権に関連する最終責任を法務省が迫う形に制 合する。	人権に関する規則は、憲法、条約、法律等にまたがる。そして、条約では、過去の経緯もあり、法務省と外務省が中央当局を担当する場合がある。 責任部署が、2つにまたがると、責任のなずりつけが起こり、最終的に、物 事の改善が全く選まなくなる。各省庁としては、そのままでよいかもしれないが、日本の人権の順守という点での無力のイン・ジが悪くなる。 具体的に、ハーク条約や国連児童の権利条約で日本が守っていないという非践法権。欧州連合、フランスから受けている。また、架国国務省から、連れ去り国家との指定を受けたこともある。しかし、国内では全く動かないのは、責任が分散している。たと、架国国務省から、連れ去り国家との指定を受けたこともある。しかし、国内では全く動かないのは、責任が分散している。たと、発生の事と法務省に統合すべきである。	個人	法務省 外務省	次に、条約に基づ、国内担保法の登庫は、当該分對を所管する各省庁が、それぞれの所案に基づ。憲法を遵守しながら行います。 小一グ条約の国内担保法の整備に関して申せば、法務省は民事基本法制を所管する 立場から、他国との折衝等の事務を行う外務省とともに担当しているものにすぎず の名庁の所管に関わる条約については、その所管業務について専門技術性を有する当 諸省庁が、国内担保法の制定やその執行を行っています。 なお、小一代を約に削せる中央制度は、条約・6条とサセニートのた効果でもなまの。	4条1項4号, その 他各省庁の設置	(一部事実  誤認)	法務省が、外交上の総合的視点に立って行われるべき条約締結の最終的責任を負うとするのは、法務省としての専門技術性に関心し、現実的ではありません。 また。国内担保法の登職に関いては、当該分野について専門・技術性を有し、法律の 教行を行うことなる所管 省庁が生体的に行わなければ、制定後の教行そのものが立ち ゆきません。 もら所掌せず、執行を担当しない分野について、御提案の「最終責任」を 負って国内担保法の整備を行うとすれば、かえって当該分野の人権保障に支障を来す 結果ともなりかねません。 したがって、御提案のような対応を行うべきではないものと考えられます。
6	3	令和2年10月29日	令和2年11月24日	河野大臣様:企業 人の労働生産性・ 働き方改革を妨げ ている、お役所向 け報告書・仕組み の改善	省庁・自治体の、各種フォーム、及び窓口の一本化 →各法人が、集計・報告する	● 画数は3年 ・ ほぼ同じ内容を、各省庁へ報告しなければならない ・ 様に水道企業団から送付される水道料金の各自治体の請求フォーム が「ハガキ」しかもフォームが見事にペララで。 使用量・費用を把握するのに馬鹿らしい種の手間・経験が必要。 ● 要するにでての 「省エネ・省のに関するが影費実績」 モデジタル化(Sの岩氏しばエクセル化)してしまえばいい事。 又それを実現する魚の費用を設備が負担・補助すべき。 ● 一時として「電気使用量実績」を 一時として「電気使用量実績」を 一切が 経産者」 選水者「多日は体(○市本) 区(○) 町 & 東京都)」 〜別に報告しなければならないのか。	個人	経済産業省 厚生労働省 環境省	〇省エネ法・温対法報告について ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(「省エネ法」)においては、エネルギー使用量が一定以上の事業者について、エネルギーの使用状況や判断基準の適守状況について省令で定めた様式により経済産業省及び事業所管省庁に定期報告を行うことを実めています。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)第26条第1項[基 3 と、一定量以上の運登場上が入産材出する事業省国、地方公共団体含か1.4 毎年度、自らの排出量を算定し、事業所管省庁に報告することが高務付けられています。ま、報告のうた。エネルギーの使用に今のご乗さりが高務付けられています。と、報告のうた。エネルギーの使用に今の運火等の関係事の排出量の報告にさいては、温対法第26条1項に基づく報告等とかなすことを規定しており、報告する事業者の負担軽減が固られております。  ○水道料金の請求フォームに同いて、・水道料金の請求フォームに同いては、令和元年度に施行されたデジタル手続法により、行政手続は原則としてオンライン化するとされ、地方公共団体については努力義務とされました。	地球温暖化対策推 進法、	現行制度 下で対応可 能	○報告内容・フォーマットに関する指摘について ・ご指摘の温対法の報告は、エネルギー起源のO2排出量については、省エネ法に基づいてされた報告を温対法の報告は、エネルギー起源のO2排出量については、省エネ法に基づいてされた報告を温対法の報告は、エネルギー起源のO2排出量について、名本法に基づいされた場合に関して、再度温対法への報告を求める。ということはしておらず、同じ報告内容をパラパラのフォーマットで提出していただいているわけではありません。 ○各種手続きの手間に関する指摘について ・省エネ法のエネルギーの使用状況や判断基準の遵守について、その具体的な手段を定めていません。事業者が選択した手段により、エネルギーの使用状況等初しまでしています。 ・事た、名エネ法の定期報告作成に関して、現状アブリケーションやエクセルによる作成が同僚です。アブリを用いると複数の事業所がそれぞれ作成したものを統合する機能があり、事業者を経りの事業が分それぞれ作成したものを統合する機能があり、事業者を全としての報告書を作成可能となっているなと、作成の手間が削減できます。また、これらのツールを用いて作成した報告書は、経済産業と多集条所管す。下に、これらのツールを用いて作成した報告書は、経済産業と多業条所管す。下に、たけのドルフ・インで提出可能です。マイは、経済産業とも業条所管す。下に、たけのドルフ・インで提出可能です。マイなお、2020年9月現在、規制対象の約十数の事業者にオンライン提出を利用いただいています。 今後、更なる負担の緩和を進めていために、現在報告書の作成から提出までをオンラインで「体的に行う事が可能なシステムを構築中です。・水道料金の納入通知書に関しても、水道事業者である市町村等の地方自治体において、個人を対象に取りができます。
6	4	令和2年10月29日	令和2年11月24日	文科行政	新品教科書の無償配布の中 止。 小・中学校における教科書の 無償配布を中止する。	(1) 着想 数料書記録品が無價配布されます。私の子供は幼~大学までアメリカで 教育を受けました。教料書は改定されない限り、次学年に継承されます。 済書をとか汚損は弁償。せめて小中学生はその方法で良いのではない か。 (2) コスト削減効果 最大400億円程度前減できる。(他に回せる) (3)公共もの(育成 公共財産への敬意、遺徳助治。 (4) 業界と行政の癒着の機会剥奪	個人	文部科学省	科用図書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する。 義務教育諸学校の設置者は、国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学	義務教育諸学校の教科用図書の無信 教科用図書の無信 措置に関する法律 第3条、第5条	対応不可	教科書の資与制については、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の制定と同時に臨時義務教育教科用図書無償制度調査会かが制定。公布され、第1回の調査会(昭和37年4月28日)において文部大臣より、教科書を給付するか、資与するかについて諮問されました。 その答申において、・教育上の戦局からみと、我が国における教科書の役割は、資与制をとる欧米諸国の例にみられるような参考書に類するようなものでなく、教科の主た名教材として極めて重要なものがある。 ・また、資与制にすると新本使用者と古本使用者が生し、教育上算ましくない結果を生じる等教育上、学習上の支頭に加え、我が国においては貸与制にすれば学校と家庭と二重購入のおそれがある。・・財政上の報点からみでも、貸与制にするには現在の用紙製本等について大幅に改良する必要があり、そのたの財命するほどの財政担印整減は望めない、との理由から、教科書は児童生徒に給与すべきであるとされました。このことを受け、表教育言様学校の教科用図書の無償措置に関する法律が制定され、教科書が無償給与されることとなりました。
6	5	令和2年10月29日	令和2年12月16日	『子ども庁』の設立を。	「赤ちゃん、子どもの健全成育」に関連した監督機関をひる つにまとめてください。	「保育園は厚生労働省」「幼稚園は文部科学省」などは緩割り行政の象 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	個人	厚生労働省 文部科学省 内閣官房	幼稚園や保育所を含めた子ども・子育て支援のための基本的な施策等については、企画工業・総合開整等を行う特別の機関として、内閣府子ども・子育で本部が設置され、同本部を中心として関係省庁が緊密な連携を図りつつ、政策を推進しています。 児童虐待、いじめ問題、わいせつ教員への対応等についても、関係府省と必要な情報 共有を行いながら、早期発見や適正な対処のための施策を推進しています。	-	下で対応可 能	引き続き、関係府省が緊密に連携しつつ、子ども・子育てに関する施策を切れ目なく選用するとともに、児童虐待、いじめ問題、わいせつ教員への対応等についても、関係府省と必要な情報共有を行いながら、早期発見や適正な対処のための施策を推進していきます。
6	6	令和2年10月29日	令和3年7月20日	虐待問題(こつい て	や、抑制するための仕組みを 作って欲しい。児童相談所だ	・ これ以上不遇な子どもたちを増やしたくないです、命を守りたい。地域参加型だっていい。 児童相談所がずぐに動けない理由があるのなら、その壁を取り払いたせい、国が率先して取り組んで欲しいのです。	個人	厚生労働省	児童虐待の防止は喫緊の課題と考えており、政府においては、令和元年には、体罰禁止の法定化、児童相談所の体制総は、関係機関間の連携強化などを内容とする児童福祉活等の改正を行い、その後も「児童福族に体制総合強化プラン」に基づ八度相談所の別度福祉司等の増負目標の前倒し、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-18)の無料化を行うなど、取組を加速させてきたところです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。

番号	所管省庁	回答	担党事項	担字の見けが中央	+B \$P TH +b	提案	正等少亡		所管省庁の	検討結果		備者
金号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	拥有
67	令和2年10月29日	令和2年11月24日	偶者死亡後の相 続手続き、遺言書 があっても「相続	死亡した後に、遠言書情報証明書を取得する段階で、出生から死亡までの戸籍機本と相 ます。後認でも出来である。 ます。後認でも出生から死亡までの戸籍機工相様、 ます。後認でも出生から死亡員 の住民票を求めるれる) 人との関係が良好でない場合、 女員の住民票を求めるのおり、 で手続きが実するよう言にな 変し、記録者の証明書の証明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記明書の記	子のいる配偶者と同じく、子の無い配偶者にだけ相続の権利を保障して 被しいと思います。 もしくは、相様人を負の住民票が不要にして欲しいです。 もの制度では法務局に預けるカリッが無いとめ、子の無い夫婦で財産 が多くない場合、彼未の「自宅で遺言書を保存」を選択する場合が多いこ とが想定されます。 法務局の遺言書では、配偶者の住民票のみで済む、ということになれば、 積極的に遺言書を預ける人が増える可能性があります。20年以上の夫婦 関係があれば、配偶者のみの世民票で手続きかできる。など優遇処置で も良いので設けてもらえると助かります。 自宅の遺言者の変度裁判所の検認処理が今後、増加すると思われます が、制度が被害されれば手続きまで迅速、スムーズに行われます。 夫婦のみの世帯の遺言書対策をお願いれたします。	個人		昌書体官目は、相称人等に退音金で開発させてい、退音書情報設守者を欠付したことは、それ以外の相続人等に、当該遺言者の遺言書が保管されている旨を通知することとされています(同条5項)。 なお、法務局における遺言書の保管等に関する省令(令和2年法務省令第33号、以なお、法務局における遺言書の保管等に関する省令(令和2年法務省等33号、以右、大学、本書を終めている。	法務局における。 言書の保管等に する務局における 注言書の保管等に 言書の保管等に する省令34条	対応不可	本制度においては、「制度の現状」欄記載の趣旨のとおり、遺言者の兄弟(姉妹)が相続 人である場合には、それらの者についても遺言書の閲覧や遺言書待機証明書の交付の 請求を行うこが可能であり、それらの者についての住民原のこが必要となります。 なお、既に、相様人等のうちのいずれかの者に対して遺言者の閲覧をさせていたり、遺 書書情報証明書の交付を行っている場合(同じ遺言者についての2回目以際の証明書 の交付請求等の場合)は、遺言書保管所において「通知」を送付するために必要な全て の相談人及びその住所の情報を保有しているため、住民票等の添付は不要となります (省令34条2項)。	
68	令和2年10月29日	令和6年8月20日	【来るべき5G世代 へ向けて】	アプリ開発実装	今のスマホは生体認証やマイナンバーの膝み込み認識が可能です スピード面やコスト削減セキュリティ面は格段と上がるので進めるべきで す。 機構保険もデジタルアプリ化が可能に成れば病気やお薬の診療履歴等 医療に置いても利便性が狙えます 下設に対しても給付金や助売金の作業が単化・スピードに・不正防止の 対応セキュリ・石画・選挙に置いてもコスト削減・人員削減 マラッと生体認証の組み合わせは不正が難しくなるので抑止 至要素認証すれば更に抑止 投票の利便性や投票がしやすければ投票率の向上に繋がる 累急時の個景の声が聞こえる アブリ連動の窓形を使用 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「総付金」 「16付金) 「16付金) 「16付金) 「16付金) 「16付金) 「16付金) 「16付金) 「17) 「17) 「17) 「17) 「17) 「17) 「17) 「17	個人	総務省デジタル庁	デジタル庁では、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的として、各種行政手続におけるマイナバー制度の利用を推進しております。 例えば、デジタル庁が提供するマイナボータルでは、デジタル庁発足以来、マイナンバールードを利用した次のような機能を実装しております。 ・2021年1月 原産費温が情報側覧機能 ・2022年1月 原産費温が情報問覧機能 ・2022年1月 原産費温が自動で設定は明確第2ンクリック手続機能 ・2022年9月 診療体積削度機能 ・2023年9月 診療体積削度機能 ・2023年1月 国民年金保験は70診証明書連携機能 ・2023年1月 配矢中金保験は70診証明書連携機能 ・2023年1月 配件の工作の工作を必要をの選集機能 ・2023年1月 日本の工作を開設を構造 ・2023年2月 目域し、ほ出局・転入予約)申請機能 ・2023年2月 目域し、ほ出局・転入予約)申請機能 ・2023年3月 バスボート申請機能 ・2023年3月 バスボート申請機能	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
69	令和2年10月29日	令和2年11月24日	促進するための 公務員採用年齢	日本企業はかつて事を採用および終身雇用により人材を確 気していましたが、現在ではよ 配していましたが、現在ではよ 記していましたが、現在ではよ 記しました。 記しました。 ライブイベント等に合わせて仕 幸を変えられるのは良いこと たと思いますが、民間では40 板くらいが表現のためたかと思います。 ます。ます雇用の流動性を齢制 成めにからからかと思います。 まずます。 雇用の流動性を齢制 の複乗をがあいたがと思ふめていてために、採用の年齢制 の複乗を動しいます。 また、日はの解集のか下げて、ださ いな務員の雇用形態に関いて、 と発しているという話でするがに、 となり、 のが見ないるでは、 のが見ないるでは、 のが見ないるでは、 のが見ないるでは、 のが見ないるでは、 のが見ないるでは、 のが見ないるという話でするがに、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のがしたがまないる。 のが見ないるでは、 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のが見ないる。 のがした。 のがした。 のがした。 のが見ないる。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがしないる。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがした。 のがしたる。 のがしたる。 のがした。 のがしたる。 のがした。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがした。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。 のがしたる。	雇用の流動性が高まると、 ・ライブイベントや人生の節目にマッチした業種、雇用形態を選択できる ・衰退産素から新興産業へのシフトが人材の面から促進され、一定の経 済成長を半一プできる。	個人	人事院	国家公務員の採用の方法としては、民間企業での職務経験等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした経験者採用記録やその者が有する専門的な能力、経験を活かせる官職への選者採用など、年齢制限が持たれていない場合もあります。 また、係長を採用するための国家公務員採用試験においては、年齢等に関する受験資格を定めておりますが、これは長期に部内育成を図る観点から最小限度の範囲で職務返行上の必要性に基づいて設定したものどがります。 職員は、法律又は人事院規則に定める事由に該当する場合(具体的には、勤務実績がよくない場合や官職に必要な適格性を欠く場合など)には、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、本人の意に更する分類免職等を行うことができることとされています。特に分限免職は、職員が国家公務員としての地位を失うという重大な処分であり、任命権者がその制を行うに対っては、恣意に力さることは持ちれず、厳密、復正、職員がその職務に必要な職務逐行能力があるか否かを総合判断する必要があります。	条、第44条、第45条の2、第45条の3、第57条、人事規則8—18第8 条、別表第3 国家公務員法第 条、第78条各号、 人事院規則11—	院 現行制度 下で対応可能	7 制度の現状欄に記載のとおりです。	
70	令和2年10月29日	令和2年11月24日	行政の国際化 行 政文書英文も可 能にする事。	提出資料は多分日本語限定 で押印に次用だと思っています。これを諸外国に倣い英文	現在香港の香港中国国家安全法の施行以来 香港の国際金融センターが縮小しており替りの場所を各社で模束しています。狭念ながら東京 法人登記等行政事務を日本語とのといったおうず更に登録された印 鑑の押印を必要としており外国人にとってハードルが高くなっていると思 う。その為に国際金融センターの候補はシンガポールや韓国が上がって います。	個人	法務省	法人の設立登記の申請書、添付書類については、日本語で作成する必要があります。		対応不可	現行の制度では、登記された事項を証明書等の形で公示し、それをもって会社等の取引等の安全確保等を目的としているため、公示内容が日本語でない場合には、その目的が選せられないおされがあります。また、御提案のように英語での申請を可能とするためには、大規模なシステムの姿体や英語的なが可能な人材の確保等が必要なため、対応には慎重な検討が必要です。なお、現行の制度においても、外国語で作成された海内書類については、真正に開設された日本活の訳文も併せて添付することで、これを提出することが可能となっています。また、外国人の方が登記の申請をする場合は、申請書の押印に代えて、これに署名する方法によっても差し支えありません。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
71	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国民納付個別税 の一体納付	現在、国民が納める税の中 で、確定申告税、住民役(市民 税 ?)、固定連税は決める が、	確定申告その他納料では、役所に行く必要性がない。 土地所有者不明土地が今後ますまり増えるであろう。その際に相続人を 明確化する法律が必要である。この法律で所有者不明土地も減り、固定 質差税の(いっぱぐれもかなり減るだろう。税の一体化で、土地所有者の 管理も簡素にせんるだろう。 とにかく、現在この国の税制は穴だらけ。緩割りをなくして、各国民単位で 納付する仕組みを構築する必要がある。	個人	財務省総務省	地方段の納付時期は地方団体の像人の安定化、均一化の観点から設定されているものです。 また、納付漏れの防止については、現在、地方団体の窓口での納付だけではなく、コン ビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリによる納付に加え、eLTAX を利用して、申告にあわせて電子による納付が可能となっており、収納手段の多様化を 図ることで対しているところです。 国税についても、投稿書や金融機関窓口での納付のほか、振替納税、ダイレクト納付 やインターネット・シェンヴなどの電子納税、コンビニエンスストア、クレジットカードによ る納付など納付手段の多様化を図ることで対応しているところです。		対応不可	納付時期は、地方団体の歳入の安定化、均一化の観点から設定されているものであることから、納付時期を一体化すると時期によって地方団体の歳入が偏る可能性があり、安定的な行政サービスの提供に支障が生じる恐れがあることから、納付時期の一体化の実現は困難です。 国税・地方税の税源配分については、それぞれの行政サービスの役割分担等を踏まえて設定されています。採の性質としても、例えば、所得税は、家族構成など状況に応じて配慮を上し方えて輩出された場入の所得に対して節億担知の製造から襲税される国税であるが、固定資産税は、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する安益制度に無目し、応募原則に基づ資産価値にといて所有者に対し課税される地方税であり、それぞれ異なることから、これをどちらかに一元化することは困難です。
72	令和2年10月29日	令和2年11月24日	子女への教科書	海外在住の子女に対する飲料 書を継媒体のものからデジタ ル化したものへ変更する	報はモロッコのマラケシュという都市に住んでいます。国外の子供たちに も教科書を頂けるということで、配布希望の申請をしています。しかし、教 新書はマラケンから4000キロ以上離れた電前ラバトの大徳町に届き そこからは翻送されず。空口まで受け物リにいかなければなりません。年 とこの名名単立期的に受け取りに行くことはとっている可能です。大使館 によれば教科書配布は文料名と共同からので、文科名から感送のため の予算はもらっていないから、遊れないということです。せっかべ海を結る でかってきていないから、遊れないということです。せっかべ海を結る でかってきていないから、遊れないということです。せっかく海を結る がうるくつついて、大陸側の側向が事事除行ののこと称して教科書を 持ってきています。そのたびに私はわかままおはさんという扱いを受け、 います。教科書・サールはないから極節するようになどと一当な扱いを受け、 にます。教科書・サールはないから極節するようになどと一当な扱いを受け、 にます。教科書・サークリルとされば、郵送費がなくども、教科書・サー たちの手に届きます。子供の未来は日本の来来です。これからの子供た たちの手に届きます。子供の未来は日本の来来です。これからの子供た たちの手に届きます。子供の未来は日本の来来です。これからの子供た たちの手に届きます。子供の未来は日本の来来です。これからの子供た たちの手に届きます。子供の未来は日本の来来です。これからの子供た たちの手に届きます。そのでは、他のでは、他のでは、他のでは、 の国籍を取るがで加えているほかで、まれたとつて有益とな金の卵 たちを教育によって確保すれば、経済効果ははかりしれません。	個人	文部科学省	義務教育に関する憲法第28条の規定の直接適用はないものの、政府は憲法の精神に沿って、海外に在留する日本国質の子供が国内の義務教育に近い教育を受けることができるよう政策上の配慮により支援を行っていることであり、その一環として国内義務教育教科書の無領結与等の支援を行っています。 日本においては、法律上「教科用図書」(紙の教科書を無償給与することなっていること、また、現状、101環境・ネットワーク環境が整っていない地域もある中、デンタル媒体で教科書の配付を行ったことは患さもあること等を踏まえ、海外に在留する日本国籍の子供への教科書給与についても国内と同様、紙の教科書を無償給与しています。		検討を予定	学習者用デジタル教料書の在り方等については、小中学校段階において1人1台端末 環境が整備されることも語まえつつ、現在、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する 検討会議」において検討を進めているところであり、その結果等も踏まえながら、海外に 在留する日本園籍の子供への義務教育教科書の無優給与の方法についても検討を行 います。
73	令和2年10月29日	令和2年11月24日	教職員の非正規 職員について	正規職員が多い、その現状に もかかわらず、なぜそれた見 合うマンパワーを毎年採用し ないのかが経期。 末たそれを国からももこと疑問 を差し出して、また自治体への を差し出して、また自治体への 想定される学識数まりの5~と して採用するように毎年パラン 不差見、また現状非正規教職 員も含めてデギリで学校室 営を回すような自治体や学校 が主に都市部は、多のあり、そ	昨年まで3年間学校の教職員として、橋市部の地域の教育に奉仕して来たが、全く状況が改善されないためこの提案をしている。 の提案が実型れれた。小学校では、学憩担任以外の教員の増加によるそれぞれ教育の授業の質の向上、帰宅時間の早期化、教員の精神の安定の増進、多株な目で千井をみとり、多株な支援が可能になる。そしてその延長で教員の働き方が改革が促進され、教職員志鵬者の増加が生まれると思えている。中高で自由によか言えると考える。日本は他国に比べて低価格で高品質な教育を実現して来た。それは文者省のデータを見れば明らかなことだろう。しい、多株な千井にちが存在している中で、現在の非正規教職員の使い情でのような働き方は非生度的で、夏り特勢可能なものではないを考え、光流の多様な子供たちがいるならば、多様な教員も長期的な期間で育成、屋用することで、多くの子供たちが安心して学校生活を送りまれば、日本の表ではないまった。「本の子供たちが安心して学校生活を送りまれば、日本の大学校をはいめとして学校を表を送りませまった。多くの子供たちが安心には、多様な教員も長期的な期間で育成「屋用することで、多くの子供たちが安心に大学校ではより最大の世末が発生活を入して学校とはなりとして学校を表して教しい。今は教員の増加による技术的な改革が必要だと考える。 まいて、全く特勢可能性などない、国の教育は後々衰退していくことは紛れない事だとなっていくだろう。高レベルの日本の教育を衰退させないようにするためにも教員の増働自から提案することで解決へ向いて教しいと考えたため、この提案理由を締める。	個人	文部科学省	教員の計画的な採用や任用の仕方等については地方の自治事務であり、任命権者で ある都道府県、指定都市教育委員会等の権限と責任において適切に行うのものと承知 しております。	地方公務員法	現行制度で対応可能	文部科学省としては、中長期的視野に立って計画的に教員採用を行うよう促してきたところですが、今後とも一層の取組を促してまいりよいと考えております。一方で、提家理由にも記憶いただいている学りに含ける場合方改革については、国として、部活動の在り方の見直しや教員の法中野新創の実質化、教科担任制の推進、教職員定教の改善・が絶人材の后用などの取組し、かり進かていくことしています。国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、あらゆる手立てを尽くして取組を進めて成果を出していけるよう、文部科学省が先頭に立って全力を尽くしていくことが求められていると考えています。
74	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国家の財政制度 の改革に関して	はの場合により記録を当報 は、最悪の場合現積金の財産 が事実上没収されるという事 他になりかねません。 即の会計制度は単式簿記で 材が高ません。 財産を対かなません。 財務請表がないため、無数遣 上が日の報告がないため、無数遣 東京都では様式簿記と外部整 産の導入により財政化金と をしました。 国はなせ複式簿 記と外部整置を導入しないのでしようか。	上部に 皮来が多々とし、 名が1~10ccccook・技術した記事と、目 伯 目 ゆの てメール内容を記載します。 2020年9月17日 Facebook・ 及稿 https://www.facebook.com/grups/559638730876482/permalink/168627 8884879142 日銀の財務諸表のうち、B/S (貸借対照表)を調べてみました。令和元年 度末のB/S。 事資産の節 604兆4.846億円 内 国債 485兆8.181億円 自負債の部 599兆8.372億円 内 当座階金 395兆2.560億円 総資産の部 4兆5.473億円 会計制度の歌音・165億円 会計制度の改善要型を首相官邸宛にメールを送りましたが、一向に返答	個人	財務省		財政法 特別会計に関する 法律	現行制度下で対応可	ご指摘につきましては、現行制度の下、「国の財務書類」をより適切に開示する製点から 引き続き努力してまいりたいと考えております。
75	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査に関して	国と市との情報は国勢調査の 情報を提供し、住民票と照らし 合わせ差分を確認すればよい	国勢調査はオンラインを国は強くすすめながら、東近江市は調査員が1 けんづつ訪問し名前と住所、家族構成を確認している。オンラインでの調 金に意味がなくなり、無駄な経費と時間、コロナ感染がひろまる中でやっ てはいけない行動。 これは国と市の非効率的な情報交換の結果を住民に負担させちる。	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、ふだん住んでいる場所で把握することと しており、氏名については、調査書類の配布語りを防止する観点から聴取しており、世帯 人員数については、5名以上の場合に調査票の配布枚数が異なることから事前に把握 することとしています。		対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の根	食討結果		
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	→ 備考
76	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査の進め方	佐川・ヤマト・郵便で国勢調査 栗を各家庭に送付する。	ウルトラマン太郎様へ 昨晩、調査員が調査票を持参して郵便受けに入れられました。その際、イ シターフォン組した「国勢調査です"、「萬平は、分かりますがと下の名前 を拠えてびたさい"と関かれたので答えました。その調査員はメモをされな がら、、機けえまに"家職権を数えてびた3、"間断かれたので"あなた に「個人情報を伝える義務はないので調査票を郵便受けに入れてびた3 い"と伝えました。調査員の自ら名前語らないキャップで確かたってスクタ の男性は、明らかな不信者だと思い、郵便受けを報認すると違いに調査 乗さした。日、調査員が個人情報を聞くことを禁止しており再度、教育を徹 底されるとの回答でした。 して、明和時の歌しき情報を挟着するデータベースを真っ先に構築 して、明和時の歌しき情報を接触してください。 現在は未提士・選祭・議員・公務員など誰も信じることができない時代で 求、少々のデータ漁送を扱いない。人間が契ひましてのはまれ オ、少々のデータ漁送を扱いない。人間が契ひましてのはまれ でして、デジタル化を加速させてください。 最後に、大いに期待しております。	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、ふだん住んでいる場所で把握することとしており、氏名については、調査書類の配布護りを防止する観点から聴取しており、世帯人員数については、5名以上の増合に調査票の配布数数が異なることから事前に把握することとしているところです。 他力、例えば任民基本台帳は、周出のあった所在地で把握しているため、その情報を基に調査書類を送付しても世帯に届かないケースが発生するなど、居住実態を正確に把握することは困難です。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
77	令和2年10月29日	令和2年11月24日	勤職員が持って来 い紹介してるだけ、職安の紹介業	全国の職安は無試験採用の 非常勤を10年以上、形だけの 3年公募を繰り返し、外部にい がり雇う。現場所長のでも同様である。 所である。誰がしていないも ただけだ。大量の東洋の人件 要をを浪費しているが、名はかり 必多でまず動きで動したしているが、名はかり 公募で非常かを事かとしているが、名はかり 公募で非常かを事かとしているが、名はかり 公募で非常かを事かとしているが、名はかり 公募で非常かを事かとしているが、名はかり 公募で非常かを事かとしているが、名はかり できた。職文の都のまで動化しているが、名はかり に再放職を事からしているが、名はかり できた。職文の都のはかずで放職 に再放職を引きるいないできない職安をが買えないでき ない職安をが買えないでき に、職なの都のでは、 に、職なのが買えないでき ない、職なのが買えないでき ない、職なのが買えないでき ない、職なの様のでは、 これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、こ	生味受給できた。プリイーという志能域の練り返し、生活体設有の熟験支援は市役所の生活保護課に紹介権限を与えて、就職活動をまじめにやらなければ生保を減額するというペナルティーを与えるという方法に変えない。	個人	厚生労働省	ハローワークは、障害者や生活保護受給者の方などの款職困難者や人手不足の中小零組企業を中心に無償で支援を行う雇用のセーフティネットの役割を担い、地域の総合的雇用サービス機関として、職業部介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。10条約第8号第2条においても、職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とされています。ハローワーク総合手種の上が取越を実施し、PDCAサイクルによる日建管理・業務改善され、利用者サービスの向上に取り組んでいます。一方、セミナーセキャリアコンサルティング業務条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8条、第8	対応	ハローワークは就職困難者や人手不足の中小零組企業に対するセーフティネットの役割を果たしている一方、セミナーやキャリアコンサルティング業務については、民間人材ビジネスが強みを発揮できる分野であることから、民間委託出来る業務については民間委託を進めているところです。また、希望する地方公共団体においても、地方版・ハローフークとして、独自に無料職業報介を行ことも出来ます。 引き被き、民間、地方公共団体、国それぞれの強みを活かした効率的な職業紹介業務の適富に取り組んでまいります。	
78	令和2年10月29日	令和5年7月12日	運転免許証とマイナンバーカードを 一体化	運転免許証とマイナンバーを 一体化すればマイナンバー カードの促進が図られるまた 更新のの費用と時間が削減で きる	運転免許証にマイナンバーを追加し一元管理する。 警察と役所は管轄が違うため検索する場合は検索内容に制限をかけれ	個人	警察庁 総務省 デジタル庁	【警察庁・総務省】 特定の個人を識別するための番号の オードと運転免許証は一体化されていません。 マイナンバーカードと運転免許証は一体化されていません。 マイナンバーカードの有効期間については5年又は10年です。 初用等に関する法・現在、マイナンバーカードの更新手数料は無料です。 通路文 過去第92条等		【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンパーカードのICチップに記載し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、手続のワンストップ化等をしたいと考えております。一体化に向けた工程表の具体的内容については、関係機関とも連携しながら、年内にまとめることとしております。  「総務金】でイナンパーカードと運転免許証の一体化につきましては、令和6年度末までに実施予セとなっております。 「住所変更等の手続がワンストップ化され、市町村に転居等を届け出れば、警察への変更届出は不要となることとのメリットが挙げられます。関係省庁と繁密に連携しながら利用者の負担が軽減されるようその連用について検討を行ってまいります。	:
79	令和2年10月29日	令和2年12月16日	随意契約に関す る監督省庁の変 更について	現在随意契約に関する関係省 庁は総務省管轄になっている が入札制度と同様に内閣府外 局である公正の登員会の管 轄にして頂きたい。	フィンによる相等にことまっている総務者の非力さ、無負在されも原因か あると思います。 (************************************	個人	総務省	地方公共団体の契約の締結については、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札によることが原則ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で定めるいずれかの要件に該当する場合に限り、随意契約により契約を締結することができるとされています。また、地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、長の内部統制制度、議第167条の2また、地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、長の内部統制制度、議第167条の2また、地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、長の内部統制制度、議第167条の2また。地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、長の内部統制制度、議第167条の2また。社長政治等、世長訴訟等によりチェックするものとされています。	事実誤認	地方公共団体の契約の方法は、機会均等、公正性、競争性、経済性及び透明性の確保を図る必要性から一般競争入札の方法によることが原則とされている一方で、その例がとして随意契約の方法によることができることされており、その要件は地方自治が同う場合である。 (1) では、法令と、地方公共団体の責任において厳格な運用が求められているところです。 (2) では、法令と、地方公共団体の責任において厳格な運用が求められているところです。 (2) では、法令と、地方公共団体の責任において厳格な運用が求められていると、その上で、地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、民の内部統制制度、議会の調査等、整査委員・外部整査人による整査等によるほか、住民による情報公開、住民監査請求、住民訴訟等によりドチェックするものとされており、このように当該地方公共団体においてその行政運営の適正性を自律的に確保することがも自治の原則であると考えます。 (2) に対して、御指摘にある公正取引委員会等の国の機関により地方公共団体の随意契約の運用について監視させるとすることは適当ではないと考えます。	
80	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査の廃止	道府県、国などで把握している	統計調査が目的になっていませんか?これではいけないと思います。 各省庁、各自治体の情報を一元管理出来るようにすればデュアルタイム で必要な情報が入手できると思います。 ただこれは個人情報なのでセキュリティ対策をしっかりしないといけないで す。 効果 国勢調査費用の廃止など	個人	総務省	国勢調査の調査事項は統計法に基づく統計委員会への諮問審議を経て、総務大臣からの承認を受け定められております。 既存の行政記録では、国勢調査の調査事項の全てを代替することは困難です。 既存の行政記録では、国勢調査の調査を項の全てを代替することは困難です。 また、国勢調査の課金は乗ば議員小選挙区の改定のほか、地方交付板の算定や 過疎地域の認定など、多くの法令でその使用が定められ、また、少子・高齢化関連施 策、防災計画など各種施策の基礎資料として幅広く活用されています。	対応不可	国勢調査を廃止することはできません。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
81	令和2年10月29日	令和2年11月24日	LINUXでの運用を 拡大して欲しい。	マイナンバーカード、国勢調査・確定申告などの利用環境としてwindvos/macl 環発してしるがinuxでの利用を可能にして欲しい。現状はOSをチェックしてハネでいるようだがwebブラウザ上で申請する上ではナンセンスなので速やかに解除して欲しい。	常に高機能のPCを要求するなどマイクロソフトとインテル	個人	内裁財所省省	【内閣府】 マイナボータルをご利用いただくための環境として、推奨しているOS及びブラウザは以下のとおりです。 Windowsをご利用の方 OS Moreooft Windows 10, Microsoft Windows 8.1 グライナボータルをご利用の方 OS Moreooft North Internet Explorer 11 Microsoft Chromium版Edge 79.0.309.65以上 Chrome 69以上 Firefox 68以上 Firefox 68以上 Macintachをご利用の方 OS macOS Catalina (パージョン10.15以上) macOS Mighize (パージョン10.15以上) macOS Mighize (パージョン10.15以上) macOS Mighize (パージョン10.15以上) macOS Mighize (パージョン10.15以上) の	なし	【内閣府】 その他 【財務省】 検診各省〕 検討を予定	利用可能なOS及びブラウザソフトについては、利用者のニーズを踏まえて対応してい
82	令和2年10月29日	7和2年12月10日	期日前投票の宣 誓書記載廃止に よる選挙実施 用の節減及び投 用の節減及の人策に ついて	書」の記載提出規定 投票日当日投票の場合は、投 票人宛に事前に配布され住所 氏名等記載をされたカーだ。 持参し、受る。 期日前投票は、上記の受付の 財工がで発売り付の がで発売している。 ができまり、 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 はいる。 がでいる。 がでいる。 はいる。 がでいる。 はいる。 がでいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	この「宣誓書」の記載提出のため、投票日の人員配置に対して、更に3名 程度必要となること、投票人に対して宣誓書」の30割裁提出を求めるので 不辞であり、ラブルとなることも、また当然記載するために広い会場が必 要となる。 そして、「宣誓書」は投票事由の集計、分析もされず倉庫に保管され無用 の長物となっている。 選挙は、投票日に投票するという原則から、期日前投票を宣誓書」で 検っているが、投票率を由上するため期日前投票を拡大上推奨している 実態である。 提案の数 押日前投票に係る経費の節減全国全ての各種選挙に適用されるので毎 年後単位の類、役乗、の合担野減、投票率の向上などである。	個人	総務省	選挙人は、期日前投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち選挙の 当日目らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であるこ とを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこととされています。	公職選挙法施行令 第49条の8	対応不可	期日前投票制度は、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが 困難であると見込まれる選挙についての例外的な投票制度であることから、宣常書の提 出を必要としているところです。 宣称書を不要にすることについては、投票当日投票所投票主義の技本的な見直しにつ ながらものであり、選挙連動開門と選挙運動の在り方をはじめ多方面からの慎重な検 討が求められることになると考えられます。

	所管省庁	回答				提案		所管省	省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法	去令等	対応の 分類 対応の概要	╅
83	令和2年10月29日	令和2年12月16日	業の効率化について	全国一律であるのかどうか分 かりませんが、私が住んでい る地区(開始)で・他叔河川(今 代門)、担路の西東川東が非 効率ではないかと思い提案さ せていただまます。 堤筋の草刈り事業は緩割が の外害の者がある。斜風市中央部は 国土文が高から、斜風市路路は ない、市かの管轄ということで、 いつも部分的を開発ということで、 いつも部分的を開発ということで、 いつも部分的を開発ということで、 いつも部分的を開発ということで、 いつも部分の関係を単しかされなくて迷惑しています。 を呼いるは、 のからは同からないます。 の非効率についての潜情があ ります。	草刈り事業については土木工事等の様に大きな工事ではないので、金額的なコストの削減額はもほど大きなものとはならないかもしれません。しか、毎年のように行われる事業であり行われる作業の同っかため、一度決めておけば効率的な作業ができるのではないでしょうか。 提案の内容にもあるように国土交通省・県・市の担当者が何年かに一度 投業の内容にもあるように国土交通省・県・市の担当者が何年かに一度 打合せを行い、堤防全体の草刈りを一括委託することにより委託金額の 削減と時期の差し、他ができると思います。具体的な金額の提手はできま せんが、各省庁が別々に業者委託をするよりは格段の効率化が図れると 考えます。また、遺俸住長・日代事業を行うことにより埃などの舞う時期 も短縮されるので健康被害も軽減されると思います。	個人	国土交通省	番号28の回答を参照してください。			
84	令和2年10月29日	令和2年11月24日	財務省主税局と 経産省連携	税収の最大化のため主計局 司計課と主税局と終度省で連 携をとり景気対策チームを 作っていただきたい	予算編成のプロと税収のプロ 民間景気のプロが手を合わせれば 税収の最大化を成し遂げられると私 には思われます 歳入庁論議に近いものかもしれません	個人	財務省 内閣府 経済産業省	内閣府に、経済財政諮問会議が設置されており、経済全級の運営の基本方針、財政運営の基本、予算職成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項等について調査蓄護し、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画・立案や総合調整を実施していまり。 実施していまう。 同会議には、内閣総理大臣や財務大臣、経済産業大臣等が参加しており、財務省と経 産省は、経済運営について連携を取りながら政策を進めています。	置法第18 ^到 条	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能	
85	令和2年10月29日	令和3年8月18日	ム化及び書面保	ム化し、またその記録の保存 については書面ではなくシステ ムにおいてデータを保持する 方法を認めて頂きたい。現状 はと番場法や対米認定更綱に は「記録を保存せよ」とはある ものの「書面で保存せよ」とは	これにより紙の使用量削減、保管スペース削減、紙の書類を回収する手間を削減、回覧しハンコを押すタイムラグの削減、機票整理に係る人員の工数削減を目指したい、実場で高検した。結果が即時に参称がパソコンに以映されるため、透照時の早期対応や手作業によっておこる点検結果の判断まなを防ぐことも出来る。写真に移り、変のある場合も、タブレットのアライ機能を使いステムルとされた機裏に同時保存とが出来る。フレットのステム化することにより記録類の精度のレベルアップが期待できる。押印についてはシステムともって代えたい。令和2年6月22日にとりまとめられた規制改革推進会議の「デジタル時代での規制・制度について「ごを記念・記録のプロセスをデジタル化すべきと書かれていることから是非ともお願いしたい。	市場株式	厚生労働省	と畜場法及び食品衛生法並びにそれらの政省令(以下「と畜場法等」という。)並びにアメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱更綱(以下「対米輸出更綱」という。)では、必要な記録を残すように定めておりますが、その保存方法については規定をしておりません。2第1項アメリカ合・サ輸出食用では、2000年1項でありますが、その保存方法については規定をしておりません。2010年1月2月2日 では、2010年1月2日 では、2010年1日	施行規則 2項、第4 法第50条 資	と畜場法等におけるHACCPに係る記録の保存について、令和3年5月31日、各自治体 宛てに、一定の要件の下、電子媒体での保存が可能である旨周知しました。 また。食肉の対米輸出施設においても、電子媒体での保存に際しては、輸出長国が5 受験付にデータの要件にデーの写文を性、電子器の適切な運用の記録の改変的に指置等を選 守する必要があることから、電子媒体での保存を検討される場合は厚生労働省まで事 前の相談をお願いしたいと考えているところであり、その旨を周知いたします。	求
86	令和2年10月29日	令和2年12月16日	日本版CDC設立 について	CDC(疾病予防管理センター) のような組織を設立し、今後の 感染症に対応していってほし い。	十年ほど前の新型インフルエンザが流行した際にも設立が検討されたが 設立に至っていません。コーナの流行は国基を横なう自体になっているこ とは明らかです。原労者だけではコロナへの対応は十分とは高い難いで す。 窓染症が流行ってから専門家を収集して会議を開くのではなく、専属の人 間を常能しておかなくては感染種発はあげないと思います。国立感染研 気所が我が国によめりますが、政府や国民への影響力が大きいとはあま り感じられません。今回のコロナのような感染症が再び起こりえます。そ の際に政治的な意向に妨げられることなく、そして国民の健康を第一に考 えて国全体の方向性を決めることが出来る。そして、国民の健康を第一 に考えた感染症対策・管理を実行出来る組織を作るべきだと考えます。	個人	厚生労働省	感染症危機管理体制としては、厚生労働省、国立感染症研究所、国立国際医療研究セ 医染症のシターといった組織が連携して対応に当たっているところです。 法律第3条	予防及び 対っ 制度 関する 制度 を関する 制度 を	・感染症危機管理体制の強化を図るためには、国立感染症研究所と国立国際医療研究 センターが連携を更に深かていくとともに、同研究所の体制強化を図る必要があります。 「厚生労働者としては、この両機関が有するそれぞれの専門性を踏まて、両機関が通 規して、感染症の疫学特徴、ウイルス情報、臨床情報等を集終し、感染力および罹患し 下で対応可 能 ・ にまた、国立感染症研究所の体制については、感染症のアウトブレイク等が発生した際 に実地疫学専門家を速やかに派遣・対応が可能となるよう、実地疫学専門家養成コー、 (FETP)の強化等を図ることとしています。 ・ 引き続き、両機関が互いの専門性を活かしながら各分野で連携の発展・強化を図り、 感染症危機管理体制の強化に努めてまいります。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
87	令和2年10月29日	令和3年1月14日	容を『国民健康保	を特に高かるはも同じことを 感じていると思う。 現在の『国民健康保険高齢受	現在、病院には次を持参します。 『当該病院の診察券』	個人	厚生労働省	平成30年より国民健康保険法施行規則において被保険者証拠高齢受給者証(一体証) 国民健康を被保険者証の一様表として規定し、株式例を規定しており、市町村保険者には一体証 行規則(昭 実施に向けた検討をお願いているところです。また、令和3年3月から移動予定のオンライン資格確認システムではマイナンバーカードを用いてご自身の被保険者証や高齢 安格者証の情報が医療機関にて確認可能となるため、併せて推進していきます。	保険法施 昭和33年 第53号) 創	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能	

= -	所管省庁	回答		15.4.4.5.11.11.4.4		提案		ī	所管省庁の核	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
88	令和2年10月29日	令和2年11月24日	所得の県をまたぐ 引き継ぎについて	ミットギリギリで提出はできまし た。	マイナンバーに基づいて所得有無等が把握できれば、書類も必要にならず、特問も短縮でき、時間もコストも削減出来ると思います。保育料のみならず色々な所で無駄が省けるように思います。旧住所の管轄のデータから取り寄せるのではなく、マイナンバーで一括管理する等したらいいと思います。	個人	内閣府	特す。 教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ともの保護者、当該保護者と同一の 世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は大 養親族とされている者を除く、1元係る市前村長対に関する情報は、マイナンバーによる 情報連携で転入先の市前村長が転出元の市前村長から取得することができることとして 利利 (常称連携で転入先の市前村長が転出元の市前村長から取得することができることとして 利利 第1	<b>宇定の個人を識別</b>	下で対応可能といる人に記載のとおり、マイナンハーによる資格を整備を転入元の市町村長が転出。元の市町村長から税情報を取得することができます。
89	令和2年10月29日	令和2年11月24日	の取り締まり、行 政による相談窓口	・警察による注意のみならず、 然るべく取り締まり厳罰化。 ・行政にて騒音問題を相談・解 決のできる窓口を望みます。	騒音トラブルによる殺人事件へ発展したケースもあります。 女子高生コンクリート殺人事件の犯人の1人が再び逮捕されましたが、遠 博前に騒音トラブルを起こしていました。 京都フェルーシュか放火事件の犯人も事件を起こす前に騒音トラブル、河 川敷で投石核人をした少中達も事件前に騒いでいる姿を目撃されていました。 騒音に悩み苦しまり台の家なのにゆっくり休む事もできず心身共 に追い詰動られ自殺を考える人もいらっといます。 成状では騒音に悩み苦ら終えは引越し「最朝し」を刺りしかありません。 どちらも金銭的にも身体的にも被害を受ける側だけが負担が大きいです。 引越しました、モ再度また騒音に悩まされるという人もいらつしいいました。 警察は「注意しか出来ない」ので、悪質な人は注意されたことに腰を立て 更に騒ぎ続けます。 遠捕されないのが分かっているから、全く改善することなく騒ぎ続けます。 騒音に悩まされている人違にも活があります。 仕事で疲れて帰宅しても家で寛ぐことも出来ず苦痛を懸し、体調を崩す方 も多いです。 国分寺市のように役所に窓口を設置し、騒音問題に関して解決に向けて 動いて改しいです。 国分寺市では最り返す悪質な騒音を出す人には、警察へ連携もとってい を全百でこのような窓口を設置して下さい。 警察の即り締まり出来るようにして下さい。 警察の即り締まり出来るようにして下さい。 参察のの即り締まり出来るようにして下さい。 参察での即り締まり出来るようにして下さい。 を分りような窓口を設置して下さい。 を対して発しているをうました。	個人	総務省 置環境省 環境省	全ての市区町村には、住民から日常的に寄せられる騒音を含めた公客書情に対応する ため、「公客書情相談窓口」が設置されており、関係行政機関と協力して公客に関する 書店の適切な処理に努めています。 また、實際においては、騒音に係る通報等を受理した場合は、個別具体的な事実関係 に即して、法令等に基づき通切に対応しています。		現行制度 下で対応可 緊密に連携して適切に対応してまいります。
90	令和2年10月29日	令和2年11月24日	各省庁からの統 計調査の一元化	います。全部まとめて欲しい。 本当に無駄です。税務申告書 の金額を書くものもあります。	雇用を生んでるのかもしれませんが生産性がないし、税金の無駄遣いです。民間企業にとっても負担でしかない。統計法による調査と言われると 我々にはÆ否することは出来ません。本当にお願いします。 法律には問題ないと思いますが適用、無駄が多すざます。民間企業の 業務にも影響しているので見直しをお願いします。	個人	総務省	統計法の規定に基づき、各府省の統計調査の承認に当たっては、他の統計調査との重 複排除の拠点からも審査を行っています。また、本年6月に開議決定した「公的統計基本計画」に基づき、統計調査の企画に当たって、行政配修情報等の活用可能性を事前 に精査、検討し、調査事項の縮減や代替を図ることされています。 統 例えば、令和元年には、商業計制調査、特定サービス産業業制度を及びサービス産業 動向調査の3調査を統合し、必要最小限の事項を把握するよう再編を行いました。	許法	現行制度 下で対応可 を行ってまいります。
91	令和2年10月29日	令和3年7月20日	不妊治療の在り 方について	不妊治療を都府市町村に任せるのではなく、国に一元化をする。 助成金の自治体等の差を無くす意味合いと有り。 す意味合いと有り。 また、出産の費用も個人的に 希望項目以外の必ず掛かる 費用は全て無償にすべき。	期待を込めて提案します。 私は42歳の男性ですが、妻と不妊治療を行ってましたが、止めたら第一 子を授かりました。 精神的負担からの解放が要因だったと思いますが、その経験から書きま す。 現在の不妊治療は相解市町村による助成金が出ますが、各自治体の体 功に依る為、助成金に地域差も出ています。 現在の不妊治療は相解市町村による助成金が出ますで、この内容は 経験者からすると、不妊治療後期の内容になります。 前期に当たるタイミング治療、妊娠誘発剤、黄体ホルモン注射も少額では 有りますが、回数が、かさみ負担になります。 たでえ、不妊治療は振蕩衛名者のような感覚に陥り、精神的負担が想 像以上に掛かります。 この前期治療を無償にするなど、出産する人に手厚(奇)添う必要を感じ ます。 ます。 また、出産費用も地域の医療費の差により、違いが出ています。 れては、国民が平本な環境での出産状況は得られません。 出生数は国の規幹に関わる最重要事項です。 この状況では数末人口に影響を受けるOPDト下がる一方です。 国の国策として一元化して手厚い補助を求めます。	個人	厚生労働省	監視 (安心により) (安心には、安心には、安心には、安心には、安心には、安心には、安心には、安心には、	子育て支援対策 師特例交付金 安連営について」 東京 1210 東京 1210 東	りに数さ、个女権に関わりない。 ります。 対応
92	令和2年10月29日	令和2年12月16日	選挙の開票作業	め切り、21時くらいから開展と して深夜まで作業をします。 なぜ、夜作業をする必要があ るんですか?職員の深夜手当 てや作業員への手当てなどは 国民の税金ですよね。 少し早く当選者を知ったところ で、国民には利点はないと思	が体めるから、人、日別の時間に4名かり法依子自寺のお金の完生になり 日別に作業する事によりまるが滅る。 開票まで時間があるので準備や人員配置の調整が出来る。公職選挙法 第65条で開展はすべての投票者が送致された日か翌日となっているの で、周日やって登日に確認して6の欠と続います。翌日では3なく望々日ま	個人	総務省	中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して進やかに知らせるように公別がなければならないこととされています。また、開票は、すべての投票和の送数を受けた日又はその翌日に行うこととされていま 条・チュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6条第2項、第64	選挙の結果は選挙人に対して連やかに知らせるように努めることとされております。 公職選挙法第65条の規定は、開票を即日行って翌日に確認するというものではなく、開 票をすべての投票箱の送数を受けた日又はその翌日に行うことを定めたものであり、そ れぞれの選挙につき、市前村の選挙管理委員会において適切に判断されているものと 考えています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
93	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国税庁を財務省 管轄から独立させ てください	財務省の傘下に国税庁がぶら下がっている事により、登在の を持ち、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	財務省は本来、日本園にごうくマイアへにからい消費状化の必要だとなってきましたが、その結果、終済がは落ら込み、国力は低下の一連を辿っています。:消費税が国家に与える負の影響力は経済評論家:三糖費明氏や高橋洋一氏、廊井設氏などの数億分析からは明らかで憩を与ません。 しかし来だ子孫の代にツケを残してはいけない。清算する必要がある、などの嘘がマスコミを通じてはら散かれ多くの国民を洗脳しています。このブロバカツはは確実に国家の体力を触った。全家の売り上げを低下させ、国民の可処分所得を奪っています。 一成、消費税によって得をしたのは誰だったですか? 国家は経済の落ち込みにより税収が落ち、国民はデフレで所得が30年も上がらず貯蓄に回り、日本は負のスパイラル真っ逆さまではありませんか。 この数値にも現れている現実があり、それを影識しながらも展を唱えること方がないのは、国形庁が財務金字にもあるからではないですか?! 国務技権をあれているからではないですか?! 国務技権をおれている研究があり、それを影響しながらも見を唱えること方がないのは、国形庁が財務金字にもあるからではないですか?!	個人	財務省	国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、財務省設置法第十八条において財務 省に国税庁を置くことされています。	国家行政組織法 第三条第二項 財務各設置法 第十八条	その他	税制の企画立案と執行が一体として効率的かつ効果的に機能する体制を引き続き 続することが必要と考えています。 税務調査については、「國務資制法」に規定されている「質問検査権」(税務職員が納 税義務者等に対して質問、機算書類などを検査することができる権限)に基づき、与え られた権限の範囲内で通切に実施しております。	
94	令和2年10月29日	令和3年6月16日	现金領収	同じ内容を現金領収証書を再	前付書を連年使用することにより、未行者を何にせることは、国民の理解を得られる。 をもそも、金融機関で通年利用できる納付書を使えないことが、ナンセン スで、現金領収証者に書き換え、来庁者を待たせることで、来庁者が待ち 時間が長いことで、怒り出してトラブルになることが多いことも防げる。 オースをはいきまり使えることが多いことも防げる。	個人	厚生労働省	事業主等が保険料等の納付を行うにあたっては、年度更新時期等以外でも、労働局・監督署窓口において納付書を提出可能です。 信署窓口において納付書を提出可能です。 但し、労働局・監督署窓口において拠途または証券を領収した際に、行政側で「原符(現 金領収証書)と記載して現金出制度との安合を行い、また書積や修正の際の手続き等 も厳格に定めることにより、収納話りや不正等の防止を図っています。	労働保険徴収法、 労働保険徴収法が	5 検討を予定	今後検討を予定しております。	
95	令和2年10月29日	令和5年5月17日	印鑑証明(こつい て	録する必要がある。転勤族の 場合、引越しの都度登録し直 しカード発行な近面倒及び時間お金の無駄である。 マイナンバーカードに印鑑証 明も入れば、都度登録の必要 が無くなる&カード発行無くなる &役所の手続きする人が他の 仕事出来る&カード製作に係る	役所での手続きの時間が必要無なる。 役所の人がそこに必要だった時間を他の仕事に回せる。もしかすると人 員削減も可能 市町村で準備していたカードが不要となり、その費用が浮く。税金を他に 回せる。 関 ?発行の即鑑証明しなればいつでも何処にいても使用可能な証明とな	個人	総務省	印鑑証明の事務については、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条 例等を根拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手級が正確かつ迅速に処理されるために 「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助書として通知を発出しています。	なし	対応不可	印鑑登録は、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対き となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市町村ごとに管理されている ため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。 なお、自治体の条件に基づき、マイナンパーカードを印鑑登録として利用する(マイ ナンパーカードによって印鑑登録証明書を発行する)ことは可能です。	
96	令和2年10月29日	令和2年11月24日	高速料金の改革	ります。又、高速では 二輪は 軽自動車の区分に入り 各高 速道路会社でも独自の旅行プ	以前、「1000円乗り放起」等の時代が有りましたが王日宗日になるとハーキングから車が溢れ、トイレと自販機しか無かったはパーキングは店舗が	個人	国土交通省	高速道路料金の車種区分は、車種間の負担の公平を図る観点から総合的に決定しており、自動二輪車は、軽自動車と同じ「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「大型車」、「大型車」、「特支車」の事種区分は、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特支 自力の事権区分は、「終した」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特支 合的に決定されています。 「中車所道路を占める度合い」に応じてご負担いただ、「占有者負担」の考え方。 「高速道路を利用することにより受ける利益の度合い」に応じてご負担いただ、「反益者負担」の考え方。 「道路の建設及び管理に係る費用に影響を与える度合い」に応じてご負担いただ、「原因者負担」の考え方。 「動工輪車については、以下の考え方を総合的に勘案した結果、「軽自動車等」に分類されています。 「走行時に軽自動車と同様に一車線を必要とし、交通安全上必要な車間距離を確保して表行する必要が多ること。  法定の書流速度は他の車種と同様に100kmであること。 3 照明、標識等に要する費用や道路巡回費用等に関して他の車種と同様の負担を行うへきものであること		· 検討を予定	高速道路料金の車種区分を見直す場合には、手続き上、高速道路会社からの申請に し、国が許可すれば見直すことができますが、高速道路の料金については、建設・管理 に要する総費用を、料金の徴収期間内に料金収入で個子よう設定されていることや引き 下げに伴う減少については、他の車種を値上げすることで假う必要があることから、付 重な議論が必要であると認識しております。	ļ.

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
97	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査の見直 し、及び廃止	回目の国勢調査を行っています。100年前に出来た法律に基づいての調査だと理解していますが、10年程度の間に世の中のシステムは太きく変化計局の仕事として大きいな事業であると思いますが、費用とかりの検証がされているのか疑問で、官公庁の販得権保護だけの事業である	私は今年初めて「国勢調査員」としてこの事業にかかわっています。自分 の住んでいる地区だけでも150件~200件ほどの家庭に調査票を配示しています。一市町村においても何十人と高う調査員が必要になります。 貴員には一定金銭(37~77年度)の報酬が出ますが、全国規模で考えれば膨大な金銭とならように思います。また、調査票についても印刷費用、あらいは表述費用などについても相当な管質が必要になります。5年に1度と言う頻度でありますが、この発程についてはとのように発表(個別されていないのではないでしょうか、表事前や戦後の定乱前であれば、千件業での調を必要であり、国家建設の基礎データとして一定の評価はあったと思います。しかし、最近ではデンタル化が進み、個人データはまかなりの部分がマイナンパーや世基ネットにより出版できた。10年を区切りとして調査の廃止をして、デンタル化推進費用に不てることは、ファトウ等の以上で調査の廃止をして、デンタル化推進費用に不てることは、リイン・クターのドローとでは、アントの等の上では、アントの等の上では、アントの等の上では、アントの等の上では、アントの特別に対していると思います。100年を区切りとして調査の廃止をして、アントの性を出ります。100年を区切りとして調査の廃止をして、アントの性を出ります。100年を区切りとして調査の廃止をとして、ものまります。100年を区切りとして調査の廃止をとしまります。100年を区切りとして調査の廃止をとしまります。100年を区切りとして調査の廃止をとしまります。100年を区切りとして調査の原止をして、アントの生産を図ります。100年を区が記載されていると思います。100年を区が記載されていると思います。100年を区が記載されていると思いませないませない。100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、100年を日本では、10	個人	総務省	国勢調査は、5年ごとに実施することが統計法(平成19年法律第53号)第5条で定められております。その副査事項は統計法に基づ統計委員会への該問審議を経て、総務大臣からの承認を受け定められております。 国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、かだん住んでいる場所で把握することとしており、また。国勢調査で担策する教育、就業状態、従業上の地位などは、住民基本台帳などから得ることはできず、国勢調査を特替することは困難です。 国勢調査の結果は、衆議院議員小選挙区の改定のほか、地方交付税の算定や造球地域の認定など、多の法令でその使用が定められ、また、少予、高給化関連施策、防災計画など各種施策の基礎資料として幅広(活用されています。 なお、経費については、調査結果の報告書に掲載しています。	統計法	対応不可	国勢調査を廃止することはできません。 今回の実施状況をしっかりと検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えて います。
98	令和2年10月29日	令和2年11月24日		各省庁及び出先機関にある 診療所の運営については共済 組合と官での運営されている ものと思いますが、従事してい る事務、給与、福利厚生面等 複雑になっています。 診療所の廃止を含め整理が 必要	公務員給与の面での見直しを含め負担すべき給与、共済組合との関係を 見直し各省庁出先機関にある診療所の統廃合を進め民間への開放する ことが必要と思います。	個人		各省庁及び出先機関にある診療所は、各省庁の職員の健康管理のため、国家公務員 共済組合法第98条第2項に規定する「組合員の保養者しくは宿泊又は教養のための施 設の経営」として運営されています。 大済組合の運営に当たっては、同法第12条の規定により、各省各庁の長が職員及び 施設を提供できることとされており、診療所の運営についても、国家公務員である医師、 指題の、事務職員等が従事していますが、必要に応じて共済組合か、別途、医院、看護 第二年、当該診療所の中には、人事院の定める組織区分(人事院規則10-4「職員の保健 及び安全保持「第3条」ごとに置くこととされている健康管理医(同規則第9条)が置かれ ている診療所もあります。診療所を殴けず、近隣の保健医療機関に健康管理医を委嘱 している出先機関もあります。。	国家公務員共済組 合法第12条、第98 条	対応不可	診療所の統廃合、民間開放については、各省庁が判断するものとなっています。
99	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国勢調査訪問聞 き取り廃止	「調査世帯一覧」作成にあたり、世帯代表者、男女別家族 人数を間き取りこて調査しているが、「調査票」内容と重復 しており郵便受けへの投函の みで良いのではないか?	・不在世帯が多い・ ・個人情報を聞き取りで答えるのに抵抗感が強くなっている。 ・地域自治体が迅速にデータを利用したくても母体数が少な 〈信頼できるデータ」にならない。 ・調査負が郵便受けへの投頭のみになれば調査世帯が数倍広 げられ、全体観顧が数分の一に別議できる。 ・国で集計できてデッな地域自治体でも詳細が関覧できる ようにすべきである。	個人	総務省	調査世帯一覧の氏名については、調査書類の配布誤りを防止する観点から聴取しており、世帯人員数については、5名以上の場合に調査薬の配布級数が異なることから事前 に把握することしています。また、男女別の家族人員については、地域内の男女別の人口を正確かつ早期に把握するためにあらかじめお聞きすることとしております。 今回の国勢調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から調査方法の一部を見直したところです。(https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/pdf/houshin.pdf)		その他	今回の実施状況をしっかりと検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えて います。
100	令和2年10月29日	令和3年1月14日	被保険者記号・番号の個人単位等 号の個人単位等 号化に伴う過剰な ブライベシー保護 規制の見直し	人識別付号であってもマスキング処理は求められていないにも関わらず、健康保険証の	1.本人確認書類に一般的に使われる運転免許証等と異なる取り扱いをす	個人	厚生労働省	被保険者等記号・番号等については、健康保健事業又はこれに関連する事務以外で 告知を求めることを禁止されています。 健康保険証につきましては、この被保険者等記号・番号等が記載されているため、本 人権認等を目的として用いる場合には、被保険者等記号・番号等のマスキングを求めて います。	健康保険法(大正 11年法律第70号) 等	対応不可	被保険者等記号・番号等については、被保険者番号が令和2年10月から個人単位化されたことに伴い、ほぼすべての国民が医療保険制度に加入するため実質的に悪皆性を有する番号となると、オンライン資格確認システムにより特定健診の情報、薬利消費 等と紙づくのであり、秘歴性をあめる必要があること、等の理由から、ブライン・一條 護のために、告知要求制限の規定を設けているところです。一方で、健康保険証については、健康保険事業に関する諸手続き以外の場面においても、本人確認書類として活用されている実態があるため、引き続き本人確認書類として活用できるよう、こうした馬内場面においてはマスキング処理を行うという取扱いを求めているものであり、この取扱いを改めることは適当ではないと考えています。
101	令和2年10月29日	令和3年7月20日	介護保険制度と 健康保険制度の 縦割りの弊害	ご高齢であるサービス享受者 でも分かりやすい、そして介護 職人医療職が悪乱ないよう な資料作成やホームページを 活用した情報伝達のご提案	一例として薬剤師の業務として、患者の自宅に薬剤を届けて医薬品の適正使用を管理する業務に以下、在宅での薬剤管理と対す。 く在宅での薬剤管理とはとなるでの薬剤管理とはとなるでの薬剤管理とはといる。 を表している。 を表して、 を表して、 を表して、 の語のない。 を表して、 をまして、	個人	厚生労働省	医療保険制度、介護保険制度について、厚生労働省HP等において情報提供を行っています。	なし	現行制度下で対応可能	J 引き続き、わかりやすい資料の作成や広報に努めてまいります。

7.5	所管省庁	回答	10 to to T	15.4.2.5.11.11.4.4		提案			所管省庁の権	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
102	令和2年10月29日	令和2年11月24日	労働問題の掌轄が分散している件について	生物を需要(関い上が法に反する場合の監督管庁)・ND- の場合の監督管庁)・ND- ワーク(編書者雇用を担当する 監督官庁)・労働制、業務委託 契約や位期有期雇用の問題 等が基署で担当できない場合、 が基準でで、運必は対しない場合が がは、で、で、運がは、場合の監督管庁にあるか断まできな かった。プロストサイトを アンストンは労働制で開答者雇 用の問題の開塞で移場と「使が、労基 展の問題の関係を持ち、任何 の問題の関係を任めていた。	おり、労働基準監督者が対応できない状態となっている。 だが、労働問題を最初に相談するのは労基率のることが多く、そこで労 働契約の問題に障害者雇用の問題を切り分けて各々の監督官庁に対応 傾倒の負担が大きい。また、ハローワークも労働契約が生きている場合は指導効力を発揮でき るが問題が起きた時点で労働契約が生きている場合は指導効力を発揮でき るが問題が起きた時点で労働契約が失効している場合が多く、一旦労働 原であっせんにより労働契約を復活させた上での指導という形を取らなけ ればならなななるため指導力に限界が生じている。 効益署ないしは労働局で一元がに取り扱いができるようになれば既に失 かた、労働契約に対する障害者雇用の問題点の指導ができるようになる ため、労働等部に至るまでに解決できる可能性が高まり全体的に労力が 大幅に削減できるものと考える。 また、相談のために各官庁を全て訪問して相談せずともワンストップで解 法できるようになれば、各官庁の相談員の負担軽減と取り扱い件数の向 上に主撃があらいと名官方を全て訪問して相談せずともワンストップで解 法できるようになれば、名官庁の相談員の負担軽減と取り扱い件数の向 上に主撃があると思する。	個人		それぞれの機関において、業務を的確に行う観点から、ハローワークにおいては、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供に関し助言・指導・動告等、労働基準監督署においては、賃金や労働時間など労働条件に関するご相談に対する対応や、法定労働条件の履行権と問題があると考えられる事業場に対する監督指導等を行っているところです。 また、都道府県労働局や労働基準監督署等に設置されている総合労働相談コーナーにおいては、職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供を行っているところです。		現行制度下で対応可能	いずれの機関に相談していただいでも、適切な機関と連携・回付するなどして、利用者 の負担にならないよう適切な支援に努めてまいります。
103	令和2年10月29日	令和2年12月16日	選挙制度の改善	選挙制度は、期日前投票や 18歳投票制度への移行など 改革が行われています。とか し投票時間については、遠隔 地の繰り上げを除いて原則や 後の時票となっており、その 後の前票とが終了は深夜と なり時には、明朝となる場合も ある。 投票日は、12時までとしてそ の後に開票したり、事務を事 者、メディアその他多くの人の 働き方改革にながる。検討 していただきたい。	また、投票録の記載について提言します。 投票録の記載で投票者を男女別に集計しているが、男女別の投票率は、 まった(急味が無/無駄である。記載に当たる事務従事者はこれに結構 神経を使うし、労力もいります。	個人	総務省	投票所は、原則として、午前7時に開き午後8時に閉じることとされています。	公職選挙法第40条	: 対応不可	公職選挙法第40条では、投票所は、原則として午前7時に開き午後8時に閉じるとされていますが、これは選挙人の投票環境を向上させるため、平成9年の改正で、従来午後6時に閉じるとされていたものを、現在の午後6時に閉じるとされたのです。ご提案については、選挙人の投票の機会の確保等との関係から、検討が必要です。
104	令和2年10月29日	令和2年11月24日	印鑑について	各種書類に書くのを印鑑不要 にしてほしい サインのみにして、印鑑捺印を 廃止にしてほしい	書類にサインしたら印鑑捺印は不要と思います	個人	内閣府	規制改革実施計画(令和2年7月17日開議決定)において、各府省は所管する行政手 続等のうち、法令等又は増行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原 別として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通選等の改正や オンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針示す)を行うこととさ れています。 なお、民間事業者間における押印については、法令で個別に規定のあるものを除き、押 印の義務付けは行っておりません。	なし	対応	内閣府からの9月24日付の行政手続に関する照会に対し、各府省からは、国民や事業 者等に押印を求めている行政手続の99%以上について、見直しを行う方針との回答が示 されています。
105	令和2年10月29日	令和2年11月24日	職員の数につい て(窓口対応担当者)	船舶検査の申請時に担当の 職員が一人しかおらず、すぐ に対応できません、事際が 毎年定員削減を一様1全部で した力できるとないで した力できるが事には、 地方である。 一様1年では、 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一様1年である。 一体1年である。 一体1年である。 一体1年である。 一体1年である。 一体1年である。 一体1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年である。 一を1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも1年でも	職員の定員を各省庁に委ねたらどうでしょうか?必要な部署には必要な 正規職員の人材を十分配置するべきです。国士交通省では人がいない ため終者担当を言いながら条理は給員担当を服務性という部合のいい 形で仕事をさせています。窓口業務は待ってもらえません。現境の声とし て、実態は正し、途間長れているとはとても思えません。また、声を出して も上局に握りつぶされるだけです。	個人	内閣官房 国土交通省	定員の範囲内で、組織や業務の実情等を勘案して行っているものと承知しております。 また、国家公務員全体の定員については、閣議決定(「国の行政機関の機構、定員管理 に関する方針」(H28.725開議決定))に基づき、厳しい財政状況の中、内閣の重要政策 への対応に重点的に増員する一方で、これら増員の原資を確保するために定員合理化	行政機関の職員の 定員に関する法律 (昭和四十四年法 体第三十三号 行政機関職員定員 京領和四十四年 政令第百二十一 号)	現11前度 下で対応可	内閣人事局では、今後とも、現場の実情・課題などについて、各府省から丁寧に伺いながら定員管理を行ってまいります。
106	令和2年10月29日	令和2年11月24日	PSC(ボートステー トコントロール)に ついて	<ul><li>港を管轄する運輸局がPSCを 実施しています。これをすべて</li></ul>	運輸局の外国船舶整督官は実態は英語もろくにしゃべれない職員、機関や各機器の動かし方や操船方法もろく知らない整督官がPSC業務をやっています。正しくジャッジされているとは思えません。限られた人数もないため度中や株日の海難事故等ようでには対力できません。限られた人数も内内、日本の港内でも着岸しない限り立入りする不可能です。それに対して無人保安庁は、ほぼ全員が船員であり海技免状保持者であた。当話とはでは、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本の場合では、日本のは、日本の基本の場合では、日本の第一体の関係をは、日本の場合では、日本の場合では、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたり、日本のまたりまたり、日本のまたりまたり、日本のまたりまたりまたりまたりまでは、日本のまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりま	個人		また、海線中央の7米%的近0/201、6/11で時間が海1/3 へで参手は、海上入物改生 条約などの国際条制に進められており、船舶が報告置いている国の政府は、新船や船 員が国際条単に適合している目の証書を交付することになっています。 PSOは、奈港以上国の職員が、労国前の船舶や船員が国際条例に適合しているかどう かを接着する素称であり、PSOを担当する職員については、自国の船中船員に対する 国際条例に適合しているかどうかの船舶接着で起まってけなどの業務に使事した経験	Resolution A 1138(31)	事実誤認	国土交通省は引き続きPSCの適切な実施に努めて参ります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
107	令和2年10月29日	令和3年1月14日		世帯という言葉をもつ少しさち	深山市在任で、母方の祖父母年に、母と私で同信りにています。 実態としては法に同居ですが、2世帯として、カウントされているので、選 学の際なども2通届きます。 〇〇様方、などで、住所の書き方も遠います。 しかし、今回の国税調査については、4人全員を記載してくださいと言われました。 ました。 すると、住居の記載はひとつ。 母と私は住まわせてもらっている側なので、少し遠います。 こういうことになると、国の統計はずれてきませんか?	個人	総務省	国勢調査では、住民票などの届け出に関係なく、ふだん住んでいる場所で把握することとしております。また、国勢調査における世帯の定義については、一緒に住んでいる夫渉・親子・兄弟など、住居と生計を共にしている人々の集まがを一つの世帯としています。同じ建物に住んでいても生計を別にしているなど、世帯が別になる場合は、世帯の求めに応じて調査票を追加で配布することとしています。 (https://www.kokusei2020.go.jp/lib/pdf/household/entry/2020_chousahyoukinyuu.pdf)		その他	届け出に関係のない実態を調査していることがより伝わるよう、今後とも、関係者の指導 を含め鋭意取り組んでまいります。	ii -
108	令和2年10月29日	令和2年12月16日	高齢者住まい行 政の一本化	現在、高齢者の住まいで「サ 高住」は住まい法に基づき国 土交通省の管轄、「有料老人 ホーム」は老人福祉法に基づ き厚労名の管轄。 高齢者にとっては両者は同 じもの、区別はありません。特 定施設のサ高住上ピケル酸付き 有料老人ホールをおくはど 区別して説明するのですか。 - 本化して下さい。	「切けまかじき」での情報は場合共に物金店金が建地とほそのケーニ 北接代です。19才も多くの事業有は家賃(相談制)と管理表した時代 サービス費を受能します。確かに法律に基づきサービスレベルの能し 高性は存在しますが、その人居者もいずれは力速を受ける可能性が高 く、事業者は食事が最近後ではあわりを避けては通れません。又、家賃 は高して法律と打が異なります。 高齢者性まり、10関する法律、監督自決をでは、または、ほぼは 高齢者性まり、10関する法律、監督自決をでは、こませ、こませ、日本	個人	厚生労働省	高齢者向け住まいのうち、「有料老人ホーム」については、老人福祉法に基づくものであり、厚生労働省所管、「サービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住力)については、高齢者自がによるくものであり、原生労働省の大きに表づくものであり、原生労働省の大きに大きでは、政策上、「往宅」として位置づけられており、パリアリーや房室の商籍等のケービス面の基本が辿りられていることから、ハード面については主に国土交通省が担当、サービス面については国土交通省、厚生労働省両省で担当しており、両省連携のもと、一体的に制度の運営をしております。また、ご指摘の「特定施設のサ高住」と「ク護付き有料き人ホーム」の区別について、「サ高住」は、上記のとおり、有料老人ホームとしての規定とは別に、サ高住としてのハード面とサービス面の基準に適合している必要があり、異なるものとなります。このほか、高齢者向け住まいを提り得り、異なるものとなります。このほか、高齢者向け住まいを提り場が、それ特徴や選び方などを周如することで、「高齢者向け生まい紹介事業者面出公表制度の取組に協力しているところです。	老人福祉法、高齢 者の居住の安定確 保に関する法律	現行制度で対応可能	高齢者向け住まいについて、厚生労働省と国土交通省で連携し、一体的に取り組んで 、小とともに、事業者団体による取組に協力するなど、消費者の方々にとって高齢者向 け住まいを選択しやすい環境整備に努めてまいります。	
109	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国家試験(通産省 所管試験)受験申 込時の改善依頼	時における名前表記の変更力 法に、所管省庁の違いで名の 後の対応(手続き)にあまりに 違いがありずきで困ります。 今まで、総務省・厚労省所管 の各種国家試験を受験しました。 総務省所管の場合は、試験型 日試験官に申し出て、変更申 請書をも記して試験官に手 選しておしまい、 通産省所管の場合は、以下1申 請者とでは、以下1申 請後とかいまの場合は、以下1申 請後とかいまの場合は、以下1申 請後とかいまの場合は、以下1申 前後とかいまの場合は、以下1申 前後とかいまで、1申 が表していまか。	令和2年の(通産省所管の)電気主任技術者試験受験に際し他省庁(ex. 終務者)との対応の違いに怒り心頭です。 私の名前は高橋です。「高」は、正しくは「はしご高(第2水準)」ですが、 NET申込では対しこだおりません。 それで、(総務省所管試験の場合は、決験当日に、試験官から配撃事項 変更の申し出書をもらい、その場で記載して試験官に選しておしまいです。 したし、通産名所管試験の場合は、NET申請後に、届け出期限までに受験案内に同梱されている変更申請書に(正当文字を)記載し、磯明資料を 添付して書留動師の準等る方法にて郵送する。又は、(省略、詳しくは受験案内参照) 競技信者試験としているが支援がありました(創受)が、とにかく試験当日により、金属に大いるいる波乱がありました(創受)が、とにかく試験当年をの「電気技術者試験センター」に電話えるとの一点張りで終了、 型は、「電気」に電話すると、受験案内を逃んでない場方の過失の一点 環り、そのうえ、通産省所管の他の試験(7つ?あるそうな)でも同様の取り扱いと逆の力とれました。 とりあえず、訂正には対応するとのことでしたが、非常に関立たしいです。 対象係因は、NET申請に、漢字第2次表が非対がなことが原因ではありますが、名前の「漢字表記」の違いなど受験の際の本人確認に際しては、 子師なことと思います。 受験者の本人確認をしたいのであれば、身分証等で確認すれば良いわけで、事前に、などは美生用が思います。 受験を介持には、住民票原本の添付が義務づけられています。これで、 ・サンでしまう。 場り返しですが、漢字表記だけの問題です。そのうえ、他省庁の取り扱い	個人	经济在来省	電気主任技術者試験の実施に関する事務については、電気事業法に基づき、指定試験機関である一般財団法人電気技術者試験センター(以下)試験センター以とう。)が実施しています。インターネットにより、試験センターのホームページから電気主任技術者試験の受験申、インターネットにより、試験センターのホームページから電気主任技術者試験の受験申、公みそ行う際に入力できる課すは、受けシステムの都合と、Jの法学で一手に第一水準、第二水準)に定められた漢字のみとなっております。このため、住民無に記憶されている氏名の漢字と異なる漢字で受験申込みされた場合は、受験申込み締切日から約2週間後を期限とし、所定の申出書に正しい漢字を記入の上、運転を解ذ等の公の証明書の写しを派えて、FAX又は簡易書留等の配達記録が残る方法により送付いただいております。なお、試験当日、試験会場における内容変更の申出は受け付けておりません。	電気事業法第45条 第2項	対応	今回の御提案を踏まえ、氏名の漢字の修正方法を次の2通りから選択出来るよう改善 策を格討し、令和3年度の電気主任技術者試験から運用開始する予定です。 ① インターネットによる受験申込み時に、正しい漢字が記載された画像をアップロードす る等の方法により、漢字の修正を受付可能とするシステムに変更します。 ② 試験当日、試験会場において正しい漢字を申出いただくことにより、漢字の修正を受 付可能とする対応に改めます。	ġ.
110	令和2年10月29日	令和2年11月24日	家賃給付金の申請迅速化について	家賃支援給付金の審査担当 者と質問を受け付けるコール センターの情報と有ができる 体制にしていただきたい。	家質支援給付金を申請しておりますが、申請システムの問題で全く通りません。私のような人は大勢いると率にます。 ます、申請に不備があると率移局からゲールがありますが、その審査担当者を連絡が取れれば一発で問題点が分かるのですが、連絡を取ることができず、コールセンターに参えを含うことになります。したしてのエルセンターも審査担当者と連絡が取れないので一から問題点を探すことなっており。全無駄な時間と人員を受しております。まずにコールセンターの言うとおりに直しても再び事務局から不備の指摘がある始末でより生めて審査担当者とコールセンターの語ができな体制にしていただきたいのです。そうでないと永遠に終わりません。最近人員を増やしたとの報道がありまたが人員ではなる権事にといただければ大幅にスピードアップするはずです。何年よろしくお願いいたします。	個人	経済産業省	家賃支援給付金事務局に申請者の皆様から大変多くのお問い合わせをいただいているところ、迅速に審査・給付を進める観点から、申請者からのお問い合わせはコールセンターで回答させていただくことしています。 コールセンターに申請の不偏に関するお問い合わせがあった場合、具体的に申請者の申請内容等を確認しなければ正確な御案内が難しいため、コールセンターから折り返近新することしています。 折り返しに際しては、申請内容の確認と加え、審査担当者の審査内容の確認も行い機案内ずく声内をそ丁率に検討してお伝えするよう努めています。また、申請者とロールセンターとのやりとりを必要に応じて審査担当者に伝えるなどの連携を行っています。審査体制の強化に加え、事務局及びコールセンターの担当者の習熟度を高め、申請者の皆様に迅速かつ適切に対応するよう努めていきます。	なし	現行制度 下で対応可能	<b>可制度の現状欄に記載のとおりです。</b>	

	所管省庁	回答				提案	所管省庁の検討結果			
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要 (備考
111	令和2年10月29日	令和5年7月12日	マイナンバーカー ド交付方法につい て	マイナンバーカード交付時の 乳幼児の同行の廃止	た日、埼玉県川口市で0億児(現在は1億児)のマイナンバーカードの受領に市役所に訪問した際に、乳幼児の同行が必要と言われ交付を拒否された。本人確認が必要なためということは理解できるのの、このコロー制の中において感受リスの低減およびマイナンバーカードの音及を検討していくうえでは見直しが必要と考える。また一方で、病気等やむと様の状場合には成人は代理人制度が適用できるが、乳幼児は適用できないとも言われ、説明が十分納得できるものではなかった。 その結果、1月迄に再度同行を求められているがコロナ禍のため訪問できば、マイナンバーカードの受付を受けられない状況となっており困っているため収着が必要と考える。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を整て、交付することとしております。 その上で、病気や身体の跡害等や立を得ない理由により、哺産が市町村の庁舎等に出向にとが困難であると認められるときには、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。	利用等に関する法 律第17条第1項、	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
112	令和2年10月29日	令和2年11月24日	水防法と災害対策基本法	市町村や都道府県は災害対策基本法に基づき「地域防災計画」を、水防法に基づき「水防計画」を作成している。 いかしまがら、この2つの計画使しており、無駄が母でする。 ・場合は、水防に関連を変更しており、無駄が最近を変更しており、無駄が多変更としており、無駄が多変更とている。 場合は、水防治による水防計画変更の義務を無くしてはどうか?	地方公共団体の業務の簡素化	個人	国土交通省内内閣府総務省	○水防計画 都道府県及び指定水防管理団体の水防管理者は水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防計画策定の義務が課せられており、計画策定又は変更する際には、水防協議会(水防協議会を設置しない場合は、災害対策基本法に基づ(防災会議)に詰ることされています。 水防計画に定める内容は以下のとおりです。 ・水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送に関する事項・ケム、水門門門の操作に関する事項・ケム、水門門門の操作に関する事項・水防のための水防匹、消防機関及び水防協力団体の活動に関する事項・水防のための活動に必要な河川管理者下水道管理者等の協力に関する事項・水防のための活動に必要な河川管理者下水道管理者等の協力に関する事項・水防のための活動に必要な河川管理者下水道管理者等の協力に関する事項・水防のための活動に必要な河川管理者下水道管理者等の協力に関する事項・水防のための活動に必要な河川管理者、下水道管理者等の協力に関する事項・水防のためで誘力に必要が同じませば、同じ、自動を発展、資材、設備の整備及び運用に関する事項・水防のためで開い、としていていています。 ・地域に係る防災に関し、当該地方な上団体等が処理すべき事務又は業務の大綱・地域に係る所災に関し、当該地方な上団体等が処理すべき事務とは業務の大綱・地域に係る所災に関しる事項別の災害下防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は業務の免令及び避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害を急対策並びに災害権旧に関する事項の対計画・地域に係る災害に関する計画・地域に係る災害に関する計画では、対策に対している。	水防法第2条、第7条、第33条 条、第33条 本法第 40条、第41条、第 42条	現行制度 の活動などの不防に必要な基本的争項を定めるものです。夫塚の不防でしてに一条地してなされており、適確かつ迅速な水防に繋がるものであって、水防法の目的である水災 の祭点 ため はままば、の客点に落するために重要な知知に思せているため、等学
113	令和2年10月29日	令和2年11月24日	部活動の民間委 託.指導員の資格 化	学校の部活動を外部化する。 今は主として担うのが教員に 限定されているが、その規制 をなく事。 (1)民間のスポーツクラブなど 向けのパウチャー制度をもいる。 (2)スポーツルーナー等。しい つかの資格所は事業した。 は、日本のかで担う「教員も指導員として雇し、部活かとする。 (3)運営を民間に委託する こうしたことをでい、部活動を 学校から切り発す。また、まと、ま 等門的で安心安全な活動とす る。	「「「十字美書" 美語" 実高列 じ いかい 世 中で かいしれる。 こる、 注 寺 連及 に とう考えても、自主的ではないのに、教員が自主的 い調節をしている という体	個人	文部科学省	部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的最高を有する活動で 一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の 実題であると考えております。	なし	文部科学省では、平成30年に策定した都活動のガイドラインにおいて、活動時間と休養日の基準に治った適切な都活動の実施や、短時間で効果的な指導を推進するとともに、教師に付わって指導や大会への生徒の引車を行う「都活動指導員」の配置を促進しております。 対応 加えて、先日(9月1日)「学校の働き方改革を踏まえた都活動改革」を取りまとめ、令和5年度以降の休日の郡活動を段階的に地域に移行するための具体の改革方策についてお示したところです。 これらの取組を着実に進め、生徒にとって望ましい都活動と教師の負担軽減を両立できる都活動改革を進めてまいります。
114	令和2年10月29日	令和2年11月24日	教員の働き方について	・部活動は外部に委託して行う ことを義務とする(土日祝日は 特別、 ・残業や時間外労働に対して の報酬を支給する	私は中学校の教員をめざしている高校生です。つい最近まで生徒として 先生力と接していて、明らかに労働時間と報酬が比例していないと感じて います。最近かしずつ間活動を外部に実転する学校も増えてきているよう ですが、朝記動は教員が指導するものという考え方が広保報付いている ため実行している学校は少ないと感じます。少なくとも自分が住んでいる 周りの学校でが衝撃芸化のとこれないです。仮い第二一チを置っていたとしても外部コーチと先生が一緒にいることがほとんどです。土日和日の と生力が断定動の指導に当たったとしてそもれ相応の報酬が出る訳では ありません。これは撲撃においても言えることです。先生方が残業をせず に仕事を終わらせることはまずつずのです。先生方が残業をせず に仕事を終わらせることはまず不可能です。終れが時に終めると仮定し て定時が5時、1時間で次の日の授業の準備や行事の準備等を行えるか います。残寒を含めたらどの県の最低質金よりも時故に低いと先生方が 壊したり、この時間にも活動のしどうにあたられる人もいらっしゃ います。残寒を含めたらどの県の最低質金よりも時故に低いと先生方が 壊していまた。この現状を目の当といほとなれたちそ分と先生まます。これだけで 環とていました。この現状を目の当たりによれば、先生方が なの日の授業準備、行事の学権等にあてられる時間が考えます。まれ去 投資の質、教育の質が上が全と思います。また、都活動や別等記行す るとすれば、未経験の先生が消壊にあたるよりもずっと質の良い指導を 受けられることになります。得られる利益はとも大きなものとると思い ます。未来の子供たちのため、先生方の負担を少しても減らすため、ご依 討よるしくお願いいます。。	個人	文部科学省	・一点目について 部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科 学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場 として、教育的意義を有する活動です。 一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の 課題であると考えております。 ・二点目について 公立学校の教師の総ち等の動務条件について定めている給特法においては、教師の 継務が勤務時間の内外で区別しがたいという職務の特殊性を踏まえ、時間外勤務を極 めて限られた項目に限定し、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支続しない代わり に、締結目期の49に相当する極を、教職課整整しい)形で支給することとしています。 また、土日等の部活指導に関しては、都道府県の条例規則等により、部活動指導手当 が支給されることとなっています。	学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(給特	・一点目について 文部科学者では、平成30年に策定した都活動のガイドラインにおいて、活動時間と休養 日の基準に沿った適切な都活動の実施や、短時間で効果的な指導を推進するとともに、 教師に代わって指導や大会への生徒の引奉を行う都活動計算員」の配置を促進してお ります。 加えて、先日(9月1日)「学校の働き方改革を踏まえた都活動な薬」を取りまとめ、令和 対成、一部 でお示したところです。 検討を予定 る部活動改革を進めてまいります。 ・一点目について 令和5年度に改正された総特法の国会審議の過程において、令和4年度を目途に教 師の勤務実態調査を実施、その結果等を踏まえ、教師の動務環境について、必要な検討を されており、働き方改革の趣旨等も踏まえ、教師の動務環境について、必要な検討を 行ってまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
115	令和2年10月29日	令和2年11月24日	農水省の解体に ついて(三重行 政・行革110番)	農林水産省が抱える事業は、 第1次産業に関することについては財政にあることは発生であることは外でであることは外でである。ことは外でであるい、主主行政ない。また全く行われていなり、主主保証を取り、これはるため、からがあり、これはるため、からが、自然のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	してはないのかと、自身非常に強いてきるした行動がからだ。もし、無外 水産者が内閣の中の三人間にあるならば、これは東型的な一重行散で あり、正さねばならないと思い発剤した。この改革が成立すれば、農率 の企業の進出、人材の調達が容易となり、日本人に古郷予研を上には負 けない労働力、あるいは乗業起業が対してると思われた。また、農林木 を行政が透明化、国民の間心が得られると思われた。何より、農協、農	個人	辰桥小准官	農林水産省設置法第三条第一項により、当省の任務は、食料の安定供給の確保、農林 水産棄の発展、農林産業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振展、農業 の多岐にわた後能の発揮、表株の保続培養及び森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存及び管理と定められています。	辰怀小性官	事実誤認	1.農林水産省は、農林水産省設置法に基づき、食料の安定供給の確保、農林水産業の 発展等の任務を担当しております。例えば、産業振興の観点からは、農林水産省と経済 産業省の担当分野が密根に連携する部分はありますが、農林水産実白自然環境に大 きく左右されるなど他の産業とは異なら特徴もれている産業であることから、その特徴 を踏まえた政策展開を農林水産省が担いつつ、他産業との連携については、経済産業 省等の関連省庁と強切に連携していくことが重要と認識しております。 2.このため、例えば、6次産業化改策については、生産段階から食品加工、食品流通ま でを一貫して所管する当省の知見も生かしつつ、農林連業者が行うの定業化の支援 事業の中で、中小事業者と連携して行ら経済産業省所管の農市事連携の取組も支援 の対象とするなど両制度の一体的な運用を行ってきたところです。 3.今後とも、ご指摘のような非効率な行政運営にならないよう、関係省庁とも適切に連携 しながら、政策運営を進めてまいりたいと考えております。
116	令和2年10月29日	令和5年5月17日	行政の縦割りと横 割りについて	役所業務の簡素化による迅速 化対策によって業務改善に よって国民に対してのサービ ス向上	役所業務の簡素化による迅速化対策によって業務改善によって国民に対してのサービス向上 砂所業務の類はは多の場合、縦割りですが、私は20年まえから役所の 業務の効率に延囲を抱いています。 今回、総理から離割り業務の必要主でついて私の考え方(案)を提案します。 例えば役所の住宅課で住宅の売買については、謄本、住民票を請求され、戸籍の取得を市民課で取得して住宅課に持ち込み処理をするような システムでは市民サービスに処理に時間がかります。請求者に負担が かがります。 私は、役所をオンラインで縦も機も接続すれば、各担当場所で、その場で 必要書類が取得できるでしよう。 例えば本人概念をイナンノイーカードが運転免許証等で確認できるで しよう。 能本等、取得金額は担当場所で徴収する。 にの方式でトラブルが起きそうなら、役所で建設的に対策を検討されるべきと思います。	個人	総務省	地方公共団体におけるDXの推進については、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日開議決定)、現「デジタル社会の実現に向けた重点計画」)に掲げられた各施実のうち、地方公共団体が重ね的に取り組むぐき事項や国による支援業等を助いまとめた「自治体DX推進計画」(令和2年12月25日総務省策定)により、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体におけるデジタル化の取組を推進しています。	なし	現行制度下で対応可能	自治体DXを推進するため、自治体において重点的に取り組むべき事項や関連する補助金やガイドライン等のハウハウについてまとめてた自治体DX推進計画や、オンライン化や標準化への対応を必む自治体DX推進手順書、参考事例集などを衰定し、ノウハウ等の提供としています。また、行政手続のオンライン化に、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」で支援をしているところです。
117	令和2年10月29日	令和2年11月24日	天下り法人に、随意契約禁止の制 意契約禁止の制 膜をかけてください	品川区では、区の肝いりで設 立した社会福祉法人に、品川 区や東京都の温鵬爾貞がエ 下りをしています。そして、多く の福祉サービスの委託事業相 社法人と随意の料定管理をこの社会末 専定することなく、話し合い で決められています。そのた かありません。行政機関の退 職職員がいる法人には随意契 約を認めないようにしてくださ い。	学びないいかです。そして、予定価値学及するどこれは、これらの次と に協議をして金融を決めています。そのため、金額が低いとサービスを削 ることが接行し、サービスの質が年々下がっています。それでも、毎年退 期間員が下下り、随意契約の数は増えています。そそそも、原音者サー ビスは障害者総合支援法に基づいて決められていますので、区内の法人 しかできない事業ではありません。あからきまに、天下りをした法人を優 退し、競争のない随意契約を締結することは、地方自治法に違反してい ます。そそそそ、世界学校がのの事間性とない。単年と4年とりませていませる人工を付	個人	総務省	地方公共団体の契約の締結については、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札によることが原則ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で定めるいずれかの要件に該当する場合に限り、随意契約により契約を締結することができるとされています。また、地方公共団体の契約の執行等の行政運営については、長の内部統制制度、議会の調査等、監査委員・外部監査人による監査等によるほか、住民による情報公開、住民監査請求、住民訴訟等によりチェックするものとされています。	地方自治法施行令 第167条の2	現行制度下で対応可能	地方公共団体の契約の方法は、機会均等、公正性、競争性、経済性及び適明性の確 係を図る必要性から一般競争入利の方法によることが原則ですが、その例外となる随 変契約の方法によることができる要件は地方自治法施行令第167条の2等1項各等に掲 げる場合に限定されているところであり、個別の契約の目的、内容・性質に進み、一般競 争入利等によることが契約の目的等に支薄を及ぼすものとして、随意変換の方法による ことができる同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するかを判断するのはその契約 締結の責任を負う地方公共団体においてなされるべきものと考えます。 加えて、地方公共団体の契約の執行や人事連書の行政連盟については、長の内部 統制制度、施令の課金等、歴を費員・外部整査人によるを基等によるほか、住民による 情報公開、住民監査請求、住民所訟等によりテェックするものとされており、このように 当該地方公共団体においてをつけ設定置の適正性を目律的に確保することが地方自 法の原則であると考えます。 したがつて、法をの規定を踏まえた上で地方公共団体の判断により随意契約を行うこ ととすべきものでありますが、行政機関の退職職員が在籍していることのみをもって、当 該法人と随意契約をすることは適当ではありません。
118	令和2年10月29日	令和2年12月16日	情報システムで	る」 時の政府は「絵付の抑制を図 る制度を創設」 納付保険料の精算請求を事業所が通常行う請求とした。 添付書類に条件としたのは、 遠職金源領収書である。 源泉破収書類に被保険者 間は正して記され無い年金請 がは、受いている。 では、受いている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	務化される事で解決されるのでしょうか? 日本年金機構(年金事務所定日で納付履歴が保存されている事が確認 できる)年金事務所職員の中には事務作業差験者が居る 厚生省の原準の記録(抜り特配い)と判断できる職員もおされる。「私の履 歴」9年間を被保険者期間と判断できるのは 日本年金機構の窓口職員に任せていれば、10数年の確認作業に無駄な 時間を費やする事は無い。 厚生名年金局に、厚生年金法を知る立場でありながら、国民の受け取れ る権利を無視した。(コスト削減?)	個人	厚生労働省	これまで、国においては、これらの解明に向けて、「ねんきん特別便」の送付等、日本年	条の2 ・厚生年金保険法 第28条の2	現行制度下で対応可能	引き続き、未統合記録の解明に向けて、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」等を活用した記録確認により、ご本人からの申此を使す等の取組を行い、国民の管様にもご協力しいただきなが、一人でも多くの方の年金記録の回復につなけてまいります。また、年金記録の「訂正請求」がされた場合には、請求を予け予申収集を行い、有識者で制定されている地方年金記録打正審議会で審議し、請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>検討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
119	令和2年10月29日	令和5年7月12日	マイナンバーカー ド受取りの件	スマホで申請してから役所に わざわざ出向いて手続きする のが類わしい。 全部スマホで完結出来る様に して欲しい。	忙しいからスマホ申請したのに、役所に行く時間なんて無い。 役所もこんな事に対応する時間を無駄にする必要無いでしょ。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を終て、交付することとしております。 その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。	利用等に関する法 律第17条第1項、 行政手続における 特定の個人を識別	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られる よう、制度の現状欄で述ったような取組の実施・拡大について自治体に要請するととも に、実施に要する経費について開製により支援を行い、また、先進的な取組について情 報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。
120	令和2年10月29日	令和2年11月24日	コロナ対応の為は もう止めて。	専門の人員と通常対応の人員 と災害など非常時の対応の人	今、行政はコロナ対応だからといって通常行わなければならない処理もおろそかになっていて、発行書類等は後日です。とはっきりした日数がわからない状況で依頼する方の人は期日迄に書類を持って行かないといけない、(例え、非常事態宣言下でも)に、これで、行政でコロナ対応を通常対応の部署を作って、手続き等を滞りなく出来る様にして彼しいです。	個人	総務省	新型コロナウイルス感染症対策に当たり、総務省では、職員の業務内容や勤務場所 の変更といった柔軟な対応などにより、組織全体としての業務体制を確保するよう各地 方公共団体に対して、繰り返し助言を行ってきました。 なお、地方公共団体が新型コロナウイルスを発症対策にあたり、業務体制を確保する ため臨時に採用する職員の人件費については、内閣府の地方創生臨時交付金により財 潮措置がなされています。		その他	各自治体における住民サービスは、その団体の責任において滞りなく提供していただく 体制を組むことが重要です。 総務者としてお司き続き、各自治体において新型コロナウイルス感染症への適切な対 応が図られるよう、取り組んでまいります。
121	令和2年10月29日	令和5年7月12日	マイナンバー登録が進まない原因	マイナンバー登録しようとして も、出来て来るまでに、2.3ヶ 月掛かる事などが影してい る。せめて1ヶ月以内でない と、普及は難しい。	マイナンバーカードの急速な普及	個人	総務省	マイナンバーカードの発行については、申請をいかだいてから、まずJ-LISにおいて、「類 写真の審査」「カードの作成」「電子証明書の発行」などを行い、市区町村に免送いたします。そして、市区町村において、最新の本人確認情報との照合などを行い、交付連和 書を送付することとなります。 申請から交付を通知するまでの期間は、市区町村において交付準備を行う期間も合わ せて、 概ね1か月程度を要しておりますが、これまでに、製造工程の見直しや機器の増強によ り、カード作成期間の短縮を図ってまいりました。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおり、製造工程の見直し等による発行の期間の短縮に取り組んできたところです。さらに、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、特に達やかな交付が必要となる場合を対象に、申請からカードが届くまでの期間を1週間以内とする特急発行・交付の仕組みを創設することを検討しております。
122	令和2年10月29日	令和2年11月24日	自衛隊車両の高速道路料金支払いの一元化	路株式会社に防衛省として年間の高速道路の使用料金を 事前に一括で納め、通行する 際は、自衛隊車両であれは、	高速道路使用のための無駄な業務を廃止することにより、業務の効率化が行われるとともに、自衛隊の行動の迅速化につながると考えられるためリカインを表現の効率化・高速道路が利用しやすなり、訓練等の移動時間が短縮・移動時間が短縮とより訓練時間の確保および隊員の疲労軽減・正下に機械等の購入・機持管理が不必要となり経費削減・正でに機構等の購入・機持管理が不必要となり経費削減の節約・により、無数な手数料の削減デメリット	個人	防衛省国土交通省	【防衛省】 自常隊の高速道路使用料金の支払い手続きについては、使用件数が多い陸上自衛隊 を例とすれば、第一年の管理や実際の高速道路の使用 ・ 後生 中途等限とおいて、高速道路で使用するETCカードの管理 ・ 後生 中途等限とおいて、高速道路で使用するETCカードの管理 ・ 後生 中途等限とおいて、高速道路で使用するETCカードの管理 ・ 後生 自衛隊中へ執き隊及び陸上幕保証部構送室において、部隊等によるETCカード 使用実練の配合 福認 ・ 達上自衛隊中央会計隊において、高速道路会社からのクレジットカード会社を通じた請 などを行っているところです。 【国交省】 道路整備特別措置法において、高速道路会社からのクレジットカード会社を通じた請 などを行っているところです。 【国交名】 道路整備特別措置法において、高速自動車国道等の料金については、当該道路を通行 し、又は割用する車両から微塊するものとされているを選り、高速道路会社等にお いて、高速自動車国通等の料金をありたされているを選りませた。 いて、高速自動車国通等の料金をありたされているとする連用とはおいて行うことが原則 とされています。そのため、前金は、現まれてついては、あくまでも例々であることからそ の発費の性質と、前金文は構築をもって支払となり付ける事務とは事業に支険を 及ぼすような特定のものについてのみ限定的に認められています。	令 道路整備 特別措置法		自衛隊車両の高速道路使用料金の事前一括支払いについては、利用実績を正確に把 振し事後清算を行うための各種課題を関係場庁間で連接して検討する必要があり。自 衛隊における課題の一例とし、事前一括支払いを導入したしても自衛隊における大 量の利用実績の確認作業が引き機を必要となること等について、費用対効果を総合的 に勘案して可否を判断してまいります。
123	令和2年10月29日	令和2年11月24日	NHK料金支払い の一元化	総務省所管のNHKの受信料 の支払いを防衛省として、一 括納入し、無駄な業務の削減 する.	各駐屯地の業務隊が行ってている受信料の支払いを、一括納入することにより、無駄な業務を削減 リリント・無駄な業務の削減 ・一括納入により、割引等を用いた経費の節約ができる。 デメリット・特になし	個人	防衛省総務省	全国各地に所在する部隊等ごとに放送法に基づく放送受信契約を締結しています。 一方で、当該契約に係る支払手続等については、内部部局や各幕僚監部といった機関 等ごとに契約数等を取りまとめた上で一括して行っています。	放送法 第64条第1項	検討に着手	更なる一括納入の可否等について、NHKや省内関係部局と調整した上で、今年度中に 決定します。
124	令和2年10月29日	令和2年11月24日	はんこについて	はんこ良い文化なので無くして欲しくはありませんが、便利になるのは助かります。まで役所関係で、出勤簿等にはんこを使うのを無くして欲しいです。	出動退動に入館証を導入して、事務業務の簡素化ができ、セキュリティも 守られると思います。	個人	内閣府 内閣官房	規制改革実施計画(令和2年7月17日間議決定)において、各府省等は、会計手続、人 事手続その他の内部手続について、書面・押印・対面の見重しを行うこととされていま す。 物指摘の出動簿については、法令等において押印することは求められていないものと承 知しています。	「給与簿等の取扱 いについて(通 知)」(給実甲第576 号)	対応	行政改革推進本部事務局では、各府省等における、会計手続、人事手続その他の内部 手続について書面・押印・対面の見直しを推進しております。 僻指摘の出動簿については、各府省において運用上も押印を不要とするよう取組を進 めてまいります。
125	令和2年10月29日	令和2年11月24日	全での工事の発 注から完成までの 書類の見直しを行 う。	して頂きましたが、市長の熱意 が薄いため、途中で頓挫した 経験があります。 問題点 1、工事請負金額の大小に関 利かず、同じような様式で、書 類や写真の提出を求める事へ	1、地方行政では、「国に準じて」が合言葉になっていて、なかなか進みません。工事書類が、少なくなる事はなく、増えていくのが、通常です。何故ならば、前任者から引き継ぎいたのを、削減する改革と勇気がないからこの書類が、裁判等で必要になる事は結無に等しいと思います。保予開間が過ぎて扱うされるだけだと思います。 民間では、考えられない書類の内容になっていますので、一つの工事書類を始めから見ていただけば、必ずさかしい事がわかると思います。 2、もし、本当に必要なものがあれば、書類ではなくデジタル保管に切り替えていくだけに足思います。 3、国の関係機関を考えれば、相当な経費削減につながると思います。	個人	国土交通省 厚生労働省 農林水産省	・工事書類の様式について 国土交通省所管の直轄土木工事、農林水産省所管の直轄農林工事におきましては、各 会庁で標準様式を至め、中いにて公表していますが、標準様式を各自治体等の工事にお はて使用するかは、各自治体の判断によります。 原生労働省所管の水道工事は、様式の使用については、各水道事業者の判断によりま す。なお、実態としては、各水道事業者においては、建設部局等で定める公共土木標準 様式に準じた様式を使用していることが多いと受け、します。 なお、関土交通省においては、国土交通省所管の直轄土木工事における工事書類の様 様式に単じた場合を設かる状としたがおかっています。 ・工事請負金額の大小による書類等について 国土交通省所管の直轄土木工事、民がもの大手が ・工事請負金額の大小による書類等について 国土交通省所管の直轄土木工事、民会 企業が多いことが守かっています。 ・工事書類の保存について 現時点において、工事書類の大部分は大学がとのよりが登れたでいます。ただ い、業者から提出のある書類の一部や契約に関ける書類等については、紙による保存 をしているものもありますが、適切に保存し、デジタル化を進めていては、紙による保存 をしているものもありますが、適切に保存し、デジタル化を進めています。	-	検討に着手	国土交通省所管の直轄土木工事、農林水産省所管の直轄農林工事では、請負金額により工事書類等を変更しておりません。 国土交通名を映成しておりません。 国土交通名と無水産省では、引き続き工事書類の標準様式等の公表を続け、各自治体が参考にできるようするとともに、省庁間の連絡調整を開始します。 工事書類のデジタル化については、御指摘のとおり、業務効率化や経費削減に効果があるものと認識しており、検討を進めているところです。 国土交通名及以農林水産省では、電子結局等において、書類のデジタル化を進めるとともに、紙媒体での提出等を義務付けている規程の見直しを進めています。 これらの散組については、地域発注者協議会等において、地方自治体にも情報共有をはかっています。

	所管省庁	回答	1044-7	154 - 5444 - 4	10-10 L	提案			所管省庁の検討結果		144.44
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	╅構考
126	令和2年10月29日	令和2年11月24日	今後の国勢調査 に対する改善につ いて	けて、改善した方がよいと感じ たもの、必要性を感じられない。 す。 1書類の配布方法を郵送に変 更 2期重員が作成する手描きの デフォルン地図の廃止 3期重員が作成する手描きの デフォルン地図の廃止 3期重員が作成する調査世帯 一覧の作成順番 4期衰員のが開体制の変更 5日本話が提めない方への配 場でしていた。 1に記入します。 1に記入します。 1を選を担び上が、デフォルトでリット を選せば延振いただけるよう、 に対していいます。 を選せば延振いただけるよう、 パンフレットに外別監括の案内を 載せてください、知園社の案内を 載せてください、知園社の案内を	も把握できません。	個人	総務省	今回の国勢調査の実施状況をしっかりと検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりた いと考えています。	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
127	令和2年10月29日	令和2年11月24日	労働局取扱い助 成金申請書類の 簡素化と組載改 革	算の血 にいる助剤の砂塊がり返 臓で申請株式が続一されてい ない。(ワードシエクセルに分 かれている。) 砂金や雇用保 険料の活用であるため、適切 な確認作業は必要であるが、 あまりにも無駄な書類が多い た。審査担当なとでなるので 前条化するでしるので 利用、活用しやすいものであ ネベキなのに、組織り姿態が	(双室となり、合祭)労働向債事を入れるとの争で、近来の活用はやりです い状況になりましたが、文字でもにに関りました。後週しています。ショフ・ カードセンターは能力開発局マターなので、ハローワークし、有期実智型 訓練やショブ・カードの活用のボスターを掲示してもらいにお願いに行く と、掲示はしてもらえるが、翌週にははがされていることが多々あった。全 素が、ハローワーグ「有期実智型訓練の相談」に行っても、ライアル雇用 を進められるなど、能力開発局マターの助な金に対しての対応が思い、 作物ます、沼中学・の大事がはケインを持ちれることも、世界を展の時間。	個人	厚生労働省	別成憲は、雇用の安定、報告環境の改善、11年6年後提り両立文技、依果員の能が同上 等に取り組んだ事業主等に対して、取組に要した経費や賃金等の一部を助成していま す。 事業主等は、労働局等に対して支給申請を行い、労働局等において当該支給申請内 の本体的。	雇用保険法(昭和 49年法律第116号) 第62条及公第503乘,现行制度 雇用保険法施行规 期(國和50年5份) 省令第3号)第102 条の2等	申請書類の様式の統一・簡素化については、各助成金に共通する要件を確認する書類等は株式を統一するともに、各助成金の様式は運用状況を踏まえた簡素化を実施しています。また、労働局等では利用者の照金に応じて必要な雇用関係助成金をご案内しており、ご指摘のように予算の有無などを理由として取り扱いを要えるようなことはしておりません。またお記り、てものシーンサーにおいても、テーマことにあらゆる助成金を報道を開始しております。 労働局等の窓口購員の専門性については、必要な研修等を労働局等において実施しているところですが、引き続き利用者の服会等に対して適切に対応してまいります。 雇用関係助成金の支給に必要な要件については、各種ベンフレットの配付やホーム ページによる周知を実施しているところです。また、事業主からの問い合わせについても、労働局等において相談対応しています。	
128	令和2年10月29日	令和2年11月24日	公務員の勤務時間	財務時間を手続きなしてフレックスとして欲しい 仕事柄外動が多いが、わざわら も出動簿にはんこを押しに行ったかに8等の分に出動したり、 早かに外の世本が終わったが、 会は職場に戻るが発生かに17 時を過ぎ、そこから帰宅するのでは微妙な時間で超過散務も つかず、自宅につくのが遅くな 。フレックスして自告、仕 事現場、職場との移動時間を 対事的に勤務時間に含めて勤	フレックスにすることにより、その日の仕事に合わせて家事を効率的にこなせる。 超過勤務が減る。	個人	人事院内閣官房	国家公務員については、平成28年より原則として全ての職員を対象にフレックスタイム 制が適用されています。フレックスタイム制にあける勤務時間の割振りについては、職員 の申告を考慮しつ、各名を弁での長が、公務の運営に支障がないと認める場合に、始 業時刻、終業時刻をあらかじめ決定する制度となっています。 職員は定時までに出動したとを証明するため、出動簿へ必要な記録を自ら行うことと なっており、出動簿に押印することは必須ではありません。また、用務条へ返行する場合 やテレワーク、出援そする場合には、職員が事前にその旨を中もし、勤務師管理員が その職員の勤務状況を確認した上で、必要事項を記入することで足り、出動簿に記録を 行うために胃帯に出動する必要はありません。 あらかじめ決められた終業時刻より早く外出先での業務が終了した場合でも、終業時 刻までは職務に従事する必要があります。終業時刻以降であれば、職場に戻らずに自 宅に直帰することが可能です。	一般職の職員の動 務時間、休暇等に 関する法律(平成 6年法律第3項、第7 第6条第3項、第4 線、終実甲第576 号第2第2項	「制度の現状欄に記載のとおりです。	
129	令和2年10月29日	令和2年11月24日	動物核疫に関する業務の統一化	所による業務内容の統一化、 輸出・輸入の際に必要な業務	製品を輸出する際に検疫証明書を検査・発行する際に、検疫所に根拠書類を求められるが、本来ならば輸出人の条件は国同士の取り決めであり民間企業が担当、確認するものではないかと思います。私ともが根拠を提出するは体疫担当官が思っているような文言がないと更なを構動を提出するは体疫担当官が取りのチールのラくと求められる。根拠書類がない場合は公的機関のレター、輸入正とので、国の担当者や自りでありのチールのラくと求められる。民間企業では体疫便が求める100%の文言が掲載された文書は採し出せないので、国の担当者や自りで報入国に尋ねるかが筋ではないでしようか。また別の企業では原に証明書法の人国に尋ねるが大の人事を持つが、このことを中し上げても他社は他社というような対応でアイスを解しつない。このような民間企業に会なる根拠書類を求めることをやめ、全てマニュアルビして製品が、動物別に分けてあれば、作者、報出は製造が求めている証明書はこのようなアイマントですので、このような保証事書しかできるかと思います。個別に根拠書類がでいて、このような保証事書したができるかと思います。個別に根拠書類がでいて、このような保証申書したができるかと思います。個別に根拠書類がは、まり、この件につきましています。この件が製造の展開を取り付えるかと思います。この件につきましてしまっ、この件に必要を提出しています。この件が製造の機能である。	株式会社カイコー	農林水産省	【輸出・輸入の際に必要な業務のマニュアル化】 生鮮畜産物など、相手国政府との間で条件を定めているものについては、輸出に必要な手続・書類を国別品目別の「取扱要綱」に定め、農水省Webページにて公表しております。 加工品など、二か国間で条件を定めるのではなく、相手国が独自に規則を定めているものについては、情報を収集・蓄積し、JETRののWebページにがいて品 目 国別・主様し、大だし、加工品は原料や加工の程度が多種多様であることから、輸出先で貨物が止めら規制を信頼提供しています。 ただし、加工品は原料や加工の程度が多種多様であることから、輸出先で貨物が止められないよう。当該製品が規則に適合するか、また、相手国政府が検査証明を求めている製品であるがプラかを、輸出もれる方から相手国側に確認いただ必要があります。 【動物検疫所内の業務の統一化】動物検疫所では、各所で取り扱った事例を、国別、品目別、動物種別に整理して、所内で情報共有するよう体制を整備しています。	(畜産物の輸出に ついて) 家畜伝染病予防法 対応	加工品の輸出接疫証明書の添付の要否など過去の実績に基づいて動物接疫所に蓄持されている情報を、新たに動物接疫所Webサイトに掲載の上、JETROにも共有するなど、情報提供を一層拡充してまいります。 動物接疫所のでの業務の時、化については、9月29日に迅速化所内の情報共有、また、10月20日には手続の円滑化に向けた書類の書き方の例示や証明書のサンブルの提示などの工夫を行うよう、所内に再度周知しました。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
13	i0 -	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国民からの意見 窓口の一元化	ネット系と電話系で多くの職員 が関わっています。 総務省管轄で行政相談窓口 が、県レベルや市町村レベル に存在しています。 高齢者で ネット系が無理な方や、経済 的な理由で電話系を使わない 方のため、行政相談窓口は有	9。 まさに転割り組織の連用です。 税金の無駄遣いと行政のスピードアップのためのご努力下さい。 内閣府 の意見窓口も一元化して下さい。	個人	内閣官房 総務省	各府省に設置されている窓口につきましては、各府省の有する専門性を活かして国民の御館見を受け付けていると認識しております。 中でも「規則な革・行政改革ホットライン」につきましては、役所の解制り、前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制改革・行政改革を進かるに当たり、広く国民の事ま材明して、既得権益にとらわれずに規制改革・行政改革を進かるに当たり、広く国民の事まが制度、日本の所決が実現を促進する立場から、行政などへの著情を意見、要認を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。 都道府県庁所在地たどに設置されている総務省「政相談センター(管医行政評価局、行政計画事務所、行政監接行政相談センターの相談窓口(全国で50か所、総務大臣が支援している行政相談委員(全国で約500の人)、全国19箱市のデバートなどに開放している総合行政相談を受ける相談とフーの相談窓口(全国で50か所、総務大臣が支援している行政相談を受ける国民の身位な区口として相談を対付けています。 行政相談の受け方法は、未前はもとより、電話行政管情10番の570-09011の)、手紙、たび及じインターネットでも受け可能です。 「また、総務省の行政相談は、著情などとお聴かる関助国の行政全般に及んているとから、担当の行政機関が不明でどこれがからない問題にまたがあため、連絡や開整が必要な問題についても、対処しています。相談を受け付けると、国の行政機関などといるの目的によれています。		その他	総務省の行政相談につきましては、特に範囲を限定せず国の行政全般に関して相談にており、今後とも、担当の行政機関が不明でどこに相談してよいか分からない問題や 複数の行政機関にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、対処しいをます。 現状では、各府省に設置されている窓口が担当する行政分野について、総務省の行政 名所の「設全般」について、それぞれ相談を受け付けておりますが、いずれにせよ、相談者の相談ースにしっかり対応していきます。 その上で、特に規制改革・行政改革に関する御意見については、一元的に「規制改革・行政改革からアイン」にて受け付け、今後とも、いただい、提案のうち早期に改革を実現すべき課題については、関係府省庁に対して早期に改革を使していきます。 成本が、規制改革・行政改革ホルットイン」には、財政事を持て改革ないの国の行政に関する著情、意見・要望は「行政相談」をご利用がたさいと案内しておりますが、指指向ような効率化の観点を重要であると考えており、ホットラインと行政相談が連携して素務を実施するよう、今後も努めていきます。	l て · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
13	н	<b>令和2年10月29日</b>	令和2年11月24日	危険性化学物質 の保安規制に係 わる省庁縦割り行 政の統一	れています。産業の推進を図る経済産業が作物で製工機能を図る経済産業が作安と同じな、 規制法令を所掌することは、 利益相反に当ますので、少なくとも、経済産業が高いで、学す きするべきです。そうするとで、他 会ででは、そうするとで、他 会でに続わる保安規制を、国 内における製金、貯蔵、即り扱いに関して規格庁が、国内外 の輸送に関して現格庁が、国内外 の輸送に関して現るが所替ら 本、、維制り行政の参書の本質 的な解消になります。これは、	ツます。また、網珠法市が実験(からにか輸出へみるより参加特定条の様 済活動の原理になっています。一方、これらな会に保持の各部関係が それぞれの省庁こと観察と存在し、それぞれに耐えれしています。こ ため、国際は必要以上の金銭負担を強いなっています。こらに、これらの 危険性化学物質の発信、関する国際的規範の取り送めの国際会議 (UN-SOETIOS) CSCGHS、DOCH GUSなど)において、国内の報一性が ないたら日本がイニンアチブを検引す。日本の国金や何られて、これか ディー列金とからます。これらの参考さよび問題点に関して群なは実践	個人	轻涛產業省 総務省 国土交通省	高圧ガス保安法及び火薬類取締法については、産業活動の内容や技術進歩等の変化といった産業の実態を踏まえ、これに適切に対応して産業活動の保安を実現することを目的に、経済集業者が所管しています。 高圧ガス保安には、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス気体の製造、貯 高圧が大保安には、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス気体の製造、貯 高、販売、物金での他の政政及とが開業が1に容器の製造造び取扱を規制するとも に、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する目主的な活動を 促棄し、かって立ちの安全を確保とのことを的としているにです。 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、用食その他の取扱を規制していることです。 大薬類取締法では、火薬類(産業用爆業・煙火等)による災害防止と公共安全確保を目 的とし、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、用食その他の取扱を規制していることです。 一方、危険物(体)、関係、国体)を規制する高的はは、火災を予防に、置収。区が延圧し、国 思の生命、身体及び貯蔵を火災から保護するととは、火災の以は地震等の災害に弱な 建業を軽減し、よって安全財政を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的と し、火災や災害に特化した目的としています。 また、危険物的譲渡及び門を規則は、船舶における高圧ガスや火業等の運送方法等 を定めることで、船舶による危険物の運送等の安全を確保することを目的としています。 また、危険物品譲渡及び門を規則は、船舶における高圧ガスや火業等の運送方法等 を定めることで、船舶による危険物の運送等の安全を確保することを目的としています。	消防法、 危険物船舶運送及	下で対応可能	て連携して対応することなど、関係省庁が一体となって石油コンビナート等における災害	で、むらっげ、 とうハ害」り るら 略 き
13	32 4	令和2年10月29日	令和4年6月27日	改姓の証明書類のこと	婚姻等で改姓があった場合、 有効期限の長い改姓したこと を証明する証明書があるとよ い。	婚姻前に旧姓で国家資格や卒業証明書を取得しし、その後その国家資格や卒業証明書を利用するに際、証明できる書類を提出といわれるが、そのために戸籍関係書類を取得するのは基だ不使なこと。	個人	法務省	戸籍謄本等の証明書自体には有効期限は定められていません。		その他	戸籍謄本等の証明書自体には有効期限は定められていません。ただし、戸籍謄本 の提出を求める官公書や団体によって、証明を求める内容によっては個別に有効期限 を定められている場合があるようです。	等
13	13	令和2年11月2日	令和2年11月24日	手話通訳	で話すときにはぜひ手話通訳 を入れてほしい。これはテレビ 局の話ではあるが大臣からそ ういう話を下に落としてほし い。耳の不自由は人も国が決	3.11の時に耳の不自由な人たちは一体何をしたらいいかわからず大変苦労しました。そこで江朝悟史さん(トットちゃん財団やNHKの手話通訳をしている)が個人のお金を出してDNN(イット手話ニュース)を立ち上げました。そのニュースによって日本中の耳の不自由は人が助かったのです。世界中のテレビを見ると必ず手話通訳が出ています。国会の記者会見では手活語がいるようですが、一体耳の不自由な記者があそこにいるのでしょうか?あれはやっているというボーズだけでないでしょうか。 河野大臣にはこのような身体障害者にも愛情をもって接していただけると娘しいです。	個人	総務省	総務省では、障害者団体と放送事業者の代表者、有識者を構成員とする研究会での検討を経て、10年年に各放送事業者の平葉放送、解談放送及び手括放送の普及目標値を定めています。平成30年2月、今和9年度までの普及目標を定めています。平成30年2月、今和9年度までの普及目標を定める「放送分野における情報プクセンビリティに関する指針」を策定し、手括放びつくは、NHK(投放は場に対して、平均週15分以上に手括を行うする数値目標が新設されました。今和元年度の週間当たりの手括放法時間の実績については、NHK(総合)が54分、NHK(教育)が4時間8分、在京キー5局が19分となっています。	なし	検討を予算	平成30年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」は、放送強や技術動向等を踏まえて、令和4年度を目途に見直しを予定しています。見直しを検討する研究会において、ご提案内容の趣旨も考慮し、手話放送の普及目標の見直しについて検討を実施します。	
13	14	令和2年11月2日	令和2年11月24日		多数の意見・提言があること は理解できます その中で、「対官庁」として、最 も響くのは、組織のトップでな い(現場)でやめられた退職 者・再任用の方の意見です	自分は今再任用の立場です あと3年で完全に職場から離れます 今の 職場(税券署)ですが、いびつになっております 国税庁にも進意しました が、税券署・助が税券所・ルにつつあります 単純件末朝門(署の本務た る調査・増収以外の部門)が肥大化しつつあります 発 関査・増収以外の部門)が肥大化しつと思っていると思います 税務署 の中にあっても単純作業部門があり、それが肥大化しつつあり、これは国 民の納得を得られないと思います	個人	財務省	税務署における調査・機収以外の部門としては、主に申告書等の受付、納税証明書の 発行、現金の領収、税に関する一般的な相談などの窓口対応や申告書等の入力、国税 債権の管理、還付手続などの内部事務を担当している管理運営部門があります。管理 運営部門については、システ化や実務の見違しによる事務運営の効率に収置する 果、定員は減少傾向にあり、提案にあるような単純作業部門の肥大化は生じていません。	_	事実誤認	現状については左記のとおりであり、引き続き、事務運営の効率化に努めてまいります	

		所管省庁	回答				提案	F.在   所官有厂				
番·	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
13	5	令和2年11月2日	令和2年11月24日	設備点検と、建築法による建築設備	機械式排煙設備と防火設備 点検に統一する また、整葉設備での非常灯の 検査も、消防設備点検・移管 し、事業者の負担を軽減して ほしい(二重行政) 上記とは別に消防設備点検 検は、設備点検と、総合。依 があり、設備部分に関いては	本件については長年、二重行政ではないかと疑問をもっており、点検、検査対象の施設をもつ事業者は 同じ内容の検査に二重のコスト負担をしいられています。 特に、数年前に防ひ残働使取検査が断設された際には、役所の担当課 の職員、検査を代行する民間業者、 私のように、施設を管理する立場の者など、すべての人が、同し検査をな ぜ重複するのかと感じたはずです。 で重複するのかと感じたはずです。 で重複するのかと感じたはずです。 で重複するのかと感じたはずです。 で重複などが高い付かない現状を すまた、消防設働の維持管理には相応のコストがかかり、消防署からの 指導にも関いきず利益に直接すっながらない。 消防設働の修理は先達りにされる傾向にあり、検査費用をすこしでもそち らに振り分けられれば、 設備不良により人命が失われたり、火災被害が大きくなるリスクを下げら れるかと思います。	個人	総務省 国土交通省	建築基準法第12条に基づく定期検査は、建築基準法に基づき設置された建築設備、防火設備等を検査対象としており、基本的には消防法に基づ点検対象設備との重複はないものと考えています。例外としてあり、基本的には消防法に基づ点検対象股間との重複はないものと考えています。例外として、防火設備を作動させるための思知器、非常用の照明表面の予備電源等は、消防法の高速対象である消防設度等の認知器、予備電気の特別を使用される場合もありますが、建築基準法と多く定期を信念するようで、2000年の検査性、1000年の検査性、1000年の検査性、1000年の検査性、1000年の対定に基づき実施した。成体等の記録がある場合、当該応認はより確認することで見りることとしているところである。場合、1000年の表生とが見から、1000年の表生といるというによりである。当該応認はより確認することで見りることとしているところできたものでなければ、2000年のより、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければ、2000年の表しました。第100年の表生というにより、第100年の表生というにより、第100年の表生というには、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というにより、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生を表生というには、100年の表生というには、100年の表生を表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生を表生といるというには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生といるの表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、100年の表生というには、	建築等基級上等。 「建築等級人」とは、利用では、 「東京 は、 東京 は 、 東京 は	現行制度で対応可能	現行制度下においても、建築基準法の検査対象設備と消防法の点検対象設備には基本的に重複はなく、予備電源のように各設備に併用されている器具がある場合でも、建築基準法に基づ定期検査においては消防法の点検と重複することのないよう、その器具の検査部域の確認でもって足りるものと措置をしていることから、消防法の点検との統一は不要と考えます。 消防用股備等の適宜な維持管理の観点から、機器点検は6か月に1回としており、点検フル形成の関連のみから、機器点検さ1年に1回とすることは困聴と考えます。ただし、一般的には、機器点検と総合点検を同時に行うことで、点検コストについて、一定の低減が図られると適量わせいる場合が多いと考えます。 消防用股備等の維持管理が適正に行われることを前提として、引き続き点検期間の合理化について必要な検討を行ってまいります。
13	6	令和2年11月2日	令和4年6月27日	改姓時の行政シ ステムの一本化	改姓した時、社会保険事務所 等他の行政事務所のテータ ベースも自動的に変更される	改姓した時、戸籍等は変更されるのにそれに紐づいて社会保険のデータ ベースは変更されないため、改姓した時にわざわざ社会保険庁に行くの が不便極まりない	個人	法務省 厚生労働省	「対の加血等により、戸籍上の氏が支えて「発育し、ての力の圧が地のが配面可能にあれて、 して適却がされ、住民景の記載がされます。その余の行政データベース等が自動的に 変更されることはありません。 【厚生労働者】 可能の作り目から、即日年今か原化年金の経路の発用除まり品が集ましての本面がある。	住民基本台帳法第 9条第2項 国民年金法施行规 則第7条、第19条、 厚生年金保険法施 行規則第6条、第 37条等	! 事実誤認	[法務省] 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、戸籍電子証明等の利用が可能となる令和5年度以降、国民が行政機関等に対して戸結構を受出する際の利便性は大きく向上します。 「厚生労働省」 制度の現状欄に記載のとおりです。
133	7	令和2年11月2日	令和2年12月16日	新型コロナ感染拡大に伴って補助金の申請行為について	保有している情報にもとづき自発的に能動的に対象企業や個人を開出したうえで、『あな	の店土連が、こまの1-ペットを参加にフスス (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	財務省経済産業省	補助金等を交付するに当たっては、まず、相手方が補助金等を必要とするか否か、補助金等を必要とする場合であっても、固が補助なり負担なりをすべきしているあか否かを当時する必要があるため、情勤を等にある予算の践行の適正化に関する法律」は、申請主義の原則をとり、補助金等の交付の申請を行わせ、必要な審査を行ったうえで交付の決定を行うこととしています。	補助金等に係る予算の執行の適正化	現行制度下で対応可能	・補助金を交付するに当たっては、まず、事業者や個人の方々が補助金等を必要とされるのか否か、補助金を必要とする場合であっても、国が補助や負担すべきものであるか否か等を判断する必要があるため、「申請主義」の原則をとり、補助金の交付の申請を行っていたにいうえで、必要信書を行い、文付の決定を行っこととしています。・多種等な補助金について、補助対象であるか否かを事前に国が全て把握しておくことは国難をある一方で、例えば、地域の商工団体等を通じて広く事業者に周知を行っている事例もあります。・・。連用上可能を限り、自発的・能動的に、事業者や個人の方々へお知らせできるよう取り組んでいきます。

	所管省庁	回答	Indiana.	15 + - 5 11 11 + +	in-m i	提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
138	令和2年11月4日	令和5年5月17日	住居を失った方の市 は所述の海洋除めの帯 は所述の各年施設の名子 が表現の大学を の文技術一元化に ついての提案	正施設へ入る等、住店をデリ事を理由とした住所の市町村職権消除を廃止。 3廃止してしまった場合は、刑	B市のGHへ仮任よいした所、生活保護はB市現仕地保護です。障害価征は居住地特例でA市。	個人	総務省省 省番省 厚生労働省	居住意思を総合して市町村長が決定することとなっています。 【厚生労働省】	【厚生労働省】	1 対応不 可 2、3 対応 不可 2、6 対 な不可 4~6 対 応不可	[法務金] 1 刑務所は、国が科す刑罰を受ける者等を収容する施設であり、その運営に要する経費については国が負担すべきであるため、刑務所への収容に必要な費用の一部を市前村の負担とすることは相当ではないと考えています。 [総務金] 2、3 制度の現状に配載のとおりです。 [摩生労働金] 4~6 生活保護制度では、原則、居住地又は居住地がない若しくは明らかでない要保護者については現在地を所管する美生機関が保護を決定し、実施することされています。例外とし、すては保護を受き実施機関が保護を決定し、実施することされています。例外とし、すては保護を受けている者について、保護施設、介護を人権・総裁等の適当な施設に入所を登記した場合等については、当該人所又は多計の健康中に限り、施設所在地を所管する美生機関が保護の実施責任を負うものとする居住地特例を講じているところで育官する目は後の財政負担が適量とならないように、入所前の居住地以、施設所を地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うものとする居住地特例を講じているところで、刑務所へ入所していた方が、出所後に入所した障害福祉施設、教護施設で保護を受ける場合については、原則とおり、施設を現在地として保護を実施することとなり、居住地特例を通用する対応は進切ではないと考えています。 5について、連携保険制度における住所地特別は、介護保険施資等の所在立地市町村の介建総付費が通度に重くならないようによの考え方に基づき設定されているところで、実に、定は実施するたった。対策保険制度における住所地特別は、介護保険施資等の所在立地市町村の介護総付費が通度に重くならないようにより、対策保険制度は、介護保険制度は、対策保険制度は、介護保険制度は、対策保険制度は、対策保険制度は、対策保険制度は、対策保険制度を対策を受ける場合は、対策保険制度を対策を受ける。
139	令和2年11月4日	令和2年11月24日	規制に関する2対 1ルール	新たに規制を一つ作る時は二 つの規制を 廃止しなければならないとする	政治家が規制を廃止したくて 特区を設けて規制を緩和しようとすると 加計学園のようになってしまいます ですから電保力自ら進んで規制を改革するように 一つ作り上ければ二ついらないものをすると 自浄作用が働きます アメリカもトランプ大統領が大統領令で 目覚ましい成果を挙げました	個人	内閣府 総務省	3.水及いなと「・ド・リ・原止」の場合であれる、強化ターでで増立てあります。このにの、「空対11ルール」の適能でもある。規制の必要性やコスト・手段の受当性をきるしたと分析し、通畅に見直しを行うことが重要であると考えています。 現在、設備においては、規制の新設・改廃に当たり、改策評価法に基づいて費用や効果の分析を行うとともに、新たに規制を設ける法律集の中に、原則として、いわかる「見直を乗」を規定し、一定期間総理機会に規制の必要性や内容の更直しを行うこととしています。 また、規制改革推進会議では、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には 真正面から振観して風穴を開下、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピート語を持って改革を進めています。	砂み茶の推進士等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。引き続き、このような取組により、規制の新設抑制、 見直しを図ってまいります。
140	令和2年11月4日	令和2年11月24日	政府の地震政策 の統括:地震・火 山庁の新設	予算で研究を続けております。 また、一方では津波を制めいために大企業との連携により海 の予算に福車に酸の観測に、 砂度であれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がであれる。 がである。 がである。 がである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(1)文部科学省、経済産業省、国土交通省に分散している、地震調査・研 突機関、防災機関の統合。 地震本部の統括する傘下には、10の機関があり、これらの地震機関の研 突が、どのようにリンクしているのか、地震予測予算の配分は、どのよう に決まるのか、全分からないのが実情です。予期関連予算の配分にといるよう たっては、透明性を実現し、予算協策内容を、長期と中・短期に区分して 関示頂にことを、ぜひ来現して代さい、 (2)データの一元管理機関の設定と、開示を遅滞なく行うことを研究機関 に求める必要性・ゼン東収して代さい、 (2)データの一元管理機関の設定と、開示を遅滞なく行うことを研究機関 に求める必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有限会社テクノ音谷		地震調査研究関係の予算の重複については、政府の特別の機関である地震調査研究 推進本部において、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整が行 われております。 各年度の地震調査研究関係予算要求の概要等については、地震調査研究推進本部の HP (URL:https://www.jishin.go.jp/reports/budget/)にて公開しております。	地震防災対策特別指置法第七条	現行制度下で対応可能	左記(制度の現状)のとおり、既に関係行政機関の地震に関する調査研究関係予算等の事務の調整については、地震防災対策特別措置法第7条に基づき設置された地震調査研究推進系的において行われております。 引き続き、関係省庁連携して、地震防災対策に努めてまいります。

	所管省庁	回答	In the tar	15.4 5.11.11.4.4	17-17-1	提案	at its -t-		所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
141	令和2年11月4日	令和2年11月24日	法律の旧字体に ついて	法律関係の公文書が未だ活 版印刷時代を感じさせる旧字 体で読みにくいように思いま す。 よっかよってであったり 負うが負ふであったりで混乱 し残むのに時間がかかるので刷 新はできないでしょうか。	難しい又は各種解説サイトがありますが、 解説サイトがあるのは書いている方の解釈が入るので本来喜ばしいこと	個人	内閣官房 内閣法制局 文部科学省	[内閣法制局] 法令における場音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、「法令における場音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について」(昭和63・7・20内閣法制局後第126号1こより、「現代の名遣」(昭和63・7・1の内閣法制局後第126号12より、「現代の名遣」(1910日 1・7・1内閣告示第1号)の原則に従い、昭和63年12月召集の第114回通常国会に提出する法律案等(大書きとなっている法令の一部改正を除く。)から小書きにすることとしていま。 【文部科学名】 戦後の法令の用字用語については「公用文作成の要領」(昭和26年国語書議会建議、昭和27年内閣官房長官依命通知別紙)に基づいています。その「3 法令の用字用語について」の「2(1)」には、法令の一部を改正する場合について、次のような規定があります。  1 文語体・かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしているときは、その部分は、口語体を用い、ひらがな書きにする。 2 にごり読みをする告かなに、にごり点をつけていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、にごり点をつけていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、にごり点をつけていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代かなづかいに考し日報を用いている法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代かなづかいと用いる。 4 旧かなづかいによる日籍を用いている法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代かなづかいと用いる。 とれらいて、いわゆる旧字体の漢字及び旧仮名遣いを用いるとともにもいて、その全部な正を行り着のには、当用漢字及び旧仮名遣いを用いるとともに要けて仮名遣いを用いることとなります。一方、一部を改正する場合には、改正の部分以外が従前のまま残ることとなつます。一方、一部を改正する場合には、改正の部分以外が従前のまま残ることとなっています。	【内閣法制局】 「法令における拗 音及び促音に用い る「や・ゆ・よ・つ」 の表記について」	[内閣法制 局]
142	令和2年11月24日	令和4年10月12日	各省庁のホーム ページデザインに ついて		現在の各省庁のホームページのデザインはすごく古く、これからデジタル改革を行っていくなら優秀なデザイナーを高待着で雇い現代風の先進的なホームページにしていくさきではないでしょうが、 私も若い人たちの一人ですが、外資系(Google やApple, Instgram)の先進的なデザインに慣れており、現在の省庁のホームページはとても見にくく使いにくいです。 埋に行政をデジタル化していくのではなく、デジタル化が済んだ時に実はそれはもう時代遅れの技術ということにならないよう得来的なことも考慮しながら先進的なものにしていってほしいです。 よろしくお願いします。	個人	デジタル庁 全省庁	先進的なホームページの定義が存在しておらず、また、時代によっても変化するため、一概に回答することは困難ですが、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日改定)においては、「設府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイルデザイン・アンツ根成等の機準化・統一を図る、しむとされており、現在、デジタル庁においては、この実現に向け、標準化・統一化のための原則・ルー等をまとめた「デザインシステム」と策定し、その後、デジタト庁ウェブサイトへの適用を通して、フィードバックを得ながら継続的な改善を行うこととしています。	-	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
143	令和2年11月24日	令和4年10月12日	公的機関のサイト の見辛さ	ラウザ)準拠やスマホ非対応、 情報が整理されず見つけられ ない等。	サイトで確認ができるので、電話での問い合わせが減る。 顧客第一の時代、また、デジタルは年々変化しており、老人に任せるより 台湾のIT大臣のようなスペシャリストにせたり、Gはなどを使用し最先端 の知識の集合体はすれば、効率化、改善えピードの向上、サイトリニュー アルにいちいち膨大な時間をかけずに済む。	個人	デジタル庁 全省庁	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日改定)においては、「政府機関 が選供する情報に誰とが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイトのデザイ ンやコンテンツ権威等の標準化・統一化を図る。上のとされており、現在、デジタル庁に おいては、この実現に向け、標準化、統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザイ ンシステム」を策定し、その後、デジタル庁ウェブサイトへの適用を通して、フィードバック を得ながら継続的な改善を行うこととしています。	-	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
144	令和2年11月24日	令和2年12月16日	国税局の事務効 率化	執務にあたって、住民票、戸 籍権本、車両登録事項、住民 税理税状況、所不予額を、各 程建制物をの受給状況など各官 行にそれぞれ服金を行ってい るが、非常に煩雑である。 自席の端末で全て見られるよ また各金融機関の対応につい でも任意規度のため、協力度 会いがまちまち。 健康というにある。 は 様実に協力を得かれるよう法 律を変えていただきたい。	動務時間の大幅短縮、人件費の無駄を省ける	個人	財務省	すでに住民票、車両登録事項などにおいてはオンラインでの照会が可能となっています。 また、他の行政機関が保有する情報をオンラインで照会するためには、それぞれの行政 機関におけるシステム改修が不可欠であるため、費用対効果などの実現可能性を考慮 した上で検討を進めてまいります。 また、金融機関に対する取引状況等の開会については、現状で必要な協力は得られて いるものと承知しています。なお、金融機関ごとに対応の差異があったとしても、金融機 関の個別の事情は斟酌すべきであると考えております。		検討を予定 制度の現状欄に記載のとおりです。
145	令和2年11月24日	令和2年12月16日	国と地方の一本化について	災害・国難が生じたとき、国と 地方は、執行機関を一本化して命令系統を一つにする。そ のためには、法律も変えなければならない。もちろん、活 動場所、人、お金が必要とな る。	災害が起きた時には、自衛隊が主体になって、非常にフットワークもいい 活動します。今回のコロナも、災害対応だと思うんですが、フットワーク が、大変悪い。地方自治がネックになっている。国が国会で命令出して も、実際歌のは 地方、指揮命令表析が運防されている。地方必勝員 を、この時は国家公務員として業務させ、総理大臣一家、その命令を村ま できた。 のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	個人	内閣官房 厚生労働省	ご指摘の新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別 措置法(平成24年法律第31号)に基づき、国が基本的対処方針を示し、各都追府県知事 は対処方針を踏まえて地域の感染状況等に応じて講ざべき措置を判断するという役割 分担の下、各部迫保保と連携を密にしながら、それぞれの立場で役割を果たすことで感 染拡大防止対策を講じているところです。 政府として出て事本的。危機管理に万全を期することが重要であるとの認識の下、緊 急事態に対して適切に対応できるよう体制の整備に努めており、緊急事態への対応に あたっては、国と地方公共団体との緊密な連携の下、対応しております。	新型インフルエン	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かの総合的に実施する役割を広く担うものであり、災害・国難が発生した際にもこの 対応不可ような地方公共団体の役割を指すえた上で、国と地方はそれぞれの役割の下で緊密に連携することが適当であり、執行機関を一本化することは適当ではないと考えております。
146	令和2年11月24日	令和3年6月16日	公務員に対する 雇用保険の適用	国家・地方間わず、公務員に 雇用保険を適用し、官民の間 の人材流動化を促進する。	行政改革とは詰まるところ名庁組織や職員自身の意識改革(または気付き)から始まるところが大きいが、基本的に公務員は大学卒業から同一の組織で働いてきたプロペーが圧倒的多数である。中途採用者もいる」にはいるが少数のだめに民間の人間はは、程用保険による射政支援がないこと(2023の任は退職金が少ないため村)三紀のいまかは、選用保険による射政支援がないこと(2023の任は退職金が少ないため村)三紀の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	個人	内閣官房 総務省 厚生労働省	雇用保険法第6条第1項第6号により、国、地方の公務員については雇用保険法の適用 が除外されており、国家公務員については国家公務員追職手当法により、地方公務員 については各地方の条例により失業時の保障をおこなっています。 33	雇用保険法第6条	国家公務員等に対する雇用保険法の適用については、 ・法令等の確率な根拠に基づき、失業時の保障として、雇用保険法により支給される給付を超える給付が確保される仕組みが設けられていることから強制的に適用し保護する 必要性に乏しいこと 必要性に乏しいこと 要素の公務員をの法制度に基づき特別な身分保障がなされ、一般の民間労働者に比して身分が安定しており、失業が起こり難いこと を踏まえ、適用を除外しています。

	所管省庁	回答				担实			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
147	令和2年11月24日	令和2年12月16日	財団法人5割民営化	国の国家予算の是正、税制改革を財団法人でなくてもいい法人が多いと思う。現在の財団法人の5割以上の民営化してもらいたい。	国家予算の削減、民間になる事により雇用促進、人件費の高い天下り公 務員の削減。	個人	内閣府	財団法人の民営化のご提案をいただいておりますが、一般財団法人はもとより公益財団法人についてもそもそも民間の法人であり、民営化の対象となるものではありません。	-	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
148	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公務員のお給料 について	もいるので国民とはけ離れて	新型コロナウイルスもあって国民の多くが苦しんでいるなかなぜ公務員と かだけが安定なのか疑問に思ってボーナスとかもガンガン出ているのが 疑問に思いました?なので少して当園民に感受を近づけてほしいし大阪で はそれが少し実現しているのでぜひ全国でもしてほしいです??	個人	総務省 人事院	国家公務員については、国家公務員法で定められた情勢適応の原則の下、その給与	地方公務員法第2 条第1項、2項及U 5項 国家公務員法第28 条	B 対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。
149	令和2年11月24日	令和2年12月16日	省庁の人事・人選	省庁の大臣以外の役人の入 れ替えをフレキシブルに行え もようにな仕組みに変更して 欲しい。	省庁の大臣は政治家で失敗や失政の際には選挙で入れ替えが行えるが、一般の役人は永遠の権利権当になっている。以前米国で現在中国駐在、米国では政権安代で人を入れ替える仕組みがあり、中国では立てはないが中央政府地方政府トップの意向で下も変える。私らの民間企業では仕事の失敗で上に上がれない。	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用 年次や合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行 われなければならないとされております。 勤務実績の良くない職員については改善措置を講じ、なお改善が見られない場合には、 適切な降任等の措置を行うことになります。	国家公務員法第27 条の2	7 現行制度 下で対応可 能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。
150	令和2年11月24日	令和2年12月16日	役人の評価される 方法について	おいて評価され、出世したり収 入アップしたりしますが、それ がいわゆる縦割りにつながる 原因と考えます。その評価方	本来役人は国民に奉仕し、その結果として国が繁栄する。という役目を担っているはすですが、国や所属する名庁や部署内で評価されているが、大きれか全くできていませか。もっと恋く高えば、名庁と問選する条件が見まった。大きれか全くできていませか。もっと恋く高えば、名庁と問選する条件がを見ていて、そこからの評価が対している。大きないる。大きなは、国民に最終をは、国民に最終をは、国民によりまない。大きなは、別権の要素は格別に減らせます。対ななどのなどを表できない業がもあることから、こまごまと成果毎の評価ではなく、行政全体に対するざつくりとした評価あたりが、順当だと思っています。しかし、名庁毎かと演奏して、お声をした。計価ができる仕組みがあれば、大向性の改善などに役立ちます。 いか、名庁毎かと演奏に、計価ができる仕組みがあれば、大力性の必善などに役立ちます。 現状は、それぞれの業界だけに働きかけしています。結果としてそれが正とは関和していれば、国全体が免機していきますが、先進国中日本だけが貧困化しています。 インフル対策であるはずの消費税を社会保証のためだとか言ったり、必要が無い国の借金を返済してお金を消失させたり、国医の信金ではないの「国の信金で国民ひとりおよりに募集したり、月来少チ化するからと保育国を減らし、より少チ化をすすかるなど、変なことをしています。悪い方向で調和ています。。	個人	内閣官房	います。 この人事評価は能力・実績主義に基づく人事管理を行うための基礎となっており、その	・人事評価の基準、方法等に関する政告 ・人事評価の基準、方法等に関す ・人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令	シにコリロリス	人事評価は、能力・実績主義に基づく人事管理を行うための基礎となるものであり、重要な役割を担っていることから、今後も適切に人事評価が行われるよう努めてまいります。
151	令和2年11月24日	令和3年1月14日	官房長官記者会見の廃止について	官による記者会見を廃止し、 記者クラブ向け、マスコミ向け	日の1時からか、 歯板の小袋 値ぐ、皮土面の心皮が少す板できな (塩 民の代表をついる管房長官や終理・他の最多議員に対した。 詰問 を仕掛ける。 板ら報道機関の記字は、自社の人事で配属されただけであり、国民の 代表でもなく、ましてや民主主義の手続きを何一つ経ているわけでもな い、そんな記者たちが、総理に対して「逃げるんですか」「身を口悪く役げ	個人	内閣官房	内閣官房長官は、国民や国際社会に向けて政府として情報発信を行うことを主たる目的として、首相官邸において定例の記者会見(以下、「定例記者会見」という。)を行っています。 定例記者会見については、政府からの報道を通じた情報発信も重要との考えの下、原則として1日2回(午前及び午後)実施しています。(会見では外国人記者向けに同時通前による英語書を基礎しています。) 歌府においても、首相官邸ホームページや政府インターネットテレビ(英語版含む)において、定例記者会見の動画を掲載するとともに、ツイッター等のSNSも活用して、国民や国際社会に向けた情報発信を行っています。 引き続き、定例記者会見を含め、様々な媒体を活用して、情報発信に努めてまいります。	-	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
152	令和2年11月24日	令和2年12月16日	霞が関内での筆 複した照会の廃止	略室(棚卸調査)からの両方からきている。こうした重複の調査業務については、継続的に実施がされればされるほど霞	提案の具体的内容に記載した通り。 そもぞも、押印の廃止等については、働き方改革を進めるためにも速や かに進めるべきものだと考えており、協力したいと思っているが、こうした まったく同じ調査を別の主体から、しかも同じ霞が関内で行うことにより、 無駄な人的コストをかけてしまっている。 内閣府と内閣官房が横に連携すべき案件ではないか。	個人		規制改革実施計画(令和2年7月17日 閣議決定)に記載の「行政手続における書面・押 印、対面規制の基本的な見直し」の方針と務まえ、各府省の検討・対応状況をお伺いし ております。調査に当たっては、「投合戦略室が毎年行っている行政手続等の棚卸調 査の結果を利用するなど、各府省の回答負担軽減のために連携しております。	該当なし	現行制度 下で対応可 能	今後も、各府省に対して調査業務等をお願いする場合には、IT総合戦略室と情報連携 を行い、類似の調査予定有無の確認、調査の一体運営の検討など、出来る限り各府省 の作業負担軽減に配慮してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
153	令和2年11月24日	令和2年12月16日	「公共工事の発 注に当たり、法 体系上の何知に は根拠が無い付 様発はよに拘り続 で で 等 管 で 等 を が を を を を を の の の の の の の の の の の の の	及び「予算装算及び会計令」の何報にも添かていない。「仕様発注方式」、つまり、「詳細な施工図面の作成とそれに基づく詳細な格で製造の作成とそれに基づく詳細な格質による発注方式」に、今もなお拘り続けています。「仕様発注方式」で失敗、位機定した・新国立競技場整備・事業」は、「性絶発注方式」で使、後、大井工事発生との全ての諸問整を解決できる「健しです。ところが、前記の「仕様発注方式」への特別のため、自治体等の「性能発注方式」への特別のため、自治体等の「性能発注方式」への特別のため、自治体等の「性能発注方式」への対別の普及も服害されています。このことかか、法体系上の	私は、元警察大学校警察情報通信研究センター所長で、現在は技術士事務所を営んでおります。 事務所を営んでおります。 私は昔も今も、1ナイケリと闘っている相手がイナイケルなのです。国や自治体の が、私が問題視して闘っている相手がイナイケルなのです。国や自治体の が、私が問題視して闘っている相手がイナイケルなのです。国や自治体の が、私が問題視して闘っている相手がイナイケルなのです。国や自治体の れていないり、月、仕様発注しか認めら れていないり、月、仕様発注しか認めら かれていないり、月、仕様発注しか認めら かれています。そこで、我が国を表うために必要なことは、制度を変えることではなく、オナゲケリの正体を暴いてみせることだと考えて闘っているの とではなく、オナゲケリの正体を暴いてみせることだと考えて闘っているの とてさなく、オナゲケリの正体を暴いてみせることだと考えて闘っているの ところで、発注事系手続きの大枠については、国の場合にはい会計法と その政令である「予算決策及び会計令」に規定されていますが、非効率で 「理修依然した」では「杜棒発注」や、これからのイケーションに欠かせない 「性能発注」といったレベルでの具体的な詳細手続きについては規定されていると動造しいているのでは、「仕様発注」として「基準な 効定されていると動造しいているのでき、実際にはこのような詳細規定は な施工図面の作成とそれに基づく詳細な構算による予定価格の策定」が 関策とれていると動造しいているので、実際には、1仕様発注」の活路が開け な施工図面の作成とそれに基づく詳細な構算による予定価格の策定」が 関定されていると動造しいているのでは、1世紀・発達」の活路が開け ないように思います。このままでは、技術立園を自認する表が国にとって 由々しき事態だと思います。。	個人		(国土交通省の土木工事について) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、第18条に技術提案の審査及び 価格等の交渉による方式が規定されており、民間の創意工夫の余地が大きいと考えら ある場合には、発注者の求める機能・性能及び施工人の制制等を契約の条件として提 示した上で発注する設計・施工一括発注方式や、発注段階で仕様の確定を行わずに設 計段階から施工者が関与する技術提案・交渉方式(ECI方式)の適用について検討する こととしています。 (国土交通名の営繕工事について) (国土交通名の営繕工事について) (国土交通名の営繕工事について) (国土交通名の営結工をして業務要求水準書を満足するような施設整備を行うことについて検討する こととしています。 (共通) 一方、標準的な技術で仕様を確定でき、また、民間による創意工夫の余地が小さいと考 えられる場合には、発注者割で作成した仕様書、設計書等によって適正な予定価格を設 定して公共工事の発注を行っていますが、予定価格は標準的な価格として積算してお り、施工者による施工力洗涤の工大の余地や教査が、定程度存在します。また、イソ ・ペーションに対すると考の表の表の条地や教査が、定程度存在します。また、イソ ・ペーションに対すると考えられる無対に対してお い、正本で新技術を活用した際に工事成績評定を加点するなどの取組により、活用促進や技術の普及を図っています。	なし	現行制度下で対応可能	現状では、全体に占める割合は少数ですが、厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事等において、発注段階で仕様の確定を行わない方式による工事発達を行っているところです。 発注段階で仕様の確定を行わない方式による場合、受注者の決定において、評価を中立・公正に行うための第三者意見聴取をより丁寧に行っているほか、発注方式の適用や価格の妥当性の確認のため、必要に応じて第三者の意見を聴取する等の対応も行っています。 引き続き、制度の現状欄に記載の通り、工事の内容等に応じた適切な入札契約方式の選択・活用や新技術の活用促進に努めてまいります。
154	令和2年11月24日	令和2年12月16日	タパコの添加物およびタパコ健康警告表示は健康警告を表示は健康等管の厚生労働者を監督権限を移管すべき		1. 国は2022年度までに喫煙率低減の数値目標として12%を掲げているが、現状は概ね18%)、加熱式タバコの拡阪宣伝などで、タバコ離れが減速している。この要因のひとつとして、タバコへのメンソールやフレーバーなどを添加し、依存性を強くしていることがあり、海外ではこの禁止の法制化が進んでいる。 (例)マサチューセッツ州、メンソールなど「風味つきたばこ」を販売禁止全米初の法律、2019年11月2日 (例2)欧州、メンソールなど「風味つきたばこ」を販売禁止全米初の法律、2019年11月2日 (例2)欧州、メンソールタバコを禁止 2020年05月21日 (例2)欧州、メンソールタバコを禁止 2020年05月21日 (例2)欧州、メンソールタバコを禁止 2020年05月2日 (例3)シンガボール・たばこパッケージ、7月からロゴ記載禁止 2020/06/30 200~5頁 を使って健康被害を説明する誓も表示の大きさは 75%に3日として、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日の主に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%に3日に、15%		財務省厚生労働省	財務省が所管する「たばこ事業法」においては、消費者が喫煙と健康に関するリスクを 適切に認識できるよう。たばこの製造会社及び輸入業者に対して、たばこの製造パッ ケージに注意文書やニコチン・タール量を表示するよう義務付けるなどの規制を講じて おり、こうした規制の下で、流通を認めております。	たばこ事業法第39条等	対応不可	たばこは特殊な嗜好品であることから、財政物資として税負担を求めてきている一方、 喫煙が特定の疾病に対するリスタであることが医学的に認められているところです。この ようなたはこの特殊性を認まえ、たばこ事業法においては、財務省がにはご事業者に対 する規制を総合的に行うことしており、個々の商品の属性であるたばご煙中に含まれ るタール量及びニコチン量のパッケージへの表示義務についても、これたとはこ事業者 に通守させるため、財務省が所管しております。 なお、財務省に対しては、たばこの製造パッケージの注意文書素示規制等に関して、 なお、財務省に対しては、たばこの製造パッケージの注意文書素示規制等に関して、 財政制度等蓄議会とはこ事業等が存金において、「たばこの規制に関する世界保健機 関枠組条約(FCTO)・中部外国における動向を踏まえた審議を行い、注意文章の表示面 積を305から5096に拡大するなど規制を強化し、令和2年7月より全面適用しております。
155	令和2年11月24日	令和3年1月14日	公立小学校への 連絡アブリ導入の お願い	るか、近隣の生徒へ欠席の旨 を記入した連絡帳を持たせる ことになっています。(学校へ	携帯電話の普及により、FAXがない家庭がほとんどで、体調不良の児童 を一人自宅に残して、近隣の生徒に運動機を渡しに行かなくてはならない 現状にとても不便を感じております。歳すのを忘れたり紛失したりという事 また、運動機を託した生徒が教師に渡すのを忘れたり紛失したりという事 象も発生しており、個人情報漏洩の危険も伴います。	個人	文部科学省	欠席の連絡方法については、各学校で決められているものと承知しています。		対応	令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ発出しました。 通知では、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。

	所管省庁	回答				提案	ア				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
156	令和2年11月24日	令和3年6月16日	職業安定所について	求人栗の郵送について	会社での求人にハローワークを使用させて頂いています。 求人票の内容を変更すると、その都度都送にて訂正後の求人票を送付してくださいます。 因みに京都のハローワークです。 わざわざ朝送するのは都便代が勿体ないと思います。 ※その際にお助むと等も入れてくださいますが、そういったものもメール にて送信した方が経費削減になると思います。 向げアータなどマイール送信、もしくはハローワークのマイベージで必要な 場合のみ印刷できるようにはならないでしょうか? また、求人紹介規度の更新を行うのもFAXで送らなければいけません。 こちらもマイベージから申請出来るようにして頂きたいです。	個人		ハローワークにおいては、求人者の方から電話等で求人条件の申し出を受けた際、変 更内容に齟齬が無いよう変更後の求人無等を送付しているところです。 なお、ハローワークインターボルサービスにおいて、求人者マベージを開設すること で、オンライン上で求人申込み(求人内容変更、更新命含む)、求人の応募状況破認、ハ ローワーケからのお知らせか、10年一ワーケから紹介された実施者とのメウセージのやり とり、登録した事業所情報の変更といった機能の利用が可能であり、変更後の求人内容 についてもマイページ上で確認頂けます(使って、訂正後の求人景の郵送は行っていま せん)。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
157	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公共工事における 設計単価の端数 処理が異なる	合は四捨五入。文部科学省や 国土交通省他では切り捨て。 合わせることがなぜ出来な い?	RIBCなどの営繕積算システムを作成しているのは・・・。 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所は天下り団体か企業かど	個人	農林水産省 文部科学省	【前段について】 ご提案の「設計単価」が何を示すか不明なところですが、公共工事における積算の端数 処理について 又部科学省においては四捨五入、国土交通省においては切り捨てが大半となっています。 考水、座省においては、国営土地改良事業では切り捨て大学、森林整備保全事業 では切り捨てが大半、漁港漁場関係事業では切り捨てとなっています。 なお、補助事業に係る端敷処理については、事業実施者が定めるものですが、三名所 管の積算基準を都道府県等に参考送付しています。 【後段について】 現行の営繕積算ンステム(RIBO2)において、単価作成の端数処理は切り捨て、四捨五 入とも設定可能です。		【前段について】 検討に着手 【後段について】 現行制度 で対応可	【前段について】 農林水産省の積算の端数処理について、他省庁の状況を考慮しつつ、省内での検討 に着手します。 【後段について】 制度の現状欄に記載のとおりです。
158	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公務員の定員	公務員の定員を厳格化するべ き。	公務員は併任辞令が当たり前のようにされているが、そもそも、必要性の ないポストが多すぎる。いっそ、併任を禁止し、必要性に応じて、定員を管理するべき。	個人	内閣官房 人事院	務に支障がないと認められる場合に限って例外的に行い得ることとされております。	(昭和四十四年法	現行制度 下で対応可	国家公務員の定員管理については、今後とも、必要なところにしっかりと定員が配置されるよう、現場の実情や政策課題を的確に捉えて審査を行ってまいります。
159	令和2年11月24日	令和3年9月10日	介護施設へのア ンケート	介護福祉政策に必要なデータ を集めるアンケート、色々な部 書から似たり得ったりな内容 のアンケート多すぎ。	現在、政府におかれましては介護土に対する処遇改善など施策を取られていますが、それなのに国や県、市市村から(プラス国の外郭団体も)毎月のように同じような内容のアンケートが多遺ぎる。 ーつのアンケートに同じような関節が2つ3つあったりもします。 人手不足の中、お金にならない残業をしながらなんとかこなしているのが現状です。 介護保険法で成り立つ介護施設ですから、公のアンケートには答えなければという思して取り組んでいますが、あまりにも無駄なアンケートの繰り返してす。 親みますから、アンケート取るなら一括管理でお願いします。 こんなんでは働き方改革も処遇改善手当も意味を持たなくなりますよ。	個人	厚生労働省	各府省で実施している調査について、地方公共団体や民間企業等からは、調査項目が 重複しており、同様の回答を複数回求められていることや、調査目的が不明確であるこ となどを理由として、負担を感じているとのご意見をお受けしています。そこで、令和2年 民に介護保険施送対象とした調査も含めて、地方公共団体や民間企業等を対象とし て実施している調査に関する実態調査を行いました。 また、令和3年度において、実施調査の結果を元に調査事項の結廃合など、調査対象 者及び調査実施を担う職員の負担軽減等を目的とした検討を行っております。	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、現在検討をしております。
160	令和2年11月24日	令和3年1月14日	公共事業における 税情報等限利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	場合は、収入所得等の確認が 必要なので、同じ市役所の 税部門での証明が必要になる ため、照明をもらって提出を められます。動き提出の封間 が同封されていますが、市役 所へ行かなければなりません。 光情報を含めた個人情報を確 認してもいいという承諾書を提	今回具体的には、金額は少額なものです。 様が幼稚園に適配していますが、母親が容縁で所得が少ないため副食 費の補助が市役所から頂けるそうです。 ただし、市役所の福祉部門では対象となる人の情報がわからず幼稚園に 全員分の用紙が配布され、幼稚園でも対象者がわからず会員に配布さ れました。 それはそれでいいのですが、対象となる人はその根拠となる市民税の証 明書を市役所でもらってきて添付して提出しなくてはなりません。 対象になると見われる人は、市役所の福祉の部門に対して自分の税を含 かた個人情報の閲覧の承諾をする旨の意思表示をすることにより、証明 書を取りに市役所へ行の優多が無く切ます。 公務員には、秘密保持が義務付けられていると思いますので、職務に必 かた極似に対策を収る中であせたなると、おいまなので、職務に必	個人	総務衛府	【総務省】 網指摘のような場合において、御提案のように本人同意を得て庁内で必要な税情報を開覧することについては、地方税法上の障害はないものと考えます。 【内閣府】 子ども・子育て支援新制度内の幼稚園を利用する場合においては、教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ともの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又は、これらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配信者又は挟棄競族とわれている者を除く、)に係る市町村民税に関する情報は、市区町村がマイナンバーによる情報連携で取得することができることとしています。また、子ども・子育て支援法の確認を受けない幼稚園を利用する場合においても、本人の同意があれば、市町村民税に関する情報は、市区町村がマイナンバーによる情報連携で取得することができることとしています。	律(平成25年法律 第27号)別表第表 九十六子十六大十六十五十五十五十六十十六十十六十十十六十十十六十十十十十十十十十十	現行制度 下で対応可 能	【総務省】 御精摘のような場合において、御提案のように本人同意を得て庁内で必要な税情報を 閲覧することについては、地方税法上の障害はないものと考えます。 【内閣府】 制度の現状に記載のとおり、マイナンバーによる情報連携で市町村は税情報を取得す ることができます。このように制度上では、税情報の取得は可能である盲、引き続き市町 村に対して周知してまいります。

	所管省庁	回答				提案 ・主体 ・所管省庁の検討結果					
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
161	令和2年11月24日	令和5年7月12日	地方自治体の効率にと国勢調査の改善	使って全国市区町村の住民 票、出生届、死亡届を集計し、 戸籍、年金、健康保険、国税 庁等のデータでクロスチェック	現在は全国 1.741の市区町村が 大同小異の住民票、戸籍、出生届、死 に届等のシステムを個別につくって維持・連用している。これは、全国集 計すると毎年 数寸度中の無駄道いたと考えます。 また、共通システムをマイナンバーカー・設証で使えるようにすれば転居 の際品届に出かまで、近親者が死亡した時 相続のための原戸籍 収集 も確実・迅速になります。 国勢調査も毎年実施できるようになり、安価・高精度・迅速になります。し かも、国勢調査の実施は一億円以下で できるようになると思います。	個人	デジタル庁総務省	[1. について] デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体 は情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムの整備及び情報通信 技術を活用した行政の推進を図るための必要な施策を講じることが努力義務となってい ます。 なお、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備していま でなが、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備していま [2. について] 国勢調査における行政記録の活用に係る回答については、番号020918091を参照	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デルー・展開する法律(デルー・展開する法律)(デルー・展開する法律)(デルー・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・展開・	検討に着手	[1. について]  〇地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手様オンライン化に とどまらず、行政サービスに係る受付・署査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務をエンドツーエンドで、デジタルで処理することが必要です。 そのため、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年1月20日間議決定)等に基づき、 行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運動の商業化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の機底を前提に、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化やオンライン化の推進等に取り組みます。
162	令和2年11月24日	令和5年7月12日	ドに免許証以外の	マイナンバーカードと免許額の 統合や銀行口座の紐づけが 格許されていますが、合わせ て国家資格も記録してほしい。	いろいろなカードが増えて、手持ちできない。 せめて国家資格などはマイナンバーカードに記録して、資格名称以外の 記載しきれない情報は、必要な機関が読み取り器で見るようにすればよ い。	個人		各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者にお いて管理している状況です。	(マイナンバーの利用を 用及び情報連携について) 行取手機によるは 行政手続によける別するための番号のは 利用等成二十七号) 第4年第第1年、第19 条第8第1年、第19 条第8第1年、第19	検討に着手	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル 化を推進することとしています。 当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資 格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手 続きのデジタル化を進めてまいります。
163	令和2年11月24日	令和3年6月16日	障害者年金と身 体障害認定の件	帳に使われる検査等を統一 してほしい、詳細は理由参 無別 *現在それぞれで検査を受 けて申請を行う必要がある。 (再申請も同じというか再申 請時に当方問題となりました) ・年金機構内でのシステムの 見直しと無駄な業務と郵便物 の	当方の兄が57歳で脳卒中で倒れました。 (1)脳卒中で体が不自由の為、約半年後に障害者認定を行い承認を頂きました。 (2)断尿は回復が遅く入院のままでしたのでその病院内で認定に必要な検査を受けました。) (2)その後障害者年金をもらうことになりましたがそこでまた検査が必要となり兄は結局・4年入院していました。) (1)だけ、はあから、1年のでは、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人で	個人	厚生労働省	2点目について 日本年金機構では、受給者の死亡の届出があった場合は、ご本人あてに通知を送付し	1点目について 関則第5年金法施行 関東5年金法施行 行規(際等5年 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年金 (東京年 (東京年 (東京年 (東京年 (東京年 (東京年 (東京年 (東京年	いて 現行制度 下で対応可 能 2点目につ	1点目及び2点目について 制度の現状欄に記載のとおりです。
164	令和2年11月24日	令和2年12月16日	所得稅、住民稅徵 収一元化	所得起、住民税の管収は国の 税及基本・揺して行い各自治 体には税務署から配分する。 住民税の徴収タイミングは所 得起と一体化したものに抜本 的に改める。	市民税と原民税は一元化出来ているので、所得税もそれに加える。自治体の徴収事務を大幅に削減できる。 そもそも、住民税の徴収方法は所得税、所得の確定後、一年以上遅れて機収するのは時代遅れて心を続けていく観り機税業務の必害。は出来ない。 住民税の普通徴収も所得税の年末調整及び確定申告と同時に行う。	個人		個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税する仕組みとなっています。 この仕組みは、課税団体集に発売収集なり得る中で、その課税団体を明確化しつつ、 所得税における確定申告等を活用、(個人住民的の課を必率的に行うことで、納税義 務者や企業・地方団体の税務事務に過大な負担が生じないように配慮して講じられてい るものです。	地方税法第32条、 第313条	検討に着手	ご提案の個人住民税の現年課税化については、学議経験者や企業、地方団体等を構成員とする検討会を設置し、議論を行ってきたところですが、その中で、企業において、業務が多忙になる年末に、所得税の年末訓整事務に加えて、所得税と計算の異なる個人住民税の手制整事務が生じるなどの課題が指摘されています。 切き時に、移行前年分と当年の2年分の課税免生すること、現年課税への切替時に、移行前年分と当年の2年分の課税免生すること、現年課税への対時時に、移行前年分と当年の2年分の課税免生すること、力に自己は、別程、個人住民税を置謀する過程で得られている所得の情報が、社会保障等の様々な制度で活用されている中で、こうした内特形提便の事務に影響を与える協会があるなどの課題が指摘されています。 こうしたことを背景に、現年課税化については、企業や地方団体から慎重な対応を求める声が上がっているところであり、引き続き丁寧な議論が必要と考えています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
165	令和2年11月24日	令和2年12月16日	所得税と住民税の徴収の確認がい の徴収の確認がい まぐ取れていか?	所得税と住民税が薄泉機収さ うれているのに、税務署と住民 税限との通貨がまく取れてい ないように思います。	株式の配当で生活しています。 口座は特定で悪泉懐吹されていて所得税や住民税の儆収も自動で源泉 様収されています。 以前、川越に住んでいた時は、このまま確定申告ないを選択してそのまま 以前、川越に住んでいた時は、このまま確定申告ないを選択してそのまま 以前、川越に住んでいた時は、このまま確定申告ないを選択してそのます の選当れたのですが、松戸市に引う値してきて同しように悪寒健吹、確定 申告ないを選択したところ、住民税の算定が出来ないなどといわれ確定申 方るだけでしたが。 特定口座で任民技が選択を提出させられました。 松戸市の税務署で税理士さんに関いたところ特定で源泉徴収されている は普通は不要なはまずと提前かれてため、もう一度住民税の担当に関い合 は普通は不要なはまずと提前かれてため、もう一度住民税の担当に関い合 はました。 所得税と住民税が源泉徴収されているのに、税務署と住民税課との連携 郷泉徴収されていて確定申告が不要なのに、住民税の算出が出来ない はずはないと思います。 特定口座で源泉最収されていて確定申告が必要ないのに住民税の算出 がおきな助れていて確定申告が必要ないのに住民税の算出 かための書数を担出する必要が分かりません。 また住民税の担当によって回答がまちまちなのに不安を覚えた。川越市 と松戸市で対応が違うのも意味がわからない。 また住民税の担当によって回答がまちまちなのに不安を覚えた。川越市 と比所で任民税が源泉徴収されていることがシステム上できちんと連携取 対応お願いします。	個人	総務省	現行、税務署と市町村の間で、所得税の確定申告書のデータ等は情報連携されており、市町村は税務署から提供された確定申告書のデータ等に基づいて課税を行っています。また、市町村が個人住民税の算定を行うにあたって必要がある場合には、所得税の確定申告書の提出義務がない者に対しても調査を行うことができることとされています。	地方税法第315条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
166	令和2年11月24日	令和2年12月16日	独)中小企業基盤 整備機構	行う小規模企業共済屋倒産防 止共済の口座振替が可能な 金融機関に「ゆうちょ銀行」が 含まれていません。このように	ゆうちょ銀行から口座振替が出来ない理由を独)中小企業基盤整備機構 に問い合わせをしたところ、類似する保険業務をゆうちょ銀行が行ってい あため、ゆうち。銀行は最かしており、法人口是も開設できるようになって ・サーマッシュ銀行は載っており、法人口是も開設できるようになって います。過去において、その様な取り決めがあったとしても時代は変わって いるので、このような垣根を取り払って国民の利便性を考慮した行動こそ が行政改革の発端になるのではないでしょうか。	個人	経済産業省 金融庁	独立行政法人中小企業基整整備機構(以下「中小機構」という)が運営する小規模企業 共済事業及び中小企業開産防止共済事業につきましては、中小機構、業務委託契約を 結水でいる金融機関において口座機を行っていただくことになっています。 これまで、ゆうちよ銀行とは何度か経合いを行ってきましたが、事務フロー等における課 題の調整がつかず、業務委託契約の締結に至っていません。	独立方面法人中/相 企業基盤第項第 号及び第7号 小規模企業共済注 1項 中小企業個座防川第 36条第1項	ち 5 検討を予定 上	ゆうちょ銀行との業務委託契約(口座振替)の締結に向け、双方で必要となる事務フローの調整等を速やかに再開し、ゆうちよ銀行口座における口座振替が可能となるよう努力 してまいります。
167	令和2年11月24日	令和2年12月16日	建設業関係書類	産業廃棄物処理委託契約書 の廃止 道路使用許可、道路通行許可 の部分的な廃止及び包括申 請	産業廃棄物処理委託契約書の運用見直し ※現在マニフェスト制度があるが、不法投棄をしていない証明でもある。 処分場へ持ち込んで処理を止た証明であり、事前契約書の有無で搬入出 実を出来ないというは実はいなわない。 (現場では配入品目以外の物も発生する場合がある) 完全な廃止は必要はないが、契約書なしての搬入も出来るようにしてほし、 道路性用許可、道路通行許可の部分的な廃止及び包括申請 道路工事に工業吧・士本事所 道路性用許可、通行許可一整算 建設リサイクル法一般所反とを一気通貫(ひとつの窓口)で対応又は、 ネット申請も受付る窓口の混雑回避にもなる	ユタカ産業	環境省 警察庁 国土交通省	なお、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第19条において、都道 病県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署 長)に係る手続等のうち、電子情報処理網線を使用して行わせるこかできるものは、都	清別に 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	を 物契を 対 対 が 対 が で が で が す が で が す が で が す で り さ に う だ り さ り さ り さ に り き た り に り た き た り に り た う に う に う た う に う に う た う に う た う に う た う に う た う に う た う に う た う に う た う に う と う に う と う に う と う と う と う と う と	【環境省(産業廃棄物処理委託契約書)】 産業廃棄物の処理の他人への委託に当たって委託契約を締結することは、廃棄物の 推出事業者の原在とに、委託先の処理集者の事業範囲や処理能力等を事前に確認 し、廃棄物の直正処理を確保する上で、機が工重受なり、廃棄物の別選に持つマニフェストの交付によって補完ともものではおません。また、必要に応じて、排出事業者と処理事業者との間の委託契約の内容を確認することは、法令を遵守する観点から 主要です。 御提案の背景として、突発的な轍入や契約内容外の品目の搬入等を想定されている ものと思料にますが、そのような場合であっても、排出事業者としての責任は果たす必要 があります。 この点、委託契約においては、排出すると想定される産業廃棄物の種類及び較量を前 広に記載しておくことで、契約変更手続の負担をを軽減できます。また、電子契約による 総結も認められているため、物指摘のような構造できます。また、電子契約により契約内容の一部 変更を行うことで迅速に対応できると考えられます。 さらに、契約者の法定記載車項のうち、特に契約期間中に事情策更が生じやすい廃棄物の性状や病薬についての情報は、事前に当事者側で取り決められた伝達方法で伝達されれば良いこととされています。(原棄物処理法能行規則所象をの4の2第7分。これもの事情から、産業廃棄物の拠理の他人への委託に当たって委託契約の締結を 必須としていることとされては、保証・のを表に当たって委託契約の締結を 必須としていることとされては、大学の表に対しまる。 「警察庁(道路使用許可)】 道路使用許可のび通行業との場合といるが道路の交通にお記する間害を防止するという公立 生の必要化と、申請者の個別の事情を活動するといるの事情と、申請者の個別の事情を記述するといる場である。 「監察庁(道路使用許可)】 道路は第344年(記名です・一方、道路使用許可等の一部の手続については、まずは、アールでオンライン中語を受け付ける試行的なポータルサイトを構築する予定であり、申請的利便性の同上について、引き検査を検討してまいります。 「国土交通省(は事)なイエ事店予認を開かし、通路を開発しているよの意義を使ってよります。 「国土交通者(建設サイクル法)】 建設サイクル法に基づ代面出については、一部自治体では電子受付を実施しております。 付窓口となる特定行政庁に対しては電子受付の更なる実施を図ってよいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
168	令和2年11月24日	令和2年12月16日	告の規制改革に	事業主は申告手続きをする必要がある。マイナンバーカード 要がある。マイナンバーカード いても低(高齢の事業主の移動)スカが高い。青色申告を は各地域にあり、最緩体のや リとけが多く、入会費等が約者 は少なぐはい。これを語言え、 ・ 一男に統一化し、通能や時 を無数体のかりとが見かられた。 ・ 一男に統一化し、指述やな が立めない。これを語言え、 ・ 一男に統一化し、経過でも ・ 一男に統一化し、経過でも にも、デジタル化、及び地域でい くことを進めれば、中枢かいこと ・ にないでは、 ・ にないが、 ・ にないが、	か有効に使われているのか、確認する必要はないか。	個人	財務省	国税庁においては、所得税等の申告・申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、かつ、場所を選ばすにインターネットを通じて行うことができる。「ax (国税電子申告・納税システム)を提供しています。また、納税者の利便性向上の観点も踏まえ、各種手続のデジタル化に係る取相を進めており、その一環として、スマートフォンやタブレットを利用した確定申告を推進するため、国税庁ホームページ上の確定申告書等作成コーナーにおいて、スマートフォンでも入力しやすいスマホ専用画面を提供しています。令和3年1月からは、マイナンバーカーだを利用し、マイナボータルを選出て確定申告に必要な生命保険料の整整能調整等の情報を取得し、申告書に自動入力する機能にも対応予定です。関係各庁や外部機関と連模して当該申載の対象となら毎報を取得としていく予定です。	行政手続等における情報における情報には特別には、日本の対象に関する情報には、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本のは、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本の対象は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日		制度の現状欄に記載のとおりです。
169	令和2年11月24日	令和3年6月16日	育体給付金延長申請の一元化	育体給付金の申請が、ロー ワーク、候育所の申込(不承 該進型の発行)が各自治体の 佼場となっている 観制に なっている部分を一元化して、 円滑な申請が出来るようにし て欲しいです。	育株給付金延長手続きが煩雑です。 現在、育児株業給付金の延長を申請する際、書類の提出先がハロー ワークなのに対して、提出書類の中にある保育所の不承諾通知は各自 治体の役場で発行をなっています。各々に制約があり(例,子の1 歳の誕 生日前日までの不承諾通知が必要など)各窓口に問い合わせが必要で、 1歳~2歳の子を連れて申請をするのが非常に大変です。 例えば、保育所の申込用紙と延長続きを一括申請できるようにする、ある いは専門の窓口を配置するなどはできないでしょうか。 上記が実現した場合、保育園の待機児童の減少、ワーキングマザーの履 用役進、少子化対策に効果が出ると思います。また、窓口での相談員の 人件費抑制にも繋がるかと思います。 是非、こ検討をお願いします。	個人	厚生労働省 内閣府	保育の利用申請、保留通知の手交については、制度上、窓口での申請の他、電子申請、郵送にて手続きを行うことも可能となっており、自治体ごとに適切にご対応いただくものと考えております。 育児休業給付金の延長申請については、窓口での申請の他、電子申請、郵送による申請が可能であり、窓口に行かずに手続きを行うことが可能となっております。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
170	令和2年11月24日	令和6年5月22日	全てのOS対応を	有意義。しかし、MacのOSにも	この度の感染拡大防止支援金、従事者への慰安金、持続化給付金、家 貫支援申請も担当省庁によって対応OSも制限があり、音労しました。結 局は紙申請にしなければならなかったり、Webで権力申請しると言われた り、挙行の母、てにはWindowのPOF陽、費用に当ててはどうかと言われ たり。本末転倒。スピーディーに、安全にお願いします	民間企業	デジタル庁 厚生労働省 経済産業省	Webサイトについては、「Webサイトガイドブック」(2019年(平成31年)4月18日)にて、マルチブラウザ対応(805)をすべきである旨は記載されております。 (https://eio.go.ju/sites/defaul/files/uploadk/documents/1012 web guidebook.pdf「マルチブラウザ対応」)。そのため、ウェブサイト化していく上で、これに準拠できていないシステム(プロジェクト)は、今後の更改等のタイミングで対応の検討があるものと存じます。また、結助金申請について、デジタル庁では、dグランツにより、従来は結助金毎に異なっていたシステムが標準化され、事業者が負担に感じることなく補助金申請等を行える環境を整備しており、ゴグランツはWindows 以外のOSにも対応しております。 (https://www.jgrants-portal.go.jp/faq 12、jGrantsの利用環境」	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
171	令和2年11月24日	令和3年7月20日	児童扶養手当現 次調査	毎年、母子・父子家庭で18歳 未満の子供がいる家庭を9重数 に、自治体から勘送で19世紀 選書き19歳2時を19年間とかり 選書き19歳2時を19年間と入ってから発送)、毎年8月中 に市役所が8年274時で1日次のでから発送)、毎年8月中 に市役所が8年274時で1日次のでは、19年の収入、世帯教、生年日 を強いかないかのではなかっても、前の会によっなのでは、19年の収入では、大学のではなかっても、前の会に行かないとのでは、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年	・児童扶養手当は片親にとって離婚当初は生活が不安定なため、有難く 助かりました。 ・緩割りのため、年収が変動するたびに、受給資格者となったり、ならな かったり、とその都度、保健課に行って申請する必要があり、かなり不便 でした。 ・また生活が安定し、受給資格が失失しても、毎年8月に有給休暇を取得 して面会を強いる必要性が感じられません。 ・1時間以上待たされることもあります。 ・3度でいた場合を付きせん・コーナ場でも而会をしました。	個人	厚生労働省	ひとり親家庭は、子育でと仕事を一人で担い、様々な困難を抱えている方が多く、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、地方自治体では、児童技養手当法第28条の2の規定に基づき、児童技養手当を始寄する方からの届出の機会を活用し、相談に応じた上で、必要な情報提供や助置を行っているところもが、毎年8月の児童技養手当の現況届の時期等を集中相談期間と設定し、子育で、生活、教育、就業、養育費の確保などの出家庭が抱える様々な課題について、まとか相談に応じる制を構築しています。また、収入が所得制限限度額を超える水準となったことで、児童技養手当の全部が支給停止となる方であって、既に十分な支援を受けられていると地方自治体が判断した方の場合には、対面によらず、郵送等による届出を行うことも可能としています。	児童扶養手当法第 28条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番-	号 への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
17	令和2年11月24	日 令和2年12月16日	集手法について	化法に基づき創業支援等事業 計画を策定、別業を目指す 力力:特定創業支援等事業を実 地にて創業への支援を行い、 創業者は区市即村が実施す る支援事業に係る優遇措置を受ける ことができる。 ・区市即村は、創業者への支 接次況(優遇措置の種類、件 数、金額など)を省令に基づき 地産者に移しているがきる。 この物質のうち、「会社設立 時の登録免許板の軽減に及 のではなく、経産者と解析を 事業である。 ・この報告のうち、「会社設立 等者である法案のではなく、経産者と継承の 事者である法案のではなく、経産者と継承の サーキである法案の ・一、世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この ・世細な事例ではあるが、この	・区市町村が報告する「会社設立時の登録免許税の軽減」とは、創業者が会社を登記する際に法務省(法務局)に納める登記料を軽減するものである。よって、法務省は容易に、かつ、正確に軽減額等の内容を把握すると上が可能であるから、この報告は法務省から終度省に管理検討を持った。一つは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力で	個人	経済産業省 法務省	産業競争力強化法では、創業者に身近な市区町村を中心に多様な創業支援を行う主体が相互に連携して創業支援を推進できるよう、市区町村が創業支援等事業計画を策定 が相互に連携して創業支援を推進できるよう。 起発済産業大臣が認定する性間みとしています。 経済産業有では、創業支援等事業計画の設定を受けた市区町村に対して、以下のとおり年之間の調査を行っております。 ①毎年冬頃、金銭免料税の租税特別措置による減収額の試産を国会に報告するため、 前年度の適用件数と、当該年度及び次年度の適用件数見込みの算出のための調査。 ②毎年春頃、産業競争力強化議算144条第3項の規定に発大臣は認定市区町村に対して認定創業支援等事業計画の実施状況について報告を求めることができる)に基づく、年度毎の施行状況把握のための調査。	産業競争力強化法	対応	①の国会報告のための調査に関しては、租税特別措置法の条項ごとの適用件数及び 登録免許税の納付額について、法務省から経済産業省に情報提供を受けることで市区 町村への確認を行かないよう見直す方向で、核討を進めます。 なお、②に開しては、法律に基づき実施しているものであり、市区町村ごとの創業支援等 事業計画の施行状況について確認する必要があることから、引き続き実施することとい たします。
17	令和2年11月24	日 令和3年1月14日	「マイナボータル」 webpageに行き易 くしてほしい	ます。 たとえば、日本国内で発売するPCやスマホにはマイナポータルへすぐにつなげられるソフトやアプリが入っていなければ発売できないような規制や誘	せっかくマンナンバーカードを持っていても、web上の「マイナボータル」 webnageにただり着のは現状、極めて難しい状況です。ユーザーが、マイナンバーカード内のにテップを読み取るためのリーダーを用意しなく も、PCとスマートフォンがあれば、それぞれにソフトやアプリをダウンロードして、Cの二のをBluetooti で接続すれば、「マイナボータル」Webpageにたどり着するらしいことは、内閣府のwebpageを拝続して糸知しております。しかしながら、このようを準備は、PCやスマルの上級者でなければ、簡単には実行できません。もっと容易に「マイナボータル」webpageへただり着けるようご改善をお願いいたします。	個人	内閣府	マイナボータルヘログインするにはIOカードリーダライタ又はマイナボータルAPに対応したスマートフォンが必要となります。IOカードリーダライタを利用せずにバソコンでマイナボータルへログインするには、マイナボータルAPをインストールしたスマートフォンでパンコンに表示された2文元パーコードを誘ふ取り、マイナンパーカードを認証することで、パソコンでマイナボータルを利用することができます。この場合、パソコンとスマートフォンをBluetooth接続する必要はございません。	なし	対応	ご指摘をいただきました。マイナンバーカードの読み取りやマイナボータルへのログイン 方法の難しさについては、より多くの国民の皆様にご利用いただくために改善が必要で あると考えており、マイナボータルの利便性を接本的に改善し、UX・UIの最適化を図って まいります。
17	令和2年11月24	日 令和2年12月16日	GOTOトラベル事業に伴う地域共運 実に伴う地域共運 カーボン取扱事業者 登録のオンプレ 申請について	オンフィン甲語が口来ますが、 商業施設以外の事業者は、エ クセルに纏めた内容を90分以 内にオンライン上で入力する は様の為、事業者情報、店舗 情報を全て再度入力しなけれ	却这中朝よりインフィン甲朝のカか手へ登録できると記載されております。その通りだと思います。ダウウンロードした内容をアップロードすれば 済む事ですので。		国土交通省	商業施設か否かに関わらず、11店舗以上の店舗を有する事業者が地域共通クーポン取 扱店舗の申請をする場合においては、ホームページからダウンロードいただいたエクセ ルに各店舗情報を表取りまとないただき、過数エクセルをオンライン上の暗清フォー ムに添付いただければよく、エクセルにまとめた情報を再度オンライン申請フォーム上に 入力いただと必要はございません。 また、郵送による申請を望む事業者もおられると考えられるため、オンライン、郵送のど ちらでの申請も可能としております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由		所管省厅	制度の現状 該当	当法令等	対応の 分類 対応の概要	
175	令和2年11月24日	令和3年6月16日	医療・介護保険に関する当事者の情報共有について	分、医療、薬剤、介護記録、日 常の生活などについてデジタ	現在介護福祉を中心に携わっておりますが、居宅での介護において、 介護サービスを利用するに当たって、各事業所においてアセスメントを行 い、契約を、記録を書き、モマリングを行い、戦告を行っています。そ わらについてはカアマネシャーに集められていますが、各事業所で書志 が違うためわかりづらく。また同様のことを可能も行うことが整理であると 思われます。またすべての情報がすぐにおからわけではないので、訪問 介護の時の変とを差面行道ですぐに担当にできません。 デジタル化することで、その方の情報をうぐに取得でき、すでにあるアセ スメント用紙作成の情報と、100円を引き、100円の削減が可能と思われま す。介護保険証の情報もそらに載せることで各事業所で用紙の写りを 取る必要もなべなりますし、区分更新などで誘請求を行うこともかなくなり ます。 また医療では本人、家族からとなっている情報が偏りにくなり、 ます。 またで普段の生活も見えますので、画面越となる温施診療などで も状態把握が行いやすくなるかとおもわれます。 しにかく分便では、書類が多く状められます。それらはどんどん削減し 当事者と向き合う時間を担ぐすことか介護士の定着にもつながるのでは ないでしょうか。 上記から、個人情報という危険なものではありますが、情報一元のシス テムにより書類、時間の削減、そこから費用の削減も図れるとかんがえます。	個人	厚生労働省		5業の人員及 に関する基 2号(平成30 18日厚生労	介護現場における情報連携の取組を推進し、従業者の負担を軽減しながら、介護サービスの意を向止させることは重要と考えています。このため、厚生労働省では、 居宅サービス制能について、居宅が推定規事を表すで、発生・分にサービスを乗が入場なる介護ソフトを使用している場合であってもデーダ連隊を可能とするため、必要なデータ項目や形式を規定した「経営生活を持たした」に丁導入支援事業があらいれたを促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した「ICT導入支援事業」をや和元年度に創設し、補助要件として、上記「標準仕様と作成のにした介護ソフトとすることを知能する等等の対応を行ってきました。 検討に着手 また、医療機関と介護事業所間の情報連携が円滑に進むよう、入退院時情報提供書、訪問看護計画書の標準仕株案の作成を行ったところです。 今後、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされる標準仕様に基づく居宅サービス計画のデータを安全に共有できるシステムの構築に向け、検討してまいります。 なお、事業者の文書に係る負担軽減のため、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を中心に議論を進めており、介護サービス事業所の指定申請等について、介護サービス事業がの指定申請等について、介護サービス事業が必要と表の子とき活用して、対応を持つない申請書類の提出が可能となるようなシステム改修を行うことを予定しています。	
176	令和2年11月24日	令和3年1月14日	法令データの更新 が1年以上遅れて いる状況を改善 し、デジタルファー ストを実現せよ	「e-Gov法令検索」で1年以上 も更新されていない法令データがあるので、政府には可決・成立した法令を即時に一Gov に反映する体制を整えてほしい。	法令を調べるとき、今日では多くの人々がインターネットを利用する。政府が運営する「e-Gov法を検案」は、インターネットとで国内の法令を閲覧できる。 e-Govi-掲載される法令データは各府省が更新作業を行っているが、更新があまりに迅ずぎる、私が会社で「ローン(無人航空機)の活用を検討し、ドローンの飛行に関する規制を提べたところ、重要な法令である「航空機」の「200年2月時点で掲載されていた」のは改正前の泉文であった。 2020年2月時点で掲載されていたのは改正前の泉文であった。 2月12日に一名でのの運営機関にそのことをメールで指摘したところ、4月30日に「新密府省(注・国土交通をと思われる)において確認の作業を進めているした選係があったが、9月2日の時点でいまだに改定前の泉文のまである。一応は更新作業が行われているよろだが、重要な法令の改正から「年以上後かったが、9月2日の時点では、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりでは、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、日本のよりには、12月1日、12月1日、日本のよりには、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、	個人	総務省	e-Gov法令検索においては、各法令を所管する府省等が個別に確認した条文を掲載することとしており、同検索のシステムを所管する総務者からも、改正法令が公布される都度、新しい条文の確認を各府省等に要請しているところです。	なし	上記確認に当たっては、新しい条文のデータについて、各府省等において厳密なチェックを行う必要があるところ、各府省等における体制や業務の繁開の状況等によって時間 その他を要する場合もあるた邦坦にしますが、引き続き、各府省等に対し、改正法令公布後 の速やかな条文確認を使してまいります。	
177	令和2年11月24日	令和3年9月10日	要介種認定等延期通知書	介護保険法では、要介護認定 等申請から30日以内に認定で 等申請から30日以内に認定で きない場合には、保険者が申 請者に延期適加を行うことされています。要介護認定者は 年々増加して観界を迎えていま す。30日以日駅界を迎えていま は困難です。職員の負担の一 つが延期適加の発出を です。これは、本当に形式的で 意味のないものと思います。 廃止すべきです。	社会保障費の削減	個人	厚生労働省	要支援・要介護認定の結果は、原則として申請日から30日以内に通知する必要があり、設定調査票や主治医意見書の準備に時間がかかったり、申請が一時的に集中したりすると、30日以内に認定結果を通知できない場合があります。そのような場合に、認定 第11項 要があります。	录除法第27条 _交	申請者の視点に立てば、延期の理由(申請者が集中しているために認定審査会の開催が遅れている等)や処理見込期間を確認することができる延期通知書は、有益なものであり、これを一帯に廃止することは服職であると考えず。 なお、更新申請については、有効期間内に要介護認定の決定通知を行うことが出来る場合であれば、申請から30日を超えても延期通知を省略して差し支えないとの適用にしています。	
178	令和2年11月24日	令和2年12月16日		中曽根氏の葬儀に一般会計 予備費から支出することに異 議を唱えます	民営化、小さな政府を進めた中曽根氏の葬儀に 国税を使うことは彼の実光に反するかと信じます コロナ物で基準、生活が苦しくなっている方に、 国税をお使いください 過去ではなく未来に投資をしてください	個人	内閣府	合同葬儀の執行については、その御功頼、合同葬儀の過去の先例等を総合的に勘案して、内閣と自由民主党の合同葬儀として、執り行うことを閣議決定したものです。	引議決定 :	対応不可 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	一備考
179	令和2年11月24日	令和3年1月14日	住宅用家屋証明について	標記について、各自治体で 行っている発行業務を廃止し ていただきたい。	住宅の保存登記の際に、標記書類を添付することによって、登録免許校が経滅されるため多くの住宅取得者が利用しています。 これは当該家屋が住宅の用途であること。 申請者が居住していることを証明している書類ですが、住民票や登記簿の内容などで明確に上記の事まかかかるものについては、当該証明書がなくても、登記官自身が判断できるものです。 自治体が発行業務を廃止することによって、自治体職員の負担軽減を図れるはずです。 また、自治体においても窓口で発行業務を行う際、申請者に求めている添付書類のほぼ全部が、当該自治体自身が発行するものや法務局が発行するものなどです。 証明書発行にあたって、自治体職員が提出書類について専門的な判断を要するものはありません。 このような証明は廃止して、登記官自身が提出された他の添付書類から判断するようにすれば全国自治体の行政コストの無駄を省けるはずです。	個人	法務省通 五文资 財務省	住宅用家屋を新築・取得した個人が所有権の保存登記等に係る登録免許税率の軽減 を受ける際、専ら当該個人の居住の用に供されるものであること等が当該家屋の要件と されており、当該家屋を当該個人の申譲に基づき当該家屋の所在他の市町村長又は特 別区の区長が証明することが租税特別措置法施行令で規定されております。	租税特別措置法施 行令第41条、第42 対応不可 条	住宅用家屋証明書の発行に当たっては、専ら申請者が当該住宅用家屋を居住の用に 供することや、区分推制においては、耐火避免物の正等例火速発物に該当すること等 が要件となっていることう。金部所においては、その本来業務の便宜上、図面、区分 物の耐火性能を確認するための確認が証及び快度が無等の書類等から適合性を確認 することができ、 店舗併用せるや専務が併用を書が住宅用家屋に設当するからか や、居住の用に供されているからか、また区分推動が準耐火速度物に該当するからか 等の判断も困難であるため、発行に係る要件の審査を行うことは困難です。	jγ
180	令和2年11月24日	令和3年1月14日	教科書が扱えるよ	私は書店を経営しております。 学校で使用する数減量は、一 定の期間が過ぎないと一般書 直では入手できません。新学 別の期間です。数は本書供も当時の が成功がある。 一般では から、 の書店の別様があってが がありまる数は の書店の別様があってが をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 をものした。 でものした。 でものり、 でものした。 でものり、 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものした。 でものし。 でものし。 でものし。 でものし。 でものし。 でものし。 でもの。 でものし。 でものし。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの。 でもの	X、於つています。自確の力では返直してお、みかなと同じしていコーソーへ行くべきだと思います。後等な人材であれば、すぐに就職が決まるでしょう。教科書の利用者は 転校してきても、その地区の教科書が入手しやすぐなるし、別の地域の教科書も容易に入手できると思います。法律の改正も含んでいるからしれませんが、またある不楽理なことをわかった時点で是正していく、それこそが一等間の接負いではないでしょうか。	個人	文部科学省	教科書発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負います。供給方法 については、法的な根拠はありませんが、教科書発行者が供給策能を持っていないた め、教科書発行者の責任のもとで教科書供給契約を結んだ民間供給会社に委託して、 学校まで教科書を供給する義務を履行している状況です。	教科書の発行に関 する臨時措置法第 対応不可 10条第2項	制度の現状欄に記載のとおりです。	
181	令和2年11月24日	令和3年6月16日	(厚労省)特別児 蓮技養手当の証 書に関する事務 について	繊細な情報で取り扱いに注意 が必要なわりに使用する機会 がなありません。発行にかか る事務が無駄と感じるので、廃 止するか必要な時に証明書を	りに行っていたのでしょうか。この証書を担保にお金を借りるような方でも	個人	厚生労働省		特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律施行規制第17 条第1項	特別児童扶養手当の証書は、手当の受給資格者であることを公的に証明する役割を 担っていることから、必要なときのみ発行することで生じる影響等を踏まえると、廃止す ることは困難です。	
182	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根氏の葬儀 に予備費から九 干万円	このコロナ禍において、なぜこ の様な大金を予備費、税金か ら送出するのか。金額の妥当 性についても基だ疑問に思う が、自民党の費用で精うべき。	税金のムダ遣いをやめて、医療従事者などにお金を回してあげてくださ い。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
183	令和2年11月24日	令和3年6月16日	ハローワークと労 基署の一体化ま たは連携強化	れない。 両者を一体化、または連携強	・求人トラブルの相談の際、ハローワークと労基署の両方に足を選ぶ必要がなくなる。求入トラブルの中には、それが違法である可能性を孕むものも少ななないため。 ・現状、ハローワークと労基署では守備範囲が異なるが、両者が求人情報に関わることで、より安全で正確な求人情報の提供が可能にのるものと思われる。	個人	厚生労働省	労働基準監督署と公共職業安定所は、それぞれが所掌する事務について、行政運 問題が認められる事業又は問題が発生するおそれがある事業を発見した場合 には、それらに係合情報の提供や交換を行うなどの連携を図っているところで す。 いずれの機関に相談していただいても、情報提供等により、適切な対応に努め てまいります。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
184	令和2年11月24日	令和5年11月15日	する証明書等を各行政機関が相互	のすべての行政機関で各行政 機関が保有する行政文書、 明書・申詰書について、行政 機関であれば相互に自由に迅 速に関覧。利用できるようにす るとで一般の方の証明書の 交付申請手続きの手間、行政	私は出入国在留管理庁の職員ですが、申請者の方から市区町村や税務 幕分析する気軽短期書等の証明書の提出を受けています。また、警察 等の捜査機関から当局が保管する申請書等の行政文書の販金を受けた 際には、回答する手続きも行っています。これらの行政文書、証明書等に して、ある行政機関で利用するために別の行政政書、証明書等に によっては手数料を払い発行してもらい、提出するというのは行政機関に と考えます。行政機関が行政機関としたつま常をと遂行するために、他の 行政機関が管轄している行政支書を利用したいきに、行政機関制で 相互に行政文書等を専用端末等を用い、迅速に関策、利用できるように 対は、申請もれる方にとって行政機関の協力に大いさきに、行政機関制 相互に行政文書等を専用端末等を用い、迅速に関策、利用できるように すれば、申請もれる方にとって行政機関の協立大変であり、また、その 個人情報を運用しているネットのサーバーやセキュリティシステム の構築も膨大な労力を要するとは思いますが、もし、各行政機関が他の 行政機関の部で集がなどのでは、利用が相互にできるようになれば、例えば、市 区面刊の証明書格が近の等は、利用が相互にできるようになれば、例えば、市 区面刊の証明書格が近の等は、利用が相互にできるようになれば、例えば、市 区面刊の証明書格が近の等は、利用が相互にできるようになれば、例えば、市 区面刊の証明書格がなどなった場と関していてきるようになれば、例えば、市 財活を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	個人	デジタル庁全省庁	現在、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進めるためのデジタル社会のインフラとして、マイナンバー制度が選用されています。マイナンバー制度における行政機関等の間で情報連携により、国民・住民の皆様が各種行政手続における添付書類の省略などが可能となています。 具体的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、行政機関等同士が専用のネットワークシステム(情報提供ネットワークシステム)を用いて、行政手続に必要な情報をやり取りしています。	特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法	現行制度	制度の現状欄に記載のとおり、行政手続における活付書類の削減等のため、行政手続における特定の個人を推別するための番号の利用等に関する法律に基づいて情報連携を実現しています。なお情報連携の更な各種にあたっては、デジタル社会の実現に向けて重点計画(令和5年6月間議決定)に基づき、各所名庁等に向けて、共通機能を提供する等、現行インフラを新たな手法に転換することに取り組みます(公共サービスメッシュ)。
185	令和2年11月24日	令和2年12月16日	国土強靱化地域 計画における交付 金等の重点化の 改善	関土強靱化地域計画に基づく 交付金等の重点化等の扱い 及び計画記載の簡素化	国土強靱化地域計画については、交付金等の重点化により自治体に策定を事実上強制にいることが地方分権に反しているうえ、その重点化の検組かについては内閣所が開業が基中的な出場を有疑することなく、重点化の方法や国上鉄駅化地域計画への事業の記載方法等を各省庁の判断に委ねていて継割りになっており、交付金の申請方法や計画への記載方法がバラバラとなり事務が非常に非効率であり、簡素な仕組みに統一すべきである。	個人	内閣官房	国土強靱化基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における 国土強靱化に関する能策の推進に関する基本的な計画(以下国土強靱化は対計画) という。を、国土強靱化地域計画以外の国土強羽化に係る当該都道府県又は市町村 の計画等の指針となるべきものとして変めることができる。又観史されています。関係府 省庁において、所管する補助金・交付金の交付要綱等に基づき、予算交付の重点化等 が行われております。	民生活の実現を図 るための防災・減 災等に資する国土	現行制度 下で対応可	地域の国土強靱化を実効性あるものにするためには、自治体が国土強靱化地域計画 に基づいて、国土強靱化の取組を推進することが重要です。計画策定及び取組に対す る政府による支援策の一環として、令和2年度予算における国土強靱化地域計画に基 づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援を指しる交付金等・国点化を行うも のは7府省庁2の交付金等があり、交付金等の申請方法に各府省庁の交付金等で 「の制度に基づき行っております。また、内閣官房としては、国土強靱化地域計画への事 索の記載方法について、自治体の事務負担の民と取べの事件のために、関係符省庁と 調整し、とりまとめて自治体に対して情報提供をしたり、国土強靱化地域計画策定ガイド ライン(第7版) (策定・改訂制 (928~4293 で、国土強靱化地域計画策定ガイド ライン(第7版) (策定・改訂制 (928~4293 で、国土強靱化地域計画策定ガイド の効率的な事業の記載方法等の事例について掲載する等しており、今後も、事例の充 実や周知に努めてまいります。
186	令和2年11月24日	令和3年1月14日	行政調査の削減、 効率化	たとえば医療関連産業では薬事工業就計、医薬品医療機器 産業実態調査をはじめ行政から 会議が教見される、 スポット的にも製品料の対象で、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	調査依頼される企業・業界団体の負担軽減、民間データを活用する行政 の効率化が実現できる。	個人	総務省 厚生労働省	統計調査を行うには統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、各府省の統計調査の承認審査事務を行うに当たっては、報告者の負担軽減等に留意して対応してわけます。 成としております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が今理的と認められる範囲を超えていないか、といった、表力と、他の統計調査との主複が今理的と認められる範囲を超えていないか、といった。 表示、令和2年の月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、 対応してまいります。

	所管省庁	回答				提案	本 ^{パ官} 省/					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
187	令和2年11月24日	令和3年1月14日	少子化対策と高 齢化対策の考察	足を補う方策として、少子化に より余剰となった学校等の施 設の有効利用を促す。例え ば、小学校の空き教室を改造	教育施設は文部科学名が管理し、老人介護施設などは厚生労働省など が管理していて、個々に管理されているものと推察します。相互に利用が できれば、既存施設の有効利用が侵され、施設不足の問題解決に高義 があるのではないかと思います。空き施設を民間に開放して老人介護施 設の運営を委託しても良いと思います。 例えば小学校保育所と老人介護施設が併存した場合、子供と老人のコ ミュニケーションによる相互効果も見込めるのではないかと思います。 子供は多近にいる老人から学ぶこともできると思います。、老人は子供と 接することで良い効果も見込めるのではないかと思います。	個人	厚生労働省	文部科学省においては、公立学校の序校施設や余裕教室について、有効活用を促進する取組を行っています。活用用途の実例としては、老人福祉施設、保育施設、民間企業の事業所など、様々ならのが含まれますが、個々のケースでどのように活用するかについては、当該施設を管理する地方公共団体において、地域の美情を踏まえて適切に判断されるものと考えています。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
188	令和2年11月24日	令和5年12月13日	市町村のシステム開発	ない ムを開発して配れば、市町村 ごとに同じようなシステムを開	長年無駄に人件費で秘念が使われている。システムを開発するのは一時 的に資金は必要だが、すぐに回収できると思う。 企業では当とり前にシステム化されていることが役所ではされていない。 また、システムで不要になった公務員を他の仕事に回すことで、現時点で 人にしか出来ない仕事(介護や学童)を充実させれば社会のためにもなる と考える。	個人	総務省	回体は情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報とアクルが原則のい、近かな水 団体は情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報とステムの整備なが情報 通信技術を活用した行政の推進を図るための必要な施策を講じることが努力義務となっ ています。 なお、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備していま オ	情報通信技術を推進 情報通信技術を推進 時に関する法政推進 (デンタル内14年法 (デンタル内14年5条 4項	対応不可	地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化にと どまらず、行政サービスに保る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったパックオフィス を含む一連の業務をエンドツーエンドで、デジタル・現処理することが必要です。 そのため、デジタル・ガバメント美行計画(令和元年12月20日間議決説)等に基づき、行 成サービスの利用者の利便性向上並びに行政巡邏の間無大変以効率化に立立返った 業務改革(BPR)の機能を前提に、地方公共団体における業務プロセス・情報システム の標準化やオンライン化の推進等に取り組みます。	
189	令和2年11月24日	令和3年1月14日	民間企業の給与調査	民間企業の給与調査は、厚生 労働省、財務省、経済産業 省、人事院等が、同じような調 変を行っており、非常に非効 率である。	民間企業の給与調査をどこかの省庁で一本化すれば、各省庁で無駄な 調査をすることが無なり、企業の担当者も負担が軽減される。コストの大 幅な削減にもなるし、各省庁の担当者の調査に係る業務が軽減される。 大幅な超過勤務を削減できる。	個人	松務有 人事院 財務省 原生学學名	統計調査を行うには統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、各府省の統計調査の承認審査事務を行うに当たっては、報告者の負担軽減等に留意して対成しております。 統計調査ことに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調 統計調査としている統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に 基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった 建点から審査を行っています。 また、令和2年6月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画 に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を手前に報告、検討は、調査事項の縮減や 代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
190	令和2年11月24日	令和3年6月16日	保育圏の空き人 数情報を都追府 県が一元化して レープンデータ化 し、ビジュアライズ を行う	が管理するのではなく、都道 解集が一元管理して、地図上 に可視化してほしい。 以下は渋谷区と新宿区の保育 園の空き情報である。 https://www.city.shibuya.toky o,jp/kodomo/hoku/hoku.aki.h tml /kodomo/fiole/07.00034.html 以下は渋谷区の保育園の空	子育て世代が引っ越し先を探す際に、引っ越し先の候補の物件を見つけてから、その自治体のウェブサイトに行き近隣の保育園が空いているかどうかを確認する必要があり、引っ越し先の検討に著しい時間がかかる。また、子供がいる状態で凝散した世帯や、転勤で遠方から引き起してる場合など、4月以外に保育園に入園させたいニーズが常に一定量存在す場合を終失したいというニーズも存在する。引越しをしても待機引置状態を解決したいというニーズも存在する。引越しをしても待機力宣牧態を解決したいというニーズも存在する。引を自己を関したして、一大とこの地域に引っ越しをすると保育園に入れやすいのかが一目で分かるようになり、保育園入園を目的とした引起しが増えることで、国としては 税収が増えるはずである。保育園の申込みがその自治体に住んでいないと行うことができず、引っ起しというパレスクの行為を行った後でないと、保育園へ申込みができるように できない、そのため引っ越しに躊躇している世帯が多い。その自治体に引っ越すことを条件とした保育園の申し込みができるようにしてほしい。	株式会社 NextInt	厚生労働省 内閣府	保育所の利用申込みは居住していない自治体に対しても行うことが可能です。 また、1の越し等に伴い転圏を検討している保護者等が、近隣の施設を探す際にご活用 いただけるよう、利用定員数なと、子ども・子育で支援法の象に基づく特定教育・保育施 設の情報公表は、係る情報、幼児教育・保育の無償との対象となる認可分保育施設等の 設の情報とあれせて、インターネット上で開覧可能な形でオープンデータ化しております。 (子ども・子育で支援情報の表次ステムにこ金やサーチ)) 本システムは、令和2年9月に公開したところであり、上記の公表情報の充実を図っている ところです。 本システムに掲載されていない情報については市町村が把握しており、保護者のニーズ に応じた情報提供をしています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	食討結果	
番号	ー への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	╅
191	令和2年11月24日		害児に関わる 続きについて	身障者手帳を取得する際など、専門医からの詳細な診断書を提出しています。 こうした情報や相談に行ったときの話の内容等が電子カルテ	きょうだい児の入園に関しては、重度障害児が家におり、なかなか外出も 酸しい状況の中、市役所の方に状況を理解していただために市役所に 何度も足を選びました。 障害児の状況を理解していない方と話をしても、時にとても冷たくあしらわ れ、とてもしんどかったです。 他の市町村に住んでいる保護者の方々も同じような経験をされていま す。 福祉課と他の謎や関係機関と降害児の情報共有がされれば(保護者の 意のもとで良いと思いますが)、保護者がこんな思いをせずに済むかと思 います。また、役所の方の業務の効率化にも繋がると思います。	個人	厚生労働省	番号13の回答を参照してください。			
192	令和2年11月24日	令和2年12月16日 覚	書について	います。読んだ限りでは、一国	スピードも大事ですが、担当部署の現在の働き方も大事です。 SNSではこうしたコメントが可視化され、国民は見ています。 実のある改革に向けて一歩ずつ進めていってほしいと考えます。	個人	内閣官房	行政の透明性の確保等の観点から、各府省等の行政運営等に関し取り交わされた覚書について把握するため、取り交わした主体である各府省等に対して、現時点で効力のある覚書の一覧の提出をお願いしたころです。 本期間に当たっては、府省等によって作業量に差異があるため、作業量が多い府省庁からの相談を踏まえつつ、提出期限を延長する等、各府省の負担に配慮した対応を行っているところです。		対応については「制度の現状」欄に記載の通りですが、今後も各府省等の負担に配慮してまいります。	,
193	令和2年11月24日		所のFAX、ハン 利用廃止を	国や行政で使っているFAX、 ハンコを金爾摩止し、オンライ ン化してデジタル署名を使うな ど電子化を強制すべきです。	紙やハンコなどアナログ文化の根強い日本ではそのくらい大胆なことをしない限り、大きな変化は望めません。 私はなんでもホンラインで完結したいデジタル人間なので、いまだに紙をフリントして手書きをして、ハンコを押して郵送や内AIで送るなんでアナログなことをやっているのにはストレスを覚えます。 こんな昭和もたいなことをやっていたら日本は世界から取り残されて競争がを失ったしまうと思います。日本の家電メーカーが競争力を失ったのもデジタル化の波に集れなかったからです。 日本のメーカーの決断、実行スピードが遅いのもいまだにこんなアナログなことやっているからだと思います。コロナでも日本のアナログ文化のせいて給付金申請・給付や検査集計の欠陥が見つかりました。 今の日本には早期に大胆な変革が必要です。	個人	内閣府内閣官房	【内閣府】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手 誘等のうち、法令等又は増行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの底 お上して全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通道等の改正や オンライン化、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針示す)を行うこととさ れています。 【内閣官員】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省等は、会計手続、人 事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しを行うこととされています。	該当なし	[内閣府] ・内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府名からは、国民や事業者等に押印を求めている行政主義の998以上について、見直上を行う方針との回答が示されています(各所名の見直し方針はホームペーンに公差済です) 対応 「内閣官原] 「内閣官原] 「行政改善推進金郎事務局では、各府名等における、会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進し、オンライン化等の必要な措置が講じられるよう取組を行っております。	<b>売</b>
194	令和2年11月24日	令和2年12月16日 国	土交通省	国土交通省の建設業課は打ち合わせや報告の際のweb会議を推進して欲しい。	国土交通省の建設業課は業界団体や企業を都度都度本省に呼び出して 面談させるのをやめて欲しい。コロナ禍の中、感染拡大防止を呼びかけ ているにもかかわらず矛盾している。 移動コストの削減やコロナの感染防止の効果ぎ期待できる。	民間企業	国土交通省	打ち合わせ等については、対面型式のものに加え、オンライン形式のものも行っています。	なし	対応 現在も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン形式の打ち合わせを導入しており、今後も継続してまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
195	令和2年11月24日	令和5年7月12日	約(契約書の電子 化)について	事例がない。 電子化されないのはペーパー 地子化されないのはペーパー レスの親虎からも、業務から の面からも、きわめてマイナス であるといえます。 民間企業の電子契約サービス でLOPKIを使うことができる。 うにする、あるいは、契約書の 正当性について短明するよう なサービスを利用することが、	A 氏間のルジデーや利用に可能が、 基子学制では、回路があるというのは、 いろいろとおかしい点があるように思える。 これらも問題については、 いちにかっては、	個人		「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第90号)及び「地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子配金子証明を、他の16年間を、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年間で、18年	方自治法施行規則第十二条の四の二	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
196	令和2年11月24日	令和2年12月16日	ハンコ廃止について	行政手続きをハンコ廃止で電子化するなら、ハンコの作わり にマイナンバーと続付けた国 民人のセーのアカウントをハ ンコの代わりあるいは実印の 代わりとして使えるようにして ほしい	いま、銀行の登録印は物理的なハンコでとてもじゃないくらい脆弱性があるだろうし、 更には無くしやすい。 で、全ての手続きをオンライン化することと、さらにアカウント認証で発行されるの序のプウセスコード(時間制限あり)で乗印の代わりと銀行印の代わりに使えるシステムが欲しい。 あと、銀行関連は2段階を証がないところも多いのでお金の不正引き出しが権いから困る。 接待者やつてるからこそこういう被害が怖いので対策をしてほしい。 あと、ハンコを止めると言った河野さんですが、自衛隊システムはいつまでも脆弱性とつぶりの圧使ってるので、システムの理解について全然信用性ない。 シストムについてわからないなら俺が要件やってやるってくらい、随分甘 はと思う。 課題がたくさんあるので、今後もしっかりやってほしい。	個人	内阁府	規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手 続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原 則として全てについて、年内に、順次、必要な終討を行い、法令、告示、通達等の改正や オンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針示す)を行うこととさ れています。	該当なし	その他	・内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の98k以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済です)。 ・押印が存続する手続についても、電子署名の活用等により、オンライン化を推進してまいります。
197	令和2年11月24日	令和3年1月14日	よび厚生労働省	原産地および成分ならびにエ ンドユーザーについて、国内 らにおける商品の表示を監督す る消費者庁や厚生労働省等と 、信報共有をすることで、不当表 示(原産地偽装、成分偽装等) を効率的に取り締まることがで	原産地偽装された商品を販売する業者は後を絶たず、また国内未認可の成分が入った協議品等を服用することによる健康被害が起きている。 秋間は様人申告時に実物の原産地(原産国)や成分を把着することができ、またその資物のエンドユーザーを知りろことが出来る。 しか、現状ではこれよの情報を他宣行に提供できる法な動が整備されてよりより、国内販売時の商品会売を整督する厚生労働省等は、独自に調査をする必要があり、非常に非効率である。 秋間から各官庁に賃報提供できる法体制を整えることで、各官庁による経営業務は効率におれ、不正の原始表示局金に関入することによる消費者の損失を回避できる他、未認可医薬品等の国内温・個人使用として輸入されたものが販売されている実態がありまま然に阻したり、不正な成分表示がされた食品や医薬品等による健康被害も防ぐことが可能となる。	個人	財務省 消費者庁 厚生労働省	現行においても、関係省庁から税関に対して情報提供を求めることができる旨が法令上規定されており、税関と関係省庁との間で情報共有を行うことが可能となっています。 河費者庁:原産地偽装への対応	当表示防止法第35 条 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安性の確保 等に関する法律第 56条の2	下で対応可 能	引き続き、関係省庁から段間に対して情報提供の要請があった際には迅速に対応する とともに、しっかりと連携して効率的な事務運営に努めてまいります。
198	令和2年11月24日	令和2年12月16日	目的共通書類の書式統一	見される。多くの自治体で共通 して使用している書類に関して は、自治体毎に作成するので はなく中央官庁で統一の書式 を準備すれば各自治体でそれ	<ul><li>・処理システムを統一化でき、スケールメリットが働くことでシステム開発</li></ul>	個人	内閣府 内閣官房	・規制改革実施計画(令和2年7月17日間議決定)において、地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管する所省は、手続の性格や申請者の構成等を踏まえ、入力一字の標準の設定や情報の以不力の整備等を通じて、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を投水的に推し進めるためのブラットフォームを国が統一的「整備することについて、検討を進めることとしていまい。 ・地方公共団体の区域を越てて広域的に活動する事業者にとって、特に負担となって、地方公共団体の区域を越てて広域的に活動する事業者にとって、特に負担となっている手続との書が、様式の違いについて、平成の年及が令和2年の規制改革実施計画に基づき、各府省において標準化、電子化などの改善方策を推進しております。	該当なし	対応	・特定非営利活動促進法関係手続、道路使用許可、遺失物関係その他の警察関係手続、火災予防分野における各種手続、社会保障に係る資格における手続、経営革新計画の申請等手続、建築基準法に基づ気屏機、建築設備の定期接査報合に関して、各法令所管所省において、プラットフォームの整備・手機標準にの取組を進めることされています。 ・規制改革推進会議では、書式・様式の改善状況についてフォローアップを行い、「規制 改革推進会議では、書式・様式の改善状況についてフォローアップを行い、「規制 改革推進に関する各申(令和2年7月2日)」において結束等を公表しています。

	所管省庁	回答	10-4-4-7	154 - 54 4 4 4	la-m l	提案			所管省庁の村	灸討結果	/# ·*
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
199	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根さんの葬式	中曽根さんの葬式には税金は 絶対に使わないで下さい	一個人だから	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
200	令和2年11月24日	令和3年1月14日	災害時の各機関の連絡体制について	正確に地元長野市に伝達されておらず、発災直後に市の内部でもこの情報を受理していたかどうかについて錯綜していた。 各機関からの発信についても、気象庁の警報注意報、河川事務所等の水位積線、自治体による避難指示と、どれも必	昨年10月の台風災害で干曲川が決壊し、住んでいる地区一帯は浸水被害を受け、自宅も床上浸水、罹災証明で半壊の判定を受けた。自分はたまたま仕事で自宅を外していたが、家族が寒に残っており、各所からの分かりにくい情報発信や停電によってテレビを見ることができた。あった。 日を付近まで川の水が末名サイツはて金種の判断ができない状態にあった。 地域の選難は自治会等の協力に委ねられている部分が大きく、上記関係機関でも「タイムラインの策定に乗り出したとの報道もある所、関係する機関が一様には余で定められていることをそっているから問題ないすというスタンスではなく、十分な連絡と迅速な判断で、適切で明瞭な、住民にさちんと個く形での情報発信をしてほしいと感じた。	個人	内閣府 総務強 国土交通者	ご指摘の通り、災害時には、自治体からの避難に関する情報のほか、河川管理者からの河川の水位情報や、地方気象台からの雨に関する情報など、様々な主体から多様なるを称で情報が発信されております。そのため、防災関係情報に「つらまでの数字を付し、例えば、「警戒レベル3」が出たら高齢者等の避難に時間を要する人が避難、「警戒レイル4」が出たらも危険な場所になる人は全員避難といりように変理し、令利元年6月からこの運用を開始しています。従いまして、今後はこの防災情報に付されて「数学に着日」、選難のタイミングの判断に活用いただければと思います。また、このような避難情報等は、多くの人に届くよう、可能な限り多様な手段でお届けできるようにしております。テレビや防災行政無線に戸別を復せるでは、重要な情報がメールであります。また、NHKやヤフーはスマートフォン用の防災アブリも無料でので便利です。こういったものも活用しながら情報収集をしていただき、繰り返しになりますが、警戒レル3を本が出たした。他がありますので、提供している自治体もあか、では、対しましまります。また、STA においる自然を登録しておけば、重要な情報だけが届くようになるので便利です。こういったものも活用しながら情報収集をしていただき、繰り返しになりますが、警戒レル3を本がませまいの自治体から出された。連難していただき、繰り返しになりますが、警戒レル3を本がませまいの自治体がら出された。主難していただき、繰り返しになりますが、警戒レル3を本がませまいの自治体がら出された。まましていたばき、よりままればそいでは、ませまいの自治体に何っていただければと思います。なお、河川の氾濫発生情報に免えしていては、ご指摘の千曲川でも警戒レベル5相当の氾濫発生情報は発表しております。また、把握した情報については関係機関間で共有しておりませませない。	災害対策基本法等	警戒レベルや避難情報等については、令和元年の台風19号なども踏まえ、さらにわかりやすく提供できるよう、中央防災会議下に設置されたサプワーキンググループ等での議論を通じて一部見直とを検討しているところであり、自治体やメディアとも連携し改めて財災気候情報等、災害に関するそのほか情報発信についても検討会等の場で議論を重ね、避難に係る場所を実施できるよう、わかりやすい防災情報の発信に努めてまいります。また、関係機関間の情報共有についても、引き続き連絡体制の徹底に努めてまいります。	
201	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根さんのお葬式	コロナのなかなぜ税金でお葬 式をしなくてはいけないのです か? 園民の税金で約一億近いお金 をなぜ支出するのでしょうか。 疑問です。断個反対です!! ご自分の資産のなかでお葬式 をどうぞ。	国民の税金が使われる。 お葬式はご自分の資産でするべき。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
202	令和2年11月24日	令和3年1月14日	公務員への児童 手当支給主体の 変更	れを他の人と同様に居住地の 自治体から支給させることで 二重行政を解消する。	現状について整理すると以下のとおりである。 ・ 受給者である公務員  野総発から児童=当を受給するにあたって、勤務先の給与事務担当部 署から合種の証明書類を求められる。 ・ 行希神順に上地していないとの証明」は屋住地の自治体の役所に赴き所得証明をもらってこなければならない。 ・ 役給者の影響をに「児童手当を支給していないことの証明」を発行して ・ もらわなければならない。 ・ 役給者の影響を、の絵与事務担当部署 制度の理解や書意の書金や支給しいた。民間企業の総与事務担当部署  常には無い事務を行っている。 ・ 自治性	個人	内閣府	一般の受給者の児童手当等は、国、地方公共団体(都追府県、市区町村)及び事業主からの拠出金を財源として、居住市町村が認定及び支給を行っています。公務員の児童手当等は、勤務でたある所属庁の財源により、所属庁が支給を行っています。【参考・児童手当等の財源】〇一般の受給者・児童手当(被用者のの歳~3歳未満の児童分) 事業主7/15 国16/45 都追府県4/46 市町村4/45 ・児童手当(抵別場外)国2/3 都追府県1/6 市町村1/6 ・児童手当(上記以外)国2/3 都追府県1/6 市町村1/6 〇公務員・児童手当(所属庁10/10 ・特例給付 所属庁10/10	児童手当法	児童手当の財源及び支給実施主体は支給対象者ごとに異なっており、公務員分は所属 庁の財源により支給されているため、財政当局や国・地方自治体の関係機関との調整、これらを一本化する際の課題や問題点の整理等を行う必要があり、早急な対応は困難と考えています。	
203	令和2年11月24日	令和3年1月14日	公立学校の無駄 な銀行手続き	や送金にわざわざ紙に書いて 銀行の窓口に行くのはやめて 欲しいです。	都立高校と区立小学校で働いたことがありますが、口座の入出金や送金をする時にわざわざ銀行の用紙を書いて窓口に持っていきます。ATMやネットを使えば書時間や窓口で持つ時間、窓口を使う予数料も削減されます。なぜ紙を使うのが聞いたらATMやネットだと犯罪が起きるからと校長(当時)に言かれました。学校事務仲間に聞いたら都内の学校はそんな無駄なとこばかいです。と『学校右犯罪を訴じための言って合うですが、責任者が毎日口座の流れを確認すれば犯罪を審削できます。口座の流れの確認は紙を書いて持っていく時間よりはるかに短い時間でできます。こんな無駄すくに辞めて日本中の学校がネットパンキングにするようにして下さい。	個人	文部科学省	各学校で管理されている口座については、それぞれの学校で管理方法を決められているものと承知しています。 47		現行制度 現行制度 下で対応可 また、文部科学名としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての 取組を促しています。	

	所管省庁	回答				提案 主体 所管省庁 制度の現状 該当法会等 対応の 対応の概要						
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅
204	令和2年11月24日	令和2年12月16日	人事評価制度の 抜本改善	らかの説明責任を負わせる) 2 評価の審組性担保(縦の大 司だけで評価を決める現状を 成めて、360度評価の導入で 映や、評価委員会(人事当局 や関係管理機で構成)でも 議等のプロセスを加える 3、報酬への効果的反映まな上下 備で賞与に反映は能力評価のみと する) 4、組織評価制度の導入(総 理や大臣の方針と踏まえ局、	現状の評価制度は、評価を行うことありきで、必ずしも十分に機能しているとは高えない状況、民間のノウハウも活用した技本改善が必要。 1.については、AIC集中している現状を改め、開語分布をより細かくする仕組み化で、一人ひとりの意識を高めることが必要。 2.他方で、そのためにはよ司だけが事実上の判定を行っている現状を改め、民間のノウハウも踏まえ、より透明性を高めた仕組みの事みが不可欠。 3.また、戦員の意識を高めるには、やはり報酬との連動が重要だが、現状ではその関係性があいまい、棄積評価はあくまでも当該期間の実験に対する評価である以上、長期の総称と与増しつなる等敬者ではなくうらの支給率によりきめ細かく反映させることが適切。 4.組織単位での目標と評価を実際能ですることで、チームワークや対外的な説明責任の向上が期待できる、例えば、非常に重要かつ雑島度の高い政策を実現した部署には、報酬金体として高い評価を与え、できれば、所属職員全体の責与に反映することも一案。	個人	内閣官房人事院	・評語の分布について、人事評価は、職員の処遇(絵き、任用、分限等)や人材育成等の人事管理の基礎となるものであるため、職員一人一人の能力や実務を客観的に把握できるよう、絶対評価によることとしていますが、適立な評価の実施の観点から、各評語に対応する行動の明確化、上や、下位の評語化けますが、適立な評価の実施の観点から、各評語価者を調整者を対象とした研修の予集等に取り組んでいます。 「増高や調整者を対象とした研修の予集等に取り組んでいます。 「増高や調整者を対象とした研修の予集等に取り組んでいます。 「増高を対象とした研修の予集等に取り組んでいます。 「参加を持ちがある場合には、評価を付け直すことや、評価者に再活価を行わせることが可能です。 また、人事評価の仕組みの他、部下職員等による観察を通じ、対象者である管理職員等に対して「気づきを使すことは、リスキンが他先の向しと組織全体のパフォーマンスの向上につなげることを目的として「多面観察」の取組も行われています。 は機能として達成すべきミッションを設まえて、個々の職員の目標が設定される必要があるから、人事評価の実施評価における個人で高いパフォーマンスを発痒するためには、組織として連成すべきミッションを設まえて、個々の職員の目標が設定される必要があるため、人事評価の実施評価と対ける個人で高いであって入て条件であたが、職人といまが、職人といます。評価結果は、前途のとおり、職人の処遇にも活用されています。 (3ポツ) 「人事院」国家公務員の賞与(動勉手当)は、業績評価の全体評語(S、A、B、C、Dのの段階)がしたの段階(S・A)である場は、全体評語が上位の者から順に特に優秀」(優秀)のは「投資・機準」)のいずれかの成績区分に決定することとしています。「特に優秀」の成権事については、平均支給月数の約2倍とでおの電間内で設定で特に優秀」の成権事については、平均支給月数の約2倍となる形で成績率を設定することが可能を仕組みとなっております。	・人事評価の基準 ・人事評価の基準 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・本、方宗 で、 ・一般観のする77 年 ・一般観のする77 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一般に19条2 年 ・一級に19条2 年	現行制度 では (3 では (3 では ) では (3 では ) を (3 では ) では (3 でん) できない (4 でん)	な役割を担っていることから、今後も適切に人事評価が行われるよう努めてまいります。	ı.
205	令和2年11月24日	令和2年12月16日	法務省内の電子 決裁推進	全く進んでおらず、未だに紙決 裁で業務が進められていると 聞く。また電子決裁を取る場合 でも事前に紙決裁を回してか ら取るなど無駄が多いので、	紙決載でも行政文書が要領等に従って適切に保存されていれば良いが、 資料が散逸しても行政文書リストが作成されておらず、公文書の取扱い がおざなりになっていると思われる。また、紙決裁だと鉛筆書きで適宜修 正が加えられるので、誰がいつ棒圧したのが分かりづら、決数文章の 改直も容易に出来てしまい、行政文書の信頼が損なわれていると思う。 電子決裁ならは決裁・修正し日付やリストが自動的にデータで保存され るので、資料の散逸も起こらず、行政文書の改直も困難であり、行政文書 が適切に保存されるようになると思う。 法務省以外にも未だに紙決裁(ハンコ押印)している省庁があれば電子 決裁に改めて欲しい。	個人		法務省行政文書取扱規則(平成26年2月10日法務省秘法削第1号)において、決裁を求めるために起案する行政文書は、原則として、文書管理システムを用いて作成することを定めているところ、平成30年7月にデジタル・ガバソント閣僚会議で決定された「電子決裁移行加速化力針を撤支、これを具体化するものとして、同年10月、法務省電子決裁移行加速化力針を策定し、電子決裁とすることが関連なものとして、例外に続決裁を認められるものを類型化し、それ以外については、電子決裁とすることとしています。	なし	事実誤認	既に、電子決裁とすることが困難なものを除き、電子決裁とする運用を行っているところであり、引き続き、同運用の徴度を図っていくこととします。	
206	令和2年11月24日	令和2年12月16日	e-tax申請ブラウ ザーについて	現在Microsoft社のIEが標準になっていますが、他のフラウザーも使えるようにして欲しい。Google Ortone、Safari、Firefox等々、是非複数のブラザーでもなみ申請ができるようお願いします。	現在標準になっているマイクロソフトのブラウザーだけでは、利用者が日 ごろ使っているブラウザーの20%程度しかない。Google Chrome等を可能 にして全体の半分、できれば70%を超えるようにするのが妥当と思われま す。	個人	財務省	e-Taxの利用可能ブラウザについては、令和3年1月からGoogle Chrome及び Microsoft Edge (Chromium)に対応予定です。 また、MacOSをご利用の方は、現在でもSafarをご利用いただけます。 【参考:e-Tax十二ページ】 Https://www.etax.nta.go.jp/topics/topics.0205.chrome.htm https://www.etax.nta.go.jp/topics/topics/mac_020428.htm	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>贪討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
207	令和2年11月24日	令和2年12月16日	持続化給付金で の他の給付金に ついて	し、また、損益や利益等がその 給付の重要要素となる給付金	新型コロナに関連する給付金で不正受給が問題となっていますが、必要書類の少なさ、その給付要件の甘さが明らかに不正受給を誘発しています。 支格絵(生産、遠補でさればある程度は回収できまずが、それでも不正受給を予防するよりは効果が低いでしょう。 すでに税務署・提出済みの申告書等の書類については、原則として税務署へ無会をかけることで書類の提出を省略することで書類の偽造はまでとんど防げまり、事業実態のない申請も大半は防げていたまでまま。また、一目では不正受給とは判断しずらいケースでも稅務調査の優先業また、一目では不正受給とは判断しずらいケースでも稅務調査の優先業また、一日では不正受給とは過少申告として稅金も为ら、稅務職員の負担世とい予問題はありますが、持続化給付金において1件5万円と言われている事務処理費用を考えれば臨時の人員増などで対応できると思われます。 少なくとも、持続化給付金のザル審査に1件5万円の価値はありません。	個人	<b>经济産業省</b> 財務省		国家公務員法第 100条 国校通 100条 国校 通削法74条の2、 国税通削法74条の 8	対応不可	中小企業庁では、国税通削法等の法令に基づく国税当局からの求めに応じて、個別に 総付実額等の情報提供を行っています。 税務署へ提出済みの申告書等の書類について、中小企業庁から税務署へ照会いただ いたとしても、国家公務員法第100条及び国税通則法第127条に基づく守秘義務により、 固発当局においては、非務出給付金を受給したにも関わらず、その収入を申告していな いと疑かれる音を含め、提税上問題があると見込まれる者に対しては、税務調査等を実 施し、必要な場合には、更正処分等の課税処理を行います。 また、国税所においては、不理を協加しや不正受給を行っている者を見つけた場合や 不正受給の勧誘を受けた場合の情報提供窓口の間知を目的とするチラシを各税務署庁 合に掲示する。中小企業庁と議長を取っています。 さらに、中小企業庁があるた場合には、法令に関いて必要に協力を行うこととしています。 さらに、中小企業庁があった場合には、法令に関いて必要に協力を行うこととしています。 なお、持続化給付金事業は続行中であり、総付件数や書務局総費の銀が確定しておら ず、1件給付するのに要する事務局経費が5万円であるという事業はこざいません。
208	令和2年11月24日	令和3年1月14日	地方行政アドバイ ザリー制度の構築 について	私は、行政の報割リーチェック 機能の不備にあるたう。国 による地方行政のチェック機 能の強化を図るべ、地力行 成アドハイサリー制度を提案 関かのな監査等だけではなく、経 が大ななど、地方行政 は、国の指示行政制度が大力など、地方行政 は、国の指示行政制度が大力など、地方行政 場合には、国よる心を総 場合には、国よる心をは 場合には、国よる心をは 場合には、国よる心をある ができるようによす。 効果は、地方行政機能を の 場合には、国よる心をある で欠点を浮きいてする事で 地方自治体前側で競争所更が 地方自治体前側で競争所更が 地方自治体前側で競争所更が 地方自治体前側が正され、 優勢活躍社会の実現は一条 すると確信しています。	人が変わらなければ組織は変わらないから	個人	総務省	普通地方公共団体の事務の適正な執行の確保については、議会による執行機関の監 摂、監査委員による監査、住民による直接請求、内部執制体制の整備、国による法令に 基づく関与などの制度が設けられています。	地方自治法等	現行制度でで対応可能	地方自治法第1条の2では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされており、地方公共団体の事務の適正な執行の確保については、まずは、当該地方公共団体で行われる今ものと考えています。 地方公共団体の適正な事務の教正な執行の確保については、執行機関の監視機関にる議会制度、監査委制度、任民による直接施済教制、執行機関目ら適正な事務の執行の確保を図るための内部統制制度、各地方公共団体の海直な事務の執行の確保を図るための内部統制制度、各地方公共団体の海直及上で、もついては、長の地方が確保を引むるした。力に引展を活用することで、地方公共団体の適正な事務の執行が確保されるものと考えています。 また、地方公共団体の事務の処理が法令に違反している場合や着く適性を欠ぎ、公益を書している場合においては、国が当該事務の処理について、違反の是正や改善のための措置を書するとさないな、国本的本の表では、他方自治法での他の法令においては、国が当該事務の処理について、違反の是正や改善のための措置を書するととないな、国本的本の法令に表しているほか、地方自治法での他の法令にある。国本地方公共団体に対し、技術的助富等の一定の関与を行うことができるものとされています。
209	令和2年11月24日	令和5年4月14日	翌日開票	選挙の当日開票を止め、翌日 開票とする	開票結果は当日を翌日に変更しても変わるものではない。 開票には多くの人員が必要であり、夜間の作業は人件費の高騰を招く 他、深収に及ぶこともあることから働き方改革にも反するものである。以 前(十数年から二十年程前)の選挙では翌日に開票していました。	個人	総務省	中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及 び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように 努めなければならないこととされています。 また、開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行うこととされています。	第6条第2項、第	事実誤認	選挙の結果は選挙人に対して速やかに知らせるように努めることとされております。 公職選挙法第65条の規定は、開展をすべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日 に行うことを診ちたものであり、それぞれの選挙につき、市町村の選挙管理委員会にお いて適切に判断されているものと考えています。
210	令和2年11月24日	令和3年1月14日	国家公務員の転 動にかかる費用	国家公務員は転居を伴う異動が多い(単身住任金な)。2年から3年の開発で転居した場合には3時間が転居した場合には3時間が支払われており美大な最かで終われている。異動については特に問題ないがこの時世ワークライフバランスの競点からも転居体行異数を減らすべき。との名庁が毎年度とれだけ引の総し費用を支出しているか公表すべき。	3月、4月の引っ越し繁忙期における、引っ越し業者の負担減少、引っ越し 費用削減による税金の支出滅。	個人	内閣官房	転居を伴う人事異動を含む国家公務員の人事異動については、多枝にわたる行政課題 や業務の素関への的確な対応、職員の能力及び適性、人事管理上の必要性、ワークラ イフバランス推進の観点等も踏まえて総合的に勘案し実施しております。	tal.	現行制度 下で対応可 能	転居を伴う人事異動を含めた国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
211	令和2年11月24日	令和2年12月16日	手書きの履歴書、 経歴書の廃止	書、経歴書の手書きを廃止し、 同時に書類を紙ベース(要印 鑑)から電子化し、オンライン で提出できるように、出入国管	私は外国人留学生向けの日本語教師をしていますが、日本語学校から 出入国管理庁へ提出する履歴書、経歴書は手書きに限られています。 一度、パソコンで作った履歴書を学校に提出したころ、手書きでないと 入管は受け取らないと間き、手書きで再作成しました。 のような時代籍録的で、根拠のない習慣でを廃止し、日本語学校や日本語教師の仕事を効率的になるように、入管の"習慣"を変更していただきたい。 また、留学生は学生ビザを申請する場合も、多くの手書きの書類を提出 また、留学生は学生ビザを申請する場合も、多くの手書きの書類を提出 する必要があり、(文字の判別が難しい)手書きで提出としています。留 学生にとっても非効率であり、またそれをチェックする学校側も労力が必 要です。審査官も留学生の手書き文字を判該するのは大変だと思います。	個人	法務省	日本語教育機関に係る教員の変更報告等において提出いただいている履歴書について、自事等により作成を求めています。そのほかの留学に係る在留諸申請の提出書類については、手書きでの作成は求めていません。		対応	日本話歌育機関に係る教員等の変更報告等において提出いただいている履歴書については、署名棚を除き、自筆でなくても差し支えないものとするため、令和2年中に出入園在留管理庁ホームページを敬託します。	
212	令和2年11月24日	令和6年4月12日	IT政策審査レビュー制度の制定と実施監視機関の設置	作は、従来の内閣府(GIO、IT総合戦略室があったにも関わらず、戦略を指いても本質的な助組みが成されず、パラパラ、縦割りのままになっている。ここに強力なスを入れないり、以、国と地方のデジタルでラットファールの大きのようで、大きのようで、大きのよりでは、音・学・民間本のようで、大きのよりで、一点による審査・レニー無くして、前進不可とする制度を確立する、併せて制度が形骸化した。利は、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のよりに、日本のより	国のシステムにおいては、省庁毎の政策取組みで、本来、国として共通化、標準化できるブラットフォーム、データベース管理、データ項目、メリテークをセネコリティ対策、アウスモンスデータリスランステム対外接接方式等々が、個別最適で構築・運用されており、新規投資・運用コストが重接されており、本来あるや姿数からほど適いと言える。全体最適化と個別最適化の切り分けが進むことにより、投資コストのスリとが成さみも、たくのような動きが出来ていない。、一方、自治体システムにおいても同様なことになっている。システムが個別に構築されているため、私たくこのような動きが出来ていない。、一方、自治体システムにおいても同様なことになっている。システムが個別に構築されているため、私たくこのような動きが出来ていない。システムが個別に構築されているため、私に日本がより、大田の地がよりである。即門間の情報連携は、全くと言っていいほど時代遅れのプロマスとなっているが、名庁、田の子等大門に限しては、徒力な審査した人材は少なく、「東考」に関しては、社内な書といるできない。というは、日本の子等大門に限しては、社内な審査した」の一般になると思う。の一般になると思う。	個人	デジタル庁	(国のシステムについて) 2021年(令和3年)9月1日、日本のデジタル社会楽現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。設立以来、デジタル傾域に専門性を持つ民間入材の採用を進めています。デジタル庁による結結・整理の下、各所省の情報システムを盤備・管理に当たっては、独自構築による乱立を防ぐため、デジタル庁が開発・運用する共通機能を原則として用いることや、利用者の利便性向し、行政の効率に等の効果を明確にするように取り組んでいます。 具体的には、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、国の情報システムのサード計画書を用いて行うなど、各所省と連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施しております。 (自治体のシステムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の基幹業務システムについて、原則として2025年度までに、メントラウアや活用した標準率第20天ムへ8年7寸ることを目指し、取組を進めています。本取組は、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を経過、地方公共団体が情報システムを個別に対して2025年度までよる人的・財政的負担を経過、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を経過に対して、進捗管理即した住民サービスの向上に注かできるようにするとともに、地方なサービスの迅速な展開を可能とすることを目指すものです。日標連度に向けて、進捗管理等支援ツールで地方公共団体の移行スケジュールや進捗状況を把握するとともに、地方公共団体から寄せられる課題・質問等に対応する体制を構築し、移行を支援しています。	(画のシステムについて) デジタル庁設置法 第4条第2項第17 号 (自治体のシステムについて) 地方公共団体情報 システムの標準化 に関する法律	て) 対応 (自治体の システムに ついて)	(国のソステムについて) 制度の現状機に記載のとおりです。 (自治体のシステムについて) 自治体のシステムについては、制度の現状機に記載のとおり、自治体の基幹業務シス テムの提準ルネルカントット 体験システルを限別に開発するトレートス人の、財政的	1
213	令和2年11月24日	令和2年12月16日	縦割り成功へ	縦割り改革は素晴らしいことだと思います。ただ現在でも幅本 利かしている財務省からでは、成本 後に更に影響をもつようになっては本来転倒でしている財務省からではないでは、なっては本来転倒でンコキず財かです。デジタル庁は良いですが、出るに分加に成出省に気動した。最大の大きなければ影響力が必ず及脚に、成出の当に対して、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないは、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないか、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、まないが、まないが、まないが、まないが、まないが、まないが、まないが、ま	予算の無駄遣いの排除 各名庁のパワーパランスの適正化 政府方針への官僚の影響力を排除 永田町の悪しき慣習の一脳	個人	財務省	財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現」等を図ることを任務として規定されています。その任務を達成するため国の予算等の作成や、租税の企画立案、内国税の賦課・徴収に関する事務をつかさどることとされています。	財務省設置法第二条・第四条	その他	個全な財政の確保等の財務省の任務を適切に遂行するため、税収・国債などの歳入面と歳出面を一体的に調整する体制を引き続き継続することが必要と考えています。	

	所管省庁	回答	10-4-4-7	15.5.5.0.0.0.5.5		提案	w .u .		所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
214	令和2年11月24日	令和3年1月14日	保育士等の処遇 改善加挙制度の 簡素化	保育士等の保育従事者の確 保と特遇を改善するための制 度として、処遇改善制度があり ます。 目的は以下であると思います。 (1)保育従事者の給与昇給 (2)キャリアアップ研修等等で 者への手当支給 類様な手続きや著係処理を改 着して頂きたいです。 昇給総額と上で賃金台帳と納 執証 証明資料として賃金台帳と納 れていいのではないでしょうか。	はないていまか。 展問だけでなく地方自治体職員もこれで疲弊していると思います。 漢の高相による法三章は故事として有名です。 現在のよう「健健かした社会で主法では無理でしよう。 しかしその精神は国民に分かり易く、簡素な法で、生きやすくするかでは ないでしょうか。 法のために人があるのではなく。 」のあかによせれる	個人	内閣府	処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、 公定価格において、 ・職長の中均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用 ・職長の資金の改善やキャリア・バスの構要の取組に要する費用 ・職長の資金の改善やキャリア・バスの構要の取組に要する費用 ・職長の資金の改善やキャリア・バスの構要の取組に要する費用 ・職長の資金により、資金株の企業を通じて長く働によができる職場環境を構築 し、もって質の高・教育・採育の安定的な供給に資するものです。 こうした趣旨を踏まえ、必要な手続き並びに様式記載事項を設定しております。	_	検討を予定	知遇改善等加算の報告様式の記載事項については、加算を職員の確実な賃金改善につなげるという制度の設置を踏まえ設定しているものであり、一定の事務負担については、理解を開きたいと考えております。程は、理解を開きたいと考えております。程は、理解を開きたいと考えており、国としても、負担性減乏図る政制として、保育業務の負担程減は重要であると考えており、国としても、負担性減乏図る政制として、保育業務のに代と進めるともに、指数型給付等の請求様式の統一化についても検討しているところです。引き続き、現場の皆様の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。
215	令和2年11月24日	令和2年12月16日	自衛隊内I-災害 対策・復旧援助出 動部隊を創設す る。	注省を目頃の火火 援助部隊に吸収・採用し、その 任務にあたらせる。 3)日本各地の台風・地震等の 大災書時に、この部隊が出動 し災害復旧に従事する。 4)この部隊員の定年は60歳 ~62歳とする。(年金受給年齢 まで)	(4 初初)ものうて、井泉県元はかなり改正されているのか、美情で、足平安 の生活設計は容易ではない。 3)コロナ禍の景中にも拘わらず、中国軍は尖閣諸島の (諸海侵入を参り返し、膝きあらばら散する様えてある。 かような中国軍にとって台風や地震で大災害に見舞われた時の日本は、 侵略・台艇のチャンスと見て押し寄せる可能性は大いに有り、常時それえ の備えが絶対条件である。 4)依って常備軍は国防本来の任務に専任し、大災害の復旧援助は対めの生 のが窓坐対域、海口場町能が、がその任にあよる。自称中の治験総の生	個人	防衛省	・「災害対策・復旧援助部隊」について、現状その様な組織はありません。災害が発生した際には、自衛隊が直ちに出動できるよう、全国の初助対応部隊が待機態勢を維持しています。 ・自衛官の定年年齢は、自衛隊の任務の性格上、組織を常に精強な状態に維持する必要があることから、若年定年制をとっており、50代半ばとしています。また、高齢者の労働力活用の観点から、定年後においても引き結束態員として職く能力と意欲のある者については、再任用隊員として改めて採用する制度を設けているところです。 再任用制度については、自衛隊の精強性を損なうことがないよう。自衛隊としての任務を遂行し得る体力や能力等を保持する者のみを採用することとしており、その業務についても数字、研究、補助などの比較的体力を要しないものに限定していることから、災害派遣に従事する部隊の業務については対象外としております。	再任用に関する訓 令(平成12年防衛 庁訓令第86号)		自衛隊では、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとした 様々な大規模災害に偏えて、平素から関係会庁や自治体と連続しており、共同訓練等 を重ねています。また、災害が発生した際には、自衛隊が直ちに出勢できるよう。全国の 初勤対応部隊が特種堕勢を維持しているほか、一人でも多くの被災者を教助できるよう。 3、萎傷品の充実強化を図るなど、国民の期待に応えるため、常日頃から不断の取組み を進めています。 このように、自衛隊は、大規模災害等への迅速かつ適切な対応に必要な態勢を保持しており、現時点においては、災害液温専門の部隊を新練する計画はありませんが、引き 核ぎ、必要な取組についてはよつかりと対応してい、所存です。 人口減少や子高齢化が進展する一方、自衛隊に求められる多様な活動を 適等適切に行っていくためには、豊富な知見を有する人材の一層の有効活用を 図るなど、自衛隊の活動を支える人の基準の強化によれ上に推進してい く必要があると考えています。 そのため、現防衛大綱・中期防では自衛官の定年年齢を引き上げることとして おり、現中期防期間中に1歳、次期中期防期間中に1歳のベースで、各階級 毎、段階的に引き上げることとしており、令和2年1月に先ずは1前から1曹の定 年年齢を1歳引き上げたところです。 また、再任用制度についても、対象となる業務について「港務」を追加する見 直しを実施するとともに、定年退職した自衛官の再任用数は、これまでの取り組 みにより拡大する傾向にあり、引き続き積極的に推進してまいりたいと考えてい ます。 いずれにしても、自衛隊の精強性を維持しつつ、若年定年制の自衛官が安ん じて勤務できるように、必要な取組について検討してまいります。
216	令和2年11月24日	令和3年1月14日	請書のマイナン	市役所等に提出する申請書に おけるマイナンバー記載欄の 廃止を要望します。	マイナンバー記載欄がある申請書において、マイナンバーを記入した場合には追加で確認書類の写しが必要だと言われました。マイナンバーを書かなければ必要ないとのこと。マイナンバーを書いても、書かないても申請できるのであれば、最初からマイナンバーの記載欄をなくしてほしいです。市民の負担はもちろん、役所職員の窓口での確認等の負担軽減になると思います。マイナンバーについて、窓口でよく声を荒げてる市民をよく見るので。	個人	内閣官房	住民票の写しや課税証明書等の添付が必要な手続においては、個別法令に基づき、申請時にマイナンバーの提供を義務付け、当該マイナンバーを用いた情報連携により、他の機関が保有する情報を取得することで、行政機関における正確で効率的な事務処理や、添付書類の省略を実現しています。	個別法令	事実誤認	申請等におけるマイナンバーの提出は任意で提出を求めているものではなく、当該申請等に係る各制度の個別法令の規定に基づき提供することとが義務付けられているものです。 関係省庁等と連携し、制度が厳正に運営されるよう努めてまいります。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
1	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
	217	令和2年11月24日	令和2年12月16日	税務署職員と、法 務局職員の退職 後の特権につい て	税務署職員が年数を経て退職すると校理士の資格が、法務 周職員の退職後には、司法書 士の資格が無条件で買えると いうのはどう考えてもおかしく ないですか?	みんな一生懸命勉強して資格を得るのに、ただ単に勤め上げただけで資格を得られるなんて、どう考えても戦前の公務員の特権としか思えませ	個人	財務省法務省	【財務省】   ・	【法務省】 司法書士法第4条	事実誤認	【財務省】  形理士資格については、国税職員としての勤務実績のみをもって資格を得るということはなく、23年以上の実務経験に加え、国税業議会が指定した会計学に関する高度な研修を受賞し、税理士となるために必要な学嫌・応用能力を十分有しているかの確認を行うための修了取録しておりないはである。 まない、大き元23年以上の実務経験を有した者であっても、上記試験に不合格となっすなわら、たとえ23年以上の実務経験を有した者であっても、上記試験に不合格となっすなわら、たとえ23年以上の実務経験を有した者であっても、上記試験に不合格となっな場合には、税理士となるために必要な学嫌・応用能力を十分有しているとは認めらませんので、当然、税理士は教徒を除されず、税理士としての資格は与えられません。 【法務者】  司法書士法第4条第2号に規定する法務大臣の資格認定を希望する者に対しては、その者が司法書士業務を行うのに必要な知識及び総力を有しているかの確認を行うた。 の者が司法書士業務を行うのに必要な知識及び総力を有しているかの確認を行うた。 お、法務局及び他力法務のよりに、これにより、これにより、これにより、これにより、これによって、国際の余をもって美に利する知識と実務を終めた場合において有効に活用するの上によって、国を内部利の法律というに関する知識と実務を終めた場合において有効に活用するの上によって、国を内部利の保護や即りの全全がよりに責むせようとするところにおり、たとえては以上法務事務官との職に従来した者であっても、上記試験において、司法書士業務を行うのに必要な知識及び能力が不足していると判断された者であっていては、当然、司法書士業務を行うのに必要な知識及び能力が不足していると判断された者については、当然、司法書士を行るのでは、日本の表述を持つません。	
	218	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根元総理の葬儀について	2年かの際はマタナギスが+	前例主義や既得権を打ち砕く意識なくして国民からの信頼回復や国政への金玉幸雄はしばくないと思る。全がサナかに取れまる最後のでいる。	個人	内關府	番号178の回答を参照してください。				
	219	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根葬儀費用支出について	この葬儀に、1億円近くの血 税を、使う必要がない。	国民は平等であり、元総理と言えども、その間は血税から相当の給与を 支払っているのに、このような多額の血税を支出する理由がない。 河野大臣に直訴する。 河野大臣からの返事を待つ。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
	220	令和2年11月24日	令和5年11月15日	査申請のオンライ ン化を望みます	するための、データ連携を何 卒よろしくお願いいたします。	下記は具体例ですが、 ・岡山県の入札参加資格審査申請 [https://www.prefokayama.jp/site/321/list328-1559.html ] ・岡山市の入札参加資格審査申請 [https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-	NPO法人 起教育ラ ボラリー Inc.	総務省デジタル庁	【総務省】 地方公共団体の調達関連手続の具体の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。 【デジタル庁】 国の入札参加資格の内、各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省庁統一資格)は関にインターネットによる申請受付を実現しております。	地方公共団体の規 則等 【 デジタル庁】 予算決算及び会計	【 デジタ ル庁】	【総務省】 地方公共団体の調達関連手続の具体の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて連用していることから、地方公共団体ことに大き(異なっております。こうした状況を踏まえ、表寸は、当省で開催している新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において、調達関連手続の共通化等の観点から、民間事業者の意見やフォローアップ調度により把握したが公共団体の見見を踏まえて、調達関連手続のうち、どのような手続において統一性又は裁量性を確保すべきか、統一性又は裁量性を確保すべき、統一性又は裁量性を確保すべき、統一性のよびを手法を取り得るか等について議論を進めているところです。  「デジタル庁」 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
221	令和2年11月24日	令和3年1月14日	マイナーボータル の利用手順がば らばら	基本的にはマイナンバーカードを読み取る(認証作業)にはスマートフォーンでは直接に、バソコンでは にカードリーダを用います。 バソコンでは にカードリーダを用います。 あらたには購入できない場合 第三の方法としてパソコンでの のロードを表示させそれをスマートフォーンでは赤取り、 そのスマートフォーンでマイナ ンバーカードを製証させ バソコンでの作業を可能にさせるやり方があります (マイナーボータル中や服) 問題なのは中間があります (マイナーボータル中や服) 問題なのは中間があります。 マスでもフォーンでの作業を可能にさせるやり方があります。 マスでもフォーンでの作業を不能にさならいが、 まずるが、まずるといいる。 すべての申載対象ですべての 認証方法が使えるように してほしい	80歳以上のかたはスマートフォーンの入力作業が不得意です PCとスマートフォーンを連携させた第三の方法が新たな出費も なく使い易いと思います。 認証方法がはらはななのは申請対象のソフトを作成したIT企業 あるいは言Fの著作権等の問題があるのかもしれませんが その入り口部分(認証作業)は中央で管理できないものでしょうか	個人	内閣府	マイナボータルヘログインするにはCカードリーダライタ又はマイナボータルAPに対応したスマートフォンが必要となります。ICカードリーダライタを利用せずにパソコンでマイナボータルルのインションによってコンフェンで、イナボータルルのドクションによってコンフェンで、パソコンでスナオボータルーのインス・ロードを認証することで、パソコンでマイナボータルを利用することができます。なお、パソコンでの健康保険証の利用申込をする際には、2次元パーコードはご利用できませか。ICカードリーダライタと丁用窓いただくか、マイナンバーカードに対応したスマートフォン単体で申込してください。	*L	対応	ご指摘をいただきました、マイナンバーカードの認証方法に係る問題点については、より 多くの国民の皆様にご利用いただたかに改善が必要であると考えており、マイナポータ ルの利使性を抜本的に改善し、UX・UIの最適化を図ってまいります。	:
222	令和2年11月24日	令和5年5月17日	と住民票を同時に	ると免許証等を求められました。今、受け取った印鑑証明と 住民票の記載内容がすべて 一致しているので本人に間違いないかけだから不要ではなっ と訴えましたが本人確認が必要だというを表すではなっ を対しているから本人確認が をするといるから本人確認が をがっているから本人確認い 確認ができない。記載内容が 同じなので残る余世ないと訴え	市民カードで印鑑証明だけでなく住民票も申請できるようにしてほしい。財産(不動産、普通車)が売買できる印鑑証明を市民カードで発行できるの に何故、印鑑証明程法的対力のない住民票と参注確必要なのかで例 えば市民カードを自宅玄関前で紛失し、近隣の人が取得された場合に生 所、氏名を出めれている可能性、自治会を海」は一十分が場ます。始った カードを持ち市役所でなりすまし印鑑証明の交付は可能です。(申請は任 財政・氏名、生年月日、市民カードのみ)印鑑証明の身付は可能です。(申請は任 民カードと真逆の気がします。提案1、犯罪抑止の為に市民カードにも結 民カードと真逆の気がします。提案1、犯罪抑止の為に市民カードにも 展カードと真逆の気がします。提案1、犯罪抑止の為に市民カードにも 記書号を設けるぐきである。提案2、役人側は同時申請の本人権認時間 総及び申請者側の身分証明持参と持っていない場合自宅まで取りに引き 減支す手間の名称。スイナンバーカードも追加されカードだらけ1枚ですべ で完結してください。	有限会社 二十萬石 ウェスト バーム	総務省	本人からの住民票の写しの交付請求にあたっては、住民基本台帳法第12条第3項により、個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう、以下同じ、)を提示する方法その他の総務金令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにはがければならないことされています。 印鑑臣明の事務については、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠して行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び延明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。	住民基本台帳法第 12条第3項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、自治体の条例に基づき、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用する(マイナンバーカードによって印鑑登録証明書を発行する)ことは可能です。	
223	令和2年11月24日	令和3年1月14日	地方自治法第2条 第9項第2号にか かる事務の様み 分けの徹底	に定める県から市への法定受託事務制度の徹底及びそれを	化が見込まれる。更に、事務の横割りの明確化により、本当に必要な職	個人	総務省	地方公共団体の役割分担については、地方自治法第2条において、市町村は、都道府 県が処理するものとされているものを除き、地域における事務及びその他の事務で法律 以はこれに基づな殴合により処理することともれるものを一般的に処理するものとされ、 都道府県は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づな会により 処理することとされるもののうた成域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関する もの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものを 処理することとされており、具体的な事務配づけこついては、優別の法律又は必令で定め られております。 その上で、地方自治法その他の法令の規定に基づき、都道府県は市町村に対し、一定 の関与ができるものとされています。		現行制度下で対応可能	地方公共団体の役割分担については、地方自治法その他の法令の規定により定められております。 また、都道府県から市町村への関与については、地方自治法第246条の2の規定により、法律又はこれに基づ、設今によるものとされています。 具体的な関争の方法については、地方自治法その他の法令で変められているところですが、例えば、地方自治法第245条の40規定により、都道府県知事その他の秘道府県の東付東板に、その担任する事務に関い、市町村の事務の運営等に対する技術的な助言や勧修をすることや、事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提供を求めることができるものとされています。	

	所管省庁	回答	ID to the T	15.4 5.11 11 4.4.4		提案			所管省庁の村	食討結果		/# ·*v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
224	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公営住宅の入居 時提出書類の煩 雑さについて	すを常用することを証明する ために医師の診断者が必要ですが、福祉部局で何回も出し た診断書をまた料金と払っる 助なければいけません。 は車いすなどの補裁具給付の 特には自己長期を決めるが 得調金を委任できるのに、公 宮住宅入居では新たに課税が 明や生活保護証明を改らが がいませない。同じ使所内な のに住宅と権心技務部局を のいに生宅を指し扱行が	その為には役所内の情報交換連携を強くして入居者本人の負担を減らして欲しいです。個人情報の保護が壁になると思われますが、補務具能付などの取扱が重なては高末継がありそれにサインすれば役所で調整をしてれます。その方法で心営住宅の入居書類も考えて欲しいです。どうしても住宅部局は本作と離れていたりして風島のようになっていて他の部局より遅れていると感じます。少なくと他の部局でできてることですので住宅部局も考えて欲しいです。国土交通との公営住宅部局としてもルールを開業化して変しいです。収まら立とで水道局の水道有減をさらよルールを開業化して変しいです。収まら立とで水道局の水道有減をさらより本人にはど提出書類が多くないであり、収すれにしても人、居物をきらってそれにそ提出書類が多くないです。収すれにしても人、民事込書にマイナンバー記載欄があるのに全然提出書類の簡素化が図られていないことが接間です。なお、この17種類の提出書類の中、発行手数料が必要な書類も多く1500円以上はかかっています。戸籍謄本、住民票、課稅証明書など。ころいっ日の負担の発行手数料も概割り行政の解消で減らせるのではないでしょうか?	個人	国土交通省	公営住宅及び共同能数の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。上 規定されており、公営住宅の入居の申し込みドこついては、公営住宅管理標準条例第7 条第1項(以下「モデル条例」といいます。)において、事業主体が条例で定めるところに より行うこととなっております。また、申込書の株式等についても、モデル条例第7条の説 明文において、別に規則等で明示すべきとされております。	規則第7条 ・公営住宅管理標準条例第7条第1項 ・行政手続における特定の個人を識	能	公営住宅の入居決定の申請手続き等については、各事業主体が条例等で定めること としており、必要な提出書類については、事業主体の判断において定めているところで す。 なお、公営住宅の管理に関する事務では、マイナンバー制度の活用が認められてお り、各事業主体において地域の実情等を踏まえた活用が可能となっております。国土安 通省としても、マイナンバー制度の活用は入層等の負担経過に資すると考えており、 平成29年12月に各事業主体に対して、マイナンバー制度の活用に向けた積極的な取 組みを依頼しております。 引き続き、マイナンバー制度の活用について、公営住宅管理担当者が集まる全国会議 や研修会等の場を通じて周知して参ります。	
225	令和2年11月24日	令和3年1月14日	公文書管理と情報公開請求対応 業務の効率化、 BPR	かれている工数や可能な効率 化策を分析検討するとともに、	かつてはなかったが、現在の霞が関の若手職員の時間とやる気を奪って いる一つの要因が、これです。 法律上の必要性は理解するものの、いかに効率化するか、という視点が 現在は不足していると思います。	個人	内閣府総務省	営されるようにする。ことを目的として紹介でおり、また、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月内閣管理大臣決定)においては、今後休存まする行政文書については作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理することにより、体系的、効率的な管理を進め、行政文書の所在把握、履歴管理や探表を容易にするともに、文書管理業務の効率性を向上させる。」(将来的には、このような文書管理業務	二十十六号) 「行政を書の電での子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の基本で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表で、子の表表を、子の表表を、	理() (情効分) (情効分) 検討 開本 (情効分) 検討 開本 (情か分) 検討 解 ( はいかけい はいかけい はいかけい 関ム ( はいかけい はいかけい はいかけい はいかい はいかい はいかい はいかい は	デンタル化の取組の金後の流れを踏まえつつ、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」「平成31年3月内閣総理・民誌を)に基く行政文書の管子的管理及発達等により、行政文書の管理及び行政の適正かつ効率的な運営が図られるよう、取組・検討を進めていきたいと考えております。 (情報公開について) 情報公開について) 情報公開について) は函数ですが、一定の把握に努めているところです。また、開示前来干数料引き上げ等の明示請求の制限につながり得る方数は必ずしも適切ではないと考えられるものの、確実かつ効果的に実施を行っては重要であると考えております。	
226	令和2年11月24日	令和5年7月12日	地方自治体の事 務のデジタル化	地方自治体への事務のデジタル化の義務づけ	首であるのに、上級機関かやっていないことを盾にして、業務をナンタル	個人	デジタル庁総務省		情報通信技術を通信技術を通信技術を通信技術を通信技術を通信技術を通信性の推進 等に関する法律 (デジタル手法律第 151号)第5条4項	検討に着手	〇地方公共団体のデジタル・ガバジントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化に とどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・審照の保存業務といったパックオフィ スを含む・連の業務をエンドツーエンドで、デジタルで処理することが必要です。 「〇そのため、デジタル・ガパント実行計画(今和元年12月0日開議決定)等に基づき、 行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政連盟の簡素化及び効率化に立ち返っ た業務改革(日野)の機能を制度に、地方公共団体における業務プロセス・情報システム の標準化やオンライン化の推進等に取り組みます。	
227	令和2年11月24日	令和2年12月16日	自動車税のクレ ジットカード払いし た場合の確認方 法の簡素化	自動車税をクレジットカード決 深した場合、純税証明書が発 行されないため、車検業者が 都道府県税事務所に電話で 機能を行う連邦を改め、車検 業者がオンラインで確認出来 る仕組みにするか、納税時の サイト面面の提示等で可能と する。	自動車税をオンラインでクレジットカード払いした場合、車検業者が納税 確認できないため、都道所規取事務所に電話で確認を行わないと検査完 アとならないようである。 特に、土日に確認する方法がないようであり、土日に車検が完了できない 事態になっている。 確認方法をサンライン化することで、車検事業者の事務効率化、納税者 の利便性向上、都道府県税事務所の確認作業の省力化、自動車税のオ ンライン納税率の向上が図られる。	個人	総務省	道路運送車両法の規定により、継続検査(車検)の際には自動車税の「滞納がないことを証する書面」を提示することが求められています。これについては、平成27年4月から、自動車税納付確認システム(JNKS)が稼働し、連輪支局のシステムから各都道府県の税基幹システムに対して自動車税の政府情報を電子的に開会することにより原則、「滞納がないことを証する書面」の提示が不要となりました。	道路運送車両法第 97条の2 道路運送車両法施 行令第12桌 道路運送車兩法施 行規則第63条	現行制度 下で対応可	可 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		<del>一</del> 備考
228	令和2年11月24日	令和2年12月16日		民間企業経験のない職員を原 則全員、民間(特にベンチャー や中壁中小企業)に派遣する とともに、民間職員の受け入 れも大幅に乗せるよう。官 民交流の対象者を接本的に拡 大する。	役職特有のコスト意識、緊張感、スピード感の低さや、前列主義などは、 大学卒業後、役所しか経験していないことに起因することが大きい。 一人一人の意識を高めるには、遠回りだか、民間企業を経験させること が最も効果的。	個人	内閣官房 人事院 内閣府	50に、点面に来が50分半的が「強動的な来的するでからしている程を検算として採的 (交流採用)であるととによって、行政重整の海性を図り、もつて必務の能率的改進室に 更文流派遣は、幹部終補育成課程対象者をはじめとする用来の行政の中核的要員と見る まれる職員で他の行政連密に対ける重要な役割を担うことが期待される職員を対象 するものとし、支流派遣からの貨術後継続して公務部内で勤務し、支流派遣の成果を発 がもものと、支流派遣かの貨術後継続して公務部内で勤務し、支流派遣の成果を発	国と民間企業をと関間の人事交流に関する法律(平成11年末) 日本決定に関する法律(平成11年末) 日本時規則企業流に関する時間の人事所と表示と同じの人事を表示に関する基本方針	その他	複雑・高度化する行政課題に対し公務員の対応能力を高め、国民の皆様の負託に応 ていたがには、「官から民」、「民から官」の双方向の交流のより一層の拡充を図るこ が必要であるという観点のもと、今後も、関係する機関と連携し、国と民間企業等との「 の人事交流を一層幅広くかつ積極的に行ってまいります。	-
229	令和2年11月24日	令和2年12月16日		関四圏にまどので移転させる。 関東圏と関連を関係しているように 運営で不都会が生じないよう にする。たとえば、コロナ渦テ レビ局が行っているように、別 変を結んでついるように、別 なが行っているように、別 なが行っているように、別 ながし、対し、な変にが関と、関西のサ けったわせ会場を結んで会議を 行うことは可能と思います。国 会にしても、国産議事業と関	また、関東圏に関西圏は新幹線や飛行機で広く結ばれているので、往 来のストレスも知えられると思います。 国会対応や、省庁内、省庁間、または右庁と民間を実間での打ち合い せにおいて、地方に機能が分割されるのは対率の面で問題があるかもし れませんが、そこはデジタル化を推進してエ失すれことにより解決可能で はないかと思います。たとえば、コロナ湯テレビ鳥が行っているように、別 室を結んで一つの報道番組を放送するような形態を応用すれば、国会運 億や打ち合わせでも、関西の金規を結んで行うなどの対応は可能とと思	個人	内閣官房	中央省庁の地方移転の取組については、平成28年に決定した「政府関係機関移転基本 方針1等に沿い、中央省庁7機関、研究機関・研修機関等23機関30条件に関して進めて きたところです。 これらには、文化庁の京都への全面的な移転や、総務省統計局統計データ利活用セン ケーの和歌山への設置など関西圏への移転も含まれているところです。	なし	対応	令和元年12月に開議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合報路」においては、 央省庁7機関、研究機関・研修機関等23機関50案件の地方移転の取組について、 17202年度中に地方割生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的 評価を行い、これを指まえ必要な対応を行うこととされています。 まずは、2023年度中の総括的評価に向け、景体的な成果が得るよう。関係各庁に おいて、総合戦略を指まえ、取組を指案に進めるとともに、伊閣自房においては、有識 者からの意見も考慮しつつ、取組のフォローアップを進めてまいります。	:
230	令和2年11月24日	令和2年12月16日	GoTo事業一本化	が向じ処理するべき。	飲食店は、GoToTravelの地域共通クーボンの加盟店となるためには、 GoToEatlでも参画していなければならない。 実際は、結局どちらも申請する内容は同じ。処理する事務局の仕事も同 し。 飲食店にはそれぞれに同じ内容で申請が必要となり二度手間をかけ、事 務局処理は行っている事務所は異なるものの、処理内容は結局同じなの で、結果的に二重の税金が使われている。	個人	内閣官房 農林水座省 経済産業省 国土交通省	令和2年度第一次補正予算において、経済産業省で一括して計上、執行は、各省がそれぞれの分野で運営事務局等を選定しています。		対応不可	それぞれの事業分野にノウハウを有する各省、事業者を通じて執行しているため、それでれの事務局で執行していてとが適切です。他方で、GoToトラベルの地域共通ケーオーンにおける登録飲食店は、GoToイートの登録飲食店とそろえており、事業全体で整合で表持って実施しています。	ĸ
231	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公文書のずさんな 管理の改善につ いて	いるのでは音さル来しよう。	民間では、ISO(日本品質保証機構)の指導により、各社で、 品質文書、品質記録を定義し、品質文書には、業務をどのよ うに進めていくのかを明示し、関係都書に知らせ理解して 買う必要があり、実期的に品質で表達しつりに業務を行って いることで、ISOの認証を受ける仕組みがある。 文書の保管については、品質文書、記録については、内容の 重要性ことに保管期間を明むする必要があり、重要な文書 については、最近でも保管期間も年以上です。 今回、明らかになった、公文書の保管・関節が1年以内とは 驚きです。 ぜひ、民間で行われている、ISOの認証を受けることを進 めます。	個人	内閣府	行政文書の適正な管理は重要であり、国の行政機関においては、公文書等理法のルールに基づき、文書を管理することとしております。具体的には、公文書等の管理に関する法律施行令別表により保存期間を定めるともに、別表規載以外の行政文書についてよ、の表を参助して、行政機関の長が保存期間を定めることしています。(別表中の大学を登ります。) 「一般では、「の表を参助して、行政機関の長が保存期間を定めることしています。(別表中の大学をでは、1年以上の保存期間を設めることと、歴史公文書等に該当しる場合には、1年以上の保存期間を設定することや、歴史公文書等に該当しる場合には、1年以上の保存期間を設することや、歴史公文書等に該当しる場合には、1年以上の保存期間を設するでは、一般で表していては、「他の文書の写し」「定型的・日常的業意と過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書意については、「他の文書の写し」「定型的・日常的業活滅後・日報表」が金教団と、「現存期間を1年未満」設定、日報の主義といる、「現存期間を1年未満」設定、日報の主義といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	関する法律施行令 (平成二十二年政 令第二百五十号) 第八条	現行制度下で対応可能	公文書管理法の下、同法施行令やガイドラインによって共通のルールを定めており、このルールに沿って、所管の業務に知見と責任を有する各行政機関において、それぞれ 作成、取得した行政文書の保存期間を適切に設定、管理することを基本にしています。 可公文書管理に関する制度・仕組みの周知・徹底や研修の充実、実効性のある取組のチェックを通じて、各行政機関で適正な公文書管理が行われるよう、取り組んでまいり;	ı

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
232	令和2年11月24日	令和2年12月16日	神戸運輸整理部を近畿連幕局と同かな組織構成について	という形に再編し、局長級のポストを1つ減らすべきです。 近畿地方整備局の場合は、すでに完全統合されており、 近畿地方整備局の港湾空港	神戸運輸監理部と近畿運輸局に関する奇妙な組織構成を、近畿地方整備局のようにすっきりとしたがに再編してください。 局長数のポスト(神戸連輸監理部長)を減らすことができ、コスト削減となります。 切ます。 「神戸運輸監理部長」という役職をなくして、組織図を書き換えるだけです。 神戸運輸監理部のある建物を、「近畿運輸局神戸庁舎」と呼び方を変更するだけです。	個人	国工父遗名	このため、神戸港を中心とした兵庫県に係る地域だけでも、他の地方運輸局に匹敵する 膨大で高度な海事関係の行政需要が集中しており、これを近畿運輸局に統合した場合 には、近畿運輸局内において海事関係の業務実施体制が着して大規模化せざるを得 ず、局長、次長、関係総長の負担が著しく増大し、事故対応時の迅速性が失われるなど 業務進行に大きな支頭を来すこととなり、我が国の海事産業の一大集積地である兵庫 県における海事行政等のサービス水準が著しく低下することとなります。	律所等。 等等, 等等。 等等, 等等, 等等, 等等, 等等, 等等, 等等, 等		国土交通省では、今後とも、海事行政等のニーズを踏まえ、適切な行政サービスを提供 してまいります。
233	令和2年11月24日	令和2年12月16日	の合同葬に予備	予備費「約1億円」が使われ無	民間に合わせて、オンラインツールを利用しはどうでしょう。 どうしても、来日したい方は、自国の費用を使ってもらいま とう、を物計能限、飛行機代、電台代、警値代の節約になります。 内閣府は、民間の見本になるように仕事をしましょう。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
234	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根元首相の 合同葬	予備費からの支出の廃止	まさに前例路襲としか言えないのではないか。予備費はコロナ対策のために使うのでは無かったのか。コロナで苦しんでいる人を助けるのが優先ではないか。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
235	令和2年11月24日	令和2年12月16日	地方機政局の農業土木部門の地東土大部門の地東	報酬りであり非別半で9。 豊業田业改け地士豊政県で	展業用水路は地方農政局で、河川は地方整備局などという縦割り行政 は、同じような業務を分けて行っており事効率です。 北海道開発局のような形に再編すべきです。 北海道開発局で出来て、他の地方で出来ないというのはおかしいです。	個人	国土交通省	地方展政局の農村振興部は、高収益作物の導入や担い手への農地の集積・集約の加速化などの食料・農業・農村施策推進の一環して、農村活性化や中山間地域の振興に取り組むにお、土地改良事業・農地の医部理、かんがい境水等)に関すること、農業水利に関することなどの事務を行う行政機関では、北海道開発局に、国土交通の地方支分部局として設置され、北海道開発は、民間、北海道開発は、日本党・東京、北海道開発は、日本党・東京、北海道開発は、日本党・東京、北海道開発は、日本党・東京、北海道開発は、京、港、京、京、東、農業基隆、漁港といった社会資本の整備等を行うほか、都市・住宅行政、に係る地方公共団体への支援、建設業・不動産業等への指導・監督、官庁営輔などを行う総合行政機関です。	農林水產省設置法 第4条、第10条 国土交通省設置法 第31条	****	農林水産省は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき、食料の安 定供給の確保、多面的機能の発保、農業の持続的な免雇及び最村の振興という4つの 基本理念を見体化するための建築を推進しています。そのような考え方の下、地方農政 局がこれらの推進に必要な無地の区画整理や農業水利に係る事務を所掌し、高収益作 物の導入や担い手への無地の集積、集約の加速化などの食料・農業・農村施策と一体 的に推進しています。 今後とも、最初の区画整理や農業水利に係る事務は、食料・農業・農村施策と一体 時に推進しています。 今後とも、最初の医師整理や農業水利に係る事務は、食料・農業・農村施策性進の一 理として地方農政局が所掌する必要があります。 でおよ、北海道開発局は、北海温閉券上保田20年法律第10号)に規定する北海道総 合開発計画の推進のための総合行政機関として、地方農政局の所掌事務の3も国の直 轄公共事業に関する農地の区画整理、農業水利等に係る事務を担当していますが、食 品の安全性の確保、米・野菜等の生産状況や担い手の動向の把握などの事務は担当し ていません。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
236	令和2年11月24日	令和3年1月14日	歳入庁、子ども 家庭省の設置に ついて	年金機構事務センターの一元	歳入庁と子ども・家庭省はかつて、民主党政権下、行政刷新や事業仕分けとして設置計画が適合られました。没案になった理由は定かではないですが、歳人庁を設置すれば、国权も中金保険和の支払いもつか所で済みます。 子ども、家庭省とは、文科省と厚労省からそれぞれ、子育て支援に関わること全て同じ部署に続一する事で被割り行政をなくします。幼稚園と保育園を認定こども園に一元化に進めば、待機児童も少なくなると思います。	個人	内閣官房 財務省 厚生労働省 文部科学省	【歳入庁について】  「提案の「歳入庁」の創設については、政府の検討チームにおいて国民年金保険料の 納付率向上の観点等から検討が行われ、平成25年8月に「年金保険料の徴収体制強化 に関する協差理」が取り生かられました。 に同する協差理」が取り生かられました。この「論点整理」に対しては、現在非公務員が行っている年金業務を公務員に行わせることとなり、行政改革の取組に近行することや、十分な人員の手当が行われない場合 には、年金保険料の続付率向上に資さないばかりか、徴税能力まで低下するおそれが あること等の問題が解とがするものではないと整理されました。 また、同チームが平成27年6月にまとめた「では入りたき間の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションブログラム(報告書)においては、マナナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションブログラム(報告書)においては、今度料で、原の当に関する人民会のでは、以後、関係省庁においては、「年の資本、日本の当日の一般では、日本の主の主のは、日本の主の主の主のは、日本の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主の主	なし	【歳入庁について】 初度の現状側に記載のとおりです。 【子ども・家庭者について】 引き続き、関係所名が緊密に連携しつつ、子ども・子育てに関する施策を切れ目なく運用していきます。
237	令和2年11月24日	令和3年1月14日	国立大学の支援 業務・施設整備業 教の都道府県へ の移管	3桁国道などの国道管理を、 都道府県が行っているのと同 じように、国立大学の支援業 務および施設整備業務は、都 道府県の知事部局が行うのが	しいます いち、国立人子についても、郁道府県が行うのが良いと思	個人	文部科学省	高度の学術研究と優れた人材の養成という高等教育の基幹部分の実施は国家発展の基整を形成するものとして国の責務と考えられており、このような高等教育政策上の見地から、国立大学を設置し、運営する国立大学法人を国が自らの責任で設置しています。このため、公共上の見地から確実に実施することが必要な国の事業(※)として国立大学の設置・運営を位置付け、それを担う国立大学法人は、政が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る(※2)という目的を定めています。	※1 準用通則法第 3条第 項 ※2 国立大学法人 法第1条	対応不可 左記のとおり
238	令和2年11月24日	令和3年1月14日	国勢調査と住民票の統合	国勢調査と住民栗が来める内容が違うから、国勢調査すると のことですが、一本化したらよ いのではないでしょうか? また、国勢調査は、ウンかいてもわからないのですが、その 問題はどう解決するのでしょう か?	国勢調査について。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。		
239	令和2年11月24日	令和2年12月16日	林野庁は林業経 営から森林環境 保全に業務のを を変更すべき	安定供給の確保、林業の発展」は外すべきです。 森林環境保全の副産物として、木材の売り払いもあるという形にすべきです。	林業自体が復活が見込めない衰退産業であるのに、林野庁の主たる業務を林業経営とすることは、過去の情性による無駄な業務です。 日本の森林に今必要なことは、森林環境保全です。 林野庁は森林環境保全を主かる業務とし、森林環境保全の副産物として 木材の売り払いをするへきです。 森林環境保全を主たる業務とするならば、林野庁は環境省の外局である べきです。 国内の木材生産は振興するべきではなく、木材は輸入が大半ですので、 輸入木材は経済産業者に業務移管するべきです。	個人	農林水座省 経済産業省 環境省	御提案内容に記載いただいている林野庁の事務「林産物の安定供給の確保、林業の 発展」については、同法第23条に林野庁の任務として同様の規定があるほか、関連する 林野庁の所掌事務として同法第4条第1項第62号、第63号等の規定があると認識してお	法第4条第5月 項第 2号~ 第5号、3 10号~ 第5号、3 33号~ 第34号、3 33号~ 第34号、5 55号~ 第66号、 33号、第26条 33条、第26条 • 農林水產省組織	我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えたことを背景に、国 産材の鉄体量は近年着実に増加しており、林業産出額や従事者給与も増加しているほ か、木材自給率も上昇しているとこです。 このような中で林野庁としては、この豊富な森林資源を「残って、使って、植える」という 形で循環利用することを通じ、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくこ とか必要と考えています。 引き続き森林の有する公益的機能の持続的発揮を図り、林産物の安定供給の確保や 林業の発展に取り組むとともに、林産物の輸入については、国内の林業・木材産業への 影響にも配慮して対処してまいります。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の哲	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
240	令和2年11月24日	令和2年12月16日	物の印刷取止め と国立印刷局と造	官報等の政府刊行物の印刷 は紙資源の無駄であるので止 めて、デジタル化すべきです。 官報等の印刷を止めると、国 立印刷局の業が「紙幣発行く らいかなくなるので、国立印 刷局は造幣局と統合すべきで す。	管轄等の政府刊行物の印刷は紙資源の無駄であるので止めて、デジタル化すべきです。 置報等の政府刊行物の印刷を止めると、国立印刷局の業務が紙幣発行 くらいしかななるので、国立印刷局は造幣局と統合し、幹部ボストを削減 するすべきです。	個人	財務省	独立行政法人間立印刷局法において、銀行券の製造のほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令金書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等によりままっり見地から行われることが適当な情報の提供を図るとされ、開報証券、印紙、郵便切手での他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造等を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的としております。	対応不可	政府刊行物のうち官報については、紙の発行部数が10年前から比較して50%以上減少していますが、インターネット官報の重要な役割であり、紙の官報が印刷局から発送され、一般希望者において官報を開覧。 しかしながら、特に法令の公布は官報の重要な役割であり、紙の官報が印刷局から発送され、一般希望者において官報を開覧しまたは隣路と(得る場所等に到着したことをもって法令の公布とされていることから、紙の官報は引き続き必要です。 製造消象が、銀行券製造(製紙業、印刷業)と貨幣製造金属加工業)という大きな連があるため、機造防止技術の存留に重複分野がないこと・生産設備、製造方法、製造技術等が全く異なることといった観点から、各機関において、引き接続機動的かつ円滑な業務運営により、一層の効率化を図っていくことが適当であると考えます。	ま.
241	令和2年11月24日	令和3年1月14日	域防災拠点施設	東扇島基幹的広城防災拠点 施設(内閣府所管)の売却又は 国土交通省への譲渡を提案 致します。	・東開島には、災害時に教援物資輸送等の支援を行う基幹的防災拠点がありますが、同じ敷地内に(1)内閣府所管の東開島基幹的広域防災拠点施設と(2)国土支通各所管の首都圏臨瀬防災センターの2つの箱物施設が存在上ます。(1)内閣所所管の東開島基幹的広域防災拠点施設に(2)国大党通告所管の首都圏臨瀬防災地之を力では、戦長に、経輸に時間がかる施設の変効性に経開があります。、大器地に時間がかる施設の変効性に経開があります。・一方で、(2)国交省所管の首都圏臨瀬防災センターには、国交省職員が套社でよります。・上記を踏まえ、実効性に疑問が残る(1)の施設は張却等により廃止し、(2)の施設内で内閣府及び国交名の職員が業務を行うべきと考えます。マ、は、常はする職員を出している国安省に(1)の施設を譲渡すて。とそ考えます。なお、令和2年版防災白書によれば、内閣府は、立川災害対策本部予備施設及び東京海臨海部基幹的広域防災拠点の施設の管理に104百万円令和元年10万事を使ではます。単純計算でこの半分の約50百万円へ利力等の対策を指数では、10円令和元年10万事を使でいます。単純計算でこの半分の約50百万円分和でいることになります。・「同し数地内に、所管省庁が異なるとの理由で同じような機能を持つ施設は2つも不要です。また、内閣府の施設が災害時に機能するとはとても思えません。	個人	内閣府 国土交通省	「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会決定)」において、発災時、 ・緊急災害対策本部及び風土交通省は、陰路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や河川の活用を検討する。 ・港湾管理者は、陰路による移動や輸送が困難な場合の港湾の活用に備えて、海上輸送拠点に指定された港湾の海域を行う。 ・国土公温省及び港湾管理者は、港湾監験の応急復旧等を行う。 ・国土公温省及び港湾管理者は、港湾監験の応急復旧等を行う。 ・国土公温省及び港湾管理者は、港湾監験の応急復旧等を行う。 ・国土公温省及び港湾管理者は、港湾監験の応急復日等を行う。 ・国土公温省及び港湾管理者は、港湾監験の応急復日等を行う。 ・国土公園を対策の場合の大阪の高度は一個大阪を担して、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	一部対応事実誤認	在国交省施設が立地している位置では北側に位置する首都高換気塔によって有明と6	こて 付った 本 見り省 可に … ま…で
242	令和2年11月24日	令和3年1月14日	PTA組織の見直 し		PTAが発足したのは70年近く前のこと。今は当時と社会情勢も異なり、男女ともに正社員の家庭、24時間385日交代勤務の職で勤務している家庭、24時間385日交代勤務の職で勤務している家庭、2と必要能により状況が異なるが、FTAの役員は動物でとり回りなどの暗黙の了解で行われている。本来ならはFTA加入は任意なのに、学校入学と同時に実健者の意思確認なで動削力ともわれている。家庭の事情などPTA役員ができないと断っても動制的に役員をさせられている。FR毎年だとPTA役員ができないと断っても動制的に役員をさせられている。PTA役員ができないと断っても動制的に役員をさせられている。PTAの場合できないと断を見いませい。「消費できない、有給が足りないために欠勤になり給料が不足するなど悪福理に陥る。後、子ともだけを家に限し、会議に出席しなくてはならならず、子どもたちの全合から合かれている。 被、子ともだけを家に限し、会議に出席しなくてはならならず、子どもたちの完全さいない。おいまが、本島に子どもたちのためになっているのか?疑問にありましいながら、本島に子どもたちのためになっているのか?疑問にありましいながら、妻う方法で学校と繋がれるルートをとればよい参加日の目に気になったことを学校側に直接充えるなどりまではない。希望制である。と、子ともを建せない。本意制でよい、大学式や写来なの保護者である。というないもでもなどいうならまない。本意制でよい、大学式や写来なの保護者代表もアム会長など役員の肩書がついている人が行う必要はない、希望制でよい。大学式や学来なの保護者代表もアム会長など役員の肩書がついている人が行う必要はない、希望制でよい、大学式や学来なの保護者代表もアムといる家庭もある。)	個人	文部科学省	PTAは、児童生徒の保護者と教員により組織される任意団体であり、社会教育法第10条の「社会教育関係はよして、これまでも地域や学校で大きな役割をはたしてきたものと承知しています。 PTAの組織の在り方や活動については、それぞれのPTAが主体的に決定、運営するものです。	その他	いただいた御意見は、社会教育関係団体の運営に係る事項であり、各団体において主体的に御判断いただくべきものと考えます。	
243	令和2年11月24日	令和5年5月17日	手続きに伴うキャッシュレス化	住民票の取得やタクシー券の 購入時など窓口支払いの時 に、現金だけでなく電子決済を 利用したい。	人件費削減によるコストダウン。 待ち時間の減少。	個人	総務省 経済産業省	既に電子決済サービスを開始している自治体もあるものと認識していますが、行政の手続におけるキャッシュレス化の推進については、規制改革実施計画(令和4年6月7日開議決定)に基づき、支払件数が年間1万件以上のものについて、オンラインでの手数料納付について検討が進められています。	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

		省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番		請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	     対応の概要
24	4 令和2年1	:11月24日 - 1	令和2年12月16日	農業関係の施策について	農業関係の無駄な施策や調査について	現在市町村の農業担当課では人農地ブランが実施されています。ただ、この施策は国の指示により行われており、実施されないと他の農業補助金が買えないなどの脅しとも取れることが実施されています。ただ人農地ブランといっても地域されぞれの砂糖、作け付き物、その他事情により国の指示よりそれぞれ地域に応じたやり方があります。この無駄な施策のの指示よりそれぞれ地域に応じたやり方があります。この無駄な施策のがおけで担当態に農業者は無駄なアンケーや金合名を憲しなければなりません。5年後の農業後継者問題たよ事だが今現在の状況の方が大事なかけである。地域の担い手に集積したと言うが、対験農農家や来業無変のことは一切考えられていない。集積される農家も限度と言うものがある。いちいら園から言われる筋合いはない。ままたと同じような調査が主た、農業間をの調査は内部ともある。担当課によると同じような調査が主た、農業制度に対しませた。10歳を利用できないが、10歳を入れる場合といる。10歳を利用できないが、10歳を力などのはなが、農業の最近にない。40歳を入れる場合といるが、自然など作業をさせるべきではない。市町村は原や国の顔色間いながら仕事をしても無駄だ、農業者の頭をみてり結乱に形態を考えるべきまた、耕作放業地の所有者にも固定資産税を約18倍によところで痛くはない。60歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用では、10歳を利用	個人	農林水産省	農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中で、地域農業を担う 経営体や生産基盤となる農地を確保していてことが必要であり、集落・地域での機能的な 話会いを適じて、地域農業の百分年後、10年後に抑えるであるうた機を認識・共有するとと もに、今後の地域農業の在リケや地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化 し、会意形成することが重要です。このため、現本の一般であるといる。 このため、現在、各集落・地域において、地域の農業者の年代分布や後継者の有無と いった地域の状态を把握することがのアンケールの実施、アンケート等で把握しても地域状況等の地図化、話台いを通じた地域中の心経営体への最地の集約化に関する将来方 針の作成を行うい、発地プランの実質との取組を進めるとともに、これらの取組と各種施 家の一体的な実施により、担い手への農地の集積・集約にを進めています。 農林水産省では、現場主義に立ち、地域の実態に即した施策の展開を図るため、現場 の課題や二一人を積極的に把握することを目的として、可能な限りを固格・地での意見交 後実施しているところです。一分で、地域の実態を網羅的に把握するための手段として、各種臓を等についても併せて実施しているところです。 農業委員会は毎年1回、農地の利用状況を調査した上で、遊休農地の所有者に対して 、信息指作するか、健かに貸し付けるか等の意向を調査しております。 当該連体機準の意向調査の結果、所有者が意向を表現しない、表明したもののその 送放置している等の場合、農業委員会は所有名に対し、長地上落39条に基づく農地 中間管理機構と協議する旨の動物を実施し、この勧告が成れる者については、農地 売買に係る経知者である月目目に総株している者については、農地 売買に係る経典者で不見面格に559を実地と、観をしております。 としております。	農地法第36条 地方税法附則第17 条の3	現行制度 下で対応可	
24	6 令和2年1	:11月24日	令和3年1月14日	地震用食料の風 水害時解放につ いて	ず、風水青時に小学校寺に辞	【法整備】確認していないが、何らかの法改正が必要になる可能性があ	個人	内閣府	市町村は避難所における食料等の配布など、被災者の生活環境の整備に必要な措置 を講ずるよう努めることとしており、地震、風水害等の災害種別による限定は行っており ません。	災害対策基本法 第86条の6	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
24	7 令和2年	F11月24日	令和3年6月16日	6国立高度医療研究専門センターへ の本部機能設置	城居を行う、本部機能を設置 する、本部機能とは、それまで 個々のいて行っている経営管 理を結括的に登る、指導、改 等する、 ・本部機能の立ち上行等には、 ・大部有識者(特に、医療機関的 力が確保)を主体に、医療機関的 力が確保)を主体に、のいか ・本の医療数策退船を送行 するために、健全経営を担保 する。 実際には、月次での決算管 理、マチュアな事務人材を ヘースとしたNA事務部門の人 奉を行うまた、総営指導を	一つのNC事例で言えば、医科保険適応の高度医療を実施していても、診療報酬で正しく請求事務が出来ていないことで、いわゆる「取り漏れ」が日常的に発生している。また、診療報酬業務に携わる職員は、他の組織の人事により一テーションで配置されるため。必ずしも態寒が、開発しているわけではない職員が、2~3年開駅で配置接えため、当該業務のレベルアップを発生的に受けたの関連な状況である。日々の変定業務は委託会社職員であるが、それら職員の管理指導も十分な状況にある。高度な医療の対価で現在待られていない状況である。日本の設定を対しませた。高度な医療の対価で現在待られていない状況である。また、診療報酬請求終しか事務においては、医療機関の経営手腕に長けた職員はおらず、数十億円単位のプロジェクトもスかもり、多額の制度ははおらず、数十億円単位のプロジェクトもスかもり、多額の制度により指している。これらこついては、財源の無駄使いとみなされるべきであるが、持らかにされることはない。一例をあげたが、各内に一差はある他の、診療報酬請求による適定なしている。これらこのよび事業を関連の採用や働き方改革にも消極的しまた。とれる場合とできないこと、優秀な事務人材の確保、分配が出来ないことで、最も疲弊している現場医療側の採用や働き方改革にも消極的しまた。とれる場合といる、これにより来る例のは概念を提出であるのは、報告では、おいる、内に当れている。これにより来る例の場合といる、これにより来る例の場合というないました。これにより来る例の場合といる。これにより来る例の場合といる。これにより来る例の場合というないる。これにより来るのの場合というない。これにより来るのの場合といる。これにより来るのの場合といる。これにより来るのの場合といるのでは、またり、これによりないる。これによりないる。これによりないるのでは、これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これによりないる。これ	個人		国立高度専門医療研究センター(以下「NC」という。)には、それぞれ事務部門が設置されており、その中に経営管理業務や診療報酬請求業務を担う部署があります。 事務部門においては、現在で他のNOと連携いて展業品等の共同購入の実施や監事を中心とした内部監査を実施するなど。効率的な法人遺産に取り組んでいます。なお、提案理由にある経営管理業務を接受機報酬請求業務を担う優秀な人材の確保については、NCは職負の定員数が定められていないため、各NCの教授に応じて必要な人材を独自に採用することができます。	高度専門医療に関する研究等開発法人に関する法律	現行制度 下で対応 ロ 能	可 制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				王体   ''' = ''						
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状		対応の 分類	対応の概要	一備考
248	令和2年11月24日	令和2年12月16日	「官・官」の補助金事業における公印の廃止および通知の電子化	現在、国庫や県費の補助金の交付決定や実績報告は、公口	【で定される効果】 印刷、郵送費の削減。押印に伴う時間の節約等。 【予算的影響】	個人	内閣府殺務省	本年の骨太方針(「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日開議決定))において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・債行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面、押印・対面を不要とし、デジタルで完結するよう見直す」とされており、各府省において取り組んでいるところです。	※手続きによる	対応	補助金関係の手続きを含めた国・地方間における行政手続きの見直しについては、本年に月18日に関議決した「令和2年の地方からの提案等に関するが充分計において成か 石配数しており、引き続き名所省において見直した進めてまいります。 地方独自の取組に関する行政手続きの見直しについては、各府省の見直し状況を踏ま えつつ、総務省等において地方公共団体向けに技術的助言を行う予定です。	c
249	令和2年11月24日	令和2年12月16日	法の抜本見直し (特にデジタル 化、データ共有等	A活用、他機関(自治体含む)とのデータ共有等、大胆な BPR策とバッケージで、サービ スレベルを維持向上させつ つ、大幅な定員、人件費削減 対可能となる分野、手が可能となる分野、手が 対を行える仕組みを構築すべ き。	日本の公務員は少ないと言われるが、実際には年金、税、調査など大会の職員を抱える出先機関や独法、特殊法人の業務には、デジタル化や幻 の職員を抱える出先機関や独法、特殊法人の業務には、デジタル化や幻 が可能な分野が残っている。 自治体も含めて年間数兆門にもなる公務員(独法、特殊法人含む)の人 件費負担や今後の労働カ人ロ不足を考えれば、こうた・部門での人員、人件費を引出た人的資源の大胆な最配分を行えることが重要。 競争による高氷が期待出来ない必約セクターでは、第二者が業務分析をした上でいる部門に人的資源の大胆な最配分を行えることが重要。 競争による高氷が期待出来ない必約セクターでは、第二者が業務分析をした上でBPRを促す必要が強いが、現代定員を前提に環閉側に定員要求を行わせて差定する現在の機能支貨管理の大理に関係した。 東を行わせて差定する現在の機能支貨管理の大理に関係した。 関との業務連載とパッケージで技本的な業務定員を見信す議論が惹起されることは期待出来ないため、新たな管理手法の確立が必要。	個人	内閣官房	9。 定員合理化については、各府省において、それぞれの現場の実情に応じて、ICTの活	(昭和四十四十四   11	行制度 で対応可	今後とも、毎年度の機構定員審査の中で、関連部局の取組と連携を図りながら、効率的・効果的な業務処理の在り方を不断に検証し、所省の枠にどらわれない大胆な定員の再配置など、さらに実効が上がるような定員管理の在り方を模索してまいります。	
250	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根元総理の葬儀代	のうち、内閣(政府)からの拠出	現政権は、前例主義を打破すると言っているわけだから、慣例的なもの から見直すことが肝要だと思う。すでに予備費の閣議決定を行なったと聞 くが、改めて閣議決定を行えば済む話であって、現政権なら、それは可能 だと思うが、いかがか。 野儀代の支出を削減して、コヤリ盟。様に観光業、飲食業)への対策費 に回せば、国民の誰も文句は言わないだろう。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
251	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根元首相の葬儀への税金投入	管首相は、自助、共助を掲げ をなら、自民党の金で、葬儀し たらどうですか。國民には、コ ロナ禍でも、自己責任を求め のに、相変わず身内同士 は現金の大盤振る舞い、河野 大臣もさすが身内には、大甘 ですね。	この件で河野大臣は、きちんとマスコミの前でコメントして下さい。 あわせて秘念の使い方、改革叫ふなら、内閣官房機密質の使い方を明ら かにして下さい。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
252	令和2年11月24日	令和3年1月14日	市役所の関庁時 関帯	市役所に行きたくても市役所の開行時間帯が、8:30から の開行時間帯が、8:30から 17:15で仕事をア後には市役所 所に訪問できない。市役所の 開方に訪問できない。市役所の 開方には10時にの、開行時間 終了時間7:15を18時に変更 または、市役所の職員、業務開始時間 帯と通常業務開始時間 帯と通常業務開始にして市役 時間帯時間帯にして市役 できないですか?	市役所に行きたくても市役所開庁時間帯8:30から17:15で仕事を休むと 生活に影響します。市役所開庁時間帯の開始時間帯を9時または10時に 遅らせて終了時間帯を18時までまたは、通常業務開始時間帯と通常より も遅い業務開始時間帯で18時までだと生活に影響ないです。	個人	総務省	地方公共団体の庁舎の開庁時間については、特段、国の制度上の定めはなく地方公共 団体の規則等で定めることとされております。 一方、地方公共団体の職員の勤務条件等については、地方公務員法第24条第4項にお いて、国及び他の地方公共団体の間に権働を失することのないよう適当な考慮を払わ なければならないとされております。また地方公務員の労働時間には労働基準法の適 用があり、3週間あたり40時間を超えて、また1日に8時間を超えて勤務することはできま せん。 しかし、地方公共団体が開庁時間をたとえば8時30分から18時と設定した場合であって も、その開庁時間内において当該地方公共団体の職員に異なる勤務時間を設定することで、業務に対応することは可能です。	地方公務員法 労働基準法 現下能	行制度 で対応可	上述の現行制度を踏まえれば、当該市役所において各職員に異なる勤務時間を設定することにより、従前より長い開庁時間を設定することは可能と考えられます。	÷

60

W C	所管省庁	回答	######################################		49.7 VIII. 4	提案	To March also when		所管省庁の検	討結果		/# ±
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
253	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公務員の若手幹 部登用について	では評価されないため、積極 的に業務改革をしながら組織 の向上に努めている。このよう な差は公務は民間業務とは異 なることから、仕方ないとされ てきたものの、実際に公務員 として働いている私は、これに	国家公務員の業務量は多いですが、あくまで、公務員全体が懸命に業務をごないているわけではなく、民間と違い、まず解格がないこと、能力に関わらず物料があがるシステムに問題があります。そで、君手の書所に、全引・張る人事システムに問題があります。そで、君手の書所に、分け外列を強をすることは、財産の削減、役職に見合った仕事をする者が増え、上司より邸下の給料が高いという矛盾を解消されると考えます。銀行の人事指述システムの中では、どうても著手幹部を制め削がないため、評価者も傾例人事をしてしまうため、政府の強いリーダーシップで打開していただければ、より良い官僚組織になると考えます。	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用 年次や合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行 われなければならないとされております。 勤務実績の良くない職員については改善措置を講じ、なお改善が見られない場合には、 通切な降任等の措置を行うことになります。	国家公務員法第27 条の2	現行制度 下で対応可 能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	
254	令和2年11月24日	令和2年12月16日	省庁再編と地方 移転	縦割り行政の問題点は、本来 政治家の主導性のないことに 問題がありまで、 政治家としての誇りと使命をま す自覚して買いといが、名庁 再編も必要です まず、竟が聞い官庁統合組織 を、各官庁は、地方に分散す へきです	1 政治主導及び横串効果の有効性 2 地方再生 3 行革の本気度を国民に提示、小さいものでは、本気度が、不明 象徴的改革を 4 音像への地域調整手当削減 5 酸が関の各官庁施設を売り、そのお金で地方移転、及び国庫予算へ 6	個人	内閣官房	中央省庁組織については、内閣機能の強化、国の果たすべき役割の見直し等といった 観点から平成19年に再編がなされ、その後も必要性に応じて、例えば平成19年に消費 者庁、平成27年にスポーツ庁が設置されています。 官庁の地方分散の取組については、平成28年に決定した「政府関係機関移転基本方 針1等に沿い、中央省庁7機関、研究機関・研修機関等23機関50案件に関して進めてき たところです。	なし	対応	時代の変化に対応した政策を実現していため、行政組織の在り方について見直しをしていてことは必要であり、行政の解剖りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁を創設してまいります。 管庁の地方分数の配配に関しては、中名自行7機則、研究機関・研修機関等23機関の条件の地方移転の取割において、1203年度中に総方8単上の効果、国の機関としての機能の発揮等について、1203年度中に総方3時上の効果、国の機関としての健能の発揮等について、終記的な評価を行い、これを踏まえ必要な対処を行うこととされています。 まずは、2023年度中の総括的評価を行い、これを踏まえ必要な対処を行うこととされていまます。 まずは、2023年度中の総括的評価に向け、具体的な成果が得られるよう、関係省庁において、総合戦略を踏まえ、取組を着実に進めるとともに、内閣官房においては、有識者からの意見も考慮しつつ、取組のフォローアップを進めてまいります。	
255	令和2年11月24日	令和3年1月14日	学校PTAの廃止・ 変更について	名(学校規模により)(~5名)を 雇用する形で代用する 現在中TA活動として行なってい る、運営・集金・行事の企画や 計画 準備・実施などを勤務時 間内に行う 人数を集めての行事は、保護 者令参加(ポランティア)を募り	働く保護者が増える中、相変わらず保護者(主に母親)の負担ばかりが多い PTA活動は仕事を理由に辞退できない場合がほとんどで、働く保護者は 仕事を早退-はくば休んで活動しなければなが。その負担からやりたがる者は多くない(教育庁の方々にも毎年の役員決めの殺仗とした時間を、是非経験に可義さいでらいだ) 雇用という形にすると、毎年の役員決めがなくなり、引き継ぎなどによる伝達漏れもなくなる 数名の同じ者のみが主に活動することで、教諭との連携もとりやすくなる 保護者の負担がかなり軽減される 雇用が収進される(子供が小学校低学年など小さい場合、仕事をしつつ 長期休みを同じように取得できることを望む保護者も多い) 今と生活状況も異なる戦後から続くPTA活動を、是非とも見直してください よろしくお願いします	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
256	令和2年11月24日	令和3年1月14日	都内公立学校の 教員の興動につ いて	現在、公立学校の教員の異動 には「通動時間60~90分程 度」「3世区回らなければならな いりなどのきよりがあります が、これらを撤廃もしくは改善 すべきです。	第一に、我々教員の仕事は子どもたちを健全に育てることであって、通勤をがんばることが仕事ではないこと。60分も50分も時間をかけて通勤しなくとも、自宅の近辺にはそここに学校はあります。 第二に、通勤時間が長くなるということは、それだけ交通費がかかるということ。無数です。 第三に、大地震や台風など有事の際に、教員のなかに帰宅困難者、出動困難者を出すべきでないこと、教員にも生活があります。また出動できなければ学校のテともたちを見る者がいなながよす。理由を挙げればキリがありませんが、職性近接は教員、児童生徒、都民、難にとつても良いことです。逆に、遠に「異動させることに何のかリットもありません。とめて「3地区でなく、「3市区町村」にするなど、少しでも、通勤時間を減らすようにするべきです。通動時間を過らすようにするべきでが、通勤時間の一の分けは、私反することです。今年はコロナのこともあり、見直されるかと思いましたが、従来通りとのこと、空いた口が塞がりません。早急に改善すべきです。	個人	文部科学省	公立学校の教員の転任等については、任命権者である各教育委員会において、適切に 判断いただくものです。	地方公務員法第1 7条	現行制度 下で対応可 能	関係法令等に基づき、各地方公共団体において対応しています。	

61

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
257	令和2年11月24日	令和2年12月16日	歳入庁の創設を 急いでください	税金と社会保険料の徴収を 別々にしているのは、先進国 では日本ぐらいです。まさに縦 割り行政の極みです。	百歩譲って財務省の外局でもいいので国税庁と日本年金機構を統合して ください。	個人	内閣官房 財務省 厚生労働省	ご提案の「歳入庁」の創設については、政府の検討チームにおいて国民年金保険料の 納付率向上の観点等から検討が行われ、平成25年8月に「年金保険料の微収体制強化 等に関する論点整理」が取りまとめられました。 この「論点整理」が取りまとめられました。 この「論点整理」においては、国民年金保険料と国税の徴収対象は重なりが小さく、国 民全金保険料の納付率向上への効果は限定的であることや、現在非必務員が行ってい る年金業務を必務員に行わせることになり、行政改革の取扱制で近行すること等、「歳 入庁」に関する様々な問題点が指摘され、その上で、組織を統合して歳入庁を創設すれ は、国民年金保険料の納付率向上等の保護の検決するものではないと整理されました。 また、同チームが平成27年6月にまとめた「マイナンバー制度の活用等による年金保 険料・税に係る料便性向上等に関するアクションブログラム(報告書)」においては、マ 大シバー制度の活用等による外、全金保険料の手続の効率化や行政当局間での情報 連携の強化等に関する最終的な施策が取りまとめられ、以後、関係省庁において、この 「アクションブログラム」に沿って、マイナボータルを選ん下手機のウンストップは一等の 様々な取組みを進めてきたところです。今後も関係省庁間で連携し、取組みを進めてま いります。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
258	令和2年11月24日	令和3年1月14日	の透明化から始	行政改革は、行政の透明化から始めてもらいたい、「保を見る会」の経行者推進名学の保存、「任下したつ異なっていたが、その理由は明確で、の悪い行政文書については国民に知らせない。から、保存政立書については国民に知らせない。から、保存政の表別に反介政研制関係を恣意的に互規制にした。対して情報公開を収め、中がなるように反い行政の過明化を進めるにあたっては、まず国民に対きない。対して情報公開を収め、中があまずる原理が、というのでは、まず国民に対する原理が、というのでは、まず国民に対する原理が、というのでは、まず国民に対する原理が、また。では、まず国民に対する原理が、また。では、まず国民に対する原理が、また。では、まず国民に対する。というのでは、まず国民に対している。というのでは、まず国民に対している。というのでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、まず、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本	異なることがあってはならないからである。 また、国民の情報公開請束についても、全文公開の原則を徹底する方針 のもと、黒塗りすべき項目の基準を明確にして(例えば風と情報と他国関 係のみに限定して)、それを厳格に選用することを検封すべきがる。 さらに、行政機関における審議会、委員会などの公開や議事録の作成に ついて、非公開や議事録を作成しないことの理由として、そうしないとは本 育で事直で自由題志な議論できないはとが挙げられるが、会議やの在り 方や議事録の作成について、国民への公開を原則として検討すべきであ る、公的機関の会議において、公開や成じ報事発を発すのであれば、事 匿で自由思連な議論できないという委員のようとすれば、その委員の任	個人	内閣府省	めることとしています。さらに、保存期間を1年未満に設定し得ら行政文書については、 「他の文書の写」「定型的・日常的食茶種等・日程表」「公表的など、類型を即確化して限定しています。一方で、こうしたルールの下、具体の公文書の管理については、所 官の業務に知見と責任を有する各行政機関において、それぞれ作成・取得した行政文 書の保存期間を適切に設定、管理することを基本としています。なお、同じ内容の文書 であってもその扱いや位置づけが部局などによって異なる場合があり、それに応じて保 存期間が実成ることはあり得るものです。 また、こうした枠組みが選切に連用されるよう、各府省において、文書管理の点検・ チェックをハイレバルで行うな文書整理官が設置され、また、内閣府の独立公文書管理	公文書等の管理に関する法書等の管理に関する法律に無く 関す成立日本第二年五年第二年五年第二年五年第二年五年第二年五年第二年五年第一年第二年第二年第二年第二十二年第二十二年第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(公文書で) 理(こつい) その他 (情報公開) につい制度 下能 (審議会等) 現行対応度 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 に現行対応 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのい。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのいました。 にのい。 にのいました。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのい。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのい。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのい。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にのいまた。 にし	情輸公開法は、行政文書の開示請求権を定めることにより、政府の轄面動を国民に設 明する責務が含されるようにすることを目的としています。一方で、個人、法人等の権 利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護するを必要があり、開示することの利 並と開示しないことの利益とを適切に比較書置する必要があります。 にのため、情報公開法に関する作業があったときは、個人に関する情報や法人等に関 する情報等、情報公開法に関定する不開示情報が記録されている場合を除る、行政文 著を開示しなければならないとされており、不開示情報については一般的には黒塗りさ れることとなります。 一方で、行政按関が行う開示・不開示の決定に対し不限申立てが行われた場合には、 第三者機関である情報公開、個人情報保護事金会への設備が原則として義務付けられ ており、行政機関は審査金からの答申を踏まれて、関示、不開示の判断について見直し を行うこととされており、これらの任義のよと以降、不開示の判断について見直し を行うこととされており、これらの任義のよと以降、不開示の判断について見直し
259	令和2年11月24日	令和3年1月14日	幼稚園・保育園・ 認定こども園等と 女性活賞等の所 管省庁の一本化 について	裸園等の所管省庁は、幼稚園 は文部科学は、近年できている認定 にども園、地理と時事業は、内 間所と3つの一部では、近年できている認定 といる。 いるまま導型保育事業は、内 間所と3つの一部では、 のの一部では、 のの一部では、 のの一部では、 のの一部では、 のの所管省庁は、 を学行りにあたり、 できないのではないかと思われます。 を学行のが表しても必要がある と思われます。女性能策を 考える所管省庁も同じ省庁で 行うほかが良いと思われます。 (例まば女性・デンチェッチで 行うが良いと思われます。	新しい保育所保育指針は保育園制設学前の教育・保育を行う施設として、幼稚園教育整領等もの整合性が図られています。 大型の台風が衝撃しそうな場合に、幼稚園は休園ができますが、保育 国は、休園が認められません。職員は、危険を冒しても出動して園を開け なければなりません。 個別でなかは、危機管理も少し柔軟な対応ができると思われます。 各省庁で施設が行われていけば、すべての数字前施設がバラバラに進 んでいきますが、幼稚園等似学前施設に積串を通して施策の一本化を図 必要があります。そのためには、所管省庁を「つじまとめることが唯一 あたまだと思われます。 また数学前のアどもたちと一緒に考えるべき、女性の活躍等に対する	個人	内閣府 文部科学 等生労働省 内閣管房	子育で本部が設けられ、同本部を中心に、関係省庁と緊密に連携して取り組んでいます。。 女性活躍・男女共同参画の実現のための施策については、あらゆる分野に関連するこ とから、内閣府男女共同参画局が中心となって企画立案・総合調整等を担うとともに、各 分野の施策は関係省庁が担い、緊密に連携して取り組んでいます。 子ども・子育て支援施策と女性活躍・男女共同参画の実現のための施策の一体的な	内閣府設置法第4 条第1項第20号、 条第1項第20号、 第21号及び第28号、 第21号、第27号の 第17号、第27号の 第17号、第21号 第27条の5、第18 条の2	その他	就学前の子どもの教育、保育等に関するものを含め、子ども・子育て支援施策については、子ども・子育て本部がその機能を十分に発揮し、関係所名の緊密な連携を図りながら、総合的に取り組んでまい以ます。 女性活理・分女共同参画会議における調査審議や、男女共同参画基本計画の策定・推進等を適し、関係条行と通携して取任金速のまたいます。 子ども・子育て支援施策と女性活躍・男女共同参画の実現のための施策の一体的な実施についても、引き続き、しっかりと連携を図りながら取組を進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
260	令和2年11月24日	令和2年12月16日	公務員の定年延 長と賃金について	1.60歳を超えてからの資金 を「50歳代後半の水準から3割 程度減らす方針」と報道されて いるが中小を変上化不高水準 であり再任用と同程度の半減 とする。 2.賃金穀額は少なくても現在 の人件費予算を超えず入口減 少を、高齢による収入減を 見携えて抑制を速やかに進め る。	1. 貝並小学は、氏旧小別候争未従未見とはへく向親であることから、公か年本館の9位担由土では1. ポノー 国宝を集み仕が小たけたて トンニエ	個人	内閣官房 人事院	【1、「こついて】 第201回園会に提出され廃案となった園家公務員法等改正案においては、人事院の「意 見かの間、の歳益額員の午間給与水準をの歳前時点の7部に設 定することとしていたものです。 なお、「意見の申出」においては、民間企業における高齢期屋用の実情(多くの民間企業 で再展用制度により対応していること等)を考慮し、当分の間、60歳起の職員の年間給 与を60歳前の7割水準に設定することとされています。 【2、「こついて】 国家公務員の総人件費は、毎年度の給与水準及び定員によって決まるものです。 このうち、①給与水準は、労働基本権制約の代債措置である人事院勧告制度を募重す このうち、①給与水準は、労働基本権制約の代債措置である、事院勧告制度を募重で このうち、①給与水準は、労働基本権制約の代債措置であるの事務に制度を募重で このうち、⑥給り水準は、労働基本性の決定される必要があるものです。 このため、あらかじが削減に向けた目標を設定することは困難ではありますが、政府とし では、厳しい財政事情に鑑み、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に基づき、その抑制を図っているところです。	国家公務員の総人 件費に関する基本 方針(平成26年7 月25日閣議決定)	その他	[1. について] 定年を引き上げる場合の給与水準については、労働基本権制約の代債措置として給与動告制度を所管する第三者機関である人事院の専門的見地から出されたに意見の申出り返うを設定される必要があると考えており、それらも踏まえ、必要な検討を行ってまいります。 [2. について] 定年引き上げ後の総入件費の抑制への対応については、厳しい財政事情を踏まえ、引き続き、[国家公務員の総入件費に関する基本方針」に基づき、簡素で効率的な行政組織、体制を確することによりで和知等と図るとともに、能力、乗越主義を一層施し、コストパフォーマンスの高い政府の組織体制を確立することで、人件費の生み出す価値を一層高めていてことに努めてまいります。
261	令和2年11月24日	令和3年1月14日	PTA・ベルマーク 運動について	学校のPTAが強制的でないことの周知と、ベルマーク運動の 強制、仕事を休んでまで参加 しないといけないベルマークの 点数確認の廃止	多くの学校・PTAIこおいて、加入が当然とされていると思いますが、活動 内容などから鑑みで、現代社会にそぐわないのは明らかです。 また、ベルマークを費すなど悪くは 思ってないようですが、後々紙・袋についた小さい大量のベルマークを フコラ見に角数確認しないといけないのは明らかに非効率です。これを親 が苦痛に思ってまでやるべきことなのでしょうか。 それをやらないといけないのは学校教育に十分にお金が足りていないか らではないでしょうか。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。			
262	令和2年11月24日	令和2年12月16日	中曽根氏合同葬儀について	国が費用を負担すると決めた ようですが、納得がいきません。 乗用の内訳を公表し、世論に 問うてください。	9600万円もの歳出、一個人に対して行うのは非現実的。 一般企業においては、業施をあげ、承認を取るのが当とり前であり、行政 のトップが国民に対して事後報告であるのは異常なこと	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
263	令和2年11月24日	令和3年1月14日	国勢調査の回答	首相官邸、各省庁、都道府 県、市町村のホームページの トップに、国勢調査のインター ネット回答のページに飛ぶパ ナーが貼ってない。	国勢調査は、国家的一大事業に関わらず、各省庁や、都道府県、市町村の意識が低すぎる。調査者には、検索サイトからの誘導を促しているが、えて国勢調査回答サイトへの誘導が危機されているのに、信頼できる名庁、地方自治体のホームページャブから、バナーで国勢調査のページに行くことができないのは不合理である。	個人	総務省	令和2年国勢調査の実施に当たっては、各府省庁や企業・団体等に対し、調査の周知に係る協力依頼を行ったほか、都道府県・市町村においても、ホームページから「国勢調査オンライン」へのリンク設定を行うよう努めたところです。		その他	御提案も踏まえ、調査の周知及びインターネット回答の推進について、今後とも鋭意取り組んでまいります。
264	令和2年11月24日	令和2年12月16日	日本たばこ産業の完全民営化について	日本たば二産業の政府が保有する株を売却し完全民営化する。	本来タバコを規制しなくてはならない側の取府が、タバコ製造業者である 日本たばこ産業の大株主となりタバコが売れれば収入が増えるという関 保にあることは、タバコ規制に悪い影響をもたらすと考えるから。	個人	財務省	日本たばこ産業株式会社法により、政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(JT)が 発行している株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならないとされ おります。	日本たばこ産業株 式会社法第2条	対応不可	「たばこ事業法」は、たばこ関連産業の機全な発展を通じ、地域の雇用や経済の発展 に貢献することや、国及び地方の財政収入の安定的確保に寄与することを目的としてお ります。 この目的を達成するため、「たばこ事業法」において、実たばこ農家の経営安定を図る ため、JTによる全量買取政等を実質的に義務付け、これと一体の関係にある。「70回国内 たばこの製造独占を認めるとともに、製造独占の弊害を防止し、小売店の経営を安定さ せるため、即売価格及が小売定価の認可制を設めております。 取解が17株式を採有しているのは、こうした17の全量買取や適正な業務運営等を担 保するためであり、17株式の売却による完全民営化については、策にばこ農家や小売 店への影響者、様々な考慮すべき課題を総合的に判断しつつ、検討していくことが必要 と考えております。
265	令和2年11月24日	令和3年4月16日	警察署の管轄に ついて	業務署の管轄違いでの対応に ついて改善の余地がある、と 思います。	先ほどフジテレビ「ザ・ルンフィクション」という番組を観ました。 その中で特殊詐欺に加担した少年が地元警察に出頭したものの、管轄違 いで帰されるというシーンがありました。 罪を犯した地域の警察署に行けとのようです。 そこで疑問に扱ったのですが、管轄温しという理由で自ら出頭した人物を 帰していいのでしょうか? 今回したまたま逸げずに翌日その地域の警察署に行ったようですが、気 が変わって滅亡する可能性も否定できません。 これは緩削り打象の弊害ではないでしょうか? に対していた場面を見るとにんなんしゃ犯罪なんで譲るわけないよな」「やっ は沙警察ってそんなたんだよな」「面倒だから関わりたくないんだろな」など と感じてしまいます。 やっぱり日本の警察は頼りになるなって思えるようにして頂きたいと思い ます。	個人	警察庁	犯罪搜查損虧(昭和32年間家公安委員会規則第2号)第63条第1項において、司法警 策員たる警察官は、自省する者があったときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問 わず、これを受理しなければならない旨が規定されています。	犯罪接查規範(昭和22年国家公安委員会規則第2号)第63条1項	現行制度下で対応可能	引き続き、都道府県警察において、犯罪接査規範等の関係規定に基づいて適切な対 応がなされるよう取り組んでまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
266	令和2年11月24日	令和5年4月14日	上のために、救急	消防局(組合や広域消防含 む)から救急業務を分離し、厚 工生労働省管轄下の救急局と言	現在の教急隊は、各市町村の消防本部(局)の一つの隊として教急業務を担っている。そそそも消防組織がお行っている置い、教急業務は、経務行消防行の政令等の定めに基づいて行っているが、教会業務と行っている教急隊員は、主に軍生労働大臣がもの規策や応急組管等を実施している。総務省管轄の組織で厚生労働大臣からの免状で業務を実施している。総務省管轄の組織で厚生労働大臣からの免状で業務を実施しているおい、総務合管轄の組織で厚生労働大臣からの免状で業務を実施しているおい、技術を占した動な、主ともある。実際に、消防隊が活動する現場には無病者がおり、教徳隊を必要とする現場が多いことは事実である。しかし、警察上り、教会隊が独立してもごほど支障はないと考えられる。教念隊が消防の組織に属する理由が少ないと思われる。原生労働省の管轄での組織に属する理由が少ないと思われる。原生労働るの管轄で利用の組織に属する理由が少ないと思われる。原生労働るの管轄で入めるの組織による企業務が独立してもごほど支障はないと考えられる。教念隊が消防の組織に属する理由が少ないと思われる。原生労働るの管轄で入助で組織によることで、病院との連携など業務の改善や教念隊及び教急教命士の知識や可能となる処置が拡大し市民の教命率の向上につながると考えられる。	個人	総務省 厚生労働省	消防組織法第1条において、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による権害者を被害を軽減するため、災害等による傷害者の激迷と強切に行うことを任務とする。」と定められ、救急業務は消防の任務に含まれると解されます。	消防組織法	務を分離することについて】 対応不可	消防機関が担っている消火活動や救助活動などの業務は、その活動の中で傷病者が 発生することが多く、また、急病人についても、消防障害が救急活動を支援するPA通携 による対応を行うなど、救急機は消防除、被助障害と効果的に連続しながら、24時間855 日、当該傷務者を迅速に医療機関等に接送しています。 また、厚生労働会や医療機関等に接送しています。 また、厚生労働会や医療機関や可能等、処置に対する医学的最近からの質の確 使や、傷病の動法及び受人もの実施に関する基本の策定を通し、地域の教会施士 救急医療リケースの面切な選邦を図っています。 によらを指すると、救急業務については、引き続き消防機関が担うべきものと考えます。
267	令和2年11月24日	令和2年12月16日	独)石油天然ガス 金属鉱物資源機 橋(JOGMEC)の 石油天然方。網 条及び資源 (石油石油ガス) の廃止		の度が原油先前内海が完進し、数性原油は高度快報に多ご合用産の 引される商品といえます。1910年代のように産品動が原油の公东価格を 相信引き上げることは不可能です。したわって、石油開発や石油橋高に 配の財政資金を予支込む時代ではありません。また、日本の屋・構造も 40年前とは大きく変化した石燃料に適度で依存する時代は終わりに近づ している。	個人	程併性未包	やその他石油・天然ガスの開発を促進するために必要な業務(技術開発や情報収集、 地質調査等)を行っています。 また、経済産業省は、石油の債蓄の確保等に関する法律に基づき、石油及び石油ガス の国家債蓄を行っています。	独立行政法人石 天然方成・金属域 天然方派機構(達(平 成十四年) 石油の備蓄の確保 等に関する法律 (昭和五十年) 第九十六号)	対応不可	国際的なエネルギー需給構造が不安定性を増す中、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する日本において、その安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず自主開発の推進を図ることが極めて重要です。1 主用発権益の確保に継続的に取り組んでいくためには、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOMEO)による民間主導の原則に基づりスクマネー供給や技術支援等が必要です。日本への石油等の供給が不足する事態等においても、石油等の安定的な供給を確保するためには、国家備書が必要です。国際エネルギー機関(ICA)加盟国(日本を含む)は、石油供着の影を提供して、日本の日本等の供給が不足する事態等により、日本の日本等を提供して、日本の日本等が表示した。1 古本の日本等の大田・東京27、28年の行政事業レビューにおいて、国家石油構業基準の原油管理につなる。平成27、28年の行政事業レビューにおいて、国家石油構業基準の原油管理につなる。平成27、28年の行政事業レビューにおいて、国家石油構業基準の活金市まで、おれる資本、本の11、更なの12年の入利において、競争性向上に向けた入利手続きの改善を行った結果、複数者応礼や新規参入者の落札等を実現し、5年間で約91億円のコスト削減となりました。
268	令和2年11月24日	令和6年5月22日	行政のチャット ボットの共同調達 について	今後の業務において、対市民 や国民向けチャットボットと内 部での問合せに対するチャット ボットは必須になってきます。 その中で行政のチャットボット は機能が共通する部分が多い ため、自治体の回の機関でよ 同でチャットボット導入を進め て頂きたい	共同ですることで費用の削減になり、また問い合わせ対応に対する業務 時間の削減にもなる	個人		国、地方公共団体や関係機関では、これら機関が所掌する分野に関して国民の皆様の 質問等に24時間迅速に回答できるようにするなど行政サービス向上等の観点から、例 えば国税、年金、ごみ処理、戸籍、住民票などさまざまな分野のチャットボットを運用して います。	なし	対応	第1回・第2回のデジタル行財政改革会議における総理指示を踏まえ、住民などからの各種相談対応業務等に係る自治体職員等の負担軽減を図る観点から、総務省とデジタル庁が連携し、国が一定程度統一的に回答できる「国・地方共通相談チャツ・ボットを整備し、条約を40月28日から提供を開始したところです。 当該チャットボットでは、地方自治体のニーズを踏まえ、マイナンバー、子育て、医療保険、年金、税・不動産を記、戸籍のほか、余約の年分の所得税の定額減税などについても、国が統一的に回答できるものを用窓しています。 提供開始後も、質問や回答の精度向上、分野の拡充などに取り組むこととしており、当該チャットボットの活用により、国民の利便性向上、政府・自治体職員の負担軽減や業務効率化を図って参ります。
269	令和2年11月24日	令和6年4月12日	マイナンバーカー ド体制について	制について、各地域ごとに選 転免許書試験場などを例に交 付センターを設置したり、学 校、会社などの協力のもと組 繊経由で交付申請、交付する 体制も整える。 また、運用体制・拡充させ、 サーバーダウンなどの問題で のマイナンバー制度への不安	韓国などのIT化先進国の例を参考に、会社、学校でのマイナンバーカー 中籍、交付するなどのシステムを学ぶべき。 コロナ湯での失業者を雇用するなどし、マイナンバーにかかる事務も可能 なゾーシャルワーカーを配備するなどして高齢者や入院産券中のものに 対してスムーズに交付できるシステムも検討されたい。 そもそも、現在のそれぞれの自治体任せでなんとかうまくやりなさいでは	個人	総務省 デジタル庁 警察庁			(7/+).	(マイナンバーカードのメリットについて) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (マイナンバーカードの交付体制について) 現在市区町村で実施している企業や商業施設等に出向き交付申請の受付を行う出張 申請受付や、郵便局における申請サポートなど、市区町村窓口以外での受付体制を整 えているところです。 また、高齢の方や病気の方など、やむを得ない理由により申請者の方が庁舎等に出向に ことが国整性受合に、本人確認書類に基づいて代理人への交付を可能とする代理交付 の仕組みが活用しやすくなるよう。事務処理要領の改訂を行い、代理交付を活用できる ケースの拡充・明確化などを行ったところです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
270	令和2年11月24日	令和5年7月12日	自治体が独自にオンラインシステムを開発している愚	全国的に共通する行政サービスは、全国連々浦々で統一したシステムを使用するべきで たりステムを使用するべきで 競が関が主導してシステムを 開発して、全国の自治体にう りたを配布するべきです。という するというだから、自治 体が勝手に開発を進めるのを 止めるべきです。	各自治体が住民票を取得するためのシステムを色んなIT企業に開発させているようですが、税金の無駄です。何故なら、恐ら公皇一律の統一ソフトを使えと言われるでしょうから、開発費が無駄になります。 露が関が主導して、お金をかけて、優れたシステムを作ればいいのです。 例えば表計算システムが必要だとして、各自治体がパラパラに開発して も、露が関がエクセルを開発して配れば、各自治体の開発した表計算シ	個人	デジタル庁 総務省	デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体 は情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムの整備及び情報通信 技術を活用した行政の推進を図るための必要な施策を譲じることが努力義務となっています。 なお、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備しています。	用した行政の推進 等に関する法律 (デジタル手続法。	○地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化に とどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったパックオフィ スを含む一連の業務をエルデリーエンドで、デジタルで処理することが必要です。 〇々のため、デジタル・ガバメント集行計画(令和元年12月の日間鉄定)等に基づき、 行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政連盟の間素化及び効率化に立ち返っ 充業務の本(IPRの機能を削退し、地方公共団体における業務プロセス・情報システム の標準化やオンライン化の推進等に取り組みます。
271	令和2年12月4日	令和3年1月14日	公務員試験障害 着枠採用につい て	ませんでした。今まで受験でき	今まで公務員試験障害者枠の受験対象外の、知的障害者、精神障害者 年齢制限撤廃や緩和することに受験の機会を与え、知的障害者、精神障害者の雇用促進につながります。	個人	総務省 厚生労働省	地方公務員の採用試験における影験資格については、地方公務員法(昭和25年法律 第261号) 第19条に基づき、各地方公共団体において設定されるものです。なお、労働施 第261号) 第19条に基づき、各地方公共団体において設定されるものです。なお、労働施 第261号) 第29条では、募集・採用における年齢制限については、長期助 駅によるキャリア形成を固め製成から若丰着等を対象とする場合など一部をいて、原 明常止とされております。地方公務員に同法の適用はないものの、終行者としては、そ の趣旨を踏まる側では、おける障害者の募集・採用については、公式は排用運勢の観点 から、他の際書程別の障害者を含め、応募者に広へ門戸を開き、能力・適性のみを採用 表準とする選考採用を行うことが求められているところ、特定の障害者を募集の対象か が決したいた。というないまつは、全のを要があります。 総務者としても、厚生労働行できるを要があります。 総務者としても、厚生労働行を含めを要があります。 総務者としても、厚生労働行を含めを受け、地方公共団体に対し、合理的配慮の 提供が行われれば素務基でも合質について応募を制限する募集及び採用は障害者 の雇用の促進等に関する法律、昭和35年法律第123号)の設置に及するものであること に留金し、より一層配置する法律、昭和35年法律第123号)の設置に及するものであること に留金し、より一層配置する法要競技してもところです。 いずれにはまたも、各任命権者が、これらの助言等を踏まる適切に対応すべきものであると考えます。	地方公務員法第16 条 障害者雇用促進法 第36条	次11 刺及
272	令和2年12月4日	令和3年1月14日	各種調査の総合・ 結果の共有	国、都道府県、市区町村、商 工会議所、経営者協会、銀行 シンクシン・大手企業等が、 それぞれにおこなでいる各 種調査を統合し、調査結果の 共者を図ってはどうか おわせて、それぞれの調査の 必要性自体も見直したらよい。	の示例なるの方まで、毎年6-7月頃に行われる賃金構造基本統計調査・高齢者雇 開調査・障害者雇用調査・外国人雇用調査(厚労省管轄)で、国・都道府 県・市区町村・間工会議所の同時期にほぼ同人容を調査をしています。 調査する側から見れば一つの調査なのでしようが、調査される側から見れば一つが調査をからしまれば一つが調査をのでしようが、調査される側から見れば一つでは、サービルはである。	民間企業	総務省 厚生労働省	統計法は、公的統計、特に国が行う統計調査の調整に念頭をおいて定められています。  一方で、民間企業が行う統計調査については、それぞれの企業活動の必要性から行われているものであり、国において規律することはなじまないことから、その判断により行うの心事えます。 国の統計調査を実施するに当たっては、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の責任滅等に留金しております。  統計調査ごとに実施時期、調査対象、調金事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった、最が、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった、また、令和2年6月に開議決定した「公の統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可 能 対応してまいります。
273	令和2年12月4日	令和3年1月14日	所有権移転登記 における「事前通 知、不着の場合の 対応について	で生計維持する必要性がある		合同会社 エナジー・ ベース	法務省	不動産の所有権の移転の登記等の登記名義人本人からの申請であることを確認する 必要のある登記の申請については、原則として登記識別情報の提供を求めています。 登記識別情報を提供することができない正当な理由があるときには、その代替手段とし 、事前過知教度があるほか、資格者代理人による本人確認情報の提供及び公証人に よる認証も認められています。	不動産登記法第2 2条及び第23条	制度の現状に記載のとおり、不動産の所有権の移転の登記については、その所有権 の登記名義人となった登記の際に通知される登記識別情報の提供を求めているところ であり、事前通知による本人確認は、全ての申請において必ず行う手続ではありませ が。また、平成16年の不動産を記法の改正により登記申請における出頭主義が廃止され ことに伴い、手続とおける制度や向上が図られておりまた。正確性及び迅速性の 確保といった親点から、事前通知や資格者代理人による本人確認等を認めているもの であり、出頭による本人確認を認めることは困難です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検討	対結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状		対応の 分類	対応の概要
274	令和2年12月4日	令和3年6月16日	地域密着型サービス外部評価と介 ビス外部評価と介 の公表の統一	○万円の費用がかかります。 加えて事前に約100項目の開発が が開発について回答を記載 しそれを提出してもから9時~118時まで 調査が行われます。2007年 サービス情報の公麦は年に 足すす。それが事務の分麦は年に スの情報として反映されます。 従業は1と2を後して、手効 事でなお、費用が10万円もか かる「地域電影型サービス外	この10年施設の利用を検討している利用者や家族が施設を選ぶ際に1の外部評価を参考にしたしま物例は野価を参考にしたしま物例は野様では中です。つまり無駄をあるしたいことが言えます。1年に1度といえども、介護報酬が下がり続ける中、人件費用が高機して行ぐ中、無駄を調査に0万円の費用負担は重いです。またスタッフの時間に労力だけが消費され廃止・情報の公表との統合により施設で勤勢する管理者の業務を減こながいます。 具体的には100項目ほどの調査内容に記入返答する業務が減る。 製造者に調査員のとアリングが1日ある為、1日温学の業務ができず、緊急対応もできずその日にやらなければならない業務が検集となる。その後の調査員とのやり取りと行政への報告業務がなくなることで、残業施設が負担する費目のやり取りと行政への報告業務がなくなることで、残業施設が負担する受用のコスト削減、無駄なことに10万も支払うのであれば、職員の昇給や施設の職員と利用者で日帰り旅行などに充てたい。それぞれの違いは「サービスの評価が積粉がになるわけですが、サービスの評価が開始して記すけですが、サービスの評価が開始して記すいまから、サービスの評価が開始、行政の実施を大きの発出できます。との影響を表します。その際に質問して頂けますし、またお試しで施設を利用することもできます。	民間企業		(外部評価制度) 地域密着型サービスである認知症グループホームは、都道府県が定める実施回数に従い、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、都道府県が選定する外部評価機関から、手数料を支払ってサービスの評価を行うとともに、都道府県が選定する外部評価機関から、手数料を支払ってサービスの評価を付け、それらの結果を公表し、常に改善を図ることが来められています。 (情報公表制度) 介護サービス情報公表制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び政令指定都市(以下、都道府県等)が提供するために、介護保険法の規定に基づき平成18年4月から実施しています。契約の一方の当番切に選手者が、利用者の表別に責づ合情を自らな支充とにより、利用者が適切に事業者を評価・進供すること。事業者の努力が適切に評価されることを実施でも本業者が、利用者の選択に責する情報を自らな考えることは、利用者が通りに対してよる。 が選サービス事業所・施設は、年一回、直近の介護サービス情報を通済保険に報告し、都道府保等は、事業所から報告された内容について、国が管理する「介護サービス 情報公表ンステム」により公表しています。報告内容について、副が管理する「介護サービス 情報公表ンステム」により公表しています。報告内容について、副が管理する「介護サービス 情報公表ンステム」により公表しています。報告内容について、副が管理する「介護サービス 情報公表ンステム」により公表しています。報告内容について、副が管理する「介護サービス 情報公表ンステム」により公表しています。	営に関する基準第 校 97条8項 介護保険法第115	お計に着手	(外部評価制度と情報公表制度との関係) 地域密着型サービスの外部評価制度と介護サービス情報公表制度との関係について は、外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の評価の名とを選り上でいる一方で、「情報公業制度は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観的な事実情報を公表するかのでした望いしている一方で、「情報公業制度は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観的な事実情報を公表するかのでした。「一方で、自動のに登録があると考えています。 (外部評価制度と運営推定会議との関係) 一方で、今回のご提案は外部評価が見た「係る事業者の費用及び業務負担の軽減を求めるものですが、左起の選り、「中和3年度/複報観改定において、認知症グループホームでは、運営権金銭高級、※)と外部評価の方式をいて、ためたのですが、左起の選り、「中和3年度/複報観改定において、企設知道グループホームでは、運営権金銭高級、※)と外部評価の方式を計画のが行かれていたことについて、自己評価を運営権金銭金銭を開始し、評価を受けたことの計画のいずれから「第二者による外部評価に受けることでする度値しを行いました。当該見直しば、外部評価制度に係る事業者の費用など業を発していました。当該見直しば、外部評価制度に係る事業者の費用など業を発していました。
275	令和2年12月4日	令和3年6月16日	介護保険等に係 るソフトについて	介護保険手続きにかかわるソ フトが多数販売されており 多事業所により過ごていて、 参事業所により過ごていて、 地性がなくアフマネも利用者 情報を登録する。通所介護事業所も、リハビリ事業所も訪問 介護事業所も、リハビリ事業所も訪問 介護事業所もと一つにして、 最大者できればされだけで介護用 投資できればされだけで介護用 場所できればなができると思う。 有で手代したさかであると思う。 でまま支大に削減・変補認申請を 管子化したと申ず口にい。 行き無償で配ったように。 今 でも無償で配ったように。 行き無償で配ったように。 行き無償で配ったように。 行うに が に いただきたい。	宝体で切互換性かない。 例えば障害者総合支援法と介護保険を併用する場合も別プログラムにな る。これを一つのソフトでできれば最初に出会った事業者が家族構成や 今までの経過などを入力して、共有することによってずいぶんと手間が省 略できる。保険者に請求するときも同じソフトでできるので、お休みの日な	ソーシャル		指定居宅介護支援事業者は、居宅介護支援合帳等の記録を整備し、その完結の目から 二年間保存する必要があります。 指定訪問介護事業者等は、訪問介護計画等記録を整備し、その完結の日から二年間保 存する必要があります。 (障害者自立支援給付) 障害福祉サービス費について、市町村は支払事務を国保連合会に委託できることとして	準 13条12号(平年成30 年1月18日指等の40 17年1月18日指等の40 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日 17年1日	お計に着手	ご提案にある介護サービス向けのソフトや障害福祉サービス向けのソフトについては、現場のニースを踏まえて、民間企業がモのハウハウ等を活用し、競争しなが、開発する方が、ソフト間の巨・や、民業に近の戦点からも望ましいと考えておりますが、ソフト間の 互換性を確保することは権めて重要であると認識しています。 このため、介護現場における情報連携の取組を推進し、従業者の負担を軽減しながら、介護サービスの質を向上させる観点から、「思宅サービス計画について、思宅介護支援事業所と介護サービス事業所が異なる介護ソフトを使用している場合であってもデータ連携を可能とするため、必要なデータ項目や形式を規定した「標準仕様」を作成するとともに、 小護事業所のCTでを促進するため、地域医療介護や当たが、必要なデータ項目や形式を規定した「標準仕様」と作成するとともに、 ハブレラギョンとで、「記録・本学した」を構造している場合であるが、表現では、特別でしていた。「記述するとともに、」と記言標準は、「記録・本学した」に「記事、「というでは、「記録・本学した」を開いていた。「記録・本学した」に「記録・本学した」と記言標準様式、「の普及はソフトの開発に係るコストの低廉化にも資するものと考えています。 全後、思宅介置支援事業所と介護サービス事業所の間で変わされる標準仕様に基づく歴宅・サービス計画のデータを安全に共有できるシステムの構築に向け、検討してまいります。
276	令和2年12月4日	令和3年1月14日	国人の遺体搬送 のための死亡受	国内で死亡された外国人が、 家族形式する場合が、 家族の希達する場合が、 現代のの表達する場合が、 家族的ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表達ない。 を表を、 を表を、 を表を、 を表を、 を表を、 を表を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	じまとか、じじんか、から、は、は、は、は、は、は、は、は、する、かっます。 オーツル は い に が に が は が は が は か に か に が に が に か に か に が に か に か に が に か に か	株式会社 ディーサ ポート	法務省	市区町村において、戸籍法第86条第1項に基づき死亡届出がされた場合。市区町村 長において必要な審査を行った結果、届出に必要な要件が満たされていることが確認された上で受理されます。 また。市区町村長が届出を受理した後、届出を受理した市区町村に対して、戸籍法第 48条第1項に基づ、届出の受理の証明に係る請求があった場合、必要な審査を行った上で、受理証明書が交付されます。	1項 戸籍法第48条第	応不可	現状、市区町村長において死亡の届出や受理証明書の請求に係る内容を審査した結果、届出又は結束に必要な事件が満たされていることが確認された場合には、速やかに 届出の受理収益受理証明書の発行が行われていることから、新たな制度の導入は要しないものと考えております。
277	令和2年12月4日	令和3年1月14日	2対1ルールの適 用	新しい規制1つに対して、2つ の古い規制、不要な規制を撤 廃するルールを設ける	2対1ルールを適用することにより、規制が減り、結果的に経済活動が活 気になる。 日本では規制コストが計算されて発表されることは皆無なので、国民に知 らされていない。 それは大半の学者が行政機関の御用学者となっていること、 政府が自らの政策がたたらず説明責任を集たさないこと、そして小さな政 府を是とする政党が存在しないことに起因する。 日本では1990年代から失われた時代で「立法協學」という現象が発生し、 2017年3月段階で1970年代の結り指令なる1967本の法権を含むら計5837 本以上の法令が能行されるようになった。(労働数はそれ以上の数が当 然存在します。) このような規制を増やし続けていければ日本経済の成長が鈍ることは必 然であり、日本でも規制による経済損失の計算を公表し規制改革の議論 を進めるべきである。 官僚、行政は今こそ手元の収支を気にするだけではなく、日本経済を俯 敵し、結果的に税収が上がることを目標とする機関に転換していくべきで ある。	民間団体	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。			

66

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
278	令和2年12月4日	令和3年1月14日	2対1ルールの採 用	制を作る側がいらなくなった規	現在、公務員の長時間労働が問題となっている 役所の手続きが領権であり、規制が複雑であることが原因と考えられる 規制を減らしてほしい民間側ではなく、役人に持って来させることで公務 員の長時間労働を減らせることができると考えられる 時代に合わなくなったものや、存在意意の薄い規制は殺人側がよく知っ ているはずなので、そのような規制を彼らに持って来させることで、行政の 対応がスムーズになり、公務員の長時間労働がなくなっていくと考えられ る	民間団体	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。			
279	令和2年12月4日	令和3年1月14日	2対1ル <b>ー</b> ルの導 入	既存の規制を少なくとも2つ廃 止する。廃止する規制は、そ の経済効果が新たな規制と同	総務省のHPを見てわかるように、年々規制が増え続けており国民の経済 活動が阻害される状況となっています。そこで、不要な規制を撤廃して自 由な経済活動を促進すべきです。それにより、起東・イノベーションが促進 され、経済成長を実現することができます。経済成長と次実収でされば、国 実財政や国防力の整備にも寄与します。 また、規制を廃むしまで表す。 また、規制を展立します。 また、規制を展立します。 流れます。それにより、昨今問題となっている国家公務員の長時間労働 の解消にも役立ちます。つまり、公務員の働き方改革につながります。	民間団体	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。			
280	令和2年12月4日	令和3年1月14日	規制の2対1ルー ル適用について	トランブ政権で行われている、規制の「2対1ルール」の適用 を求めます。一つの規制を作 りたければ二つの規制を廃止しなければならないルールです。 これにより、無駄な規制が減ります。	日本は立法爆発と呼ばれるほど規制が増え、結果自由競争が阻害されています。 民間の競争力を取り戻すためにも無駄な規制を減らすべき	民間団体	内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。			
281	令和2年12月4日	令和3年1月14日	規制の削減と規 制コストの管理に 関して(日本版2:1 規制撤廃ルール)	新たに規制を1つ作るときは、 規制を作るのではない。 規制を存るのではこの上昇って で来させて廃止しなければな らない。	る規制を減らして依いい氏間側ではなく、規制を作った依人側に廃止すへき規制を持って来させることで公務員の長時間労働を減らせることができ ストキラス		内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。			
282	令和2年12月4日	令和3年1月14日	2:1ルールの導入	新たな法規制を導入する際は 2つ以上の既存の法規制を廃 止すること。	アメリカトランプ大統領が導入し大きな効果を上げている政策を是非日本でも行っていただきたいと思います。 取得の法規制の中には何故あるのかわからないものも多数がり、民間産業の足かせとなっているように思います。 トランプ政権がこのルールを実施した成果として、新たな規制・本につき22本の規制を廃止するという成果を生み出しました。 また。2017年中に運動投資に計画されていた1503本の規制について、635本を撤回し244本が活動停止。700本が延期されることになりました。 たれによって2017年だけで運気政府機関は、将来にわたる5名、BIBIIIOの(約13年円で3年度の経済・株子和海湾することに成功しました。ホワイトハウスによると2018年にはかはリ将来にわたる規制コストを988間にの削減することが約束されています。 行政コスト削減には大きな効果があるルールと思いますので、良い所は他国から学び是非導入して頂きたいと思います。		内閣府 総務省	番号139の回答を参照してください。			
283	令和2年12月4日	令和3年6月16日	各種調査書の重 複入力削減につ いて	会福祉協議会等から似通った 内容のさまざまな調査書の提	質問内容が余りに似通っており、各種団体に同じような回答を行う必要性 が感じられません。社会福北法人は代表の公共団体等に回答を行い、社 会福祉法人の実情を把握したいその他の団体に当族人表団体から詳細 を把握するという流れになると事務量の大幅な削減が期待されます。	足関団体	厚生労働省	社会福祉法人は、主に介護報酬や措置費、委託費など、国民負担を原資とする公費により運営されています。よって、国民の皆様のご理解をいただく上で、その運営実態を明らかにし、適正な法人運営を確保していくことが求められており、介護、障害者、児童といった分野毎に、サービスの実施状況や人材の処菌の状況など、制度の運営に必要な一定の調査を行うことは不可欠と考えております。	なし	「制度の現状」で書いたとおり、国民の皆様のご理解をいただく上で、社会福祉法人の 需実態を明らかにし、適正な法人運営を確保していくことが求められています。そのた が、介護、障害者、児童といった分野毎に、サービスの実施状況や人材の処遇の状況。 が、制度の運営に必要な一定の調査を行うことは不可欠であると考えており、各市町木 都道府県、社会福祉協議会それぞれが事務の遂行に必要な範囲で調査を実施してい ため、御指摘のように一元管理をするような規制を設けることは困難です。	な †・
284	令和2年12月4日	令和3年1月14日	経済構造実態調 査	廃止してもいいのではないか	中小企業は記載・入力ができない。税理士等の専門職に委託することで 費用がかさむ。 1月~12月の期間に拘らなければ確定申告書で足りる内容である。	民間企業	総務省 経済産業省	経済構造実態調査は統計法(平成19年法律第53号)に基づる基幹統計調査であり、その 調査事項は統計委員会への諮問審議を経て、国民経済計算における利活用に資する 匿年(1~12月)での把握をする形で総務大臣からの承認を受け、定められております。 なお、確定申告書等には記載のない詳細な事業活動別の経理事項等も把握しておりま す。	統計法	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、本調査は、報告者の皆様方の負担軽減を図る親点から、3つの調査"を統合・再 対応不可 編し、必要最小限の事項を把握する形で2019年に創設しております。今後も引き続き、 記入負担の軽減に努めて参ります。 ※サービス産業動向調査(拡大調査)、商業統計調査、特定サービス産業実態調査	
285	令和2年12月4日	令和3年6月16日	薬局での生活習 懐病予防の取り 組みについて	「検体測定室」と「健康サポート来局」の統合的な推進	厚生労働省では薬局での指先検査によるセルフメディケーションを推進する「検体制定室」に2014年から取り組む一方、「健康サポート薬局」というしたも2016年からスターしています。これらは両者をも、全国に約1800箇所に増えてきていますが、その重なりは約1004約190薬局に留まっております。この両者は適当からして4末、運動すべ等でありと考えられますが、実際にはその運動が図られていない理由は、所承の影響が有者は医説・定衛性局と、分かれているためと考えられまさに「統制り」の弊害の典型例と思われます。 同者を統合的に所案し、セルフケア施策を推進して頂けますよう、行政改革のお取り組みの方、どうぞ宜しくお願い致します。	議会	厚生労働省	自ら採取した検体について、事業者が血糖値や中性脂肪などの検体検査を行う施設で ・検体制定型における血液を染り防止等のため、厚生労働省医政局において「検体 測定室に関するガイドライン」(平成26年4月9日医政発0409第4号厚生労働省医政局 長進知)を発出しています。 また、健康サポート薬局は患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体 的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する実際であり、その基準 は、医薬品、医機機等等の国質、有効性及び全性の確保等に関する法律に行規 第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成28年厚生労働省告 示策ニナルラリア・元にています。	通知) 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律施 行規則第一条第五	検体測定室及び健康サポート業局について、両者を所掌する部署が異なることによる その他 様的な弊害等が不明であるため、まずは検体測定室連携協議会と意見交換を行い、必 要な対応を行ってまいります。	<b>I</b> .

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
286	令和2年12月4日	令和3年6月16日	新型コロナ慰労金 の申請様式(統一 感なし)	新型コロナに関し、医療・介 護・福祉等の従事者に慰労金 が支給されます。所属施設が 申請を代行さる形になります が、その申請検式(対象者の 一覧リスト)が表せで、それ ぞれに応じた形式にしないと いけない。 様式の数だけかかっていることになるし、 様式に入力する側も、リストの 加工に手間が倍かかる。	製労金申請書に付属する対象者リストについて、 医徳では、漢字姓名間に全角スベース、フリガナは半角カナで姓名の間 に半角スペース、と年月日に西暦豪記となっている。 福祉(障害)では、漢字姓名間のスペース不要、フリガナは全角カナで姓 名間のスペース不要、生年月日にお日本記と、 各分野で様式が興なっており、統一がなされていない。 申請書本体はそれぞれの様式でも構わないと思うが、付属様式の対象者 リストの様式がいラバラで、それに合わせて手持ちデータを加工しなけれ はななない、様式が続一されていれば、同ーリストから単純切り出して対 広できるので、2億、手間にががる。 この勢いだと、産畜機関である国保遺での対象者 二重計上チェックの流 も利から最後で主的場で不経済。 やることは決まっているのだから、最初からフォーマットを統一すべき。	社会福祉法人びわこ学園	厚生労働省	(医療) 都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対して配労金(20万円)を支給しています。 ※実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関等である場合は10万円。 その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対して慰労金(5万円)を支給しています。 (介護・障害) 新型コロナウイルス感染症が発生又は遠厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給しています。 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給しています。 、※慰労金文付事業は令和2年度(令和3年3月)で終了しております。	予算措置	その他	新型コロナウイルス感染症への対応における慰労金については、令和2年度補正予算成立後一日も早、医療・力捷・障害それぞれの対象者に慰労金をお届けすべ、等務を執行しました。影労金の監督は医療・力捷・障害・和電塩はありませんが、執行のスキーム(医療に関しては単独事業・介護・障害については他の支援事業と一体)・等が異なるため、医療機関やが護事業者等ができるだけ間度な方法で申請を行い、熱行対象の方々に遺やかに慰労金をお届けできるよう。事業の実情を踏まえて、医療・介護・障害それぞれで申請書状式を作成しました。慰労金の申請受付は多くの都道府限で令和2年~8月、原まり、令和3年3月の事業終了まで今まで多くの給付対象の皆様にご申請頂きました。給付対象の方々へ迅速な給付へ対応に努めて参りましたのでどうかご理解頂きますようお願い致します。
287	令和2年12月4日	令和3年1月14日	NEDO等委託事 業での押印強要 について	NEDOや総務省からの委託 事業を受託している組織の者 です。 行政だけではなく、国家プロ	組織内で最近、すべての書類に押印をするように命令され始めました(コ 日本後)・見兵者・納品書・請求書に押印を強要しています。 しから、紙の原本の提出を命令します。 組織内の書類を全で押印原本を提出させられるため、業務に6倍以上の 手間がかかるようになりました。 電子ファイルでの代であればファイルを添付するだけで済みますが、現在 は、記をファイルの作成 2紙に印刷 3.押印 4.スキャレ 5.PDFを講覧ンステムに添付 6.本部・場覧・押印原本を提出 本部では一度電子ファイルをプリントアウトしてファイリングし、NEDOの 検査後、原本にオンイルをプリントアウトの方はシュレッダーするそうで す。 (NEDOの検査がコピーで実施されるため、一度電子ファイルをプリントア ウトレています。) を出版に応じる場合、1からほでやり直しです。 電子ファイルでの依むら、1の修正だけですが。 組織に改善を表めましたが、NEDOのか指示がなければやめないそうで す。 NEOOの検査はコピーを見るだけなので、押印があっても原本を提出されられていることまではよからないと思います。 行本の趣旨に戻するこのような事態は、他のプロジェクトでも行われて います。 行本の趣目に戻するこのような事態は、他のプロジェクトでも行われて にはなく、国家プロジェクトにもNO印機を命令していただけました6多くの研究者が助かります。	民間団体	内關府 6 経済產業者	【経済企業省】 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、委託事業に係る証票類への押印に ついて、委託事業者の経理処理に配慮し、押印は求めておりません。そのため、委託先 において押印を見直すことが可能です。 【内閣府】 (内閣府】 成主は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、証拠全験に開らし、 教判所の自由の起ことが判断される皆等、押印の必要性や効果について、内閣府及び 法務省・経産省において整理を行い、周知を行っています。 「総務省」 総務省で実施している委託研究開発の現行制度において、見積書等の各種信憑書類に 押印を必須とする規定はありません。	\$L	【経済産業 度応 省】制定 で対応 【内閣的 【内閣的 【教行対応 取下能	【経済産業省】 TEDのでは、委託事業に係る証票類への押印について押印を求めておりませんが、実態との相違があれば水圧のにおける当該委託事業の担当部局までお問い合わせ下さい。 【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりですが、引き続き研究機関の負担軽減が図られるよう取り
288	令和2年12月4日	令和3年1月14日	子ども子育て支援 新制度における管 軽先の増加につ いて	最終目標に始まったはずの 「子ども子育て支援新制度」で すが、従前管轄省庁が2か所 だったものが、新制度に移行 することにより内閣府・厚生労 働省・文部科学省の3か所に	「子ども子育て支援新制度」の内容をみると、当初幼保を一体化するという議論のもとに検討が始まったはすであるが、最終的には現在のような事業者も利用者をわかりづらい複雑な仕組みになってしまった。利用者側から見れば、施設規配がかえって多年になり、教育保育認定など手続きも複雑化してしまった。昨年スタートした教育保育無償化に伴い、さらに複雑さが増している。事業者側から丁寧に説明しても、理解している。可能力があるである。 必要書類なともいただしている。の移行手続きも非常に複雑であり、必要書類なとももい、特別問題間でない場合にはないか。名行からの確認・調査類の提出書類が内容にそれほど相違がみられないものも種類提出しなければならず、事務工数がかなり増加してしまう。太人本体に事務中間等を複数配置し、業務をあなるたるたはよいが、地方の一法人一施設の施弱な運営体制ではかなり振しい。本来業務は教育、保育であり、砂葉の事務があるで表さるため、はよいが、地方の一法人一施設の施弱な運営体制ではかなり振しい。 地方の一法人一施設の施弱な運営体制ではかなり振しい。本来業務は教育、保育であり、規模の事務があるで表立るだるたはよいが、地方の一法人一施設の施弱な運営体制ではかなり振しい。 を来業業務は教育、保育であり、単純しのことが改善されることで、利用者・事業者とした負担が多く経済する。 名庁間で共有できる情報、国・県・市町村で共有できる情報を増やしていくこともいくは、そもそもの管轄を国 地方公共団体ともしておいか。行政サイドの事務もかなり削減されると予想される。利用者が利用しやすい、事業者が運営しやすい制度・行政にしていただきたい。	民間団体	内閣府 字省省 文 厚生 学 衛省	子育て本部が設けられ、同本部を中心に、関係省庁と緊密に連携して取り組んでいます。 なお、認定こども関への移行については、希望する幼稚園、保育所の円滑な移行が図られるよう、幼保運携型認定こども関に係る認可を一元化したほか、認定こども関の認め でいる歌とに係る窓口を都道院は、段令市・中鉄市にそれぞれ・本化するなど、手続面での改善を行っているところであり、認定こども園の数は、新規開園や既存の幼稚園、保 門所等からの移行により、年々増加しています。 また、保育所等における事務職員の配置に係る経費について、公定価格において、基	の推進に関する法律 学校教育法 児童福祉法	現行制度下で対応ロ	可 制度の現状欄に記載のとおりです。
289	令和2年12月4日	令和3年1月14日	出動簿のハンコ押印の停止	公務員の朝は出勤簿にハンコを押印することが第一です。しかし、何時に出勤したのか又何時に退勤したのかな分のす間残業未私いが横行しています。調員はするため、ログインおよびログアウトで時間の管理ができるものの、そこには手を付けません。	職員の出退動の管理をシステムのログイン・ログアウトで管理し、紙台帳 は廃止する。	個人	人事院内閣官房	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うこととなっており、出勤簿に押印することは必須とはしておりません。その上で、出退勤管理の・ 具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされております。 2	- 給実甲第576号第 第2項	現行制度下で対応可能	可 制度の現状機に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要 備考
290	令和2年12月4日	令和3年1月14日	地方自治体内に おける私債権等 の満納者情報の 共有化	(なり、相談窓口や提出書類等の一本化及び債権所管部等をの一本化及び債権所管部等をの一元化が可能となり、債 務害の負担等な。 (有を報じ、付金をできる。 (日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	地方自治体の金銭債権のうち、強制徴収公債権(保険料等)については、当該自治体に滞納者の資力調産権及び滞納処分の自力執行権が法的に認められてるため、効率的な債権回収が耐能である。一方、非強制徴収公債権及び私債権保証が可能である。一方、非強制税以の債権を受ける場合である。 機収公債権及び私債権保証批資金貸付金等)については、法的にその権税収公債権及び私債権を滞納者情報の共有が禁じられている か、債権を所管する部署が七十七代債務者の資産等の情報を収集する等、非効率な債権管理を実施せざるズはい現状がある。※地方公務長法第24条(で特金養別、地方私法第22条(を認識浪別別、 そこで、非強制徴収公債権及び私債権の管理について定めた地方自治法第24条(こいて、普通地入共同化する美別、地方指法第22条(政制、対方自治法第24条(地方税の管理について対した情報を活用できる旨を明文化する。又は、地方税法第22条(砂板)に対ち自治法第24条(地方税の管理においては、当該秘密に当たらない旨を但し書きすることで、情報共有が可能となり、現状の運用から改善される。※地方自治法第240条(地方税等を除く債権)	地方自治体	総務省	地方税の調査等の事務に従事する職員(以下「税務職員」という。)の秘密の保持については、地方公務員法上の守秘義務に加えて、地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)において罰則が規定されています。 規名職員自身が、その事務に関して知り得た私人の秘密(勤務生や預金口座などの 投務職員自身が、その事が同して知り得た私人の秘密(勤務生や預金口座などの 投務職員が第二者に関係な第三者に知らせることは、同法の予見しない権利の侵害と 考えられるため、そのような権利侵害が現実に発生することを防止するという適当で設 げられています。 投務職員が第二者に投務情報を提供する場合で本条に規定する罰則を料されないも のと解しうるためには、そのような行為を避広なものとして許容したと認めるに足りる法 強制酸収公開催しついては、国税徴収法第141条の規定が適用されます。滞納者等 は、財産に関する必要な質問及び検査への応答が議算が行られます。 ・対策に対する必要な質問及び検査への応答が議算が行られます。 研究の規定と認っては、国税徴以法第141条の規定が通用されます。 研究の規定と認っては、対策に対しては初留に当たらないと考えられ、 同条の規定に基づく情報提供の表がよりに投税当断が当該投務情報を提供しても、 地方税法第22条に規定する罰則は料されません。	地方税法第22条	御提案にある非強制徴収公債権及び私債権を徴収するために、滞納者の窓に反して その保務情報を利用することは、滞納者の雇用侵害となり、地方税法第2名の規定に よら行移職務が守されるべきものあることか。地方自治法第2名の余や地方核法第2 2条において税務情報を共有することができる旨を規定することは適当ではないと考え ます。
291	令和2年12月4日	令和5年11月15日	ために初期段階	するとき、何らかのシステム化 を考えると思いますが、その設 計を今までのようにお役所主 すでやってはダメだと思いま す。 当事者は今までのやり方にこ だわろうとするので、今までの 実績からまたまた『妙なシステ ム』になる可能が高くなりす。 今までの業務をそのまま 電子化しただけでは本当の意	e-taxには以下のような意味不明の制物があります。役所の都合 ●事前準備として謎のアプリをインストールさせられる ●LEでしか優えない。Chromaが使えない HER-SYSICついては 当初入力項目が130あった。その後40まで減らしたということだが、それで	合同会社 んぱんぱ	デジタル庁	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) において以下の方針を定めており、デジタル庁及び各府省において、民間専門人材を積極的に採用・登用し、プロジェケトの支援を行うこととしています。これらの人材の参画の下、情報システムの整備に当たっては、サービスデザイン思考に基づき、業務改革(BPR)及び制度そのものの見直しに取り組むこととしています。  3-4、民間人材の積極的登用デジタルドは、情報システムの整備・運用、統括・整理等に必要な民間人材や、切小X、クラット技術、アジャル・川開発等の各分野において高い専門性を有する人材等を十分に確保する。この際、緊急の案件にも対応できるよう、手及途中でも乗収に採用を行う。また、民間人材は、常勤又は非常勤の職員として、職務内容や負性を明確化した工程保用が、また、民間人材は、デジタル庁に別人材は、デジタル庁に別人材は、デジタル庁に別人がは、デジタル庁に別人材は、デジタル庁に別人がは、デジタル庁に別人がは、デジタル庁に別人がは、デジタルドの関人材は、デジタル庁を開始化して、場合の事件では、大学の事件に応じて必要な支援を行う。また、民間人材に係る効果的な人事評価の仕組みを構造し、マボジンとの資を向上させる。また、各所省においても同様に民間人材を根極的に登用、プロンナケの体制強化を行う。なお、セキュリティについては、NISOにおいて、民間の特に高度な専門人材を特定任所は観音の制度を活用して採用し、各所省のサイバ・セキュリティにフいては、NISOにおいて、民間の特に高度な専門人材を特定任所は観音の制度を活用して採用し、各所省のサイバ・セキュリティに関する動意を行う。	なし	対応 制度の現状欄に記載のとおりです。
292	令和2年12月4日	令和3年1月14日	各種統計調査の 刷新	能工業投入調査票が届いたが、紙、オンラインでの回答が 不可となっている。 調査品目名が固定されている。 調査品目名が固定されているから、その後の材料費内訳も 固定されており、現在のビジネ ス内容とギャッブが有る場合、回答が由まなが書するので、、情報連携すれば不要にな るだろう。 売上原価などは欄外に注記番 号があちゃくかられており、都度確認するのが本当に 手た、構成比の記入を行う必 要がある。電車で計算して記 し、これな形では抜計としての 積度も低くなどの意味を為していない のでは?	会社側の事務コスト削減 関側の統計調査精度向上と集計簡素化	民間企業	经济産業省	本調査は、産業連開表の作成に必要となる製造品等の投入構造(原材料構成)を把握するため5年ごとに実施しています。産業連開表は、GDPの計算に使用されるなど経済効果の測定に広く利用されています。変入構造は他の統計調査では把握困難であり、その把握のために必要な統計調査です。 次回(令和7年調査)から産業連関表の作成方法が大き(変わるため、現行の産業連関表のための令和2年鉱工業投入調査においては、政府オンライン調査システムを利用していませんが、エクセルファイル形式の調査票に記入し、メールによるオンライン提出も可能です。 調査票には、記入する負担を軽減するため、あらかじめ過去の産業連関表において調査無目となった主な材料を材料費内部の欄に印刷していますが、回答内容に合わせて材料の費目を変更していただけます。 被務申告は統計調査とは異なる目的で別の法律に基づいて行われるものであり、現在は納税者の情報保護の競点から連携がですおりません。なお、平成30年に策定された第3期公的総計の登場に関する金銭前にはいて、成存の統計の補充や代替のための行政記録情報の活用について検討することとれています。 機外の解説は、記載方法を明確にし、回答後に報告者にお尋ねすることのないよう記載しているものです。 既材料等の費用構成比は、金額(実額)による記入が困難な場合に回答をお願いしています。金額と構成比の双方に回答する必要はありません。	統計法	平素より、鉱工業投入調査を始めとした各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。 令和7年に行われる次回調査までに、以下の改善について検討します。 〇産業連限表の作成方法の変更に伴うぶ調査の見直しにあわせて、政府オンライン調査システムの利用可能を含め、より便利なオンライン回答を可能にする。 〇報告者の負担軽減のため調査票の記載方法を改善する。具体的には、 ①調査品目の選定方法を分かりやすぐ記載する。また、実態に合わせて材料費用等を変更して回答できる旨を分かりやすぐ記載する。また、実態に合わせて材料費用等を変更して回答できる旨を分かりやすぐ記載する。とが因難な場合に限りお願いする旨を分かりやすぐ記載する。 検討を予定 ・

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
293	令和2年12月4日	令和3年1月14日	防災者(または、 防災庁)の設立	測に徹し、防災に関しては、新規設立する防災省と市町が行う。 〇避難情報を発令している市町はの防災部門は、市町に属するが、防災省の傘下に入れる、役所の組織の在り方につ	地元気象台では、今後除るであろう雨の降水量を予測する能力を有して いるが、地元気象台は土砂災害や浸水、洪水を予測できない。 災害は危険区域で気象要素以外のことが原因で発生するから気象庁、 地元気象台には気象現象以外で発生する災害の予測できない。あくまで も、気象台や気象庁は、災害を起こす気象現象の予測を行っているだけ	株式会社際 三陸国家 気象	内閣府 国土交通省	大規模災害が発生した際には、これまでも、過去の災害で得られた教訓も踏まえつつ、 国と自治体が十分に連携しながら、迅速かつ的確な応急対策と確災地の早期の復旧・ 復興に取り組んできたところです。 気象庁においても、防災気象情報の発表に加えて、自治体が適切に防災対応を行える よう、様々な支援を行っています。例えば緊急時には気象と長から市南村長に対して直 接電話で気象特別を分子がナラインや、自治体へのJETT(気象庁防災対応にあたってい ム)派遣によるきか細かい、気象解説を通じて、自治体と連携して防災対応にあたってい オす。また、地方気象会に地域等の担当チームがあなたの可予報官と軽視し、市町 村等との緊密な連携関係を構築するとともに、気象防災ワークショップの開催等を適し、 平時から支援の取録を進めております。さらに、地元の気象に構通している気の の名を、防災気象情報の読み解きや助言などを行う「気象防災アドバイザー」として委嘱 し、市町村を直接支援する取組も進めております。	気象業務法、 災害対策基本法等	現行制度 下で対応可 : 能	防災体制の充実強化は重要な課題であり、自治体との連携のあり方についても不断の 見直しを進め、万全の防災体制の確保に努めていきます。 繁象庁においても、左記に記載の取組の一層の充実を図り、自治体と一体となって地域 の気象防災への、支配に対している。 と図るとともに、防災気象情報がより国民の皆様に利活用されるよう、伝え方の改善 を図って参ります。
294	令和2年12月4日	令和3年1月14日	オンラインシステ ムについて(Zeorr 使用で会議を選 営できないか)	情報セキュリティボリシーが各 有方で定められているが、情 報道機を防止することから契 別に基づかない「約数による 外部サービス」については、「程密性性情報のみ扱い、各 を練する。ことが求められて います。現在、テレワークやオ ンライン会議を余儀なくおして いるオンラインシステム全機を 人数集めると音声・画像に不 を 人数集めると音声・画像に不 できないため、「情報セキュリ レてがいたり、「情報セキュリ して欲しい。」	コロナ渦の中、集合形式の全国会議を実施することは困難であり、オンラインシステムとりわけ2comやMcrosoftチームスなど、使い勝手の良いシステムを利用したいと考えている。とりわけ2comは各大学のオンライン授まで主要大学で採用しているないなので、様々は場面で有用た活用ができると考えている。しかしながら、「情報セキュリティがリシー」が壁になり、想定している金舗が実現が出来ないことを変しています。参考までですが、私は厚生労働省の外部機関に勤務する者です。	民間団体	内閣官房	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範」(平成30年7月25日改定)の第四条第1項において「機関等は、自結機の特性を踏まえ、基本方針(機関等における情報セキュリティ対策の基本のな方針をいる。以下同じ、及び対策基準(機関等における情報及び情報システムの情報セキュリティを確保するための情報セキュリティ対策の基準という。以下同じ、入を定めなければならない、とされておい、ことは、「精齢システムの利用に際して、情報セキュリティを確保するために職員等が行かなければならない必要な措置を定め、実施させなければならない。」としています。なお、200m等を使用したナンライン会議の利用は、政府統一基準上利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるか合かによりパラウトサービス」とならい割款による外部サービス」の利用では、必要なセキュリティ対策が取られている。また、「約款による外部サービス」の利用では、必要なセキュリティ対策が取られているか、確認が取れないことから要機密情報を取り抜わないよう規定することとされています。		現行制度下で対応可能	「情報セキュリティポリシー」は各機関において定められているものである為、各機関が 業務の状況を踏まえ、セキュリティポリシーに基づいて適切に判断し対応いただく必要が あります。 なお、オンライン会譲システムについて情報セキュリティに関する十分な設定が行える場合は統一基準上の「約款による外部サービス」には当たらず、要機密性情報を取り扱う ことも許容されます。
295	令和2年12月4日	令和3年6月16日	厚労省ハンコ	雇用調整助成金、心から感謝 しておりますが、いかんせん支 絵主での期間が長過ぎます。 弊社の申請では、決済される まで、カ月強・ やっと、決済されたらしいので すが、振込実行までこれから、 までは、カーストのようとのこと。 決済後、張込を1ヵ月かからない。 由かわからない。	展用調金到成金の申請者の下部に、投げの処理機か扱けられてよす。 そこに、担当から局長、所長まで、なんど19人グのハンコを押すスペース があります。 失礼な言い方ですが、実際書類に目を通すのは、担当の方か、せいぜい その上長。 後の方は、回髪板のハンコ押し。めくら判。 13人もいらっしゃれば、18日はかれるのではな	株式会社 テリーコー ポレーショ ン	厚生労働省	雇用調整助成金は、事業主が労働者に対して休業等を行い、休業手当等を支払った場合に、その一部または全部を助成するものであり、審査に当たっては、休業等の実施状況及び休業手当等の支払状況を確認しています。 支給申請の内閣と不備不足がある場合の他、休業等の対象者が多い場合や事業主が複数月分をまとめて申請した場合、支給申請が集中する場合には、審査に期間を要することがありますが、全体としては迅速支給に努めています。	なし	対応	安定所等処理欄においては、審査を行う安定所等において考えられ得る決裁権者を全 て護列しているものの、実際には記載されている全員の決裁印を求めてはおらず、ま た、迅速支給のため、決裁権者は必要最低限とするよう労働局に対して指示済みです。
296	令和2年12月4日	令和3年1月14日	国勢調査の廃止 について	住民基本台帳等が整備されて いることから、住民基本台帳 等を活用することとし、国勢調 者を廃止する。	住民基本台帳が整備されていることから、国勢調査により人口等を把握する必要性が極めて流い。 国勢調査で回答してもらえない世帯があり、住民基本台帳等を活用すれば十分。 100年前につくった制度のまま、現在まで継続していることの方が不思議。 デライバシーの保護の意識が高まり、国勢調査に対する義務の意識が薄くなっている。 人口減少、人手不足により、調査員の確保が困難。 国勢調査に対ける地方公共団体の事務が暢大で、実務に支障が生じている。 国勢調査に対ける地方公共団体の事務が暢大で、実務に支障が生じている。 国勢調査に対する苦情や問い合わせで地方公共団体の業務に支障が生じている。 地方公共団体における実務量や人件規を削減できる。 地方公共団体における実務量や人件規を削減できる。 地方公共団体における実務量や人件規を削減できる。 地方公共団体における、国民の手間もなくなるので、国民の理解を得られやすい。 経費を削減でき、国民の手間もなくなるので、国民の理解を得られやすい。	地方自治体	総務省	番号18の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
297	令和2年12月4日	令和3年6月16日	年金機構の調査について	ばそれ用のノートPCを用意し 業務のPCを別にして使用また	年金調査は窓口に足を運ぶか大量の紙書類を郵送して対応している状況です。不会理極まりない状況です。ペーパーレス、国民負担を軽減する意味でも早急に対応をお願いします。  ★上記で無理であればD、PWで入れる会社のサイトを作成してもらいそこにフィルをアップできるようにお願いします。	結社労士 ネットワー ク	厚生労働省	「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び船酬等の調査」において、これまで資金 台橋や出勤簿等を抵ע体で郵送により提出いただいておりましたが、現時点に令和3年 6月時点)では事務負担の比較的少ない規模の小さな事業所を除き、郵送による調査は 行っておりません。	厚生年金保険法第 100条第1項	検討を予算	「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」において、これまで賃金 企業の出物障等を紙線体で郵送により提出いただいてよりましたが、現時点(令和3年 6月時点)では事務負担の比較からない規模のつな事業所を使き、搬送による調査は 行っておりません。今後は電子データで提出いただくことを検討してまいります。
298	令和2年12月4日	令和3年1月14日	民有林と国有林 のデータ共有と オープンデータ	民有林と国有林の森林情報の データ共有とオープンデータを 行う。森林電理は国有林との イカーの イカーの イカーの イカーの イカーの イカーの イカーの イカー	はやひ状、運体が検査業務」の金属技術を活用し、現場負担を軽減して、データ無能活用する。 経済的又は社会的な効果 ・森林情報のデータ整備の予算の重複がなくなり経費が削減できる。 ・幅広い分野に森林資源の価値が広がり、資金流入が促され、資産価値が向上する。 ・流域一帯の森林を総合管理できることから、小面積で分散する施業地の制限や制約から解消され、思い切った森林管理や木材生産が可能となる。 ・森林所有者と管理者、従援する林業事業体、川下の製材工場やいウス・ホート・世経組書が同能となる。	個人	農林水産省	国有林の森林情報については、各種図面は各森林管理局のサイトで公開するとともに、林小班ごとの資源情報を国土数値情報(https://hftpmiltc.jp/ksi/mdatalist/KsjTmpit-A45.html G空間情報センターにおいても公開。)において汎用性のあるデータ形式でオープンデータ化しており、誰でもダウンカード可能となっております。また、民有林の森林情報については、森林法第5条に基づく地域森林計画の樹立に多な資料とし、都道府県が自治事務により、森林湾・森林計画図などを作成しているところです。これらの資料についても、R2-現在で27都道府県でWEB上で公開しており(二次利用できない形式も含む)、オープンデータ化が進んでいるところです。なお、WEB上で公開していない都道府県においても、民間企業等からの申出に応じて情報提供がなされているところです。	森林法	現行制度下で対応す能	国有林については、オープンデータ化を通じたデータ共有がさらに進むよう一層の周知に努めます。 可また、都道解釈で管理する民有林情報については、官民データ活用推進基本法に基づくオープンデータ基本方針を踏まえ、都道解県への働きかけを行い、オープンデータ化を通じたデータ共有の進展を期待します。
299	令和2年12月4日	令和3年1月14日	固有林の民営化	林の模能となるように国有林 の民営化さんでいる。 成立、内閣府体水産 は大産なが進化しに向けて、 国有林の投入の成長を役割に重要である。 国有林の自己の20%。 森地の お3の成長を役割に重要である。 日本のから、 と目のである。 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・国有林が新技術を積極的に導入し、ビジネス視点での林業経営を行うこ だで、優秀な人材や意識の高い若手や女性が入門、、職場の一気が高ま る。様々な分野で新技術が開発され、ベンチャーが育ち、イノベーション がおきる。 ・国有林が民愛化されれば、森林情報をオープンデータ化して、誰もがイ ンターネットから利用、ダウンロードできるようにすることで、国の理解	個人	農林水産省	国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に重要な役割を果たしており、さらに、民有林への指導やサボートなど我が国の森林・林業再生に貢献するよう。「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要があるとされています。このため、森林及び林業をかぐる情勢や一般会計への8分下等を踏まる、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を元用し、林業の忠差産業化や、国生保全・生物多様性保全等の公益的機能の免標など、森林・林素施策全体の推進し関献する役割を積極的に果たすこととしています。(平成28年5月閣議決定、森林・林素基本計画より) 国有林の森林情報については、各種図面は各森林管理局のサイトで公開するとともに、林小班ごとの資源情報を国土数値情報のサイト(https://nftp.mit.go.jp/ksi/gml/datalist/ksjTmplt-445.html Q空間情報センターにおいても公開、j.ck.以下の大部の大部が大部分でオープンデータ化しており、誰でもダウンロー「可能となっております。	国有林野の管理経営に関する法律	現行制度で対応で	制度の現状欄にもございますとおり、引き続き「国民の森林」として国が責任を持って 管理経営を行うとともに、オープンデータ化を通じたデータ共有がさらに進むよう一層の 周知に努めます。 なお、ドローン等の新技術の活用に当たっては、若手職員が中心となって取り組んで いるところですが、今後も若手職員の意欲的な取組等が進むよう取り組む考えです。
300	令和2年12月4日	令和3年6月16日	医療機器の承認申請書の関示請求業務について	ており、その承認にあたって 提出した来源申請書の行政文 書の開示請求に関する開京イ 業をすすめるにあたって、受 労省医薬・生活衛生局総務課 の方とやりとりをしております。 現在そのやりとりをFAXや郵ジ で行っていますが、メールでの	学社が承認申請を行った医療機器の承認申請書は、承認後に行政文書の開示請求の対象となるため、厚労省が開示請求を受けたら、厚労省と学社で開示範囲についてやりとりを行います。そのやり取りを行う手段として、FAXや働送を使っております。5.68 年前、ニメールでのやり即りは不確実なの、で、受け付けられませんと拒否されました。今時、FAXを使ってのやり取りは非常に不便です。ちなみに、そのやり取りで値印は使っておらず、メールでのやり取りは問題ないと思われます。 度労省から図等一般が表が出るといるというでは、「とのでは、アールでのやり取りは問題ないと思われます。」 原労省から図等一般が手段があるというでは、「とのでは、アールでのでは、アールでのでは、アールでのでは、アールでのでは、アールでのでは、アールでは、アールでは、アールでは、アールでは、5日間で開示請求が届とた思ります。郵送ではなくメールで届けば、5日間で開示請求が届とた無ります。郵送ではなくメールで届けば、5日間で開示請求が届とた事がができます。メールでやり取りができるようにご検討をお願いいたします。メールでやり取りができるようにご検討をお願いいたします。	遊谷工業 株式会社	厚生労働省	1 第二者意見照会における開示文書案の調整方法について 情報公開法第19条第1項に規定する第三者に対する任意的意見聴取の方法について は、特段定めれておりませんが、対象となる主な文書が系認申請書類といった機密性 の高い文書ですので、セキュリティリスクを低減させる観点から、原則都送による対応を お願いしているところですが、状況に応じてメール等によるやりとりも行っております。 2 意見書の提出期限については、目安として照会日から5営業日後を設定しているところ ですが、作業量等に応じて個別にご相談いただくことで、期限の延長も行っております。	行政機関の保有す 行政機関の保有す 情報の開示に第 するする法律第13条第 1項	対応	制度の現状欄に記載のとおり、個別事業に応じて対応しています。

	所管省庁	回答				提案		ē.	所管省庁の検	討結果	_
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
301	令和2年12月4日	令和3年1月14日	農地利用状況調査におけるデジタ 小情報の活用	会が年に1回、所管する農地 を調査することとされている。 現在、当農業委員会では、紙 媒体の地図を、農地利用最適 化推進委員(平成30年7月32 名設置)に配布し、農地の利 用状況を調査、写真の撮影と 地図の色分け、月一度の報告 を行っている。	を用いた調査効率の向上を検討しているが、福島県及び一般社団法人福島県農産議能では、タブルッ端末の導入(リースや購入)の目折か地図情報を用いたシステムの導入は、既存の農地情報公開システムとのすみ分けが困難であるとして、補助金の交付が認められていない、次年度において、任期後3年生する農地利用最適化推進委員の第77期支援があるから、改改かの設情報の印刷から方など現地譲渡用の資材が必要となることから、補助金のメニューにデジタル化の推進やタブルッ地業率の活用をお認めいただきたい。地図情報の印刷 300万円の削減 かりまると現地は割査資材 150万円の削減	個人	農林水産省	利用状況調査については、調査計画策定費や現地調査旅費等を補助するため、農業 委員会からの申請を受け、機構集積充援事業で予算を措置しています。 デジタル地図については、「デジタル地図」を活用した悪地情報の管理に関する検討 会」において、関係機関が有する農地に関する情報を地図上で紐付け、一元的に管理 するデジタル地図の活用についての検討結果を令和2年3月に取りまとめ、元帥に管理 受け、デジタル地図を活用して悪心候や水田台帳等の農地の現場情報を統合し、農 地の利用状況の現地確認等の基本的な効率に、省力化など図るための「農林水産 地理情報共通管理システム」の開発に向けた検討を進めているところです。 また、農地情報公開システムについては、農林水産省地運情報共通管理システムと連 携するために関係省庁等との必要な調整を行っているところです。	なし	対応	農業委員会が行う理地調査については、情報収集のスピードアップを図り、得られた 情報を関係機関と速か的に共有できるようにするため、当省としてもデジタル化を進める ことが必要と考えております。 そのため、令和3年度概算要求でタブレットの導入経費について計上を行ったところで す。また、まずは農地情報公開ンステムへの移行を推進していただくとともに、農林水産省 地理情報共通管理システムの開発と、農地情報公開ンステムの連携及び現地調査に対 成したシステムの開発にいては、令和4年からの一部運用を目指し、12月15日に開議 決定した令和2年度第3次補正予算業に計上しているところです。
302	令和2年12月4日	令和3年4月16日	復興庁に提出する月報報告の押 可箇所が多すぎ る	国立大の臨時職員に義務付けらている月報の押印箇所を 減らす。これまでは毎日の実 務金でに押印していたのを 月に一度リレルを実外内容 行った」の欄に1つ押印するようにする。	際、滲んだりかすれたり、押す場所を間違えることが多くあります。その都 度印刷からやり直しすことになります。。形式的な報告書を作るために半 日以上かかることもあり、時間と資源を無駄にしています。私だけではな	個人	復興庁 文部科学省	_		【復興庁】 事実誤認 【文部科学 省】 対応	復興庁においては、ご提案理由に記載のある月報の提出を求めている事実は確認できませんでした。 文部科学省としては、大学内における必要不可欠ではない押印の廃止を要請してまいります。
303	令和2年12月4日	令和3年8月18日	保育園を学校に。	保育園は厚労省、学校は文料 4、同じ教育子育てなのに所 智が違うのはおかしいと思い ます。これこそ縦割りの弊害だ と思います。	株育教師と9 れは行通な書となりま9。3歳以上は無負化しているので同題ないだろうと思います。保育要領もあり、学習指導要領と同じ物がある	個人	厚生労働省 文部科学省 内閣府	す。   一方で、幼児教育段階については、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭での教育など   祭材にわれば、また理様の分野園、保育所の名くが利力であるため、小力学技術歌はは	校教育法 会議社法 会議を 会議を を 会議を を を を 会 の を を 会 的 の を を も 数 を の を の を の を の を の を の を の を の を の を	対応不可	幼児教育・保育の義務化については、幼児を就学させる義務を保護者に課すことをどう 考えるのか、幼稚園・保育所・認定ことも園は私立が、部分を占める現状をどう考える かなど、学校教育制度全体のモリカに関わるものであり、また、国民の幅広い理解を必 要とするものであることから、慎重な検討を要する課題であると考えます。
304	令和2年12月4日	令和3年1月14日	公務員出勤簿	公務員の出勤簿をマイナン パーで管理するべき。	公務員の出動簿は、人事院規則により押印が必要となっているが、テレ ワーク等の普及により、意味を持たないものとなっており、改善を図るべき。また、現在、公務員はマイナンバーを身分証にしているので、これで 管理するべき。	個人	人事院内閣官房	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うことと なっており、出勤簿に押印することは必須とはしておりません。その上で、定時までに出 動したことを認明する具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用する こととされております。		現行制度 下で対応 能	可制度の現状欄に記載のとおりです。
305	令和2年12月4日		マイナンバーカードについて	宮崎県日向市では、マイナンパーカードを作っても、住民票 などコンピニの解できるという制度が、対応してないと市役所に言われました。 メリットがないならば、作る人は当然少ないですよね。 河野大臣、なんとかして下さいませ。	マイナンバーカード作成が増えると、国が国民のお金の流れを把握できるんですよね? 日向市だけかもしれないが、住民票などコンビニで、取得できないままになっている。 国がGMまで放送して、うながしているが、地方によって、出来る事と出来ない事があるが態が、おかしくないですか? マイナンバーカード作成する人が増える。	個人	総務省デジタル庁	マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンピニエンスストア等における住民展の写し等の各種証明書の自動な付サービス(コンピニ交付サービス)を実施している場合には、コンピニエンスストア等において住民の写し、中国を明書を支配することができます。全和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。	L	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。

W C	所管省庁	回答	10 chair ex		4B charm ±	提案	Tr Mr do th	所管省	庁の検	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法・	令等	対応の 分類 対応の概要
306	令和2年12月4日	令和3年1月14日	定年退職後の公務員の短時間動務について	公務員ではなく、別途雇用契 約を結ぶものとし、兼業を認め る。(労働条件の設定はフルタ	定年退職後の再雇用制度について、民間企業には希望する人は65歳まで雇用することを義務付けている。公務員は再雇用にあたりフルタイム動格を短時間数約の2つの選択股が設けてあり、フルタイムは45歳異用である一方、短時間勤務希望者は「雇用されないこともある」としている。実際、短時間勤務希望者が上れなかった例はあまたあり、今日、毎年金者として放り出されている。これは再雇用制度の本来の趣旨で全遇職後に無年金者を出さないようにして55歳の年金支給ぎでラウマーに反している。国家公務員に乗せて地方公務員の制度が各都道府県単位で決められているが、安生退職後の短時間勤務希望者の扱いが都道府県によって大く環心り、短時間勤務名が極端に少ない場がある。後の時間を持定2013/02/19/1/310200.20月が機能に扱時間勤務名望者が少ない県は雇用制節弁として扱われており、短時間勤務名望者が少ない県は雇用制節弁として扱われており、短時間動務名望る労働やの権利が侵害されている。政府は段階的な学生延長を示しているが、それまでの間、この無年金者問題が放置されるのはどう考えてもおかしい。本年金者問題が放置されるのはどう考えてもおかしい。本年金者問題が放置されるのはどう考えてもおかしい。本年金者問題が放置されるのはどう考えてもおかしい。本年会者問題が放置されるのはどう考えてもおかしい。本年会は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	個人	総務省	地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて事念することが実められています。これは、再任用職員であっても同様であることから、引き後を、地方公共同体の人事行政に関する程本基を定めた地方公務員法(昭和25年法律第26年)第28条の4年に規定する再任用制度に基づき、地方公務員の運用に任任用する必要があると考えます。 東日和制度の運用に関しては、「地方公務員の雇用と年金の接続について(「平成25年3月29日付代祭訓中に基づめ、以下間計と問題以と「おいて、地方公務員の雇用と年金を経験に実施するとは、「他方公務員の雇用と年金を経験に接続する観点から、任命権者に対し、当該職員が年金を経験に接続する場点が、以下間計と問題以と「おいる人場の企業のと表表した。」を表表し、以下間計と問題が、日本の雇用を有力をことができる語をお示して、原則、常計算を重するともに、競場的財務の職に再任用することができる語をお示しているとこのです。る場合には、短時間数的の職に再任用することができる語をお示しているとこのです。る場合には、短時間数別の職に再任用を合かできる語を入し、「大会」を対し、「大会」を対し、「大会」を対し、「大会」を対し、「大会」を対し、「大会」を対しているとこのです。る場合により、「大会」を対している。地方公務員法第15条)、希望が当場に再任用されるものではありません。また、東任用規模は、延時間動務職員を含むて定率がの職員に関する規定と同様の本格的な職務に従事することから、地方公務員法第38条に基づく室利企業への従事等の制限の選用については、副大臣通知において企業のと実施を記まれている。「大会」を対している。「大会」を対している。「大会」を対している。「大会」を対している。「大会」を対している。「大会」を対している。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」、「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」といる。「大会」、「大会」といる。「大会」、「大会」、「大会」、「大会」、「大会」、「大会」、「大会」、「大会」、	の6、第	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
307	令和2年12月4日	令和5年7月12日	ド交付の受け取り 及び再交付の説	そのビデオを見ながら利用者 用パスワードや署名用パス ワードなどを考えてもらう。 ・ビデオを見終わった人から順	私は足立区役所の区民事務所で正規職員として勤務しています。 今までは、足立区の区民事務所はマイナンバーカードの再交付と更新だけ受け付けで新規契付は2か所のみで受付でいましたが、特別実額給合金やマイナボペンなどでマイナンバーカードの必要性を感じた方々が一覧に申請しており、今までの交付担当では業務が追いつかず、交付場所を全区民事務所に広げて対応しているところですが、予約制にしており、当区でもなかなか予約が吸れない場でか即申請、マイナンバーカードの変付はあたりです。 現在予約はは人30分で予約枠を取っていますが、提作よりはほとんどがマイナンバーカードの取り扱い方の説明で、具体的には、利用者用電子総の部との違い、バスワードの管理、バスワードを窓れてしまったとどうするか、無くした場合はどうするかなどを1人人に丁寧に説明をしています。 同じビデナを一斉に説明をすることで、職員が1人あたり対応する時間が必なくて済むと考えます。 別応する場合の少ない小規模な自治体でも同じことが起こっていると思りようながとなった。 力とあることを表しています。 人5分程度で終わるので結果、職員の負担も減り受け取る住民も待ち時間が少なくて済むと考えます。 対応する場合の少ない小規模な自治体でも同じことが起こっていると思うよっました。 フォリカードの表した。 フォリカードの表した。 フォリカードの表した。 フィナンバーカードの説明をしています。 マイナンバーカードによってどの様に国民生活が変わるのかがわかればマイナンバーカードによってどの様に国民生活が変わるのかがわかればマイナンバーカーの普及に大きくつながると思います。	個人	総務省デジタル庁	総務省では、「「個人番号カード 利用のご案内」及び「電子証明書 利用のご案内」について」「平成27年12月28日総務省自治行政局住民制度課事務連絡)において電子証明書や暗証番号等について、住民向けの説明の手引きを市町村に対してお示ししているほか、市町村向けの説明資料の作成及びHP上での説明ページの公開を行っています。		現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
308	令和2年12月4日	令和5年7月12日	マイナンバーカード義務化、デジタ ル化推進でいる。 の業務効率化を	義務化をし、紙、FAX、ハンコ などを多用するアナログ文化 からデジタルへ大転換し、行 政の業務効率化を目指すべき です。 日本は何を申請するにも紙や ハンコを多用しまでも受所の 仕事がとても遅いと思います。 のままではデジタル後進配 になってしまデジタル後 になってしまうが劇感を感じています。エストニアや軽固など マイナンバーカが劇感を使した。良い ところは学んで真似すべきで までは一次で、で、まで、ときで す。	います。 マスコミは過剰に個人情報の不安をあおるので、盗難紛失時には電話で 停止が可能で再発行も可能なことも説明すべき。CMなどでの周知徴底が 必要だと思います。 またマイナンバーカードはバスワードが多すぎて忘れてしまう危険があり ます。メールアルスや氏名、住所などを用いてインターネット上で再設定 ができるようにしてほしいです。 自然災害の多い日本では紙やハンコを使うのではなく、スマホやパソコン で簡単に電子申請し、迅速に総付する必要があります。ユコアのように誰 でも分かりやすい国や行設サービス申請用のスマホアブリを1の開きす べきだと思います。アイデアなどは民間の力を借りるべきです。 誰もがマイナンバーカードとアブリをインストールして簡単にスマホで行政 サービスの申請ができたら役所の業務の効率化が大幅に進みます。 今のマイナボータルは表まりにも複雑で分かりにくすぎます。日本はこう いうサイト作りやアブリの開発があまりにも下手。ブラウザの制限があ たりのゲインドー間がかったり機能でからいでは、これでは普及よ	個人	厚生労働省 整務庁名 デジタル庁	【健康保険証とマイナンバーカードの一体化について】 現在、既にマイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。 【盗難紛失時の周知】 マイナンバーカードを始康保険証として利用することができます。 【企難紛失時の周知】 マイナンバーカードを合けイトにて24結365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けていることを公表https://www.kojinbango-card.go.jp/security/ 【マイナボータルをご利用いただための環境として推奨しているブラウザは限定されており、マイナボータルの一動特理はついて』 マイナボータルの一動特理はついて』 対応したスマートフォンが必要となります。 【『運転免許証とマイナンバーカードの一体化について】 バローワークについて】 バローワークについて】 バローワークについて】 バローワークについて1 バローワークについた。 【ロンビニ交付について】 マイナンバーカートを取得済みの者をあって、居住地の市町村(戸籍証明書の自動等2分とサイナンバーカートを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の自動等2分を通送第92条等において住民業の写しや戸籍証明書を取得することができます。令和5年4月1日時にで1150市前村、信息1650万人が利用できる状況となっています。これら年4月1日時にで1150市前村、信息1650万人が利用できる状況となっていまった。コンビニエンスストア等において住民業の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時にで1150市前村、信息1650万人が利用できる状況とかています。コンビニマザリービスの導入に要する経費について特別交付税措置を講じるなど、市町村におけるコンビニマイサービスの導入に要する経費について特別交付税措置を講じるなど、市町村におけるコンビニマイサービスの書入を推進しております。	にいま タ 証	の一体化 でから向加を図がいたで与くしいます。 こついて] マイナポータルについて] で指摘をいただきました。ログンにミ目的がかり複雑で分かりにくいというマイナポータルの問題点については、より多くの国民の皆様にご利用いただくからに改善が必要であった。 いります。 いっぱん 一般

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
3	09	令和2年12月4日	令和3年1月14日	公募制度の抜本改善	1. 公募手続きに関する透明 中、客観性向上 事実上出来レースとの指摘 方をう手続きで改め、頂に有 をな人材を選出するプロセスとする「現状では数だけ増やし 七意味が近い。このたかな券ボストに対し、 そ名本事当から特定編号、 の口ききを禁止し、評価者の公製明 大評価結果の大臣への設明 大評価結果の大臣への説明 方でした。 で自様が 特に内閣官房・内閣府がストの 全様接 、 大は、各省経定像としない 大は、名を指定像としない 大は、名を指定像としない 大り、といっている。 大は、名をはでは大いない。 大い、なら、といっている。 大い、なら、といっている。 大い、なら、といっている。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 大いのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのである。 たっなのでなったっな。 たっなのでなったっと。 たっなのでなったっな。 たっなのでなっなっなった。 たっなっと。 たっなっと。 たっなっと。 たっなっなっな。 たっなっな。 たっなっな。 たっな。 たっな。 たっな。	意欲能力の高い人材の登用には、本当の意味で、そうした人物を選出 できる公募プロセスが不可欠。 また、総割りの打破には、引き焼き、内閣官房・内閣府のリーダーシップ が重要であり、名者や民間から環境を整備することが重要だが、現実には、内 を排した行政に取り組める環境を整備することが重要だが、現実には、内 閣官房・内閣府の主要幹部ポストは出身省方に固定化されているポスト が多く、派遣された職員も出身省庁にマイナスとなる政策には取り組みに (い。	個人	内閣官房 人事院 内閣府	【1. について】 国家公務員の公募については、国家公務員法において、採用昇任等基本方針に職員の公募に関する指針を定めるものとするとされており、本方針には、求める人材像をあらかどの場合がいまするよう数をとせれ、職務の特殊性等を蓄まえつつ、採用する官職、当該官職に求められる専門的知識・技術等を明らかにして公募を行うことを原則としております。 取る、当該官職に求められる専門的知識・技術等を明らかにして公募を行うことを原則としております。 なお、終却職員及び管理職員の公募については、「経済財政運営と改革の基本方針とない。」の書を決員を関係改革基本法につっとり、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材過所の人材配置を図るため、官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組むこととしています。 【2. について】 職員の昇任及び転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)は、国家公務員動上の政際の選集が改定している。 「2. について」、 「2. について」で、「3. にのより、「4. によりとする管職の属する意味についての適性を有すると認められる者の中から行うこととされており、これに則り実施しております。 また、中央会行等改を基本法では、内閣官房は、基本的に内閣地工師により直接選手により電待選手をいる。「4. により直接選手たいの適性を有すると認められる者の中から行うこととされており、これに則り実施しております。 また、中央会行等改を基本法では、内閣官房は、基本的に内閣地域の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な指置を請するものとするときれていること、及び、内閣前の内部局房には、国政と重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うため、必要に応じ、広へ行政組織の内外から人材を登用するものとするとされており、これに則り人材登用等を行っております。	国家公務員制度改革基本法 【2. について】 国家公務員法第58条 中央省庁等改革項 本法第9条第1項	【1. につい て】 その他 【2. につい て】 な対応	(1. について) 引き続き「採用昇任等基本方針」に基づき、多様かつ専門的な能力及び経験を有する人材を登用するために選者採用を活用する際は、公募を行ってまいります。 また、幹師員及び管理場員への公募についても、経済財政連選と改革の基本方針 2020」に基づき、引き続き着実に取り組んでまいります。 (2. について] 制度の現状欄に記載のとおりです。	
3	10	令和2年12月4日	令和3年1月14日	一括承り窓口を設置する	各種相談窓口が分からなく、 どこに相談すればよいのかり からない場合が多々ある為、 内閣府に総合案内窓口を設 選、そこで受け付き省庁等 よび部署に振ってもらう体制を 作っていただきたい	総合病院では「総合診療料」という科があり、初診患者で、どこにかかればよいのかわからない場合、そこで受診してもらいそごで最適な科に振ってもらえるようになっています。 でもらえるようになっています。 行政も、例えば、学校の問題でもすべてが文部科学省でなく問題によっては総務省であったり厚生労働省であったり。国ではなく自治体ですりと、不明確であり、また省行の人間も方をではないけそ何処かわかないと、平気で放棄するケースが数多くあります。それをなくずために、少なくとも相を持着が駆けずり回ることのないようにできる、総合責任案内窓口の窓でしていただきたいです。 またその窓口に名省庁の人間が数か月単位で出向という形で直接国民の声を聴けるように、配置することも併せて指案します。上向南は例えて、昇進時に義務付けるなどすると、ほぼ全職員が当たることになり、他の省庁の仕事内容が垣間見られ、また省庁間のコミュニケーションの場になると思います。	個人	内閣府総務省	総務省において、行政相談窓口が設置されており、国の行政全般について苦情や意見 要望を受け付け、担当行政機関には異なる立場から関係行政機関に必要なあっせんを 行い、その解決や実現の促進を固るとともに、それを通じて行政の制度など認定の改善 を図っております。また、担当の行政機関が不明でとこに相談してよいか分からない間 題や、複数の行政機関にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、有効に 対処しております。	なし	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	
3	111	令和2年12月4日	令和3年9月10日	国民年金保険料の徴収について	徴収がきちんと出来ないのであれば 財務省が税金として納めるようにすれば良いと思います。少 しは老後の暮らしが安心できるのかと思います。今のあた思います。今のままで進めていくのであれば脱税者と同じようにしてほしいです。 支払わない人が困ると最終的	国民年金保険料の納付率が悪く未後貰える年金が少なくなっています。今の老後は明日が見えない人が多敬いると感にます。ある程度の年金が 間付ようにあらば家心してお金を使い消費も思えると思います。今のままで進めていくのであれば脱税者と同じように微吹してほしいです。支払 おない人は法律でさばいてほしいです。支払 おない人は法律でさばいてばしいです。 と思いますのでするいです。 税金 年金を支払っている人が機をする社会では食くないと思います。 形金 年金を支払っている人が機をする社会では食くないと思います。 また、生活保護ですが給付を受けている使常者は仕事が見つかる方でまた。また、生活保護ですが給付を受けている仲常者は中が見つからなど他にも同か役立つこととしてもらう仕組みにすればその手伝いに使って他にも何か役立つこととしてもらう仕組みにすればその手伝いないの発金を他に回せるし、機能書になると思います。この制度を使って朝から済を飲み遊んでいる人が多数います。上記のような手伝いなら老人でも出来ますし程よい運動は健康にも良いので医療費も減ると思います。	個人	厚生労働省	【国民年金法】  国民年金保険料の未納者が増加し、納付率が低迷することは、 ①国民年金保険料の未納者が増加し、納付率が低迷することは、 ①国民年金保険料の納付が国民の義務とされている中で、保険料を納めている方と 納めていない方との公平性の問題や、年金制度への信頼性の問題があるとともに、 ②低年金・無年金となる方の増加など、年金受給権の確保の問題、 があると考えています。 【生活保護法】 生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	国民年金法第88 条、第95条、第56 条及び第109条の 5 生活保護法		【国民年金法】 納付率は、近年、改善傾向にありますが、更なる納付率の向上に向けて、() 公的年金制度の開加・教育や広報を一層推進するとともに、() 口座振替やコンピニエンスストアでの納付、クレジットカード納付など、納めやすい環境の整備を進めていくほか、(3) 十分な所得がありながら、度重なる納付整局に応じず、保険料を納めていただけない方に対して、差押までに至る強制徴収の対象を拡大し、平成30年度から「控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上10すべての滞納者に「暫促を実施することとしており、今後とも収納対策に引き続きしつかり取り組んでいきます。なる、厚生労働ン圧は、国民特制を扱うのが、日本では、大きな、大きな、対しています。となる、厚生労働ン圧は、国民等を扱うの場所によって流熱の分をするほか、国民年金法第109条の5の規定に基づき、保険料等の効果的な敬意を行う上で必要があると認めるときは、滞納処分の権限を財務大臣(国税庁)に委任しています。 【生活保護制度は、本人の自立助長をその目的としており、保護の実施機関においては、本人の自立に責するよう。就労支援として、就労に向け一定の半備が必要な方への日常生活管備の改善等の支援や放労支援長による放労に関する相談・助言等の支援を行っているところであり、国内がな仕組みとすることは憲法上職業選択の自由があることからも適切ではないと考えています。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
3	12	令和2年12月18日	令和6年5月22日	国家資格試験受験申し込み要領 の統一	国家資格の受験申し込み手続き、受験、免許交付までを一元 的に管理する電子的システム	国家資格の受験申し込みの際に申し込み方法がパラパラで分かりづらいです。 国家資格と銘打っているのであれば一つのホームページにできる限りの 質格を集約してそこから申し込みできるようにしてほしいです。もちろん電 予的手続きによって完計はする試験に限りますが。 管轄する団体によってパラパッになっている管理システムを統合すること は市民の資格取得への障壁を一つ取り除くことになりますし、広い目で見 れば国家の生産性向上にも寄するのではないでしょうか。 またこれら国家資格をマイナンバーと紐付けで管理できれば市民個人に とっても利便性が向上するかと思われます。ご検討よろしくお願いします。	個人	デ総警金費法財部生林済土環 が終警金費法財部生林済土環 文字 機能電子 大学機能 電子 大学機能 一次 できる 一次 できる できる かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	いて管理している状況です。	(マイナンバーの利に 用及び信報・通りでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	その他	国家資格等の管理事務において、マイナンパーの利用や情報連携等を可能とすることにより、資格保有者にとっては、 ・登録等の手能の際における派付書類の省略等と ・マイナポータルを活用した資格の証明が、 行政機関等にとっては、 ・登録作の型の効率化と ・登録情報の運型の効率化と ・登録情報の運型の効率化と ・登録情報の運動ではで確保の確保、最新化が それぞれ、実現できることになります。 デジタル作において資格管理者等が共同利用できるシステムの開発・構築を行い、令和 6年度より可能なものからマイナンバーを利用した手続のデジタル化を進めてまいります。
3	13	令和2年12月18日	令和3年1月27日	誘導灯の交換は 軽微な工事なの に手続きが複雑 すぎる	シュのある分 それ以外に単 に光り続けるだけの物の2種 類ですが、光り続けて停電時 にバッテリーで光る単体の誘 海灯の交換に関して写真だけ 提出すれば良い事にすれば 日本中の古い誘導灯は、姿を 消すのではないでしょうか 古い誘導灯は、蛍光灯を光らす ための安定器が劣化し火災の 原因にもなり危険ですし蛍光 灯は水銀が含まれているので	3. 別記様式1 防火対象物 製造所の概要表 4. 別無様式台17 誘導灯及び誘導標識試験結果報告書 2枚組 5. 別紙様式第28 配線の試験結果報告書 2枚組 6. 任意かもしれないが 製品の配線図 7. 建物の平面図 どこに設置したか	個人	総務省	とされています。このうち、「当該消防用設備等に関する図書」については、選用通知「平成9年 は7月5日付浦方等第192号」において、設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配度図、平面 図、立面図、新面図等上売しているところですが、建築物の手続き等において既に消防機関に 払いて保料している図書については、変更部分に係る図書の必更も考え又は不足図書の追加を もって戻りることとしています。また、変更部分に係る図書の必更も考え又は不足図書の追加を もって戻りることとしています。また、変更部分に係る図書の必更も考え又は不足図書の追加を もって戻りることとしています。また。変更部分に係る図書の必更も考え又は不足図書の追加を もって戻りることとしています。また。変更部分に係る図書の必更も考え又は不足図書の追加を される収費の設置届出がある場合は、位置書の届出に代表して添付することにより、個々の届 出書への添付を名略できるものとしています。 これら以外の書類については、各市町村が始自で定める条例や各浦防機関の独自の運用にお して、追加で提出を求めている場合があります。 なお、新型コロナウイルの感染症の拡大防止及び行政サービス等におけるデジタル化の推進の ため、消防法令に規定される毎日を廃止し、①各種届出等については電子タール等により提出 達する近付ファイルについては重視して提出を求めないようにすることが適当であることを、都 遠する近付ファイルについては重視して提出を求めないようにすることが適当であることを、都 遠ず最近が高地機関に適加しています。(河南防属法会に基)で養面観料、押り、対面規制	の2 消象消弱法施行令第第別 消象消弱表现。 13条前3条防用转变之。 13条前3条防用转变之。 13条前3条防用转变之。 13条前3条防用转变之。 13条前3条防用转动。 13条前3条防用转动。 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3条向上, 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 13条前3。 136有5。 136 136 136 136 136 136 136 136 136 136	検討を予定	交換前及び交換後の写真だけの提出では、電気工事士の免許があったとしても、誘導灯の作動状況(適切な輝度が確保されているか等)の確認や配線の安全性(必要な終線抵抗が確保されているか等)の確認ができないと考えますが、設計書、仕様書、計算書、配置即、平面回、立面即、前面図等については、変更部が14系の図書の追加を持つて足りる等の省額が可能となっています。は不足図書の追加を持つて足りる等の省額が可能となっています。は不足図書の追加を持つて足りる等の省額が可能となっていました。「単しについて必要な検討を行ってまいります。また。各市町村が独自で定める条例や各消防機関の独自の運用において来りている書類につても、合理的な運用を検討していくよう、引き続き、必要な働きかけを行ってまいります。
3	14	令和2年12月18日	令和3年8月18日	自殺予防対策電話相談窓口の一本化について	自殺対策の電話相談窓口の 電話番号を、8つののように 短く、簡単にする事で電話の すいようにする。 または、時間帯、曜日で分け るのではなく、一つの電話番 号にする。	最近、芸能人の自殺が続いていて、とても不安になる事がある。 SNSでもTVでも、計場の後に自殺予防相談窓口が紹介されるが、時間等 や毎月10日にはここへなど、電話番号がいべつもある上に覚えにくいなと 感じた。 自分が本当に悩んでいるときや、みた死にたい精動に駆られたとき、この 電話番号では覚えにくく、謎べる気力も無いのではないかと思っまい #189のように、覚えやすく、かけやすいものにすれば、衝動に駆られたとき、この きに助ける事と出来るのではないかと思っまで死にたい、消えたいけど どうしたら良いかわからないと関々としている場合のために他の電話番号を も残しておいてもいかと思うが、突然、何の前触れもなく死のうかなって 思った時に、ふと思い留まれるような番号があって欲しいと思う。 関りの人間がおかしいと感じて電話をするのにも覚えやすいのではと思 します。 人手不足や法人との連携などで困難かとも思いますが、悪しむ人が1人 でも少なくなるように、衝動で自殺する人が1人でも減りますように対策を お願いたいと思います。	個人		自殺対策の電話相談窓口については、平成20年9月10日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の連絡先としてにころの健康相談紙・ダイヤル(0570-064-556)」を設置し、全国とこからでもにころの健康相談様・ダイヤル(0570-064-569)」で電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される仕組みを構築しています。	なし	対応	公的な自殺対策の電話相談窓口は、全国共通の電話番号として「こころの健康相談統一ダイヤル(0570-064-556)」の運用を行っており、引き機会、悩みを抱えた国民の方が相談できるように当該ダイヤルの周知に努めてまいります。
3	15	令和2年12月18日	令和3年1月27日	税務官へのメール アドレスの付与 (外部との連絡 用)	レ 税務官へのメールアドレスの 付与(外部との連絡用)	私は会社員ですが、数年に一度稅務監査を受けております。 質問をされて後日回答になる場合、回答に書面でFV以を送るように指示されます。 担当稅務官への連絡によいも電話を使用してのやり取りになります。 業務の効率化、及びやリとりの記録方法を簡潔にするためにも外部とや り取りできるメールアドレスを稅務官に付与してくださいませんでしょうか。	個人	財務省	税務調査は、多くの場合、税務職員が納税者(法人等)の管理・支配する場所(事務所 等)等に臨場して実施していますが、税務調査を開始する前の調査開始日時・場所等の 等前通知や職場後の追加資出依頼等のために納税者(法人等)に連続する際に は、電話等により行うこととしています。 また、調査に関係する資料を提出していただく際には、郵送によるほか、FAXを利用す ることもあります。	国税通則法第12 7条	検討に着手	国税の職場では、納税者の皆様の機微な情報を大量に取り扱っており、情報流出等に 細心の注意を払っているところです。インターネットメールの利用については、誤送信な どにより情報流出リスのが高いことから、納税者の皆様の機像な情報の取り扱いを制限 しておりますことをご理解いた注意すますお助いたします。 なお、納税者の皆様の利便性向上のため、インターネットを利用したメール以外の安全 な方法について既に検討を進めており、早ければ令和3年度中利用がメール以外の安全 な方法について既に検討を進めており、早ければ令和3年度の利用開始を目指して おります。利用可能となりましたら、皆様にお知らせしたいと考えております。

_		所管省庁	回答	ましめ日 従来事項 4 当をおう馬前男有事の 6 年1月27日 切りと予算 4 1 7 8 万	15.4.2.5.11.11.4.4	10-10-1	提案			所管省庁の村	食討結果		H +
番	- 1	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
31	6 令和	和2年12月18日	令和3年1月27日			建設業に携わる人口比率も少なくは無い為、土曜日が休日となれば消費も拡大されると思います。 何は少日上本の物作りの1つである建築関係の著い職人は、休日が少ない業種に魅力を感じません。	個人	国土交通省農林水産省	番号45の回答を参照してください。				
31	7 令和	和2年12月18日	令和3年1月27日	地方公務員のボーナス系額の人事院勧告との連動を止めて頂きたい	は地方の人事委員会で決められているが、国の人事院勧告 のポーナス月数に連動させて いるところがほとんどであり、 地方の民間給与に比べて高 額を払い過ぎているため、勧	地方公共団体の財政に少子高齢化の影響もあり、年々悪化しています。また、地方本社の民間企業はどこも年々給らが減っています。そのような中でも、地方経済を反映させない地方公務員の給与は、国の人事院動告に合わせて増加しています。人口数万人の財政基盤が弱小自治体においてさえ、現行年間も5ヶ月を1のボーナスを得ています。地方企業の実態から大きぐ乖難しており、地方においては公務員が貴族化しています。地方分権と叫んでいるからは、自治体職員の紛与も地方企業上ペルに合わせるべきであり、それを担保する制度導入を国に求めます。(総務省をなんとかしてください)	個人	総務省	地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨を踏まえ、地域民間給与の水準と均衡させることを基本に行われる人事委員会による勧告等に基づき、それぞれの地方公共団体における議会で十分に議論の上、条例で定められるものです。	地方公務員法第14 条、第24条第1項、 2項及び5項		総務省としては、人事委員会において、人事委員会機能を発揮し、地域の民間給与を 的確に反映させる観点から、公民較差の精確な算定、公民比較の動告への適切な反 映、動告内容等に対する説明責任の徹底などの取積を行うよう併せて助言しておりま す。 また、各地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏ま えつつ、地域における民間結与等の状況を勘楽して適切に対処するよう助言しておりま す。	
31:	3 令和	和2年12月18日	令和3年1月27日	厚労省の電子セキュリティー規定 の不合理の改善	原労会は過去に情報選えい間 整金繰り返しておりますが、そ こで医療情報システム等に関 して、勝手ながドラインを 作っで「セキュリティーを強化し たり気になっているようです。こ たが、実際は、情報を雇字指 めにして、医療全体の情報共 存を服害し、旧総依然とした 「ハンコと手書き」から脱却でき は、原労省の前時代的パス ワードセキュリティー規定だり でも、政府全体でチェンクする ことから始めて、徐木にでも会	医療情報の共有化は著しく阻害されている。例えば、クリニックと門前の薬局で、同一患者の情報の一端の共有とない薬局の独立性の薬像人ために、未だに、門前の薬用では病名すら許さない薬局の独立性の液態(大き化、夫だに、門前の薬用では病名すらかからない中で割礼、無駄な疑惑所会を行い、家内制手工業的な調剤という前時代的業務に6年である。病院間の情報共有も同様。これを合理化しようとしても、「医療情能学システムの空を管理に関するガイドライン(基別が)と見れば、要するに「情報を共有して合理的な未来を目ます」担点はなく、単に、情報の秘証がしたとに、性能をした。とないとは、無いに、大きないと、とないといるといると、とないことがが、バスワードは定期的に変更し、侵長で在させた8 文字以上の文字列が望ましいなどと前時代的な非常議をもし、情報共有により医療の合理化を目指せば、病院や施設間の受け、入事等の質の自た組合を対して、多様といいなどと前時代的な非常議を、もし、情報共有により医療の合理化を目指せば、病院や施設間の受け、入事等の質の自たは最必要も無いが、薬に限っても、現在の合う軒の門前調剤薬局は、電子処方態の送付、配達対応ができれば、地方市町ならも、地下機以再に対していまれば、機様に知識を記述ができれば、地方市町ならに別利できる。とさいこ言えば薬系大学の乱は、機様に知識料と必ざ、大きないまがまり、水りは調剤主が、大きないまり、水りが、大きないまり、水りが、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないまり、大きないました。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、平成17年に、個人情報保護に資する情報システムの運用管理と e- 文書法への適切な対応を行うための指針として「医療情報システムの安全管理に関す るガイドライン」を策定し、技術動向等に合わせて改定を行い、現在第5版(平成29年改定)を発出しています。	A M TO	対応	厚生労働省では、医療情報の共有について、令和3年3月から稼働予定のオンライン資 情報認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医 機機関や薬剤で確認できる社場かを推進することとしております。 なお、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインは令和2年度中に改定する予定であり、御提案に記載のバスワードの要件についても技術動向に合わせた記載とする予定です。	

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
319	令和2年12月18日	令和3年8月18日	殺防止相談窓口 の創設について	を作って下さい。一番は、専門 経営ダイヤルの置き、夜時段 で朝時まで等。自死への段数と、 は人により悩みやストレスによってする。 は人により悩みがあります。 から、家族がいて電話できない、用には、水を が、大きながい、で展話できない、用には、が、は、 の際はすくにはい、星間とのかしい。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	経済的又は社会的な効果について、(消費や投資の促進、コストの削減、 許認可等取得期間の短縮など))。 国民1人人の命より大事な事はない、コロナは、東日本大震災、福島原 泉、リーマンショックがいつべんに来たも同じ。 経済的効果 砂金・宿泊・文化器・等、のが苦しんいる人達を少しでも すくい、ふんばらせ、引き様き、その東界で頑張れる事により、いつかま た、お客さんが来てくれる。ファンが、深刻ミュージカル・映画・アレビにか 変を使ってくれる。食べに来てくれる。治まりにきてくれる。経済活動の再 財金が消費や検費)。 切と自然の事態がある。 のいますで、兄を考えている人を助けて下さい。サポートし、寄り添ってあ げて下さい。 直近の国からのコロナによるLINEの一斉メールで、メンタル面をやられて いる事はわかっているはず、7月から自殺者増加もわかっているはず。突 豚の具体的解決論はすぐにはできなくても、心を即はる、むたき的な しいてあげる。心の相談専門スタッフに深夜料金の時絵を払って下さい。 直近の国からのコロナによるLINEの一斉メールで、メンタル面をやられて いる事はわかっているはず、7月から自殺者増加もわかっているはず。突 豚の具体的解決論はすぐにはできなくても、心を即ける。むたう話を伺 いてあげる。心の相談専門スタッフに深夜料金の時絵を払って下さい。 意のスタッフ、万進態節さん、引起したが相談を、誰かにお願いてきませんか。 LINEによる、コロナー斉調査の際に、文字教限定でも、具体的悩みを記 入できる棚を作る。等、なんでもやって下さい。返事もらえなくても、本人 水文字化して始みを文章化する事により、客観的に自分をきみ事ができる。 今の自分の悩みに気づく事ができる。皆、悩みの原因は、一つでなく、 1、三ま、ある。	個人	厚生労働省	自殺対策の電話相談窓口については、平成20年9月10日より、都道府県・政令指定都市が実施している小の健康電話相談、等の公的な電話相談事業に全国共通の連絡先としてにころの健康相談・学イヤル(0570-064-568) 上改置し、全国とこからでもにころの健康相談・デイヤルの370-064-568) 上電話すれば、電話をかれた手を他の公 なし的な相談機関に接続される仕組みを構築しています。また、コロナ橋の状況を踏まえ、地方自治体における相談可能時間の延長や新たに民間団体が夜間時間帯の電話相談の受付を開始するなどの対応をしております。	その他	公的な自殺対策の電話相談窓口は、全国共通の電話番号として「こころの健康相談統一ダイヤル(0570-064-556) (の適用を行っており、相談先となる地方自治体に対しては、相談可能時間の延長を検討いただくように働きかけを実施してまいります。	
320	令和2年12月18日	令和3年4月16日	警察官もデジタル 化、国際化対応を	タル時代にいまだ!:紙の地図 を多用しています。道を聞く 必ず紙の地図が出てきます。 いい加減に交番にタブレットを 素すれば一発で調べられる しゃないですか。紙の地図で は駐輪場やマニアックな場所 など細かい場所にとうこでも調べ くにくいです。ここでもアナロ	東京に6年住むとある外国人が自転車で帰宅中に深夜に路上で寝ている人を見つけました。呼んでも反応ないです。この人は日本語が少ししか分かりません。近くの交番に助けを求めましたが、50~60代の年配警察官はおきか場の地図を広げてどのあたりが確認してきまた。外国人はそしてまている大きのであれるができまった。その持ちているスマル地図でこの立と教えましたが、警察官は基本ペラペラして手間かっているスマカ・かと図でののも無駄な警察官の裁判がたる必ら、す。管轄がでも近なんだからあなたが助けに行けばいいのに、電話した後に戻っても案のかに一般である。といいなかったのかも、監督に対しませた。私の地図だっていました。その人だからあなたが助けに行けばいいのに、電話した後に戻っても案のんだからあなたが助けに行けばいいのに、電話した後に戻っても案のんだからなたが助けに行けばいいのに、電話した後に戻っても表のたがあかまないまで、音楽を育び本名気配がありません。私の地図だったのから、ごを写るがよる人者そうな警察官が自転車に乗って近くを巡回している警察官を探しました。その大きにないる人を教えました。そでつきな分はした。その大きながまました。その大きながました。その大きながました。その大きながました。その大きながません。そのできながません。その本語の言案を目はまった。その手をのといい、簡単な単語すらかが見ませんでした。警察官を必要ははできるようにからはいた。その大きながませんでした。といたといた。その本語が表がないた。その本語が表がませんでした。といた。といた。その本語が表がないた。といた。といた。といた。といた。といた。といた。といた。といた。といた。と	個人	警察庁	交番・駐在所では、バトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべ、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っています。また、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っています。	検討を予	・地域警察の在り方については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や犯りの状況等を踏まえ、運用を適切に見直していくことが重要であることから、様々な技術の活用を含め、検討を進めてまいります。	准.
321	令和2年12月18日	令和3年6月16日	成育省の新規創 設について	職・少子化・など、出生前の妊婦から成人になるまでトータルで見ていく省として、子も省もしくは成育省を独立した省としておいてくばさい。どこかの	私は小児科クリニックの医師です。子どもの医療は乳幼児医療証により 各自治体でほぼ無料となっていますが、このことは医療関係の人した知ら ないようで、市町村の単位では廃棄行防臓は対っていても子育で譲か知 らないという実態があります。おそらく名庁でも同じてはないでしょうか。予 防接種、乳児経験についても、市町村で担当が異なります。私の市では 健診は採の方針で予診裏を送りますが、予防接種は別の課の方針で差 りません。おおさんたちは混乱で健診も送されていないと思いるれてく る方が多くみられます。これも、双方を知らないためにおこるものと思いま す。コロナウイルスに関してインルエンザのチェックをツリニックでやるよ うに言われています。小児科クリニックは小児科外来診療料により検査を リニックでやる方向で国金諸員の方は言われますが、厚労名しか知らな リニックでやる方向で国金諸員の方は言われますが、厚労名しか知らな リニックでやる方にと認料金です。インフルエンザウマンロン・ レであろう小児子科外未診療料のため、発熱を含金月体養全さるそ様な くなり赤字になります。この状況や検査キャトの価格がどのくらいかも厚労 者なら知っている秘密をよります。、別科クリニックとしては、学校医 に大利省、教育を養員会の範疇、医療行みは背外名の範疇、その間で方 針が異なって困ることも多々あります。成育基本法が成立しており、成育 者もしくは子ども名は早期に必要と考えます。	個人	文部科学省等原生労働等	子ども・子育て支援のための基本的な施策等については、企画立案・総合調整等を行う 特別の機関として、内閣府子ども・子育て本部が設置され、同本部を中心として関係省 庁が緊密な連携を図りつつ、政策を推進しています。	現行制度下で対応で	引き続き、関係府省が緊密に連携しつつ、子ども・子育てに関する施策を切れ目なく運 可用していきます。 なお、行政組織の在り方については、その時々の課題を解消するためにどのような体 を確保していくかという観点で、不断に議論をしていくべきと考えております。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番	号 への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
32	令和2年12月18日	令和3年8月18日	告と連絡可能時	きづらびっとに話すだけで、衝動的自死を防げます。	②ちょっとでも、うつ状態の最高潮になる深夜時間帯に、LINEで悩みを聞 ぐ「国の仕事"、国のサービスを充棄させてほしい。 ②この、生きづらびっと、の存在、国民ほとんど、知らない。 ただの見せかけで、サイト作っただけとしかみえない。 ②本気で支えてほしい。	個人	厚生労働省	LINE相談「生きづらびっと」については、以下の時間に相談を受け付けています。 (相談時間) 月曜日・火曜日・本曜日・金曜日・日曜日 17時から22時30分(22時まで受付) 水曜日 11時から16時30分(16時まで受付) 電話相談やSNS相談などの相談先を紹介する特設サイトを開設するとともに、インター ネットを活用した相談窓口の動画広告やSNS広告の発信、リスティング広告(検案連動 型広告)の拡充を行っているなど、周知広報を強化しています。	なし	その他	LINE相談「生きづらびっと」については、相談対応時間の延長について、実施団体に対して検討を促してまいります。 また、周知広報については、悩みを抱えている方が相談窓口につながるよう、引き続き 努めてまいります。	,
32	令和2年12月18日	令和3年2月18日	地熱発電の開発促進	低波素エネルギー源として積 極的に地熱発電開発を進める ために、解省下間の選を速 やかに行うことが出来る様に 体制を登えるとともに、業界が 積極的に取り組める様に施策 すること。	再生可能エネルギー開発として、我が国ではまず太陽光発電が先行しましたが、所率が経産省のみであったからの様に思えます。風力衆電も、まず、陸上から始まり、風向きの安定した洋上風力は後回しとなりました。芸電の難しきあるでしょうが、矢張り、水産業との打り合いが難しいかの様に見えます。中でも最も期待される地熱発電について、開発が遅々として進んでいないのは、名庁緩削りがさらに厳しいからではないかが登しられます。 地熱開発には、風光明線に国立公園に早そ付ける必要があるかもしれないなど、難しい明趣はあるのでしょうが、技術も衝突に進歩し、今では、地中で水平に井戸を握ることも可能になっていると思われます。 我が国のエネルギー問題が深刻な状況にある事は周知の通りです。電力料金は高止まり、情報にあるが、技術も衝突に進歩し、今では、地中で水平に井戸を握ることも可能になっていると思われます。 我が国のエネルギー問題が深刻な状況にある事は周知の通りです。電力料金は高止まり、情報に多大な電力が必要となる時代に悪の関ロです。電力料金は高止り、情報に多大な電力が必要となる時代に必要といる作改は、所名庁間の調整を進やかに進め、地熱開発に係る規制緩和を進めるとともに、業界が、ベースローや電源として地熱開発的に係り規制緩和にに取り組める様に、施策的に方向付けおよび促進をすることが重要と思います。	個人	経済産業省 環境省	地熱開発の促進については、エネルギー基本計画(平成30年7月間議決定)にそって 取組を進めることとしています。 この中で接方産業者では、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)を適じて、熱熱閉停率業者の地表調査・掘削調査への支援、探査精度・振 削技術の高度化等の技術開発、地元機解に向けた取組への支援等の取組を行っています。 また、環境省では、国立・国定公園内における地熱開発について平成24年と平成27年 [こ2段階で規制を緩和し、自然環境と調和した優良事例等について特別地域での開発 を可能としまい。各種規制により、円滑な地熱開発に支障が生じているとの指摘を踏ま しかしながら、各種規制により、円滑な地熱開発に支障が生じているとの指摘を踏ま え、今後とも、関係省庁で情報共有や意見交換を行いつつ連携して対応を検討していきます。		現行制度で対応可能	、左記の取組を通じて、地熱開発事業者が積極的に地熱開発に取り組めるよう、今後も3 援を続けてまいります。	1.1

	所管省庁	回答				提案 主体 ・ 所管省庁の検討結果					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項 提乳	案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
324	令和2年12月18日	令和3年3月9日	「麻菓」 「麻菓」 「麻菓」 「香宮大寮・ 「全社や「本金機 「本金機 「本金機 「一元」 「本金機 「一元」 「また」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。」 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「おん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「たん。 「た	取締官」か労働基準監 京業務を主として行う警 原業務を主として行う警 に一元化する。 会保験の日金。「労災年、 等務を行っている「日本 機構」の事務と一元化す ・ を保験の「労災保険」は、 は、 にする。 には、 には、 は、 には、 には、 には、 には、 には、	1 司法警察として確立している「警察庁」が一元して行うことで、厚労省の、麻薬取締行政、労働基準行政に要する箱物経費、人員削減が可能 成後は他の活用など、司法一元化により経費削減、投費金機関の強化に期 持できる。 3 電所に、原子を受ければ足る) 2 同に野が省内の事務で、労基署が行っている労災年金、また、共済組 を行っているが共年金。よれ、原生年金を放力年金機械の事務として 一元化することで、組織経費やンステム経費など、大幅な装費削減がで 3 同に厚労省内の事務で、労基署・職変行政を、労基署の司法警察は 服务庁、労働指導・職変実務は都道府県の労働節、保険開係の労災保 後は協会ければ、雇用保険は都道府県の労働節、に、それぞれ組織改 権し、労働局・労働基準監督・職業支定形を走止する。 これにより、多大な経費削減が期待できる。 この際、労災等度は健康保険を保健機能の事務と一元化することで、二重料金 の12円/点から10円/点も改善される。	個人	厚生労働省 署财務省 税務等省 文部科学	1について 〈麻薬取締官〉  我が国の薬物情勢は、近年若年層を中心に大麻の乱用が拡大し、令和元年の大麻事  和の検挙人員は、過去最多を記録したほか、党館剤事犯の再犯者率は過去最悪を記録するなど更重すべき状況にあります。 食学労働るの麻薬取締官のフ部は薬剤師の有資格者であり、麻薬取締部の素物犯  罪捜査においては、麻薬取締官の薬物に関する専門的な知識を活用して、広╋・啓発、医療用麻薬等の適正流過監視、鑑定、再乱用防止対策等と一体的に実施し、有効に機能させています。 〈労働基準監督官〉  学働基準監督官  学の基本関係法令の適反事件については、その内容が複雑であり、その捜査に当たって専門的な知識と経験を必要とすることから、労働基準関係法令に専門的知識を考し、日常的に事業場にプレイ行政情報と呼吸することから、労働基準関係法令に専門的知識を考し、日常的に事業場にプレイ行政情報と呼吸することから、労働国係法令に専門的知識を考し、日常的に事業場にプレイで、政治者を表し、アカリの説明に当ます。 ごこついて  プ災保険については、労働者災害補信保険法に基づき業務との事事、事業主が同一人又は通勤による労働者の見まります。 別について、プ災保険については、労働者(疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために保険統付を行っています。 を経験保険については、労働者(疾病、政事、死亡等に対して迅速がつ公正な保護をするために保険統付を行っています。また。11は、健康保険の保険者として、健康保険の保険者とつば、は健康保険の保険者として、健康保険の組合員なない被保険者の会後を管策以に保る集務については、実施の事化の事の確認、標準報題月額の状態疾能会に会に保護を対しています。 東生年金保険を予防でいては、実験科を労使折半で負担することで、被用者が得来高齢で働けて係るないたときた。単い障者をすることで生活保護を発育のこれでは、非常の実施機関として活用しています。 初にコいてカースに表れましたが、一元化後も、厚生年金保険事業の実施に当たっては、用者年全制度が一つにいまましたが、一元化後・原生年金保険・軍事の実施に当たっては、アガリーアーフトを総定のより、大きに保険、雇用対策などの業務を一体的に実施にているといのといい、展所で実施を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	2について 労働者災害補償保 険法、厚生年金 険法第2条の5 3について 職業予定を完 第5条・第8条 厚生労働省設置法	2. 対応不 可 3. 対応不 可	1について  (解薬取締官)  表が国の薬物情勢を踏まえ、薬物対策の強化が求められるなかで、左記のとおり、厚生労働者においては、廃薬取締官の専門性を活かし薬物対策を有効に機能させていることから、実物犯罪後も、実物記用の増加を行き、はから、実物犯罪後も、実物記用の増加を行き、はから、正規集についての対応は不可と考えます。  (の関係に名ける、共物記別を対しているが、なお米国においても、一般警察とは別に、薬物専門の取締機関である廃薬取締局(DEA)が設置され、薬物取締が全実施しています。  (の対が設置され、薬物の場合と表別です。  2について  労災保険は、労働者災害補償保険法に基づき業務上の事由、事業主が同一人でないことしか事業に使用される労働者のこ以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、腐害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要が保険結びを行うことを目的としており、厚生年をそを作し致が異なることからな全機構の事務との一元には困難です。  また、厚生年を保険事業については、被用者年金の一元化後も、共済組合や私学事業団が行き続き医療保険のための保険体内を助信事務については、決済組合等を引き続き活用することが効率的であると考えており、一元化は困難です。  3について  労災保険については、労働者災害補償保険法に基づき、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険的であると考えており、一元化は困難です。  3について  労災保険については、労働者災害補償保険法に基づき、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付を行うことを目的としている一方、他急行人には、制度の現状衛にも記録を可う、主に健康保険に入る保険とが、保健事業等の実務を担っていること、は関係では、保険に対していることから、労働者が、最近の政策を指し、根域で表していることから、労働者の事権の発し、地域の総合的雇用サービス機関として国が運営するほか、都道府県と連携した雇用対策の推進にも引き続き取り組んでまいります。
325	令和2年12月18日	令和5年7月12日	する作名・ する作名・ である。 でおります。 でおります。 でおります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 では、おります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもあります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなりまする。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなりまする。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなりまする。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなります。 でもなりまする。 でもなります。 でもなります。 でもなりをもなりをもなりをもなりをもなりをもなりをもなりをもなりをもなりをもなりを	D書類に『更新に関する じょう かまり できまる いまり できまい おいま でんしょう かいま かいま かいま いまり 更新手続をされた は 本度の手続は不要』と ままま ひまり できまり できまり できまり できまり できまる かいまい しょうしょう かいしょう しょう かいしょう しょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	普政権は今後マイナカードを飛躍的に増やす方針と聞く。であればなおさら全国の対象者に一様にダブって更新案内を郵送することは全への税金の無法能し、国が、LUSにいくら払っているのか知らぬが、いずれにせよななの税金のと払われている。は明白、民役であからの書類に記を国庫はの通知のため、先送を取りやめることができません』とも書かれている。傾にはかげている。民間で所体にとそやったらその責任者は間違いなく首か降格だ。いい加減にして欲しい。	個人		マイナンバーカード及び電子証明書の更新の申請が可能となるタイミングで、対象となる 全ての方に、地方公共団体情報システム機構から有効期限のお知らせとともに、マイナ ンバーカードの申請書を述付することとしています。	なし	対応不可	マイナンバーカード及び電子証明書の更新及び交付の申請は、市町村等を経由して地 方公共団体情報システム機構に対して行うため、申請先である地方公共団体情報シス テム機構からマイナンバーカード及び電子証明書の更新及び交付の申請書をお送し 大力、マイナンバーカード及び電子証明書の更新時に行われた市町村からの削連絡 は、当該自治体独自の取り組みであり、その必要性については各自治体で御判断頂くも のと考えております。
326	令和2年12月18日	令和3年2月18日	故・中管根元首相 の合同葬に予備 数・中 費打約1億円」につ 予備費	曽根元首相の合同葬に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	高度成長期と、同じ大金を使って良いのですか、と言うことです。 片方で、国は、税収不足だと言って、国民から税金を巻き 上げようとしている。 日本は、他国に対するメンツを捨て、身の支にあった行動をすべきです。 公開請求しても、廃棄した、黒塗りした資料を出して来 た、では話になりません。(マスコミ発表から) 国民は、過去の事例から、政府、官僚を信用していない のです。だから、窓がが爆発しているのです。 過去の国会の議論を見ていても、不信感が増します。 あらゆる面で、国民の不信感を払拭して下さい。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
327	令和2年12月18日	令和3年1月27日	財務省への経資料の提出廃止	システムを使って送信した データ機算要求書など)や、 財務省が各省からヒアリング する際の資料を表す、財務省は新 で印刷して持ち込むよう名省 に指示する。また、例えば概要 要求書であれば、持ち込みに ついても、担当者が事務的に 進まが可ななく、管理職から担 当主計官等に載すことを求め られる。ほんの数分のために 往復1の分以かけて財務名を 訪問しなければならないことも 多々ある。	中間長所、バインスノアイルやインデックスノアル、江切り転等の月末日 に関する費用、資料の準備や持込に要する管理職・職員の業務時間等	個人	財務省	概算要求書については、財政法第46条の3において電磁的方法による提出も可能となっています。	財政法	現行制度 下で対応可 能	予算編成過程で使用される資料については、個々の状況に応じて紙又は電子媒体に より対応頂いているところですが、今後も、両省間でよく相談しながら、事務負担に配慮 した効率的な予算編成となるよう不断の見直しに努めてまいります。
328	令和2年12月18日	令和3年1月27日	セキュリティ・IT人 材の確保につい て	法務省においては、橋渡し人 材等の選定にあたり東京で行 力れる研修を必須にしており 居住地により参加機会が制限 されること、平成13年度以前 のIT関係の国家資格について は選考の対象外とすることが 決められている。本当にIT人 材を育成する気があるなら	IT橋渡し人材等の概念が出来る前から、情報機器の管理等を本来業務の他に任されている職員がいるが、上層部がITはわからないから、と放置され続けているのが現状であり、現在のIT橋渡し人材の運用ではIT関係の人材は確保できないと思われる。	個人	法務省総務省	標連し人材のスキル認定については、「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」 (平成20年9月5日各府名庁副にISO・副にO合同会議決定)及び「橋渡し人材のスキル 設定の基準」「平成20年1月31日各府省庁副にISO・副にO合向会議決定)とび「橋渡し人材のスキル 設定の基準」「平成20年1月31日各府省庁副にISO・副にO合の会議決定)において、 「情報システム企画等業務又は情報システムに保る適理等業務の経験)及び「研修の修 このうち、「研修の修了又は各種資格等の保有」については、総務石設管理局が実施 する情報システム統一研修の修了が基本とされており、地方支分部局勤務の職員にも、 同様に修了を求めています。 このほか、各府省庁が独自に実施する研修のうち、情報システム統一研修と同等以上 の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修と同等以上 とができ、法務省では2つの研修が認められています。また、独立行政法人情報処理推 進機構が行う「情報処理技術者試験」等の各種資格等のうち、情報システム統一研修と 同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修と 同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修と 同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修と 同等以上の内容を有すると認められるものについては、情報システム統一研修と に代えることができます。	なし	現行制度下で対応可能	情報システム統一研修のうち、中央合同庁舎第2号館で実施されていた集合研修については、令和2年度第2四半期より順次、講師の準備等が整わないものを除き、WEB会議サービス(Webex)によるWeb受講を可能としました。 また、各種基件等の保有によるWeb受講を可能としました。 また、各種基件等の保有によるWeb受講を可能としました。 以内の企業に対応した的確な素養を有する必要があることから、現行の枠 組みとなった平成13年以降の対数に限っています。 政府全体の方針を設まえて、引き続き、スキル認定の運用改善に努め、関係府省庁と協力し、法務省におけるセキュリティ・IT人材の育成に向けた取組を進めてまいります。
329	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理 合 同葬について	コロナ対策予備費を使わず出来ないんですか? 必要であれば、国葬の必要性 と、必要経費の内訳を国民に 提示しなければ、税金を使う 事への納得は得られないで す。	コロナで亡くなった訳でもないのに、コロナ対策予備費を使うのは間違っています。 使うのであれば、コロナで亡くなり、顔を見る事もなく火葬されてしまったご 遠路にお見見いをを出されてほどうでしょう。 そもそも、なぜ国準が必要なのでしょう? クラウドファンディングで必要と思う方から集めれば、と言う意見もあるよ せめて、国会を開いて、全議員で議論するべき案件だと思います。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
330	令和2年12月18日	令和3年1月27日	自衛隊の行政文書のデジタル化について	行政文書の受付の際、デジタ ル化されているものを一度紙 に刷り、受付印を押してから再 度スキャナーでPDFにしてデジ タル登録するという無数をや める。	現在、陸上自衛隊では総務省の文書システムを利用し行政文書を受付ているが自衛隊の文書管理規則で取得した文書には受付印を押し管理しなければならないと表れており、せっかくデジタル化されているのに一度紙に別り、受付印を押し高度スキャナーでPDFにして再登録するという無な作業をしている。スキャナーでPDFにしたの後シュレッダーで破棄されるが紙の無駄遣いである。 健毒の関係者は規則成正する予定だと言ってから2年くらい経ち、その間の紙の消費は減失である。 速やかに規則成正をすれば大幅なコストの削減になります。 よろしくお願いします。	個人	防衛省	防衛省行政文書管理規則において、当該業務を担当する謎等において接受し、文書管理システムを用いて受付番号を付与し、及び受付印を押す「電磁的記録は、当該記録を出力したものに押印し、双注学付の記録を入力するものとされていました。これに伴い、電磁的記録の場合は、当該記録を出力したものに受付印を押印し、再度スキャナ等により取り込んだものを一元的な文書管理システムに登録していました。	理細則(官文第40	5+r5-	令和2年12月18日付で防衛省行政文書管理細則の一部改正を行い、当該業務を担当する課等において受付文書に受付印を押すものとしていたところ、原則として一元的な文書管理システムを用いて受付番号を付与し、受付の記録を入力し及び保存するものとする規定を整備しました。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
331	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国税調査	顕紀調査を廃止・簡素化して は	この度国勢顕帝で感じたことは、 内容は、ほとんどのことが、どこかの省庁?市町村等に届けているこかな と思います。 あえて、課金員等の費用をかけて、する必要が、あるのかなと感じました。 マイナンバー等で、管理していけば、いいのかなと思います。 また、マイナポイント等・衛年ならいざしらず1回だけで) マイナンバートの普及は、しないと思います。 国民全員配布が、いいと思います。 当方は、住民基本台橋カードから、所持しており 確定申告、電子申告」に利用しています。 しかし、それだけでは、他人にマイナンバーカードは、おすすめできるもの では、ありません。 政府が、本当に普及望んでいるなら、全員配布を検討した方が、いいと思 います。 また、現時点では、何とかデジタル化についていけますが、 今後、デジタル難氏になる可能性もあります。 そこのフォロー大事だと思います。 確定申告、電子中告、当別を観絵付金 第二年のギャース・アンフェしまたが、確話アドバイスなければ、手間取っていま した、パソコンサイトのよくある質問等だけでは、自分で行うのは、常に難 しい、思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
332	令和2年12月18日	令和3年1月27日	NHK受信料の見 直し	現在、NHK受信料は支払い義 務とされていながらも、未払い の人も多く存在しており、不公 平な徴収制度となっている。公 共サービスの一つとして捉え ているのであれば、消費税な どからNHKの経営もすべきで はと思う。	上述の通り、現運用は不公平さが否めない。もし苦がきちんと支払うことができれば、一人当たりの負担額が減るのでは。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信 契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うことになり ます。	放送法第64条第1 項	その他	NHKの受信料制度については、国民・提聴者が納得のいく、公平なものであることが極めて重要であり、不断に検討を行うことが必要であると考えます。	
333	令和2年12月18日	令和3年1月27日	國際結婚	国際結婚をするに当たり婚姻 要件具備証明書を申請する時 に 戸籍謄本は区役所に行き婚姻 要件具備証明書は、法務局へ 行かなくてはりませんその が務备での認証印が必要で す。 3か所の部署に行くのに数日 掛かり勤め人は、かなり大変 です。	区役所・法務局・外務省と三場所を申請に当たり一箇所に 出来れば、時間的余裕もできます。	個人	法務省外務省	戸籍機妙本等の交付請求は、本籍地の市区町村の窓口において行うほか、郵送による 請求も可能です。 また、戸籍機妙本等の請求は、コンピニ等で専用端末から請求する方法も認められてお ります。 なお、コンピニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する市区町 村の判断によることとされており、令和2年12月現在643の市区町村で導入されており ます。 嫦娠要件具備証明書は、本籍地市区町村又は法務局(地方法務局、支局を含む)にお いて発行が可能です。 粉番の認証については、婚姻要件具備証明書の使用先となる相手国政府機関が求 める場合のか必要とされるものと承知しており、また、同申請・交付に当たっては郵便で のやりとりを可能としています。	戸籍法第10条 戸籍法施行規則第 79条の2	対応不可	制度の現状に記載のとおりであり、証明書の発行の可否はそれぞれの機関で判断されることから、御意見には応じかねます。	
334	令和2年12月18日	令和3年1月27日	法務局の登記相談の改善	<ol> <li>法人の代表者でなければ 相談すらもできないとする表記</li> </ol>	でればかの方については、相談をお断りする場合があめます。」との条件が配布されており、従業員や担当役員の相談を拒絶している。 大版法務局 登記相談予約(PDF) http://houmukyokum.gio.gi/osaka/300129toukisoudanshougyouhoujin.pdf しかも、登記に添付する議事録や証明書については、会社法上では必要 とされない書類であっても、登記において必要とされる記載事項などが 多々存在する。 たとえば、代表印か個人の実印か、それとも認可で良いのかといったこと たとうなが法務省による通達で定められ、相談をしなければ分からないことが相当に多し。	個人	法務省	法務局・地方法務局では、登記手続の案内窓口を設けており、多くの方をお待たせすることなべ利用していただために、一定時間に限定した事前予約制を導入しています。なお、これらの手続案内については、登記で、名を専項に係る事実が有効が発生していることを前提に登記申請手続を説明するものであることから、申請者や添付書類の内容自体の適合さまでの確認は原則行っていません。おって、これもの手続案内を利用することができる方は、登記申請価格を登記申請価格を設定していません。との表は、これも以外の者に対する手続案内は行っていません。	なし	その他	法務局・地方法務局における手続案内については、より質の高い行政サービスを提供することができるよう。今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や落け書類の記載例等の充業を図ってまいいます。 また、手続業内の利用者については、登記申請適格者(登記申請適格者が来庁することができないことにつきやむを得ない事由がある場合には、その観察又は木理人を含い。と対象として行っており、申請人が全法・法人の場合に、当該会社等の従業員であることが確認できれば、手続業内を利用していただくことが可能となっております。	

	所管省庁	回答										
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅構考
335	令和2年12月18日	令和3年4月16日	マイナンバー利便性向上兼義務化案	分証明書程度の役割ぐらしか なく利便性も低いため行政・民	住所や国籍、本籍などの個人を示す行政サービスは個々での申請が必要ために利便性を欠いている。特に住居基本台帳の申請や本籍移動などかない面間ですので住民基本台帳を改棄し、個人を示す情報をマイナンバーに集約したうえで民間等の利用を拡充してほしいです。 強いて業するなら各重核の発証・民間の資格や納税システムもマイナンバーに集約したうえで民間等の利用を拡充してほしいです。 場施、手野受問わず国民に番号を扱ることに反対する勢力や情報管理の甘さき指摘する勢力からでしょうが「買収できる民間企業」に情報管理を任せるは否が危険な条数であり、100%安全セキュリティなんて存在しないことを予め該明する義務・トラブルが発生したときの対処する法律なども制度して整える必要性もあります。	個人	内閣官房 総務省 法務省	含む個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の 照会・提供を行う、分散管理の方法を執ることとしています。 また、マイナンバーの利用については、社会保障、税、災害対策の3分野を対象とし、マ イナンバーを利用できる場合をマイナンバー法で定め、その範囲内においてのみ、マイ	特定の個人を識別 するための番号の	対応不可	貴重なご意見ありがとうございます。 マイナンバー制度においては、マイナンバーをキーとして、特定の機関に個人情報を集 制に「単一のデータベースを構設する方法はとらないこととしております。 これは、万が一そのデータベースを構製する方法はとらないこととしております。 これは、万が一そのデータベーストン情報温減率がなけた場合の影響が基大なものと なる危険があることから、各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供 ネットワークンステムを使用して情報の照象・提供を行う、分散管理の方法を執ることしているものです。 また、マイナンバーが広範に利用されれば、マイナンバーと組づいた個人情報が漏えいしたり、不正使用されたりしたときのブライパシー侵害は深刻となります。 そこで、マイナンバー制度においては、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の3分野を対象とし、マイナンバーを利用できる場合をマイナンバー法で定め、その範囲何においてのみ、マイナンバーの利用を可能としています。	
336	令和2年12月18日	令和3年1月27日	耐震対策緊急促進事業の委譲事 務について	るだけのものであり、国交相側で作成可能なものがわざわざ 都道府県へ調査依頼が来て いる。進達時に郵送ではなく電 テメールでエクセルを送るよう にすればお互い手間がない)	次数が同じ変としなり、中級しに手来名、川町村担当者とこむに口く設定 せめて、同自治体での押印及び郵送にかかる数日だけでも短縮したいと 考え提案します。 事と、郵送かい電子メールでのエクセルデータのやりといへ切り終えること で、メキ実施している(2)に記載の調査についても、わざわざ都選所県に 開会することなら知る程で限に持っている情報のみで、簡便に問連といる でのためには接近表更が必要になってると考えますが、もとも上級収集 まが多くではここまで紹分化する必要があるのか、理解できない状態で まが多くではここまで紹分化する必要があるのか、理解できない状態で	個人	国土交通省	耐震対策緊急促進事業は耐震診断義務付け対象の民間建築物の耐震化に係る防災・ 安全交付金等の支援に上集せし重点的に支援する補助事業です。当該補助事業にお ける交付申請書の受理や、申請に係る書類等の書査及び必要に応じて行う現地調査等 の事務の一部を都連府県が行うこととしております。	なし	検討を予定	(1)について 令和2年9月26日付け事務連絡「補助金に係る事務手続の公印省路等について(周知)」 において、地方公共団体等から提出される交付申請審等については公印が金路された みのであって急差し支えないものとし、申請第一されて、とも方公共団体等の規則 等によることとされたい、とされたところであり、この取扱いは今和2年9月1日以降に発出 する文書から適用されたところです。 また、今和2年12月15日付け事務連絡「補助金にかかる事務手続の公田省略等につい て(違加開助)」において、地方公共団体等以外の手続きについてはオンライン化を図る 製成から、原則テルを利用することとし、当該文書の真正性を担保するため、 ①、民間事業者者の担当者を複数名台のた途受信とすること ②、3、①、2の要件を満たすメールを送受信者双方で保存すること 多満たずこととしており、この取扱いは今和3年5月といわか適用されたところです。 (2) (3)について 「交付決定調査」については、「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」におい て、事業名、補助金等交付先名等の補助金等に関する事項の公表を行うこととされてお ります。当該調査については、公表に必要ではない内容も含まれていることから、その他 の提出様式の内容も含め業務の効率化が進むよう見直しを行ってよいります。	
337	令和2年12月18日	令和3年2月18日	葬儀費用	税金での葬儀のとりやめ。 費用は私費とし、香典で補填 (もちろん政党交付金や調査費 などは使用不可)。	税金での葬儀のとりやめ。 費用は私費とし、奢典で補填(もちろん政党交付金や調査費などは使用 不可)。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
338	令和2年12月18日	令和3年2月18日	災害や大火など 有事発生時の自 病態、海上保安 庁・警察・消防の 統合運用	頻繁に起こっています。 災害対応に当たる各官の役割 は決まっていると思いますが 省庁横断的に協力連携を行え る部分を更に詳しく探し	自衛隊・海上保安庁・警察・消防が 有事に現在よりスムーズに統合運用できれば 陸・海・空における災害被害など、迅速に対応できます。 それは災害時の動隊移動時、変遣側が遮断されている時 顕著なメリットがあります。 統合有事対応部が自今を出すことにより 一元的に迷いなくどの所護部隊がどのように動けば 一番効果的に変調が後田できるかが ほぼ反射的に現場部隊まで伝わるからです。 大火・行方不明者提索・デロ対び・停防も含む) また国防分野においても同様なメリットがあるでしょう。 現在事故でいるデジタル化のシステムを 現て軍によるがでしてデンタ 対称的に多ったが、大人と 可令塔となる統合有事対応節の人材として 分析能力に条けた方々を選べば、効果はさらに高まります。 日本社会における国民からの信頼と安心感が得られ 速い関心と信用が得られると考えます。	個人	内閣府省通行 基整務省	災害発生時には、実働部隊の適用含め、内閣総理大臣の指揮の下に内閣官房や内閣府が中心となって省庁横断的な取組を行い、各省庁と自治体の適切な役割分担のもと、迅速かつ的確な応急対策と被災地の単期の復旧・復興に取り組んできたところです。 各府省庁合同で災害種別ごとの防災訓練を定期的に実施するとともに、令和2年4月、内閣危機管理整の下関係名庁局長級が集まり定期的に災害対応について議論を行う「自然災害即応・選携テーム」を新たに設置し、平時から額の見える関係を作ることで、実働部隊含めた各府省庁の選集を一層強化しています。 災害対応のデジタル化についても、各府省庁の適切な役割分担の下、関係府省庁間で密に連携しながらその取組を推進しているところです。	-		防災体制の充実強化は重要な課題であり、特に、一刻を争う応急対策の局面において 重要な役割を実たす実動部隊については、適切な役割が担のもとで円滑に連携を行う ことができるよう、そのあり方について不断の見直しを進め、万全の防災体制の確保に 努めてまいります。	
339	令和2年12月18日	令和3年2月18日	電子申告について	e-taxとel-taxを1本化してほしい。 あるいは法人番号やマイナン パーなどのシステムを合同で 連用出来るようにしてほしい。	会計事務所に勤める者です。 先日、電子申告を行ったところ、県の役所から 「(株)や(利ではシステム上達う会社として認識してしまうので、株式会社 や有限会社のように正式な名称で申告してほしい。」 しのお願いがありました。 同じように申告している稅務署からそのような話は聞いたことがありませ ん。 おきらく園稅用の整理番号や法人番号で管理しているためだと思われま す。 こちの登録の問題でもありますが、法人番号や個人番号ができた時代 にまだ名称で管理するというのは非効率ですし、番号の意味がありませ ん。 法人や個人の管理方法が1本化できれば、申請者も役所も手間が省ける のではないでしょうか。	個人	総務省財務省	法人住民税及び法人事業税等の申告書への法人番号、法人名及び所在地などの記載につきましては、地方税法施行規則において申告書への記載事項として定められています。また、eLTAXで電子申告を行う場合、法人番号を入力することで、申告書の所定の箇所に法人名及び所在地的自動転記が可能となるため、その場合、法人名の直接入力は不要となっています。	地方稅施行規則第 3条、第5条、第10 条の2等		ワンスオンリー原則に基づき、eLTAX又はe-Taxのどちらかに情報を提出すれば、同様の情報のもう一方への提出を不要とする取組が重要と考えており、国税・地方税を通じた納税者の利便性向上に、積極的に取り組んでまいります。	
340	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理の 合同祭	税金でやるのはやめて下さい。	コスト削減。税金でする意味がわからない	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
341	令和2年12月18日	令和3年1月27日	省庁の任期付職 員採用時提出書 類の簡素化	省庁の任期付職員採用時提 出書類について、転職回数が 多い人ほど在籍延明書を取り 直す手間がから。これを簡 素化していただきたい。		個人	人事院	各府省における職員採用時の給与決定においては、採用前の経歴として、在職していた 民間企業等の雇用形態や従事していた職務の内容を確認し、職員の給与に適切に反映 する必要があります。そのため、各件無はおいて根職調明等を求めているものがある と承知しています。ただし、厚生年金の納入記録や給与明細(通帳の振り込み記録等)、 環果徴収票等を用いても、各名において上記の確認を適切に行うことが可能と判断 するのであれば、差し支えないと考えております。	人争院成則9—6 (初任給、昇格、昇 給等の基準)別表	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
342	令和2年12月18日	令和3年1月27日	消費税法インボイ ス制度への移行 に伴う財務処理の デジタル化	消費投インボイス制度について、インボイスのデジタル化を 国にお願いしたい、日本全国 のインボイスの童は、経済取 引量の総数に相当する数とな りますが、インボイスを法人番 環、事業者番号ことに国が管 理するサーバーに保存してい、 ただくことは可能でしようか。保存形式は、お任せいたします が、e・TAXでの決算書形式	て報酬を払っています。インボイスが集粉されている国のサーバーから自 社の法人番号を入りすれば、指定期間のインボイス(仕販データ)がすべ でダウンロードできます。そのデータを利用し自社財務ファトヘコンバート ができれば、売上情報経費情報も自動入力とがますのでほとんどの仕 版が入力済みとなります。インボイスがない取引は自社入力となりますが 数は少ないでしょう 財務処理の経滅が可能となり、財務にかかるコストが軽減されます 3、セキュリティーについて	個人		令和5年10月以降、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。適格語求書とは、発行者の登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類です。通格語求書の交付に代えて、電磁的記録、適格請求書の配載事項を否定、企業の影像・一般を受けた事業者は、一定の要件の下、その記録を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。	第57条の2、第57	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、適格請求書の交付及び保存は電磁的記録により行う こともできます。紙によるが電館的記録によるかは事業者の任意です。 なお、提案理由欄に「取引の都度、紙でインボスを作成及び解析は、中小企業にとって 実務的に不可能」と記載されていますが、適格請求書は、日ごろの取引で授受されてい る請求書や納品書に一定の事項を追記するものである旨申し添えます。
343	令和2年12月18日	令和3年1月27日	経費精算の領収 書現物(紙)取得、 保管	ても良いと思います。 税務署への事前申請・承認が	領収書現物保管不要(倉庫費用削減) 現物送料削減	個人	財務省	国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたときは、紙とスキャナ画像の同一性の確認やタイムスタンプの付与等の所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存(以下「スキャナ保存制度」といいます。)が可能となっています。	電子計算機を使用 して作成する国税 保極漢章の特例に 存方法等の特例に 関する法律等	対応	スキャナ保存制度については、令和2年12月21日に開議決定された「令和3年度税制 改正の大綱」において、紙ビスキャナ画像の同一性確認の不要化や一定の場合にタイ ムスシンプ付き不要してる等の拡大的な見面とそ行うこととしております。 上記の見慮しを含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年道常国会に提出する予定 です。
344	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根康弘氏の ための「内閣・自 由民主党合同葬 につて	のために尽力された中曽根康 弘氏のために「内閣・自由民 主党合同葬」を実施されること をとめるつもりはないが、1円 たりとも教金を使うことはやめ ていただきたい。税金は、先の 見えないコロナとの戦いに、混 乱の中で生きていくことも難し	新しい首相のもと、この間があるべき方向に進み始めるものと期待していた。9600万をかける「内閣」自由民主党合同罪権」を「内閣」にも、「自由民主党」にも、此める方がおられなかったことに落組している。9600万という事権費用は、庶民感覚の理解を超えるものである。「元総理」と「一介の庶民」に違いがあって当然ないうことなのかもしれないが、のようなずれてしまった。使に、の国金かる心学方向に場いていけるのだろうかである。「他の自己いう長期にかたって回回のために戻えされた中智力したのために「内閣」自由民主党合同事権制で実施されることを止めるしまないが、税害を使うことはないが、税害を使うことはないが、税害を使うことはないが、税害を使うことはないが、税害を使うことはないが、税害を使うことはないが、税害を使うことがある。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			

7.5	所管省庁	回答	10±±-7	154 - 54 4 4 4		提案			所管省庁の検討結果		144.44
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	╅備考
345	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルールの導 入制度化を求め ます。	米国に倣い 日本での2対1 ルールを導入し規制削減の制 度化をするものです。	アメリカではトランプ大統領就任とともに大統領令によって2017年1月に 所謂2対1ルールを発令しました。 これは新しい規制を1つ作る際には少なくとも2つ以上の規制を廃止しな ければならないというルールです。規制によって民間企業の創発ニストが 発生し、そのコストを加算された製品・商品等が市場の収縮を誘発させて おりその損免を軽減、民間に見そうと言う事で、これによって1つの規 制に付き22個の規制が廃止・停止等になったという事です。 このルールの利益は新たな規制を作る側に要らない規制を選ばせる事が出来る事です。 日本では1990年代から規制の数が一気に増加し立法爆発の状態である と言われています。0500の中で技術力や競争力は上位なのに、経済成 長率がほぼ最下位なのは立法爆発の要因も大きいのではないでしょう か。 アメリカはコカナ禍の前迄はトランプ大統領の2対1ルールを含かた経済 政策によって好景気と低い失業率を記録していました。安全保障の規制 はしっかりとしばすせまります。企業経済の面では日 本もアメリカの良い所は見做うべきだと思うものです。	個人	内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。			
346	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国勢調査と住民 基本台帳との連 携について	(住基)の人口総数により国調 人口が算定されるべきと思い ますが、それを改めて国がコ ストをかけて調査る必要性 はあるのでしょうか。国の事務という縦 割りの構造が、無駄な業務と コストを生じさせてはいないで しょうか。 国のすう勢を図るものは、	地方自治体が管理する住民基本台橋(任基)には、学生や施設人所な どの異動は必りも反映しておらず、実態との多少のずれはあります。し かしながら、それはコストに見合う拘りなのでしょうか。選挙権や様々な住 長サービスも、住基に基づき生じるものなのですが・・・ また、世帯の投え方が、国勢調査では氷形的に同一家屋に居住する単 位で捉え、住基とは同一生計で捉える場合もあるなどの違いがありますが、 は、自治体の課税制門の管理と有立つと思います。就労状況も、住 基に任意の記載項目として加えれば同様かと思います。就労状況も、住 基に任意の記載項目として加えれば同様かと思います。 のまります。 は、自治体の事務であり、住業は自治事務なのすが、住基ネットにより 住基の情報が国の事務の効率化に活用されたように、国勢調査に巨額 のコストをかけるのであれば、その結果を仕基の精度向上に反映するな どの有効活用を考えてはいかがでしょうか。 課税の学習では、既に関係と地方発での所得情報の選集が図られてい、	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
347	令和2年12月18日	令和3年4月16日	道路行政における 各名庁の緩割り の改善	(1)交通円滑化に寄与する。国 安省と整容のより緊密な連携 の辺路片の選手内部に対する整察の取り締まり範囲の拡 大(国交省管轄、行政管轄とさ れている部分)	(1)当方北海道在住ですが、国道における交通円滑化に対する取り組みが欠如していると感じます。特に、幹線道路などにおける、横断者も通行者もいないにも関わらず反応する反応式信号や、道路交通法の考え方とする道路構造(例: 井側一線地から片側一線地に移行る原はは走行車線側が消える。これだと、追い越し車線に速度帯の低い車両が多数存む、円滑な受温が妨げられているです。国安会は、警察の総割り行政の改善により、こういった状況を改善両さたい。一場人に係って入りは当路前段に比べ圧倒的に軽減できると考えられます。また、交通円滑化に伴い交通事故に減少や物流コストの削減にも寄与すると考えられます。す。、受用対効果としては非常に良いと考えられます。また、交通円滑化に伴い交通事故に減少や物流コストの削減にも寄与すると考えられます。また、要用対効果としては非常に良いと考えられます。また、要用が成り機能なるとはほぼありません。しかいながら、総割り行政のために達は改造車両を一番目にしているはで野家が、違事両の所者者も接撃されないのを良いたにといり上が観め気が要が、通りを表しているから使け存むられるこまら近年非常に多いですが、通機先がで政の廃場を担当なのか、警察なのか分かりません。そして取り締まる箇所も不明です。(各箇所共に連絡してくださいとしています)第ロー本化するととは、信息は重雨を表かさせる。として取り締まる箇所も不明です。(各箇所共に連絡してくださいとしています)第ロー本化するとともに徹底した取り締まりを記録してくださいとしていまれる場合で表しまるとなるの分分かは手もん。そして取り締まる箇所も不明です。(各箇所共に連絡してくださいとしていまり、単位の改善、また不法投票廃棄物対策については、道路環境の改善と、美化に要するコストの削減が見まります。	個人	警察庁 通名 理 地次通名	(1) 信号機については、道路交通法第4条第1項に基づき、都道府県公安委員会が設置、管理しており、交通環境に応じた信号制御の見直し等の対応を行っています。 他方、道路については、道路法55条の2第1項に基づき、道路管理者が道路への区面線の設置、通路の通行の禁止反は制限、道路の交差部分及びその付近の道路の部分における改築等を行う場合、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に意見を聴にたとなっております。 なお、御指摘いただい。道路構造につきましては、車道の幅員が減少する際、沿道利が多い地域において左側車線を緩変車用として利用する場合、左側の車線を減少させていますが、沿道利用が少ない地域において左側車線を連続した走行車線として確保する場合は、4ープレフ・通行原則と構造的に担保するために、左側車線を連続した走行車線として確保することが望ましいとされていまするために、左側車線を連続した走行車線として確保することが望ましいとされています。 (2) 前段警察では、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りのほか、不正改造業者に対する取締りを推進しています。また、道路選送事間支法方で等する国生交通をと連携し、不正改造に関する情報共有を図り、合同による取締りなどを実施しているところです。 道路上を走行中の車内からごみを投棄した場合、道路交通法第76条第4項第4号及び5号に抵触するおそれがあります。警察では、同人もみだりに乗棄物を捨ててはならないことところです。 また、優楽物の処理及び清掃に関する法律第1条を1条では、何人もみだりに乗棄物を捨ててはならないこととしており、本規定に抵触する法を入が5号に表しているところです。また、企業の必要なが表しているところです。また、企業の必要なが表しているところです。また、企業の必要なが表しているところです。また、これのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので	道路注95条の2第 1項 (2)前段 道路交通法第52 床。道路交通法第52 床。道路交通法第52 次。道路交通法第52 次。道路交通法第52 次。道路交通法第52 (2) 现行制度 下能 (2)後段 道路交通法第76 条第4項	(1) 信号機について、警察庁では、交通の安全と円滑を図るため、個別の交通実態等を課まえ、適切に信号制御の見直し等を行うよう、今後も引き続き都道府景警察を指導してまた、知道府県警察とび道路管理者においては、決滞対策や交通事故防止の観点が、協議を行い緊密に連携して対策を講じているところであり、引き続きこうした取組を通めてまいります。 (2) 前段警察においては、制度の現状のとおり不正改道車両に対する取締りを行っているところであり、引き続き、国土交通省と連携を図るなど、これら取組を推進してまいります。 (2) 後段警察においては、地域の実態や住民の意見・要望等を踏まえた活動を行っているところ、バトカー等による警心活動や通報庁より違反行為を認めた場合は、行為の影様等に応じて選り対応を行ると言語を通過により違反行為を認めた場合は、元為の影響等に応じを認り対応を行っているところ、バトカー等による警治活動や知識をより違いである。基本の不法投業事業を認めた場合は、最寄りの警察等に適極をお願います。 なお、道路への不法投業については、生活環の保全のため、そ地方公共団体においても、廃棄物の不満正処理の防止の報意から警察等との連携強化を図る等、地域の実態に応じたスムーズな連絡体制の構築に努めており、これらの取組を引き続き推進してまいります。	A 144
348	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルール	一つの規制を作る場合2つの 不要な規制を廃止する	わが国は立法爆発の時代を経て、規制でがんじがらめであります。 既にアベノミクスの結果が示しているように、 すべての矢は同時に弦たれなければ意味がありません。 民間の活力を最大限に生かすためには規制撤廃は不可欠です。 すでに米国が成列を実現に生かすためには規制撤廃は不可欠です。 すでに米国が成列を実現といる 1つの規制を作る場合は不要な規制を2つ廃止。 規制提案者には少なくとも2つ提出頂くようルールとし設定することが望ま しいと考えます。	個人	内閣府 終務省	番号139の回答を参照してください。			

		所管省庁	回答				坦安	提案 ナな ・大な ・大な ・大な ・大な ・大な ・大な ・大な ・大				
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
34	19	令和2年12月18日	令和3年1月27日	自動車輸送統計制額をについて	ますが、電子報告で済ませて しまえば用紙が必要でなく、国 土交通省が送付する郵便代、 印刷代を削減できると思われ ます。	郵便代についても馬鹿にならないと思います。 印刷も毎回同じ書き方の指導も封入されており、非常に無駄だと思います。(会社の担当が変われば申し送りで済む話ですので必要ありませ	個人		自動車輸送統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計である自動車輸送 統計を作成するための調査として、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送 量・定行電を把握することにより、自動車輸送の実限を明らかにし、数が国の経済教 策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを自動としています。 自動車輸送統計調査の対象については、普通自動車、小型自動車に対して調査を が選送車両は第5条分の方。国土支通大臣が選定する自動車について調査を実施して おり、毎月(集物営業用は年4回)、限任無作為抽出により調査対象を選定しています。 副直対象の選定にあたっては、自動車金餘ファイル(車検データ)等を母集団名簿とし て利用しています。	自動車輸送統計 調査規則(昭和35 年運輸省令第15 号)第4条	検討を予定	本統計調査は、車両単位に調査を実施するため、自動車登録ファイル(車検データ)等を用いて、車両のナンバーブレート単位で調査対象を選定しているところです。ご指摘の作につきましては、車両は異なりまずが、事業者名、住所等について、同事業者、同一住所であるものが確認できることから、同一事業者、同一住所にあるものが確認できることから、同一事業者、同一住所になるものをまとめて発送できるよう。独身対象選定システムの改善、調産異発送時の対入に係る対応について、令和3年度内に予算要求等を含め検討することとします。また、毎月調査をお願いしている調査対象事業者につきましては、記入要領等を年初1回のみ送付するなどを実施していくことにより、印刷・発送経費の削減をあわせて検討していきます。なお、ご提案のあった電子報告につきまして、本核計関査では、従前よりパンコンからのおかでき合せ組入事を整備し選用しており、調査票に同封しているオンライン調査のリーフレットにおいても提供手順等を実施しているところですが、電子報告を推進するため、調査対象者への周知徹底を図ることを検討していきます。
38	50	令和2年12月18日	令和3年1月27日	政府からの調査 依頼の集約化	いろいろな省庁から会社宛て に調査依頼がきます。出さな いと替促が毎日のように電話 がかかってきます。 が、各調査、同じようなことを 関かれていて非常に煩雑で す。	たとえば高齢者・降がい者に関する報告は機構にも出すし、ハローワークにも出します。同じような内容です。 そして、数字が違う上にXに提出の数字と違う」と言われます。 わかっているならまとめてほしいです。 企業の工数も 関係役所が作成するぶあつい書き方マニュアルも郵送料も督促料も減ら せます。 ほんとに迷惑です。 デジタル庁でまとめてやって(WEB回答)、データベース化してほしいで す。	個人		国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき 総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告 名の負担経済に開意して対しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似別定に 基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった 基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった また。令和2年6月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画 に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や 代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。
38	51	令和2年12月18日	令和3年1月27日	農林水産省競馬 事実の重難構造 大工重免許利度の解消と一 元化	農林水産省の競馬課がJRAと 地方競馬それぞれで行ってい 支援馬を用る。一元化を提案し ます。 競馬の組織自体をリーグの ようなビラミット組織 がっていく切磋琢磨する組織 クの変換。 JRAとNARがそれぞれで行う 人材育成組織 鼓馬学校/制度 認可の二重構造の一元化	同じ龍馬を運営するのに農林水底省の競馬課はJRAと地方競馬の二重 結織で運営されて役人の人件費等無駄が多いのでではないか?一元化を提案の魅力を上げるために組織自体統合一元化した後Jリーグのようなビラミッ組織にして地域性を出し地元から出た馬や騎手をファンが応援し密情移えできるようにする。 に受情移えてきるようにする。 に要情等も大きるようにする。 は製飾等手及び馬も強いも上がったり下がったりする切磋琢磨できる組織への実施が必要である。 カジノ事業などとの一機を図りパランスをとる。 同じ競馬できっれると地方競馬の歌業者経生まして地方競馬で勤務する 人達の生活は数命的です。地方競馬の売り上げが堅調な今変革のタイミ JRAとNARがそれぞれで行う人材育成組織(競馬学校)をもち敷地や教育 東端等すで、が無核な二番構造。なのに入学者は年にJRAがち一名名地 方徳馬は10~20名と間日も続い その他に顕教師・製手の発や部を記すの二重構造はいかがなものか。 日本国内でそれぞれぞう発わずるものは調教師と騎手ぐらい。自 財車運転免費が乗りまでまかり、自 財車運転免費が乗りまである。 分さら経験や勝ち数では、かりけがいい。 早急な一元化をし地方競馬で従事している方への職業差別も無くす必要 がある。	個人	废怀小庄目	万競馬の各競馬場等の所属馬、調教師、騎手が交流する場が設けられています。	競馬法第1条の 2、第16条及び第 22条	対応不可	① 制度の現状に記載のとおり、中央競馬と地方競馬では、競馬開催の目的が異なり、また、地方競馬は、都道府操等が自ら主催者となっていることから、中央競馬と地方競馬の競馬事業を一元することは困難です。 ② 免許業務を行う者は、制度の現状に記載のとおり、公正確保の観点から主催者等が行うべきものですが、①のとおり主催者を一元化することは困難なので、免許制度を一元化することは困難です。
38	52	令和2年12月18日	令和6年4月12日	省庁からの依頼 に基づく面談時に オンライン会議 ツールの導入を希望します	の何れかの安議ン人ナムを有	某者から当方宛に面談の申し入れがあったため、感染リスクを避けたいことを理由にオンラインでの面談をお願いしましたが、対応するシステムがないとのことで対面での面談をお願いしましたが、対応するシステムがないとのことで対面での面談を求められました。 三密回避でリーシャルディスタンスの確保することを求めておられる政府が何故、感染のリスクより官庁の方々を守ろうとしないのか、また同時に我々民間に対してリスクを高める行為を望むのか、理解に苦しみます。 至急、全省庁にTeams、Zoom、Google Meetsの全て、またはいずれかのアブリケーションを各官のPCに導入頂くようお願い申し上げます。	個人	デジタル庁	令和2年度において、新型コロナ感染症対策の一環として、府省間で共通して利用可能なウェブ会譲ツールが整備されており、現在、デジタル庁において、試験ツールの管理・ 連用などを実施しています。政府以外の外部の方々とのやり取りにおいて、代々なウェブ会譲ツールの利用ニーズがあることは認識しており、デジタル庁としては、費用対効果などを踏まえつ、更に、効率的かつ利便性の高いツールの整備・運用の実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答	ID to the T	10.4.2.7.11.1.4.4	In	提案	所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令等 対応の 分類 対応の概要 (編集)			
353	令和2年12月18日	令和3年2月18日	公文書管理(情報 公開制度)につい で	情報公開制度に基づく文書管理が指揮すざる。 理が指揮すざる。 経営文書の大分類・中分類等 は各省庁共通でも3少し にななひどき外用した 例えるならな一ド等を利用) 文書管理システムに するべき。	森友学園問題を機に政府による公文書管理の(政治的施策のためか)不 手際を現場の公務員に「こうやって情報公開制度に基づき管理しろよ」と 言わんばかり「押し付けられたせいで、現場では就業時間中における文 管管理が占める割合は少ないとは決して言えない。公務員としての職務 を行うためにも、情報公開制度に伴う文書保存・背表紙表記などを現場 職員の意見をもと聞き入れてひ扶ੱ柄を流用、現場職員・情報公開請 求者双方がWinWinIこなれる情報公開制度に伴う文書管理を見直して頂 きたい。 現場で行っている文書管理業務は、時代に逆行したアナログ業務になっ ている。	個人	内閣府 総務省	公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条では、 行政文書を可管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)第8条では、 行政文書を理の適正の避保のための取組について、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容 等間についての基本的な方針(平成31年3月25日内閣総理大臣決 「公文書管理の適正の避保のための取組について、「世界の47月20日 行政文書の 管理の在り方等に関する「職権の企業が会社を対ればなかないとされています。」 「公文書管理の適正の避保のための取組について、「世界の47月20日 行政文書の 管理の在り方等に関する「職権の機工を対して、「平成40年7月20日 行政文書の 管理の在り方等に関する「職権の機工を対して、「平成40年7月20日 行政文書の 管理の在り方等に関する「実施を付金が大はならないとされて、要年3月17行 を設定した。「大学の第2年7月20日 行政文書の 管理のでは、7年7月20日 行政文書の 管理の第2年7月20日 行政文書の 管理のでは、7年7月20日 行政文書の 第4年7月20日 日本の主義を対立が、19年8日 日本の主義を対して、第4年7月20日 日本の主義を対しては、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の			
354	令和2年12月18日	令和3年1月27日	労働力調査の件	令和2年9月総務省統計局実施の国勢調査とほぼ同時期に、当世帯に同じまた。設世帯に近日で対調査が極新がありました。設備が国勢調査が実施される年に従来をの労働力調査は不要と考えます。	全国民が対象である国勢調査が行われる年に、わずか4万世帯程度とは るかにサンブル数が少ない(=精度が低い)労働力調査を行うことは、明 らかな無数であります。調査員への程限・データ処理にかかるコストのみ。 でな、(回答者に無数な労力を強いもものです。 なお、わたく(個人の価値観では、国民生活の改善につながるのであれ は、データを提供すること自体を他計に感じることはありません。しかしな がら、ほんの1週間前に回答したのとほぼ同じ段間に回答する徒労感は 技えません。 また、論点は少しずれますが、品的人は調査を短期間に2度実施するなど という拙い行いを国がするはずが無いと信じる気持ちから、国勢調査に 便乗した詐欺ではないかと疑ってしまった面もあります。 以上より、5の倍数年の労働力調査は廃止、もしくは国勢調査の設問との 重複を避けることを提案数します。	個人	総務省	労働力調査は、統計法に基づく基幹統計!労働力統計を作成するための統計調査であり、実施者には対して利用されています。 労働力調査は、統計法に基づく基幹統計!労働力統計を作成するための統計調査であり、実施者には対して利用されています。 別、電力機能は、統計法に基づく基幹統計!労働力統計を作成するための基礎資料を得ることを目的とした統計調査であり、この調査から明らかになる完全失業率等は、景気判断や関連対策等の基礎資料として利用されています。 現下の雇用情勢を迅速に定程し、提供する必要があることから、無作力を得ることを目的とした統計調査であり、この調査が、日本の主には調査を実施することで、調査月の翌月末には調査を表となるとしています。 対応不可効性帯を対象に、限られた回収期間で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査が表と、関本の主には関本機能を対象に、関いのより、可能が関係を表しています。 対応不可効性帯を対象に、関いのよりに関係的で調査を実施することで、調査月の翌月末には調査が表を対象に、関いのより、可能が関係を表しています。 対応不可効性帯を対象に、関いのより、関係力のより、調査対象数が多いこかに対象の主に対象の主に対象の主に対象の主に対象の主に対象の主に対象の主に対象の主			
355	令和2年12月18日	令和3年1月27日	財務省の分割	財務省から国税庁を切り離すべきです。	まず先進国では普通のことですし財務省の力が強すぎます。極端な話、 財務省に不利な法案を出す議員等がいれば国税庁動かして徹底的に調 べて逆らえないようにすることも可能です。	個人	財務省	番号93の回答を参照してください。			
356	令和2年12月18日	令和3年1月27日	等)の邦人関連業 務改革、とりあえ	在外選挙人証の発行を迅速 かつ簡便にすべきです。 取在の制度では、申請、選が かの簡便にすべきです。 取在の制度ででは、申請、選挙 くらいかかります。 をはかかりますを がネットワークで懸かっていれと は、あっという間に解決する。 思います。 おのようでは、あっという間に解決する。 思います。 おもいは、そのという間に解決する。 思います。 というでは、あっという間に 出かった。 というでは、 というでは、 というでは、 はかながない。 というでは、 はかながない。 というでは、 はかながない。 というでは、 はかながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいるながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はいながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながない。 はながながない。 はながながない。 はながながない。 はながながながない。 はながながながない。 はながながない。 はながながない。 はながながながながながながながながながながながながながながながながながながなが	タイ国在住ですが、友人たち(日本人)のうち在外選挙人登録をしているのはご(僅かです。もっと簡便な登録法があればいいのにといつも思っています。国政選挙への参加は国民の大切な権利ですので、在外邦人へのご配慮もよろし(お願い申し上げます。	個人	総務省外務省	在外選挙人名簿への登録の申請の方法は、在外公館等に申請する場合(在外公館申請)と、出国時に申請する場合(在外公館申請)と、出国時に申請する場合(出国時申請)の二つの方法があります。 在外選挙人名簿の登録(又は登録の移転)が行われると、申請者の住所を管轄する領事官を経由して、在外選挙人証が交付されます。 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
357	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ハローワークの管 轄(こついて	現在、市区町村ごとに管轄の ハローワーケが定められてい るが、利用者が通いやすいい ローワークで手続きができるよ う、変更する。	自身の居住する市にはハローワークは無く、隣のA市にあるハローワーク が管轄となっている。公共交通機関で適当場合、往復で1300円かかり、失 乗手当受給中は毎月道の必要があり、無収入での出費が負担であった。 反対隣のB市のハローワークが数分のところにあるため、そちらでの手続 きにしてもらえないかと相談にかが、市時村とで管轄が決まっているだ め不可能であるとの返答であった。 現在、自身は教育訓練給付金受け、看護学校に通っているが、2ヶ月に 度通所する必要がある。学校の目の前にB市のハローワークがあるが、 民住住所管轄のハローワークでまでいる要求があり、関市時間に学校のあ る時間と重複しているため、空きコマとお退休憩の時間を含わせて、なん とか通所している状況である。人によっては、県をまたいで手続きに行き、 また授業に戻ってくる。という状況の人もいる。 時間や交通費を無駄にしないためにも、利用者が通所しやすいハロー ワークで手続きをできるようにしてほしい。	個人	厚生労働省	ハローワークでは、管轄のハローワーク以外での受給手続きを希望する申出があった 場合、その必要があると認めるときに限り、他のハローワークでの手続きが可能としてお ります。 歴月保険法 施行規則第54条			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
358	令和2年12月18日	令和3年7月7日	都道府県の見直し	ア)への移管です。ただし、早 急な移行は反発が予想される ため、まずは、陸運局(新車登 録)、保育園・子ども園・学童 の認可、小児医療費無償し は、管轄範囲を広域化し、現	/ 一十布主番中の上東で料金を飲みより塩上町、火砂場カリ財産と、 ・ 機能単純、自動産食験、単単原制はマイナンバーに設付け、マイナ ボール側に通知が開き。全てオンラインで手続き両側とする。マイカン バー連携によって職験単単のコーザー単単が増える可能性が高くなった。 保質園の提出さけて済み、手続きが簡素になれる。連考基準が用ことなる り、開酵自治体の臓への人間希望を作機が重数が減る可能性があ る。自治体ことに基本が異なり、美能が不明だった特徴が重要が減る可能性があ が、自動性をして基本が異なり、美能が不明だった特徴が重要が正確な 形形を可能と無さいる。 形形を引きませませます。 大型を引きませます。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対している。 大型を対しているが、 大型を対しているが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大型をが、 大	個人	国内原生生物物省	【国土交通名】 道路運送車両法(昭和20年法律第185号)により、自動車(軽自動車等を除く。)は、所有権の公証及び使用実態等の把握のため、「登録)を受けなければ、運行してはならないとして、その。 登録を決しておいるないとと、その。 登録をといる。 登録を受けなければ、運行してはならないとして、その。 を録された事項の正確性を保持するため、転居等により、既に登録されている自動車に係ら所者者の仕所や使用の本拠の位置等に変更があったときには、その転居等が新造消失を除った。同し都運角県内であるかを問わず、「変更登録と合む自動車の登録は、同法に基づき、国土交通大臣が、全国統一的な取扱いによって行うものであって、各都道病県知事が、それぞれ異なる取扱いによって行うものではないため、進州制導入のように都道病県の後置分合そ行ったとしても、その手続きに変更はありません。 また、ナンバーブレー・ウの文付手数料は、地方版図構入りのものや希望書をつものも含めて、交付に要する製造原等の実費に応じて算出した器を収受することとしております。また、よりにサーブレー・中の文付手数料は、地方版図構入りのものや希望書をのものも含めて、交付に要する製造原の等の実費に応じて算出した器を収受することとしております。また、おりにものを保有するためには、各種手が最近を登録、受害所証明と対しては、おりには、日本経を登録ですが、「自動車保有関係手続きのフンストンプサービス(OSS)」を利用するこれも、自動車を保有するためには、各種手が最近を登録、使等所証明と投場目前をならない、は、マイナンバーカード等の電子証明書機能を活用し、本人確認を行っているところです。 【内閣府】 ・デビも・子育て支援新創度内の保育園等を利用する場合においては、居住する市町村によいては、マイナンバーカード等の電子証明書機能を著所におります。よりました。では、行うでは、日本経りに対しまれ、有可利間において、マイナンバーによる信義重携で、認定を行った際に通知する利用者負担額の算定のからの必要なを持備的の第一位のでは、対しのでは、日本経りに対しましました。を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	項及び第2項 子ども・子育で支 援法第20条第1項	するための事業を するための事業を な機能を動することができると考えております。 また、ナンルリザー等からなると考えております。 を書からなるとができる。 を書からなが、引きは に内閣を引きない。 ですが、引きは に関生学館 利成な手がも 利用者が原盤 とが、市町する。 社次をきる地種様 にないまする。 をはないまする。 に対していまする。 は関連などが、引きは に関生学館 をはないまする。 は変後の悪ながないます。 は変後の悪ながないます。 は変後の悪なが表する。 は次ときると地種様 にないまする。 は次ときると地種様 にないまする。 は次ときない種様 にないまする。 は次ときない種様 にないまする。 といる。 は次ときない種様 にないまする。 は次ときない種様 にないまする。 は次ときない種様 にないまする。 は次ときない種様 にないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまする。 はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	は、住所等の自動車登録ファイルに記録されている事項の正確性を保持 続きであり、例えば、自動車のリコールに伴う検理案内の送付、免見され の返却、自動車板の納稅通知書の送付といった手続きを確実・円滑に行 ます。、 ベーブレートの交付手数料は、交付に要する実費に応じた額を自動車ユー 受するものであるところ、この目的を外れて、地方自治体の財源とするこ られます。 り、自動車登録に際しては、道路運送車両法の規定により、所定の手続き 変長なりますが、ご理解いただきぎますようお願いいたします。 では、これまでも対象手続・地域の拡大、利便性向上等を進めてきたとこ 続き、関係名庁等と連携し、これらの取組を進めて参ります。 の手続き等に関し、マイナンバーによる情報連携で必要な投情報の取得は、、引き続き市町村に対して周知するなど、手続きの簡素化を進めてまい。、、、	ょける ことき ろ まり 適 こま ら、 こ
359	令和2年12月18日	令和3年1月27日	全国学力・学習状 沢調査を抽出調 査に	全国学力・学習状況調査を抽 出調査に変更し、行政調査と しての役割(教育政策に生か すために転る。 で、調査に係る費用の削減と 教員の負担軽減を図る。	全国学力・学習状況調査は「指導」と「改策」という両立が難しい目的を掲げており、結果として、いずれの目的も最大させていない。 「指導」のためテストを使うならスピードが重要であり、結果を即座に一人ない。 「指導」のためテストを使うならスピードが重要であり、結果を即座に一人ない。(自治体・学校の刊度で自己保統を行なっているが、それが教員の研究が動態を始める。日本要で、学力をの関連が指摘される子どもの生活環境をあることも必要でなる。しかし、生活環境もほとんど調められていない。「何より間差なのは、テストでどのような学力を剥るかという肝心なったいない。何より間差なのは、テストでどのような学力を剥るかという肝心なったい。のまれていないととなる。しかし、おれていないととなる。しかし、自然に対しての効果が不明確であるうえ、教育現場に適度な負担を強いる調査方法を取り止め、政策に必要なデータを収集することに微することが必要なのではないか。	個人	文部科学省	全国学力・学習状況調査は、 ・全国的な児童生後の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育 委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る ・学校における個々の児童生徒やの教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる ・そのような取組を通じ、教育に関する継続的な様証改善サイクルを確立する ことを目的として、小学6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査と 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を毎年実施しています。	-	査を通じて、 改善を拠ると、 改善を拠ると、 指導の完全・ 領域の示かき。 ・ 領域の示かきを にあいる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	学習状況調査の制度の現状欄に配置の目的を確実に果たすためには、影 全ての市町村教育委員会において自らの教育施策の成果と課題を分析し とができるようにすること、全ての学校において個々の収集生課題を分析し とができるようにすること、全ての学校において個々の児童生徒やの教育 毎年度実施することが重要です。なれ、教件調査においては、学習中海場 毎年度実施することが重要です。なれ、教件調査においては、学習中海場 のが機でに下屋できるとは超するという。まな土む取り入れ、より、同期を のが機でに下屋できるとは超するとのは、まなに一定期間を要 のでは、日本のでは、一般では、一般では、一般では、 の場へのになっても現場において図書結果をのよったが、まなに一定期間を要 である。なでは、日本のできる。 質問経過ぎの呼ら四合う方式への切り踏みやり重生特質問機関連においての で間接過ぎの呼ら四合う方式への切り踏みやりままされている。 では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の 型間書に向けた検討に進めており、これにより調査用板の取り扱いの負 無税をの迅速でが見込まれるところです。 なりが置生情質問機調達では、学習環境や生活習情報に関する項目を拒 規模の迅速でが見込まれるところです。 なりが置生情質問機調達では、学習環境や生活習情報に関する項目を推 地球がの面も含めた変配の状況と学り本のが沢を把握、分析するため、 「基本学家から広告も含わた変配の状況と学り本のが沢を把握、分析するため、 気質指導の改善充実に向け活用しているところです。今後とも同調査の適 短常導の改善充実に向け活用しているところです。今後とも同調査の適 担の軽減等に向けた不断の見直しに努めてよいります。	公育を要産す短観る と 設立、の

	所管省庁	回答	ID to the T	15.4 5.11.11.4.4	1949 L	提案			所管省庁の根	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
360	令和2年12月18日	令和3年1月27日	独立行政法人、日本学生支援機構の子続きに関して。	行政法人、日本学生支援機構 の給付型支援金などの手続か、余りにも頻雑すぎます。 また、問い合わせに関しても、 明確に説明できない問題に対 しては、独立行政法人、日本 学生支援機構と大学が、責任	また、書類上の手続き、及び、インターネット手続きの両方が必要の為、大家に報信であり、無駄な時間を必要します。 また、非課税世帯の家庭においては、スマートフォンや・パソコンを所持出、 来ない家庭がある事を伝えても、独立行政法人、日本学生支援機構は、 一切了承しない事態であります。 通学している大学において、書類を根権者に対して配布し、親権者確認 のと、親権者の個人情報を提供して、親権者が手続きをするべきだと思	個人	文部科学省	給付型奨学金の申請手続に係る一般的な問い合わせについては、学生本人でなくとも 可能です。申請は、原則として支援対象となる学生本人が実施することとなりますが、本 人が申請できない特別な事情がある場合は、委任状等を本人が提出することにより、親 による代理申請が可能です。 予続の迅速化・簡素化、早期の支給開始のため、奨学金の申請は、原則としてインター ネットによるものとしています。しかし、家庭にインターネット環境が整備されておらず、学 内設備等も利用できない状況にある等の場合は、個別に相談いただければ書類での申 請を認めております。	独立行政法人日本 学生支援機構「業 旅方法書」第30条 の8第2項	現行制度 下で対応可 善、質の向上にも努めてまいります。 能
361	令和2年12月18日	令和3年1月27日	圏が調査の職業機について	など、何も検討されていない。 2.職業の内容を詳細に書かせ るのか?書いた内容を統計局 で入力し、分類するのか、労力	電池村を日本福に、ことが、高田本、アンルと、大田、マンルと、フ雪マンが、品養される園医の立場に立った調査方法を何も考えていない。 調査用紙へのペンでの記入やネットからの入力でも同じだが、それを統計局で入力したり、報査することの労力にかかる費用もそ相当なものと思える。職業内容を統計局が特着するのはなく産業分類コードにして申告された調査内容を信用すべき。日本人は教育レベルが高い、ネットの0名を充実ますは、文字人力をせず、コード入力にできるはず。どうしてもできない人は電話の対など考えればよい。 とにかく、個人情報の保護、センシティブ情報の保護など、何も考えてこない。	個人	総務省	国勢調査の調査事項については、統計法に基づく統計委員会への諮問審議を経て、 総務大臣からの承認を受け定められております。 調査事項のうち「動め先・東主などの名称及び事業の内容」及び「本人の仕事の内容」 は、産業や職業の分類を正確に行うために把握しているものです。 国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しております。	統計法	制度の現状欄に記載のとおり、国勢調査では、日本標準産業分類及び日本標準職業 分類に基づき、約250種類の産業、約230種類の職業に分類して集計しており、この中から該当する分類を削自身で調べて回答する方法は、回答者の負担が非常に大きくなる ことから困難です。
362	令和2年12月18日	令和3年3月9日	厚生労働省発表 新型コロナウイル ス感染症状況の 電子データ公開	などは、紙媒体情報と同じような形で提供されています。 つまり、そこから情報を電子で取得して何らかの解析を行えるような形では提供されていま	ntgs://www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.minw.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsuite/gunya/www.go.jp/str/seisakumitsui	個人	厚生労働省	厚生労働省では、PCR検査実施人数やPCR検査の実施状況などについて、オープンデータとして以下のURLにて公開しております。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html	なし	新型コロナウイルスに関する情報について、PDF等の加工不能媒体のみではなく、CSV 形式でも公開しておりますが、今後も加工可能な形式で公開するデータを充実していき たいと考えています。
363	令和2年12月18日	令和3年2月18日	館機能を取りまとめて、日本に科学	などに分散している科学技術 情報源(図書館機能)をもりま とめ、日本にイギリスのマン チェスターセンターのような電 千化された学術情報源のハブ を作りましょう。 第一年学技術情報。 整備による 「科学技術情報」と「金銭的節 おりについての提案です。電子 シャーナルや学術データー ベースの英国型用により、 日本の核働研究者数生質的 数倍地、優れた成果を増や	歴代ノーベル賞の獲得数世界第2位のイギリスは研究者の敷約に日本 上りも小さな規模です。しかし、本質的な研究を数多く行なっています。この違いは研究情報源の整備の多と呼ばます。イギリスやカナダでは、大 実情物館・大系図書館・マンキエスターセンターの現れを扱い金約な料 学技術に関する研究情報源の整備の変と呼びます。公開されている科学技術情 組のインラドンスは重要です。 イギリスではどの大学の教員でも十分な電子ジャーナルやデーター ペースなどの研究情報に変われます。それにより短期間でイゲアを 研究に転びつけられます。一方、日本ではその情報源の使用料金を各大 サミ末がせているたか。全体でお金と時間の無数が生じています。高い 人材を活かせません。アイデアを研究とするために必要な情報収集に多 大な時間がかかいます。 これば「大学や組御間の競争」として行なわれています。本来観争させ 名べきは「研究内容」でありません。仮知文学を 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 含めて、すべての大学教員、研究者が、等しく最上のデーターベースや電 さらに、情報やつの管理を集材がることで、設備者節約し、管理のため の人件費を減らせます。現在、各大学がそれぞれ支払っている費用を電 手ジャーナルを行れまによったまなが見まり割件できます。 書籍から電子デジタル情報化された学術情報の新しい入れ物が必要です。 書籍から電子デジタル情報化された学術情報の新しい入れ物が必要です。	個人		表が国では、電子ジャーナル、データーベース、電子書籍について、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)が出版社等と交渉を行い、合意した契約モデルをコンソーシアムの合会員館・提示していますが、契約主体は各大学であり、JUSTICE接象交契的をデルを選択するかどうかも含めて、各大学で判断しています。そのため、契約時代等も大学部に異なっています。 ジ本学館と選なっています。 ジ本学館と選なっています。 大学図書館コンノーシアム連合:平成23年4月に発足。国公私立大学の図書館が会員館として登録。(1月12日現在の会員館1549館) 要はとして登録。(1月12日現在の会員館1549館) コンノーシアムが出版社等と交渉し(Jisc Collectionsの交渉対象はこのほか多岐にわたります。) カンノーシアムが出版社等と交渉し(Jisc Collectionsの交渉対象はこのほか多岐にわたります。) 会記した標準的な契約モデルをコンソーシアムの各会員館へ提示しますが、 表が国と同様に、原則、契約の主体は各大学と承知しています。	なし	特に、電子ジャーナルにおいては、世界的に継続的な価格上昇等が問題となっており、 論文等の学術情報へのアクセス確保の在り方について、各国ともに議論・検討されている状況です。 なお、頭が主導して出版社と契約し、関金体を包括するような一括契約を結ぶことは、必ずしも価格上昇の即制につながるものではありません。(「大学等におけるジャーナル環 はの整備支が国のジャーナルの発信力強化の在り方についてJ平成26年8月ジャーナル問題に関する検討会) 文部科学名においては、令和元年6月11日に4学技術・学術書議会の下にジャーナル問題検討郵金を設置し、令和3年2月14日に14学技術・学術書議会の下にジャーナル問題検討郵金を設置し、令和3年2月14日に15業法とめを取りまとかたとろです。本書 議まとめを踏まえ、引き続き学術情報基盤の整備に取り組んでまいります。

	所管省庁	回答				提案	体「所管包厂」				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
364	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ETCシステムの有 効活用について	ス・決済サービス・顧客管理 サービスがあります。	ITS側で行うことを民間で行うことで、民間サービスの拡大に繋がると思います。 ます。有料道路以外でも有料道路のようにETCカードによる決済が可能 になれば、コインパーキング等の活用に繋がり、設備投資の促進に繋が ると思われます。	個人	国土交通省		用する料金徴収事 務の取扱いに関す	その他	「制度の現状」欄に記載のとおりです。
365	令和2年12月18日	令和3年1月27日	地図混乱地域に おける地図訂正 の簡素・迅速化	遠いなど単純な地図の訂正 は、住民等からの申し出があ れば、市町村と共同して調査、 登記官の職権による地図訂正 を義務化し、固定資産税の適 正課税と地図混乱地域の早期 解消を切望します。 本来、国の事業として地図整	して、	個人	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第16条第1項は、不動産登記法(平成16年法律第129号)第4条第1項の地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるとき及び同法第14条4第4項の地図に乗する図面に表示された土地の位置。形状立地衛に誤りがあるときには、当該土地の表題部所有者又は登記名義人等から、その訂正の中出をすることができる旨を、再発12項は、登記官は、申出に係る事項を調査に参集、地図又は地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならない旨を、それぞれ規定しています。	不動産登記法第14	现行制度 下で対応可 能	「制度の現状」欄に記載したとおり、御提案にあるような義務については、既に不動産登記規則に定められています。
366	令和2年12月18日	令和5年5月17日	マイナンバーカードの仕様変更	マイナンバーカードの普及促進及びデジタル化に向けて、 早期にマイナンバーカードの 世界にマイナンバーカードの 問題点はキーとなるマイナン バーの全ての桁上住所が印字 されていることか ら、マイナンバーの全ての桁 性性所はカードへ印字するお 要はなく、10チップからの読み 取りで十分である。	カードで目視できるのは氏名と顔写真でよく、それ以外の情報はICチップ からしか参照できないことで機密性が保たれ、国民の不安を低減できる。 かかるコストとしては、 これまで発行したカードの再発行コスト。 カードの印学仕様の変更コスト。 偽造カード判別方法の普及と偽造防止仕様の徹底。 効果は、 カード養祭化への促進。	個人	デジタル庁総務省	マイナンバーカードの券面に記載する記載については、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号第2条7 項において、「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項」とされ ています。	行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律第2条7項	検討を予定	マイナンバーカードの券面に記載する事項や、10チップに記録する情報につきましては、 様々なご意見があることを承知しております。 今後、次世代のナーを設計するに当たっては、様々な関係者のご意見も丁寧に伺いつ つ、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。
367	令和2年12月18日	令和3年2月18日	е-Тах	ら申告書に税額が転記して作成しますが、e-Taxソフトで試し に作成してみたところ、付表か	形だけモナ甲ョレにという感した、システムにロメリケというものか当 及されていない。終付もダイレッ除付にすれば便利だと思って、接利したわけだが、どうせ譲乗所得税、総務省管轄の住民税特別徴収の終税も あるので、石油力ス税と付電子化しても意味がないかっと思ったりする。 住民税の特別徴収は、これまで1人分等つ入力するか、csvファイルを作 はまたよりな、コニュー化かま一巻(ケントンサン)こでショフ・ロンでは	個人	財務省総務省	【総務省】 個人住民税の特別徴収については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼	等に関する法律第 6条、国税関係法 令に係る情報通信 技術を活用した行	検討を予定 【総務省】	【財務省】 。「コメントの利便性向上に向け、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。 【般務省】 制度の現状に記載のとおりです。

	所管省所					提案 主体 所管省庁				食討結果	
番	号 への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
36	8 令和2年12月	8日 令和3年2月18日	元首相の合同葬について	ないでください。前例路襲というのであれば、この点を必は、この点を必していただきたいと存じます。現 職を除き、必要ないと考えます。国が葬儀を行う明確な根拠があるのでしょうか。どうしても税金を使用しず葬儀を行いたいのであれば、対象者、支出の範囲等、国金で議論して、ルール化した後にしてくだ	- 本年度の財政支出見直し効果 今年度予備費9643万円の削減。 削減分を本年度コロナ対策費に回すことで、一部対象者だけでなく、広く 一般が受益者となる可能性がある。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
36	9 令和2年12月	8日 令和3年1月27日	国税庁(e-tax)の ブラウザ対応につ いて		デジタル化をすすめるためには、必要不可欠ではないでしょうか。	個人	財務省	番号206の回答を参照してください。			
37	0 令和2年12月	8日 令和3年1月27日	国勢調査につい て	国外別査実施時の紙面配布 使それぞも同様の個人情報は市 町村に全てあるたっても過 音では無い。かさわさ行無味 配でするのではなく、動計法を 配で正し国民の関係が得られ は国勢調査の為に個人情報を 利用出来る様にすれば良い。	国勢調査実施時に人の手で用紙を配り返信するか、ウェブで回答するようになっていると思います。そもそも人の手で配る為には費用がかかる。また、用紙もカラー等あり割高となる。無数に費用をかけているだけの様に思う、紙が通れば環境にも見くスストも下げられる。個人情報の使用承諾のみ得れば正しい情報が素早く入手でき政策に早く反映させる事が出来る。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
37	1 令和2年12月	8日 令和3年2月18日	世界水準から大きく選れをとっている実務結計のジェンダー般計化を強力したを達力に促進してください。	各府省の業務統計における男 女別把握・集計・公表を強力に に促していただきたく、お願いい	女性活躍は社会にとつて重要な課題です。性差別を可視化し、解決のための取り組みを自検・評価するためには、性別情報を把握し、男女比較がしやすい形で集計し、必表すること(ジェンダー接計化)が欠かせません。特に、各所省は多の業務財計を作成していることか。これの業務は計かのジェンダー化が進めば、社会全体で女性活躍を進めるための強力なインラとして実務検討を活用することができました。しかし、日本の業務統計は、ジェンダー統計という面では、先進国の中で非常にお組まな水運にあります。自参やプレスリリースをどにおいて男女別集計が行われていなかったり、全体計という面では、先進国の中で非常にお組まな水運にあります。と体計とうち女性般の制造のみで男女比較が非常によりもかったり、全体計とうち女性般の制造のみで男女比較が非常によりもかったり、全体計とうち女性般の制造のみで明女性が表現によるから、実体的の実体の部の実体において、推進体制の基本的な考え方にジェンダー統計化の主要性は書きこまれたもの、具体的知识も大きな大きないとなった。と、また文男女士は一部の主義とは、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないなり、大きないないなり、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	内閣府	令和2年12月25日に開議決定された第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー 統計の充実に関して寄せられたご意見等を踏まえ、新たに「男女の置かれている状況を 客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、各種統計の整備状 況を調査し、公表する。」との文言が盛り込まれたところです。	第5次男女共同参 面基本計画	現行制度 下で対応可 能 が必進めていくこととしています。	
37	2 令和2年12月	8日 令和3年1月27日	住居表示変更情 報の共有	わった場合、登記等と実際の 住所が異なることになるが、新	住居を取り壊したので建物滅失登記を申請したが、申請者の住所が登記されているものと異なるため受理されなかった。住居表示変更に伴うものであり、実質同じ住所であると説明したが、市役所に行き、その旨の証明書を取得し提出する必要があるとのことで、証明書取得の手間と交通費	個人	法務省		不動産登記法第5 7条 不動産登記令第3 条第1号		

	所管省庁	回答				坦安	是案 ・ 所管省庁の検討結果 ・ 体					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	↑備考
373	令和2年12月18日	令和3年2月18日	特定非當利活動 促進法の改正		都道府県に役員名簿を提出するのとは別に、役員の任期が来たら法務 局へ登起をし直すのが面倒であるし、役所の二重行政である。 また、法律し効量の任期が年より伸びるケースが限定されているため、ほぼ確定任期の2年で運用をせざるを得ない、そうなると任期が0月 0日から0月0日までの2年と決まってしまい、終金などの運動上支障が 生じる。 更に任期が切れた場合、前任者の権利義務を承継する規定が法律にないため、仮理事を選任しなければならななってしまうなどの不都合かある。 そこで、11役員の任期を法権から廃止して登記する頻度を減らす、(2)役員に任期が切れたあどの権利義務未継を認める成正をして仮理事の退任をなし、終金運営をしやすくする、(3)そもそも登記ではなく都道府県への登録のみにする、などといった方法で手間を削減していただきたい。	個人	内閣府法務省	特定非整利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、組合等登記令で定めるところにより、登記しなければなりません。また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをつて第三者に対抗することができません。 こうした登記制度は、登記記録に記録された内容を公示することにより、国民の権利の保全や商号、全社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としたものです。 NPO法人の役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とされています。ただし、再任は折げられません。 また、役員の任期に関わらず、定款で役員を社員総会で選任することとしているNPO法人の役員がに、定款により、終任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができます。 役員の任期を定めておかないと、NPO法人の役員が公正に選任される機会を奪うことになります。そこで、役員が民生的に選任されるよう、その選任の公正を提供するために、役員の任期を20年間を20年間であるとの、ではいます。	特定非當利活動促 進法第7条、第24 条	対応不可	(法務局)-登記するのではなく、都道府県に登録することのみをもって可とする提案への回答) 登記に関しては、登記制度の機旨に鑑みると、NPO法人の活動対象となる相手方保護のため、NPO法人の存在、組織、財産状態等を公示する必要性から法務局への参訂は必要と考えられます。 (理事の任期を廃止するという提案への回答) 役員の任期を法律で定めるのは、先の趣旨の通り、役員が民主的に選任されるよう、その選任の公正さを確保する観点から、必要なものであります。	
374	令和2年12月18日	令和3年2月18日	中曽根元総理の告別式について	込んで欲しいと、国民として 思っています。河野太郎行革 担当大臣、私は昔から応援し	コロナ禍で海外の未賓を呼ばずにかける税金では無いと感じました。 国内の様々な楽種、形態が支援を欲している中、ここにお金をかけるべき では無いと思いながら、中曽根元総章の分前は凄い物だという事も感じ、 盛大に御見送りしたい気持ちもありながら、河野太郎行革担当大臣の率 直なお考えも知りたいと思いメールさせていただきました。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
375	令和2年12月18日	令和3年1月27日	学校の教員の研修や調査資料作 修や調査資料作成が過去で学校 運営に支障	現況・公立の小中学校など で、文部科学をからの指示で 教育が研修のために出張する 教育を研修のために出張する することが困難な場合があり ます。文部科学者からの指示 で教員が調整資料がある。 十分に確保 ・十分に確保 ・大分に確保 ・大力に確保 ・大力にない場合も ります。 と記のような状況を改善 書するため、研修や調査資料 作成についてを担づしたを を向上させるが必要 ・ も当に必要なものを精査して質 を向上させるが終す必要 す。 調査資料作成は本数長の は教育がやらなても良いように する配慮が必要です。	(1) 教員のワークライフバランスを改善することで、教育の質を向上させる 効果が期待できるため。 (2) 研修や調査資料作成を何のために行うのか、見つめ直すことで、教育 行政全般の改善につながることが期待できるため。	個人	文部科学省	学校に対する調査は、文部科学省から依頼するもののほかに、都追府県や市町村が独自に依頼するものも多数あり、文部科学省から依頼するものはそのごく一部です。 文部科学省においては、学校の負担軽減の観点から、学校に対する調査等について見直しや削減を継続的に実施しています。	なし	対応	文部科学省において、これまで調査の廃止や抽出調査への移行・頻度・時期・項目等の 見直しを行ってきており、平成19年度以降、 定期的な調査については、3付から25件に、 、このうち、毎年実施する悉書調査は23件から11件に、 削減してきているところです。 また、教育委員会に対しても、学校向けの調査を削減するよう促しているところです。引き続き学校の負担軽減に努めてまいります。	
376	令和2年12月18日	令和3年1月27日	2対1ルール	法律規制を一つ作るなら、役 人にいらない二つの法律規制 を持って来てもらう。	トランプ大統領が2対1ルールで規制緩和をした事によって、民間企業に 活力が戻ってます。 日本も真似して民間企業の自由な経済活動を推進すれば、就職率が上 がり、新商品が開発されて日本企業が再び世界で活躍できるようになりま す。	個人	内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。				
377	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国家公務員にお ける出退勤管理 の自動化	PCのログイン履歴等を用いた自動化された出退動管理を行う。	現在、職員の出動については職員本人による出動簿への押印により、 又、残棄時間についてはエクセル等を用いた自己申告等により管理して いるが、テレフーク推進の昨今、完全に時代遅れである。 また、出動簿の管理及び残棄時間に対する手当算定に、各省庁の庶務 担当、会計担当による膨大な作業量が発生している。当該業務の自動化 により、効率的な行政運営が見込まれる。	個人	人事院	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うこととなっており、出勤簿に押印することは必須とはしておりません。また、超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することができることとしています。その上で、出退動管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとされております。	給実甲第576号第2 第2項	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答	10.4.4.7	15.4.2.5.11.11.4.4		提案			所管省庁の根	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
378	令和2年12月18日	令和5年7月12日	ドを身分証明書と	されていないので本人確認書 類としては認められない」と受 理されなかった。 マイナンバーカードは顔写真も	将来マイナンバーカードに免許証としても使用出来るよう計画されていると聞いているが、それが出来るまで含省庁とも原注回標本人確認の書類でイナンバーカードとして早息に職能していただけたらと思います。 現在、特に高齢者が免許証の返納を考えたとき本人であると証明するためマイナンバーカードがあれば本人であると自復持つて証明するかでき運転免許証の返納に思いきれトータル的に経費削減になるのでは。	個人	デジタル庁総務省	内閣官房番号制度推進室と総務省が共同で通知を出しております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
379	令和2年12月18日	令和3年1月27日	福祉施設に関するアンケート	原生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施等を事業所選定(9月0日到登上9年の状況)や大阪府社会福祉協議会(介護サービスルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・ア	福祉現場は、人手不足に加え、ペーパーレス化も進んでおらず、経営者や管理職は、残果せざるを得ない状況になっているのは、知って頂いてると思います。厚生労働省関連のアンケー・調査だけでも多く、他の名庁からもあるので、出来れば、一本化していただき、重複する内容をなして頂きたいです。それにより、と出も負担を調査がり、よりをの時間をご利用者様に向けられると考えております。また、同じような内容の調査ならば、もっと内容を濃くすることで、より効果的な調査になると考えます。	つつみの里ケア株式会社	60.22 A	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき 総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告 名の負担経済に留意して対しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の 基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった 基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった また。令和2年6月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画 に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に報告、後記、調査事項の縮減や 代替を図ることとされており、これも親点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
380	令和2年12月18日	令和3年1月27日	企画などの統一 化について	仕様書や示方書、マニュアル 類の統一化	私は橋梁を専門とする土木技術者です。表記の通り、鉄道会社や高速道路会社各社、国土交通省直轄工事等ではそれぞれ設計基準やそれを記した仕様書や示方書が別々に存在し、時には内容がい3等と季離している場合も存在します。このような状況は技術者の労働時間削減の妨げになり、生産性向上の観点からも非効率的です。現格類の統一が困難のは、症状をできるが、規格を決めている当事者ため心環体な循連し、仕様書や示方書、マニュアル野の遺から、デジタル化してくれればそれだけでも代集をや示方書、マニュアル野の遺か物髪され、投資を呼び込みますし、様々な面でコストの削減につながります。以上、御検討腸れますと率いです。	個人	国土交通省	【基準等の統一について】 鉄道と道路の技術基準・仕様書等を統一することについては、電車と自動車で想定する 荷重等が翼なるため、合理的な設計とならないと考えています。 核道分野については、国が技術基準を作成し、鉄道事業者に周知しており、鉄道事業者 はそれをもとに自社の要状を反映した詳細な実施基準を作成し、これに基づき施設の設 計を行うこととしています。 道路分野については、国が技術基準を作成し、各道路管理者に周知しており、各道路管理者はそれをもとに道路の種類(高速道路、国道、東道、市町村道等)に応じた連用方 法を検討したうえで、仕様書等を作成しています。 【基準等のデジタル化について】 接近分野については、構造物の設計に関する手引きの一部について、鉄道総合技術研 究所のホームページで公開しています。 (相称が、大きないといては、株では一次では、大きないといます。 (https://aisopogezt.inc.ip/rechcenterHomeMenu.asp) 道路分野については、屋が作成した技術基準をホームページで公表しています。 (https://www.milt.go.jp/road-sign/kijun/road/s-s-kozou-imdex.htm) また、各道路管理者が作成している仕様書等のデジタル化は、各道路管理者において 対応しています。	なし	その他	制度の現状機に記載のとおりです。	
381	令和2年12月21日	令和3年4月16日	公文書の管理方 法について	ジタル化することを義務付け、 改ざん防止を徹底すると共に	公文書管理の専門機関は、米国などの他の民主主義国家にも設置されていることもあり、日本の公文書の公正な管理という意味で遅れていると考えます。 考えます。 その上でデシタル化を進めることで改さんを防ぎ、情報公開を徹底し民主 主義国家としての、基礎を固めるために必要な事だと考えます。	個人	内閣府 総務省	深及バー品が、以よ、対象に対象が引送なる。 私家株ではなべ、電子株ではか、場合する することを開起し、将来的には、行政文書の作成から移管・廃棄集でを一貫してシステ ム上で処理することを可能とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしていま す。 行政文書の管理については、各行政機関において、行政文書管理規則を制定して行う という仕組みになっています。 また、「公文書管理の選正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書 の管理の在り万等に関する開僚会議)に基づき、各府名に公文書監理官を置とととも に、内閣所に公文書監察室を設置し、公文書管理法第9条第3項。事項目による行政機関に対する報告・資料の徴収、実地調査に関する事務を担わせています。	「公文書等の管理 に関する法律」(平 成21年法律第66 号)第10条	理につい て)現行制 度下で対応 可能	文書管理をデジタル化し、「紙」から「電子」へと転換することは、文書管理を確実かつな事的に行う上で、大きな意義があると考えています。このため、「行政文書の電子的管についての基本的な方針(下頭は1年3月25日の開設理力圧を受けなどに基づき、作成では今日である行政文書は、抵域体ではなく、電子媒体を正本・原本とすることを原則とし、将来的には、行政文書の作成から終管「褒妻までを一貫してシステム上で砲撃さらことで開とする「本格的な電子的管理」の実現を目指すこととしており、取積を進めています。なお、決裁文書のなる人が助していては、決裁文書の事後修正は認めないルールについて、各層句の文書取扱規則等の改正及び電子決裁システムの依修で対応してします。また、行政文書の管理は、所管業務に知見を有し、その扱いについて責任のある個々の行政機関が行うこととしております。その上で、「公文書管理の適正の確保のための取組について、「「平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する開催会議」に基づき、各層名における行政文書の管理の生の大学の選手と関するの場合として、内閣所に公文書管理を登記置し、各所省に対して、実態形理調査、定期整査、指導、助言等を表出行表の主な対場からのチェックを行わせるといて、文書を察室を設置し、各所省に対して、実態形理調査、定期整査、指導・助言等を占けるためではありのチェックを行わせるというと言葉を行った。	里

	所管省庁	回答				坦宏						
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
382	令和2年12月23日	令和3年1月27日	地方公共団体の 行政改革をお願 いします。	・無駄な人事異動の廃止。 ・時代遅れな職員の応対を改めさせる。	仕事柄市役所や県庁に出向く事があるのですが、度重なる人事異動で仕事の分からない者ばかりの部署ができたり、所謂民間とかけ離れたお役所仕事のせいで、たらい回しされ民間の仕事が落る場合があります、職長としては信仰に沿った仕事としているだけなべひようか全てが時代遅れ過ぎます。前例から議長へ相談し働きかけでようや、戦員が動くというお組末な物かる夕見受けられます。そしてまず相談に行くたとい回しされるのが慣例です。応対も民間では考えられないくらい酷い、前例をあげてもまずできないと対応される。役所に行くと心の中で憤慨することが多いです。もっと国民に寄り添った新時代の地方自治体になるよう期待します。	個人	総務省	各地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、職員の能力・実 線に基づく入事管理の敬應と入事評価の結果に応じた措置を講ばなければなりません。 職員の任用と業務の管理については、各地方公共団体が任命権者という地位で責任 を負うべきものとされていますので、質の高い公共サービスを提供できるよう取り組んで いただくことが重要です。 また、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」において、地方公共団 体は、情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために 必要な施策を講するよう努めなければならないとされています。	情報通信技術を活用した行政の推進 等に関する法律		制度の現状欄に記載のとおりです。	
383	令和2年12月23日	令和3年1月27日	死亡届出	死亡届出を提出の各種書類、 年金。健康保険、等1日掛かり 大変です。	マイナンパーカード利用して1回で済むようにしてほしい。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日開議決定)において、内閣官房は、関係原省ともに、「死亡・相様ワンストップサービス」の推進に向けて、(3死亡・相様に関する行政手続を見重し、遺族行う手続き内護し、2歳 人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相様人であることをオンラインで設証された遺族が、出該情報を死亡・相様の手続に活用できるようにすることで、遺産の負担を経済するともに、(3死亡・相様)に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・適置のための支援を行うこととしています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行ながら手続の負担を軽減する、「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー)、便元亡に関する総合窓口)を設置されることを支援するためのツール(おくやみコーナー)設置自治体支援ナビ等)を整備したしました。 引き続き、利用上の課題を上アリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、得来的にマイナボータル等を活用し、マナンバーカーを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完結する仕組みの構築にけた検討も行い、遺族の負担軽減に向けた取組みを行ってまいります。この度頂戴したご意見につきましては今後の施業推進に向けて参考とさせていただきす。	す 治い 5 ?イ こ向
384	令和2年12月23日	令和3年4月16日	罪や虐待から守る システム・機関づく	ないように情報共有もしくは監視をして欲しい。また虐待に関しても、転入転出を機に自治体の連携が取れず、うやむやいなり、犠牲となったお子さんがいるので、それが無くなるようして強化して欲しい。システムや統括する機関などを設定		個人	文部科灣 學生物 新 新 報 校	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 「文部科学省」 言報に公告された教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「音報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。 【厚生労働省】 (ベビーシッター) 認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)については、認可外保育施設と して届出が最終付けされており、都道府県等によって認可外保育施設指導管番準に基づく指導管轄が行われています。 保育士 保育士登録を行う都道府県が、欠格事由に該当するおそれがある事業を把握した場合 は、本籍地の市町村に対し、当該保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うことを 可能としています。照金の結果、当該保育士が収集事品に該当することを確認できた場合 には、進やかに、保育士登録の取引を行い、保育主部を通りでしている。 【法務省】 検察行では、市区町村が行う身分証明事務等に責するため、罰金以上の刑の有罪の確定 数判があったときは、その裁判結果を否決犯罪通知者によって、当該有罪の確定裁判の 富渡しを受けた者の本籍地である市区町村泉に通知とでいるところです。 ②命件に関する自分体間の情報と否決犯罪通知者によって、当該有罪の確定裁判の 富渡しを受けた者の本籍地である市区町村泉に通知しているところです。 の条件に関する自分は間の情報表情な必ずを表する。 即今日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	-	検討を予定	○性犯罪者の教師等への就職に係る関係機関の連携について 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日間議決定)において、「教育・保 施設等や子供が活動する場(放産検児童クラブ、学習を、スポーツクラブ等)において 子供に対するかいせつ行為が行われないよう。法令等に基づ保団や存継を回 整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に拒犯罪歴がないことの証明を を求めることを終討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。」とされたことを記 まえ、必要な郊店を行ってまい切ます。 ○虐待に関する自治体間の情報連携について 今和3年度より、全国献一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。	て、 を 書 踏
385	令和2年12月23日	令和5年7月12日		SMIJOUTHIASMICATY 3 、物理的なカードは廃止し、 生体認証で本人確認を行う。 又、普及には不正出金の不安 を払拭する必要があり、 金融機関側と利用する業界側 を模断した。 セキュリティ仕様を策定する組 雑去をやする	る。 クレジットカード取引と銀行口座取引をセキュリティ観点比較すると、 クレジットカード取引には、カード発行側と利用側の両仕様を策定する組	個人	デジタル庁 金融庁 総務省	(スマホ用電子証明書搭載サービスについて) 2023年5月11日よりスマホ用電子証明書搭載サービスが開始しています。 (金融機関のセキュリティ対策) 金融機関のセキュリティ対策に関しては、銀行を含む預金取扱金融機関等が参加する 金融機関のセキュリティ対策に関しては、銀行を含む預金取扱金融機関等が参加する ステムに関連する諸問題技術、利活用、管理影勢、脅威と防衛策争の箇内外における 政状、課題、手米への発展性とそのための方案中についての調査研究の活動を金融機関やスカー、専門家等を行い、そうした活動で得られた知見を、全能機関等コン ビュータシステムの安全対策基準・解放書と始めたする各種として、会員 金融機関等に還元を行っています。各金融機関においては、前述の安全対策基準・解	なし	(スマ本用明 (スマ証蓄サービスに) (スチ証載) (スチ証載) (スチ証載) (スチ証数) (スチ証数) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (のでする) (or ) (or	搭載するスマホ用電子証明書搭載サービスが、2023年5月11日より開始しています。 スマホ用電子証明書搭載サービスをご利用いただくことで、利用者証明用電子証明書 バスワード入力を生体認証に代えることが出来、また、カードを持ち歩くことなくオンラン手続きを利用出来るようになるなど、国民の利便性が向上すると考えています。 (金融模関のセキュリティ仕様策定に係る組織の発足) 制度の現状間に記載の通り、金融情報システムセンター(以下、FISC)において、「金 制度の現状間に記載の通り、金融情報システムセンター(以下、FISC)において、「金	書の計イ

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
386	令和2年12月23日	令和3年1月27日	ダムの事前放流 方式の補助金適 正化法について	事前放流方式は管台化工で自 房長官時代の功禄・水道省の 員して、計算の 等。 東海南州は海水道 、水道省の 等。 東海衛州 大道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北道 、北	かって、国から指導されていた目的外使用の一例と判断されるため。	個人	農林水産省	ダム設置者のように、公共用物たる河川を大規模に利用する権利を有する者が当該河川の恵起する设害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制度を要ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であると考えられます。従って、各種補助事業で確保した利水容量を一時的に決水調節に利用したとしても、補助金適化法に接触するものではありません。	補助金適正化法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。
								国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る 予算の執行の適正任に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契 約書締結」に関する規定は設けておりません。	なし	現行制度 下で対応可 能	国の補助金等の交付申請や決定等に関する基本的事項については、「補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律」において規定しておりますが、提案内容にある「契 勢書締結」「関する規定は設けておりません。 なお、多くの公共施設の災害復旧事業については、地方公共団体が主体となって実施し ているものです。
387	令和2年12月23日	令和3年1月27日	災害復旧事業に おける契約書の 一部廃止	て、公共施設の災害復旧事業 に国の補助金が交付される ケースがあります。 被災地の業務を圧迫しないように一定額以下のものは契約 書を不要にしていただきたい。 また、国へ提出する被災箇所 写真の撮影をする際にスケー	国の指定を受けた災害において、公共施設の災害復旧事業に国の補助 金が交付されるケースがあります。 このなら、たとえ1万円の修繕であっても契約書の締結を求められます。 国民の税金ですので使漁について説明責任があるとは思いますが、被災 地の業務を圧迫しないように一定額以下のものは契約書を不要にしてい ただきたい。 また、国へ提出する被災箇所の写真には大きさが分かるようにスケール また、国へ提助するように指示されます。 スケール等を添える必要があるのでしようか?被災箇所は1カ所だけでな (無数に発生します。極力作業を省力化できるようにご配慮をいただきたい。	個人	環境省	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、直路、港湾、漁港、下水道、公園、公営住宅の公共土木施設等の災害復旧事業は、公共土木施設・高が富田事業は一下はます。 災害復旧の申請に当たっては、公共土木施設、富信日事業費国庫負担法施行規則、同法事務取受職及び公営住宅を備事業等補助要領に申請書に必要となる書類が関定されています。 無料・産業用施設・林道、漁業用施設等の災害復旧は、無株水産業施設・3者復日は、農林水産業施設等の選者復日は、高米、産業の様式を定める告示等により申請書に必要となる書類が規定されています。	公田近山市域中域,大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	事実誤認	ご提案の内容からは対象とされている施設が特定できませんでしたが、河川、海岸、砂防設備、林地飛豚広・施設、地すべい防止施設、金貨、漁、漁、港、本流、企場、公営性名で生の公共土木施設等にから災害債旧事業であれば、公共土木施設・電信日事業質関係自身指決事務政及要綱等18において「被害の扱力を担ることのできる写真」を、また公営住宅整備事業等補助受領別表第1において「住宅管収享真を、それ必要となる整理して求めていますが、スケールを添えて撮影するといった指示はしておりません。また、患地、雇用膨減をの農林水産業施設・害債旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に係る災害復日事業についても同様に、スケールを添えて撮影する必要はありません。

7.5	所管省庁	回答	1244-7	154 - 54 4 4 4		提案	w .u .+		所管省庁の村	食討結果		/# +v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
388	令和2年12月24日	令和3年1月27日	印鑑と稟議システム廃止により、設 明責任と決定を の一手で必要とせ、制の一手である。 を立と行政の効率 化	システムにおいて必須です。 少なくとも、茶起手順では、発 案者と承認者、必要に応じて 決済者の3名程度に留める手 順近することで、承認者が権限 と説明責任を有していることが 明確となり、現在の「責任を持つ」付 制は「あることで、水での行政 制は「あることで、水での行政 素務の責任の明確化と無駄な	提案理由を以下の列挙します。 印鑑と稟議システム廃止により、説明責任と決定権の一致させ、責任を持てる体制の確立と行政の効率化により、以下が実現可能です。 1 行政実務の機能と九電子化、現在のままの体制と手順の電子化は不可能、又は頻雑化を招く 2 国民への行政手続きの階略化(無駄が誘診が可能、無駄との指摘に必要との反論が労争生しますが、無助は終め可能、無駄との指摘に必要との反論が労争生します。 4 行政サービスへの稅金の利用の役貨効果の最大化 5 行政側の説明責任者と影響の明確化、現代の「責任を取る」体制から「責任を取る」体制に変革することが必要)	個人	総務省	政府においては、「電子決裁推進のためのアクションブラン」(2014年(平成26年)4月25日名府省情報化鉄抗責任者(210)連絡会議決定)等に基づき、これまても電子決動化力を推進、迅速化のために、決着者を必要幾低の者に限定するとと等に取り組んできたところです。 現在、政府においては、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント間僚会議決定)を策定して、電子決裁が行われていないものについては何らかバメント間後会議決定)を策定して、電子決裁が行われていないものについては何らかバメント間を開始があることから、業務プロセス全体の見直しそ行う中で電子大裁への移行に取り組んでいるところであり、引き続き業務の効率化・迅速化等に努めてまいります。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
389	令和2年12月24日	令和5年7月12日	行政機関への問 い合わせ・質問	記を紐付けし、法務局、国税 庁、市役所などで共有し、人 物、会社名、電話番号など、ど この誰が何処に居住してい て、何処に動めているかわか るようにする。各書類を申請す るのではなく、マイナンバー	先日、法務局北区支所で会社際本の申請をした際、検索が出来なかったため職員の方から国税庁なら分かるかもしれないので、問い合わせてはどうかとアバイスを頂いた。国販庁へその音を伝えると答えられないとのこと、ヒントやアドバイスをできないが促すも出来ないと、最終的に言われたのが、国駅庁には、外部からの問い合わせに答える部書がないので答えられないとグラによりないので、電話切り自力で調べたら登記されて無いペーパーカンパーフェートしいことが判明。また、思東に不幸する部屋に会社登記がされているのに、法務局で不動産登記を取ったら、部屋がないとの回答。詳しく調べてもらうと、部屋がないとの回答。詳しく調べてもらうと、部屋がないとのこと。現在、この会社は登記の上では、解散になっては居るが脱税の疑いが。	個人	総務省 法務省 デジタル庁	住民票については、個人情報保護等の親点から、法令等で閲覧・写しの請求をできる場合を限定しております。  【②マイナンバーカードの提示で、情報開示を出来るようにすることについて】 会社・法人又は不動産に係る参配事項証明書を登記所の窓口で請求する場合には、申請書に必要な事項を記載し、所変の手数料解に相当する収入印紙を貼付に、登記所	193条、第194条 商業登記法第10 条、第13条 商業登記規則第18 条、第19条、第28	対応不可	【①について】 制度の現状側に記載したとおり、登記記録に記載された情報は登記事項証明書を取得する方法により確認することが可能であり、また、令和2年10月から、国の行政機関により、登記情報をオンラインで提供することを可能とし、登記事項証明書の添付を求めている行政手機について、当該情報を選供受受付さための環境が要かる場合は、添付を当めることができるようになっているところです。 つとも、登記情報を取得して国の行政機関においては、その目的の範囲内において利用することができるものであり、受益者負担の原則や個人情報保護の観点から、法務限以外の行政機関において、登記情報を無償で一般の方に公開することは困難です。 住民票についても、制度の現状欄に記載したとおり、個人情報保護等の観点から、無制限に共有を行うことは困難です。 【②について】 登記事項証明書を請求する場合には、請求対象となる会社・法人又は不動産を特定する必要があることかな、個人を特定するイナンバーカードの提示のみで登記事項証明書の文付請求を可能とすることは困難です。 住民票については、制度の現状欄に記載のとおりです。	材で、利毒・排・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
390	令和2年12月24日	令和3年1月27日	鉱労支援につい て	就労支援関連の一本化を担 当貨権ではなく、一つの担当 課にまとめ、そこかも扱かれた させてほしい。またハローワーク戦員は国家 公務員、市での就労関係は地 力公務員との区分けと聞い いる。これにより、連携を図る のが難しく、氷河川、コロナ智 職、因節者、生活保護などに 労峻させる必要をを感じない。 またハローワープでのお出り、 またハローワープでのみ出力可 であるが、各市の出先機関で も出力可能にして頂きたい。	兵庫県内の自治体ですが、就労支援が労政課、厚生課と分かれて、就労 プログラムを推進しているが、担当課を一本化することで、コンペや委託 数など簡単位で節約ができると思われる。また就労に向けてのスピード化が図 混乱させることもなくなると思われる。また就労に向けてのスピード化が図 れる。	個人	厚生労働省	地方自治体とハローワークの連携につきましては、希望する自治体において、自治体が 行う各種支援、国が行う無料職業紹介を一体的に実施する「一体的実施施設」を設置し ております。 ハローワークで受理した求人及び求職の申込みについてはハローワーグが職業紹介を 行うものですので、地方自治体が自らハローワークの紹介状を交付することはできませ ん。なお、上記の「一体的実施施設」では、ハローワークの紹介状を交付しております。	職業安定法第4条 第1項 第5条第1項 第5条第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条	(一部対応 不可)	引き続き、各地方自治体の希望を踏まえつつ、一体的実施施設の設置・運奮など、就労支援における地方自治体と国との連携を推進していきます。	5

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	の検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	等 対応の 分類 対応の概要	→ 備考
391	令和2年12月24日	令和5年8月24日	電子申請について	ergovは一見すごく良いのです要 が含作によって別のDが必要 だったり入り画面に使用でき ない文字が表示されないなど エラーになる注意がわかりず らすぎるやったするとできるかテストしてか 多とできるかテストしてか 場とではいかみとかの書類にも会社番号とありする必要 ですが会社番号と入りする必要 があるのですが会社番号と入りする必要 等は公開きたいかよとのご整本 いじち入かしなくて良いに含れて良いにある いじまないではないである。 があるのですが会社番号とありまなのに があるのでかから社社番号とない いち入かしなくて良いに含れて良い いち入かしなくで良いに参れているいに があるのよれな音号がのから が表着のできない。 が表着のできない。 のよりないない。 のよりないない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できな、 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 で。 できない。 できな、 できな、 できな、 できない。 できな、 できな、 できな、 できな。 できな。 できな。 できな、 できな。 できな。 できな。 でを、 できな。 でを、 できる。 できな。 できな。 できな。 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、	実際にやってみてわかりづらい、省庁によってやり方が違う、源泉徴収も 国の仕事を無料で民間がやってあげてるのに、手間しかかからないし無 財通ぎて何で民間が無料で個人の所得計算してあげなくらゃいけないの かわからないです。手間質ください。そうか電通とかに予算つけて、しても らってほしいです。 文字数300とか無理です	個人	総務省デジタル庁	e-Govでは、社会保障・労働保険等に関係する手続を中心に、国の行政機関が所管する行政手続を、インターネットを利用して、自宅や会社のパソコンを使って行える機能を提供しています。また、APIによる民間ソフトウェアとの連携により、法人等における一連の業務処理の中で、申請を効率的に行うことができる仕組みも提供しています。	なし	e-Govは、令和2年11月に更改を行い、UI(ユーザーインターフェース)を刷新し、利用者の利便性向上を行いました。 本更改においては、申請者情報を入力する際に、法人番号を入力すると、名称、住所等現行制度 更なる利使何の自上には、各手続に必要なが自動や株式の見直立と、手続を所管する行政機関における対応も必要になる場合もありますので、今後も関係府省と連携しつ、利用者の利便性向上に向けた改善に助り組んでまいり、会社も成本の事との制度に向上に向けた改善に助り組んでまいり、会社は、等番号又は法人番号と個別制度分野においてそれぞれ付番されている固有の番号との組付けについては、各所管省庁において個別具体的に検討されるべき事項であると承知しております。	
392	令和2年12月25日	令和3年2月18日	国土交通省所管 の事業と農林水 座省所管の事業 の一体化につい て	国・県・市町村等において、国 安省所管の工事と農水省所管 の工事が区別され、それぞれ 発注方法、規理内容・領章力 法等に違いが見られる。 の区別をない一体化させ、 発注者ならびに安注者の混乱 を減らしてほしい。	(国女者と展示者のルールか速うたの、現場で混乱が起ぎています。 事業目的に違いがあるためある程度の違いは理解できますが、例えば提出書類について所管の違う職員から全く違うことを言われたり、積東方法が違うために予定価格の穿出を誤り入札に不調が出たりというケースが後を絶ちません。	個人	農林水産省国土交通省	【農林水産名】 (「熱社方式、総合評価条札方式):  発注方式については、公共工事の品質確保の促進に関する関係名庁連絡会議でとりまとめた「発注方式については、公共工事の品質確保の促進に関する関係名庁連絡会議でとりまとめた「発出関係事務の運用に関する結計」に基づき、各発注機関において工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し適用しています。  具体的には、農林水産名の通知に基づき適切な入札契約方式を選択、契約手続を執り行っています。  定規制内容・ 「提案にある「規制内容」が何を指しているのか不明です。  ②規制内容・ 「提案にある「規制内容」が何を指しているのか不明です。  ③精算方式、 冬事業の特性に応じて農林水産省の各局庁が定めている「土地改良工事精算基準」、「森林整備保全事業設計構算要値」、「油港漁場開係工事精算基準」に基づき対応しています。  また、当該基率は、県・市町村等に参考送付しています。 また、当該基率は、県・市町村等に参考送付しています。 また、当該基率は、県・市町村等に参考送付しています。 また、当該基率は、県・市町村等に参考を含む関係名庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等に取り組んでいます。  表注方法については、関係名庁連絡会議により策定した。全ての公共発注者の計算である「発発技術等を方式、総合評価等札力式、技術技術、交易方式等の適切な入札契約方式を選択するよう発と関係を対しています。 また、国上文省名所管の面轄土木工事の平書を照に含ましては、維持核太を定か、中にてないています。なが、各自治体等の工事において標準様式を使用するかは、各自治体の判断ないています。なが、各自治体等の工事において標準様式を使用するかは、各自治体の判断ないています。  精算基準の表え方については、これまでに公共土本工事の発注機関からなる調整金議を設け、精算基準の表え方については、これまでに公共土本工事の発注機関からなる調整金議を設け、精算基準の表え方については、これまでに公共土本工事の発注機関からなる調整金議を設け、精算基準の表え方については、これまでに公共土本工事の発注機関からなる調整金議を設け、精算基準の表え方については、これまでに公共土本工事の発注機関からなる調整金額を設け、情算基準の表え方については、これまでに公共工本工事の発注機関からなる調整を議を設け、情質を表現を表現する場合は、これまでに公共工本工事の発注を関係しないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、またないでは、ま		【農林水産省】 発注方式等については、事業の性格や地域の実情等に応じて多様な入札方式から最適な方式を選択しています。本提案の検討にあたり、支障が生じている具体的な事項とその詳細な情報の提供をお願いします。 【農林水産 【国土交通省】 引き競き、国土交通省では、農林水産省を含む関係省庁や他発注機関と、連絡調整及び情報交換等を行ってまいります。 又明の異体的な内容が不明) 「大き続き、関係名庁連絡会議により策定した「運用指針」に基づき、工事の性格等に応じた入札契約方式を適切に選択してまいります。また、地方公共団体に対しても、運用指針の理念が浸透するよう働きかけてまいります。また、地方公共国直接等まで、工事の機構でしていては、標準株等の公表を続ける等、引き続き、各自治検討に第手検討に第手検討に第手を検討に第一条機関を開始します。  「森野基準について連絡調整を開始します。」 「森野基準についても、関連続き、公共土木工事の発注機関からなる調整会議において、他発注機関と情報交換を行うとともに、国直轄の考え方について地方公共団体へも周知してまいります。	
393	令和3年1月27日	令和3年3月9日		病・海難事件事成なと通報を、 電話番号110番、119番、11 8番、に分けて通報が必要で す。米国では911番へ通報す るだけで通信指令担当者が担 当組織・部隊又は民間教会車	国主义巡台海上球次庁、この時、総計列にようには、連載な方象より 連載する人の副外側に乗るよれていて、判断を誤れば通過保管電から 初勤にタイムラグが生にます。最多事態担当者とくは危機管理担当(保 杯の国家公房会以下、そして股務省消防庁と海上保安庁を集制して保 様に更なる連動ができる登座をするのは、考と思います。通報する様 は、緊急事態は当主しくに危機管理担当(省保等下のコールセンタ (都通解単位)・通報するだけで変な担当行会シービスを受けられ な体制、変ましたらどうかと思い。政府や都通解集も災害時・等・事故 火災・急将・海維事件事故など通報が実勢されることで情報量をうが抑え れ状況程度が、易くなるながと思う。民間教意・運営会社にのコールセ	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【饗客庁】 各都道府県警察においては、110番通報に迅速かつ的確に対応するため、通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の免令等を行う体制を構築しています。 【総務省(消防庁)】 消防においては、118番通報に迅速かつ的確に対応するため、それぞれを管轄する市町村消防本のに通信指令室が設けられており、直ちに通報内容を消防署等に伝え、消防率、救急率等を現場に急行させる体制を構築しています。また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。 本部に運用司令センターが設けられており、直ちに通報内容を海上保安部等に伝え、巡海上保安庁においては、118番通報に迅速かつ的確に対応するため、管区海上保安本部に運用司令センターが設けられており、直ちに通報内容を海上保安部等に伝え、巡海民紙、航空機を表現場に急行させる体制を構築しています。また、通報内容によっては、直ちに警察等の各関係機関に転送できる体制も構築しています。	警察通信指令に限 字 6 規則 第 9 元 4 規則 第 9 元 4 規則 第 9 元 9 元 4 規則 第 9 元 9 元 4 規則 第 9 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元	21	

	所管省庁	回答				坦安	提案 所管省庁 所管省庁				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
394	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国営・公営宿泊施設自然の家の予約オンライン化・ キャッシュレス化	国営や公営の施設の予約の オンライン化やキャッシュレス 化の推進する。	未就学児のこどもを持つ父親です。頻繁に自然の家を利用しますが、予約のオンライン化、施設のキャッシュレス化がまったく進んでいません。例えば、国立曾爾高原少年自然の家の場合、予約は中からできますが、予約可否は翌日以降メールで回る参り、その後予約に関する番貨利用の手引きや計画書。食事の注文者などが新便で届き、計画書・注文書を利用が、ほかの施設も電話やFAXが多く、オンライン化はされているのは国伏職村会にいず、手鈴をナンライン化・さんで、利用等、施設セの人カコストや新使コーストを削減できます。また施設ではほぼキャッシュレス不可で現金を持っている思考ります。しかし、施設自体のセキュリティが甘い(都度の設がしい場合が多く、不使かつ不安です。キャッシュレスでもでは影響の様とでは、場合が多く、不使かつ不安です。キャッシュレスでは「北陸衛衛徒を強力をのであれば、まず国常施設から導入をお願い致しまりましまり、まずは、まず国常施設ので、場合が、大きない、まず国常施設ので、場合が、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	個人	文部科学省	国立管爾青少年自然の家をはじめ、国立青少年教育施設では、予約に関する書類の メール受付を行っています。また、支払いに関してもコンピニ払いや銀行振込が可能と なっております。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
395	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の助 怠管理と「働き方 の見える化」も電子化で	国家公務員の動怠管理、及 び、河野国務大臣が近々要請 するとされる「働き方の見え行い、 作りから「利子の廃止」を行い、 にかりにデンタルより行う。 体的には、各個所行政機関の 入り口に設置されている、入場 場グートのログにより行う。	2.実際、関係行政機関の勤怠は「判子」でなされており、時間は記載しない。勤務時間や在庁時間の報告はいくらでも誤魔化せる。大臣の意向に反し、実態が解明されないどころか、ミスリードの取りまとめがなされる恐ゃが生え	個人		職員が定時までに出勤した場合は、これを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行うこととなっており、出勤簿に押印することを必須とはしておりません。 超過勤務時間の確認は、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合 は、これを参照することができることとしています。 その上で、出退勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用 することとされたおります。 は一般である。 では、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針「平成26年 10月17日女性観点活躍・ワークライフバランス推進の活金決定。今和3年1月29日一部 改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見え る化」に取り組むこととなっております。	給実甲第576号(給 与簿等の取扱いに ついて(通知))	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
396	令和3年1月27日	令和3年7月20日	独立行政法人も 改革対象にして下	いません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職 種問わず、当直という名で通 常勤務させる実態も変わりま せん 退職者も多くみんな疲れ切っ	独立行政法人も改革の対象にして下さい 国立病院機構 書類だらけ、印鑑だらけ、様々な改革は掛け声だけで進んでいません 現場の意見は何も届きません 医師や薬剤師、事務など、職種問わず、当直という名で通常勤務させる 実態も変わりません。 退職者も多くがんな疲れ切っていますが、増員は認められません 現場第一ではなく、本部役員第一で振り回されています ぜひ独立行政法人も改革対象にしてください	個人		押印の廃止等につきましては、国の方針に基づき、国立病院機構において、検討を進めていると承知しております。 あていると承知しております。 また、福日直勤祭中は通常勤務に従事させておらず、やむを得ない事情により通常業 務に従事させて場合には、当路時間を時間外労働として扱い、割増資金の支払いや振 替休日等の措置をとり、職員の負担にならないよう国立病院機構において努めていると 系知しております。 職員の増長や人員配置については、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動 等を総合的に割案し、必要な職員を配置できるよう国立病院機構において努めていると 承知しております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
397	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国職員出張用 シービスについて	国家公務員のお仕事について、シービス(出張旅費を計算するとともに、出張何や旅費請求の手続きをするシステム)人力の負担が大きいので、組織ことに専門員を配置することや、旅行業者に受託することで、業務負担を軽減してほしいです。	国家公務員のお仕事について、シービス(出張旅費を計算するとともに、 出張何や旅費請求の手続きをするシステム)入力の負担が大きい。また、出張関係業務の大半を占め、残業の要因にもなっています。	個人	内閣官房 財務省 経済産業省	【内閣官房】 協費業務の見直しについては、平成27年から28年にかけて、実際に事務処理に長期間 を要した事例を取り上げ、関係者に対し、旅費の各項目の精算手続について実際に時 能を要した事団に踏み込みだとアリングを行い、分析した結果に基づき、旅費・会計等業 務効率化推進会議において、「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月)が 決定されました。 当該計画に沿って、実務の合理化・標準化及びそれを支援するSEABIS改修等を行って きたとろです。また、各所名の取組の統一性の確保等のために必要な連絡調整を行うため、旅費・会 計等業務効率化推進会議の下に、標底府名の実務者クラスからなる「旅費業務効率化 推進タスクフォース」が置かれています。 【財務省】 出機旅費を含む国家公務員の旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」 が規定しています。旅費の支給については、実費支給と整額支給があり、旅費の種類ご とに、そのいずれかを規定しており、出張における公共交通機関の利用に伴う旅費(鉄 進賃、航空賃等)については、実費支給と発展支給があり、旅費の種類ご とに、そのいずれかを規定しており、出張における公共交通機関の利用に伴う旅費(鉄 進賃、航空賃等)については、実費支給を採用しています。		【内閣官 房別行制度 可 で対応 で対応 を	【内閣官房】 今後も、関係者間で連携し、旅費業務効率化推進タスクフォース等において、各府省の 実務担当者の意見も踏まえつつ、旅費業務の負担軽減に向け、検討を行ってまいります。 【財務省】 行き先が同一であっても、出張等の態様(行程や利用する交通手段など)によって発生 する旅費の種類は様々であり、公務上必要な旅費を適正に支出する観点から、一律に 定額支給化することは適切ではありません。
398	令和3年1月27日	令和3年4月16日	役所間文書など の公印省略	役所間などの文書のやりとり に公印は省略していただきた い。	国の機関同士の文書は公印が省略されるケースがほとんどだと思いますが、国と地方、国と法人の間は頑なに公印が必要とする役所が存在します。	個人	内閣官房 内閣府	【内閣官房】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省等は、会計手続、人 事手続等の内部手続について、書面・押印・対面の見直しを行うことされています。 【内閣府】 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「書面・ 押印・対面を加援とした現が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む、このため、全ての行政手続を対象に見直しを 行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結するよう見直す」とされて おり、各府省において取り組んでいるところです。		【内閣官 房】 対応 【内閣府】	【内閣官房】 行政改革推進本部事務局では、各府省等における、会計手続、人事手続等の内部手続 について書面・押印(公印も含む)・対面の見直しを推進しております。 【内閣府】 園・地方間における行政手続きの見直しについては、令和2年12月18日に閣議決定した 「令和2年の地方からの推案等に関する対応方針」において改めて記載しており、公印 の押印を不要とすることも含め、引き続き各府省において見直しを進めてまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
399	令和3年1月27日	令和5年7月12日	マイナンバーカー ドの更新について	子供のマイナンバーカードの 更新をしたら、暗証番号が必要だと言われた。 送された書面には何も書かれ ておらず、役場の人に言った ら、役場からお願いしているが聞き入れてもらえないとのこ とでした。こういことは、そん それの管轄に任せたらより良 いサービスが提供できると思 います。	上記参照	個人	総務省	マイナンパーカードの交付時にマイナンパーカードを本人確認書類として使用する場合は、暗証番号の入力を求めることとしておりますが、こうした方法のほか、マイナンバーカードに加えて免許証などの別の本人確認書を提示いただき。 双方の券面の情報を確認することで本人確認を行う方法もあり、そうした方法により本人確認を実施している自治体もあると承知しております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
400	令和3年1月27日	令和3年2月18日	法律用語(外来用語(外来用語)の積極的な取り入れ)	報処理システム・ネットワーク	主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。) その他、電子計算器、電気通信回線、電子情報処理組織など 各法令についても同じです。 ※法律名もシンプルに「デジタル手練法」とした方が、浸透するのではな	個人	内閣法制局内閣官房	いわゆるカタカナ語について、内閣提出の法律案や政令においては、例えば、エネルギー、インターネットなど、我が国の社会に浸透し、対応する適切で平島な日本語がない ようなものについて用いられているところです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
401	令和3年1月27日	令和3年2月18日	既得権益(悪しき 前例)の見直し	国民のために働く政府、国家 公務員の給与の見直し	これについては官主導ではなく民主導で行うべきではないでしょうか。例 えば、今年がよい例で、国民の収入が減っても返席や必務員の収入は減 りません。官の結らの歳である税収がかなくても普通に給与を買っていて は、政策に使えるお金が少なくなります。 国民目線から言えば、本当にそんなに給与が必要ですか?	個人		国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代償措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢 に適応するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して 勧告する責務を提しています。 この勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるこ と民間準拠ら基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価 として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異な 、市場の抑制力という給与決定上の割約がないこと等から、その終与水準は、経済・ 雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定め ることが最も合理的であると考えられることによるものです。	第28条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
402	令和3年1月27日	令和3年2月18日	本籍を廃止するとともに戸籍謄本とか抄本も廃止	本籍を廃止するとともに戸籍 勝本とか抄本も廃止	マイナンバーができたことで不要と思います。特に本籍は、居住してない 場所とか地名変更になった場所もあり、不要と考えます。 離婚する時は本 籍地近傍に近着者がいない場合。 わざわざ取りに行く必要があります。 取り扱う地方自治体の手間も省けるはずです。	個人	法務省	戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の帳簿であり、本籍は戸籍の編製単位としての機能を有するものです。 また戸籍療本や戸籍砂本は、日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の証明書です。 戸籍標砂本等の交付請求については、コンピニ等で専用端末から請求する方法も認められております。 なお、コンピニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年2月現在650の市区町村で導入されています。	戸籍法第6条 戸籍法第10条等	対応不可	制度の現状に記載のとおり、本籍は戸籍を特定するために必要な、重要な編製単位す。 また、戸籍制度は日本国民の親族的身分関係を公証する唯一の制度であり、代替手 及むないことから、廃止することは相当ではありません。から起算して5年を超えない範 周内において政令で定める日から、いずれの市区封付においても、本人等の戸籍又は 除かれた戸籍の証明書を取得することができるようになります。	i
403	令和3年1月27日	令和5年7月12日	用者クライアントソ フトのサポートブ	表題の件で、サポートブラウザ がE11のみとなっていますが、 マイクロンフト自体が圧の使用 を推奨していませんので ChromやEdes、Firefo等へ 対応を切り替えていただきたく 思います。	E11自体がマイクロソフト固有のアプリでWindowsOSIこ園室されます。当然マッキントッシュやLinuxユーザーに関しては対応できないということになるかと思います。 令後デンタル化を推進するにあたり、マイクロソフトー辺倒になってしまうのは問題になるかと考えられるかと思います。またそれの前「現在のブラブサのシェアしたromaがトップでもありますのでそららには優先的に対応を進めていただくことでマイナンバーカードの利便性が上がり国民の利用も進みやすぐなるかと思います。 実際私自身が昔上inuxをメインPOとしていたことと、NFC非対応のスマホを利用していることもあり使いづらいなぁと思った次第であります。	個人	総務省	利用者クライアントソフトの対応状況に係る最新情報はこちらをご参照ください。(以下地 方公共団体情報システム機構(J-LIS)のHP) https://www.jpki.go.jp/download/index.html	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
404	令和3年1月27日	令和3年2月18日	通知等の識別符 号の合理化	厚生労働省の通知の名称が「医薬審第1430号」とか「薬発 第154号」などとなっているが、検案性が低い。 発行した適知は、データベースやGoogle等でひとつに特定 できるような識別子をつけて欲 しい。	・官公庁が発行した通知等が、検索しても見つかりにくい状況自体が異常であって、分かりやすい識別子をつけることに何の不都合も無いはず。 ・外国語に翻訳し難く、不要な社会的負荷が発生している。	個人		厚生労働省では「厚生労働省法令等データベースサービス」において所管する法令・通知・公示情報を広く国民へ情報提供しており、検素機能を設けて検索ができるようにしております。	なし	検討を予定	「厚生労働省法令等データベースサービス」において検索機能を設けてはおりますが、 ご提案の方法を含め、通知等の検索性の向上について検討を行ってまいります。	

7.5	所管省庁	回答	10±±-7	15.4.2.5.11.11.4.4		提案			所管省庁の根	食討結果		/# +v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
405	令和3年1月27日	令和3年4月16日	元総理の葬儀費 用に税金使用の 廃止	元総理の葬儀費用に税金が 使用されることが恒例となって いますが、これを廃止すべき。	今般、中管根元総理の葬儀費用1億9千万円のうち9千6百万円が税金から支払われるということです。元総理の葬儀費用に税金が使用されることが恒例なっているからだそうです。 しかし、元総理は私人です。葬儀費用は自民党が全額負担してください。 自民党は、元は夫妻に1億5千万円階等しまじた。ですから自民党には、こういうお金があるわけですから、自民党は、元総理の葬権費用の方に自民党のお金をあてるのが過程で、国から支出することはありません。 政府は、自民党に政党交付金として税金から本年度は172億6千万円ものお金を支払っています。 これまでの悟例であっても理屈に合わない、あるいは税金をコロナ対策のようにより必須なところで使用してください。こういうことが改革できて初めて河野大臣は、「改革大臣」の名に値いします。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。				
406	令和3年1月27日	令和3年4月16日	道州制の推進	名庁間の縦割りを打破するためには、国と自治体との役割の見面し、重複業務の整理などもあわせて考えるべき。それに当たっては、現在議論が停滞ないしは観性している造場を開けませない。会長行は以前の名がは、東京ないとは観性している。会く(るよ)な回答対応策の募策と(くるよ)な回答対応策の募策を求める。	より効率的な行政運営を行うことで固定費を中心とした費用の削減だけでなく、各自治体がより自由で柔軟な発想で施策に取り組むことが出来ることにより、雇用の割出や経済発展に繋がることが期待される。	個人	内閣官房	道州制に関する制度はありません。	なし	検討を予定	道州制は、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政はできる限り地方が担うことにより、地域経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つてあり、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革です。 このような大きな改革であることから、その検討に当たっては、地方の声を十分にお聴きしつつ、国民的な議論を行いながら、丁寧に進めていくことが重要です。 国会における議論も踏まえつつ対応してまいります。	
407	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の募集に ついて	公務員の募集については新卒 採用を止めるべきだと思って います。民間之業や自営業な どで一定期間(例えば3~5年) の裁験を条件に登保用する やり方を提案します。	世の中のことを知らない新卒で公務員になったとしても、国民や市民の苦労がわからず、いい仕事ができない、一定の経験を相ませた上で必務員になった方が、国民目線やスピードの大事さがわかり、遥かにいい仕事ができるはずである。	個人	人事院内閣官房	【国家公務員】 国家公務員の採用の方法としては、新規学卒者に限らず、一定の受験資格の下で採用した者を長期に部内で育成することを目的とした総合職試験、一般職試験等の採用試験のほか、民間企業での美務の接際等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした総合職業が、民間企業での美務の接際等を有する者を係長以上の官職に採用することを目的とした機能を活かせる官職への選考採用などの中途採用もあります。国家公務員の官職は様々であるところ、個々の官選の職舗上の設備で職務内容等に応じた方法で、任命権者が採用を行っております。 「地方公務員」 地方公務員の採用については、地方公務員としての標準職務能力及び適正を正確に判定することを目的として、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採まることを目的として、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採ままた。全体の存せ者としての自覚や意欲並びに住民の視点を持ち、能力の高い職員を育成することは重要であることから、地方公共団体においては、人材育成基本方針を策定し、職務や研修等を通して職員の育成・能力団体と指述しています。	2、第57条等	下で対応可能 【地方公務 員】 現行制度	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 総務者としては、各地方公共団体に対して、多様な人材の確保を図るため中途採用の 積極的な推進に取り組むよう助言しているところです。 また、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、襲動 の能力開発を効果的に推進するよう助言しています。	nt nt
408	令和3年1月27日	令和3年4月16日	災害時の避難所 における対応につ いて	小・中学校等での、教職員と市 町村職員の連携が取れるよう にしてほしいと思います。 所属する組織が異なるので、 災害時に無用の混乱を避ける	東日本大震災の際に、市町村職員として避難所で市民対応を行いました が、学校側の協力が得られずに苦労しました。特に、大規模断水にもか かわらず、学校の貯水タンクの水を使かせてもらえず、市民への供給は 給水車を待っとになったことが、その最たらものです。 粉職員日く、学校が隔削したときに水が使えないと困るから、とのことで、 その理屈や教験起しての立戦主解できますが、あの惨事の際にその判 断にたどり着くことは問題があると感じました。 どんな人でも、その立場において、目の前の災害に対して迷わず適切に 対応できるよう、仕組みを作っておくべきだと思います。 そうでないと、自分の担当だけを守るために、前述のような狭い視野での 判断になりかねません。 担当は文部科学者と国土交通省、どちらになるのか分かりません。 よろしくお願いいたします。	個人	内閣府 文部科学省	自治体の防災部局や教育委員会等は、市町村長の所轄の下、一体として行政機能を発揮するよう、相互の連絡・調整を図ることとされています。  北を促進するため、内閣院において、運搬所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育活動の場であることとに配慮、運搬所として相様にはの参約ものであることを認定の上、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等関係者・団体と開整を図ることとされており、自治体において適切な対応がとられるよう促しているところです。  並和学者において適切な対応がとられるよう保しているところです。  並和学者においても、「大規模、管等の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)(平成 29 年1月 20 日付け 28 文料初第 1353 号)において、学校が遅難所との大場合に偏、防災担当局所等を中心といた場の下、専門に選携・依が遅難所との大場のに偏、防災担当所の無令を中心といた場の下、専門に選携・協力体制を構築するよう名都道府県教育委員会等へ示し、取組を促しているところです。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載の内容につきまして、引き続き周知に努めてまいります。	
409	令和3年1月27日	令和3年2月18日	航空機製造に係 る認定事業の一 元化	省航空局の事業場認定及び、 経済産業省の製造事業場認 定が必要になる。 事業場認定を航空局事業場	航空機製造工場は、国際規格ISO9100シリーズ他、特殊工程の国際規格、航空機製造工場は、国際規格ISO9100シリーズ他、特殊工程の国際規格、航空局の事業場認定等 認定取得のため多くの対応を要求されている。それに加えて経済産業名の認定対応が必要となれば、さいに多くの人員と組織が必要となる。同じような対応が、省庁間で別々に対応するのはムダであり事業者の負担が多くなる。事業場認定を一本化して、航空局の事業場認定だけにしてはどうでしょうか?	個人	経済産業省 国土交通省	航空機製造事業法では生産技術の向上等を目的として、高い技術を必要とする航空機等の製造や修理事実について、法第2条の2に基づき経済産業大臣の許可を必要としています。また。航空法では国際民間航空条約の規定等に基づき航空機の航行の安全等を目的として、事業者等を規制しています。	航空機製造事業法 第2条の2	その他	航空機製造事業法は、民間航空機や戦闘機等の製造や修理事業の許可等を通じ、生産技術の向上を図ることなどにより、産業全体の健全な発展に資することを目的としており、こうした敬空去は異なる目的に則つ、必要な制制を行っています。これまでも事業者の管理コスト削減の組点から、許可要件の特定設備の種類を減らすなど、必要にひに又類制の見温 を進めできているところです。現時点において、航空法と一本化する予定は無いものの、引き続き、航空機製造事業法の適切な規制の在り力を検討してまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
410	令和3年1月27日	令和3年3月9日	自治体消防制度の改革	として感じるのは、現制度では 自治体間の格差により、地域 間における消防サービスの差 が顕著となってきています。ま た、近年の災害の広域化、大 規模化を目の当たりにすると、 小規模な消防体制での対応の の解を極かているのが現状だ	総務省では消防広域化を推進していますが、未だに十分な広域化が進んでいないのが現状ではないでしょうか。消防も警察と同様に果単位の制能とす。ことにより、広域的な組までの特殊消距等の効率的な配偶と、19番通報を受信、指令を行う消防指令センターの乗約など、重複すや地域間の格差の解消を図られるのではないかと思います。財政的に余裕がある自治体の住民と、財政状況が暗鏡な自治体の住民では、受ける消防サービスには大きな差があります。職員も同じことが言えます。念を守るための数束して消防の格差について国主導で検討して頂ければ率いです。 以よい人でも多くの命を教うために、これからも日々努めてまいります。 営権におかれましては、ぜひ、国の安心安全を第一に頑張ってください。まとまらない意見ですが、よろしくお願いいたします。 また、同野大臣には本当に期待しております。 頑張ってください。	個人	総務省	日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たす べき責任を有するとされています(消防組織法第6条)。 消防に関する責任を果たす方法については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消防組織法(昭和 二十二年法律第二 百二十六号)	現行制度で対応可能	消防は、住民の日常生活に関係の深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。 一方で、小規模な消防本部では、出助体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限券があることや、親健軍や財政面での転し合が指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、消防庁では、広域化に関する基本指針を改め、広域化を推しております。これまで2期10年以上にわたる取組かの結制を上において広域化が実現しています。 制度上、都設用保内の全市両村か合意できるのであれば、都道府県全体で1つの消防本部とすることも可能です。 消防庁においては、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化下ドバイザーの派遣等の支援を行っており、引き続き消防の広域化の実現に向けて取組を推進してまいります。
411	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査「回答が お済みの世帯に も、、、」のチラシ	国勢調査について、インター ネットで回答した人にも、「回答 がお済みの世帯にもお配りし ています。」とわざわざ記載し てフォローのチラシを配るのは	インターネットなど電子情報で受け付けるのは、その後のデータ活用に 資するからが本来のはずです、単純に今の時代に合わせてシステム窓口 又っただけでは打加価値がなく、システん作った意味がないです。国勢 調査で世帯に資料送っているのですから、送る相手は住民ら帳などで決 めているはずです。インターネットから回答したのでおれば、最が回答した かはデータベースで参照できるはずであり、データベースがあるならシス テム的に突き合わせることができるはずであり、データベースがあるならシス テム的に突き合わせることができるはずであり、データベースがあるならシス デカに世帯総数は知りませんが、テラシ1枚3円として、送る世帯数1億 とすると、30円 ~ (配送費)ですよね。 国費から見れば微々たる合金かもしれないですが、国費は国民の税金 から勝われているので、「円とりとも無駄にしてほしくないですみ。 統計分析するための基本データになる重要な調査であると思ってます 切で、その後のデータ利活をスムーズに進めるためにもシステム的な達 携の課題は早く解消することが必要と思います。		総務省	国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施する統計調査であり、10月1日を調査日としています。令和2年の調査は、9月14日から調査員が調査書類を配析し、10月7日までに回答の確認ができなかった世帯については、調査員が再度訪問し、日後のお願い同うこととしています。このため、10月7日までに回答の確認ができなかった世帯については、調査員が再度訪問し、日後のお願い同うこととしています。このため、10月7日までの高を含願いするとともに、10月1日よりお前に回答した方に対し、回答内容に変更があれば修正いただくよう呼び掛けるため、10月1日以降、青色のリーフレットを配布しました。	-	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。
412	令和3年1月27日	令和3年2月18日	道路管理者について		老朽化してきたインフラ設備の維持やメンテにシフトし、災害に強い社会 基盤を構築することにより日本の技術を世界に発信するチャンスだと考え	個人	国土交通省	道路の持つ機能によって一般国道、都道府県道、市町村道の種類に分類されています。また、道路法第13条、第15条、第16条に国道の管理については国土交通大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法 第13条、第15条、 第16条	対応不可	道路の持つ機能により国、都道府県、市町村の各道路管理者が行うことで、例えば国において全国を構造した広境的な視点による幹線道路の管理、市町村において地域に密着した視点による生活道路の管理など適切な対応が可能となると考えられます。 引き接き、名道路管理者において適切な管理を行うとともに、複数の道路管理者が関係する場合においては連携し効率的な管理を行ってまいります。
413	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の 廃止	この会議が政府の意志決定に 役立つものか疑問に思いま す。国民のほとんどは知らず、 民間では非常識な210名で会 議にならないですね。税金の 無駄遣いです。	内閣府の政策決定のアドバイスになるものが、混乱を招くものになっています。他の所轄の会議も見直しされてはどうでしょうか。 前例主義の打破をお願いします。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割免簿に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 手 日本学術会議のより良い役割発簿に向けて(中間報告) http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryo305-tyukanhoukoku.pdf
414	令和3年1月27日	令和6年4月12日	IT関連施策における権限と予算の実 効的な集約につ いて	当による即向(が正は1160日)	情報システム関係予算については行政管理局がその妥当性を精査していることとなっていますが、実態は「金は出さないが「は出す。口は出すが責任は取らない」というものになっています。つまり、色々と指示は出しますがその指示を達成するために必要となる予算は各省庁が用意しる。それに当たって何かあった場合も責任は各省庁が取れ、というものです。これでは当とり前すでが整ちかしてきません。また、情報システム関係予算の要求については行政管理局への説明が必要となりますが、行政管理局に了承されたからと言って予算は付きません。 まず、情報システム関係予算の要求については行政管理局への説明が必要となりまずが、行政管理局に了承されたからと言って予算が付けられます。 制度上は行政管理局が別途財務省に説明に行き了承をもらうというものになっていますが、実質は要求部局が財務省にあしげく通って予算を復得している状況です。 つまり、情報システム関係予算といっても行政管理局が汗水かいて要求している訳ではなく、各省庁が外がかります、現実化ものをただ単にホチキスどめしてもも一つで要求しているかなようにまとめ上げているだけです。スピースを表しているではなく、各省庁がかかります、現在を行政を関係が言れています。別に縦割り行政がどうこうではありません。行政管理局がきっちりと予算を用意して責任を持って配分していないのが問題です。この体制を直さない限り、デジタル庁を設立しても同し機を踏みます。司令塔を作るのであれば、是非、予算もきっちりと考えて作って頂きますようようとける記述した。	個人	デジタル庁	国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算については、デジタル庁が一括にで要求し、確保する(一括計上予算)こととなっており、執行計画によりデジタル庁が自ら執行するほか、各界省庁が執行するものについては、各府省庁が作製した執行計画を基にデジタル庁が予算を配分のうえ、執行することとなっています。	デジタル庁設置法	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。

		所管省庁	回答	10 to to -T	15.4.2.5.11.11.4.4	in-m i	提案	所管省庁の検討結果				
番5	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
418	5 4	令和3年1月27日	令和6年4月12日	押印や添付書類 を省略するために は	それでも簡素化するには、あ る程度の不正があると言うこと	簡素化、デジタル化は時代の流れであり、日本の行政手続きは、前近代 的で、時代に取り残されてます。 その事による経済的な損失は、不正受給による損失よりはるかに大きい と思われます。 早急に手続きの簡素化、デジタル化を進めるべきです。 行政手続きのために、会社を休んだりしてる国は、日本だけではないで しようか。	個人	内閣府 内閣官房 デジタル庁	【内閣府】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手 誘等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原 則として全てについて、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うことされています。 また、同計画では、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国 民や事業者等に対して紙の書面の作成、提出等を求めているもの原則として全てについて、原次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされています。 【内閣官房】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省等は、会計手続、人 事手続等の内閣手続について、書面、押印・対面の見直しを行うこととされています。 【デジタル庁】 行政手続のオンライン化に関しては、デシタル手続法において、国の行政手続を最初か 会後まてデジタルで宗結せるための基本原制を明確化しており、各府省庁による国 か行政手続のオンライン化と実施を原則としております。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において、 申請・届出等のオンライン化に関いけた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において、 申請・届出等のオンライン化に取り組むこととしています。	なし 【内閣官房】 なし 【デジタル庁】 情報通信技術を活進 第に関土行政の推律 (平成十四年法律	【デジタル 庁】	【内閣府】 内閣府からの令和2年9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99以上について、見直と行う方針との回答が示されています。これらについては、原則として年内に政権令、遺産等の改定を行うた合は、見直しに必要な法律業を今遇常国会に提出することされています。行政手続における書面規制の見立にこかしません。ときないでは、性質上オンライン化が適当でないものを除金、6年以内に、可能なものから違やいにオンライン化が適当でないものを除金、6年以内に、可能なものから違やいにオンライン化が適当でないものを除金、6年以内に、可能なものから違やいにオンライン化を側割手続におけるオンライン利用事引上げの取組を進める中で、制度の設督に立ち返って制度及び業務の見直と整備するよう各所省に家のています。(令和2年12月22日付「当面の規制改革の実施事項」より)。 【内閣官房】 会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印・対面の見直しについては、行政改革指連本部事務局から、各所省等に示した見直し方針等に基づき、各所省等において必要な対応がとられているところです。 【デジタル庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。
416	66 4	令和3年1月27日	令和3年2月18日	ハンコ廃止につい て	て未だに出勤したら出勤簿に ハンコを押印して管理している のを知ってますか。 これなんかパソコンで管理した ら、残業時間の管理とかも行	ニュースなどでハンコ廃止、IT化など言ってますが具体的な形が見えてこない。までは過去に「TT立国日本」の政策を掲げ様々(自分のいた省庁ではほとんど)の申請等をホームページ上からオンラインで出来るようにしたが、結局使い勝手が悪く利用されず(何百万円かけて作ったのに年間の利用者が10年とか1まとんどが使い物にならなかったのを知ってるので、国民の税金で行うことなって無駄にならないように。ちなみに電子洗ぎすが政府機関には「共進ポータルサイト」と言うもので既にありますよ、使っているかどうかではありますが。	個人	人事院内閣官房	番号377の回答を参照してください。			
417	7 4	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の出退助 管理の電子化	化されていないため非効率となっており、無駄な業務を行っているという意味で税金の無 駄遣いをしている。 電子化の具体策としては、パ ソコン上で職員は出勤報告と 退勤報告及び休暇申請をでき	現状は、1:職員は出勤する都度、出勤簿に押印し、管理者がそれを目視することで出勤の事実を確認している。2・休暇申請もハンコ押印により上言に申請、管理者はその申請をもとに出勤時に採職等の表示をスタンプしている。3・超過勤終についても、申請者は申請者額にハンコ押印し、管理者もそれに用印をしている。管理者はその申請者の数字を手集計し、担当部署に連絡している。管理者はその申請を認め数字を手集計し、担当部署に連絡している。とが再は出退動管理にあいて非立動管理の電子化いる。国家公務員と博公務員すべてについて出退動管理の電子化が実現すれば、出退動管理に関して大幅な業務削減の効果が期待できる。	個人	人事院 房 総務省	「本人の確認」欄に押印することは必須とはしておらず、手続を電子化することは可能です。 その上で、出退動管理及び休暇の請求手続の具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用することとされております。 【地方公務員】 地方公務員の勤務時間や休暇に関する制度は、原則として適用される労働基準法や労働安全衛生法を最低基準としつつ、さらに国家公務員制度との権衡を踏まえ、条例や規則等により定めることとされています。 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づば、労働時間の適時 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づば、労働時間の適時 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づば、労働時間の適時 また、地方公務員の勤務時間管理については、労働基準法等に基づば、労働時間の適時	暇) 第27条第1項、第3項、第 2項、第3項、第 3項、第3項、第 3年 4年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年	員刊 制度応可	総務省としては、職員の勤務時間管理についてガイドラインに則り適切に対応するよう。
418	4	令和3年1月27日	令和5年11月15日	外字の有無		仕事柄、たくさんの氏名、地名をデータとして取り入れますが、外字は追加エディタ等で追加したり、探したり、作成したりと非常に時間を消費します。 実際に外字というものを知ってから、1つの漢字に二こまで種類がある必要性を思じません。(借は住民業は手書きと聞きましたので、その名残りでこうなっているかと思いますが。) 外字に対して、必要性があるのか疑問に思っており、今回意見を出させて頂きました。	個人	法務省 デジタル庁	日には、正しい人子でア和に記載するためにアデアが安となります。	戸籍法施行規則第 31条 91条 91年 91年 91年 91年 91年 91年 91年 91年 91年 91年	【法務省】 対応不可 【デジタル (庁】 その他	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおり、正しい文字を戸籍に記載するため、外字は必要であるものと認識しております。 【デジタル庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
419	令和3年1月27日	令和3年2月18日		費や光熱費、修繕費等)は、入 居官庁でわざわざ金額を分担 して負担している。管理を庁で 一括して負担することで、公問 負の事務の大幅な削減、民間 企業への負担軽減が期待でき	複雑な契約になれば、金額の分担にも手間がかかり、予算要求や緊急性 のある修繕であってもわざわざ各官庁の足並みを揃える必要がある。庁 舎によっては、分担のためだけにメーター等を設置しており、費用としても	個人	財務省	合同庁舎のように二以上の各省各庁の長が共同して使用するため、統一的に管理する必要がある行政財産については、統一的管理財産の管理者として指定された官署が、管理経費の予算要求、使用する他の省庁との間で共同使用にあたって必要な調整等を行うことされています。 合同庁舎の維持管理に必要な経費(ガス、水道、電気、その他高熱水量、各所修繕費、工事費等)については、各入居官者がそれぞれ独立した部屋を持ち各官者の事務を進行することにより発生するものであり、原則、各官者が公平に負担していただくこか、適当と考えているものです。このような考えのもと、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、特別に予算措置をしてある場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担することとしています。	国有財産法第五条 の二	現行制度 下で対応す 能	を記のとおり、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、当該使用官署の事務・事業の遂行により発生したものであることから、合同庁舎に入居している使用官署が使用面積や人員、一般会計・特別会計の別に応じて、原則、使用官署において公平に負担にいただくことが適当と考えます。 1担していただくことが適当と考えます。 ただし、一つの官署への他の音楽の会計事務を委任し、合同庁舎の実情に応じて、経費の支払方法について、使用官署間で協議していただき、負担を調整することは現行制度下においても可能と考えます。
420	令和3年1月27日	令和3年3月9日	和暦を最小限に、西暦をデフォルトに	省に提出する文書に用いる年 号は原則として西暦にしてい	国立大学事務自体もそうですが、教職課程認定など、文部科学省に提出する書類において、「すべて」和暦で記載することが束められます。当然論文や書籍の刊行年も含まれます。書類を書代側にとっても、謎を側にとっても昭和、平成、令和が混ぜすることによって非常に見様を手続きと認知処理が求められることになります。外国籍で日本滞在歴の浅い教員など、わけがわからないでした。 「教育のグローバルドルきったうのであれば、論文刊行年を和暦にいた、 いち検算する手間を所え着に求めるべきではないと思います。和暦におき現の表紙に記載するご(一部にとどめていただき、その他は西暦を原則にしてほしいです。	個人	文部科学省	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的には西暦で記入したものも受け付けられると認識しております。(平成31年4月3日官房長舎屋とはいてもこの首談明がなされていると承知しております。) 御指摘の教職課程認定に係る書類については、記載例の中で元号(和暦)を使用しておりますが、西暦を使用して提出いただくことも可能です。	なし	現行制度 下で対応す 能	公的機関の事務については、原則として元号(和暦)を使用するものと考えておりますが、公的機関の窓口業務における国民の元号使用はあくまで協力要請であり、基本的可には西暦で記入したものも受け付けられると認識しております。 いずれにしても、文部科学省〜提出する書類について、提出者の負担軽減に資するよう随時改善に努めてまいります。
421	令和3年1月27日	令和3年2月18日	大店目庁の経費 分担(合庁分担) の撤廃		*人居官庁に予算要求を依頼する作業など	個人	財務省	番号419の回答を参照してください。			
422	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の旅 費(日当・定額宿 泊料)について		昼食代が払われる理由がわからない。事務室で勤務しても、外で勤務しても、基こはんを食べることに変わりはなく、出張扱いとなるだけで昼ごはん代の支給があることにエベン平感を感じる。 また、日当のみ支給の制度がなくなれば事務量が格段に減る。 福泊料については、(コロナ前は外国人観光祭の増加により、出張先目 財地の近のホテルを選ぶと、実備沿料を担当することもあるが、超過 分の旅費支払いには款務省?などの承認が必要となりハードルが高くな ため出張布が持ち出したなっている循油料定額の手額健のがテルト あり、福泊料の半額程度が宿泊料として利用されず宿泊者の懐に入ることになる場合もある。 ホテル利用の証拠書類として、宿泊証明書又は領収書を職場に提出しているため、これを領収書のみとし、利用料を確認して実費払いとしてほしい。	個人	財務省内閣官房	[日当について] 「国家公務員等の旅費に関する法律」(以下、「旅費法」という。)上、日当は、旅行中の 整食代を含む諸維費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費を開うための旅 費であり、旅行の日数に応じ、一日当トリの定額により支給しています。 日当の支給に関する標準的な取扱いについては、「旅費業務に関する標準マニュア ル」において示されています。 【宿泊料について】 旅費法上、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給しています。 【旅費の減額・増額調整について1 旅費の減額・増額調整について1 旅費の減額・増額調整については、旅費法上、以下のとおり規定しています。 〇国家公務員等の旅費に関うな法律 での後、旅行の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合 その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上との法律又は旅費 費又は温業必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえるこ ととなる部分の能費 又はその数要としない場合の影響を支給にないては、その実費をこえるこ ととなる部分の能費で、数では、ないに放けを実 費以は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の課定による旅費により り旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の報算とよる旅費により り旅行することが当該旅行にはも特別の事情により又は当該旅行の概算でよる旅費により り旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の機関である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。	国家公務員等の旅費に関する法律等	その他	【日当について】 「制度の現状」に記載のとおり、日当は昼食代に特定して支出する旅費ではありません。 大夫給については、定額支給であるため複雑な算定等は発生せず、各府省等において、「旅費業務」に関する標準マニュアル」に沿って適用されているものと承知しています。 【宿泊料について】 、冗費の節約及び行政事務の簡素化の観点から、標準的な実費額を基礎として計算された定額支給を採用しています。 その上で、宿泊料の実費に対して定額支給を採用しています。 その上で、宿泊料の実費に対して定額支給額に過不足が生じた場合には、旅費法第4份条によって職・増額の調整を行うことが可能であり、各庁の長が適切に対応しているものと承知しています。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
42	3 4	令和3年1月27日	令和3年7月20日	「家庭保安局」の 設置について	1. 厚生労働省が制度を所管 する児童相談所と、内閣府が 制度を所管する配偶者暴力相 該支援センターを統合し、「家 庭保安局」(仮称)を設置するこ と。 定等に等約司法警察職員と しての権限を持たせること。	日々職務に励まれている職員の皆様に感謝申し上げます。私は現在、法学部で勉強をしています。その中で、の問題に尽力されている弁護士のお話を別代金分がありました。り校書者の対が機関は、被害者が大人であれば呪者者とがあればいる所能を表しませた。とい後書者の対が機関は、被害者が大人であれば呪者者といるには、一般を表します。といれば、一般を表した。といれば児童相談が大きが、といれば児童相談が大きが、といれば児童相談が大きが、といれば児童相談が大きないません。といれずもの対な機関を生命で区分するのは不合理ではないでしょうか、大・子どもの両方がり必要者だった場合、児童相談所とが反としません。とうしても児相に対応を求める場合は、親と子は強制的に分断されます。 そこで、児童相談所と応復者暴力相談を提せンターを禁むした。家庭保を見いていた地談、まず、足縁センターと整理も関係が入れが持つ一時保護施設を有効活用できます。当然、のい被害者が男性が、女性が、子どもが、家族があるによって別の施設を用意すが、分散されていた地談・職員を統合することで各機関が有するイツハンや一元セすることができます。後来は「終ま」で、実施保安局職員(家庭保安局、は特別司法等歌職員とすることで、実際を介えずることない語書者を連結することができます。後来は「被害者が逃げる」というスタンスでしたが、実庭保安局の設置によって「加害者を排除する」としたより声に行うことができます。後来は「被害者の必要は	個人	厚生労働省 内閣府 内閣官房	また、令和2年12月25日に策定された第5次男女共同参画基本計画においても、「配偶 番暴力防止法の改革等を踏また。配偶者からの暴力を密接に関連して発生する児童健 待対応との実質的な連接協力を強化するため、情報共有の在リ方の検討を含め、関係 機関間の具体的な取錯を促進する。」こととされています。 今後とも、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携・協力に努めてまいります。	配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護等に関する	対応不可 【厚生労働省】	【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
42	44 4	令和3年1月27日	令和3年2月18日	印鑑省略の件に ついて	自衛隊の補給整備規則では、 整備や補給業務をする際に、 様々なとこで確認印や決済印 が必要な状態です。補給シス テムで基本ペーパーレスにで きるにも働かが、ブリンド ウトして総の大量使用が行わ れているのが現代です。規則 上ハンコをもらうことが残って いるためです。来移の簡素 化、迅速化、効率化に寄与す るためにも、ハンコレスにして いただきたい。	1 紙、インクの大量使用による税金使用のコストを削減できる 2 補給システムによるデーター括管理により、文書保管のスペースの削減、デジタル化ができる 3 ハンコレスによる業務の簡素化、迅速化ができる。	個人	防衛省	関係規則に基づき、補給管理システムを使用した業務手続きを実施していますが、現 行規則では、押印等が必要となっています。	陸上自衛隊整備規則 (陸自達71-4号) (陸自達71-4号) 補給管理規則 (陸自達71-5号)	対応	現在、内閣府が推進する「押印・書面提出等の制度・慣行の見直し」に基づき、陸上自 情能補給管理規則、陸上自衛隊整備規則の押印省略に係る改正作業を実施中です。 令和3年4月以降、同規則に規定する書類は、押印省略されることから、印刷物の軽減 (ベーバーレス)が図られます。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村		
番号	号 への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
428	令和3年1月27日	令和3年3月9日	私立大学の運営、 事務改革	私立大学向けの各種調査等の意識の説明、明文化とその 財情効果の説明、測定	私立大学が日本の最高学府としての役割を正確、譲実に果たすため、国立大学だけではなく私立大学でも事務の改革(効率化や省力化)が必要です。特に数字部門の事務は遺落化する傾向が強く、その一因となっているのは文料もののなったの方法、様式で、その内容を回角しなければいけないのかわからない。調査にあると感じていまり、からからには、原味のあら調査がよれるべきを認じており、かつそういった大学・選書に携わることのできる事務職自の養成が必要です。また、文料者から植物を生のできる事務職自の養成が必要です。また、文料者から植物を生のできる事務職自の養成が必要です。また、文料者から植物を生のできる事務職自の養成が必要です。また、文料者から植物を生のできる事務職自の養成が必要です。また、文料者が表している大学とれまど日本の教育、国際競争カルに貢献している人であれるとは思えず、おりに思います。  歌館やカンに東京・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	個人	文部科学省	文科省が行う各種調査については、実施にあたり、調査対象、実施時期などを精選して、ご協力をお願いしているところです。	○ 20、11 可係を削り、対象を開き、 20、11 では、 20、	いただいた御指摘を踏まえ、改めて調査自体の精選・検討に努めてまいります。また、 対応 政策や補助金の効果については、引き続き学校法人の職員の皆様の御意見等を伺い ながら、検討してまいります。	
426	令和3年1月27日	令和3年3月26日	省庁の使用ソフトについて	書類作成ソフトは、ほとんどが Microsoftのoffice、PDFならア クロバットです。省庁も一般的 なソフトを使ってください。	amed、文科省にワード、エクセルのファイルをメールで送ると、文字化けし てると言われる。ワード、エクセルをPDFにして送れと言うので、PDFにし て送ると、こっちは、ジャストンステムPDFで、アクロバットPDFは使えな い。ジャストンステムPDFで議集出来るようにした。と言われます。 ジャストンステムを使えと言っているのでしょうか? 互換性のないソフトを使用するのは効率的ではありません。 一般的なソフトを使用されてださい。 よろしくお願いします。	個人	文部科学省	文部科学省においては、書類作成ソフトはMicrosoft office、PDFの編集はJustPDFを使用しております。いずれのアプリも官公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。 また、MEDにおいては、職員が利用する端末に、Acrobat Reader DCとJUST PDFを導入し、PDFフィルの機能を利用しています。しずれのアプリを公庁に限らず、様々な研究機関、企業等で利用されており、幅広いPDFのバージョンに対応するアプリになります。	なし	文字化けの問題は、受信側の端末環境(OSやPDFアプリ、端末の設定等)に限らず、その他端末環境も当該事象の要因となり得るため、一概にアプリの互換性による問題と断定できない。 でできない。マキ化けやPDFに係るトラフル等を担当者にご相談いただいた際に適切な対応が提案できるよう。義権に成プントウェアにおける問題発生時に参照できるFAQを充実させるなど、職員のスキル向上を図ってまいります。	
427	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の 廃止	日本学術会議を廃止する。	日本学術会議の使命は 科学に関する重要事項を審議して、その実現を図ること。 科学に関する研究の連絡を図り、その能率化を実現すること。 とあるがいずれも他の機関でやれそうであるから。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
428	令和3年1月27日	令和3年3月9日	文科省事前相談	方の大学は東京まで/~8人で 旅費を使って上京し、1時間程 度の相談を数回繰り返すとい	コロナが収集しても、可能な限りオンライン相談を継続して頂きたいので す。いつも思っていました。旅費が勿体ないと、つるとで東京を往復する と、かなりの税金のムダ便いです。沖縄や北海道は大変です。時間の相 級のために高力が伴います。全国の大学について、このままオンライン相 接入しては如何でしょうか? 全大学の事前相談にかかる旅費は、相当な金額と思われます。	個人	文部科学省	文部科学省では、大学等の設置認可申請及び寄附行為変更認可申請手続等に係る問合せについて、電子メール、電話及び事務相談の実施により対応しています。また、事務相談については、従来、対面のみにより実施していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年中よりオンラインによる相談を試行しているところです。	なし	本年より、今後の大学等の設置認可申請及び寄附行為認可申請手続等に係る事務相 該については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のは広水、大学等の特別に伴う 対応 対応 表表 14 表表 15 表 15 表 15 表 15 表 15 表 15 表	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	り 対応の 対応の概要 対応の概要
429	令和3年1月27日	令和3年3月9日	無駄なITリソース の購入に対する 提案	いる。国立大学版クラウドバイ デフォルト原則の発行や予算 費日トの制約をなくすこと ま	・電気に、登録に、物理がは値定度を管理が予問 、限られた計算リンスにより研究のスピードがはやくできない 関立大学に対してもITインフラにクラウトを活用することを第一候補として 検討するクラウド・バイ・デフォルト原則を示し、職員の無駄な運用負荷軽 滅や、コスト削減を促進して欲しい。	個人	文部科学省	国立大学法人運営費交付金等において、クラウドの導入に係る制約は設けておらず、 現行制度下においても、各法人の判断に基づき、事務システム等にクラウドを導入する ことが可能です。	なし	現行制度 東行制度 下で対応可 下で対応可 管の国立情報学研究所において「大学・研究機関のためのクラウドスタートアップガイド」 を公開するなど、国立大学法人におけるクラウド導入を推進しているところです。
430	令和3年1月27日	令和3年3月9日	高等教育修学支援新制度の技术的見值し	の申込のみで完結するように すべき。大学の機関要件制 度、学力基準、自宅外証明と してのアパート契約書の提出	1. 給付要学金はJASSOへ、授業料減免は名大学への申請となり、提用 結果もJASSの理事長名での通知と、その通知とほぼ同じ内容の学長名で の減免結果通知を学生に配付に対ければなられなど、JASSOと支料名 (大学)へ二重に申し込むこととなっており、学生・保護者が制度を理解で きず、また担当する大学職員も関策な処理を強いられている。 2. 経営に問題のある大学について、更なる機関要件を譲すことは不 当である。 3. 学力基準については、学修計画書の提出や出席率の確認など大学に おける実情と限なる机上の空論となっている。 4. 絵付額の、費せぎするための自宅外証明として、アバート契約書のコ ビーの提出が収められているが、その確認をする大学製員、またその書 をするJASSO (実際は委託書者)の業務負担は膨大であり、実家を離 れている事実のみで良いと思われる。 その他、3港レト大学生は申込対象がである、給付採用者は従前の資 事学金が減済される、など学生・保護者にとって不利比くる砂板いが多 く、そもそも制度設計において、内閣府と支料名、文料を内での学生留学 生涯と国立大学上、支援課、各大学との課整が不一分なまま施行された。 ためと思われます。 後盤官に開放のは大学にを終する非課財世帯学生を、マイナンバー提 出のみの申請で、一律に授業料構像とする、ど学生、保護者にとつた。 経営に開放のは大学にを結ずる非課財世帯学生を、マイナンバー提 出のみの申請で、一律に授業料構像とする"など、学生・保護者および担 当職員が理解しゃすく、負担とならないという視点での技本的的表見見直 しきすべきと考えます。	個人	文部科学省	1.高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっておりますので、双方の支援を受けるためには、別々で申し込んでいただくととなります。ただ、支援対象の要件は同一のため、授業料議免の事務においては、機構で制定した支援区への情報を活用できるように、大学における事務負担の設議にも記慮しております。2 支援を受けた学もの能学が職業と終びつき、社会で活躍できるよう、学問追究と実践終行のいます。また、大半の大学等が職業を終びっき、社会で活躍できるよう、学問追究と実践終けています。また、大半の大学等が確認を受けており、既存の取組を充実させることで満たせる要件となっております。3 学力 基準については、大学関係者のご意見を十分除まえた上で、策定しております。3 学力 基準については、大学関係者のご意見を十分除まえた上で、策定しております。5 学力 基準については、大学関係者のご意見を十分除まえたで、策定しております。5 学力 基準については、日本生に比へ自宅外生の方が支給銀が多くなっているため、自宅外通学であることの妥単性を求めております。5 特別の通報においては、大学や専門学校開係者1でも開起を図り、その他員を接明しつ。こ意見も賜り、また、文部科学者において高等教育関係者の参画する専門家会議を設け、その結果を踏まえて、制度設計をしました。	大学等における修 学の支援に関する 法律	
431	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員共済 組合連合会の手 続きについて	共通オンラインシステムという のがあるようで、そこでは事務 担当者が組合員の住所やこれ までの標準報酬額などを確認 できるそう。なぜ組合員が登録	国家公務員共済組合産金の手続きもそうだが、共済組合金版の手続 きがいまだに「自暑、押明」が必要とされ、種々の書観を収り揃えて提出 する手間がかかる。保険証もすぐに発行できないようだし、ムダが多いと 即う。旧思療とたに法律(国家と祭員共済組合法など)が紙ペースの手続 きを想定しているためと思われる。 オンラインに移行すれば、相当スリム化され、国家公務員共済組合連合 金の業務も減ると思います。	個人	財務省		国家公務員共済組合法施行規則第87条の2第9項、第 132条	
432	令和3年1月27日	令和3年2月18日	組合が利用する標準共済システム	ず、国家公務員共済組合法等 の縛り?のため紙ベースの手		個人	財務省	各府省庁等の国家公務員共済組合(以下「共済組合」という。)が利用している標準共 済システムは、共済業務に係る事務処理を一体的に処理する標準的なシステムとして 共済組合において共同開発され、導入が図みれました。 国家公務員共済組合法等の規定では、手続きを紙ペースに限定しておらず、電子情 報処理組織で展子メール、ボータルサイト等での申請等が記められています。 一方、標準共済システムは、紙出力、押印を削減とした仕様となっており、また、セキュ リティよ、外部線末からのアクセスも認められていないことから、テレワークへの対応が できていない状況です。 なお、マイナンバーを利用した情報連携については、他の行政機関からの情報照会に 対する情報提供のため、標準共落システムに参数されている組合員等の給付情報等 大男子組合本部においで中間サーバにアップロードすることが対応しておりますが、マ イナンバーを調登録すると「情報漏洩」とみなされるのは標準共済システムではなく、医 保援各等向け中間サーバの仕様かと思われます。また、標準共済システムではなく 番号の変更機能があるため、修正のために「システムから該当者の登録内容を全て削 除して再び登録し直す」といった仕様にはなっていません。	国家公務員共済組合法施行規則第 132条	令和2年10月に、共済組合に対し当面の対応として、令和2年中に、組合員等からの申請等についてに、バスワードで職員個人の認証が可能なメール(職場のメール)での送受信により、電子媒体の申請書等の受付け等ができる体制を整えるよう依頼したととってす。一方、電子媒体の申請書等を受け付けたは済組のにおいて、審査・決裁等の内部手縁を完全オンライン化することに現行の標準共済システムでは不可能であることから、システム破壊去には新たびステムの構築が必要となり、実現するためには予算措置が必要となることも留意する必要があります。今後、共済組合及り組合員等の双方の利便性を向上させるための対応の検討を進めてまいります。
433	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学校教員の出勤 簿	出勤簿への押印を未だに毎日 行っている。	すでに動意管理はデジタル化し、分単位で勤務時間が管理されているに もかかわらず、出勤薄が廃止されないまま残っています。果教委による監 査対象にもなり、専用の電務化が続いています。出張や年休も帳頭があ るのに出勤消にも記載しなければならず、事務職員による突合作業を生 んでいます。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。		
434	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿について	出動簿の代わりとして指紋認証可能なタブレット等を使用することはできないか。	矯正施設では出勤時に出勤簿に押印しなければならないが、紙媒体であるため保管及び使用の際に場所を取ってしまうため、自然環境保全や押印(ハンコ火)の必要性といたものを考え、抗紋認証機能の着いた端末機器に切り替えることで、印整や失肉を用意して自分の押印節所を探す手間や出勤簿に使用する紙のコストも無くすことが出来るのではないか。	個人	法務省	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を行うこととなって おり、定時までに出勤したことを証明する具体的な方法については、各府省において適 切に判断し、運用することとされています。 報正施設では、書面に押印等する方式で出勤状況や休暇取得状況の記録を行っている ところです。	給実甲第576号第2 第2項	第2 検討を予定 は勤薄を含めた職員の勤務時間管理については、現在、オンライン化や客観的な方法による勤務時間の把握等の機能を備えた勤務時間管理のシステム化の実現が求められているところ、御提案のあった方策を含め、どのような方策が壊正施設に適しているのか鋭意検討を進めていきます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
435	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教員の勤務体制 について	部活等で時間外労働が多い 教職員に対して、部活などに 対し外部からのパート職員もし くは再雇用者を雇う提案をした いと思います。	時間外労働の削減 総職先を探している人 双方に利点があると思います。 また、都活でも経験者を雇える 質の良い指導が行える 学生にとっても利点だと思います。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。			
436	令和3年1月27日	令和3年2月18日	在日外国公館関 連書類のデジタル 化	他国に比べても日本の在日外 国公館宛の書類はかなりアナ ログです。 外交団リストは毎年、本として 配布されますがデジタルでも しいのでは、またこの本の校 正も手書きで書き込み出版社 に郵送が求められてます	出版費用の節約、コスト削減 リストがログイン式のイントラで公開されれば、随時新しい情報に更新可能	個人		外交団リストの作成については、昨年版の情報を当省委託業者を通じて各在本邦外交 団に紙媒体で送付し、外交団がこれを赤字で修正の上、郵送にて業者に返送し、業者に 「修正作業を行っております。 業者の修正後、外務省において修正内容を確認した上で、冊子として発行し、外交団及 び政府関係者に配布しております。		検討を予定	御指摘を受け、今後の作成に当たっては校正作業を何らかの形でデジタル化できない か検討いたします。 また、併せて御指摘いただいた外交団リスト自体のデジタル化については、個人情報保 題の観点や技術面などを踏まえて可能かどうかにつき検討いたします。
437	令和3年1月27日	令和3年3月9日	救急車利用を自 己負担	看護師です。高齢者の教急車 を有料化(一回二万円程度)に することや高齢者の延命治療 (807以上の胃ろうや人工呼 吸数は保険が)の自己負担増 額を希望します。	高齢者の緊急時医療の費用の変更によって期待されるのは、高齢者の 健康増進の高まり、日々の健康管理の体制つくり、在宅医療のサポート 増加、医療養の健産とは、また他の素種による生活サポートビジネスの参 人などの経済効果などが期待れると思います。 また、テレビで心肺毒生の練習、誘聴したさきの対応方法などの医療教育も同時にてださい。 誤嚥や転倒などの教急車コールが多いようです。翌日の受診で構わない ケースも多々あります。 もちろんお金のある高齢者は、どんどん教急車に乗って高度医療を受け も自由はあります。大きな問題はおきないと思います。 社会に認知されていけば、いずれは、教急車一回5万円から8万円にアッ ブするといいと思います。 でに人工呼吸器や胃ろうなどの延命治療をされているかたにつきましては、医師の診断書で、2年間の免除にするとか、教済策を同時に提示 するといいと思います。	個人		[厚生労働金] 我が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみる こととしています。 その上で、後期高齢者(原則75歳以上)の自己負担額については、負担能力に応じて1 割又は3割負担としています。 [総務省] 救急業務によって搬送された傷病者に対しては、当該傷病者の年齢にかかわらず、費 用の負担を求めていません。	保に関する法律第	【厚生労働 省】 その他 【総務省】 対応不可	【厚生労働者】  兼が国は国民皆保険の下、安全性・有効性が確認された必要な医療は保険診療でみる こととしています。延命治療を含む検末期医療のあり方に関しては、生命観・倫理観に関 連する問題であり、その自己負担の在り方については慎重な検討が必要です。  【総務省】  「提案があった高齢者の教急車利用の有料化については、有識者等からなる検討会 において 「生活国務者等が、緊急性の高い教急要請を躊躇し結果的に重症化するリスクがある のではないか。 「お金む私えば、希望する病院に搬送してれると思われ、傷病者と教急隊との間でのトラブルが増えるのではないか。 「お金む私えば、希望する病院に搬送してれると思われ、傷病者と教急隊との間でのトラブルが増えるのではないか。」 といった指摘があるなど、導入には多くの課題があることから、現時点では、高齢者の教 急車利用の有料化は適当でないと考えます。
438	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の 解体	標題の通り。今の日本に意味 をなさない団体を養う力はない ため、即時解体を求めます。	活動内容が不透明で推薦されるメンバーの選考基準も不透明。まさに権 成主義の象徴、独立して活動したいのであれば学者たちが独自に予算を 作るべき、税金で勝う意味が全くない。毎年10億円も使われていたことに 驚いた。無駄。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
439	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は 民間に移議すべきでは	今級、普総理が任命拒否したことにより。 はことにより、 はなるものが公的機関化して存在することを知り、 今朝の報道番組でも取り上げられていては、 でれていて持々な方が解説してれている。 でれています。学術会議は、 本本の設立の趣旨から造説し、 に置ないとを行って来た事を知りました。 が表記をされたといい。七学 者ではあるが料学者でない。 には、関係では、 をして、関係ですが、学術会議として、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	上記にあるように、学術会議は本来の目的から 薬剤は一投票を行っており、 薬剤機能の発生に関する提音などは、 学問の自由、研究に自由を制限するもので、 不適切だと考えます。 今回拒否されたメンバーの様に、科学者では無い学者も多く、 政府を批判するための活動機関になっているようです。 そのような活動に投金を投入するのは不適切であり、 設所から離れ、それこそ自由に活動して頂いた方が 良いのではないでしょうか。	個人	内關府	番号413の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案	新管省庁の検討結果 案 所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
440	令和3年1月27日	令和3年2月18日	防衛省航空自衛隊における早期返 際における早期返 職事集制度 正な連用について	期退職募集制度の目的等を 周知徹底するとともに、一部の 階級及び年齢のみに偏一た現 状の募集をやめ、航空自衛資 の更なる発展のため、全有資 格者に対し公平適切に募集を	現在、防衛相航空自衛隊においても早期退職募集制度は運用されているものの、現状は募集対象者はそのほとんどが定年間際のVIP(空符、 村補、位)のかであり、以前の動奨退職制度、例えば航空溝積長が交符、 し、総隊司令官より防大期が後業期になる。総隊司令官は逮職するといういかゆる肩ただき)とはぼ同様であり、一部の上級階級層だけが有 別に活用しており、また、一部の階級層での募集状況についくも定年 直前の者を対象にしたものしかなく、本制度の目間である「職員の年齢別 人員構成を海にした、組織のご特化を図ること」には程遠い状況である「職員の年齢別 人員構成を当めたしては本制度の運用による有能な人材流出を懸さる最後がある。大本制度を連用しても目的に対して大きな効果はないないのが状況です。 また、航空自衛隊においては本制度の運用による有能な人材流出を懸さる最後が表していないのが状況です。 また、航空自衛隊においては本制度の運用による有能な人材流出を懸さる最後の対策ですると、とで表していないのが状況では、 ないのが状況です。 また、制定とは、デモギまで日を教に大年齢以上の 引り条件に合数した比較的定年までの年教が長く残っている人に本制 度を適用することで初めて目的は遠域なれると考えます。 これはまさに見えな、規制であり、世間の批判を受けても仕方のない状況ではないでしょうか?本制度を一般社会及び他省庁と同様に適便得 力することで初めて関かれた目の際として国民の者とので書を得られ もものと思います。 第末は本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級 層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し なって、まずは本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級 層及び年齢層のみならず、条件に合致した幅広い階級及び年齢層に対し なって、まずは本制度を末端の部隊まで広く周知するとともに、一部階級 層及び年齢層のみならず、条件に合致した。	個人	防衛省	早期退職募集制度は、各省各庁の長等が、次に掲げる事項のため、定年前に退職する 意思を有する職員に対して行う募集となります。 ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年前15年の年齢(退職時に おいて定められているその者に係る定年から15年を滅じた年齢)以上の年齢である職 員を対象として行う募集 ② 組織の改成又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該 ※48年に中学業を持ち来ると、日本に乗りまり	国家公務員退職手 当法 (昭和28年法律第 182号) 早期退職募集の実 施に関する訓令 (平成25年所衛省 訓令第40号)	その他	防衛省においては、国家公務員退職手当法の規定を実施するため、「早期退職募集の実施に関する副令」を定めており、防衛省ホームページにも掲載して広く周知しています。この中で、防衛大臣の委任を受けた早期退職募集実施権者、航空自衛長した。職員の事態制機成の適正化学因る等の組合から、早期退職募集を適正に実施するものとし、早期退職募集交施するにあたっては、募集実施要項その他当該募集実施要項に関する事を募集の対象となるを登職員に関しています。ご提案である「本制度を未締の部隊まで広、開知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致して帰瓜、暗線及となるが登職し関地しています。ご提案である「本制度を未締の部隊まで広、開知するとともに、一部階級層及び年齢層のみならず、条件に合致して帰瓜、暗線及び年齢層に対し青年を開発に対しませる。 適切に運用していただきたい」について、前述のとおり引き続き「募集の対象となるべき、職員への周知」と行い、「職員の年齢別構成の適正化を図る等の製点から、早期退職募集を適正に実施」してまいります。
441	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学生の授業料 免除・入学料免除 制度における、日 本人と留学生の 予算二本化	料免除は、日本人、留学生を 問わず、税金を原資とする授 業料免除予算によって執行さ れます。	日本人については確定申告、源泉機収票、所得証明書等を駆使して詳細な家計が把握できる。 一方、留学生については、母国から書類を取り寄せようにも限界があり、 ほぼ自己申告に基づる機等の写しを根拠とする他ない。このため、海外 の富豪の子弟が数多く授業科股除等を受けている現状がある。 しかし、予算が一本立てになっている以上、各大学の建前として、国籍を 間がず平等な差をで審査せるを得ない。 このため、結果的に、勝大な予算が海州の富豪の学業支援のために用 いられることとなる。 なお、国立大学の留学生はお割方が中国系であり、以前閲覧した中国の 新聞配事には、日本の大学院では経済所の国家であり、以前閲覧した中国の 素料免除が受けられるため、ねらい目等のことが書かれていた。	個人	文部科学省	文部科学省では、高等教育の修学支援新制度による支援に加え、国立大学の教育研究の基盤を支える渡し切りの国立大学法人運営費交付金により、各大学が独自に実施する授業料等免除の一部について支援を行っているところです。 各国立大学が独自に実施する授業科等免除の制度(対象者や基準等)については、各大学が由大学の状況等を設定さ、自らの判断により設計し、国立大学法人運営費交付金以外の様々な財源も活用しながら運用しています。 したがって、御提案の「予算を二本化」することと、各大学の独自の授業科等免除制度の在り方は、制度上、関連を有するものではありません。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
442	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議について	感じています。 学術会議が推薦した学者を学 術会議の会員すること自体が ブラックボックス化してると感じ ています。 戦後すぐの出来た法律で運営	前述しましたが、学術会議の推進で会員が決まること自体、プロセスが不透明でありプラックボックス化しています。 また、コロナ渦の中学術会議はどのような提言を行い、どう活動して成果 を出したのか判りません。 また、大学や研究機関に対して圧力団となっていると一般国民であるこち ら側にも漏よ門に入てきます。 この学所会議を廃止することで年間10億円近くの国費が削減できます。 諸外国のように政府に頼らずに、学者自らが手弁当で活動を行うべきだ と考えます。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
443	令和3年1月27日	令和3年4月16日	縦割りによる知的 財産保護への弊 害	等、日本の知的財産(特に輸出基が莫大なアニメ・ゲーム 関連)の保護が省庁間の連携 が取れず10年前から状況が変 からないか法改正が遅れ(足 見がずれ必要な法改正が妨 害される)国内のコンテンツを 保有する権利者及び関連企業	2年前の漫画村騒動における問題で浮かび上かったIT企業が開接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える需要な行為を採ぼ緊認している事に未来それらを管轄すべき軽減変素を設整るが同ば無力であっま。漫画村(いかゆる)ーテサイ)の根本的対象を盛り込んが決改正を文化庁が管轄する文化電量会で何度も提案されていたにもかかわらず今までは改正にすら着手していなかった。 IT企業が開接的(ニンテンツ産業に巨額の損失を与える需要な行為の例としてはドメイン売買とON(コンテンツデリバリーネットワーク)の不正利用が挙げられる。 「現金素が開接的にコンテンツ産業に巨額の損失を与える需要な行為の例のプロイン・データのでは、著作機で書き、「一般であるが関係を表し、一般である例として海外、米国ののカリフォルニア州やアリゾナ州)脱点のサーバーに日本の知財であるケーム・アニメ漫画の連たコーデーラを保管し、著作機で書すくればおるが児童ボルン売買サイトにすらドメインを貸与するカナダ企業と漫画村で無用されたCNONの「GloudTen」を利用に口車向けに達法ダウンロードや違法コピーコンテンの公開を行い続けている。 これ等の対処には著作権法・不正競争的止去の技术な正が必要であり、経産省と影響な、著作権法を管轄する文化庁が連携してIT企業の規制・違法行為摘発をする必要があると思われます。	個人	内閣府 文部科学省 経済産業省 総務省	令和元年10月に、海賊脈対策に関わる関係省庁の連名で「インターネット上の海賊脈に対する総合的な対策メニュー及び工程表について「をとりまとめ、公表しました。当該対策メニューは、著作権教育・意識容易、国際連携・国際執行の強化、海賊脈サイトへの広告出籍和等、関係所省庁や関係者が施成な運港しながら、段階的・参合的に対策を実施していくことを内容としたものです。当該対策メニューに基づき、第201回通常国会において、これらの規制を含む「著作権」係の登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(今和二年法律第四十八号)が可決・成立しました。「リーチザイ対策」については、今和2年10月1日から、侵害コンテンツのダウンロード違法化」については、令和3年1月1日から施行されています。		対応	今後も「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」に基づき、必要な取組を進めるとともに、それらの取組の進捗や効果等を検証しつつ、当該対策メニューを更新し、着実に対策を進めていきます。
444	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公立小学校の都 度現金徴収の廃 止	収をやめ電子マネーを導入する。少額決済のため手数料が 割高になるので、競争入札に よる業者選定やブリペイド方	公立小学校では1~2ヵ月の頻度で教材費を現金でお釣がないように袋に 入れて持たせることが必要しなります。また、その金額が984円だとか、 1,989円だとか手持ちにない金種のことが多くそのたびに、わさわざ買い 物に行き、普段使わない現金で買い物をしてい銭を手に入れなければな りません。また、集めた現金の過不足チェックなど学校側も膨大な工数が かかっています。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められて いるものと承知しています。	なし	現行制度 下で対応可 能	微収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。 また、文都科学名としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての 取組を促しています。
445	令和3年1月27日	令和3年2月18日	公務員の児童手 当支給について	このため、各省庁の共済及び	私が過去に客庁で給与事務を担当しておりました。毎年6月は賞与の事務もあり、繁忙であるところに児童手当の事務が重なりました。 市役所側から管庁勤務の既婚の女性職員について勤務を呪意手当を支給しているかどうか問い合わせもありました。市役所側も公務員だけ外すという作業が毎年あると思います。 なぜ公務員だけが勤務先で支給なのでしょうか? 児童手当についてはすべて市役所からの支給に変更してほしいです。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。			

<b></b>	所管省庁	回答	In the T	10.4.2.7.11.1.4.4		提案	所管省庁の検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令等	序 対応の 分類 対応の概要
446	令和3年1月27日	令和3年2月18日	出勤簿の廃止について	官公庁における出勤簿の廃止	民間では、ITで勤務時間を管理している所もあります。官公庁だけいまだ に毎日出動簿に押印する必要があるのでしょうか? 出動簿の押印確認のために底務担当者が毎日時間をどられています。 出動簿をITは考ると、底務担当者の演員が可能となり、その人材を専門 部署に配属することも可能になると思います。	個人	人事院 内閣官房	番号304の回答を参照してください。	
447	令和3年1月27日	令和3年3月9日	学部生の研究室 事務作業規制の 撤廃	由とした、規制の撤廃による学 生の雇用機会創出と大学教員 の時間あたりの研究効率の改	これまで、国立大学において、学部生は経験や前例が存在しないという 法的視拠が存在しない理由で、研究室の事務作業雇用を事務室が担否 してきた。この問題は単に前例が存在しないというのみで、記されてき ており、このが実現された場合においては、学生の収入液確保と教授・従 教授の研究時間の確保、学部との研究に対する多面的理解の促進に繋 がると確信している。今日において、学部生のアルバイト機会減少に伴う 収入減少は深刻なものになっている一方で、大学教員の研究事件等 は裁量労働制や入湿室記入、体調管理などによって忙殺されており、そ の負担を分数とせることにつながると言える。 また、これは結果として、学部生に事務作業を要託させることで費用当た りの研究時間の事を高めることにつながるため、同額の予算で効率性を 高めることにつながると言える。	個人	文部科学省	学部生を研究室で雇用することを禁止する等の法令は存在せず、各大学において、各大学及び学生等の実情に応じて、学内でアルバイトを提供しています。	学部生を研究室での事務に従事させるため雇用することについて法令による規制は存在しないところであり、各大学の判断により、学生の学修等に配慮しつつ、ご指摘の取 観を実施いただくことが可能です。 下で対応可能です。また、文部将学をしては、新型コンサウイルス感染症の影響で、アルバイ収入が減 かした学生に対して、1本や新入生ピアサポーター等、アールにおいて提供できる働きロがある場合は、機能的に実向にていただくよう。各和3年1月20日付通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の機能について」により、各大学へ要請しているころです。
448	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国費留学生の国 ごとのキャップ制 について	全ての国費留学生に対し、一つの国・地域(地域には合演・バレスナナ)の学生が占める事ができる形を最大5~10%に制限し、国費留学生の国籍というグランドの多様性を図るべきである。	特に大学院博士課程における国教留学生についてだが、日本人留学生に対する国教留学生の改選ぶり(波航資・学費・生活費の支援)は明らかいており報である。国教留学生の出身国が一定国とくに日本に対け明らかに敬意を持つ国に伝いるようなものである。 また、大学の研究室によっては過半数の博士課程とかり国人である箇所も敬見さん。例えば太阪大学は太学としてナーストーストーストーストーストーストーストーストーストーストーストーストーストー	個人	文部科学省	国要外国人留学生の受入れについては、我が国の在外公館からの大使館推薦では、 外交的な観点を踏まえ、外務省と協議した上で、特定の国に偏らないよう国・地域を考 進した受・行っています。 また、大学推薦においても留学生受入の重点地域を設定しており、重点地域以外の国 からの推薦者を推向25%以下とすることにより、留学生が特定の国に偏る ことがないよう取り組んでいるところです。	現行制度 下で対応可 能
449	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査の実施方法	国勢調査は自治体を介し、地域の方を調査員として実施されているが、昨今のブライバンの意識が関係して実施されているが、昨今のブライバンの意識がある。特に都市都ではその傾向が強い。  新便局やヤマト連輪などのほうが、普段から各戸の状況を形を提出でおり、見ず知らずあら、特に大きい、見ず知らずない。そこで、郵便局やヤマト連輪に委託しており、走てい、郵便局やサマタと世様するとともに、調査票のないか。	より正確な調査ができることにより統計の精度が高まる。	個人	総務省	国勢調査の調査員は、町内会や自治会の推薦、一般からの公募など地域の実情に応 じた方法により、市町村において募集活動を行っています。 調査を円滑に行うため、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務について、管 理・運営団体に受託することを可能としています。	その他 今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。
450	令和3年1月27日	令和3年3月9日		交番で遺失物届を出すと、文 素は共有されるが、犬猫が行 力不明で、道失物局を出す場の 無限の多異はそのは 原発者ではからない。 大者を持たいない。 大者を持たがあれば、一般ができる。 からと言って、別の交番や聖 要悪に行かなくても済むので はないか。	描が行方不明になったので、近くの交番に行ったが、警察官が不在だった。 そこにある電話で話をしたら、「人のいる○○交番へ行ってくれ」とのこと。 そこで、別の交番に行ったら、「遺失物届は安理されるし、他の警察署と そこで、別の交番に行ったら、「遺失物届は安理されるし、他の警察署 けきの遺失物届は、あなたの家の望りの管轄いとないから、猫の写真 付きの遺失物届は、あなたの家の管轄である警察署で出しなさい」と言われた。 管轄が違うと、写真の共有もできないほど、アナログなシステムなのか。 家が色人な警察署の管轄の境目で、 猫の行動範囲には、他の警察署の管轄もあるので、また別の警察署にも 行かなくてはならない。 遠失物届の文書だけでなく、写真やデータもその場で読取なり、転送をし て、共有できないのかと思ったから。 利便性の向上のお願いです。	個人	警察庁	警察署長は、遠失者から物を遠失した旨の届出、遺失届)を受けたときは、遠失届出書により支理し、直ちに受理番号を付すとともに、物件の種類及び特徴、過失の日時及び場所での必要な事項を書面に記載し、又は産産的に記載とす。また、当該遺失物とつ種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる台、得物件の有無を確認します。	公

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>検討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
451	令和3年1月27日	令和3年4月16日	「日本学術会議」 の改革	繋が乗やされては対等な立場 での担害は出来ず、任命されないと「学問の自由」が侵害さ れたと、云われなき跡りを考す る騒ぎを起こす非常識さ▼G2 の各国の内とれたけの国の受 将を譲が国庫補助金等公全り のバーセントリ上で運営されて しるが再確認すべきです。甘 そこに既に利権が生まれ、 政府お登付で学者の権益を守 ううとしている、学問は自由に すれば良い。かし、関告にな	「日本学術会議」運営は、基本的に会議会員相互の会費制にし独立運営する。会員相互の選任投票で会長・理事・委員行えば、国に対する「提言」を建立した付度の無い意義あるものと成るでしょう。 V研究費については、研究の等・研究者の米歴を政府が呼吸して、技術な国の先進技術等が安全保障上守られる事を立法化して補助すべきで、間違っても中国の「百人計画」の一員に染まらない様にすべき、頭脳流失を政所体保護・コントロールできるようにすべきです。 V 老い学者の存在が随書される規能、学問優大の学術会議しては「直当ではなく、一定のルートも観見して能力・安全性が確認されるべきです。企業の研究者も専重されるべきです。 V 学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為「法の支配」とは「自由で開かれたインド太平洋」の推進、「クアウ」による原力に対している。 V 学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為「法人を下ぐべきです。 V 学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為「法人を下ぐべきです。 V 学問の自由」を守る事は当然とし、国益の為「ためた」が表生では「大学のできている」では「大学のできている」では「大学のできている」では「大学のできている」で表している。 V 東大生500万円その他の公立大学100万円等、大学の「学生対象補助金を学問への貢献度による公平配分と大学の研究室「研究費」の補助金の使途管理。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
452	令和3年1月27日	令和3年3月9日	教職員採用時の 犯罪履歴の照会		教員によるわいせつ等の犯罪から子供達を守る為	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、禁錮以上の刑に処されたり、懲戒免職処分を受けたりした場合等に教員免許状は失効し、当該失効情報は官額に公告されることとなっており、さらに、こうした教員免許状の失効情報を、教員採用権者が簡便に確認できるようにした「官報情報検索ツール」を提供する等の取組を実施しているところです。	なし	その他	教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、今後、省令(教育職員免許法 施行規則)を改正し、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であること が判別できるようにする予定です。
453	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国家公務員の給 与支給体系を年 俸制にする	国家公務員の総与を年俸制と して、期末動勉手当を廃止す る。	国家公務員にボーナスを支給するのはおかしいという世論があるが、そ もそも期末動館手当はボーナスではなく、民間の商債習に合わせてこの ような支給水券をとつているだけである。 国民の高解の根源を断ち、国家公務員が無用な批判にさらされることの ないよう、国家公務員の給与は年俸制にして、期末動館手当の支給を廃 止すべきである。 記して、別末動館手当に係る年二回の支給コスト及び人事院勧告に 係る事務等が削減できる。	個人	人事除内閣官房	国家公務員には、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その代債 措置として、国家公務員法は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢 に適応するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して むりまった。国家公務員の給与水準を民間な実従業員の給与水準とり領させること に民間準拠を基本としていますが、これは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価 として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異な り、市場の抑制力という給与決定上の制勢がないこと等から、その給与水準に接済・ 展用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定め ることが最もご動であると考えられることは、もものです。 このため、ポーナスについても、民間の年間支給割合に国家公務員の期末・勤勉手当 の年間支給月数を合わせることを基本としています。	国家公務員法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
454	令和3年1月27日	令和5年4月14日	行政改革での成果を地方自治体へ	国での行政改革でうまくいった ものや地方自治体にもあては まるものについては、此方自 治体にも取り入れるよう間から 地方自治体に指導もしくは要 請する。	現在、国において、ハンコの廃止を行っているが、これは地方自治体にも 必要性が当てはまるものである。 地方自治体の場合は、行政の内部処理だけでなく、対市民のものも多く、 ハンコの持参を応れることにより、せっかく役所に出向いたのにも関わらず、手機をができないといったことがある。 よって、こうしたハンコによる市民への不便とへの解消のため、地方自治 体来は、地方自治体が法令に基づくものでない限りは、自分たちで解決 すべきものであるが、自律的に行う意欲が薄かったり、自分たち発信だと 内部の反発も受けやすい。 、地方自治体における行政を必用機連毛集る。 よって、国からの要請という形をとれば、地方自治体も取り組みやすい し、地方自治体における行政をの機運も集まる。 よって、風が自かはかけ、といて、地方自治体でも当てはまる ものは、国から地方自治体に対り組むよう要請をお願いたい。 なお、手続きのハンコについては、あくまでも一例であり、そもそも来所が 必要な手続きが多く、デジタル化が進めばこうした問題は衆生しないた め、DXの推進をお願いしたい。	個人	内閣府総務省	地方公共団体において押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続があります。また、地方公共団体におけるNの推進については、デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日開議決定)に掲げられた各施策のうち、地方公共団体が重点的に取り組むべき事件の国による支援策争を取りまめた「自治体の推進計画」(今和2年12月25日総務省策定)により、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体におけるデジタル化の取組を推進しています。	なし	現行制度下で対応可能	「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付け終務省自治行政根廷加と発出し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくよう話願いしています。また、地方公共団体に対して関の戦争を必るとある。国の取組について解説するとさは、地方公共団体において国の数組の考え方や基準に沿って押印の見直 [しこ取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直でファルを令和2年12月18日に必要しました。「自治体の行政手続のオンラインは、選上は「地方公共団体における押のオンラインは、選上は「地方公共団体に対しては、重点取組事項として、「自治体の行政手続のオンラインは、選上では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、
455	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の廃止の提案	た、と大騒ぎになっています。 学者の独立した機関と主張す るなら、日本学術会議は解散 して、新たに自分達で基金を	海に乗予製品で置い、東ンア海火網路島の順油度人を練り返し、北朝鮮 は核長器や弾道弾生サイルで挟発を繰り返す時代です。こうした時代に、 旧態依然とした組織が変わらず残っている方が、時代に合ってません。ま た学術会議の会員は、現会員から推薦され、任命者の総理大臣が形式 がわされの比(全人総理出来社)、学会は、全国に20万 1/12 1/2 1/2 1/2	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
4	56	令和3年1月27日	令和5年5月17日	地方行政の効率 化に関する提案	が生じている。 2. 法人税関連の届出書は国、	1. 紙申告を廃止することにより紙資源の節約につながる。また電子申告と紙申告の内部事務を統一することにより事務業務の期間短縮をはかることが可能となり、ひいては行政の効率化につながる。 2. 人員を減らすことが可能となり、行政のスリム化につながる。また減らした人員を他の重点分野に回すことが可能となり、行政サービスの向上につながる。	個人	財務省省 総務省の開ビール・デジタル庁	<ul> <li>1 干液の中長状制収止にあいて、入流人の地下中音楽状化におね2キ4月以後開始する業年度から海川が実施されてますが、中小法人については、紙申告についても提出が可能となっております。</li> <li>2 法人関係の届出書については、国税当局と地方税当局それぞれに提出する必要があります。</li> </ul>	法人税法第75条の 31改正後:同75条 の4) 地方税法第53条44 項、47項(改正後: 同50条65項、66 項) 法人税法148条等 各地方団体の条例	対応	1 法人税等の申告については、添付書類を含め全て電子申告ができる環境を整えております。 なお、現在電子申告義務化となっていない中小法人については将来的に電子申告義務化が実現されることを前提として電子申告利用率100%を目標としており、既に実施済の利程性向上能変の周辺を含め、税理士や未利用者への個別動業で側医体等を適した利用制度、リーフレット等による周別、広機を行っているところです。また、地方税における内部等に関することを、地方ではの税券が入京上へ、取り込むことについて、接触を回り制化でいただようがの開体で対し開加しています。 と、取り込むことについて、接触を回り制化でいただようがの開体に対し開加しています。 と、取り込むことにことにより、2020年3月からテータの一括作成及び電子的提出の一次化が可能となっております。 なお、設立金を使う手続いていては、2020年3月から一多か、日本、設立立とにより、2020年3月から一多か、日本、設立立とか、アナービスト・プロンドは、2020年3月から一多か、日本、設立立とか、アナービスト・プロンドは、2020年3月から「本、設立立とか、日本・プロンドは、2020年3月から「本、設立立とか、日本・プロンドは、2020年3月から「本、設立立とか、日本・プロンド・プロンド・グロンド・グロンド・グロ・アナービスト・プロンド・グロンド・グロンド・グロー・グロー・グロンド・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー・グロー
4	57	令和3年1月27日	令和3年2月18日	基幹統計(国勢調査等)の調査方法 刷新	調査員の訪問、調査票配布・回収の原則廃止。	定額給付金の給付と同様、住民基本台帳登録者への書類郵送による調査票返信または本ツト回答への依頼、周知により紹和へ割は回答への任頼、力が見込めるのに、前世紀の運動をもいえるアンパワー購みに面執し、人力本時間を多大に浪費している。回答拒否または未提出者のみ、国が一般競争入札で委託する業者が対象世帯またはマンション管理組合等を訪ねる。調査員の募集・契備支払・張込までの一連の業務が廃止されることで、これまで地方自治体の本来の仕事を阻害してきたものが滅る。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。			
4	58	令和3年1月27日	令和6年5月22日	国家資格証明の 統一	全ての国家資格を願写真入り カード(偽造防止木口やIC入) に変えていただきたい。 寛状で あったり手帳であったり携行性 が悪い。 有資格の証明がしや すいようにしてほしい。	一陸技を受験しようとした際、現在はホロ入り顔写真入のカードが証明書として存在していることを知った。他の資格を見たみと、例えば経済産業大臣下では賞状のような証明書が発行されている。(電験や情報処理技術者等) 一覧気工事士のように紙に写真を貼り付けただけのような簡単に偽造できそうなものもある。 火薬頭保安炎以は事候とつたりと証明書の形式も様々だが、大事なのは必要なときに資格の証明ができることだと思うので、免許証を基準に携行性も含めて、サイズを小型化統一化してほしい。 要点は 1国家資格の有資格者が簡単に証明できるようにして頂きたい、2賞状だとコピーが必要だし、免許証より大きなサイズにと別途持ち歩く必要が出てくるが、携行可能な調ぎ買人、が直部書とど必要なときに見せることができる。スイナのカート証明書に加え、該当国家資格問い合わせ口(例えばORコードを読み取ると間写真入で有資格者か否ががわかるようにする。マイナンバーとの組付けがきたほうな、マイナンバーとの組付けができたほうが、有資格者の証明がスムーズにできるように思う、国が認める資格の証明のあり方について再考してほしいです。できそうな資格から順次変えていつてほしいと思います。	個人	デ総等の デジタ系系 製造金 選生の の の の の の の の の の の の の の	合権光計・副永東他寺の味有有に関する情報は、簡別の真他にとい合其他管理有において管理している状況です。	(マイナンバーの利用及び情報連携について) 行政手続に、おけ識号の動する法年の動を引きる場合人を得る人を得る人を持定ない。 1 日本の一部では、1 日本の一語では、1	その他	国家資格等の管理事務において、マイナンバーの利用や情報連携等を可能とすることにより、資格保有者にとっては、 ・登録等の手能が同能における派付書類の省略等と ・マイナポータルを活用した資格の証明が、 行政機関等にとっては、 ・登録情報の効率化と ・登録情報の正確性の確保、最新化が それぞれ、実現できることになります。 デジタル庁において資格管理者等が共同利用できるシステムの開発・構築を行い、令和6年度より可能なものからマイナンバーを利用した手続のデジタル化を進めてまいります。
4	59	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議は民間団体にしたらいかがでしょう。	安全保障についての学実会議 の立場は現実とそぐわない。 税金の補助を受けながら、国	民間団体になれば、税金の無駄と、成果主義が求められ、より日本のサイエンス分野の進歩に役員立つのでは。 まず、学者の関社役員要では、国民の批判にこたえられる団体にな もことを願う、国に金はもらうが口を出すなという 知的エリートのおごれる「学問の自由論」に多くの国民は 疑問を感じているのでは	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案 所管省庁 横討結果 備						
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
460	令和3年1月27日	令和3年2月18日	特許出願文書中 における1文200 学起の長文の使 用禁止	特許庁は、特許出顧文書中では1文を200字以下とすることを審査基準として新設していた。 社主を大い、このことにより、一般公開された特計出職文書の 意味内容を、より多の技術者が明確に理解できるようになる。	特許出願文書では1文200字以上の長文がしばしば使用されている。 1文1000字超のものもある。しかし、特許庁が当該文書を一般公開した 段階で、当話分野の適宗の技術者であっても、普通程度の日本語読解力 い特庁ない者では、このような長文の意味内容を理解することはできな い。 理解できないと、先行特許への抵触を恐れて新たに発明する意欲が減 選することになる。また、先行特許権者の的財徒を受けようとする場合で あっても、権利の内容や範囲を明確に当解できないので躊躇することに なる。また、先行特許をの明音目をしまった。ないので躊躇することに なる。また、先行特許をの明音目をしまった。ない。から、時時の明を正確に記述できているかとうか確信でない。また、特許行害査官並びに 特計関連訴訟に掛わる裁判で書できない。また、特許行害査官並びに 特計関連訴訟に掛わる裁判で書できない。また、特許行害査官並びに 特計関連訴訟に掛わる裁判で書できることが可能である。しかし、 是文を使用しなくとも、代わりに複数の200字以下の文及び簡条書きを 使用することにより、意味内容を平易に伝えることが可能である。しかし、 長文使用を止めることに、消極的である。長文使用を新規参入障壁として 和用したいと考えているのかとれない。それかえ、政府が先頭に立って 旧学を打破し、特許制度の健全化を図ってほしい。	個人		特許関係法令及び特許・実用新来審査基準において、特許出願書類における一文の最大文字数に関する規定はありません。 大文字数に関する規定はありません。 他方、特許出願書類に含まれる明書や、特許請求の範囲の記載は明確である必要 があり、記載が不明確で、当該技術分野における通常の知識を有する者が理解できな いものである場合、その出願は、特許法第389第44類第1号で、同衆第6項第2号の要件 に反するものとして拒絶されることになります(特許法第49衆第4号)。	特許法第36条、特 許法第40条、特 許····································	対応不可	御指摘のように、特許出願書類が理解しやすく明確に書かれていることは重要です。 一方、特許の出願書類は、通常の技術者に対して、権利の内容を正確に伝えることを 目的としたものです。また。書き官は通常の技術者の目録で、実際に無利化した機構 権利範囲が正確に伝わるかを書書しています。特許労明の権利範囲を正確に確定する 機具から、どのような発明を実施すると使利保管となるかという構成変件をしつかりと応 載する必要がおり、一体に文字教制限を設けることは困難と考えます。 なお、主要国において出願書初文字教制限を設けることは困難と考えます。 対計・支持を関係している場合を対している場合が、大学の表別などのようとは 対する出願に文字教制限を設けると、他国知財庁に対する出願と権利範囲が相違し、 出願人の不利益となるおそれもあります。	
461	令和3年1月27日	令和3年2月18日	による〇年度予算	財政法第28条等による〇年 度予算参考書類の作成に際して、政府出資主要法人は、そ の原稿入力のために、財務力 主計の入力室に出向して入力 する必要がある。全国津々 は、このが関すて出張し、修正 が生じた場合にはそのために 再度出張することになる。原始 を入力するシステムが財務省 動で作れば、各法人にのよ うな無意様な時間、予算を使 わせずにすむはすである。	この時代に入力作業のために、出張させるのは、デジタル庁を設置し、ハンコ、FAXを廃止しようとする現在内閣の方針に反するものである。 平均して10万円(修正時も含んで2名、2回)の出張費が各法人かかるとして、80法人あるので、800万円が年間この作業のために投じられてお、今後をそれが10年間様としても8000万円である。それ以上続かないことを祈るばかりである。 それだけではなく、職員の貴重な時間も入力室に出向くために使うことになり、平均して50時間かかるとして、それが80法人で4000時間の無駄が生じている。	個人	財務省	財政法第28条等による予算参考書類の政府出資主要法人の資産、負債、損益その他 に関する調書の作成にあたっては、各省庁や各法人のご担当者が財務省の入力室に おいて原稿のデータ入力を行なっているところです。	財政法第28条	現行制度 下で対応可 能	ご提案のあった。財政法策28条等による予算参考書類の作成に際しての原籍を入力する環境の整備については、予算書作成時期(12月~1月)のみという限られた期間での利用であること等の理由から、各法人にシステムの導入を行うことは経済的ではないと考えます。 なお、適力に所在する法人等においては、現在も所管省庁と所要のデータの共有を行ったうえて、名庁出き者が入力作業を実施している場合もあると伺っておりますところ、まずは、ご担当の省庁にご相談いただければと思います。	>
462	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国勢調査のネット 利用について	国勢調査のネット回答のIDについて、紙での配布のみではなくマイナポータルで確認できるようにしてほしい。	ネットを先行で回答できるようにした上で、当該世帯には紙を配布しない ことにより、配選員及び印刷物のコストを削減できる。 デジタル化を目指すならネットのみで完結できるようにするべき。	個人	総務省内閣府	平成27年国勢調査においては、インターネット回答に必要なIDを先に配布し、インターネット回答がなかった報告者にのみ紙の調査素を後日配布する方法により実施しました。しかしなが、誤配布等が発生し、回答が多った世帯を特定するのに多くの時間を更したほか、インターネット回答がなかった世帯に対する再訪問・再配布のコストが大きいことから、令和2年国勢調査は、IDと紙の調査景を同時配布する方法に変更しました。	-	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
463	令和3年1月27日	令和3年4月16日	日本学術会議の事業内容について	す。 専門家の見地での意見が必 要であれば、必要に応じて、都	現状の日本学術会議は思想的にも偏りがあるのではないでしょうか? そもそも、どういう思想。考え方の人がどういう功績・理由で選ばれている のか、明らかにしてほしいです。 数件の政策に、肯定的・否定的、どちらの立場に偏りなく、選ばれている のでしょうか? 少なくとも、国民は、学術会議から推薦 された方々の詳細について、知る権利があります。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
464	令和3年1月27日	令和3年2月18日	学生納付特例制 度の毎年の申請 について	民年金のリストを直結させ、毎	国立大学に属し現在大学院で学んでいる学生ですが、毎年の学生納付特例制度関連の申請が負担です。私立の学生は難しいとしても、国立の学生に関しては、国大学とがちゃんと連携をとればこの手間は名けるはずです。国立の学生が、国にいいて自分が学生で学生納付得制度を使うという意思を毎年年書きときまざまな身分超の写しを添けして送付する作業は無数が多すぎます。連携は難しくも、せめてデジタル化していただけは、双方が楽になると思います。 特に無数なのは、申請が遅れたときにかかってくる電話です、大学制の若い世代は知らない電話番号からの電話よりメールの方がありがたいし、何より人件費の無駄だと感じます。制度の側から変えていただくだけで、全学生の負担が減ります。	個人	厚生労働省	国民年金については、20歳以上の方は、原則として毎月、国民年金保険料を納めることが義務となっています。一方で、国民年金保険料の学生納付特例制度は、所得が基準以下の学生の方が、国民年金保険料の制作を猶予できる制度であり、その適用については本人の申請によることとされています。 そこで、在学期間中の学生納付特例申請手続きを簡素化するため、ターンアラウンド方式の勧奨を支援しています。具体的には、初めて学生納付特例の申請手様をする際と年度以降も引き続き在学予だである旨を記入されていた方には、当該受手後から在学学を了予定年度までの間は、申請年度、基礎年金書号等をあらかじめロデしたはが等学表了予定年度までの間は、申請年度、基礎年金書号等をあらかじめロデしたはがまが式の学生物付特例の申請書を日本年金機構作いるお送り、必要最小限の申请を否といただければ、証明書類等の流付書類を一事として、そのはがき形式の申請書を選送するだけでの申請手帳が遅れますと、突然、障害を負った場合の障害年金等を考さだけでは今では、日本年金機構等からこ連絡をさせていただく場合があります。	[国年法]第90条の 3(学生等納付特例) 6、第0条の3、第6 6、第0条の3、第6 6、70条。第0 12(学生納付特例 6の基準) [国年則]第77条の 4(学生納付特例の 申請方法)	検討に着手	国民年金保険料の学生納付特例の申請手続については、制度の現状欄に記載の通りですが、国民年金保険料の免除・納付指予をはじめとする国民年金第1号被保険者にる申請等のオンライン化については、今後、関係機関と連携して検討を進めることとしております。	

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	<b>倹討結果</b>		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
465	令和3年1月27日	令和3年8月16日	泉と市町村の保 健活動について	支援を必要としている地域性 民についてはと数員の保健師が訪問指導などを行なってい 従来は果の保健所の保健師のほとを 従来は果の保健所の保健師のほとが が訪問指導などを行なっている 従来は果の保健所の保健師に多っている。 しかし、一般の保健師に多っている。 しかし、一般の保健所にある機関 のは異な指導が必要な味な のは異な指導が必要な味な のによるだけなっている力策を始めとして、 がした。 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 がして、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 に	縦割り行政の解消 二重行政の解消 人員削減 住民にとって窓口の一本化	個人	厚生労働省	健康増進法において、市町村は住民の健康増進を図るため、住民からの生活習慣改善に関する相談を受け、必要な保健指導を行うこととされています。他方、都道信県等(保健所)は、保健指導の中でも特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこととされています。 また、地域保健法や同法に基づく基本指針において、住民に身近で利用頻度の高い機像、循地サービスは市両村が一体的に実施することとされ、保健所は地域保健に関する広域内、専門的かつ技術的拠点として位置づけられています。 保健所では、精神保健や建構医療など専門的な対応が実められる保健サービスを、専門性の高い医療を提供する医療機関等と連携して提供しています。	対応不可	地域保健法上、保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として 地域の医療機関との協力体制の整備と地域保健に関する情報と もに、当該協力体制や到生め要に応じ活用しつ専門的・技術的な事項に関する 健指導を行っています。 また、市町村保健センターは、住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを 体的に実施しています。このように、市町村保健センターと保健所は、地域保健対策に おいてもれる代表質な合成計を担っており、このため、ご提索のような保健所が 保健指導業務の市町村への移管は困難です。 ただし、新型コロナウイルを発症の影楽拡大が見られる地域等においては、自治 間が連携し、市町村保健センターの保健師等が近隣の保健所を応援するといった対応 を取っているところもあると承知しています。	上 - - る 本
466	令和3年1月27日	令和3年3月9日	件を起こした教師	全国統一の社会番号のような ものを教員免許に紐づけて発 行し過去教え子へのわいせつ 事件を起こした者を 他の自治体で再雇用するとき	猥褻事件を起こした教師が逮捕されたり、その後起訴されなかった場合 や自主退職であれば氏名も公表されず 他の自治体でまた教師に応募してきて 掲握できず馬用され再び犯罪行為に 手を染める人間が跡を絶たないと新聞の記事になっていた 教師による児童猥褻事件はずっとなくならないままで 毎月毎月免難しウンザリしている 教育委員会も欠着も何十年も何も変わっていない 令和になった今メスを入れてほしい	個人	文部科学省	番号452の回答を参照してください。			
467	令和3年1月27日	令和3年7月7日	ける幼稚園部、保	と2号保育園部、すべての統合 がなされるとありがたい。同じ 園にもかかわらず、入園手続 きから違うのは、利用者にわ かりにくさがあると思うし、園の 運用面でも、長期休園のある 幼稚園部と保育園部が同じ、 ベルの教育の質を提供するの	幼稚園部の仕組みをすべて、保育園部に組み込み、入園申し込み続きから退園手続きまで、保育園の運用に一本化させる。飲労時間等保育の必要性によって入園調整をしているが、幼稚園部の園児も同様の考えに組みる施設定員の中、ゆとりのある幼稚園部の人はり、本当に保育を必好とある施設定員の中、ゆとりのある幼稚園部の人より、本当に保育を必好とする人を優上に入れることができる。幼稚園等有の一様を決例を固むなく、あくまで、保育園部同様、就労状況を基礎に園に預け入れることができた。夏年、幼稚園部は一時あづかりの料金を払って仕事をせざるを得ないのが現状、いずれにせよ効児保育現場は、夫婦米職をすが料電部が大幅に渡むし、保育園部の一本が発電が大幅に渡むし、保育園部の一本が高まっているのが実情。幼稚園部を廃止し、幼児教育も保育部門で保育の一覧としてやっていくことが現場も分かりやすく効率的になると考える	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省	認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に接続することを目的とする施設です。 利用定負については、子ども・子育で支援法第19条第 1項を号に定める小学校就学前 子どもの区分ごとに定めることになっていますが、認定こども間の設置者が確認時に地 故学部を書えた利用定角を設定して申請することが可能であり、確認申請を受けた 市前村は当該市市村におけるニーズ等も考慮した利用定負を定めることとなっていま 。例えば、保育ニーズの高い市市村であれば、設可定負の部囲内で、2号設定子ども の利用定員を1号認定子どもの利用定員より多(設定することが可能です。また。市市村には保育の必要性のある子どもに対して保育を提供する義務があるたまた。市時には保育の必要性のある子どもに対して保育と健康も利用する場合において も市村による利用調整を経ることしています。一方、保育の必要性のない子どもの 利用については、市市村による利用調整を経ず、原制として直接希望の施設に、知 利用については、市市村による利用調整を経ず、原制として直接希望の施設に、現在福祉法 利用申請をすることとしています。一方、保育の必要性のない子ともの 学校教育法 スを募重する観点等から、市市村による利用調整を経ず、原制として直接希望の施設に、現在福祉法 利用申請をすることとしています。	現行制度下で対応で	保育の必要性のある子どもに、必要な教育・保育を提供できるよう。各市町村において利用ニーズを把握しその確保方策を定めることとしています。また、認定こども関にいては、その特性から、保護者の航労状況が変化し、教育・保育給付認定区分が変更なった場合の一時的な利用定員の弾力的な運用を認めることとしており、利用者の利性の向上に任务数の大おります。また、関係する通知については、引き続き関係府省で連携して分かりやすい周知等に努めてまいります。	お 便
468	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公募の掲載について	大学の公募がJRecinに掲載されているがすでに内々定者がいることが多い。しっかりと審査すべき	公募応募者は多大な苦労をして書類を揃えるのに実際は内部で人事が 決まっていることがある。これは大学の信用力低下につながるし若手の 登用に寄与しない。 内々定がある場合は公募しないようにするべきであるとおもわれる。	個人	文部科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において 適正に行うこととされています。	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの 役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の 検証等を図っていくことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証 を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。	
469	令和3年1月27日	令和3年2月18日		書類へのサインは全て、ボールペンによる記名にする	書類の手続きのために、防衛医大生は入校する際、印鑑を2つ買わされます。 いつ、とんな書類へのサインが必要になるか分からないため、常に印鑑を持ち歩かなければなりません。自宅に忘れてきてしまうと押せないため、大変不便です。 ボールペンで名字を記入するだけで良いはすなのに、わざわざ印鑑を持ち歩き、書類に押さなてはなりません。 現在防衛医大で学んでいる私は、友人とも、印鑑が廃止されれば良いのにとよく話しています。 本当に、印鑑は必要なのでしょうか?ボールペンによる記名で十分代用可能だと思います。 どうか、防衛医大における印鑑によるサインを廃止して下さい。	個人	防衛省	現在、防衛医科大学校では、学生生活の様事項等に関する規定(表簿の取扱い等に ついて(通達)等)があり、講義を欠席する場合の「欠限語」など、各種手続きに押印を必 要としていたため、学生本人へ押印を求めております。	対応	今後、各種手続きに必要としていた押印については、令和2年度末までに自筆による記名または、電磁的記録での作成及び提出で処置できるよう規則改正を行い、押印を廃止いたしますので、常に印鑑を持ち歩く必要はありません。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>倹討結果</b>	
番号	ー への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
470	令和3年1月27日	令和3年2月18日	持続化給付金の 添付資料につい て	もう2度と必要が無いことを 望れますが持続化給金の落 付資料で確定申告書のコー に電子申告したが税務署の 受付印がないと受付报否され たそうです。国限局は電子中 酶を推奨しています。まてこに受 付印がない出熱です。助 さければなるい他の証明を なければなるい他の証明な さければなるい他の証明な は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		個人	財務省	持続化給付金を一刻も早く多くの事業者の皆様にお届けする観点から、電子申請をお願いしていますが、審査に当たり給付要件を満たしているかを確認するため、確定申告書類等の添付をお願いしています。 電子申請により確定申告を行っている個人事業者の場合、申告等のデータが稅務署に到達したものであることを確認するため、 ()上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がある確定申告書の添付をお願いしています。 ()がない場合には、 (2)受債 5週(ジール詳細)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 (3)総稅証明書(その2所得金額用)(事業所得金額の記載のあるもの)と確定申告書(上部に「電子申請の日時」及び「受付番号」の記載がないもの)、 のいずれかの添付をお願いしています。 一方、確定申告を電子申請されていない方には、稅務署の収受印が押印された書類の添付をお願いしています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、電子申請により確定申告をされている場合は同欄に挙げた()へ③のいずれかの書類を添付いただければ、投務署の収受印が押印された書類を添付っる必要はありません。万が一、第一た御業内により韓負担をおかけしたのであればお詫び申し上げます。御不明な点がございましたら、持続化給付金事務局(0120-279-292)にお問い合わせ下さい。
47	令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学の対面授業 再開、キャンパス 再開について	も首都圏の大学ではほぼオン タイン授業のかで、キャンパス 開催という大学もあります。オ カンライン標準と大学に選択等 がある訳ではないはずです。 我たちはキャンパスで対面で 東を受けることを前提した。前、 はいましたと前に というのは重無します。後期は というのは重無します。後期は というのは重無します。後期は というのは重無します。というのは 本受けることを前提した。前、 おもに本年でもとを前提した。前、 おもに本年ではを持つできません。文 料金や数ませのようとの問知 があるはまますが、そ学側になった を無視しています。僅かな対 能製まをするぐきとの周知 がなりますが、息分値 後期もないます。 を無視しています。 後期もないます。 を無視しています。 を無視とています。 後期もないます。 を無視とています。 を無視とています。 後期もないます。 ないるいるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 といるにないますが、 というのといるにないますが、 といるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 というのといるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないますが、 といるにないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	大学生たちは精神的に追い詰められ、退学や体学、響になっている人もいる。 そもぞも大学は授業だけでなく、キャンパスでの活動や、教授、友人、先 を後盤、など人間関係を含めたり、図書館や学食、施設を使う、人を育 てる教育機関のはず、施設も使用できず、学費添額にも億りを懸しる。 社会的にGOTOやヤンペーンをやるのなら、まず教育を受ける権利を、き ちんと大学生に戻してほしい。 から、各大学生と性や親が抗議しても、全く感で耳を持たない。文料省の周 別や文料大臣の要請さる無視している。こんな大学に補助する必要はあ のか、何かベナルテくはないのか。 1日都度で「人でパンプと見て課題をするだけの孤独な大学生を想像 でもらいたい。前期だけ後期になったら大学に行ける、と表復していたの	個人	文部科学省	大学等におけるオンライン授業等の遠隔授業については、大学設置基準等により教育 既存機関級等について基準を示しています。例えば、大学の学部段階では、遠隔授業 で修得可能な単位数は、卒業要件に24単位のうち、上限の単位までどんっています。が なお、新型コロナライルス感染症の加太への対応として、面接授業の全部又は一まず。 なお、新型コロナライルス感染症の加太への対応として、面接授業の全部又は一まず。 実施が困難である場合には、適解授業等や直接投棄ので発して実施することができ、 その場合は、修得単位数について上級への算入は不要とする特例措置を誘することを その場合は、修得単位数について上級への算入は不要とする特例措置を誘することを ま大学に対しているところであり、大学における授業の実施については、大学に対 し、悪寒防止をずるための対策を十分議に上にて、関連さんのについては、対面による 大学にの表が上を考定をあるを採用したり、態度の利用に制限を受けたりする場合は、 また例本と異なる授業を懸を採用したり、態度の利用に制限を受けたりする場合は、 また例本と異なる授業を懸を採用したり、態度の相に制限を受けたりする場合は、 またの必要性や自動性について、学生や保証を向きなんに丁寧に説明、理解を得るな と、当等市が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう。来 様々な創意工夫を講じて、学生たらの学機機をききかんを構している優れた取組を 行っている大学の好事例を全国に水平展開しながら、各大学の工夫を求めています。	○ 大平成業 本語	対応	制度の現状機に記載のとおりですが、引き続き、感染の状況等を注視しながら、学生の 皆様が納得して学生生活を送ることができるような環境を整えていただくよう、各大学に おける丁幸な取組を使してまいります。
47:	令和3年1月27日	令和3年3月9日	公務員の副業認可	現在公務員の副業が禁じられているが、一般行政公務員の 副業が解禁されれば人材不足 が解消される。	社会の人材不足が深刻化される昨今、解禁により経済的にも活性化され 外国人にたよらない日本社会の構築が可能となる。	個人	内閣官房 人事務者 総務者	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第96条第1項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき服務規律の一つとして、職員の業業を制限しておりますが、(国家公務員法第10条及び104条)、国家公務員法第10条を対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等との要素を制限しておりますが、(①職務事念義務の確保 ②公務の信用の確保 ③公務の信用の確保 ③公務の信用の確保 ③公務の信用の確保 ③公務の信用の確保 ・ 「会議を持つを持つ。」 ・ 「会議を持つを持つ。」 ・ 「会議を持つを持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ、「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を力を対し、「会議を対し、「会議を対し、「会議を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を対し、「会議を持つ。」 ・ 「会議を対し、「会議を持つ、「会議を持つ、といった報告がら、公務と業業業務との割り振りの妥当性を慎重に判断しなければならない。事案を行った。 ・ 「会議を持つ、といった報告がら、公務と表業業業務との割り振りの妥当性を慎重に判断しなければならない。事案であると考えます。	国家公務員法第 103条及び104条 地方公務員法第36	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 ※なお、地方公務員におけて任命権者の許可」の運用については、地域社会のコーディネーター等として本来の公務以外でも活躍することが期待されていることも踏まえ、 総務省としても実態を調査し、好事例の周知や許可基準の運用・公表等に関する助言を 行っているところです。

	所管省庁	回答				提案	所管省庁の検討結果					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
473	令和3年1月27日	令和3年3月9日		田本のだけ、元の対面式に戻 して頂きたい。そのために要請 よりも強い形での指示を出して 頂きたい。	今、多くの人がこのコロナ禍において我慢を強いられている。国立大学に 通う大学生もそのうちの一員である。確かに現状として、実験の多い学的 がゼミに通う生態から次第に組織が動いている。一方で議義の授業が多い学的 がゼミに通う生態から次第に組織が動いている。一方で議義の授業が多い学的 に学年の人々の多くは未だにオンラインによる侵棄参加である。 これには株々な原因が考られるが、要因の一つとして大学側の影金が 挙げられる。集団感染を起こした景都産業大や天理大が各方面からの批 料の的になってしまった話は起間に動しいからである。 その一方では。16キャンペーンが行われるなど、娯楽における移動への 理解が値とかで、学びのため、大学は機能していないという不理を全も 言っていい状態が続いている。いくつかの報告で学生は精神的に優勢し ていることが報告されており、経済がの理則においても選学を考えるもの も多いという。精神疾患はコロナが治ればなくなるものではないし、学歴 社会と書かさる手機ない日本での大学の表ではないし、学歴 社会と書かるを得ない日本での大学や退じ来傷いものである。これは 将来の日本社会の人材という財産を失うこは十分な出来事となり得ると 考える。 先ほども述べた通り、どの大学においても非常に保守的な形式での授業 が行われている。先ずは国体の関サンが強く能学のみるる国立大学から でも良いので、感染対策をした上での通常の対面授業を促進してはもら えたいだとうか。そうすれば関りの大学も許を変えて行きやすい。 この脳い母をどこに叫べば良いか分からず、このシステムをお貸し頂きま した。私文失礼数しました。ご精読ありかとうございます。	個人	文部科学省	文部科学名では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても学生の学修機会の確保を図ることが重要と考えており、例えば、12月23日に発出した「大学等における新型コロナウイルス感染症が衰の物態と学生の学修機会の確保について「消毒物育局長通知」では、「感染対策を十分に課じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接接変の実施を検討するとのについては、面接接変の実施を検討すると、	和31年文部省令第 28号)第25条第2	対応	引き続き、学修機会の確保等について大学が学生の理解や納得を得た形で取り組む よう促していきます。	
474	令和3年1月27日	令和3年3月9日		請する書類、たとえば学費免除申請や休学届、あるいは在学証明書の発行など、すべて紙で行われており非効率的です。メールでPDFをやりとりするか、学生ポータルサイトから	大学において学生が提出・申請する書類、たとえば学費免除申請や体学 届、あるいは在学証明書の象行など、すべて紙で行われており、いちいち、 大学事務まで赴かねばなりません。とくに現在はコロナの影響で大学事 務が短縮開置となっており、予定を会わせるのも大変ですし、昔その日に 来るのでかえって間になっています。プールでPDFをやりとりするか、学生 ボータルサイトから申請できるようにすれば深め話です。わたしはフラン スの大学に留学していたことがありますが、そのとき書類はすべてPDFで あり、紙でやりとりたことなどありません。印鑑のせいもあるのでしょう か。	個人	文部科学省	御指摘の学生が提出申請する書類については、法令等において書面とすることを規定 しておらず各大学ごとに内部規定や運用により提出書類やその方法を定めているところ です。		現行制度 下で対応可 能	大学・学生間における連絡や事務手続きのデジタル化を進めることは、迅速な情報共存を実現するとともに、大学・学生双方の負担軽減にも大きぐ寄与するものであることから、各大学が学生による手続き等について内部規則等で定めている場合には、各大学の実情を踏まえつつ、必要に応じて見直しを進めていただくよう、文部科学名より、令和(2年10月21日中海寮連絡・大学等が学生に求める押印の見直し及び大学等・学生間における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各大学へ依頼をしているところです。	
475	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国勢調査について	世帯主を2人入力するとエ ラーになります。 コールセンターの回答では役 所に行って事情を説明しログ インIDやパスワードを取得する	国勢調査の件で、ウチは二回問い合わせをしています。これから役所に 行くので合計三回になります。同じような全国の二世帯以上家族分の問 い合わせ対応人数と時間が削減されます。 回答しようという意欲がなくなるのでデメリットです。 今回、同一住所複数世帯については選挙管理委員会との情報共有化に よって解決できる事業だと思います。 セキュリティ面でのハードルは高いと思いますが期待しています。	個人	総務省	国勢調査の世帯の定義に係る回答については、番号107の回答を参照してください。 行政記録を活用した書類の送付に係る回答については、番号78の回答を参照してください。				
476	令和3年1月27日	令和3年2月18日	教育公務員の出 動簿について	すべき。	現在教育公務員の殆どは出勤簿に押印する形で勤怠管理されています。 毎朝出勤するたびに押印をする単純な仕組みなのですが、その実態は かなりお類末なものです。 月末にまとめての回門中する者、月曜の前に1週間分先に押してしまう 者、思い出したときにまとめて押す者等、勤怠管理としての機能を全く果 たしていません。 そこで、この無意味な出勤簿制度の廃止をいくつかの段階に分けた提案 します。 します。 しまり、タイムカードを導入している自治体の出勤簿の即時廃止 せっかくタイムカードを導入されても、上からによからも出勤簿に押印は するように」と指示されてしまっており、これではただ作業と管理コストが 増入なくにけてす。 他見の自然時間についての意識がシピアなものになり、漫然と残業を行 う者がわなくなる。 ・動意の登録時間についての意識がシピアなものになり、漫然と残業を行 う者がわなくなる。 ・動意の登録が行われにくくなる。 緊急度は高くない気もしますが、強く無駄を感じている部分の一つです。 緊急度は高くない気もしますが、強く無駄を感じている部分の一つです。	個人	文部科学省	番号27の回答を参照してください。				
477	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立高等専門学校機構の出勤簿の廃止について		整査の直前に人事から連絡があり、まとめてハンコを押す出勤簿なんて、不要だと思いませんか? 出勤しているのが前提なわけで、休んだ日だけ記録する「欠勤簿」で十分ではありませんか? 特に、教育職は出退動管理が行われず、無給の超過勤務がし放題です。 職場の敷地内に入ったかどうかを確認すれば良いので、スマホのGPSで 自動記録するだけで足りませんか?	個人	文部科学省	国立高等専門学校機構の規則において定めはありませんが、多くの学校においては出 動事実の確認のためのルールとして、出動簿への押印を行っています。	なし	検討に着手	国立高等専門学校機構本部より各学校へ、形式的な書面主義・押印原則・対面主義の 見直しを進めるよう、条和3年1月20日に遺知しました。 なお、国立高等専門学校機構の規則等に定められた諸手続きに係る押印手続き等は、 順次見直しを行っています。	

	所管省庁	回答				提案 所管省庁						
番·	号 への検討 要請日 	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
477	3 令和3年1月27日	令和3年3月9日	科学研究費の一元化と大学附置 研の活性化	旧文部省のJSPSと旧科技庁 のJSTを一元化し、無駄な重 様をなくしてほしい。教育と研 安に縁を引き、旧科技庁には 大学附置研を含め研究全体を 管理してほしい。		個人	文部科学省	各法人においては、それぞれの設置目的に応じて業務を行っております。 独立行政法人日本学術振興会法 (振興会の目的) 第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。 国立研究開発法人科学技術振興機構は、「機械の目的) 第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基金的研究開発、科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基金の研究開発、科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の誘適に関する業務その他の科学技術の振興のためる基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。	独立行政法人日本 学術振興会法、国 立研究開発之等 技術振興機構法	対応不可	両法人は、それぞれ異なる設置目的に応じて業務を行っており、具体的には、独立行政法人日本学術展興会(JSPS)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の労の優集、学術の同時のも関係を関係を発していまり、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の労の展集を関係していまり、学術の展展を図っています。一方、国立研究開発法人科学技術展現機構(JST)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基礎的研究開発等を総合的に実施しています。各法人の所管する資金配分についてもその目的に沿って行うこととなります。なお、一人の研究者に対する研究費の過度な重複を防、観点からは、両機関において、書客の際に他の研究費の受入れ状況を確認している信か、JSPSが行う科学研費助成事業(科研費)の審査において、JSTの戦略目標に照らし相応しい研究課題については利用では採択しない。185PとJSTも不れの役割を整定えた審査・評価を行うととは、科研費の成集を他事業に効果的に繋げるために情報を失有するなど、両機関間の連接を図っています。また、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの統一化、手楽をの商素化、デジタル化など研究者等の事務負担軽減にも努めています。今後も、基礎研究力の強化に向けて、引き続き研究規制の声を伺いながら、必要な改善を図ってまります。後者のご指摘については、現在、文部科学名研究規集の声を伺いながら、必要な改善を図ってまります。 、後者のご指摘については、現在、文部科学名研究規集の声を伺いながら、必要な改善を図ってまります。 、後者のご指摘については、現在、文部科学の大学の研究力を高めることは重要であり、例えば今和年度第二次報正予算及が全研究を開発しませいようによって、大学アンドを削減し、その、連用基を活用して世界・シブレベルの研究大学を目指したで、交易整の当後を行う等の数据を指します。	支所引こと 一究つ ケ 続礎い 吖で に研
47	9 令和3年1月27日	令和3年3月9日	大学教員公募手 続きのあり方	教員公募について、長い間感 している事務の問題です。 との大学でも決遇して必要な 幸賀(たとなば研究業績書な とりに禁した事理がなり、 第の秘度態大な書類を書き直 さなければむかないとは、 第の秘度態大な書類を書き直 さなければかないとでは、 第の総を削いでいます。同時 に、海外籍回の大学・研究機 関ではメールに書類家付で応 第が一般的な今の時代に、用い に、海外籍回の表等 研究性 に応募者を募る機会を組んで は、この等者を募る機会を組んで は、この等者を募る機会を組んで は、この等者を募る機会を組んで は、この等者を募る機会を組んで は、このできない。 に応募者を募る機会を組んで は、このできない。 は、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、このできない。 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、	就一書式により、かプノールでの心券を一般的な心券方法と9 ることを徹底すれば、上記の通り、国内の応募者がより多くの応募機会を得ることができます。また、外国籍の優秀な研究者に門戸を開くだけでなく、海外に職業を求めざるを得かった。本外の優秀な日本、社研学者の織日を促す一	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学名では、「研究力向上改革の19」において掲げた「攻人公募における海外からの応募に係ら負担の経滅「神を踏まえ、各大学等において、特に関小の研究 海外からの応募に係ら独加を対象ことのといよう。攻人の第二記ける応募・両後の 者が広募・両報に当たり不利金の報るとのといよう。攻人の第二記ける応募・両後のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連翰)したところです。	なし	対応	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところです。	·
48	<b>今和3年1月27日</b>	令和3年2月18日	金等51億円の活 用について	A. C. C. C. S. A. S. C. C. S. A. S. G. S.	にない場所にいる。 (注) 平成2040条別前変強態委員会、松野(精)委員、遠藤副大臣の質疑 を参照 これは、NACCSセンターの費用は、国が利用度合いと無関係に赤字にな らないようご大半を支柱していることや、配当原資として毎年1億円以上 を指置していること、民間が利用度合いに応じて支払う手数材が10年間 成定されることなら屋図的に放置していることが受固と乗予の間で 該である。 また、株式会社化された際に、配当金を支払う目的で法律に規定された 財務省窓可業務(貿易関連書類電子保管業務)が赤字を垂れ流している ため、その7世級と手数料が17寸にいるとのことなど地大変は 結果として、令和2年度末の財務諸数によると、現金預金31億円・投資有 施証券20億円の合計が億円が有効に使われることなど地大資産となって	個人	財務省	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCSセンター」といいます。)は、 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第 54号)第10条により「常に経営が適正かつ効率的に行われるように配恵」しつつ「全国に おいて、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行われるように努めなけれ ばならない」とされています。	電子情報処理組織 による輸出入等関 間する法律(昭和 55年法律第54号) 第10条		NACCSセンターの株式は、政府保有義務分を除き平成28年に株式売払いが行われており、現在、開始の独主は国(50.01%)だけではなく民間(49.99%)も含まれており、平り金年以降は毎年年当により園立び民間の株主へ株主選元を行っております。また、NACCSセンターの利益剰余金については、国及び民間の利用者からの利用者をによるものであり、これらはAMACCSの運営などに活用することにより、利用者全体に選していてしたが適当であります。 いずれにせよ、NACCSセンターの利益剥余金の処分については、株式会社として経営が適正かつ効率的に行われるための資産水準を確保しつつ利用者の利便性向上などの利用者選元の方策について、同封において、報討されるべきものと考えられます。いただいたご提案についてはNACCSセンターにお伝えさせていただきます。 (参考)NACCSセンターの令和2年3月31日現在の資借対照表によると、資産の部のうち混金及び保険会は31.06億円、投資有価証券は20億円ですが、負債の部のうち流動負債は43.37億円となっております。	成金

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
481	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国立大学における 入札制度の見直 しについて	国立大学において、事業者に 対して○○○万円以上の案件 は入札とするという制度を撤 後していただきたい。入札では なくコンペでもいけるようにして ほしい。	コロナ禍におけるオンライン化により、国立大学の学内合設オンライン化について、競争見積もりでの入札案件となっている大学が多数あります。その場合、キャリア支風に今まで関わりのなかった!T企業などが、オンラインイベントの運営ができるということだけで入札に参加できる状況です。オンラインサービスは業界関わらず手が出しやすい領域です。大学としては、就職支援キーソア支限に精通している業者にお願いしたい想いがあると思いますが、いくら仕様書を作り込むとはいえ、就職支援についてよくかからない打企業でもとにかく安く入札すれば落札できるような現状です。  業者側の立場からすると、ある一定以上の案件になると、なぜコンペではなく入札に対ければいけない場合になっているか理解できません。ある一定以上の金額が必要な大規模プロジェクトだからこそ、入札は避けた方が、観味や学生のためになると、か思えません。  「検討のほどよろしくお願いします。	個人	文部科学省	国立大学法人の調達については、法人化以降、国として統一的な基準は示しておらず、 各法人の判断によって調達の方法等を定めております。ついては、現行制度下において も、各法人の規則等に基づき、コンプライアンスの選守に十分留意した上で、一般競争 入札ではなく企画競争によって契約を行うことが可能です。	なし	現行制度 下で対応可 制度の現状機に記載のとおりです。 能	
482	令和3年1月27日	令和3年3月9日		現在、日本国内の大学での教 員公募はほぼすべてが紙に印 別したものを郵送という形式を とっている。 これをPDFファイルをメール送 信する形式へと転換してほし い。	現在、日本国内の大学での教員公募はほぼすべてが紙に印刷したものを郵送という形式をとっている。 これは飲米などの海外で活躍している一線線の研究者が国内へかえって くることを阻害している事実との韓国政策である。 日本へ優秀な科学者を招致するためにもメールによる公募形式にしていただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。			
483	令和3年1月27日	令和3年2月18日	「one in two out制度」の創設	新たに1つの規制を導入する 場合性、少なくとも2つの既存 の規制 等を廃止する「one in two out 制度」の創設		日本商工会議所	内閣府総務省	番号139の回答を参照してください。			
484	令和3年2月1日	令和5年6月15日	11.し、11.氏宗など	に使う無駄な時間を削減できます。 保育や納税関連の申込は ペーパー記入が主体なので PDFやフォームなどでできるようにすれば、役所に行く手間や 郵送の王間を削減できます	スマホで24時間365日、住民票などの書類が取れるようになれば、役所の 混雑解消やスマート化にも必ず繋がります。 印鑑もそうですが、役所はこれ以上、市民の大切な時間を奪わないでくだ さい。 役所をオンライン化し、必要書類や申請が行えるようにしてください。 今の時代に月~金の9:00~17:00までしか必要書類を取れないなんてナ ンセンスです。 河野大臣頑張ってください。		総務省が財務省にごども家庭庁	【地方税の手続きについて】 地方税の電子納付については、従来からeLTAX を適じた電子納付の対象税目を、順 次、拡大してきました。 特に、個人の納税者に納付機会が多い、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、 軽自動車税利別割については、令和5年度課税分から地方税就一のRコードを納付書に 付すことで電子納付が可能となるように対応しており、当該4税目以外についても、地方 の旅が希望すれば当該のRコードを活用した電子納付が可能となるように併せて対応しています。 さらに、令和4年度税制改正においては、納税者が、地方税共同機構が指定する者〈機 構指定納付受託者)に納付の委託を行うことができるように法改正を行っており、これに より、令和5年月以降、eLTAX を適した電子納付について、クレジットカードやスマート フォン決済アプリ等による納付が可能となります。 【国税の手続きについて】 「国税の手続きについて】 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「国税の手続きについて」 「日本のより、タールクト納付やインターネットンでより、ダイレクト納付やインターネットンでよりで、タレジットカード納付き振き機していまが付き戻を提供していま	は子ども第20年 子原第 第20年 子原第 第20年 子原第 第20年 大阪一 大阪一 大阪一 大阪一 大阪一 大阪一 大阪一 大阪一	対応 オンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「ぴったりサービス」を活用 したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。 【保育関連 また、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者及び雇用主の利便性を向 の手続きに、上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも可能 「コいて】	

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果 所管省庁			
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令	対応(	が広の無亜	
485	令和3年2月15日	令和3年3月26日		(1) 不動産整記簿や公図に、不動産の利用に関する規制情報を乗り、不動産に関する規制情報の一元化をする。 はどい世利用計画を対しているが、窓口や中は悪のでしたが、窓口や中は悪の情報の一元とあるが、窓口や中は悪の情報のであるが、窓口や中は悪の情報のでは、まずしたが、窓口を引きる中間である時間では、「一点が付する」といっては、ボードでは、一点が行っていては、原料として現出が、「一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、	不動産登記簿を確認しても、土地の利用に関する規制区域(公有地の拡大の推進に関する法集、国土利用計画法、宅地造成等規制法、森林法、長規法、土地市制画法、砂防法、森林法、長規法、都市計画法、砂防法、農地法、土地系決対策法、水池水源保護条例などにより指定された区域)については、各法律を所管する官庁に出向き、関軍に入り施設をしていれてならない。しかも、同じ県が所管する場合でも、県土木事務所、県森林事務所、県市計画課、保護技能と「かれ、窓口が304年以上離れた場所にあるケースもあり、土地利用者は不便を強いられている。今日に、市販されている地図に、役所が指定を収を着色して記入している場合、指定区域の閲覧は認められるが、地図の著作権侵害を理由として、撮影や被写は拒絶されるケースもあるが、地図の著作権侵害を理由として、最影を収算は拒絶されるケースもあるが、原管する法律に関する規制しか記載されておく、最多で収入している。日本のより、必ずしも便利とは言えない。また、古民家のリフォームなどによる活用が期待されている不動産特定共同事業にあっては、省令により申請書の正本1部に写し4部の流行がおき、大田東第にあっては、省令による任用が期待されている不動産特定接続によいても、同様に多くの部数の写しの提出が求められており、全だけでも1万円を超えることもある。そこで、経測日本の数字は発音を表示しまいます。	個人	是 基本文 建筑 基本文 建筑 影響 和 和 和 本 所 本 所 本 の 大 の 大 の の も の 大 の に の は の は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	(1) 不動産の登記率項証明書等には、登記記録に記録された内容が記載されるところ。当該内容は、登記所にで収集・管理していた情報に限され、土地の利用に関する規制区域(公有他の拡大機工に関する法律、国土利用下間法、や地産が乗り規制とは、最根法、最根法、制度とは、主境予染対策法、水道水源保護条例などにより指定された区域)に関する情報は記載されません。 (2) 各法律の申請者や添付書類等につきましては、それぞれの立法目的や規制趣旨に照らして、必要最小限度の情報をご提出いただくよう定められているものです。 (3) 令和元年12月に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以)不動産登記法、「、デジタル手続法しいう」)第6条第1項により、済付書類も含めて、申請等のオンラインによる提出が制度的に可能とされているところです。 (4) 「番作物」は、著作権法(以下「法」という。)第2条第1項第1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文素、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされております。また、著作権法(以下「法」という。)第2条第1項第1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文素、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とされております。また、著作権の例示に実施し条第1項が自身とのであって、文書、学がタル手続はます。また、著作権のの表示な技術的・業用的要素の強いものとして「プログラム」、自会は表示とよります。これ、著作権法、第1分の上では、第1分の表して「プログラム」、自会は、第1分の表して、第1分の表して、第1分の表して、第1分の表して、第1分の表して、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の表し、第1分の	(1) 対応不可 2推 (2)(3) (4) その他	(1) 不動産者記制度は、登記記録に記録された内容を公示することにより、国民の権利の保全を図り、もって 取引の安全と円滑に青することを目的としているところ、各倍省等が使有する土地情報については、各省 庁等が個々の素剤に応じて収集・管理・提供しており、個人情報の保護の税益等から、その利用目的以 外の目的のたい情報を利用又は提供してはない、とされているとから、全記記録に4名 省下等 が個々の素剤に応じて収集・管理・提供している情報を記録することが、会記記録に4名 省下等 が個々の素剤に応じて収集・管理・提供している情報を記録することは お間違いとから、全記記録に8名 省下等 が個々の素剤に応じて収集・管理・提供している情報を記録され、ことされているとから、会記記録に5 ペンでは、新指剤の参図コのスチデイシとの情報を記することは 5 間景を記憶においては 登記 東京臣 明子 クンで請求することが可能とされており、引き続き、オンライン化の権金に向けた取組を進め でまいます。 「実に、日本の企業を受けることが、「最後、日本の企業を記憶においては登記事項臣 では、日本の企業を受けることである。「最後、日本の企業を対している。」とないました。「まいます」 「おっているがから大田はに国を図をつまいます。」また。「最終、大畑省では退林水産をデジタル・ガバシント中長期に国令を名うよう、方本定・ディー等が定 場とれて選ばれる人間では、日本の企業をデジタル・ブバシント中長期に関ぐ和を写る月フ日最末水産省では最末水産をデジタル・ガバシント中長期に国令を指している。また、日本の企業をデジタル・プロイルに向けて、システムを構造し対 応じているがよります。また。「また」では、日本の企業をデジターと、「大利での工事」を開発し対 応じている来表が、同様の関係と関係とないましていては、この表が、日本の企業を対している。これを明まのはまます。また。これを明まのまた。「現まれている。」といるというといるというといるというといるというというといるというというといるというというというというというといるというというというというというというというというというというというというというと	
486	令和3年2月15日	令和3年3月9日	種苗法連反の捜査権限を林野庁 に付与することに ついて	現在、種苗法達反事件は、都直府県 整警察があつかかにいい。 は新国 東京	知的財産権を保護するという、国家目的に照らし、さらに捜査経済の節 約・効率的捜査の観点から農林水産省の外局である林野庁に、種苗法 遠反事件の捜査権限を付与することにより、遠反事件の他発の増加が期 符できる。現行法は、各部追肩緊急が増重がある。 府景器駅ル・捜査権限を持っていないのである。種苗法のような特別法 の捜査は各部連្保の治安情勢に左右され、人員の確保が続い、さら に種苗法の知識がある捜査官がほとんどいない。専門分野官下である農 林水産省が、種苗法違反事件の投資権限を付与すべきである。捜査経 済の観点からも軽減になっても増加はない。	個人	農林水産省繁容庁	種苗法に基づく育成者権の侵害事家については、刑事訴訟法に基づき、警察官又は 検察官が捜査を行っております。 また、刑事訴訟法では、警察官等は、公務所又は公私の団体に対し、捜査に必要な事 環の報告を求めることができるとしており、育成者権侵害の捜査に当たって必要がある ときは、農林水産省においても各都道府県警察と連携し、育成者権侵害事案の対応を 行っているところです。	対応不可	種苗法に基づく育成者権の侵害事業については現行各都道府県警察において取扱いをしていますが、制度の現状に記載のとおり、必要に応じて農林水産省においても警察等と連携を問っているところです。 また、林野庁において森林管理局署の一部職員に司法警察権が付与されているのは、森林管理局署機員は日常の業務において関本野庁に立いて森林の造会が多く、このことが国本林野(特に市街地から離れた山間地)における防犯及び犯罪の早期発見に重要な役割を有していること等の理由によるものと承知しています。 以上のことから、御環率いただいただ、農林水産省に、種苗法違反事件の捜査権限を与える」ことは考えていません。	
487	令和3年2月15日	令和3年3月26日	な管理を人事評	国においては行政文書の適正な管理について人事評価に反映させることとなっているが、 それを公文書管理法が適用される他の法人にも横展開する。	文書の適正な管理 国民への説明責任の全う	個人	内閣府内閣官房	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文 公文書等の管理を適正に管理しなければならない旨が規定されています。 21年法律第66・	型に 成 その他	公文書管理法第11条においては、独立行政法人等は行政文書の管理に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない旨が規定されています。ご提案を踏まえ、独立行政法人等に対し、法人文書の適切な管理の参考となるよう、人事評価を含め、国の行政機関における公公書の適切な管理のための取組について、所管省庁を通じて情報提供をいたします。	
488	令和3年2月15日	令和3年3月26日	紙媒体ファイルの 決裁保存廃止	による決赦を回しためと、ファ イルに綴るという作業があります。決裁は場合によっては1週	めることで初生的なファイルを味行りる場所、即産/を雑味りる必要かなくなります。 以上により、結果的に業務効率があがり人件費の削減につながります。 電子込業についてけるファイ 体第の知期や多が必要にかしますが、効率	個人	総務省内閣府	政府においては、これまで「電子決裁権進のためのアクションブラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化就括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、電子決裁の担選に取り組んできたところであり、既にほとんどの決裁が電子で行われているものと考えています。電子決裁が付われていないものについては、何らかの業務上の困難が存在していることから、現在「電子決裁が行われていないものについては、何らかの業務上の困難が存在していることから、現在「電子決裁を行ったのなり年7月20日でランタル・ガバシント相会議決定」に基づき、業務プロセス全体の見信しを行う中で電子決裁への移行に取り組みているところであり、引き続き業務の効率化等に努めてまいります。また、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(内閣・報子に大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田	t30 タ 原 現行制度 下で対応 子 の (平 内	ह 可 制度の現状欄に記載のとおりです。	

W C	所管省庁	回答	10 chate of		AR TYPE A	提案	=r Arr do ele	所管省庁の	検討結果
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類 対応の概要
489	令和3年2月15日	令和3年3月26日	る電子署名とデジ タルタイムスタン プによる文書管理	テイだと思います。承認の仕組 外は電子署を行い、改竄の 限止はデジタルタイムスタンプ で可能です。 その文書を政府が管理する即 夏、修正、承認できる仕組みを りでもしています。 を記しています。 を記しています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方としています。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 の方といます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっます。 のたっま	問題点はデータの容量です。その為には全国にサーバを数カ所設置して どこか一か所が潰れても大丈夫なようにリスク管理しながら運営する必要 があります。 これはかなり予算がかかるので国を挙げてでないと行えない事業だと思	個人	内閣府 内閣官房	政府では、平成31年3月に策定した「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」 (内閣総理大臣決定)により、行政文書については、電子媒体を正本・原本として体系的 た管理すること、科健性、効率性を根密保持・成ざん防止のパランス確保及びプロセス 全体を電子化すること等の取組を進めています。	<ul> <li>         はいではなく、電子</li></ul>
490	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の授業 料免除制度につ いて	国立大学での授業料免除制度及びそれに率する制度利用 格望時の必要書類等提出物 の削減	※国立大学に関することなので提案致しました。意見する場が違っていたらすいません。 私は現在、ある国立大学に通っています。JASSOの給付型奨学金制度が始まるのをきっかけに授業料免除制度を利用しようとしたのですが、必要な提出書類が多くで音労しました。必要な書類を収集するのにも、また付い現在は高額が多くで音労しました。必要な書類を収集するのにも、またしいなめ、書類を翻載する。この制度を利用する学生の多くは金銭的に苦しいため、書類を削減し電子上でのやり取りどうにかならないかと思うのです。大学授業料という多量の額が免除されるため、級しいややこしい書査が必要なのはおかりますが、マイナンバーを上手く活用するなど改善の余地はあるように考えます。	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金と授業料減免の支援対象者の要件は同一のため、大学における授業料減免の事務においては、日本学生支援機構でマイナンバーを活用し、判定した支援を分向情報を活用できるようにしております。そのため授業料等源の支援を受けるために、大学等に提出する資料について、文部科学者がなし、定めているのは、原則として授業料源免申請書のみとなります。また、大学によって異なりますが、文部科学者としては、減免申請書の提出について電子メール等での対応も認めております。	現行制度 下で対応可 引き続き申請者の負担が軽減されるように努めてまいります。 能
491	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国の奨学金継続	学びを継続するための奨学金 の審査に合格し、授業料を免 除していただくけでなく。日本学生支援機構から奨学金を 大学の学務へ先日提出なが、 大学の学務へ先日提出ながればならなかったのですが、 著名のためになわさかざ用紙筒 等で新述さればないます。そのは代表 がウンロードかつ印刷は、簡易 音管で新述さればなりませんでした。コンピニや郵便局 にわざわざ自からのは大変手 間がかかりました。	継続願の提出方法を電子化してほしいです。具体的には、署名がパソコン上でも出来るようになれば、用紙を郵送する必要はなくなると思います。 これが成されることで、紙や郵送のコスト削減、学生の提出から学務に届くまでの時間短線、電子媒体のデータの集約が可能になり業務効率が侵くなる。などのリットが挙げられます。ただできる、要学金の手禁をは複雑なものが多いので、簡素化されることにより、学生もより気軽に応募できるのではと考えます。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の奨学金制度では、継続願の提出はスカラネットパーソナル(インターネット上で各個人が奨学金情報の確認や各種手続きを実施できるシステム)より行っていただくようになっており、既に電子化しています。	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
492	令和3年2月15日	令和3年3月9日	おける書類提出お	大学教員公募に対して応募者 が用意する書類の提出方法 を、従来の動送に限定したも のから電子メールなどを用い た事かのな提出手法に統一す る。また面接に関しても、従来 の面接会場に直接赴人形式以 がにも、オンライン形式による	重要書類のやり取りの電子化が進む昨今に至っても、日本国における大学教員・研究者の公募は、依然として応募書類が紙媒体であることを前提したものがほとんどである。応募者は自身が書き上げた書類を複数部間限しても、応募者が直撃をはしている。また面時に関しても、応募者が直接技術を開発している。また面時に関しても、応募者が直接大学に起水形式が発とで、電子メールによる書類提出およびオンライン面接が中心となっている他国(特に欧米中の大学)と比較して非常に異質である。これは昨今前分型プロサウィルスの世界的流行によって確立つある。「公司を前の割けが、日本の大学と比較して非常に異質である。これは昨今前分型プロサウィルスの世界的流行によって確立しつある。「公司を前の割けにとって近季時の大き点壁是なるため、国際化が基立世界の大学の正成とも近ずるものである。接来看自身も、新型コロナウィルスに感染的よびために外出の自粛が推奨されていた時期にもありまた。「よど、公立、区域・大学の大学のである。また。の旧時代的な多方法は、海外の優秀な研究者が、日本の大学をキャリア選択版から外が理由になりうる。これを放置してはまり、日本の研究を果児に不利を全及ぼすことは関連いない。上記の理由から早急に提案内容をトップダウン形式で推進していただきたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。	
493	令和3年2月15日	令和3年9月10日	謝金の書類	学生などにデータ整理の仕事 を頼んだ時のアルバイト代謝 金)支払いに、銀行口座登録 はともかく、毎月3種類の紙を 出す必要がある。計画書、 粉実額、出動簿。手書きで書 かなければいけない書類、ハ ンコが必要。	当大学だけの問題かもしれないが、計画書は不要とし、実績も手書きで ある必要なしとし、最終的には毎月本人と管理者がチェックすれば良い話	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
494	令和3年2月15日	令和3年3月9日	jspsのアカウント	科研費と国際交流関係の窓 ロ、アカウントが異なる	JSPSが行う事業なのに別のアカウントが必要なのは非効率。idは一つになれば効率的になる	個人	文部科学省	独立行政法人日本学術振興会(JOPS)が実施する科学研究費助成事業や学術国際 交流事業等の公募受代、審査、交付、報告書と世界の各種手続いしては、インター ネットを利用に日本学術振興会(JOPS)電子申請システムにより運用していま。 御指摘の点については、事業毎にシステムが構築されていることから、それぞれ異な るアカウント(ID及びパスワード)が設定されます。	なし	検討を予定	現在、政府全体として、競争的研究費の各種事務手続きに係るルールの統一化、手 きの簡素化、デジタル化などの取組を推進しているところです。それらの方針と踏まえ 日本学術振興会 (JSPS) 電子申請システムのアカウントの統一に向けて検討を行って いります。	
495	令和3年2月15日	令和3年3月26日	気象庁の書類	インターネットでデータダウン ロードする時代になって久しい が、気象庁は、データ利用許 可にハンゴが必要で、そのた めに数日待たされる	海外からの利用希望もあり、ハンコのための時間の無駄を無くせば、日本の優れたデータの利用者や信頼性が増す	個人	国土交通省	気象庁においては、研究機関等に気象庁のデータを提供する際には、提供を受けたい データの種類や利用目的を記載した申請書の提出さお願いする場合がある旨を定めた 内拠があります。ただし、本年機器の検索では、押印は求めていません。 また、地上の気象観視データ等の一部のデータについては、気象庁ホームページを通 じて、インターネットでダウンロードすることができ、利用にあたって申請は不要です。	なし	現行制度 下で対応可 能	「制度の現状」に記載したとおり、押印を求めていませんが、念のため、押印を求めないことを徹底するよう、組織内に改めて周知しました。	1
496	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公立学校教職員 の働き方改革	公立学校では、仕事ができる と思われている教員に業務が 集中し、実時を大幅に適時で ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	に分前安託し、業務を入り立れさせることにより教員の働き方改車を推進して欲しい。また、部活動では教員が勤務時間外に生徒を指導し、それに供いた道の事には発展すること、明らこれるのでは、他になるが発生した。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。				
497	令和3年2月15日	令和5年7月12日	マイナンバーカー ドの普及	声は耳にするものの本気度は	カード作成のメリットを丁寧に説明してください。なぜ申請から一月以上の 期間が必要か、理由は?改善の工夫努力は?他諸々、口先以外の促進 の意思が感じられない。様々のことを伝わるよう丁寧な説明を求めます。	個人	総務省	マイナンバーカードには、以下のメリットがあります。 1.本人職態書類になる 2.コンピニで各種証明書が取得できる 3.健康保険証としても使える 4.マイナポノントももえる 5.新型コロナワクチン 冷程証明書の電子交付にも利用 6.オンラインで行政手続 7.「マイナボータル」で書らしがもっと便利に 8.民間のサービスでも使える また、マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「原写真の審査・Iプートの作成」で電子証明書の発行」などを行い、市区町村に発送いて、「原写真の審査・Iプートの作成」で電子証明書の発行」などを行い、市区町村に発送いてよります。 また、マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「原写真の審査・Iプートの作成」では一部であるとを行い、気が回書を送付することとなります。 中語から文付を通知するまでの期間は、市区町村において、会権の見直しや機器の増強により、カード作成期間の短縮を図ってまいりました。申請が集中するときなどは、通常より、交付通知事での期間がかかる場合もありますが、迅速な交付に向けて努めてまいります。	なし	対応	メリットについては、制度の現状欄に記載のとおりです。 また、交付までの期間については、「制度の現状」に記載したとおり、製造工程の見直 等による条行の期間の短縮に取り組んできたところですが、さらに、新生児、約4条に 奇事交付、表からの転入表でと、特に連かがな交付が必要となる場合を対象に、申 からカードが届くまでの期間を1週間以内とする特急発行・交付の仕組みを創設するこ を検討しております。	:よ i請
498	令和3年2月15日		国土交通省航空 局に関して	空局の試験官や審査官をエア ラインでの運航経験を必須とし	その安全を踏まえた上でのビジネスですので、安定と経済を両立しなければなりません。エアラインに関する様々な規制を含めて総合的に改革	個人	国土交通省 人事院 内閣官房	連結審査官及び航空従事者試験官の採用にあたっては、『国家公務員法』及び「人事院 規則」に基づき採用しています。 採用後、運航審査官への任用にあたっては、航空運送事業に係る専門的知識並びに機 長及び査算機能に対する審査の知識を有するとともに、当該審査に必要な能力を有 することを要件としております。また、上記要件と同等である航空運送事業における機長 経験を要件としております。また、と記要件と同等である航空運送事業における機長 他での試験整整を構んだとで型式限定取得し、とらに定期運送用線能・資格取得を アラインのコース別縁に投入されて育成されます。したがって、中途採用者も含めて航空 運送事業における機長経験を積め、要件とはしていません・運航審査官と同様、機長 経験者の応募は任めと送ありません。」。 また、運航審章の応募はで表して決定するものではありませんが、採用時の給 与決定において、前職の給与額を基礎として決定するものではありませんが、採用時の給 等終内容に広に、運輸を置きない航空役事者就教育として決定するがではありませんが、採用機を験 能力、採用前の経歴等も考慮して決定することが可能な仕組みとなっております。この 他、一定の要件を充たす業務に従事した場合には、俸給の調整額や特殊勤務手当を支 給することとなっております。	一般職の職員の総	教討を予定	いただいたご意見を踏まえ、現行の航空運送事業者への安全規制に関する課題につては航空運送事業者やエアラインに所属する操縦士からもピアリングを実施し、実態材度と今後の分けについて検討していきます。 選先へ後後の分けについて検討していきます。 また、運輸審査官及が航空保事者試験官(エアラインを担当する者)への任用にあたては、上述の実態把揮を踏まつつ、連新審査官及び航空保事者試験官(エアライン担当する者)の任用研修及び各種訓練の内容について不断の見直しを図ることによりより完実した審査及び航空発展できるように多分でまいはまた。 連続審査官及び航空保事者試験官の給与については、関係法令に基づき、引き続き切に連用してまいります。	他 った たり、

	所管省庁	回答				提室	提案 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅
499	令和3年2月15日	令和3年3月9日	自治体間の連携 がないために無用 な手書きの医療	に以下の号令をかけていただけないでした。 は全ての役所宛提出書類の 素式は、それる作成したWed 形式などの元のファイルを ホームページなどの知ります。 と全ての役所宛提出書類の 以リム報、接一は一般の事情を対し別し、 日黒に場合をは、特別の事情での別し、 10年間である。 3、全ての役所宛提出書が印刷し、 は、特別の事情である。 3、全ての役所宛提出書は「は再) は、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情では、 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4、特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情である。 4 特別の事情でなる。 4 特別の事情でなる。 4 特別の事情でなる	医療/福祉分野では無数の役所宛提出書類があり、その多くを医師が書きます。新しい制度ができる度に書類が増えますが、減ることはありません。増える一方の書類を書く際に助けてなるのが電子カルテです。電子カルテで患者を表く生年月日を送は自動入力して誤取配数に形を、医師は恵見書本文の記載に集中し書類業の増加に対応しています。しかし、現た土中の書類といる名間では、日本の一般である福間市、北州市、そして残りにます。福岡県では政令指定都市らら、近隣県からも患者が来ますから書式が何通りあるかも分かりませらで、近隣県からも患者が来ますから書式が何通りあるかも分かりませらで、近隣県からも患者が来ますから書式が何通りあるかも分かりませい。患者は皮所で書式の銀だもらい、現院に提出し、医師はその紙に手書きで記載し、後日患者がその書類を受け取り、役所に提出するという無数が生じています。 と3番字のブリンターから出せないようにしてある書類が多いです。A3月紙が生じています。と40年間では、20年間であるという場には、20年間であるという無数が生じています。と40年間であるという無数が生じています。と40年間であるという無数が生じていまり、20年間である。20年間であるというなが、20年間である。20年間では、20年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間であるというないません。20年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間では、40年間であるというないます。20年間では、40年間では、40年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間では、40年間であるというないます。20年間であるというないます。20年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、40年間では、4	個人		【障害年金診断書について】 障害年金診断書は、障害年金の認定基準に該当しているかどうかを適正に判断できる よう、厚生労働者において全国一律の様式を定めています。 障害年金診断書は、日本年金機構ホームページにおいてエクセル形式及びPDF形式で 掲載しており、ダウンロードしてパソコン等で入力することもできます。 掲載しており、ダウンロードしてパソコン等で入力することもできます。 別としてA3両面で印刷したものを提出いただくとともに、医師の負担をなるくく減らす観点から、原 別としてA3両面で印刷したものを提出いただくこととしいますが、印刷の都合等により A4片面で作成された診断書の提出も可能としています。 【身体障害者診断者・息見書について】 身体障害者診断者・息見書については、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の 指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224等3号)様式1の通りで、色 指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224等3号)様式1の通りで、色 月)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられて いるもので、本件の事務は自分事務であり、用紙の種類については自治体の教量で決 めているため、その担当の自治体にお問い合わせください。	-	【障害事年に2 診断で】度 収行制度 現行対応 【身体障害 【者かり書) で対応 で対応 で対応 で対応 で対応 で対応 の現 で対応 の現 で対応 の で対応 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	【障害年金診断書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 「具体障害者意見書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
500	令和3年2月15日	令和3年3月9日	納品と同時に行	国立大学の事務員、教員が購入した物品代金は、その場で 見税・納品・請求書を発行し、 翌月支払いとする。	国立大学では、科研費、運営費交付金、寄付金など「大学が代金支払に使う財布」が複数あるため、教育(または教育から依頼された事務員)が、教育一人ひとりに割り当てられた「各財布」の残金を確認して、支払い代金を振り行う必必要がある。 (との財布から支払うかは、教員の指示がないと決められないルールになっているので、いたいら教員に対した対しなでなければならない。教育は多忙を理由」支払いを後回しにする傾向のがある)を介たの約4条者と大学事務目とって、熱品からかなりの日数が経過してから支払い手続きとなるので、事務が頻雑である。 いどい場合は、教員が「すでに支払ったはず」と勘違いして、年度をまたいでも支払い手続きを8る場合がある。 越度決済のみの大学と、年度末にまとめて決済可の大学が混在している 都度決済のみの大学と、年度末にまとめて決済可の大学が混在している 施度決済に統一してほしい。 (さらに言うなら、予算が年度末までに使い切りのため、年度末に1円、2円の端数を含わせるためのクリップ1個、コピー用紙1枚などの購入があるのも事務を煩雑にする。ある一定金額以下なら、余っても良いようにはできないものか?)	個人	文部科学省	国立大学の物品代金の支払期限については、各法人の学内規則等に沿って、運用されていると認識しております。 また、選延の要因としておげられている、支出財源の決定については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞な(化粧できるように要請しておけます。 国においては、運営費交付金、寄附金の年度未までの使い切りは求めておりません。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の物品代金にかかる支払期限については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認識しておりますが、学内規則に沿った支払いが行われれるよう、各法人に対しあらためて周知を図るとともに、仮に学内規則等で定めのない法人があった場合は改善を促してまいります。	
501	令和3年2月15日	令和3年3月26日	大学公募内定受 諾の期間延長	大学公募でオファーをもらって から受諾するか判断するまで の期間が短すぎる(即日あるい はお願いしても3日程度)。最 低でも1ヶ月は猶予を作ること を義務化してほしい。	複数のオファーが出る可能性があったときに一番良いものを選べない。	個人	文部科学省	各大学における教員の採用の具体的なプロセスについては、各大学の責任において 適正に行うこととされています。	なし	対応	大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの 役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の 検証等を図っていくことが求められることから、教員等の求人公募手続きの不断の検証 を求める事務連絡を改めて発出・周知を行い積極的な検討・見直しを促しています。	
502	令和3年2月15日	令和3年3月9日	研究者公募書類 の全面電子化	研究職(ポスドク、助教、講 師、准教授、教授等)の公募に おける部送による応募の原則 廃止。 およびその全面電子化。	多くの大学の研究職公募が、おそらく伝統的慣習だからと言う理由で、未だに 「提出管類を競蚌の上、「XXX店募書報』と集書と、簡易書館でご遊付ぐださい。」と注意書きの上、最近による節奏のみを受け入れています。これは、若手 研究者にとって「百書あって一村なし」の状態です。 鑑送によるデメリット ・大学の国際化の障害。外人の応募や、外国からの日本人の応募を想定してい ない、現状では、国際郵便を用いて応募することになっていらが、その郵送時間 や、競送コストをから、応募する前が気量にあずさないから、から、その郵送時間 や、設送コストをから、応募する前が気量にあずさないから、から、での郵送時間 が主なり取り取り、このでは、と思っているす。人がいます。一面は「温水の変」の が選の事態、研究職の審社、即には100倍になります。一面は「温水の変」の ・対象の事態、研究職の審社、あいには100倍になります。一面は「温水の変」の ・選の事態、研究職の審社、あいには100倍になります。一面は「温水の変」の ・選をから下で調する。ではどうしてダンのでしようか? 電子化によるメリット ・世界標準の研究機関と外国、研究者から認識されるようになると思います。外 出来を呼吸であが、日本で一面描れてあずる。と言うことが増えてくる と思います。 「御様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「御様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「御様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが開発する。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが増えると思います。 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが、日本の様にからないます。」 「の様に、外国在住の日本人研究者が、日本に帰るケースが、日本の様にからないます。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国をは、日本の研究を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。」 「の様に、外国を表する。 「の様に、外国を表する。 「の様に、外国を表する。 「の様に、外国を表する。 「の様に、外国を表する。 「の様に、外国を	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
503	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公募における書類 郵送の廃止と	なくのの場合性学りもなり可 度変更を促して頂ければと思 います。 また、各大学独自に公募 フォーマットを厳密に定義し、 応募時にそのフォーマットを連 守することを強く求める大学が	10、海ブが菓子中の日本人切からのい場か、介面人からいかありにもんさい 真軟できると考えます。 また、書棚の電子化を認めている大学もいくつか存在するものの、その多 くは印刷した業機調書を確定分削等の提出を求めています。上位大学の 公募ともなれば業機調書を強すがに及ぶことも多く、そのような数十枚の 結束が一公寮につき何ー通も製送されてるというのは非常に無駄が大 きいと思います。電子化を認めている大学にあってもデータを入れたUSB やCD-円線を観送で提出を求めることが多いですが、電子データになって いる以上電子メール等インターネットを通じた通信手段を用いることが効 果的です。また、教員公募は信率の高さから考えて一人が数回、数十回 な募を行うことは普通ですので、書類作成の手間も可能な限り減らすこと	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
504	令和3年2月15日	令和3年6月16日	労災保険と雇用	いと駄目、エラーが出てもわか らないととにかくとんでもなく、	電子申請したのに、書類が足りないなどで結局資料が送られてくる。全て において無駄であり、厚労省は労働法百体を完全に見直さないと駄目。 職員自体をカットできるし、手続きもスピーディーになる。 ワンストップ行政に関す必要がある。 雇用保険の適用条件なども、アルゴリズムで自動判別させ、各クラウド人 事給与システムに組み込ませ、そのか申請をさせるなどが必要。 管理はブロックチェーンを使うことで確実に管理できる。 国で巨大なシステムを作らず、民間のシステムと連携させ、国はDBとAPI だけ用意するようにすれば、1年もあれば単値できるだろう。 人件費の抑制とIT投資の抑制、民間への事業描き位の創出と、手続きの 迅速かと漏れがなくなるのと、エピデンスが適正になる。 ITが使えない事業者は今後潰れるということも前提とし、意味のない社労 士なども帳房合され、社会がスリムになっていく。	個人	序生方側有	労災保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働 者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通動による労働名の負傷、疾病、腺 事。死亡等に対して迅速かつ立正な保護をするため、必要収録終付を行うのである のに対し、屋用保険は労働者が失業した場合や、労働者について屋用の継続が困難と なる事由が生じた場合などに、生活及び屋用の安定と就職の促進のために必要な保険 給付を行うものであり、制度の趣旨が異なります。		対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、労災保険と雇用保険については制度の趣旨が異なり、 各制度における手続やその給付に係る要件等についても違いがあるため、適切な能署 において対応することとしております。	
505	令和3年2月15日	令和3年7月20日	行政手続き時の 和暦・西暦の扱い について	年も同じ現象があったことと思います。 年号が変わるたび、法的根拠 が無いにも関わらず上記の通 りややこしい和暦のみに表記	2019年6月、社会保険から国民保険に切り替える手続きを市役所で行いました。その際保険証の適用期間の説明を市役所職員の方からいただきました。しかし2019年は年号が変わる節目の年ということもあり、説明されていた職員の方、例外な私個人も混乱する様子でありました。 もし和暦と西暦が併記されることとなったら、上記のような説明もスムーズにいただくことができたでしょう。それだけでなく、河野行政改革担当大臣が推し進める書類の電子化における効率化にもつながると考えます。	個人	厚生労働省	法令上、届出に関し、年月日の記載方法について規定をしておらず、各市町村の判断 で、西暦と和暦の併用をいただくことも可能となっています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検討	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状		対応の 分類	対応の概要	備考
506	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学教員公募に かかる応募書頭 の適正化	大学教員を公募する際、応募 書類に冗長・非生産的な部分 が見られますので、改善を要 望します。 1)紙媒体・郵送での応募の廃 此(JREC等既存ンステムの義 ※件)	大学教員を公募する際、応募書類に冗長・非生産的な部分が見られますので、改善を要望します。 1)紙媒体・郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの蓄務化) 一紙媒体・郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの蓄務化) 一紙媒体・郵送での応募の廃止(JREC等既存システムの蓄務化) 一紙媒体・郵送での応募の廃止である。また、それを印刷する際、ペーパーレス化を図るためにフリンターを所持していな1一番を、その地合コンピニ印刷などで多額の負荷が生しる(1論文の枚だとして1論文あたり5部印刷で1000円 3 温放、廃止さされたい。 2)性別欄、写真欄の廃止止(男女の雇用機会均等) 業務送行の採択にとってそもそも不必要であるため、廃止されたい。 3)履歴書・業積書書式の統一各大学が体との状況といて様々な様式を設定している。それぞれ異なる株式のため、毎回応募する大学に応じて作り履さればならず、そのための時間がかかる。とたえばい原立つき時間報度でそれを印刷・送付となるときらに時間がかかる)。様式を一切廃止されるか、統一されたい。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
507	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公務員共済組合 の年金記録の完 全電子化	共済組合をまたぐ人事異動が あった際の年金記録の移管 を、抵線体で行い手作業で行 ち込むのではなく「私記録と記録 録を組合しといった形で間便に 取り込めるシステムにする。	公務員共済組合の個人記録は電子化されているデータのほか、「開票」と呼ばれる紙媒体との二重管理になっている。 共済組合を主ぐ人事実製の際には、「原票」を異動先の共済組合へ送付し、異動先で記載のとおりに入力される。入力内容は在任期間のみならず、その間の全での総計・費与の記録するみ、制に、毎年4月の人事実動においては大量の「原票」の発送・受け取りがあり、とりかけ市町村職員共務組合(教育を員会管轄)と公立学校共済組合の間でやりとりされる件数が多い。市町村へとなって間の人事実動は2つ4年で繰り返されることが多く、その度に保管庫から対象者の「原票」を取り出し、データと「原票」の内容が一致しているが確認し、活動を加かる。 では、この異動対象者の「原票」を取り出し、データと「原票」の内容が一致しているが確認し、共済組合の「組合目が必須」の書類を都必定している。 におよ、この異動対象者の通知は、共済組合の「組合目が必須」の書類を都送して行われている。 の代表が必要となる原因は、「年金記録が共済組合ごとに緩割りになっている」が応えまれている。 かっ、データではき出い、取り込みを行うシステムが構築されていないため、一旦紙に落とし込んでから観送するという手順を要している。 、実動対象者の通知を「全盤性と取り、特別、管子学で行うことが実現すれば、生産性の直に人件費削減、時短、動送学や紙・印刷代のコストカットに繋がることは明白である。また、ヒューマンエラーの発生、郵便事を取り戻す・助けになっていたが、実現すれば、生産性の主じん件費削減、時短、動送をデータで行うことが実現すれば、生産なことができるため、年金記録管理について失われた信頼をないに実施ることは明白である。また。ヒューマンエラーの発生・郵便事を取り戻す・助ともなるだろう。	個人	総務省	地共済各組合においては、地方公務員等共済組合法施行規程第90条に基づき、別紙 様式第9号による組合員原票を備え、組合員が他の組合の組合員になったときは、その 者に係る組合員原票を当該他の組合に送付し、その写しを保管しなければならないとさ れています。	地方公務員等共済 組合法施行規程第 90条	: 対を予定	組合員原票のデータ化及び地共済組合間の異動に伴う組合員原票移管のデータ化に ついて、地共済組合及び連合会など関係者も含めて、令和2年度中に検討に着手して参 ります。	≱
508	令和3年2月15日	令和3年4月16日	形骸化した組織は 民営化すべき	日本学術会議員の液任に伴う 新在候補の方ち、6名の任命 北各が、憲法23条連及でと、 一ユースになっている。日本学 術会議員長月に任命されると特別 関連など、国家公務員になる ことはあり得な、日本学術の造れ たことはあり得な、世界の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会議の 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学術会 、日本学 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学術会 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日本学 「日	小さな政府・国庫支出の削減・民業の活性化	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答	10-4-4-7	154 - 54 4 4 4		提案			所管省庁の村	食討結果	_
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
509	令和3年2月15日	令和3年4月16日	学術会議の見直し	言っているが会員でなくても、 子供でも自由に研究・学問で	学術会議が廃止されれば年予算血程10億4800万円が削減できる。この 費用を国際競争力強化の量子技術・A10 ロボット・新材料・宇宙閉察等や 一ペル賞型はすることに投入すべきである。廃止しないのであれば予算 消化の内容を検証し、不必要な費用を削減する。	個人	内關府	番号413の回答を参照してください。			
510	令和3年2月15日	令和7年3月7日	役所への提出書 類はPDFではなく 編集可能なフォーマットでお願いし ます	弊社では国税庁調査に対応す ・ 選州作成を行っております。 ・ 国税庁からを種フォーマットがPDFで「頂戴しているのですが、現在員の大半はリースートのですが、ファースをの記している。 ・ はたが、PDFで日間にて手書きすることが困難です。 関本書類に図りてきる様の大学は、 対応可能なように、PDF以外の の編集可能なフォーマットもて 提示いただけますと幸いです。	これを自動するためたけに田田となければならないとす。	個人	財務省デジタル庁	【国販庁副金における提出書類について】 ご提案者様の指摘される「国税庁調査」について、国税庁にて確認をいたしましたが該当家の置金特度することが出来ませんでした。 国税庁では、審請、届出、申告、熱付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備しているところですが、国税庁の業務についてこ不便をおかけしている点やお気付きのことがございました。と該での税務署とは国税庁中間・発行政に対するご意見、ご務ぐごさい、したいました。とびの税務等とは国税庁中間・投資では、またで、主義がごさい、といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といました。といまた。といました。といました。といまた。といまた。といまた。といました。といました。といました。といました。といまた。といました。といました。といまた。といました。といました。といました。といました。といまた。といまた。といまた。といまた。といまた。といまた。といまた。といま	なし	その他	【国税庁副舎における提出書類について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 国税庁においては今後も納税者方々の利便性向上に取り組んでまいります。 【政府会体における提出書類について】 制度の現状欄に記載のとおりです。
511	令和3年2月15日	令和3年3月9日	教員公募書類の 紙媒体提出の廃 止、並びに公募書	国立大学における教員公募の 無機体による提出を廃止し、 web媒体での提出の義務化を 希望する。加えて、OV業権リ 不と寄立ない表面があれた。 に限られた国立大学における 数員公募が少なからず存在しており、これが優秀な海外の 研究者獲得の場合での公募 の時間の浪費につながってい る。また、各公募ことでの公募 の時間の浪費につながってい る。webに並びに公募書類の Academic Jobs online (https://academicjobsonline.or g/ajo)での提出の義務化はこれらの問題を解決する上で非 常に有用な手立てと言える。	これを別りる一つの支配は、教育な券が戦略体であるにり同胞かの 例えば下記の公第においては、紙媒体を唯一の選択肢としており、webで の提出ができない状態になっている。 http://www.bs.sur にないなの。は少くontent/files/koubo/2020%E7%94%9F%E7%89%A9%E7%A7941% E5%ADA6位E5%B0%22E6%94%BBNEC%55%99KE6%E5%AC%E5% BSW3Fpdr の所を挙げたか、同様の例は多数散見される。このような 就媒体での提出は、特に海外在住の研究者にとっては、多大な時間並び に責用の負担を強いるものとなる。その結果、海外で活躍する日本人好 受者的日本に戻るない、海外の優秀な研究者がそかそもそも日本人なない ことを提供しない。ない一般であるが表が表があったいる。これは、研究の関 際化を指げる機能のから計に目促するものである。 一方で、海外の事例を見ると、Academie Jobs Onlineを通した公募書類の 提出が一般的に行われている。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。			
512	令和3年2月15日	令和5年7月12日	ウェブサイトの集 約について	るウェブサイトを集約していた だきたいです。 (元々の用途は違うかもしれま せんが、例えばe-gov.go.jpの 配下に/soumu/や/nta/のよう に各省庁ごとのページやコン テンツを集約し、e-gov.go.jpの トップページから各省庁のコン	ウェブサイトのアドレスやレイアウトなどが統一されることで、利用者として も見やすさや情報の探しやすさが向上すると思います。 (例えば、ergov_goi_jのトップページの検索窓から単語を検索した際に、 名庁を横断して順連する情報を検索出来るなど、のる箇所もあります が、リンクが機能していない箇所も所々ありますので。 ウェブサイトの運用面では、アドレスやコンテンツが集約されることにより、アドレスやサーバ等の維持費が削減できることやコンテンツの作成や 更新、確認作業が一回で添むことなどがメリットとして考えられます。	個人		行政機関の機断検索については、既にe-Govにおいて実装済みです。 運用面の課題については、現状において集約されていません。	なし	現行制度 下で対応可 能	検索については、既にe-Govにおいて実装済みです。 アドレスやコンテンツを集約した場合には、逆に運用負荷が上昇する可能性があり、慎 重な検討が必要であると野科もます。 なお、e-Govにおいては、行政機関が発信する政策・施策に関する情報、行政サービ ス、各種オンラインサービスなどに関する情報を集約し、発信しております。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
513	令和3年2月15日	令和3年3月9日	情報処理センター	特殊法人かつ独占企業である 同社は、利用料金を引き下げ ることなく毎年黒字を出してい	NACOS法10条において、「なるべく安い料金で」となっているにも関わらず 利用料金を引き下げないため、同社の貨借お照表を見ると、利益が積み 上が5/149億円もの剰冷金となっている。 利用している社はおすがいため間かない、最近は新たに信用保証事業を考 利用している社はおすがいたが開かない、最近は新たに信用保証事業を考 えているようだが、業界としてニーズがあるとは考え難く、利用料金を引き 下げず、そういった事業に利用料金による利益が使かれているのではないか。 が、おいたのではないかのではないか。 利用料金の引き下げ効果として、輸出人が促進され、業界の景気の回復 に、税金無駄遣いているのではないか。 利用料金の引き下げ効果として、輸出人が促進され、業界の景気の回復 にも繋がると考えられる。 是非とも同野大臣に同社の事業をチェックしていただきたい。	個人	財務省	番号480の回答を参照してください。				
514	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公募における書類	国立大学における求人公募へ の応募方法を、策動・非常動 間かず能が一元による郵送か シ共通プォーマットを用いた電 デメールやJREC-INのWeb公 募を利用した電子化に変更す る。	国立大学に関わず、アカデミアの求人公募はその多くが紙での郵送を応募力法としている。求人の数はそれほど多くない物の、未だに紙ベースでの書類提出は広身者視点では書類作成や無法にかかる手間から二の足を踏むことが多い。また大学独自のカーマットがある場合はどもかく、書立自由の場合は書式作成に更に多大な労力を受する。私自身、今年独立行政法人の研究所と集国立大学の水スドクの公募に応募したが、書立行政法人の研究所と集国立大学の水スドクの公募に応募したが、書立が定めてあった前者と比較、固立大の公券は書或自由のたが保証信以上の時間を更した。上記の理由よって有能な人材がより良いポストには後く機会を逃し、研究の道を問ぎず者が出るだけでなく、貴重な人材の海外流出も生じている。これは我が国の基礎研究力の低下に拍車をかけるだけでなく、有取な基礎特殊の共通フォーマットに、及び電子化が進めの低下も懸念される。公募様式の共通フォーマットに、及び電子化が建めの低下も懸念される。公募様式の共通フォーマットに、及び電子化が確なは栄光と比較して任何的に書機作成の時間設備になるため、若手研究員の雇用流動性にもプラスに作用すると考えられる。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
515	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学校のプリント撤 廃	うのを撤廃し完全にネットで連	ブリントで連絡することで子どもからきちんと保護者に連絡がいかなかったり、外国人の場合は接めないことがある。また、質問がある場合なども連絡帳でやしといてなるため、タイムラがある。さらに学校現場ではブリントの作成、配布に膨大な時間的金銭的コストがかかっているため。	個人	文部科学省	学校と保護者間の連絡方法については、各学校で決められているものと承知していま す。	-	対応	令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各部道府県教育委員会等へ発出しました。 通知では、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。	B
516	令和3年2月15日	令和3年3月9日	離職した公務員の 再雇用の促進	国家公務員の離職率が増加していると開きます。しかし趣味 使の事情変更などで出展りた いという二、代表はあると思います。 ただ、公務員は終身雇用 が前提とされるなど思います。 にだ、公務員は終身雇用 が前提とされるなど思います。 しかし、辞めた出展りをするのは雑しいた。 いと思います。 しかし、辞か後に様々な事 情で公務員に復職したといとか 以前と違うをあるはずでも、 民間でも出展りの採用を活発 に行なっており、役務自も行う 、会と思います。 という二一ズもあるはずでまり。 民間でも出展りの採用を活発 できと思います。 まず、そうしないと、出展して とと思います。 をと思います。 なると思います。 のなのなが出来るのが当算 は、勤終年数ではなく、温等 は、動作を設定して となって、まず、 を必ず、 のなので、 のなので、 のなので、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと、 のないと のないと、 のないと のないと のないと のないと のないと のないと のないと のないと	離職する公務員の穴埋め。 民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現。 公務員から始める雇用の流動化。 リボルビングドアの実現。	個人	内閣官房 人事院	ても、公務での動物・平気に加え、一度と職になる称が、に動物等していた期間の発症で考慮し決定することが可能な仕組みとなっております。  【内閣官房】 (前段について)  一度離職した国家公務員が再度国家公務員として任用される方法としては、各府省により実施される選考採用による任用、人事院が実施する経験者採用試験による任用等があります。  (後段の退職金の計算に係る部分について)  国家公務員の退職手出の算定の基礎となる動機期間の計算は、職員としての引き続い  本会報明度に共産者を表情の計算され、でします。  「本書の名様となる動機期間の計算は、職員としての引き続い	【内閣官房】 (南家公務員法第36条後段、第45条の 2第2項、職機 の任期付職の採 用及び給よの採 に関する法律等 (に関する法律等	能 内閣官 房】 前段) 対応	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣官房】 (前段について) 御携薬理由にありまず「民間を経験した公務員の増加による効率的な行政の実現」、「リ、ポルピングドアの実現などについては、官民の互いの分野で増った経験を活かしていてとにより、官民双方にとってプラスになるものと考えております。 このため、引き機会、各所名により実施される過ぎ得用人、声脱が実施する経験者採用 試験による採用など、多様な採用方法を複合的に活用しつつ、出戻りも含めた中造採月の推進に積的に取り組んでまいります。 また、裏が関金体の公募の推進に向け、内閣人事局が提供する園家公務員の保保の公募情報のプラットフォームを、本年2月に新たに整備いたしました。このホームページには、窓が関金体の公募の推進に高中でものと考えております。こうした取組も、出戻りも含めた中途採用の推進に寄与するものと考えております。 (後段の退職金の計算に係る部分について) 国家公務員の退職手当にていては、その基本的性格が長期勤終報償であることから、職員としての引き続いた在職期間を算定の基礎とする現行の計算方式には合理性があるものと考えております。	く   月   パ <u>ヤ</u>
517	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立大学の教員 公募における電子 化・待遇の提示	1. ほとんどの国立大学は、教 員公募の書類を都述で提出す るように志望者に要求してい る。本れは電子メールでの提 せき基本とするように変更す べきである。 2. 教員公募の際に、ほとんど の大学は特遇限に本学の規 定による」などと書き、具体的 な金額を示さない。特遇を具 体的な金額で振ります。 変更すべきである。	翻送での公募書類の提出は: (1) 海外の優秀な研究者を国内の大学で雇いたい場合、障害となる。国際郵便は手間がかかりすぎである。 (2) 紙質源の浪費である。 また、大学教員の待遇を具体的な金額で提示するのは、雇用の公正性を確保する上で不可欠である。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	ー への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
518	令和3年2月15日	令和3年3月9日	公務員宿舎の廃止	今、公務員住宅が必要か考え てもらいたい。	公務員が、同じ住宅に住まなければならないほどの公務が常にあるのでしょうか。個人が負担する金額もぴっくりするほど低価です。住宅手当を支給して賃貸生を個人で借りることとして記しいです。 一般市民は自分で住宅を探しています。会社員であれば住宅手当を支給さている人もいるし、支給されない人もいます。 住宅に困窮している人のことに思いを馳せることは公務員として必要なことだと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎は、国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置しております。 現在、国家公務員宿舎への入居は、真に公務のために必要な職員に限定しており、宿舎に入居することが認められる職員の類型は以下の5類型となっており、公務のために真し必要な戸敷を設置しているところです。 ①離島、山間へき地に勤務する職員 ②頻度高、保居を作う転勤等そしなくてはならない職員 ③居住場所が信着の途地にも制度されている職員 ③居住場所が信者の途地に制度されている職員 ③居住場所が経済が廃墟、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画(BCP)等に基づき緊急参集する必要がある職員 ⑤国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	国家公務員宿舎法	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
519	令和3年2月15日	令和3年3月9日	文部科学省の縦 割り	様に騙しても文部科学省の指	学則を作成の担当課が学則の内容に反する事を学校がした時に指導するべき、学則は社会への前束と言ったところで、保護者に義務だけ課して守らないなら文部科学者の指導担当課はいらない	個人	人即件子目	学則は、学校教育法施行規則第三条において、学校の設置についての認可申請書又は届出書に必ず記載しなければならない事項として規定されています。 また、学校教育法施行規則第四条において、少くとも記載しなければならない事項が示されています。	学校教育法施行規則	その他	学則には、法令上、授業料、入学料その他の費用徴収に関すること等を定めることとされているほか(学校教育主接行規則第4条)、在学期係設定の目的と関連し、その内容が社会通念に駆乱し合理的と認められる範囲で、学校により様々な事項が定められていると承知しています。 お示しの内容だけでは詳細がかわりかねますが、それぞれの学別に基づ学校の運営に受験がある場合には、まずは当該学校の設置者(国立学校については各国立大学法人、公立学校については各質委員会、大学・高等12各自治体、私立学校については人物育委員会、大学・高等12名自治体、私の事役には、個別の具体的な状況を表示で、当該連盟が学校教育法等の行政規制に反するおそれがある場合には、個別の具体的な状況を表示で、当該学校の所属「国立学校、公立大学・私立大学については文部科学名、私立高校等については各都道府県)に御相談ださい。その内容に応じ、各所管部局において、所管法令及び行政実例等を踏まえて対応させていただきます。
520	令和3年2月15日	令和3年3月9日	妊娠・出産の保険 適用及び居住地 外での支払いこ ついて	適用してほしいです。 (2)自分の居住する自治体以 外で(例:里帰り出産)妊婦健	(1)そもそもなぜ妊婦健診と出産費用は保険適用ではないのでしょうか。「病気」ではないですが、妊娠と出産を保険適用から外したのはなぜでしょうか、少子に対策と矛盾している気がします。 (2)里帰り出産を内居性めたで居住地のでは労働健診を登診した場合、まず全額自分で負担します。 その領収審差待って、今度は自分の住む自治体へ請求をし振り込まれるという流れですが、生まれたばかりの子どもがいるのに、自治体に請求しに行くのがたれたけ大変からおかりでしょうか。 おそらく、の制度自体を構築された方はこの一連の流れを二自分では体験されて事がないのかなと機能とす。 直接病院から各自治体へ請求すればよいのではないでしょうか。そうすれば他の過業業務とさほど変わらない業務フローで行えると思います。 ですが、現行のフローでは、(1)全額自己負担する、余分に現金などを準備する無数(地方の病院ではなかなかんどが)は使わせてくれません) (2)居住地の自治性の思りに対していまが、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	個人	厚生労働省	妊婦健診の実施主体は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項により、各市町村とされています。 そして、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示226号)において、「市町村は、集婦/天等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の経滅で固るため、妊婦の居住地以下は帰職に施尿又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする」とされています。 健康保険制度においては、出産に要すべき費用の経済的負担の経滅を図るための保健条付として、原則42万円の出産管理・時金を支給しています。出産育児・時金制度においては、医療機関の窓口で出産費用を一旦全額支払うという妊産婦の負担を軽減するため、保険者から医療機関等へ直接出産育児・時金を支給する直接支払制度等の制度を設けています。	母子保健法(昭和 40年法律第141号) 第15条第1項等	対応	厚生労働省としては、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」を踏まえ、「里機り出産等における妊婦健康診査公費負担に関する各自治体の取損事例について」(今和2年2月12日厚生労働名子と4家庭局母子保健課事務連絡)を自治体宛に発出し、好事例の周知を行ったところです。 健康保険制度における出産育児一時金の支給については、制度の現状欄に記載の通りです。
521	令和3年2月15日	令和7年3月7日	法制度・通知連 終・審議会、政策 等情報発信の一 元化	設・改定、通知連絡などの発信 信 ・審議会の開設・開催案内・議 事録の公開 ・政策・予算、パブリックコメント、事業公募、助成金等の申 込方法 など、全ての情報発信の一元	ヘルスケア関連事業の情報収集を行っていますが、 毎日各省庁の中を巡回し、コビー&ベーストで情報を集めなければなりません。 審議会の新規開設や申請受付開始、通知通達等の情報がニュースに上がっていない。ことなども多く、巡回していても気づかない場合が多々あります。 民間の情報収集ツールもありますが高額で、公に公開されている筈の情報の収集にこのような差がつくのは公平性に欠くのではないでしょうか。 ガイドラインや各種規制に違反しないためにも、 事業を成長させていく上でも、 公正で分かりやすく、かつ事業者にとって効率的な形での情報免債を求めます。	個人	デジタル庁	各省庁の施策等に係る情報発信については、各省庁において適切に実施されているものと承知しています。	なし	現行制度 下で対応可 能	RSS配信等のブッシュ型通知については、デジタル庁をはじめ既に導入済みの省庁もあるものと既知しています。必要に応じて、各省庁で判断するものと思料されます。また、パブリックコメントについては、既にergovにおいて情報発信の一元化を行っており、監督官庁を横断にたカテゴリでの検集等の可能です。なお、政府ウェブサイトにおける通切な情報発信については、現在、デジタル庁において見風しを進めているデジタル社会推進構造イドラインである「ウェブサイトガイドライン」及び「ウェブコンテンツガイドライン」に盛り込むことを検討しています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
522	令和3年2月15日	令和3年3月9日	レジデンストラックについて	ラックやビジネストラックを始め	時間の短縮になることはもちろん旅客からの質問に対しても的確に回答できるようになると考える。現場では判断しかねる事象に関しても解決出来ると考えられ、より効率的に検疫業務を遂行できるようになるのではないか	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日以降、感染が拡大している国・地域を対象に、外国人の入園を指否したり、検疫での検査を実施したりするなどして、政 存金体で水解が更速能できました。 そうした中で、令和2年6月以降、感染状況が落ち着いており、日本と協議が整った国・地域との間で、レジデンストラック・ビジネストラック制度として、ビジネス上必要な人材等の国際的な往来が再開されました。また、令和2年10月1日から、レジデンストラックについて、ビジネス上必要な人材等に加え、富学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とするとともに、全ての国・地域における同様の対象を言ついても、新規人国を許可することにおりました。さらに、令和2年11月1日から、日本在住のビジネスパーソンを対象に、全ての国・地域の短期からの帰国・再入国時に、ビジネストラックと同様の14日間待機の緩和を認めることとしました。なお、緊急事態宣言が解除されるまでの間、ビジネストラック等の制度は一時停止されております。	なし	検討を予定	レジデンストラック・ビジネストラック等の制度についての対応要値を共有するなどして、 空港の窓口にいる検疫所職員の習熟を深めるとともに、職員の雇い上げ等による増員 により、円滞に対応できるように努めてまいります。	
523	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	すよね。 情報あるのに、もう一度、名前	法律に今なってるので、改正するしかないのでしょうけど、昭和、または、その前からのものって、その時は、その方法が最善だったんだと思います。 各役所の毎年のデータを活用や、各世帯の把握、まとめをするとかはどうでしょうか? そんなに、簡単なことではないのかもしれないけど、ちょっと、また、これきたな一まだ、これやってるんだーという思いになったもので、できれば、よろしくお願いします。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
524	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議会員の任命方法について	(1)会員の推薦による任命でな 〈各分野毎に学者の選挙で選 出する方がよい (2)立候補可能は准教授以上 からとする	(1)日本学術会議の推薦や首相の拒否が国民に疑念を持たれないようにするため。 (2)若い優秀な学者を採用できるように ※ただし、この組織に残金をかける費用対効果がなさそうなので廃止でも いいと思う。又は新組織の設置	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達 を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大 臣の所轄とされています。 会員は、日本学術会議が優れた研究又は業績がある科学者のうちから候補者を選考 して内閣総理大臣に推薦し、この推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命することとされ ています。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkal/kanji/pdf25/siryo305-tyukanhoukoku.pdf	
525	令和3年2月15日	令和3年3月9日	学振特別研究員 の手続きの押印 廃止	行う手続きのほとんどで、根拠の不明瞭な中印が東天されるので、廃止をお願いしたいです。 ・特別研究員が行うまでははのあり、うち37に押印がでいましていましていましていましていましていました。 ・特別研究員が行うからいましていましていました。 ・中には、指導教員を大学院 ・研究科長の印が必要な手続き ・あります。 押印の根拠は必ずしも明確で はありません。 ・研究員や大学教員が研究に	(1) 研究員を研究に専念させる・押印が必要なために、様式の印刷・押印・必要な場合)手元に保管するための書類のスキャン・郵送が必要になっており、手続きのたびに、多大な時間と割きます。法的根拠のないものについては、押印を廃止することで、この時間を省きます。法的根拠のないものについては、押印を廃止することで、この時間を省き、研究に専念させることができます。 (2) 大学教員を研究に専念させる: 手続きの中には、指導教員の押印が必要なものあるため、その廃止により、大学教員の研究時間を確保することができます。 (3) 研究員が将来研究職を目指すことを促進する: 学振研究員に要求される、押印をはじめとする規算な手続きが、研究員として規定を目標な手続きが、研究員として規定を目標を目標を手を経験すると、大学教員に要求される維務の多さが想像され、日本で研究者をしても研究に事念できないだろうという懸念を抱かせます。 (4) 留学生・外国人研究員を名似態の障壁をなくず押印をはじめようる規算な手続きが、学振研究に専念できないだろうという懸念を抱かせます。 (4) 留学生・外国人研究員を名似態の障壁をなくず押印をはじめとする規算な手続きが、学振研究員の留学生を当感させています。手続きは、本国で研究をするよりもはるかに規算であるため、留学生を日本に招く際の障壁になります。	個人	人即件子目	特別研究具本人は、署名をもって押印を省略できるため、基本的に押印は不要ですが、 受入研究者(指導教員) 及び研究機関長(大学院研究科長) は、基本的に押印が必要で す(令和2年度中に新たに設けた様式等については、特別研究員本人のほか、受入研 究者についても、著名をもって押印を省略できます。)。	なし	対応	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に関する手続については、今和3年度から、ウェブシステム及び電子媒体での提出を可能とするスキームを導入し、同年度中のできるだけ早い段階で、特別研究員本人、受入研究者(指導教員)及び研究機関長(大学院研究科長)の押印を不要とします。	
526	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査のデジタル化	紙を担当者が各世帯を訪問して対面で説明して記入後回収するのを基本にしているのを、インターネットで回答を基本にして、希望者にごけ紙を送付するように改定する。		個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提室			所管省庁の村	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
527	令和3年2月15日	令和3年3月9日		書整備等五か年計画」策定に ともなう地方財政措置がある が、確実に学校図書館の充実 につながるようにできないか。	平成29年から「学校図書館図書整備等五か年計画」として学校図書館を充実させるための財政措置がされている。ただ、使途を特定しない一般財源として地方自治体に措置しているため、財政が観しい各自治体では中々学校図書館の充実につながっていない。学校図書館図書標を選成のため、原案不ごいては厳し、使制されるが、古べまったの更新がままならない。せっかくの多額の財政措置が本来の目的に使われないのであれば意味がない。	個人	文部科学省総務省	「学校図書館図書整備等5か年計画」(平成29年度~令和3年度)を踏まえ、同計画に基づく学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞配偶及び学校司書の配置に必要な経費について、地方文付税措置を講じております。 文部科学省においては、学校図書館の図書を鑑売支来、新聞配備の促進、学校司書の配置に必要を発力を表しまいては、学校司書の配置に必要を編先来、海田保備に保持した。 を発出するともに、リーフル・を作成して、金国の教育委員会と年本、通知を図っています。 基館担当指字主事連絡協議と開催し、行政説明の中でこの「5か年計画」や地方財政措置の内容について説明を行っています。	なし	現行制度 下で対応可 能	地方交付税については、地方交付税法において、「使途を制限してはならない」と規定されており、具体的な保急についてはそれぞれの地方団体の判断に委ねられておりますが、図書は児童・生徒の学習を進めるうえで必要不可欠なものであり、今後とも、関係会議の場などを活用しながら、各学校の設置者において必要な予算が確保されるよう役してまいります。 また、各自治体内の学校間の資料共有システムについては、地域の実情に応じて、各学校の設置者が判断していただくものと考えています。
528	令和3年2月15日	令和3年3月9日	官公庁に出す見 積書や請求書に ついて	管公庁との取引・契約における「見務書」「結束書」「本の様なの様なの様とや事業者向けマニュアルの公開	官公庁に見積書や請求書を出す際に、フォーマット等が存在せず必要な 記載項目が不明で混乱します。例えば見積書の宛先は支出負担行為担 当官で、請求書が官署支出官策に等は説明されない限りおかりません。 また民民取引には代表者の優勝、氏名を省略しているため、20ヶ円に はハンコで代表者を記載しなくてはなりません。少なくとも必須項目がある のな。すべての宣介によれがる「統一的なマュフルやフォーマット」 を作成すべきです。そうすることでしり込みしている新規の事業者の参え が従され、経費の削減につながると考えます。また法的根拠がないのな ら、男根書等にも代表者の記載は省略しても差し支えないと考えます。社 会通念上、見積率や請求書に代表者の氏名が記載されなくても、権限の 行使は可能と考えます。	個人	財務省	官公庁への見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者 名の記載の要否等)については、会計法令上定められていません。	なし	現行制度下で対応可能	官公庁への見積書・請求書の提出や代金の請求方法(見積書・請求書の宛先、代表者 その記載の要否等)については、会計法令上変められておらず。必須の記載事項も特 にありません、そのため、見積書・請求書への代表者の氏名の記載の要否も各府省の 判断となっております。
529	令和3年2月15日	令和3年3月9日	ドの充実による国	イナンバーカード利用による国	今回の国勢調査内容であればマイナンバーカードの充実により行政サー ピスとの連携で不要になる部分があり、インターネット回答であれば国勢 調査事務も簡素化され経費の節減となると考える。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
530	令和3年2月15日	令和3年6月16日	外国人労働者新法案	に帰ってもらって、日本国内を 整理する、その後受け入れる のであれば、国別制限、人数 制限をする。 大能実習生が妊娠した場合、 労働で来ているのだから、祖 国に帰ってもらう。 受け入れる場合、厳重に審査 を行う。 コロナで職を失った日本人が	展作物、東高等の盗難が続いています。外国人のコミュニティで売買されているのを確認されています。また、書籍なども流出しています。これらの犯罪に外国人が関わっているのは明白です。 展作物、家畜、推商などの指導額が多大では、これでは、 技能的な事も混出して、経済的ダメージも計り知れません。 郷を失った日本人を置う事による刈りれは、経済的に完裕が出来れば子供を作らうと思えます。経済的不安から子供を育てられないと諦める人が 多数です。 小国人ばかりが犯罪をしているとは高いませんが、やはり習慣などが違う ので、治安悪にも懸きされるので、子供を安心して育てられないと思って 日別補限人がもいのは確かです。 国別補限人がもいのは確かです。 日別補限人がもいのは確かです。 また、労働で来ているのだから、技術で働けないのであれば祖国に帰ってもいないと思った。 を知止する事にもつながります。 また、労働で来ているのだから、技術で働けないのであれば祖国に帰ってもうのがは仕方ないと思います。犯罪を犯した実習生も強制法遣し、再 人国的に暴血で契約すべきです。	個人	法務省 厚生労働省	果工宗第一項第一号の基準を定める省等(平成2年法務省等第16号)において定められています。 さらに、懲役又は禁錮に処せられた者については、出入国管理及び難民認定法第5条 第1項に対して「時の16元、第24条においては土地利の対象し、アウルとかています。	出入国管理及び難 民誌定法(昭和26 年政令第319号) 民誌定第二名章 民誌定第二名章 定立人等章 定定之名章 (10号)	i まその他	外国人労働者の受入れの在り方に関する政府の基本的な方針は、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に質するという観点から、積極的に受け入れていたというものです。 一方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについてはニースの把握や受入れが与える経済的効果の診証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件とと雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況。受入れによる意業事義との影響、ラドト人れる場合の創むな性組み、受入れに年う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であると考えています。なお、刑法等の罪により整役以は禁錮に必要ともれた外国人等については、出入国管理及び盟民認定法第5条1項において上陸の拒否、第24条において退去途割の対象とています。 技能実置生の妊娠については、技能実置生には日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されることから、妊娠等を理由として技能実置生を解雇等不利益な取扱いをすることは法律により禁止されています。
531	令和3年2月15日	令和3年3月9日	東京国税局にお けるコピー用紙の 統一について(行 政改革)	東京国税局査察部において、 局長及び次長等への決載文 春を印刷する際・通常使用す る再生紙よりも上質な紙(以 下、「上質紙)と呼ぶ)を使用す ることとなっている。 国税局全体で用紙を統一すべ きである。	提案理由は以下の2点 1 次のとおり、コストが削減できること 1 次のとおり、コストが削減できること (2) 日期時の事務が単純化する(人件費削減) (2) 日期時の事務が単純化する(人件費削減) 2 次のとおり、上質紙を使う理由がないこと (1) 書類の保存に関して、心失数を実は再生紙で印刷することから、当 訴決戦文書のみ上質紙である必要がない。 (2) 局長及び次長等も国税局内部の人間であり、納税者や国会議員等 (ご向号及び次長等も国税局内部の人間であり、納税者や国会議員等 (ご向号及び次長等も国税局内部の人間であり、納税者や国会議員等	個人	財務省	東京国税局においては、温室効果ガスの排出抑制のため財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。 一方、個別・例外的に、各部課で上質紙を使用することが必要な場合は別途購入しており、上質紙の使用を禁止する。ためな規定はないため、使用するコピー用紙の種類については各部課において必要性等の観点から判断をしております。	-	対応	東京国税局においては(制度の現状に記載のとおり)、温室効果ガスの排出抑制のため 財務省が定める計画に基づき、コピー用紙として再生紙を一括購入し使用しております。 内閣府より連絡のあった令和3年2月15日以降、査察部において作成する資料について も、財務省が定める計画に基づき一括購入している再生紙を使用することとしました。
532	令和3年2月15日	令和3年9月10日	学内郵便の費用 対効果	学内郵便で回すものを個人間 のものはオンラインに切り替え でほしい。 が新わためだけに、封筒に入 れポストに入れ、学内郵便の 集配を待つ時間は無駄です。	起案書や決済書類などの捺印が一通り集まらないが故に、学内郵便内で 同じ書類がくるぐる周り、その度に郵便物の仕分けを大学職員がしなければいけない理由がわかりません。 仮に自分が能力っている起来基ならまだしも、他人の起案書を持ち運びさせ、学内郵便を持って仕事しなければいけない理由がわかりません。 ましてや、学内郵便を持って仕事しなければいけない理由がわかりません。 ましてや、学内郵便の仕分け作業を障害者用枠の人に一般に振って、 どんなハンディキャップがある人に対しても郵便物の仕分けをお願いして いるあたりに蔑視や差別を感じました。 ダイバーンディを全面に押し出ている割に、中身は大学職員の面倒な 仕事の押し付けにしか見えなかったです。 料子作業が減らせるなら、オンラインでの起案書のやりとりを増やして学 内郵便を減らしてほしいです。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。			
533	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校にお けるネットワーク 環境	防衛大学校のネットワーク環境と防衛省のネットワークタステムとの分離をお願いします。	防衛大学校では機密情報を扱っていないにも関わらず、すべての教官が 防衛省の共有システムを使用する必要があるため、Web会議やオンライ ンストレージ等のクラいサービスを使用することができません。 そのため、オンライン開催の学会や会議等の出席、運営に支障をきたし ています。 このままでは、教育研究機関としての機能を維持できません。	個人	防衛省	現在、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年7月25日。サイバーセキュリティ戦略を部決定)等に基づき、防衛省では、接続するインターネット接続 口を統合、集約し、集中的なセキュリティ監視を行うなどの取根を行っており、その一環として、防衛省本名に置かれる施設等機関の一つである防衛大学校の電享機システム して、防衛省本名に置かれる施設等機関の一つである防衛大学校の電享機システム も、防衛情報連信基盤(DII)に加入し、セキュリティを確保しています。DIIに加入するシステム上では、原則として、ウェブ会議サービス等の約款による外部サービスの利用は認められておりません。	なし	対応	令和2年秋より、部外学会等へのオンライン参加が可能なタブレットを本省内部部局より 貿与するとともに、防衛大学校内においても学会参加のための専用指来及びWiーFiの 整備を開始し、各和2年10月末 時点で既に一部利用可能しなっています。 令和3年度当初からは、すべての教室が部外学会等へオンライン参加可能となるよう WiーFiネットークを利用することのできる環境が整備される予定となっております。 更に引き続き利便性の向上を検討していきます。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
534	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防衛大学校教官 の業績評価	績を評価する方法を研究機関 として国際的に妥当なものにし	防衛大学校での教授職等への昇進には、論文の敷を基準にして行われていますが、実際には日本語の論文や、国際論文誌としては設備されていますが、実際には日本語の論文や、国際論文誌としては設備されていますが、実際には日本語の論文と、国際論文を出ています。そのため、論文の資金兼他、実活を強力で表現されています。そのため、論文の資金兼他、実活を対して、文料名料学技術政策研究教との大会として、公園をは、大学では、教授になってる勢官の多数がそのような財際油文を1かまます。また、科研費をの競争的研究を通りません。また、科研費をの競争的研究を通りで低いため、獲得が難し、教育が大多数です。とらし、一般的しは科研費の実績は研究者としての評価に繋がしますが、評価する側の教授が獲得した経験がないため、担係の大学でも研究水準の高い大学では、日本語の論文は教養の変積として記述のは、教育要を提供しても防衛大の下の第一体の大学では、日本語の論文は教育の業績として扱わないところもあり、科研費の獲得実績は教員の評価対象となっていますが、野価する側の教授が獲得した経験がないため、相の方学でも研究水準の高い大学では、日本語の論文は教員の実績として扱わないところもあり、科研費の獲得実績は教員の評価対象となっています。このままで世界の研究水準の高い大学では、日本語の論文は教員の実績として扱わないところもあり、科研費の獲得実績は教員の評価対象となっています。このままで世界の研究水準の高い大学では、日本語の論文は教育の業が表しています。このままで世界の研究水準の高い大学では、日本語の論文は教育の表情にないます。このままで世界の研究水準の高い大学では、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表しませば、日本語が表は、日本語が表しませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が表もませば、日本語が、日本語が表もませば、日本語が、日本語が、日本語が、日本語が、日本語が、日本語が、日本語が、日本語が	個人		教官の評価にあたっては、論文や科研費の実績を含む研究業績、教育の実績及び能力、人物等を総合的に審査しているところであります。このうち、論文の評価については、研究業績として計上した論文について、所属学会(学協会を心会員数、学会の特徴等)・や論文の規模等(視数誌、発刊所、査読の有無、また、科研製の評価については、研究を含む表したころであります。また、科研製の評価についるところであります。また、科研製を含む競争的研究資金を別籍した実績を評価しているところであります。 なお、防衛大学校における科研費(平成21年度より応募年開始)の採択率は、平成29年度、過去最高の約40%(29件/72件、全国第5位)となりましたが、近年は約30%と減少傾向にあります	なし	検討を予定	教官の評価については、将来の幹部自衛官となる学生を育成する機関として、グローバルな人材育成の視点等を含め、引き続き、適切に評価を実施して行て所存です。また、科研費については、校内の科研資保保美術がある複数の管目よる説明会支施、科研費の採択率の高い大学、採択実績のある国立研究所へ研修に行など、成業件数及び採用率の向上を目出、研究省に対して利研費の応募を呼び掛ける働きて実施し、優秀な教官を安定的・継続的に確保していく所存です。	1
535	令和3年2月15日	令和3年3月9日	自転車防犯登録 の透明化	絡すると、道路管理者の方に	自転車防犯登録を管理している団体自体の連絡先が広く市民に知らされていない。 盗難された場合団体に連絡すれば、番号で検索し警察と連携して早く発 見してもらえると考えられる。	個人	警察庁	自転車防犯登録の制度は、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資 するため、都道府県公安委員会から指定を受けた団体(以下「指定団体」という」が、自 転車を利用する巻の申出により、登録かードを作成するとともは、三数時出に係る自転 車に登録番号機を表示して、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し、又は 通知する制度です。 登録事項等は、指定団体から都道府県警察に通知等され、警察において、放置自転 事等の盗難されて可能性のある自転車を発見した際に迅速な盗難被害の確認や自転 車等の盗難されて前性の大力を指述を発した際に迅速な盗難被害の確認や自転 車の還付等のため活用されているところです。	法律(昭和55年法 律第87号)第12条 第3項 自転車の防犯登録	現行制度 下で対応可	引き続き、警察において、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に努めてまいります。	
536	令和3年2月15日	令和3年3月26日	NHKの分割民営 化	NHKを民間部門と公共部門に 分割する。必要最低限の公共 放送を維持し、受信料を300円 程度にする。公共部門は、広 告収入で運営する。	提案が実現した場合、受信料が劇的に減少し、国民に多大なメリットが生じる。 NHK等の反対に合い、この改革は非常に困難だと思うが、河野大臣の手腕に期待したい。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第15条及U 第16条	対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組よる国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
537	令和3年2月15日	令和3年3月26日	公共交通機関等 の多言語表示の 見直しについて	現在、公共交通機関等では4 か国語表示が多いですが、頻 鍵で見づらいです。これを日本 能と英語表示等なるべきです。外国人にも行先や地名な ・支語で分かります。 実際、外国人のほとんどは、 スマホアブリで調べてるのでま ません。	電車や駅、道路等の表示や掲示で4か国語は、かえってごたことに見 づらくさせています。4か国語表記のうち、特に韓国人は、日本人より英語 ができます。1をはたいグルでなくでもローマデで理解できます。中国 人は、ローマ字のほか漢字もあります。 ストルシネリンとウや万様で世界中から観光客がくるので、ハングルと 中国語表示は、ほかの外国人や他県の日本人から見ると、かえつて報度 にさせてしまうので、なるべくングルに表示す。大きです。英語は世界共 通語なので大半はこれで済みます。実際の外国人はスマホアブリで調べ ていますので、支険ありません。 多言語表示が必要なら別途、駅や観光地、宿泊施設にガイドマップやガ イドプックというかたらで、取情内、観光施設、ホテル、指中案内所等に設 置配有すれば表みます。この方が観りです。 4か国語表示の理由は、お日に中国人や韓国人が多いかもしれません が、世界を見れば、スペイと指、アラビア語、フランス語の方がハングルよ り普及しています。また中国と韓国がを済門題でおりません か、世界を見たいングルに特化して、町中に表示する必要性がありません。 中国語とハングルに特化して、町中に表示するととは治安と安全保険上 中国語とハングルに特化して、町中に表示する必要性がありません。 中国語とハングルに特化して、町中に表示する必要性がありません。 中国語とハングルに特化して、町中に表示する必要性がありません。 中国語とハングルに特化して、町中に表示する必要性がありません。 東島にいてす。 最後に、日本人旅行者として言わせてもらいますと、地方から東京、他県 に行った際も、4か国語表示は頻能でわかりずらし、地名は地域独特の 呼び方があるので、漢字だけだと読めないためローマ字併記のほうが分 かりやすいです。	個人	国土交通省	観光庁では、平成26年3月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定し、訪日外国人旅行者への情報提供の指針を定めているところです。 ガイドラインでは、情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、「施設特性や地域特性の視点から、中国語又は韓国語等の表記の必要性が高い施設については、特報提性や報明題がない場け、中国語又は韓国語を中心を変とされる言語(例えば、タイ語、ロシア語等)を含めた表記を行うことが望ましい」としており、公共交通機関等における多言語による情報提供については、各事業者が必要に応じて導入を判断しているものとなります。	なし	現行制度下で対応可能	本ガイドラインでは情報提供に係る言語は英語を併記することを基本とし、その他の言語の記載については事業者の判断に要ねられております。	ī

	所管省						提案			所管省庁の	検討結果	
番	そ への検 要請日	ii Im いキレa	日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
533	令和3年2月	15日 令和3年3月	26日 4	農林と国土交通 右の工事の積算 単価	工事の積算単価の違いや書 類の整備の無駄	同じような工事で各々の管理の仕方や積算金額が違う。また、写真を 接って資料をいくつも作成しているが、今時はビデオや音声データで十分 な気がします。管理者に工事を行うより書類を作成する方が重要と思わ おます。作成した書類は本島に必必要か?また、どのような時にとの他の 頻度でそれを活用したり調べてもらった方が良いと思う。もし頻度が過か ならなても機かる方法を考えては、無駄な作業が無くなります。また、建 設業法で資格者の専任などありますが優秀な人間であれば現場を複数 管理しても良いでは?それぞれ能力は違うのですから生産性の向上に なると思います。	個人	農林水産省	国土交通省の中の、一見原に種類に見える工事であっても、工事目的物の規模や現場条件が1 つ1つ異なるので、発注にあたっての積算金額(予定価格)や施工中の管理方法は一般的に異なります。 【資料作成】 工事書類は、施工中・完成後に、確実に施工されたことを確認するために必要なものです。 予異管理基準(素)においては、「写真を検慮と続か替えることも可とする)等、工事書類簡素化	整備保全事業工事標準仕様書、漁港 漁場関係工事共通 仕様書等 <国土交通省> 建設業法第二十六	生 (国省) (国省) (国省) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	〈農林水産省〉 【資料作成】 今後も受免注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。 〈国土交通省〉 【資料作成】 今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き基準類の改定等による工事書類簡素化を進めていきます。 「建設業法第二十六条の規定により専任が求められている監理技術者又は主任技術者についてはいいては、今後、業務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について監理技術者については、今後、業務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について関連・検証しく和3年度予算案に計上中、安全や高質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいます。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等について検討してまいます。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等について検討してまいます。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等について検討してまいます。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等について検討してまいます。また、主任技術者の職務の実態やICT技術の活用状況等について検討が必要になります。
53	令和3年2月	15日 令和3年3月		P T A適正化に向 けた行政への要 望	お助団体が増えている。打政 と社会教育関係団体の相互依 存関係が変わらず残っている が、やめるべき。親が感じる 問題を話し合ったりできる団体 に変わるべき。そのためには、 学校単位の関係でよるでき	東京都墨田区です。 区からPTAに適正化を働きかけてもらっても改善されない、PTAや町 会に全負加入が前港でシステムが出来ている。学校ごとに対応にばらっ きがある。任意周知も加入意思確認を行われていない。未加入だと、PT 人主権のイベントに参加できない、配布動が買えない。学校が子ども会に 名簿を渡し個人情報条例違反とした。子どもを選会したらを受しない えなくなった。その場合、保護者が付き添わなければならない学校があ 。校長がPTAを選会せてくれない学校もある。くび目で受員を強制 的に割り当てる、非氏生的な手法が行われている。退会方法が規約にな い。文料省から通知が各自当体へいっているはずだか、守られていない。 法要、人権侵害とも感じる。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。			
54	令和3年2月	15日 令和3年9月		介護職処遇手当 記分について	当を施設判断の配分ではな	現在介護処遇手当や特別処遇手当は施設判断での配分となっておりますが、家族経営等の施設では、不平等な配分になっている事が多く、介護福祉士を取得してもあまり結料差がないのが現状です。 先日の介護慰労金のように個別に給付する。もしくは配当分配を明確にしたものを国から提示し、今回の施設への手当分では支持検保有での方にはこの金額を、資格保有者ない方護職員にはこの金額を・必いった形にしてもらえないでしょうか現状としてが護職員にはこの金額を・必いった形にしてもらえないでしょうか現がというが選供としてが選組士士を取得する際にも今は実務者研修で10~20万円現がという職員が増えております。 また処遇手当の思恵が施設判断配分のため処遇手当開始後とどの職員大大差ない状況であり、離職もく新しい人材も未ない状況が続いております。 アルバインサンし多いかなというでらいの月給者が多く、まとまった体みも取れず、疲弊している職員も多い仕事なので金銭面的にも余裕がないと何条の介護業界は先が見えない状況かと思います。	個人	厚生労働省	介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたる改善に加え、令和元年10月からは、公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護権能社・の責格を有する介護職員に重点 化を図りしつ。更なる処遇改善を実施しています。 この更なる処遇改善においては、・経験・技能のある介護職員において、最大8万円相当又は役職者を除く全産業平均水学までの給予機を行うことや、平均の資金改善額の配分ルールについて、経験・技能のある介護職員は、その他の介護職員が高くすることとし、力援職員以外の職種は、その他の介護職員の2分の1を上回らないことといったルールを設定しています。 なお、処遇改善に関する加算については、事前に事業所から処遇改善に同けた計画の提出を求め、事後に実績報告を求めることにより、介護職員の賃金改善を担保しています。	に要する費用の額	現行制度下で対応可能	処遇改善に関する加算について、取得支援をよりきめ細かに進めていく観点から、令和 3年度予算において、加算を未取得の事業所に対し、資金体系の整備や届出手続等に 係る個別の支援等を強化していくことしています。 介護職員の賃金は、労使間で自律的に決定されるべきものであり、事業所ごとに職員構 成が異なることから、経験・技能のある介護権社士の資格を有する介護職員に重点化した処遇改善を図ること加え、国が一様に賃金改善の水学をお示してみことは、適当で た処遇な書を図ること加え、国が一様に賃金改善の水学をお示した政格を進めることで、 介護職員の処遇改善を着実に図り、長く働き続けられる環境整備を進めてまいります。
54	令和3年2月	5日 令和3年3月	9日 豆	里親認定につい C	里親認定を全国統一にしてほしい	子供を助けたいと、県の里親認定研修をうけました。しかし、引越し、転動で県外に出るたびに、研修は、やりなおし、委託児童とはさけき縮されるのが現状です。 自営や小さな小売店とかじゃない限り、転動は、あります。公務員だっておなじです。その都度やり直しは経費の無駄だとおもう。	個人	厚生労働省	「養育里税研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児免第0331009号)等に基づき、各部退除県等にて研修を行っているところです。 加退用保等を選及て移動する方については、お認証保拠却率が適切に養育ができると認定した場合には、研修科目を免除する等の対応を行っています。	児童福祉法第六条 の四	^支 対応不可	里親研修は、 - 里親研修は、 - 里親研修は、 - 里親研修は、 - 連親制度をはじめとする社会的養護の現状や - 養育上必要なスキル を学ぶだけでなく。 - 地域における子育で支援サービスのご案内や - 里親会活動等、地域の支援者や先輩里親との関係構築 - も含まれており、全間からは困難です。 ただし、里親認定に係る是親の負担軽減は重要と考えており、「養育里報研修制度の運営について」(平成21年3月31日屋児発等の33109号)等において、都道府県知事が適切に養育が定ると記定した場合には、研修利目を免除する等の対応を示しており、また、研修に係る経済的負担がなくなるよう補助を実施しています。

	所管省庁	回答				提案 主体 所管省庁 制度の現状		所管省庁の検	討結果			
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
542	令和3年2月15日	令和3年7月20日	理学療法の学生 に対する臨床実 習指導や者かいない が多く、手本を見 せるような教育的 でない現実	優しくアドバイスが多いです。 看護では臨床実習者の勉強 の場もたぐさんあります。しかし 理学療法の臨床実習は、教師 にまたまなで生のできない所 を裁している報割り仕会を が多く、学生のできない所 を表している報割り仕会を が多く、学生の人権を無拠し いる知ったかぶりの指導所 所々にいます。実習場所により、いどめ、パワハ ラのような条数を受けるのを がまんしている面があり、先輩 も乗り越えてきたから、これで に続があり、数字を	高齢化の日本で、理学療法の分野は質の良いものになってほしいで す。また、志している人に他の医療の分野の教育のように、段階的に成 長できるよう学生に責任を負わせず指導者自らが、真似される予本にな る意識で理学療法教育の意識なを願います。江戸時代かと見よう な、挟移をしても足らないと、挨拶の強寒、気遣い強寒、初日から、邪魔、 別いて!と大人数に注意を学りもなど、人様を否定されながら実置している人もいます。専門的な事を教えてほしいのに教えてもら がら実置している人もいます。専門的な事を教えてほしいのに教えてもら がら実置している人もいます。東門的な事を教えてほしいのに教えてもら がら実置している人もいます。表は、北彦党関係の対のパワッ方が、中には あり、おとないい学生には見えないいじかを受ける事も、学校は、学生の 実持ちを理解していても、実置とせてもらう立場で強に含まないのが、現実 実持ちを理解していても、実置とせてもらう立場を決しないと、変な達 意を継り返すと思います。私は、北彦党関係の関係文書に上でがは、完まで には立派なる病路に導る者が、大きないと、大きないます。といった。大きないます。といった。大きないまないまた。大きないまないまないまない。大きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	個人	厚生労働省	理学療法士の養成においては、適当な実習指導者のもとで臨床実習を20単位以上行うこととしています。 養施施設は、臨床実習を体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理 等を行う実習調整者を1名以上配置することとしています。 臨床実習機能は、単位40時間の実習をもって構成することとし、実習時間がに行う学習 等がある場合には、その時間からかて名5時間以らとしています。 実質指導者は、単年機法に関して相当の基態を有する理学療法士で、免許取得後5 年以上素別で乗し、かつ、厚生労働省指定の施床実習指導者請留会等を修了した者 としています。 実習出導者の対比は、2対1程度が望ましいこととしています。	理法法是 (本) 理法法是 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	対応	理学療法士の養成については、理学療法士を取り巻く環境の変化に対応するため、 成20年度に「理学療法士・作業療法士学校養成施設力)トキュラム等改善検討会」を設 し、教育内容や総単位数・施定業習のなり方などの裏値とを行いました。 当検討会の報告書を認まえ、平成20年10月に理学療法士作業療法士学校養成施設 指定規則等の改正を行い、各別2年4月日から適用されています。 施床実習りまな見重し内容として「お以下のとおりです。 施床実習のまな見重し内容として「お以下のとおりです。 ・施床実習「他の時間数」こかで、器師など時間外での学修が多い状況を考慮し、 習時間がに行う学修も含かて45時間以内と規定。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	置実
543	令和3年2月15日	令和3年7月20日	75歳時の健康保 険料支払い	75歳から後期高齢者健康保険 に移行しますが都道府県所管 のため北線までの国民健康保り 行政です。本人はこれまでの 観行引き落とし契約の再契約 手続きが求められます。独居 去人は無理から取りました。 口座情報を市から東に通速 シームレて下さい。	75歳の健康状態がどうなっているか分かりませんし、キャッシュレス化に 逆行してます。	個人		口座情報を全国一律で国民健康保険から引き継ぐことができるようにすることについては検討を行いましたが、主に次の点で課題があると考えています。なお、各地方公共団体が変める個人情報保護条例に基づき、それぞれの地方公共団体で対応いただくと、選上支えありません。 「国民健康保険と後期高齢者を獲制度では、納付義務者が異なる(国民健康保険)世帯主、後期高齢者医療制度、後保険者本人」とに加えて、納付義務者と実際の納付者は同一でないことから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付者を潜名と実際の納付者が同じませた。というに、日民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付者が高りません。というに、日本保護の申込書の提出を指する場合であっても、後期高齢者医療制度の移行時において日産援替を継続するためには、本人同意書の提出はなおも必要であり、書面での手続が必要という点では、必ずしも被保険者の負担軽減は図れないこと	108条第1項	その他	地方公共団体宛てに、被保険者が75歳に到達する前に、口座振替の申込書を郵送す とともに、郵送による口座振替の申込書の提出を受け付けるなど、口座振替手続きの 素化に向けた取組を推進してもらうように通知しています。	る箭
544	令和3年2月15日	令和5年4月14日	【選挙費用のムダ 削減】投票ト級を マークシート形式 にしてOOR化	の削減↓	投開票ついて、確かに曲がりにく続を使うなど、投票用紙の改良や、一部 機械化が動められています。 しかし、基本は、千書きなので、読み取る機械自体が高額で、人手による 開票が多りのが実情です。 しかし、センター試験のように、投票用紙をマークシート形式にすれば、開 票の人件費も削減でき、今よりスピーティーに開票できなにより、選挙の 度におきる、開減の件う人為まった歳るものと思われます。 さらに、投票者にとっては、塗りつぶすだけなので、漢字などの記述ミスが なくなります。 いずれ、電子投票になるのかもしれませんが、それまでの間は、長年の 実績があるマークシート形式にして、投開票の効率化を勧め、選挙費用 のムダを削減いただきたいです。 ●開票機械 https://mainchi.jp/senkyo/articles/20190717/k00/00m/010/018000c ●開票と表 ・開票と表 ・開票を表 ・開票を表 ・対策を表し、・対策を表し、・対策を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	個人	総務省	補者の比名が出場されており、これに寄いしの配号を記載することによって投票する方 法であり、投票の有効無効の判定が比較的容易であり、無効投票の減少、さらには開票 事務の簡素化に資するものです。 また、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、条例の制定によって、電 磁的記録式投票機を用いて投票する方法(電子投票)を導っすることが可能となってい ます。電子投票は、紙による投票の場合に坐じている疑問果や無効票が生じなな好」 砂栗の番料と乗る半新地を用いるとしている時間果や無効率が生じなな好」	公職選挙法 第46条の2 地方議員公職の 選挙に対団体の 選挙に対し、 記録式投票が表 が明明が が が が が が が が が が は は は は は は は は	下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、総務省においては、今和2年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子 素が実施で定るよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行ったところであり、地 方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいます。	Ř
545	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	住基ネットで高額の運用費を 委託しているのだから、住基 ネットの印刷等を利用し、転職 等々で変更があれば、そこだ け修整できる様に住基ネットを 有効利用して欲しい	住基ネットの有効利用及び調査員の労務、経費削減	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
546	令和3年2月15日	令和3年3月26日	配布化による調査	記入用紙には市町村コード、 脚準医番号、世帯番号がある ことから、住民黒に基づ譲査 リストがあるはずです。 マイナンバーにみて世帯また が電子入力するよう事前に登 銭に、ログインルやアウセス キーを電子配復してもらえば 拡が無くぐもの後できます。 調査業を配る手間がさきく削 減去れるはずです。 (利来的には、マイナンバー カードを持っている世帯主に 積極的にアナウンスし、電子 域体で調査事を見てもらうこと もできるはずです。 は不要、調査更ののブライバ・シー漏速リスタの排除、いつで もどこからでも入力できる電子 脚走を権し進め、簡便にする ことで回答率を上げてくださ い。	が減ればもっとちゃんとやってもらえると思います。	個人	総務省	国勢調査は、5年に1度、我が国に住む全ての世帯を対象に実施しており、住民票などの届け出に関係なく実際によだん住んでいる場所で把握することとしております。(住民基本台帳に基づして調査を行っているものではありません)なお、マイナンバーは、国勢調査その他の統計調査に利用することは認められていません。		その他	今回の実施状況を検証し、回答者の利便性の向上、調査員の負担軽減に鋭意取り組 んでまいりたいと考えています。
547	令和3年2月15日	令和3年3月9日	関税法違反の捜 査機関	現在、違法薬物の輸入等関税 法道医の事件は税関係的 心でいるようだが、違法薬的 の取り締まり、例えば定義的 取終法道及等の投資は警察 がやっている。事実上同じ輸 入の事実の投資を参数落とき 繋がやっているのは無駄では ないか。	人件費、接套費用の無駄の削減。	個人	財務省警察庁	税関では、不正薬物や鉱砲、知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の密輸入、 盗難自動車や大量破壊兵機関連物資等の不正輸出、更には関税等の股税といった関 根法等の罰則に該当する違反事件について、その事業を明らかにし、犯則行為者に対 して、刑事責任を追及すべ人終察官に免棄する、差しくは情状が罰金州には割する場合 に罰金相当額の納付を求める通告処分を行うための犯則罰査を実施しています。また、 犯則調査にあたっては、事業に応じて、警察とも連携・協力して取り組んでいます。	関税法第11章	対応不可	それぞれの専門性を活かし、税関は水際における調査を、警察は国内の捜査を主に 行っており、業務の重複はなく、不正業物の密輸取締りを効率的に行っています。今後と も、事業に応じ、連携・協力して取り組んでまいります。
548	令和3年2月15日	令和3年3月26日	中古自動車輸出 や保険(必要とな 気情報の取得に ついて	中古自動車輸出や保険には 型式などの情報が必要となる が、全体を通して提供されてい る場所がない。 中古車輸出や船積み保険で は大量の車両を処理する必要 があり、車検証を見て1台づつ 入力する事は不可能である。	を理工場で修理履歴を入力する様になればかなり役に立つ。	個人	国土交通省		道路運送車両法等 55条第2項、第5 55条第2項、第5 第3項、第72条	その他	登録自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車)につきましては、登録情報提供制度を活用頂くことで、中古輸出等の申請にかかる情報や、盗難車等の修査にかかる情報について政治可能です。情報提供利用料金については、登録情報提供規則において実費を動業して定めていると承知しています。また、令和元年5月の道路選送車両法改正により、自動車検査証の電子化及び民間等によるにチンの空き領域の利活用が可能とかったところです。自動車検査証の電子化及び民間等によるにチンの空き領域の利活用が可能とかったところです。自動車検査を関係が05チンプに記録されることとなりますが、自動車ユーザー等において、記録した車検証の情報の閲覧を可能とすることか、技能・登録手続きのオンライン申請(OSS)等に対応できるよう車検証情報を出力することが可能となるアプリケーションを開発する予定で、アプリケーションを無償では多う予定で、アプリケーショとを開発でも予定で、アプリケーショとを開発でも予定で、アプリケーショとを開発を1を対で、アプリケーショとを開発を1を対していては、今和2年6月にとりまと切られた「自動車検査証の電子化に関する検討会」の報告書のとおり、自動車関連情報の行報連携サービスが展開されることを開発しております。 車台番号については、国内生産車においては、JISでの管理を行っている車両が大部分を占めており、NRO分に提問するためになどの管理を行っている車両が大部分を占めており、NRO分に提問するためには保存のIS対応のシステム等を変更する必要があるため、事業者に負担を強いることになると考えられます。
549	令和3年2月15日	令和3年4月16日	SNS内(ツイッター) における性犯罪・ 性暴力被害防止。 また性被害大性を の速やかな教済 活動のための提 案	※インターネット上、特にSNS であるツイッター内の選送有 管情制による性犯罪・仕場司 被のための情報を提供する事。 での公式ツイッターアカウント 信頼を継続的に配信する事。 とののシストップ支援センター を開設し、前が書名のためののシストップ支援センター を開設し、新版書名のためののシストップ支援センター 実際行の性記様を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の手#8031を 記述書の 記述書の 記述書の 記述書の 記述書の 記述書の 記述書の 記述書の	10月4日現在、SNSであるツイッター上にてハッシュタグ「非ひととき融資」「非個人融資」等を複数の開金業者が用い、遠法な融資勧誘を行っています。このうちじひとき融資」は、お金を貸し付ける際に良い条件を示しながら相手にも的関係を求める融資方法で、実際には個人情報や様の画像を盾に脅迫されるといった事態が多く起こっています。また、ハッシュタグ「非ひととも融資」を利用した金を借りようとした女性が、個人情報や様の画像等をだまし取られるといった状況も見られます。  そこで、特にツイッター内での遠法有害情報による性犯罪・性暴力被害を防ぐ、また性犯罪・性暴力被害者教派のための情報を提供する目的する情報を継続的に配信する事で、広く国民に知らしめる事が出来るかと思います。 特に性犯罪・性暴力被害の対象となりやすい10代から30代の女性に向けての遠法有害情報を信をすることにより、注意喚起を促すことができるかと思います。 同様に、性犯罪・性暴力被害の対象となりやすい10代から30代の女性に向けての遺法有害情報を信をすることにより、注意喚起を促すことができるかと思います。 「は813]を公告する目的のボスター類を掲示し広く知らしめる事により議事対象となりやすい世代にき喚起を促すこと前の音の事を掲示し広く知らしめる事により、維善対象となりやすい世代にき喚起を促すこと前できるかと思います。 以上となります。ご検討の程宜しくお願い致します。	個人	内閣府	内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の相談窓口として、都道府県のワンストップ支援センターの運営を支援するとともに、SNSを活用した「性暴力に関するSNS和談キュアタイムを実施しています。また、内閣府別女女師参画局のFBアカウントを活用し、広根・啓発を行っています。 内閣府では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策の強化の方針、(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策の潜力を必要を進めてあり、中の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12~11/26)、「若年層の管発を進めてあり、中の「女性に対する暴力をなく事動」(11/12~11/26)、「若年層のアンストップ支援センター全国共通者等「#881」等の周知を図っています。 書宗庁では、「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)等に基づき、広報等等活動を促進し、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通者号(#8103]の周知を図るなどしております。	なし	对応	SNS、HP、「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12~11/25)、犯罪被害者週間(11/25~12/1)、「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等を活用した周知を図ってまいります。

	所管省庁	回答				提案 計算			所管省庁の村	の検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由		所管省庁	制度の現状	該当法令等	序 対応の 分類 対応の概要	備考
550	令和3年2月15日		ター) 内における、 閣金業者による違 法な融資勧誘及 び違法情報流布	融資対策 ●fsa P2PLIによる 報終的な間急を書への注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	選法と思われる融資広告勧誘を行っています。更にハッシュタグ「非情別、 パク」等的、開発業者と思われるアカウントによる個人情報の無断問い (返済が延滞した借主と推察)が行われています。 現在ツイッター上には、金融庁公式アカウント金融庁個人間融資対策 時sp2P21によって違法と思わる融資動設定が上き意味起がなされて いますが、7月末以降情報発信がされておりません。そのため、一見する と更新が止まっているかのように見えます。 また素人目には、登録器号を示さず勘資勧誘することは明らかな違法 被態に見えますが、現在当該金融庁公式アカウントはリプライによる注意 場起に留まっています。 是非国民の目に見える形で遺法情報発信および、違法状態への警告を 行って頂き、現在SNS上にある危険への警告として頂きたく思います。	個人	金融庁警察庁	【提案の具体的内容に記載されている一つ目の謝提案について】 金融庁においては、同庁公式Twitterアカウント(金融庁個人間融資対策(@) fia_P2D」)を開設し、特和元年11月以降、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行って いる悪資な基心に対し、当該アカウントから直接を通常することで、側別に注意喚起を 行う取組を実施しています(取組の実施状況については、当該アカウントからのよく一般へ回答認することができます。)。 また、金融庁においては、SNSにおける個人間融資について、当該アカウントからの広へ一般への注意喚起のほか、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起のまか、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起を実施しています。  【提案の具体的内容に記載されている二つ目の御提案について】  警察庁が業務を託により運営するインターネット・ホットラインセンターにおいては、インターネット」の違法情報等について、運用ガイドラインに基づき、プロバイダ等への削除依頼等の対の依頼や警察への通報としています。  警察において無登録資金業に係る情報を認めた場合には、事件化、プロバイダ等への削除依頼等の適切な措置を講じることとしています。	-	【提案の具体的内容に記載されている一つ目の御提案について】 金融庁においては、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに ご提案につまっては実施につまった。とかった。とからないでは、Twitterであり、全体的程子の はないこのですることで個別に注意検急を行う取組している、取組したいます。と、今和2年7月 時も継続的に実施してきたとろですが、御提案を踏まえ、当該アカウントからの広くー 扱への注意検起についても積極的に実施してまいります。加えて、政府な個の活象 作べきがよった。となった。とからないでは、またの対象としたアカウントのうち7割以上が削除、建結され などの効果がられていることでではありまずが、本取組の実施をもなる個人間融資 勧誘の書込みを続けているなど、資金業法の規定に延伸する行為を行っているアカウトについては、必要に応じて、捜査当局への情報提供や警告等の対応を検討・実施しまいります。 「担案の異体的内容に記載されているニコ目の御提案について】 「提案の異体的内容に記載されている二つ目のの提案について】 インターネットとの職業に関する情報に対して通知な措置を講託るもめには、当該保 都が違法なものであるか否かを判断する必要があり、インターネット利用者がこうした。 報を発見した場合には、警察へ通報又は金融庁へ情報提供していただくことが望まし と考えます。	富以一関 るのンて 特情
551	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査の見直し	実施方法の見直し	質問内容が、地方自治体に問い合わせを行えば分かると思われる事項のため、実施方法を見直すべきと思慮される。 また、質問内容の大部分が、マイナンバーに紐づけられている事項のため、デジタル化を推進して取得方法を完全自動化すれば常に新しい統計資料として利用できる。 経済的な効果は、調査員に質与している物品がフリマなどに流出しないことから、調査員を語っての犯罪が無くなる。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
552	令和3年2月15日	令和3年3月9日	紙申請の多さ	年金関係が複雑すぎて、毎回 紙での申請が多すぎる。 スマホから申請するとか、今の電子申請は複雑だったりマイナンバーカーが必要だったりマイナンバーのであるようにして欲しい。 あと、もし電子申請してると、無 新さ無を使っているのであれば、ペーパーレスではないので 変えるべき。 また、年金手帳が欲しいのに2 の分以上特たされるのは活 傷。 そして、年金事務所に行ったと に対面で話さなくてはいいでした。 として、年金事務所に行ったと いた。ひとして一変とのできる。	コロナ対策・紙を使わないためエコであるとともに完全非接触型役所を作るモデルになれば、未来志向的にも良いかと。	個人	厚生労働省	公的年金に関する手続の多くは、電子政府の総合窓口(e-Gov)による電子申請が可能となっており、e-Govによる電子申請では、スマートフォンから、申請自体はできませんが、申請した手続の事務処理状況の確認等を行うことが可能です。日本年金機構においては、より冬くの方に電子申請をご利用いただけるよう、利用方法を紹介する動画やパンフレットの作成と利用環境の改善を図っています。また、日本年金機構内における事務処理については、現、電子申請で提出された電子データについては、紙に打ち出さず画面審査・電子決載によりベーバレスで処理しております。 年金手続については、紙に打ち出さず画面審査・電子決載によりベーバレスで処理しております。 年金手続については、新たに国民年金の被保険者となった方等に対して、基礎年金番号をお知らせするために送付しています。年金手帳の再交付手続は、郵送や電子申請により行うことが可能です。 日本年金機構における新型コロナウイルス感染能対策が17年プレンを定め、当該ガイドラインを確実に運用することにより、お客様への感染拡大防止に取り組んでいるところです。	-	電子申請については、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に づき対象手続の拡大等に取り組むとともに、ペーパレスでの処理の拡大に向けた対応 進めてまいります。 国民年金手橋については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改 する法律(令和2年法律第40号)により、令和4年4月1日以降は廃止され、代替情盤と て同日以降は、必要な情報のみを記載した基礎年金番号通知書の送付に切り替える 定です。 日本年金機構においては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む ともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライ スタイルが急速に非対面・非接触型のビシネス環境に発行してきていることを指まえ、 日本年金機構においても来勤・訪問型のビジネスモデルがら、基本的な申請・届出手 きや制度説明金の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデル(が、ラインビジネスモデル(か) カインビジネスモデルへの転換を図っていくことが急務であると考えており、具体的な 策を検討しております。	を 正し予 とフ、続ン
553	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査	国勢調査のリンク等の案内を 各省庁、都道府県、市町村等 の目立つところに強制的に貼 る。	関勢調査の案内が、行政のサイトにない。 e-GOVにない、 内閣所にもない。 住人でる自治体にもない。 回収率が低いと報道されているが、そもそも政府ができるところから対応していない。 管轄の総券省は小さくリンクがあるだけ。 緩熱りどころが、縦に通っているかも怪しい。	個人	総務省	番号263の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
554	令和3年2月15日	令和3年7月20日	超高齢者の医療について	胃ろう増設に関しては厳格に 適応を絞るべきだ。	意識のない患者に関ろう増設を行い経管栄養を行っても肺炎を繰り返す おそれが高い、 医療としては 無駄に積極的に行われすぎていると感じる。	個人	序工力則包	胃瘻の造設にあたっては、胃瘻造設の必要性、管理の方法などについて患者や家族に 丁章に説明した上で実施することとされています。また、年間の胃瘻造設件数が多い医 機関であって、経口摂取回復率等の要件を満たさない場合には、報酬を減算すること としています。		現行制度 下で対応可能	今後も適切な制度の運用に努めてまいります。
555	令和3年2月15日	令和3年3月9日	メタボ健診	メタボ健診は効果がないにも 関わらず効果検証もされず数 百億円の予算を使っていま す。周囲で役に立ったという声 は聞かれず無駄としか思えま せん。則刻廃止すべきです。	数百億円のコスト削減になります。	個人	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律では、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活 習慣病の予防・改善を図ることを目的に、加入者に特定健康診査を実施し、その結果、 一定の基準に該当する者に特定保健指導を実施することを保険者に対し義務付けてい ます。また、特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部について、保険者に対 し、国庫により補助を行っています。	保に関する法律		事業効果の検証については、今年度から予防・健康づくりの政策効果に関するエピデンスを確認・蓄積するための実証事業を開始しており、この事業の1つとして、特定健診・侵機指導の事業効果についても検証を進めています。厚生労働者としては、この実証結果の政策への反映を見据え、まずは着実に実証事業を進めていきたいと考えています。
556	令和3年2月15日		学科試験のコロナ	ではキャンセルができず、受	予約システムにキャンセルのシステムを導入することで、不必要な重複予約の発生を防止することができ、また急な予定変更などで受験ができなくなった場合も、他の人の受験機会を侵害することがなくなる。導入することで、特に買や春などの特に選挙が予想される時期にも、より多くの人に無駄なく受験機会を提供できることに繋がる。	個人	警察庁	警察庁では、都道府県警察に対し、学科試験、更新手続における予約制の導入等、新 型コロナウイルス感染症の予防の徹底に努めることを指示していますが、予約システム は各都道府県警察で構楽しています。	なし	その他	今回、このような御意見をいただいたことを大阪府警察へ伝えることとします。
557	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	五年毎に行われている国勢調査を廃止する。	関勢調査を始めて行った大正9年から100年が経過したが、この調査によって集計される各種のデータは既に他の方法で入手できるものであると思われる。種々のデーターや統計が必要であり、行政政策に活用されることは良く理解できるが、他方自治体や各省庁が集計しているもので十分間に合うのではないか? 今年は60万人余の協等調査員を手当てして、各種資料の印刷や調査員に無料で配布する文具や施章などに巨額の予算を費やしているのは非常に大きな無駄である。調査員に配布されたものが何か承知していますか? 幻薬19~ス、消し31個、非常通報がル、腕章、身分証明省、布製バッ分等。これを全て準備する為の予算が確保よれることによって、業者との患素、裏金の確保、不透明取りなどが生じるのは間違いない、もっと大切の削減を行うためにも100年前に定めたことを今でも続けているのは大問題である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
558	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学での年度をまたいだスムースな おいだスムースな 料研費使用の実 現		私が所属する一橋大学では、補助金を原資とする科研費の使途を1月末までに決定して報告しなければなりません。また次年度へ科研寮を繰り起した場合には、それが承認もAのは4月ごろです。我々研究をして、大湊の3に、新しいアイデアが出ても、6月まで自由に研究費を使えないのは致命的な損失です。毎年歯がゆい思いをしています。	個人		ー橋大学によれば、以下のとおりということです。 (1)について、本学では、年度末予算執行の都合上、科研費に限らず、全ての財源について物品購入等の練切日を設けております。これは、3月31日までに納品・売了しないと 生年序予算で終行することができないためでき。よたに、二報経を頂いた場合、可能な 限り希望に応じた対応を行う旨を学内に周知しております。 (2)について、繰越分の研究費を4月1日から使用できるように学内手続きを行っております。 (3)研究活動を阻害するローカルルールはありません。	なし	現行制度 下で対応可 能	一橋大学によれば、今回いただいたご提案は、いずれも既に対応済の内容であり、その 取扱いは学内で周知し、活用されているものの、一部に十分に浸透していないことが考 えられるため、より確実に情報が伝わるよう、メールによる周知を徹底するなど、工夫し ていくとのことです。
559	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学生の自宅で の成績評価確認 を可能にする	線LANに接続したデバイスでし かできない仕組みとなってい る。コロナ禍でオンライン授業 が行われている状況なので	オンライン授業が行われている中でわざわざ成績発表時期に成績確認のためだけに大学へ行ぐのは非効率。大学が購入しているデータペースへのリモートアウセスサービスは健技もれているか、セキュリティー面では成績確認サービス可能なはずである。また、例年成権と乗しましまが、中年が大中のため帰省している学生も多く、自宅で確認できる仕組みが望ましい。	個人	文部科学省	派松医科大学において成績情報を管理している「学務情報システム」については、できる限り学生が利用しやすいように、シラバスの閲覧、履修登録等の一部の情報は学外からも確認できるようになっているものの、成績情報については個人情報等の機密性があいため、学内PO又は学内無視AMに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっています。 一方で、今般の状況等を踏まえ、学外からのリモートアクセス等については、個人情報等の保護のためのセキュリティ確保の観点等を踏まえながら検討していく予定です。	なし	対応	国立大学法人については、規制改革実施計画を踏まえ、全ての手続きのオンライン化に向けて、必要な措置を演じるよう周知を行ったところです。今後も、各法人における各種 手続について、実際に足を選ばずにオンライン手続きが出来るよう促してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
560	令和3年2月15日	令和3年3月26日	音楽隊は公務員 がする仕事なので しょうか	<b>ウルナル 1488 次回 44 (- 1) 4-11</b>	私の地域の警察音楽隊は音楽隊を専務でやっており、要請を受けて行事へ行き演奏すること以外はほぼ演奏の練習ばかりです。(今はコロナで活動できませんがよれだけで必務員の総料を支給されています。音楽活動に関わる以外の仕事はほぼないと思います。事件事故があっても現場に関わるはも仕事をすることはありません。回員の中には10年以上音楽隊に在籍している人もいます。はたから見ていると自分たちは演奏だけやっていればい、それが仕事だからと思っているように見えます。音楽隊の人は警察の仕事を忘れた人のようです。また指揮者として技術更良隊の一名いますがその人は警察的仕事は全たはません。団負の押する楽器も公費で購入。修繕しています。私から見ると警察の本米業務から楽儀さないと思います。廃止または関係団体に代わりにやってもらうなどでいいと思います。棄廃をななったときのメリットは楽器しる発見やも姿はないと思います。廃止または関係団体に代わりにやってもらうなどでいいと思います。東接をななったときのメリットは楽器しる発見やなくてよなる。年に一回コンサート会場で行うコンサートの会場費がかからななる。人員を削減した分忙しい、人員が不足している都需に人を投入できる	個人		【警察庁】  置察音楽隊は、警察と市民とを結ぶ「音の架け橋」として交通安全運動や防犯運動等様々な機会を捉えて積極的に広報活動を行うなど、安全で安心な市民生活の維持と警察に対する理解と協力を求める活動等を行っており、警察業務の一部を担っています。 【総務省】  清防音楽隊の要否や活動内容は、市町村の責任において判断されています。消防音楽隊の意義や役割も市町村の考えによるところですが、例えば、音楽活動を通じた防火防災の呼びかけなど、消防活動の一部を担っています。	【警察庁】 なし 【総務省】 なし	【警察庁】 その他 【総務省】 その他	[警察庁] 制度の現状欄に記載のとおりです。 [総務省] 制度の現状欄に記載のとおりです。
561	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査自体の 見直し	今回の調査項目、本当に何に 役立つているのと聞きたい。 他の名庁の統計を利用して解 るのではないでしょうか。 回答相否や提出拒否がこんな に多いことを真剣にとらえ、国 勢調査自体の見直し(廃止も 含め)をしてもらいたい。	同の職員さんは疑問に思わないのでしょうか。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
562	令和3年2月15日	令和3年3月26日	統計法における護査について	ます。 国土交通省や経済産業省等 から統計法に基づく調査依頼 が届きますが統計法の調査を	各省庁から統計法に基づく調査依頼がきます。 統計法に基づくため罰削付きの事実上強制ですが、調査対象期間が会 社の決算期間とずれているため回答にとても時間を必要とするものがあ ります。(国上交通省の土地調査をよじは回ではの時間以上かかりました) それは会社本来の業務ではなく利益も生みません。 また昨今労働に関する締め付けが厳しくなっても少労働時間が非常に厳 格に管理されるなか調査の回答に時間を割くのは難しいです。	個人	総務省	統計法に基づき報告義務が生じる統計調査(「基幹統計調査」といいます。)は、全国的な政策の企画立案や民間の意思決定の基盤となる特に重要な統計の作成を目的として おり、正確な統計を作成するため、著株から報告が欠かせません。 また、国の統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき、総務省が事前に内容の書 音・承記を行っています。基券統計調査については、有識者で構成される審議会である 統計委員会に部り、報告者の負担軽減や他の行政情報の活用可能性の観点も踏まえ で議論したとで書金・承認を行っており、報告義務が生じない一般統計調査についても、 総務省において同様の組点を踏まれて書金・承認しております。 総署名の容さよっては、会計年度と異なる期間での報告をお願いせざるを得ない場合 があるほか、御負担をおかけしてしまう場合もありますが、重要な統計作成のための調 査でもございますし、私どもとしても、引き続き、報告者の負担軽減に資するよう努めて まいりますので、御理解いただければ幸いです。	統計法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、 対応してまいります。
563	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議について	公務員でなく(国民の税金を使用しない)民間の独立機関と すべき	公務員でありながら、任命権者から任命が見送りとなり大騒ぎするのはおかしい。日本学術会議は傲慢である。推薦はあくまでも推薦であり決定権は任命権者にある。総理は国民から選ばれており、学術会議会員は選ばれていない。設立当初のように会員の選挙を選ばれていないので推薦理由が不明瞭である。ただし、たびたび任命権者が拒否すればこれも問題となるので選考基準が必要かと思う。なので民間の独立機関とすべきです。 共産党や他党は政争に情報操作してるみたいなので・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
564	令和3年2月15日	令和5年4月14日	デジタル化時代: 公務得長人員会の 運用を済動性を 月本の活動性を 月本の必要 は改正が必要	業務に関する職業に関し、民間企業を決している。 師企業では、子でに人員整理 の第が始まっている。その先 類が、銀行業界や税理士業務ま 表でした。 を設定した。 を設定した。 が、銀行業の機関のデジタル化しに伴 い、必ず起こる必務員の余別 が、銀行業の必要になる。 政府のデジタル化は5年以して実成するとのことであるか は、これか進行できない。	コロナ橋で行政機関のデジタル化の遅れが表面化し、世界的に臭いものになり、非効率化による日本の国力低下が表面化した。音政権は、早色に対策が必要といわれる中央・地方を含めた総合的デジタル化を進めため、直ちに着手し、約5年以内に完成させると公表した。それが完成すると、固長への行政サービスは、迅速と効率化が開待できる。しかし、その時には、現在の定型業務に関する公務員の職種に関し、すでに民間企業では、人員整理が表面化しているように、余剰公務員を生は、当然、予想されることである分野は、もちろん、AI化で成本系統のデジタル化が本格的導入されれば、各省で低圏に実施されている業務の方・多数存在する重複する分野は、もちろん、AI化で成本系統の第一年化が大幅に進むため、大量の中央、地方の公務員が、職をなくずことが予測される。もちろん、AI化に順応できる公務員も考慮しても、必ず、沿かることは明白である。	個人	人事院 総務省	職員の免職等は法律等に従い、職員の任命権者が行うものであり、一般職の国家公務員は、法律または人事除規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して免職されないこととされています(国家公務員法集75条)。 これは、採用会れた者が、窓意的、かつ不利益に今間を奪われることが無いよう制度することが、成就主義の任用及び公務の公平性、安定性確保のために必要とされるため、「実」の政権主義の任用及び公務の公平性、安定性確保のために必要とされるため、「実」の助務実務不良又は心身の政策、定員の改康又は予算の減少等の理由により送俗能率を阻害することがある場合は、人事院規則の定めるところにより、職員を不の意に反じても免職することができまず(国家公務員法第78条)。 なお、一般職の地方公務員の分額についても、基本的に国の分額の取扱いと同様になります。	第75条、第78条 地方公務員法第25 条第2項、第28条	現行制度 7下で対応可能	国及び地方公共団体の行政運営上、職員の人事管理において、成績主義の任用及び公務の公平性、安定性の確保は重要であり、身分保障の原則は引き続き維持されるべきであると考えます。 また、現行制度下においても、定員の改廃を理由とした分限免職は認められているところであり、行政機関のデジタル化が進む状況下においても、現行制度の適切な運用を行うことで対応可能と考えております。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>负討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
565	令和3年2月15日	令和3年3月26日	民泊コールセン ターは何の為にあ るのでしょう?	近隣で別荘地規約に違反して 民法をしている家があります が、度々迷感行為がありま す。何度かコールセンターに 連絡していますが、人によって 対応がまちまもです。	『苦情をうけつける』という記載があるのに、「指導します」と言ってくれる 方もいれば、今日連絡してきた。 様は、あからさまに「面倒な人がまた連 緒してきた」という言い方でした。 一部、内容が違うかもしれませんが、私の記憶している内容は以下の通 りです。 ・(歩道に資材等を放置しているに対し)私道なので、当方 の管理ではな い。 ・(歩道は私道ではないに対し)では自治体に連絡してくだ。さい。 ・(平日、日中野税」でいるので無理に対し)時間を作って 連絡して下さい。 ・(なぜそちらで受付ないのか?以前、迷惑であがあったら 連絡しると 言われたに対し)では連携しますが、対応結 集等は、こちらからは連絡 しません。 通報内容をただ自治体に連携するだけの部署が必要なのですか?税金 の無駄後いです。 それに、あからきまに不愉快だという言い方で連絡してくる方を、このよう な部署に配属しているにもおかしいです。	個人	国土交通省	住宅宿泊事業制度の正しい理解と键金な普及を目指して、平成30年4月1日から令和5年3月3日までの3年間にわたり、開合せや相談のためのコールセンターを民間事業者に委託し運送しています。任宅泊油事業に開する制度の開合し、苦情相談等を受付し、事業者・自治体・消防・地方整備局等への対応依頼連絡をしています。	なし	対応	今回の件は「住宅宿泊事業に関する苦情」の受付は可能だが、「住宅宿泊事業に関係ない、事業者に対する苦情」は受付できない。と入電者様に伝える意図でしたが、苦情自体受付できないと誤認させてしまうようなが対になってしまいました。ご意見を全オペレーターで共有するととけ、、苦情の電に対する広対フローの見直し等を行い改善を図るなど、再発防止に努めさせていただきます。
566	令和3年2月15日	令和3年7月20日	起立性調節障害 (00)による不登 校児の支援につ いて	文科省の特別支援教育・不登 校支援関係部署、厚労省の地 域医療計画・子育て支援担 当、日本小児小島疾医学会な	れですい。小型切る扱いによる精神的はペトレスが加わると、小型牧が定 着しがちてある。 重症のDでは強い権息感等で全日制の学校に通うのは著しく困難になる。 遠信制や定時制の高板なら何とか違える子供が多いが、義務教育期間 申は公教育に選択肢がない。原書者福祉の対象からはかれ、次限しない 限り院内学級も利用できない(できる自治体もある)。現状では、時間外の 特別指導や家庭訪問など担任教師らの個人的な努力に依存しており、教 員に負担がかかっている。 思春期が終わる頃にはほとんどが回復し、本来の能力を解することが 可能である。ののの音響中も症状に応じた適切な客首。支援を保障するの は国家の義務であり、将来の日本を支える有為な人材を育てる上でも有 用である。	個人		又度で17%月又度施設の登階や、47mの公前兵体に参入公前で17プチ状の至職。 学校以外の難議における学習活動の状況等の継続的な把握等について定められています。 300文科効策307号/小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業 配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知) (17度30年9月20日)にて、領別の自己等で改養中の義務が自規の病気療養児に対して、全身の条件の下で同時双方向巡探薬配信を行った場合、校長は、指導要録上出帯扱いとすることができる旨を通知しています。 さらに、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児 第5022001号便生労働省雇用的等・児童家庭男長通知)に定める「子ともの心の診療 第5022001号便生労働省雇用的等・児童家庭男長通知)に定める「子ともの心の診療 第5022001号便生労働省雇用的等・児童家庭男長通知)に定める「子ともの心の診療	義務教育の段階に 成務教育の段階に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	現行制度 下で対応可 )能	個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うため、特別の教育課程に基づく不登校特例校の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところです。また、不登校児童生徒に対する効果的な支援が学校においてなされるよう、各学校においてから的かつユーディネーター的な授献を集上す教員も明確に位置付けることの必要性について周知しているところです。 起立性調節部書により病気療薬中の児童に対し、一人一人の状況に応じた支援等を行うため、平成30年から、同時双方向型授業配信の抗導要鍵上の取扱の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところであり、引き続き本制度が活用されるよう周知してまいります。 さらに、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を通じて、引き続き、子どもの心の問題等に関する多角的な支援に取り組んでまいります。
567	令和3年2月15日	令和5年11月15日	行政システムで日 付データとしての 和層を廃止	行政ITシステムで入力する日 付データを扣磨ではなく、西暦 にすること。	行政「アンステムで日付データとして、和暦を使用しないことを提案します。 「アンステムで和暦を使用するということは、「いつ元号が変更されたか」というデータをシステムが保持しなければなりません。 一般的には「アンステムのデータペースは西暦で日付データを保持しています。 そのため、データペースにデータを登録する際、日付データについては、入力された和暦日付を西暦日付に実験して、データペース登録します。 立に、日付を指定してデータ場とす。で、アータペースを受します。 立に、日付を指定してデータ州出する場合、画面入力で指定された和暦情報から西暦に実験してデータペース油出処理をすることが考えられます。 これらの処理は製品度が高いものではありませんが、「アンステムを構築するたび、このプログラムをつくるコストが発生します。 それ以上に、元号が変わるたびに、上述の「いつ元号が変更されたか」というデータを更新しなければならず、和暦を使用したシステムは運用コストが高くなります。 「我歌ステムが新暦を使用しなければ、民間のシステムも対応で、実になることも多いと思います。 「技術者のリソースは有限です、限り有る資源を有効活用するため、ご検討ください。	個人	デジタル庁	データの利活用、連携がスムースに行える社会を実現するための技術的体系である 「政府相互選用性フレームワーク(GIF)」において、日付及び時刻のデータ形式は、 ISO8601及びJIS X 0301(日付及び時刻の表記)に準拠し、年については西暦年4桁を使用することを推奨しています。	なし	検討を予定	今後の政府情報システムの整備に当たっては、「政府相互運用性フレームワーク (GIF)」の実装を検討してまいります。

	所管省户					提案			所管省庁の根	食討結果	
番	号 への検言 要請日	取りまと	)日 提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
56	令和3年2月1	5日 令和3年3]		家内は初老期痴呆症の59歳 です、いま障害をを頂いて がります。某年以降の年金頂いて がります。集年以降の年金順いて うとしたところ。受任状を持ち 該は本人しか中間を活き、一般ので 議は本人とかので置だ話せる 駅はな、受任状なども終対に 書けません。大ちある私が簡単 な相談ですが、まかしいと関 は、本人確認の方法を設定し して、家族でも電話相談出来 る方法を作ってほしいです。	年金事務所は遠いです。 混んでいて相談に時間がかかります。行って話をして帰って来るのに半 日がかりです。時間はコストです。 電話も混んでいてなかなか繋がりませんが、電話で相談出来れば、遠方 まで交通費と時間をかけて出かける必要がありません。	個人	厚生労働省	年金事務所の窓口で年金相談をされる際、相談窓口においでになる方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任校と代理人の方の本人確認が出来る書数をお持ち頂になります。上、相談窓口においでになる方がで家なある場合会任状がない場合)で、ご本人が身体の障害などにより窓口においでになわないときは、ま仕状がない場合)で、ご本人が身体の障害などにより窓口においでになれないときは、本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など・・施設、産養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可)・・窓口においでになる方ご自身の本人保認ができる書類また、電話で年金相談をされる原、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、本人とお電話をされた方の基礎年金番号がわかるものを二用窓いただき、本人確認のため、レベラかで質問をさせていただいております。また、この場合に名様符を合わたさら内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関することとさせていただいております。 (※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。		対応不可	電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、ご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構から送りした過知書の内容に関することとせていただき。その他のご相談については、年金事務所等の相談窓口や出張相談等にて承ります。なお、日本年金機構に法定代理人であることの登録をしている法定代理人につきましては、本人確認を行った上で、こ本人に代わって電話相談を行うことが可能です。(※)「2歳等以内の親族、又は3銀等以上の同居の親族」を言います。また、年金相談につきましては、文書による相談も受け付けており、文書を出される方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、こ本人の受任状(原本)と代理人の方の本人確認が出来る書類の写しを相談文書に同封していただようお願いれたします。なお、文書を出される方がご案族(委任状がない場合)の場合で、こ本人が身体の障害などにより相談することができなり、理由があるときは、受任状がなくても、次の書類があれば不相談ができます。 本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または僚育手帳などの写り、 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または僚育手帳などの写り、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
56	<b>令和3年2月1</b>	5日 令和3年4月	日本学術会議(6日 若手枠を作る	日本学術会議の委員任命拒 否問題が上がっているが、日 本学術会議の委員の選出目 体が不選明であり、ブラック ボックス化しよいる。また、著 手の開発者が含まれておら ず、若手の最少ない上げに (い、現行の日本学術会議を を取せするがは別として、若手 の意見が相学政策に反映され る仕組みを作って欲しい。	もらい、ての区が以外の名の投票により、伝統の議員を決定する。他が	個人	内閣府	番号524の回答を参照してください。			
57/	)	7日 令和3年3月	建築・設備等の 面の押印の廃止 希望		設計事務所に動めている雑用をやる女子職員です。 この図面は私が書いたので責任持ちますよ!と押印するのでしょうが 現状めんどくさい作業として雑用女子が押印しています。 大体どこの事務所もそうです。 「私が見ましたよ」「責任限りますよ」の書類上の押印が廃止になる流れで あれば同様に扱って欲しいです。  甘は手で書いていましたので悪き終わって書いた本人が押印というパターンもあったと思いますが、 現在はパンコンで書いて出力してまとめて雑用女子に押印の作業が押し付けられます。 図面を書いていない人がひたすら何時間もかけて押印します。 これって、必要ですか? 図面への押印も設計事務所の枠が入っておりそこに事務所の一級建築 土の記載もあります。 それでも図面だけ押印する必要がよくわかりません。 特に都道所裏や作声は対や回気立大学等の仕事は押印が当たり前に求められますので改めて欲しいです。	個人	国土交通省省 文部科学府 内閣務省	< 建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法においては、建築士が設計を行った場合には、設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしていただくことなっております。	建築士法第20条 第1項	検討に着う	〈建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて〉 建築士法における設計図書への押印を不要とする改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を令和3年2月9日に国会に提出しました。 (国立大学法人等における押印等の見直しについて〉 国立大学法人等における押印等の見直しについて〉 国立大学法人等における押印規制一般の見直しについてと、「地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における 書面規制・門・対面規制の見直しについては、「地方公共団体における 野島 (本) において、「風) 法令令に基づいて地方公共団体が実施する子様については、各所省から発出される万イドライン等の内容を設まえ、適切に対応することが考えられること・地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に率けるが全日に実施する手続については、国の取組に率けるが全日に実施する手続していては、国の取組に率してが応を実施することが考えられること・地方公共団体が独自に実施する手続しついては、国の取組に率しずがを実施することが考えられること・ま方、地方公共団体が独自に実施する手続の参考として、推進体制、作業手順、手た、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。
57	令和3年2月1	7日 令和3年3人	省庁間異動者の 9日 給与返納・追給 理の一本化	1 その同額が後任庁から給与追	行に出向かなくて良い、銀行窓口の来客が減る、銀行から国への通知が いらない、国での収納確認が不要、未納者への督促が不要、納入告知書 の発行が不要、前任庁・後任庁双方の日割り計算書の作成不要。また、	個人	人事院		、事院規則9—7 俸給等の支給)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。

						提案			所管省庁の根	食討結果		
~	号 への検討 要請日	可しまとかロ	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
5	73 令和3年3月	4日 令和3年3月26日	育休取得強制の 排除	類負金体のおそれありは、身 性職員の育然取得・17月以上の強動性(形式上は弦い推奨 となっている)を出めるべきである。 取らないとダケだとして、取得 ない理由の報告(及びその精 費)や(不適切な行為をやったのと同様に)上司からという健生が、 年齢を表している。 が、である。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・・原則、全ての職員の計画をいか月以上としていただくこと想定しておりますが、特数の事情によりいり月未満となる職員がいる場合は、その理由をご教示ください。(1か月未満となる場合は省内幹部に報告する必要があります。) 「全ての子どもが生まれた男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す」との方針機能については、公表同日に関係態にで言官房長官(当時)から取租を収予意ごかられていることもり、第1四半期の取得予定のみならず、第2四半期以降の取得予定も大き、第4四、大き、10世界の表して、引き続きし、いり取り組む必要がありませ、実績の状況把握衛について、引き続きし、いり取り組む必要がありま	個人	国土交通省	国家公務員の男性職員による育児に使う体限・体業の影得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う体限・体業の取得促進に関する方針」(今和元年12月女性職員定程・ワークライワンランス推進協議会決定、以下「取得促進方針」という。「等に基づき(1) 管理職員及び人事担当課よる対象職員の担保と(2) 管理職員によめ対象職員に対する情報技及び有別に伴う体報・休業の取得の勧減、取得計画の作成、(3) 管理職員によ対する情報技及び有別に伴う体報・休業の取得の勧減、取得計画の作成、(3) 管理職員における対象職員の取得状況の把握、計画におった取内の創建、取得計画の作成、(3) 管理職員における対象職員の取得状況の把握、計画におった取内の登集、取得計画の作成、(3) 管理職員によける対象職員の取得状況の把握、計画におった取内の制度、取得計画の作成、(3) 管理機員にあり対象を職員の取得を表しています。この方、取得計画を作成する以「人事担当課は、管理職員からの発音には、管理職員のよる有別による有別には、現場の時のかない又は開始が、かりましていたいて、(本場、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、	なし		国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女・職員活躍・ワークライフ・イン・大事機・関連する大のでは、事業のに基づき、取得の関する本人の窓向に基づき、取得計画を作成し、取得予定が公司を等に関出の確認や勧奨。を行うこととし、適切に運用しているところです。したがって本人の窓向に反して休暇、休業の取得を強制することはありません。しずれにしましても、引き続き、取得促進方針等に基く適切な運用を継続してまいります。	基

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
574	令和3年3月4日	令和3年6月16日	在留カードの活なと を不正防止策で がに技能実 度について	得および技能実習生の扱いについて提案。 1:技能実習制度について 2:在留カードの不正防止について	1. 技能実習生の逃亡を避けるべく、国でも彼らを置うべきだと考えます。例えば、国土交通省において、河川回道事務所などの業務は、まさに技能実習ができる場所だと思います。民間で安い資金で働かせても同もこの制度の利息を生かしていません。その上で、技能実習生は国でも屋用すべきだと思います。 2. 在留カードの不正や模造品が出回る理由の一つにセキュリティーの甘さがあると思います。そのあ、在留カード取得時に、指数登録と指数ナンバーの登録。在留カードも二つの書号を掲載し、照合の際、在留カードのナンバーで登録。在留カードも一つの書号を掲載し、照合の際、在留カードの大力ナンバーの登録。在留カードの本書が上の大力を表示し、更した。大力を開います。その為、保険証の更新する。 3. 一度、在留カードが発行されると、その後の就職した後、何年も在留カートの在留期限を結びとない事業者がいます。その為、保険証の更新する。 4. 不法滞在を訴がべく外間、のアバー・等の賃貸契約は、原則1年とし、バスボートの提出と在留カードウルでを提示を選系化し、厚生労働のでイネに、近年、中国人が日本の工地を買うことが多れています。が出ては、外は在性調かなても購入できます。これは得求、日本の工地が集かれる可能は存成でです。 5. ピザ由諸値段は、もっと高価にすべきです。人口減少する中、税収の一部として収益も上がり、日本のピザは貴重な物として扱われるようになります	個人	法務務省 衛衛 音 原生安徽 通常 原生安徽 通常 所服 務省	載するなどして開知を図っています。 また、出入国在留管理庁ホームページ上に、在留カードの番号の失効情報を確認する ことができる「在留カード等等号失効情報服会」ページを設置しており、この画面上で在 ボカードの番号と有効期限を入力することにより、当該番号が失効していないかについ て確認することができるようにしています。カードのICチップ内に保存されている身分事項 や銀写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するとの機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。 3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤り が生じないよう、事業主において住民業や在留カード等により本人確認を徹底するよう 周知しているところです。	東京び帰生 (東京 ) (東re ) (東	1.可対応不 イ (京 ) 対応不 3. その他 2.可 3. その他 3. (京 ) (京	層進めていきたいと考えています。  3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際い、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や布留カード等により本人確認を徴能するよう周知しているところです。  なお、出入園在留管理庁においては、不法就労外国人問題に対処することを目的に、例年「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を定め、外国人を雇用する事業主等を対象に不法就労外国人の防止について理解と悩みませめるため、リーフレットを用いて外国人屋	
575	令和3年3月4日	令和3年9月10日	国立大学における 不必要な捺印の 要求について	言われた。自著であれば捺印 がなくても誓約書の法的効力	「外国人のSmithさんにも捺印を要求するのですか?」と尋ねたところ、「外国人は印鑑がないから不要だ」との返客だった。これでは、日本人と外国人の間に差別的特遇が生じてしまう。国立大学においてこのような外国人差別を行なっていることは着過できない事態である。 当該事例において捺印が必要となる根拠法はないため、捺印の要求は 慣例によるものである。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				
576	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議について	どうしても必要ならば、専門家 等は、ボランティアで参加すべ き。	廃止でいいと思います。必要ない。報酬が多すぎる。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	日本学術会議法	検討に着手	令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けてJ(日本学術会議HP) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf	
577	令和3年3月4日	令和5年5月17日	戸籍と住民基本 台帳の一本化と 国での一元管理	の戸籍台帳を一本化し、国ま たは国の外郭団体で一括管理	現状はたかだか1億3千万人弱の「願客基本情報」を管理するため、全国で推定3400台(市前村数×住民台帳&戸籍ンステム)以上の高性能サーバを利用し、毎年膨大な管理コストを支払っています。 住民台帳は自治事務、戸籍は国の法定受託事務ですが、統合しても総務省と法務金の管轄以外に特に問題になることは無いと思います。また自治体が独自をを出すような事務でもありませんから、国または地方公共団体情報之テムと機構の様々が郭団体でシステムを準備、各自治体はLGWAN経由でそれを利用するようにすれば、かなりの経費節減になるのではないでしょうか。 統合により、マイナンバーカードを使い、全国どこの自治体でも住民票と戸籍をブリントアウトできるようになると嬉しいです。 デメリットは、住民台帳と戸籍システムで稼いでいた地方のSierの仕事が無くなることかと思います。	個人	総務省法務省	【戸籍台橋について】     戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、住民基本台帳制度は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、住民基本台帳制度は、住民の居住関係その他の住民に関する部族を登録・公証する内容が法定されております。     なお、戸籍勝少本等の文付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。     なお、戸籍勝少本等の文付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。     は任民台帳について】     本人からの請求であれば、住所地市町村以外でも請求を受け付け、氏名、住所等の記載された任民県の写しを文付することができます。 また、マイナンバーカードを利用して住民票の写しのコンピニ交付サービスを行っている自治体もあります。	戸籍法 住民基本台帳法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、それぞれの制度の根拠となる法令、登録・公証する内容が要なることから側要望に応じるのは困難です。 なお、令和元年5月31日から起第して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の腰抄本を取得することができるようになりました。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
578	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国内で使用されている簡体字とハングル表記の廃止について	国語簡体字と韓国語(ハング ル)表記が使用されています が、日本は多氏族国家で活あ りませんので、これらの言語を 国民に押し付けることは許さ れず、従来の日本語と英語表 記に戻すべきです。なお、JR 東海は、日本語と英語表表記の	今は、空港、鉄道、道路、市役所、バスターミナル、飲食店、デバート等、あらゆる場所で簡本学とハングル発起が使用され、国民はやる必要のない余分なコストを負わされているとともに、これらの言語の表記は、ハンミロトを国民には見えつらく、不便を強いられているのが現状であり、東東上も、国医療所からも特性できるのではありません。分野からは、日本には、多くの中国人が居住しており、中国の国防島長はかが発助された場合は、国内で使用されている間体チが無用される意れがありますに、ハングル表記は、北朝鮮による工作活動に乗用される意れがありますに、ハングル表記は、北朝鮮による工作活動に乗用される意れがありますに、人の大の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	個人	国土交通省	番号537の回答を参照してください。			
579	令和3年3月4日	令和3年4月16日	幼稚園・小学校で の現金集金廃止 について	幼稚園や小学校の雑費は、現 金集金ではなく、口座引き落と しにしてほしいです。	キャッシュレス化が進み現金を扱う機会が減っています。そのため、保護者が指定された金額を用意するのは、大阪な手間がかかります。時にはすぐに買う必要の無い物を現金で購入することもあります。 現金を用意するなどさまざまな手間がかかります。 また現金によるでは、単一で脱するなどもまざまな手間がかかります。 おらゆる方の仕事量の削減のとめにも、現金での集金は廃止にしてほしいです。 地域によっては口座引き落としの学校もあるかもしれません。提案先が分からなかったのですが、こちらに連絡させてもらいました。よろしくお願しいます。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められているものと承知しています。	なし	現行制度 現行制度 下で対応可 また、交新科学としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての 能	女,
580	令和3年3月4日	令和3年8月18日	学術会議	術、教育 、医療技術などの向上に会員 それぞれの英知を結集して積 極的、具体的な提言を必ず年	具体的、積極的な提言を出すことを義務付ける事により曖昧で学識者以外でも言えるような意見が滅るのではないでしょうか 例えば戦争反対なら戦争をしないように相手が好戦的な態度に出れない ようにするためにどのような競を合すっていくべきかが出てくるようになる 学期会遇現役会員は、専門分野の研究で得られた知識を活かして国の 向上、発展に貢献することに関与することを義務付けるべき。 会員任命を拒否された学識者は、政府の提出した法案に異議をとなえた だけで法案の問題点の改善策を提示出来なかか上のでわ。 が対すなら具体的な改善策と改善策を実施した後にどのような効果があ 分かが言えなければならないと思う。 学識者代表としてはどうかだと思う。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。			
581	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国立大学の公募の電子化について	お茶の水女子大学の公募方 法(著名、捺印入り、A4用紙を 用いて郵送、返復業書入り)を 改善して電子化(アップロード) にして欲しい。	現在、米国に居住しているが、ここではA4用紙も返信業書用の日本の切手も手に入れるのが困難である。私は日本にいる親族に頼んで送付してもらったが、日本に親族のいない研究者もいる。海外でグローバルに活度する研究者の屋用機会を失わないため、も、海外からの応募に優しい仕組みを作って欲しい。 お茶の水女子大は印刷書類を送付、という形態だったが東京大学のある研究室では学内サーバーへのアップロードで書類を受け付けてくれてありがたかった。国立大学全体でアップロードによる提出に対応していただけると、さらには歴史書や楽様リストの書式なども統一していただけると、さらには歴史書や楽様リストの書式なども統一していただけると多くの研究者が非常に助かると思う。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。			
582	令和3年3月4日	令和3年4月16日	国立大学法人試験事務室の廃止	例年実施している国立大学法 人職員統一試験を廃止する。 廃止することで、法人試験 発力が表現した。	国立大学は職員採用のため、各ブロックごとに統一試験を実施しているが、公務員志望の学生が併願先として国立大学の試験を受ける形式を打ちり、さから俗格・内定を出しても、辞述もなケースが非常に多いまた。そもそも受験者数が減少しているため、大学が定める合格ラインに「人も遠さないケースすらある。の統一試験を実施するには、センター試験の様に、事前に多くの準備があり、当日も職員が1日出勤して対応するため、人的コストもかかる。一番の問題は、法試験事務室が、このような厳しい採用状況の中、例年通りの仕事しかしない事、終半数の国立大学が、この試験以外に、大学独自の試験がきる事で、職員の補充に努めているが、正直、独自試験の受験生の方が、かなりレベルが高い。法人試験事務室、様一試験を使出する事で、私子学の負担程が図られるとともに、大学ごとの色を出した採用が可能になり、特色ある大学の創生に繋がるのではないか。せめて、鉄一試験を入事でありませ、大学の負担を対しまり、特色ある大学の創生に繋がるのではないか。せめて、鉄一試験を入事でありませ、大学の自りを対していまするので、大学の自りを対していまするのではないか。せか、鉄一試験に対する各大学の創生に繋がるのではないか。せか、鉄一試験に対する各大学の創むに表がないではないか。せかというないません。	個人	文部科学省	国立大学法人等における職員採用試験は、それぞれの法人の採用方針に基づいて行われているものであり、統一採用試験からの採用を行うか否かは各法人において判断するべきものです。	なし	現行制度 下で対応可 制度の原状欄に記載のとおりです。 能	

	所管省庁	回答				提案	所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
583	令和3年3月4日	令和3年4月16日	自衛隊の高速道 路等通行料金常 時無料化	いの体を刺与に体の向还追出	移動時間の短縮による教育訓練に配当する時間の確保、高速道路等利用料金コストの削減、高速道路等の利用に係る調整部署、人員の削減によるコスト削減・業務の効率化及び実動部隊の人員教の増加等の効果が期待	個人	防衛省国土交通省	【防衛省】 自衛隊の平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行においては、利用料金 を支払ろ必要があります。 【園土交通名】 高速道路の料金を傑収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交 通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、 同法施行令において、災害教助、水防活動その他の特別の理由に基づものであるた。 助料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定め るものとされています。 国土交通大臣が定める車両については、1940を徴収しない車両を定める告示」で定め られており、自称隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を 判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していないところです。	道路整備特別措置 法	対応不可	[防衛省] 自南隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏ま えつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。 (国生交通名) 有料道路は、道路の建設等に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした 制度であり、利用者の料金食担の公平性等の観点から、料金を徴収しない事両につい では、緊急自動車等特別の理由がある事間に設定されているところ、ご意見のような利 用について無料の対象とすることは困難と考えています。
584	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省主査説明 等のオンライン化 (明日にでもでき ます)	れを手書きでメモを取っているのが、現代がある。大学院は	現在は、主査説明とし、各省が財務省に説明をすることになっている。そのための印刷の創製、枚数はゆうに100ページを超える。これを実確まで印刷をしているのが現状である。また、主意説明のために、世勤しなければならない。現年即45々ピングの首が気になるという暗熱の了解のもと、手書をで行っているのが現実である。そこで、財務省能明をオンラインのみと制理することにより、紙の無駄使いを無ぐず、テレワーグを推進することができ、メモもPOで取ることが可能となるほか、新型コロナウイルス悪味力策にもなり、良いことしかない。オンラインでは、うま伝わらないという幹部の声も脈が、オンラインでは、うま伝わらないという幹部の声も脈が、オンラインでは、大きないのオンタイン化が頃はれるが、まず、身近なところから原則ではなく、「オンライン化のみ」とすることにより、強制力を持って改革を進めなければ日本は変わらないと強く感じる。こ 検討を頂ければ幸いです。	個人	財務省	財務省における主査説明時の説明方法等は、各予算係と各府省庁との間で調整し決定 しているものと承知しています。 また、令和2年の月以降、業務効率化のために各府省庁と利用できるビデオ会議システ ムを全職員に導入し、ヒアリング等への活用を推奨しているところです。	なし	現行制度下で対応可能	「今後とも、ヒアリング等へのビデオ会議システムの活用を進めてまいります。
585	令和3年3月4日	令和3年4月16日	消防団の寄付強 制について	消防団員から年一度訪問され、寄付金2000円請求される	私は茨城県に住んてます。いつも疑問ですが消防団が毎年消防団協力 金とUT一戸世帯を周り2000円請求されまます。 これはほぼ消防団旅 行費や宴会代述そうです このようなことをやめるように国から通達していただけないか	個人	総務省		地方財政法第4条 の5 消防組織法第9条	その他	消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関の1つであり、消防団を設置する各市町村において、適切に対応するべきものです。 法律の趣旨については、茨城県にお伝えします。
586	令和3年3月4日	令和5年4月14日	共済について	学校に勤務すると公立学校共 済、市役所だと市共済に加入 しなければなっている。 環とかず、異動の支 膜となっている。また、学校事務という採用ポスト を接すことにもつながり、無 動な採用事系スト、狭い県 動物間による人材育成の困難 立など、課題が多い、 採用当初の共済を維持し、動 務先が変わっても共済は変わ らないようにして欲しい。	メリットは、採用ポストの効率化、異動に伴う人事異動業務の軽減など考	個人	総務省 文部科学省	地方公務員等共済組合法第3条第1項において、地方公務員共済組合のうち、「公立学校共済組合」は「公立学校の職員並びに都道原県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員、「市町村職員共済組合」は「都道解釈の区域こと、「財産都市以外の市及び町村の職員(第一号「古様づ者を除く。」によって組織すると規定されています。 また学校事務職員は、学校教育法第37条等において、原則必置の職とされており、任命権者である各自治体が実態を踏まえて採用方法を決定しています。	地方公務員等共済 組合法第3条	事実誤認	地方公務員等共済組合法第3条により、各組合を組織する職員が規定されており、公立 学校共済組合と市町村職員共済組合の間の異動は日常的に行われていることから、所 廣する共済組合が属立とが集動の支障とはなっていません。また、職員の採用や異 動は任命権者である各自治体が実施を踏まえて適切に行っていると承知しており、所属 する共済組合とは関係ありません。
587	令和3年3月4日	令和3年4月16日	研究分野における 大学および独立 行政族する協立人の公募 に応募する電子 化すること	1. 典型的は応募書類の書式を 統一すること(履歴書・職務経 歴書・研究業績など) 2. 電子応募を基本にすること (書類送付の廃止)	私は研究者をしていますが、国立大学や国の研究機関(独立行政法人等)の必募に応募する際には、毎回書式の違う応募書数を作成し、印刷し、それを郵送で送付しなければなりません。 文部科学省の方針に従った結果、任期付きのポストが増入多くの研究者は何度も公募的応募することになりますが、書類に成や送付に負責在公研突の時間を剥かさる得ないのが現状です。また、書類を送付するというスタイルは海外からの応募を追している一因であり、日本人が海外に出て行かない要因の一つでもあろうと思います。 すなわら、単独なこの2つの改革により 1 研究時間の捻出 2 海外からの応募を増やす 効果が考えられます。 理想的には履歴書や研究業績はe-Rad等のシステムに登録しておいたものをそのまま使用できる形が望ましいと思います。 以まが生きの大きを使用できる形が望ましいと思います。 以まが生きの大きな時間に対ないた言わざる特ません。これらは機関内の前別主を対している機関は任何的に少ないと言わざる特ません。これらは機関内の前別主義が展びするうと考えられますが、様々なものが電子化されていく現代に沿った形にすべきであり、改革を希望します。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「深人公募における海外からの広場に係る負担の整備」等を踏まる。各大学率において、特に国外の研究者が応募・面接のに係る負担の整備」等を踏まれたがら依頼(今和元年5月事務業物)たところです。 文部科学名が所管する国立研究開発法人については、全ての法人において、応募・競技を目が上提出可能としています。 また、イバーシュン創出を担対研究人材のためのキャリア支援ボータルサイト「JREC-IN Portal」においても、各大学等における電子の募集のと推進すべく、「大学等における電子の募集のと推進すべく、「大学等における電子の募集の企業を発し、大学等における電子の募集の企業を発し、大学等における電子の募集の企業を発し、大学等における電子の募集の企業を発し、大学等における電子の表達を発し、「全部3年2月12日付文部科学省事務連絡)を踏まえた積極的な対応を呼び掛けています。	-	現行制度 現で対応可能	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した 公募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務 連絡を改めて発出・周知を行ったところです。 また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、サイトの更なる充実に取り組んでまいりま す。

	所管省庁	回答				坦安	提案 所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要 備考	
588	令和3年3月4日	令和3年3月26日	地方支分部局の 長の任期の長期 化	になります。部長級も1年異動	組織は健全なのでしょうか? これは霞ヶ関各省庁のトップにも言えることだと思います。 か1年で異動している理由が、国民や管轄する地域のためであれば喜んで 働きますが、私にはよく分かりません。ただ、キャリア官僚の異動事情や	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の転任は人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準等が定電機に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職に関についての通性を有すると認められる者の中から行うものとされています。また、採用・男任等に当たり使うべき基本的な方針である「採用界任等基本方針」では、多様な動物機会の付与、多域に力なる行政課題と家様のでは、同時間は大力に同じ事間に長期間配款けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行うこととされており、これらを踏まえ、人事異動を実施しています。	国家公務員法第54条、第58条	現行制度 下で対応可 闘家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。 能	
589	令和3年3月4日	令和3年4月16日	法務省・裁判所に おける帳書きコン マの使用撤廃	作成の要領」に従い、横書き 文書にテンし、「ではなく、コン マ「、1を用いています。しか、 し、民間は勿論、他の当かでも、日本結め文章にフィマを 使うことはなく、法務省。教刊の が、コンマを使うことを強制している例所における 横書をコンマを使用を撤廃し、 長間・他の者でた回様に、テン	裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識を見ようともしない姿勢には憤りを感じます。 検書き文書を、テンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・弁		文部科学省 法務省 内閣官房	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣甲第16 号依命通知)で「これを関係の向に周知徹底せいめることは、公用文改善の実をはかったか適当のことと思われる」として、かられた「公用文作の要領」(昭和27年内閣閣甲第16 号依命通知)級計は、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかる、ため、その用器用字、文体・書き方など「ついて、示したものです。その「第3 書き方にっして」の5 注2で「句接点は、接書きでは「」力よび「、」を用いる。」と示されています。ただし、「名界で作成の要領が通知されて既につ年近ぐを終ており、現状の公用文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの対を状況の変化に合わせて名序でとして楽改に運用されるようになり、読点についても、「、」の使用を許容している名庁もあります。なお、法務名においては、上記「公文書作成の要領」に基づき、「、」を使用しているところです。	知)、 「公用文作成の要		
590	令和3年3月4日	令和3年4月16日	領」の廃止、現代 に即したものの制 定	法務省・裁判所では、「公用文 作成の要領」に従い、横書さ 文書にテンパ、ではなく、コンマ ・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース・フェース	・ 开酸工金、裁判関係制制 / ドバ・デンパ、プにはなく、コンマイ、Jを使っています。裁判員類の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識に沿っていない状況に関しを秘します。 横書を文書を、デンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・升 護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、善 適の人はそんなことはしません。 この根拠となっているのが、制定から50年以上経過した「公用文作成の 要領「です。コンマ「、」の使用以作も、今となってはおかした部分が多 数あります(「充当」や「即応」は使っても、見いのでは、「経本」、「連週」はは、 るか者になくなっている、地名、人名をかな書きにして良いとはどういう意 「株、教学表記のルールなど)、このような不適的なルールが、未だに適用 「は、教学表記のルールなど)、このような不適的なルールが、未だに適用 「メースを必要しているのとなる不適的なルールが、未だに適用。」は、 「メースを必要しているのとなる不適的なルールが、未だに適用。」は、 「メースを必要しているのとなる不適的なルールが、未だに適用。」は、 「メースを必要しているのとなるである。」	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	番号589の回答を参照してください。			
591	令和3年3月4日	令和3年3月26日	同、味の奴の規制	の規制を置いて効率化を図っていることになっていますが、 実際には、局長級、中二階、 課長級、室長級の総括整理 職、分享官の乱立を招き、窓 味がないどころか、分かりにく く、有害です。 局や課の数を減 らすことではなく、医陽を減ら	が、局と課と何ら変わらず、分かりにくいだけ。 ○○局人の基準官の断下の職員を、△公審議官グループ、△公審議官 組織のような形にして、実質的には局と同じ扱いにしている。 ・大臣官房参事官(○○局人公担当)の形で、単に〇○局人公を担当して いる課と同じ、大臣官房に職している意味はない。 ・△公課企画管表」□3里長の形で、実質的には△八澤本課と□□室は 独立して仕事をしている。(□□室は訓令室) 【局や課の数を規制しても改革には繋がりません。局や課の数を増やす と、階層が増えることは繋がり、それは決裁ルートを長して、責任の不明 確化や恵思決定の遅れに繋がります。むしろ階層を減らす親点からは、 必要反局や環は措置すべきで、	個人	内閣官房	し、できる限り九百に近い数とするよう努めること。」と規定されています。	20条第1項、第21 条第4項、第23条 中央省庁等改革基	う努める」とされていることから、こうした法定数との関係で「局」「課」を増やしづらい面が あることは否定されるものではありませんが、この法定された趣旨も、政府全体の政策	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
592	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省と金融庁の統合	る好循環を作るため、財務省 企働計予核合して下さい、経 済成長の加速には、国の予算 (財務省主計局)、財政投融資 (財務省主計局)、財政投融資 (財務省理財局)、銀行・証券・ 投資会社等民間金融機関による 含質金の供給(金融庁)、外国 からの投資(財務省国際局)が 組み合わさることが不可欠で ず、財源を確保するための税 制、国債、関税(主税局、理財	財務省と金融庁とが縦割りを超えて連携を図ることは当然のことで、本提 案の趣旨は、一体となってマネーの循環を良い形で運営することが必要	個人	財務省金融庁	財務省の任務は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課稅の実現、稅関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることです。 金融庁の任務は、金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることです。	第3条第1項		現行の体制において、国内の経済対策や国際金融情勢への対応など、財政・金融・経済に対する一体的な政策対応が求められる場合は、財務者と金融庁が保密に協議・調整を行いつつ対応を行っており、今後もこうした取組みを続けてまいります。	
593	令和3年3月4日	令和3年3月26日	教員の部活動に ついて		高校教諭の義兄を持つ者です。 土日も部活動で駆りされ、家族旅行なども姉とその子供のみで行くこと が多く、甥っ子らは歌しそうにしいることが多いです。 教諭にも家族との時間は必要であるし、また、教諭としての仕事もあると 思います。 そこで、それらが改善できるよう私が提言したいのは、部活動を教諭では ない第三者が指導することです。 これにより、以下の二歳の面でメリットがあると思われます。 (1) 教諭のOLの改善、余裕ができ、より生徒への指導に時間を割けるようになることから、より教育の質もあがるのではないのでしようか。 (2)余裕をもって生徒と脚けれるようになることで、いとの問題なども気づく ようになったりできるようになるのではないかことようか。 こういったところから教育の質を上げることしま、将来的な国家としての質を 上げることにもながり、経済的、社会的な改善もできるのではないかと 思い、提案しました。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。				
594	令和3年3月4日	令和3年4月16日	格安携帯とマイナンバー	マイナンバーを健康保険証と 結びつけようとしたが増帯に 合わなく出来ない。zenfone Max m2 Auss XOIAD (ZB633KL) 株安携帯はマイナンバー登録 のために新機種を購入したも のが出来ない、マイナンバー を推進するのであれば、早く機 種を増やすべきである。	学生労働者が推進している、健康保険証が元王に美胞など、高齢者任芸 に役立つ社会として欲しい。	個人	内閣官房	マイナボータルAPは、マイナンバーカードを用いてマイナボータルをご利用いただくため のアプリケーションですが、マイナボータルAPに対応しているスマートフォンについては、 マイナボータルの「よくあるご質問」(https://faq.myna.go.jp/)から確認することができ、 順次対応規程の拡大に努めております。 なお、OSやブラウザで新しいベージョンがリリースされた場合、マイナボータルAPが対応 するまで一定期間要する場合があります。	0.0		マイナポータルをご利用いただくための環境につきましては、スマートフォンの新機種や OS・ブラウザの新しいイージョンがリリースされ次第、できるだけ早く対応できるよう努っ ているところで 引き続き、ご利用される皆様がご不便を感じないよう、できる限り早く対応してまいりま す。	
595	令和3年3月4日	令和3年9月10日	研費の使用に関 する書類提出の	所属の東京大学教育学研究 特を例にとって説明します。 コロサによって、 お可能で は、 は、 は	提条項目としては、コストの削減、研究上座性の項人のご高い効果があります。 まず、コストの削減の観点から説明します。現在の東京大学の制度では 材研費の使用の際には、紙媒体での提出が必須となっています。そのため、紙、トナー代といったコストが余分にかかっています。そらに、事務方 は膨大な書類を管理する人的コストと共に、意き場の圧迫などが想定さ れます。各わせて、紙媒体の場合は紛失のリスウもあります。今回提案し たオンラクンで簡潔するようにした場合に上記のコストの削減が可能にな ります。 次に研究生産性の増大のメリットについて記述します。多くの報道にある ように日本の大学では、事務処理の手間によって、研究時間の確保が固 製にっています。私に可能して間を手間、事務に提出するのは、移動 計間もあり研究時間を上記する要因になっています。料研費の書類提出 はサーコメールが開始するとはいまな。とないます。料研費の書類提出 はサーコメールが開始するといってある。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答	10++-	154 - 54 4 4 4		提案	M du +		所管省庁の	<b>倹討結果</b>		/# · +v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
596	令和3年3月4日	令和3年4月16日	公立学校のパリア フリー化	学省と厚生労働省 重にけ地方	リアフリー化とは書かなくてき、希望者の状況に応じ予差数な対応(ある- 定以上の規模の地方自治体に於いては、公立小学校・中学校の一定割 合のパリアフリー化の義務付け等、及び学区外の学校に選挙する場合の 車で登校の受け入れ他を日本全国の自治体に導入することが先決か と思われます、『学問の自由』教育の自由の報点から年厚と取り組む	個人	文部科学省国土交通省	令和2年5月に、バリアフリー法の一部が改正され、同年11月、同法施行令が改正され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられました。 財物特定建築物については、一定規模以上の建築等(新築、増築、改築または用途変更)をしようとするときは、パリアフリー基準への適合が獲務付けられるほか、一定規模 東)をしようとするときは、パリアフリー基準への適合が優務付けられるほか、一定規模 本流の建築等をしようとするとや、既存の建築物については今和3年4月以降に建 等等されるものが、パリアフリー基準への適合数の対象となります。 また、市前村教育美点は、障害のある児童生徒の似字先決定に当たり、障害の状態、 また、市前村教育美点は、障害のある児童生徒の似字先決定に当たり、障害の状態、 本人の教育的ニーズ、本人・保護者の思え、教育学、医学・処理等等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、数学先の判断を行うこと となります。	高齢者、障害者等 の移動等の円滑化 の促進に関する法 律、 高齢者、障害者等 の移動等の円滑化	その他	学校施設のバリアフリー化は非常に重要であると考えており、令和2年度、文部科学省において有議者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化の推進方葉について検討し、際にも、パリアフリー法を所管する国主交通の日当者がブラーバーとして参加するだ。関係者庁と連携して取り組んでいるところです。 文部科学者では、令和7年度末までの5年間の景金かつ集中的な整備を推進するためな立小中学校等に係るパリアフリー化の整備目標を定めるともに、学校施設のバリアフリー化推進清針1の改訂を行ってリールでである。第一次のよび学校施設・パリアフリー化推進計針1の改訂を行ったところです。 また、令和3年度から、公立小中学校等のパリアフリー化工事に対する国庫補助の第5割合を1/3から1/2に引き上げる予定であり、地方公共団体の取組を積極的に支援することとしています。 さらに、文部科学省では、市町村教育委員会が航学年の判断を行う際に参考となるよう、例えば、数体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点などを示した資料を作成し、周知しているところです。	
597	令和3年3月4日	令和3年4月16日	NHK(日本放送協 会)について	社も含めた経理監査を国会に	NHK本体の決算は収支が完全に一致しており、そのような事は絶対にありえない決算内容であり、国会審査が形骸化している様に思える。 子会社は莫大な利益を上げており、これを本体に組み込めば国民から受 信料を徴収する事無代NHKの運営は可能であり、受信料が無くなれば消 費に繋がるものと思われる。 民間放送も充実しており、最早NHKの公共放送としての役割は終えたも の考えられる。	個人	総務省	NHKの財務諸表については、NHKにおいて作成した上で、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院による検査を経て、国会に提出されることとされています。 NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。		その他 対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組よる国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
598	令和3年3月4日	令和3年3月26日	農水省における 「一太郎」を完全 廃止してほしい	農水省から各都道府県、市町 村郊に送付される通知や要 網、株式等に一大郎ワアイル が未だ存在している。一大郎 の拡張子には対応していない。 市町村が多いため、マイクロソ フトの「ワード」に完全統一願 いたい。	提案内容にもあるとおり、一太郎ファイルを開くことができない市町村が 多く、都道府県の事務担当レベルで、いちいち、一大郎ファイルからコピー アンドベーストでWordファイルに張り付けなおし、送付するというような余 計な手間がかかっている。 また、上記のような対応をすると、フォーマットが崩れることも多く、市町村 は前れたフォーマットを一々直しながら業務に使用している。特に、県市 民が実際利用する申請一番の様式が一大郎ファイルであると大変困って いる。 農水省がWordに新してくれれば、上記問題は解決され、都道府県、市 町村観貨の事務負担も軽減し、かつ国民にも適切な行政手続きの案内も 実現できる為、是非これを機に完全統一願いたい。	個人	農林水産省	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取り の円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化しております。	なし	現行制度 下で対応可能	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の製品から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化するとともに、既に「一太郎」で作政済みの文書ラフィルもその受謝時に「ワード」数式で保存する取組を実施しております。改めて省内周知し、「ワード」使用の徹底に努めてまいります。	
599	令和3年3月4日	令和3年7月20日	在庁時間にかか る超過動務代に ついて	どこにお送りしてよいわからず、こちらにお送りとせていた だきました。こ数年、内閣等 房の期間業務職員、助務時間よりだいた。助務時間よりだいこを地へ出動いては言っていませんが生命をするわけではなく、物食を取ったり、化粧したりと自分の時間を造っているのにもかかわらず、毎日 世勤した時間を行いませているのにもかかわらず、毎日 世勤した時間をで呼間で増生し、その今も超過動務代(検 案代を受け取っている人がいます。多くの人は朝早くきて も、動務時間で報告しているはずです。言い方が必須けないかも し、ませんが、水増してでよ ね、非らから記載だと思います。 す、言い方が必須けないかも しれませんが、水増しですよ ね、明らかに診軟だと思います。 す、わからないと思い、やりた い放題です。	に呈かます。 具面目にしている方か馬鹿をみます。 職員からの依頼で、勤務時間より早く出動して業務を手伝ってほしいと言 われない限りは、例え早く出動しても、その時間を在庁時間と報告できな	個人	内閣官房	内閣官房における期間業務職員の勤務時間の管理等については、各部局における任 命権者の下で、規定に従って適切に取り扱うよう指導しています。	なし	対応	個人が特定できないため、個別の対応は困難ですが、引き続き、任命権者において適 切に取り扱うよう、各部局に対して指導を徹底したところです。	

W C	所管省庁	回答	LE chat ex		AR THUM A	提案	가 를 들기			
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所官省厅	制度の現状 該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
600	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「国立大学法人」 と「対学共同利用 機関正し、「高 研究教育法人」 して制度統合する	利用機関法人」に法人制度に おいて差異がありました。 しかし、国立大学法人法の改 正により、法人制度に差異が ほとんど無くなりました。 にもかかわらず、「国立大学法 人」と「大学共同利用機関法 人」で、対応する部署(分科 会・委員会など)を、文部科学 省は別々に設けており、無駄	国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」は「「法人1大学」であり、 「大学共同利用機関法人」は「1法人複数機関」でした。 しかし、国立大学法人法の改正により、「国立大学法人」が「1法人複数大学」となったため、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に差異が	個人	文部科学省	「国立大学法人」は国立大学の設置・運営等を目的する法人である一方、「大学法同利用機関本人」は、国公私立全での大学の共同利用の研究所として学術研究の発展等に書するため、記録される大学共和用規模関の設定、運営を目的とする法人であり、両者の目的は異なっています。このため、両法人に差異が無いため、制度を統合すべきというご指摘は当たらないものと考えます。	対応不可 制度の現状機に記載のとおりです。	
601	令和3年3月4日	令和3年3月26日	石油等危険物を 扱う消防行政を 扱う消防庁がを 経済産業省へ移 管することの提案	るため、事務作業が慎継であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。 総務省消防庁を、総務省から経済産業省の外局へと移す行	を行い、合わせ C、地方自治体の消防者が、応険物だけでなく、高圧カス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。	個人	総務省軽済産業省	番号131の回答を参照してください。		
602	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公立学校PTAは 義務ではないこと の周知	公立学校PTAは義務ではなく 任意団体であることを全国に 広く周知させ、保護者が入会 するかしないか選択権を与え るようにする。 または、PTAを廃止する。	公立学校におけるPTAの強制入会は、現場の母親達を疲弊させている。 PTAが任意の団体であることは知られつつあるが、田舎の地方ではまだ まだ開始されていない。 全国PTA通合が天下りたして必要だからでしょうか。 PTAがあるから子供を進みたくないと言う女性も多々いて、少子化の一因 であることを知ってください。 廃止が無理であれば、最低限以下の2点。 (2)教育費とPTA会費を銀行口座から引き落とすのも同意を得ること。 (2)教育費とPTA会費を銀行口座から引き落とすのも同意を得ること。 詳細は法学者の木村草太さん、PTA問題に詳しい大塚玲子さんの調査や 報告をご一誘頂ければと思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
603	令和3年3月4日	令和3年3月26日	合同庁舎の管理	外部から見た話。 熊本地方合同庁舎の地下駐 車場のフロアに古紙置き場が あり、業者へ搬出している。しかし、庁舎の規制で業者の車 で社後しているため、作業が 長時間になり、計立合章車 走て、業者の車が入れるとう にて、業者の車が入れるとう にすれば、接出料金も節減で きるのではないか。	古紙の搬出料が節減でき、さらに作業員の負担軽減になる。	個人	財務省	熊本地方合同庁舎においては、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりません。 ません。 古紙を地下保管場所から搬出する際には、受注者の搬出車両(2t)を保管場所に横付 けして古紙の積込みを行っており、円滑に搬出作業が実施されています。 なお、搬出人車両が大型車(領名44担)の場合、肥下駐車場の天井高(27m)等の物 理的要因により、地下駐車場への進入が困難なケースも生じます。	制度の現状のとおり、当合同庁舎では、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりませんが、大型車両については物理的な制限が生じることから、事前の調   ・事実誤認   ・	整

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>贪討結果</b>		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
604	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国勢調査の廃止 と代替について	国勢調査を廃止し、それに代わる情報収集は住民票などの自治体やその他公的機関に 届け出る情報収集は住民票などの自治体やその他公の情報を表に、旅計を 取る事を提案したい、ただし、 情報提供の同意や個人の特 定を避け、利用目的を厳格化 し、あくまでも競計との処理 して扱う事が必要である。	・国勢調査実施によるコスト削減。 ・資間内容が自治体に届けている内容と多くが重複し無駄が生じている。 ・資間内容が自治体に届けている内容と多くが重複し無駄が生じている。 ・回答率が低いとの報道を目にしたが、自治体等への局け出を利用すれ は、より高い自参及が情報で繋が可能であり、質の高い統計情報を得る ことができる。社会への還元となる。 ・国勢調査で自然・循義をあるなら、必要・項の収集も個人情報の利用と して問題ないと考えられる。ただし、現行の個人名や所属企業の収集は 用途や聴取理由が不明かつ不要である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
605	令和3年3月4日	令和5年4月14日	公務員の採用年 齢の撤廃	ロ平の以所依例、御追府県で	新卒で入ってくるような人ばかりが、国や県や市を動かしていることこそ	個人	人事院総務省	【国家公務員】 国家公務員の採用の方法としては、新規学卒者に限らず、一定の受験資格の下で採用 した者を長期・部内で育成することを目的とした総合職試験、一般職試験等の採用試 線のほか、民間企業での実務の経験等を有する者を係長以上の官職に採用することを 目的とした経験者採用試験やの考か有する書の門的な能力、経験を活かせる官職への 選考採用などの中途採用もあります。国家公務員の官職は様々であるところ、個々の官職 職の職制上の段階や職務内容等に応じた方法で、任命権者が採用を行っております。 「他方公務員」 他方公務員」 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。地方公務 員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。地方公務 員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。地方公務 員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。 地方公務員が 地方公務員が 地方公務員が 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。 地方公務員の採用については、競争試験又は選考によることとされています。 地方公務員が 地方公務員が 地方公務員が 地方公務員の採用については、対策が 地方公務員が 地方公務員が 地方公務員の採用については、対策が 地方公務日が 地方公務員の採用についてものと示されているとのと示されているとのと示されているとのと承知しています。	国家公務員法 第36条、第45条の 2、第57条等 【地方公務員】 地方公務員法 第17条、第17条の	能 【地方公務員】	【国家公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【地方公務員】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
606	令和3年3月4日	令和3年4月16日	個人住民税之所 得稅の課稅、徵収 事務を同時に	税の課税事務がほぼ同じ内容 にもかかわらず、国税庁、地 方自治体の双方で課税計算を 行っており、無駄が多い。法人 市民税の課税標準が法人税 額のように、個人市民税の課 (税標準を所得税額とすべきで は、所得税は現年徴収の、但 住民税は翌年徴収の、一般市 民には分かりIIC(い、年度の光 少を解消し、所得税と同時時	個人住民税の課税計算は、確定申告書などの所得税の課税情報等の提供を受けて、個人住民税の課税計算を一から行っている。法人市民税においては、法人税額が課税準定し、単純に税率をかけるだけで、法人市民税が算出できる仕組みとなっている。法人市民税のように、個人生民税の財務を課税に、時代とども、特別措置や税額健康も増加えており、これらの制度が残るで、減るととはない。個人住民税を負目と計算したとこで、所得税における納税者の応能性、応益性の割合は、さまど変わりはない。係例と民党と負目は必要ない、活場のでは、個人をは受しませない。 「無限に利収が施労の応能性、応益性の割合は、さまど変わりはない。」「無限に利収が施労の応能性、応益性の割合は、さと変わりなよいない。」「無限に利収が施労の方法と対しては、「無限税」により、「無限の対策を表してとかできる。翌年度課税といえども、「自分から関係収す間によりやすく、翌年度課税といえども、「自分の登集を目前まていの機収期間であり、これも分かりにくい制度となっている。源泉機収で、所得税と住民税を集め、は、これも分からにいい、関係をでいる。源泉機収で、所得税と住民税を集め、確定申告により、所得税と住民税を一緒に、遠付したり、億収する方法が効率的である。	個人	総務省	個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税する仕組みとなっています。 この仕組みは、課税団体第に税率が異なり得る中で、その課税団体を明確化しつつ、 所得权における確定申告等を活用し、個人住民的の課税を対率的に行うことで、納税義 務者や企業・地方団体の税務事務に過大な負担が生じないように配慮して講じられてい るものです。	地方秘法第32条、 第313条	検討に着手	ご提案の個人住民税の現年課税化については、学識経験者や企業、地方団体等を構成員とする検討会を設置し、議論を行ってきたところですが、その中で、企業において、業務が多忙になる年末に、所得税の年末期陸率務が出加えて、所得税と計算の異なる個また。 地方団体において選付事務が多く発生すること、現年課税への財勢時に、移行助年分と当年のの2年分の課券が開始されていた点のにか、現在、個人住民税を賦課する過程で得られている所得の情報が、社会保障等の様々な制度で活用されている時代の代析所得把値の事務に影響を与える態念があるなどの課題が指摘されています。 こうしたことを背景に、現年課税化については、企業や地方団体から慎重な対応を求める声が上がっているところであり、引き続き丁率な議論が必要と考えています。	
607	令和3年3月4日	令和3年3月26日	術証明書」のコ	請求可能と知ってたので良い けど、郵便用窓口で命たたあし らわれ診断書を2枚書いて損 してる被保険者が一株どれら しいるのでしょう?無意識の 放置してはならないと考えま す。かんぼ生命の書式ではず をない、初診・通院・入院・手 術りハビリ通院を一括で請求 可能な他保険会社の普通の	理由が判り易い様に私事の説明を少しさせて頂きます。2020年9月23日、妻が2週間の入院・手術をしたため、熱行金の申請に申請書館関係を取りに行きました。過去に経験があったので金のため「他保険会社の入か、手術証明を回す。」で、一くなくかんぼ生命の書式しか受け付け可能かを確認したこと。「、くちなくかんぼ生命の書式しか受け付け可能かを確認したこと。」、こくもなくかんぼ生命の書式した受け付け可能かを確認したこと。「、くちなくかんぼ生命の書式しか受け付けるいとの事、っまり、他保険会社のほとがどは地位したり続きるいのは、日本に対しない。「はいかんばで別尾が郵便局でその間には分厚い壁があるいう、保護の性で、別はかんぼで別尾が郵便局でその間には分厚い壁があるいう、保証の確立しまったが、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので	個人	金融庁	保険業法等において、保険金支払請求書面に関する規定はありません。 各保険会社においては、適切保険を等支払管理態勢の整備を行い、各社の責任にお いて、その手続き方法を規定し、お客様への対応を行っているものと承知しています。	なし	その他	保険金請求手続きに関しては、各社の規定に基づき実施されているため、かんぼ生命 に確認したところ、ご提案頂いた保険金支払請求書面の件については、既に改定を行 い、他社書式のコピーでも要件を満たせば使用可能である旨確認致しました。	

7.5	所管省庁	回答	10-4-4-7	15.4.5.7.11.4.4.4		提案				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令	等 対応の 分類 対応の概要	
608	令和3年3月4日	令和3年8月18日	科学技術政策の 諮問・審議機関を 1つにまとめる	本学術会議』は、大難把に 言って我が回入学技術型に について意見を述べる場だと 光知している。 元れと同じような組織として、 文部科学省に科学技術学技 術・イ/ペーション会議がある。 内容を見ても、似たり寄ったり である。 ではないか?	研究者の意見も、科学技術・学術審議会には多数の分料会・部会、総合 科学技術・パイペーション会議にも多数の原門調査会・懇談会がある。こ パク・バラインでいるよりは、まとめて取り掛かる方が何かと効率も良い し、集まる情報も豊富になる。 全省庁にまたが科学技術政策については内閣府が担うのだから、意思 決定はそこに集中させ、文部科学省の科学技術・学術政策局もそこに統 合すればよいと思う。	個人	内閣府文部科学省	【文部科学名】 総合科学技術・イ/ベーション会議は、我が国全体の科学技術イ/ベーション政策を俯瞰し、名名より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術イ/ベーション政策をの企画立案及び総合調整を行うものとして、内閣府設置法に基づき「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置されたものです。 科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の現場により近い立場からきめ細かいニーズに対応した旅策を進める文部科学生の部間に応じて調査審議し、意見を述べる組織として設置されたものです。 日本学析表機関であり、内閣設理大臣の所轄の下、「特別の機関」として設立されたもので、1 大本学所表議は、我が国の人文・社会科学・選学・工学の科学者の内外に対する代表機関であり、内閣設理大臣の所轄の下、「特別の機関」として設立されたもの、文部科学名設計・科学者間ネットワークの構築、科学の役割についての世論客党に保る取組を実施して、独学技術・学の指令、科学技術・学の協議を持つことともれてもり、主に政府に対する政策接受、国際が表するため、統合するのは適切ではありません。 【内閣府】 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を切り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣、独立の、行政・企業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣、教廷とされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	審 対応不可 【内閣府】 「相本学術会議のより良い役割発揮に向けてJを公表し、日本学術会 議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 会議[この]	
609	令和3年3月4日	令和3年3月26日	税務署での税金 の現金払いにつ いて	入し、しかも支払ってお釣りや	時間の無駄、事務処理の無駄。 現金払いでも、もっと普通に受け付けれないものか。税務署窓口でも、ク レジットカードや電子マネーでも支払い可能にしておかないと、政府の進 めようとしていることとは真っ向反対のこととなる。	個人	財務省	税務署領収窓口では現金と証券による納付に対応しています。 その領収に当たっては、著内収入整理票(金種内駅表)や紙幣計数機を使用して、納税 者が持参した金額と職員が窓口で受領した金額を明確にした上で行うこととしています。	的確な領収業務を担保するためには、署内収入整理票(金種内駅表)の作成が必要であると考えておけます。 現行制度 年年下で対応可能 能ができる方法がありますので、これらの納付手続について引き続き周知・広報に努めてまいります。	
610	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路管理の一元 化	災害時における、修復作業や トラブルに対応する窓口を一 つにまとめる。	地震や大規模火災、先の東北震災などにおける、大規模な修繕工事、間 い合わせ、予算執行などをまとめ、トップダウンで必要な予算を編成し早 急に対応ができる。今まででは、これは市道、現造、末は国意質が高間い 合わせさえも国民には返答が出来ない状態となっています。最終が違う からとの一言です。それでは、目の前に陥没していても修理が出来ない 技化です。先ずは一元化で予算をつけ修理し、後に費用等は管理元に請 来なり行うシステムを構築し、国民に迷惑を掛けずに修復を早期に行える メリットとなります。	個人	国土交通省	番号412の回答を参照してください。		
611	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議は廃止を	存在意義がわからない。 摂金 の無駄であり国政の障害とも 思えるので、存在意義は無く なったとして廃止を求めます。 学術的意見は都接近間微貴 会などを招集し意見を求めれ は良い。	国家予算の無駄の削減し、その分を戦略的技術開発に集中的に注入する。 日本学術会議法 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。 一 科学の振興及び技術の旁連に関する方策 二 科学に関する研究果の活用に関する方策 三 科学研究者の養成に関する方策 四 科学を在策及び国民建大の方策 五 科学を産業及び国民建大に浸透させる方策 不 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項 存続させるなら、上記に明認されているとおり、自然、科学系の学者に関り、少なく任と文化系学者は除外するべきである。現状の文化系学者が在議していることは既に連法状態といえるのではないか。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。		
612	令和3年3月4日	令和3年4月16日	教急の場合のGP Sの利用	救急アプリを作ってほしいです。 急に具合が悪くなって展場所を話す会格が無い、脳保塞で 様れなくなった時、外出していて自分のいる場所の時が判ちるのが困難です。 そこでスマホのGPSと連動して簡単に居場所が特定できる あればすごく便利だと思います。	以前から教急車を呼ぶ場合にGPSが利用出来たら良いのにと思っていました。 ました。 技術的にも問題ないのでは。 病気の場合だけではなく山や海で遭難した時、そのアプリで通報すれば 思場所の特定が出来、大人数で捜索する必要もなくなるかと思います。 また山で登山ルートからかれている人には自動で警告したり、マップアプ リム運動に「海やくき方向を指し示す機能もあれば自分で下山できる場 合もあるかと思います。 応用で110番アプリもあれば警察の方も早く現場に行けると思います。	個人	総務省警察庁	緊急通報番号を使用した消防や警察への通報(以下「緊急通報」という。)において、 GPS情報を消防と警察へ通知する機能は就に提供されています。 具体的には、整変通信事業に基づ年事用電気通信整備規則により、携帯電話用設 備は、消防や警察の緊急通報において、発信に係る位置情報もくは発信を受けた 傷規則、明和が 基地局に係る管理管験を、過途停留に係る情報として消防や警察に送信する機能を持 つことを義務づけられています。 この規律に基づき、携帯電話からの緊急通報においては、携帯電話のGPS情報等を活 用し、位置情報もしくは発信を受けた基地局に係る位置情報を消防や警察が受信してい ます。	十 現行制度 E十 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
613	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議等の民営化	日本学術会議に国費公費の 投入を止め、同時に、科学研 突即成金の交付などに、政策 を反映させ、それに反する研 実には経済的助成をおこなわ ない。	いわゆる「学問の自由」は、学術研究の経済的独立によるもので、時の政府から経済的支援を受ければ、必ず、思慮が生じる。改権の交替によって、政策は変わるが、学術研究は不変であるからである。故に、「学問の自由と複様するではなめた。実施を変更となければならない、ようで、自由な研究者は、国などに関わず、自らの力・変で、すなわら、特許金を得る、条件を夢るなどにより、研究費を調達する必要がある。根據な例だいスは、いら学問の自由だと書き、現職権下では、原境の開発に公的的なの対象にならないようら、だから、学問の自由を確すするためには、時の政府より金を得ているのに、自由が学研究とからいば、時の政府より金を得ているのに、もので、日本ので、大学のの機能に、研究者ならいに社会に、「学問の自由」の方葉がいかあるべきである。人、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に反する研究が何楽し、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に反する研究が何楽し、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に反する研究が何楽し、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に反する研究が何楽し、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に反する研究が何楽し、それによって、自由な学術研究に停滞が生し、政策に及び自己の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	個人	内閣府	番号578の回答を参照してください。			
614	令和3年3月4日	令和3年3月26日	脱はんこと公務員 の動怠管理	・IC身分証(マイナンバーカー ド)の入退庁時間による勤怠管	公務員の勤怠管理は、出勤簿及び超過勤務命令簿への押印により行われているところ。しかし、民間事業者においては、いわゆるタイムカードを活用して機械的な勤怠管理を長く行っており、官民の認識にが大きぐ事態している。昨今の働き方な取主より人事役規則にて超過熱務時間の抑制がなされたところ、現状の勤怠管理では、違法を回避すべくある種人為的な操作を可能としている。財別としていり、200 の起助・終す間やいら身が回の、200 の対急管理は、原則としてパッフの起助・終す間やいら身が回の、退庁時間により行うことを提置したい位を勤務や出張時など、在庁せずに勤務するときは終く、。いら身分盤の導入状況は様々であることが、少なくとま中央省庁においては実現可能であると考える。また、現代業務でパソコンを使わないことは極めて稀であるため、全省庁、表し下、民間事業者に対しては厳格な勧怠管理を求めるのに対し、公務員が未だ押印形表により勤怠管理を行う事実は、令和の時代においては許されるものではない。	個人	人事院内閣官房	番号417の回答を参照してください。			
615	令和3年3月4日	令和3年3月26日	残業規制強化による経費削減	適切に行われる風潮を助長す べく、国家公務員の残業時間 は、一人当たり、係単位、部署 単位、省庁単位での残業時間 を買っる化して どの断面でも	民間では働き方改革で、労働基準法改正に伴い、残業は減らす状況になっています。 実態としては、残業代は減らして、COVID-18禍で在宅勤務となり、仕事を自宅に持ち込み、私費でのリモート化の環境を整え、今までと違う非対面、ペーパーレスでも、効率よぐ残業特制に減らす努力をして、成果は今まで以上を求められます。国民の追標となるべき、国家公務員は、民間でのこういう状況を率としま手本をデオイス(残棄規制を徴能して、固定費(経費)を一気に削減するようにお願いしたいと思います。 業務量が多く、緊急性もあり、残業しないと仕事は終わらないというのは、もう過去の話であって現在の常識ではありません。そのもととなる。業務の必要ははおそらく半分に慣例、前例などによる不そのために国の収金を無駄に使み必要はありません。もし、残業規制が無理なら、残業時間を増やすのではなく、追加採用により人員を増やして、一人あたりの残棄は減らすことを志向ください。	個人	人事院 内閣官房	国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、「箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、各府省においては、この人事院規則等の規定の下で、超過勤務の縮減に取り組んでいます。 なお、「国家公務員の女性活躍とワークライフパランス推進の北参の報報指針1年70年10月17日女性製品活建。ワークライフパランス推進に就会決定。令和2年1月29日年10月17日女性製品活建、ワークライフパランス推進協議会決定。令和2年1月29日の部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	人事院規則15— 14第16条の2の2	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
616	令和3年3月4日	令和3年3月26日	Go to トラベル	な援助から排除すべきである。	インターネット旅行業者は予算枠が不足しているのに、人気のないJTBを 筆頭とした業者にたくさん枠が残っているのは、税金の無駄であり、これ を予見しえなかったのは行政の無拠で配強、危慢である。 直ちに謝罪し、修正すべきである。 予算を有効活用しえない無能な業者からすべての配分を取り上げて、枠 が足りていない業者に再発して、さらなる観光悪悪を起催進すべきで ある。 園民をないがしろにするのも、大概にすべきである。	個人		GoToトラベル事業における予算枠は、当初は、各事業者からご提出いただいた販売計画を基し配分していたところですが、令和2年9月から10月にかけて、大手予約サイトを中心に予約が好調に伸び、一部の事業者によいて、当初最分した予算枠が不足する状況となったため、全ての事業者に対し、販売状況を丁寧に聞き取りながら、随時、必要な予算枠を追加して配分しているところです。	なし	対応不可	GoToトラベル事業については、コロナ禍により失われた旅行需要を取り戻すため、宿泊の割引による旅行需要の喚起だけでなく、地域共通クーポンの利用を通じて、観光地周辺における消費を見し、厳しい秘密環境に直面する土産物店、飲食店等の事業者も含め、幅広化地域経済を支えることを最大の別いとして開始したものです。本事実の狙しを達成するためには、様々な販路を確保し、多様な形態の旅行商品で本事業を活用しただくことが変めわることか、例えオンラインで予約が完結しない事業者であっても、本事業を利用して旅行商品を販売いただくことが重要であると考えております。

	所管省庁	回答	Indiana.	15 + - 5 11 11 + +	lour I	提案	王体   1/1 目   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1   1/1				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状		**の 対応の概要	
617	令和3年3月4日	令和3年4月16日	証紙の廃止につ いて	すべての行政手続き時に使用 する証紙の廃止	行政が主管となる講習会や免許更新、道路使用許可申請、自動車保管 場所申請など行政機関に申請する書類には証紙が必要となっている。 普段一般人に証紙は難みがない。 許可申請を予約額にいないを認定を購入する手間がある。 申請者からすれば払う緩が同じなのになぜいちいち証紙を購入する必要 があるのかと思う。 三二三年担害する行政機関がお金を納付するのに現金で事足りるところを 証紙を購入せるのはおいい思われでも仕方ない。 証紙の作成会社に支払ら作成時も馬鹿になっない。 砂道角環によっては職員の証紙機(事件中発生しておりそもそも証紙が なければ発生しないもしては早期に発見できるものである。 また、職員が証紙の確認をする時間を他に優先される不合業務に時間を 証紙を購入する用紙代についても無数なものものである。 証紙を保管する場所の確保等全部道府県で検算すればかなりの額にな リ税金の無数としか言いを無なな職員も必要ななり他に人員を表 おすことができ、それが国民の一一ズにも迅速に対応できることにつなが は無におっていてき、それが国民の一一ズにも迅速に対応できることにつなが は無におっていてき、それが国民の一一ズにも迅速に対応できることにでは、 証紙をは同じていては、正確なない。 証紙を合いするへきである。 の場としたい言いようがない。 即員を記書するであれば税金の無数としか言いようがない。 は無に会でするできるが、まれば、記録をは、記録をは、 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のであれば税金の無数としか言いようがない。 は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、	個人	総務省	地方自治法第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされています。		地方自治法第231条の2第1項に規定されているとおり、地方公共団体の収入証紙は条例で定めるところによるものですので、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができるものです。現金によさい以入証紙による収入に基金とよる中計等を書類にすることができるものであり、収入証紙の必要性は地方公共団体の実情等により様々ですので、国の法令において一様に廃止することとすべきものではないと考えます。	
618	令和3年3月4日	令和6年7月19日	要件ベースの申請と継割りを廃したデータベースの ー元化	供の有無などは既にデータ ベースに情報があるから、申 請者に必要な入力項目を選ん で入力両面を提示できる。新		個人	デジタル庁	来看等の法人(個人事業主を含む。)パ四体问げには6~Goo/というには行の共通機能 活用し、手続を所管する関係所省庁において各府省庁における具体的方針等に基づき オンライン化に取り組むこととしています。 トギ取組1・may 新出めまり、第四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	情報通信技術を活	他 制度の現状欄に記載のとおりです。	
619	令和3年3月4日	令和5年4月14日	公立大学化した元 私立大学の設立 根拠の違い	された大学は、元からの公立 大学の根拠となる文科省法令 ではなく、総務省法令に基づく	1番の事例は、元私立大学は公立化後も、公立大学共済には設立根拠 が違うということで加盟させてもらうことはできない、そのため、健康保険 は協会けんぼ、年金は地方と効果共落という事な状態である。 その他、参加させてもらえない会などがある。公立大学ではあるが、ちゃ んとしたメンバでないという状態です。その辺が是正してもらえるのであれ ば、していただきたいです。	個人		【公立大学法人制度について】 私立大学から公立化した大学を設置する法人も含めた公立大学法人制度は、地方独立行政法人法において定められています。 【共済制度について】 地方が務員である公立大学の職員については、地方公務員等共済組合法第3条の規定により公立学校共済組合の組合員となります。 自治体が設立した公立大学から公立大学法人、移行した公立大学法人の職員については、同法等は4条の2の規定により公立学校共済組合の組合員となります。 「は、同法等は4条の2の規定により公立学校共済組合の組合員となります。一方、自治体直轄からの移行ではなく新たに設立された公立大学法人の職員については、同法第144条の3が適用され、地方職員共済組合の組合員となっています。	第3条、 第141条の2、	【公立大学法人制度について】 公立大学法人制度について】 公立大学法人制度に、地方独立行政法人法において定められていますが、同法においては、私立大学から公立化した大学を設置管理する公立大学法人と元からの公立大学 を設置管理する公立大学法人との間に差異は設けておりません。  【共済について】 公立大学の職員から公立大学法人職員に替わった者は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、元々が公立学校表発組合に加入しているため、法人職員になっても公立学校共済組合に加入しますが、自治体直轄からの移行ではなく新たに設立された一般地方独立行政法人である公立大学法人の製員については、元私立大学から公立大学・系被された大学であるか否かに関からず、地方公共団体関係団体の職員として地方職員未済組合の組合員として地方公務員等共済組合法が適用されており、元私立大学の命之による不利益的取扱いはありません。	
620	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報開示請求に 対する開示の黒 塗りは最低限に	開示請求において開示される 資料に処置する黒塗りは最低 限にすべきである。せっかく情 報が開示されても、そのほとん どが黒塗りではやっていること	私は過去に2回、行政に対して情報開示請求を行い、最終的に数10ページの資料が開示された。 しかし、その内容はほとんど黒塗り、いかゆるのり弁状態であった。 私は、時間、工数、そして費用をかけてやっとの思いで請求によどり着き、さらに相当の特ち時間を要して情報を入手したものである。 しかしながら、そのほとんどが黒塗りでは、それまでの行為を全て否定された感じすらある。 はいなながら、保護しなければならない情報は隠してもいいと思っている。 しかし、出きんた資料は、その項目全てが夏、黒であるものが多すぎる。 果たして、この「文字"文字全でが個、情報等、開示できない情報なのか?基だ疑問である。 で、そればいてある。 行政側にとって隠すのは最小限、依頼した国民にとっては最大限の情報を1回の作業で開示していただきたい。	個人	総務省	番号258(情報公開について)の回答を参照してください。			

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>倹討結果</b>	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
62	il ·	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公営住宅の縦割 り解消	同じ市区町村に存在する公営 住宅でも広城自治体が管理す る都道府県営住宅と基礎自治 体が管理する市区画を をが存在するので基礎 が管理する市区町村営住宅に 一元化する。	公営住宅法の改正により、1種、2種の区分が無くなり、都道府県と市区町村が同じ公営住宅を管理している。また、高度を決成長などの時期は住宅不測の解消に公営住宅整備を行ってきたものの、住宅不足は解消されており、低所得、高齢化等の入居者が多いことから福祉施策の役割が多くなっている。 さらに、住民からすると窓口が2つあり、わかりにくくなっている。 さらに、住民からすると窓口が2つあり、わかりにくくなっている。 として、福祉サービスを担っている基礎自治体が公営住宅を管理することにより、住民ニーズに合った施策を提供できる。	個人	国土交通省	公営住宅法において、地方公共団体は、常にその区域内の住宅専情に留意し、係額 所得者の住宅不足を種和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わ なければならないとされており、市町村及び都道府県が地域の実情に応じて公営住宅 の整備及び管理を行っています。 公営住宅の整備後に、管理の効率化等を図る程点から、公営住宅法第46条(事業主 公営住宅の整備後に、管理の効率化等を図る程点から、公営住宅法第46条(事業主 体の変更)に基づき、公営住宅を他の地方公共団体に譲渡することができ、都道府県営 住宅市町村に譲渡している事例があります。 また、公営住宅法第47条(管理の特別(管理代行制度))に基づき、他の地方公共団体 又は地方住宅供給公社に家質の決定等を除いた管理事務を代行させることができ、都 道府県営住宅に市町村宮住宅を地方住宅保給公社があわせて管理している事例もあり ます。このにか、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、本 「原規知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるとつにより、市町村が処理している事例もあり ます。	第46条、第47条 地方自治法第252		事業主体の変更や管理の特例(管理代行制度)、条例による事務処理の特例の制度 を活用するかどうかは地域の住宅事情や財政事情、事務の負担等を踏まえて各地方公 共団体において総合的に判断されているところです。
62	2	令和3年3月4日	令和7年3月7日	政、独立行政法人 等を含む)の民間 委託調査報告書・ データのワンス	開委託調査報告書・データな どは、受託協議会社が使いま わして報告しているケースも多 いため、民間受託調査報告 書・データを他の行政機関もア ウセスできるようにフンストップ 化してもらいたい、更には、研 実利用としてのデータとしても 活用できるようにしてもらいた い。	国・地方の書議会などの基礎資料作成のための調査などを孫請けて個人的に請け負うケースがありますが、自分が作成したデータが別調査の資料として、他行政機関の調査報告書として使いまわされていることがよるわれていない印象がするため、民間制度会社による使い回しが横行するような表がします。行政のレイルで、民間信託調査報告書・データなどが共有されていない印象がするため、民間制度会社による使い回しが横行するような表がします。行政のレイルで、民間意託調査報告書・報告書のナータはない。更には、研究データとしてもオープン化されることも期待したい。要には、研究データとしてもオープン化されることも期待したい。要には、研究データとしてもオープン化されることも期待したい。要には、研究データとしてもオープン化されることも開待したい。要には、研究データとしてもオープン化されることも開待しているのが、異体的な数値は提示できません。と、行政機関による設定立案能力の向上、受託民間調査会社の調査能力の向上(個人的な所定が任時間調査をか能力不足もあるため、調査内容が低レベルな印象)が期待できる。 制造中容が低レベルな印象)が期待できる。 制造事報告書の公開事例・経程者の例 https://www.metics.goj/topic/data/e90822aj.html 上記の通り、経産省内の要託調査をとりまとめている点は、他よりも先進的であるものの、分析時の生データもないため、他の行政機関などが利用したでいたいたい。	個人	ナンタルIT	デジタル庁より公開しているオープンデータ基本指針では、オープンデータとして公開することによるリスタが想定される情報等を除き、各府省庁が保有するデータはすべてオープンにすることを原則としており、各所省庁が保有するデータのオープン化については、所管省庁が適切に優先順位の判断や公開を行っていると認識しています。	オーブンデータ基 本指針	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
62	3	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国民、利用者目線による国庫補助・連門連門を開発を開発を表現の事事を開消について	しています。 補助要望調査から交付決定ま での一連の補助金事務作業 に多くの目数を任て票酌・補助 ・制用できる・うして、それ ・利用できる・うして、それ ・利用できる・うしてなるが、 生度を誇くような運用を改め、 生態を度内に上予算の・毎度 を対分表で、年度 4月 ・サービスの 早期 週用開始の ・サービスの 早期 週用開始	補助途事務の執行上、交付決定後の事業着手(車両登録)、販売店と の契約、車両登録手続き、支払いを軽く補助のが交付されます。これら 一連の補助金事務手続きを改め、年度当初の車両登録、登録車両に対 うる補助金申請、交付決定、補助金支払いとすることで、利用者はいち 早く(ID車両の利用が可能になります。 ID車両は歴でも優しい車両のあることから、中でも車椅子が必要な 障害をお持ちの方からは、全国への早期普及促進、年度のうち、早い時 期からの利用開始を期待しています。 当該年度内に登録された車両を対象にした予算の範囲内で交付決定 する事で、年度当初の車両登後、使用開始、利用者サービスの早期運用	個人	国工义通信	市が子来を失ぬ。ことには、 市に、事業者は、具体的にどの程度補助金が交付されるかを踏まえて、当該補助対象 事業の実施を決定することが一般的であるため、交付申請の事前の手続として、要望調 査を行い、事前に予算の配分の整理・内示を行っています。	憲法 第88条 予算編成 東京 等	現行制度 下で対応可	当該事業においては、交付決定の後、各事業者が補助事業に着手することを原則として いますが、交付申請の事前手続としての要望調査の実施時期を予算成立前に実施する など早期の事業事并が可能となるよう改善を行なっているところです。 なお、令和2年度第三次補正予算においては、当該予算の開議決定日であ令令和2年1 2月15日以降に事業着手されたものを補助対象とすることしており、令和3年度内に 登録された車両は全で補助対象となることから、提案の御趣盲を踏まえた対応が可能と なっております。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
624	令和3年3月4日	令和3年4月16日	小学校のランドセル	んが、ランドセルの廃止を検討 して頂きたい。	・重過ぎる (子供の負担軽減を謳った軽量モデルが出るなど、ランドセルが重いという認識はある様ですが、そもぞもランドセルを廃止すれば解決する。) ・ 教育現場のデジタル化の防げになっている。(ランドセルの存在意義としては、教科書の持ち選化の理由もあると思いますが、デジタル化すれば良い。) ・ 電報過ぎる (子供に数万円のバッグを持たせる意味が分からない。ただの既得権益としか思えない。義務教育システムに入学するだけで、金銭的負担が大き過ぎる、A地点から8地点まで物を運ぶだけの鞄では無く、教育にお金を掛けられる現象を作るべき。) ・ 皆同じ物を持つことによる集団心理。子供たちの個々の個性を育む大切さか囁かれている昨今で、逆行的。	個人	文部科学省	文部科学省においては、通学の際に用いるカバンを統一的に定めておらず、通学時の カバンをランドセルとするか否かも含め、通学の際に用いるかべつは各学校において通 切に判断すくき事柄であると考えております。 なお、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対しては、入学の愛となる費 用について、市町村が嫁半段節を実施しております。その中で、生活保護に規定する 「要保護者」については、経費の1/2を国が補助し、市町村が単独で事業を実施していると 国際していると認める「準要保護者」については、市町村が単独で事業を実施していると ころです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
625	令和3年3月4日	令和3年3月26日	PTAICOUT	PTA会費やPTAという組織は 本当に必要なのか? 公立の小学校で、児童全員に 必要な物は、PTA会費ではな く、学校が保護者から微吹す べき。また、こともの学校では PTAで全国漢字テストが実施 されていますが、これはPTAで りらなぐてもよいのでは?この 漢字テストは、個人のでは?このような形か すと、結果的に、PTAに加入す は、漢字検定受けれます よ、と言われているようなスタ ンスになると思います。 PTAは任意の社会教育関係団 体なので、加入を前 様で、システンができてるPTA は不要と思います。	PTA未加入世帯の児童は、卒業証書を入れる値を貰えない等あるため。 学校内で、賢える児童と貰えない児童がいたら、こともたちがどう思じる か?教育的配置に欠けるのでは?全国的にPTAはこのような運営なの で、見値すべきです。仕んでいる自治体に意見しても改善されないため、 国からの指示を明確に示して欲しい。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
626	令和3年3月4日	令和3年3月26日	消防行政のスリム 化	をトップダウンで警察同様に都 道府県単位とする令和の大改 革を実施して大規模災害に強	全国に消防本部が大中小極小と様々な規模の消防本部が大多数存在することで、近年多等・広境化する激基災害への備えが各種不足(連携不足、情報共有不足、指揮命令系統の確立不足、資器材の格差による不足、人間株型による不足、名の起鍵のプトルによる様々な禁事等)により後手に回っていると思しる、災害場所は消防本部の規模を選ばないので替転エリアはん、情報命令系統は少ない都選所巣単位のスリム治療防機・機作リが必要と感じる、消防本部数をスリム化することで、コストの削減、事務作業の効率アップに繋がる。	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。				
627	令和3年3月4日	令和3年4月16日	学校対広等書情 受付を文部科学 省に設置する	学校対応110番を設置。	子供が担任から不審者と言われたり、怒鳴り散らされたりした挙げ句。心身症を患い不登校になってしまったため教育センターに相談したが、教師を守る高い方しかしない。当時の教頭はどめ、学校内の教師達からは厳り、現場を受け、うちが悪してを上たかのようながなをされ続けた。教育委員会告韩二問題にすることなく、スルーされた感じだった。子供が同じ教育委員会管轄の学校へ通っている以上、親は強くでれない。結局、転校することはつなった。学校・教育委員会で様か消されることが多い現状を知った。といるとは、選供の不登校が増えている現状に教師が原因を作っていることは避けなければいけないと思う。当事者家族だけが追い込まれ辛い思いをすることがあってはいけない。	個人	文部科学省	文部科学省のホームページにおいて、文部科学省に関する御意見・お問合せ窓口を設けています。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省ホームページに設けている「文部科学省に関する御意見・お問い合わせ窓 口」において、生徒指導に関するものも含め施策の内容や当サイトで提供している情報 等に対する御意見・御要望や御質問を受け付けています。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
628	令和3年3月4日	令和3年3月26日	労働基準監督署の廃止	ただ、労基署へ通報するだけ のものしかありません。 労基署は、場合と労働者の 仲裁の機能もなく、権限もな く、ただ、基準法違反の監督し かないのが実情です。 労働者は、結果、労働審判で	労基署の機能不全は、多くの労働者や弁護士が感じているところです。 今は、労働者や上いう制度が、とてもよくできていて、効率的に調停や率 が行るので、労働者につても、会社側にとっても、実質例に効率的 です。 労基署や、その上の労働局や厚労省の労働部局の人員や、物的な組織 を改廃すれば、かなりの行政費が削減できると思います。 労基署は、司監察権を有していますが、それが発揮されることはごくご (権です。 特に、民事的な紛争には全く機能しません。 それは、裁判所へ任せて、法的な監督に慎注した方が良いと思います。	個人	厚生労働省警察庁	番号324(1について)の回答を参照してください。				
629	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路の修繕箇所申し出の一元化	国道、県道、市道、町道の穴 やくぼみがあった場合、建設 名国道工事事務所・収量部 に連続しているが、道路はこ の道路が国際で映画部 まで住民は知らない人が多 い。 都道府県に1か所道路修繕に 関する連絡先電話を設置して もらたい。	国道、県道、市道、町道がありそれぞれが管理している。 穴やくぼみ、傷みなどが放置されている。道路パトロールもしているようだ が、毎日利用している住民からの通報が大切だと思います。早期修繕で 交通事故防止になります。	個人		道路の管理は、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通大 臣又は都道府景、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはそ の路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法 第13条、第15条、 第16条	現行制度 下で対応可 能	「道路緊急ダイヤル#9910」では道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物 路面の汚れなど道路の異状を全間共通電話番号 #9910で24時間受け付けています。 道路利用者が勢強速路の異状等を発見した場合に、起電監告号に連絡することで連 路管理者は迅速に道路の異状への対応を図り、安全を確保してまいります。	
630	令和3年3月4日	令和3年6月16日	日付の表記について	各種書類の日付欄に記入又 は表記されている日付の「年」 表記を和層ではなく西層に変 更・統一してほしい。	現在、平元に「平成34年」まで有効な運転免許証があります。この期限は「平成2星陛下在位34年まで有効」となります。しかし、既にご数位されている状況で「在位34年」はあり得ないものとなりました。(倒和・平成改元当時も同じ) 酸密論で言えば、「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」となります。コールド免許の有効期間5年という期間は、陛下の在位年数とは関係ありません。また、その有効期限は国民利用者が各自で元号変換を行わなくてはならな、国民に負担を強いています。との表情は更新の通知が来る為、リスクは低いですが、同様に利用期限のあるもの代の施設の利用期限などは、通知などが未ない為、失効してしまうものがあります。このことから、度下の在位年数と関係なく継続されるもの「「有効期間」などは、一年1絶対値」の国際で表記すべきだと考えます。ただ、西陸と和暦の混在は混乱のもととなる。特段の事情がない限り、全ての日付の記入・表記を西暦で統一すべきだと考えます。	個人	警察庁	改元日前までに交付された運転免許証で、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効なものとして使用することが可能です。 また、運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第106号)及び 道路交通法施行規則(昭和35年終理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	連路交通法(昭和 35年法律第105号) 第59条 道路交通法施行規則(昭和35年総理 两令第60号) 条及び別記様式第 14		制度の現状際に記載のとおり、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降のを記載している場合であっても、引き続き有効な運転免許証として使用することが可能あり、改元に伴って当該運転免許証が「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」こととはなりませましる。 また、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりまた。運転免許証の年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者にケカリやすい表示とするために定められたものであることから、傅理解ください。	でま
631	令和3年3月4日	令和3年3月26日	自衛隊殉職者追悼式について	自衛隊殉職者追悼式に防衛 省職員以外の人を式典実施 要員又は支援要員として従事 させるのはやめてほしい	政府主催行事として表記の行事は毎年防衛省本省にて実施されている が、式発支援委員として防衛省職員・自衛隊員ではない共済組合職員が 銀別出むれている。政府主催行事に公務員でない人間に支援依頼をする のはおかしいのではないか	個人	防衛省	自衛隊殉職隊員追悼式は、任務遂行中に不幸にして職に殉じた隊員を追悼するため、防衛大臣主権により、俳遺族の方々、総理大臣、防衛大臣等が参列し、毎年、防衛 省市か合地区において実施しています。 自衛隊殉職隊員迫地式における防衛省共済組合の職員の支援にあたっては、殉職隊 員を追悼するために執り行う追悼式の目的は、「国家公務員及びその遺族の生活の安 定と福祉の向上に参与する」との共済組合の目的と共有するものであることから、防衛 省から共済組合に対して支援依頼を実施しています。	国家公務員共済組合法第1条	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおり、自衛隊殉職隊員追悼式の共済組合職員への支援依 は、共済組合の国的に好るものではありませんが、支援依頼を実施する場合は、支 援業務を実施することになる共済組合職員に対し、職員本人の実務の影響等をあらた めて確認するなどして、適切な業務の配分に努めてまいりたいと考えています。	
632	令和3年3月4日	令和5年5月17日	印鑑登録につい て	居住地変更に伴い、日整巻録 も変更することになっておりま すが、その必要性をお得ねし ます、コンピニなどでも印鑑を 録証明書を取得することがで は、最多りの自治がに届け出 ることで問題はないのでしょう か。よろしくご検討ください。	現在、政府が推し進めようとしている行政改革の一つとして、国民の手間 軽減・役所の業務軽減・経費の削減などを考慮したものです。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を視拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために 「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。	なし	対応不可	印鑑登録は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象 なっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市町村ごとに管理されているため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。	: :

	所管省庁	回答	10-4-4-7	154 - 5444 - 4	in-m l	提案	At- do -t-		所管省庁の村	食討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
633	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報公開制度に よるコストを踏ま えた改革	報公開に伴う人件費等の費用 を適切に反映させる必要がある。具体的には、現状におい て請求者には一律300円と特 定文書を受け取るための紙面 コピー費用のみを求めている 現状を改め、文書1枚につき	河野行革担当大臣が窓が関の残業時間の把握を各省に求めていることの背景は、窓が関の勤務環境がブラック化し、若手職員を中心に勤務を継続することに関する意欲が低下するととも、職務に対する耐急工夫を行う未能が低下していることへの融急があると考えられる。この点、かかる総合にアプローデするためには、単に残業時間を把握するのみならず、これの原因となっている美勢を変えていてこか必要であるところ、長時間熱の一つの大きな原因で多く情報く関語求への対象素務について、費用の適正な負担を請求者に求めることにより合理化し、職員の勤務環境を改善することが適当であると考えたところである。	個人	総務省	番号225(情報公開について)の回答を参照してください。			
634	令和3年3月4日	令和3年3月26日	帰化申請許可厳 格化希望	許可申請者数,帰化許可者数	中国、韓国が8割占めています。インパウンドで日本に彼らが未て迷惑どころでないルール中らないなど相当問題。 国民も怒っています。東京、大阪などの公営団地はチャイナタウンコリアタウン化、なぜ多大な秘密を使って帰化、移民など受け入れないといけないのか。彼は主きかんと砂を払ってますか。 日本人と結婚して(偽禁)即職婦ってご祥じ?武漢肺炎の縁果分断された日本国民を子和を持って幸福度、平和度、安心度をあげてください。日本独自の文化が壊されます。	個人		帰化の一般的な条件は、国籍法第5条に規定されているところ、帰化許可申請の審査に おいては、これらの条件の充足性のほか、国家利益の保護の観点から法務大臣の広範 な数量に基づに敷格な審査を行っているため、我が国における帰化の制度は、適正なも のであると考えています。	国籍法第5条	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
635	令和3年3月4日	令和5年4月14日	期日前投票での 理由宣誓書は不 要 公職選挙法施 行令49条-8改訂	は、その記入時確認したら後 は参照することはなく次回改 選時まで保管との事、選挙用 紙裏印刷、立ち合い職員の経	理由の一つに「家事」も有る。このことはどのような理由でも当日投票できない理由になりえて職員が立ち合い確認しても無意味となる。意味のないことに発金使用することはやめましょう。 今やネット情報によれば期日前投票は20%程度までふえてきていると言われており印刷費用、立ち合い職員経費、保管、処分経費、全国レベルでは相当なものになる。	個人	総務省	選挙人は、期日前投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち選挙の 当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であるこ とを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこととされています。	公職選挙法施行令 第49条の8	対応不可	期日前投票制度は、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが 困難であると見込まれる選挙についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提 出を必要としているところです。 宣誓書を不要にすることについては、投票当日投票所投票主義の技本的な見直しにつ ながるものであり、選挙運動期間や選挙運動の在り方をはじめ多方面からの慎重な検 討が求められることになると考えられます。
636	令和3年3月4日	令和3年6月16日	引越しに伴う自家 用車の届け出に 関して	動を届け出た際に関連データが組づかていれば、書類の一 技術力がていれば、書類の一 括出力ができると思います。 電子データで「住民県データ」 「早順証明テータ」「自動車技術付デー 分が組づいていれば、漏れも 間違いもなく、役所も住民もい いことばかりだと思います。	マンション内で部屋を代わった際に、駐車場の変更も所有する車の変更もありませんでしたが、以下のような手続きが必要でした。保管場所の所な認い記憶図(マンション管理組合発行)を取り寄せ、これらと共に自動車保管場所証明申請書保管場所構造文付申請書を開発している。とは、自動車保管場所証明申請書を開発した。自動車保管場所証明を重要を開発した。自動車の保管場所の位置」「申請者の名前と住所します。この書類が「車名」「型式」車体番号」「自動車の保管場所証明者(車庫証明)を引き取ります。まるの後、自動車保管場所証明者(車庫証明)を引き取ります。まるの後、自動車保管場所証明者(車庫証明)を引き取ります。まるの後、自動車保管場所証明者(車庫証明)を引き取ります。また申請者の住所変更申請書を収入ます。また申請者の住所変更申請書を記入まず、この書類でも「車体証」の一様を記入ます。また申請者の住所は独自のコード表を読み続いて記載します。また申請者の住所は独自のコード表を続か続いて記載します。また申請者の住所に発している情報を表現されている情報を車検証がお配けます。これを提出に記載されている情報を車検証から転記にます。これを提出に記載されている情報を車検証から転記にます。これを提出に表現を提出に記載するように表現を提出に記載されている情報を車検証がら転記にます。これを提出においる情報を車検証がある記にます。これを提出に記載するようによります。これを提出に記載するように表現を表現します。これを提出においます。これを提出においます。これを提出においます。これを提出においます。これを表現を表現しません。	個人	国十六活尘	自動車保有関係手続については、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保 管場所証明、自動車諸权の納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続のワンス トップサービス(OSS)」を利用するとはこよっており手続と税・手数料の納付をイン ターネット上で、一括して行うことが可能となっております。	等に関する法律		現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引っ越しの場合も含め、OSSを利用することによって、各種手級と税・予数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。 また、OSSの変とる利便性向上のため、令和4年度中にマイナンバーカードに格納されている基本情報を示し地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と情報連携し、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検討結	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応	
637	令和3年3月4日	令和3年4月16日	野生イノシシの感 染抑止・清浄化推	・とくに生息地と養廃場の隔離 については、冬の食料を人里 周辺に残さない取り組みの必 要性が指摘されている。 ・これらの対策には中長期的 な戦略が必要であり、年度単 位で成果を求めたり、2~3年 で担当者が実動する公務員の 業務態勢に馴染まない。 ・野牛イノシンの豚染塩町止を率	・国内で26年ぶりに発生した豚熱(OSF)の感染は、ウイルスに感染した豚 由来の豚肉・豚肉製品が海外から何らかの形で遺法に持ち込まれ、野生 のイバシルに食されたことから始まったと推定されている。 専門実は、OSFの海洋浄化には少なくとものに、15年の期間を要すると 見ており、この間、イバン感染域に所在する養豚場ではコスト要因となる CSFワクチンを打ち続けらればならない。 ここまでの事態に至った最大の要因は、野生イバシンへの感染を許し、 有効なコントロールができないまま感染域を大きく拡大させてしまったこと にある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般社団 法本養 協会	環境省	農林水産省においては、 ①家畜伝染病予防法に基づく、豚熱の浸潤状況確認検査 ②「鳥骸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく、野生インシの捕獲 ③軽ロワクチン散布 等の措置を選じており、 環境省においては、「鳥骸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づ く、野生イノシンの捕獲等の措置を講じているところです。	家畜伝染病予防法 (銀第五一十六年法 (銀第五一十六年) (銀第五十十六年) 項 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十六年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年) 第二十十八年)	農林水産省と環境省が協力し、 () 豚熱の浸潤状況確認核査を実施 (②IGSF-ASF頻配しての野生インシの補獲等に関する防疫措置の手引き」を連名で 作成 (③経ロフチン散布の状況等を踏まえて、豚熱発生都府県及びその周辺県に対して、 応可・補煙重点エリアの設定を要請 するなどの取起そ行っています。 その他、両省において、野生インシの補煙強化に関する取組について予算措置を講じているところです。 上記の取組を通じて、両省は効果的かつ強力に連携しており、引き続き、野生イノシシ 対策を適切に行ってまいります。
638	令和3年3月4日	令和3年3月26日	から食卓に至る安	場から食卓に至る食肉の安年 建な農水省消費、安全局に一 本化すること ・食肉衛生接登の合理化により、 ・食肉衛生接登の合理化により、 ・食肉衛生接登の合理化により、 ・行きない。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一般である。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。 ・一をなる。	・生きた家畜については農林水産行政のなかで全国に家畜保健衛生所 (常保を配して、都道府県の獣医師資格を有する職員らにより家畜衛生、 即ち健康な家畜の飼養が促されている。 ・一方、生きた豚がと畜場に口痛されたとこから、同じ都道府県の獣医 職でも、厚生労働者が管轄する食品衛生部門の食品衛生検査所(食検) の管理の下で金品危害の防止が図られている。 ・BSE間題をもち出すまでもなく、人骸共通形袋症。抗生物質の残留など ・BSE間題をもち出すまでもなく、人骸共通形袋症。抗生物質の残留など (移つて、これらへの対策には、生産現場における防疫・衛生・投棄管理 に関わる行政指導と一体となった食の安全の監視が必要であり、そのた (後つて、これらかつる無不行政と厚労行政の報制)を除去することが、別 見かかつ効率的である。 ・また、日本では食の安全を担保するための、と畜時に行う食肉衛生検査 は、その費用を生産者が負担して実施されているが、欧米の生産国では 公費負担や食助業者が負担して実施されているが、欧米の生産国では 公費負担や食助業者が負担して実施されているが、欧米の生産国では 公費負担や食助業の生物で、西家医療資格をもたない を登りが来たけ、医院を開発しているから、日本の食物がでは豚医師裏の監督の下の悪医病資格をもたない を登りが実施して人件費の削減や、食肉処理施設の効率的稼働を実現して検査コストと畜経費の修識を美現し、競争力強化に負骸にている。	一般社団 法人 野 協会		食品安全基本法において、食品の安全性の確保は、必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないこと、園はそのための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、原生労働省、農林水産省、食品安全員会などの関係行政機関は施策の策定に当た。戸生労働省、農林水産省、食品安全を見会などの関係行政機関は施策の策定と当たまの物・建規制は、と高場法及び食を負金では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	1条、第4条、第6 条、第15条 条、第15条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 、第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16条 第16 第16 第16 第16 第16 第16 第16 第16	厚生労働省と農林水富省は、食品安全基本法に基づき、食品供給行程の各段階において食品の安全性確保のため、緊密な連携を図りながら、それぞれの任務である公衆衛生の増進、食料の変更供給の循係の財益から施港を実施しています。この取組を引き機造進めることで、農場から食事での食品の一体的な安生性機を図ることが可能です。 と高検査は、豚を含む散畜の疾病や異常を、散医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、数医師が行っています。近年のと面頂敷に大きな変化はなく。各種食食の機能のよっな大きな変化をはない。との動物を負債を収益している状況にはないと認識しています。なる、食鳥については処理能効食鳥を関連している状況にはないと認識しています。なる、食鳥については処理能効食鳥を関連しているが沢にはないと認識しています。なる、食鳥については必要的は、都追解作業が過去の後者のであることに変わりありません。と高検査の財は、都追解等が地域の状況を勘索したが影面のご高検査に係る機養機算し、受益者負担の考え方に基づき、負担者企業を大変していると承知しています。近年の実施業界を助し着く状況による製化の影響のであることに変わりありません。と高検査の事族業界を助きく状況と事業したの影響のであることに変わりありません。と高検査の対は、他の場合を表しまります。近年の実施業界を設定していないたと認能しています。これま、海内におけるご高検を高に規定する家産伝染病等の疾病名と統一と高検査の対象疾病名は高面に発きが記た。規定する家産伝染病等の疾病名と統一と古検査の対象疾病名は家畜伝染病等の性臓は、まな疾病等ことに「食肉検査等情報還、元間査」により公表しています。また、都道病県等においても、検査結果を農場に還元する事業を行っているところがあると承知しています。
639	令和3年3月24日	令和3年7月7日	務局、稅務署等国	地方自治体および法務局、税 務審等の国の窓口機関の閉 庁日を、水曜日と日曜日に変 更する。	国民の利便性の向上が図られる。 分散型勤務の一つである。 通動ラッシュの解消につながる。	個人	内閣 官房 房 房 房 法 務 務 省 省 省	(行政機関全般について) 国の行政機関は、法令等により、原則として月曜日から金曜日までを開庁としていますが、各行政分野の所等名庁の判断により、原則として月曜日から金曜日までを開庁としていますが、各行政分野の所等名庁の判断により、利用者の利便性の向上や行政需要等を踏まえて個別に変更することが可能となっています。 (税務署について) 税務署の開庁申付し、日政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により月曜日から金曜日代日奉を除きます。)の午前の時30分から午後5時までになっております。 税務署の開庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署では相談及び申告書の受付は行っております。 なお、の「おは、よる電子中書や郵便又は信書便による送付いただくことで、税務署の開庁日について、日本による電子中書や郵便又は信書便による送付いただくことで、税務署の開庁日についても一部の手能とは可能となっております。 (法務局について) (法務局について) (法務局について) (法務局について) (法務局の日中時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により、月曜日から全曜日(祝日等を除きます。)の午前の時30分から午後5時15分までとなっております。 (地方自治体について) が大の大田であり、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	官庁執務時間並休	(行政機関全般について) (技務局について) (法務局について) (法務局について) (地方自治体について) 現行制度では日曜日及び土曜日に開庁することが原則となりますが、執務の内容等を 鑑み、特定の機関について、地方自治体の判断により開庁をすることは可能と考えられ ます。

7.5	所管省庁	回答	10++-	10.4 - 0.4 4 4		提案		所管省庁の	検討結	果	/++ +v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応分数		備考
640	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議の 行政改革(こつい て	今後標題の件について、行政 改革を行うとのことですが、ア カデミズムの見さ改成所からの 独立性や真理への探究と壊 さないでほし、一部では民間 という国か知の程変や、真理へ の探究としう学問に内在する 良さを大切にする国であるよう にしてほしい。	普政権の改革がただの壊し屋になってほしくない。一部の国民には不安に感じている人もいるということを心にとめてほしい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
641	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年末調整の提出 書類の件	年末調整の提出書類をシンプ ルにしてほしい	毎年、年末閲整の書類、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の扶養 控除等異動申告書の書類を提出するが 毎年のように書き方がわかせづらく、調べながら何とか記入しております。 毎年同しておれば良いのですが、たちろんライフスーデンも毎年変わるので記入しながら、これで正しいのか、間違って追加徴税しなるのではと心配しながら 提出しております。提出部署に迷惑をかけてしまうこともあります。 配偶者の給与所得が何万円以上だったら (それも秋ごろなので年間の所得を仮定で計算しなければならない、アルバイト、バートには選しいこともあう。 こには私入するとか、色々と決手があったり、 世帯主と臨場者、アルバイ収入のある子どもなどそれぞれが提出しなければ ならず、書き方も個々に選しますが シンプルに各世帯でけ枚にまとめることはは実ないのでしようか? 家族それぞれの始身のなり機能を分割ままれ、 加入している保険の金額は各保険会社からの書類をそのまま記入し、証拠と てその書所の数からないはと思し先く限所で出来ませんか?個人の調整が 出来る部分ではない、決定った計算など思うのですが) あと始遠不足もありますが言葉もかりづらいものが多く、間違って記入して まと始遠不足もありますが言葉と思うのですが) まと始遠不足もありますが言葉と思うのですが、 書き方を即明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要ない位、シンプルに してほしいと思います。 書き方と即明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要ない位、シンプルに してほしいと思います。 書き方と即明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要ない位、シンプルに してほしいと思います。 ことしています。 ことしていましていますが、ことしていましていましていましていましていましていましていましていましていましていま	個人	財務省	年末調整において、技養控除、配偶者控除又は保険料控除等の所得控除の適用を受けようとする居住者は、動格与所 得者の配偶者を除事由告書」、「飲与所得者の保験料控除の金額などを されており、これらの申告書には、配偶者の合計所得金額や保険料控除の金額などを 記載することとされています。 また、その動務先は、これらの申告書に記載された事項を基「年末調整を行い、その 終与の受給者について、その年中の給与に係る所得税の年税額を計算することとされています。 なお、当該申告書等は税務署長から提出を求められた場合以外は稅務署へ提出する 必要はなく、動務先が保管しておくことになっています。	6 行 検討を 74	所得税の計算は、所得者ごとに、各種所得控除の金額を計算する必要があり、年末整においてはその所得控除の計算に必要な事項を記載した申告書(以下「年末制整年 告書」といいます。)を、それ オルの所得名の勤務先に提到することとされています。 国税庁ではこの年末課整申告書の作成等の負担を軽減する税員から、令和2年10 より年末課整申告書作成用リントウェア(以下「年期リント」といいます。)を提供してお ます。勤務先において年期リントで作成した年末課整申告書を受け付けていただける。 であれば、この年期リントを之利用いただくことは、年末課整申告書の配入を簡(こ行うことができるほか、整幹額の計算を自動的に行うなど便利ですので、この年期リトトの軍な各登及に努かしまされます。 なお、世帯で1枚の年末課整申告書を作成し、そこに各所得者の終ら等の収入金額が 加入している保険の情報を記載することについては、一の所得者の所得权の計算に おいて必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の所得权の計算に おいて必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の所得者が計算者 おいて必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の所得者が計算者 おいて必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の情報の計算に おいて必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の動務先に提供し ようことが懸念されます。 また、全勤務条件において(実施を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を研究を	1 月丿り更フ やこで 手寸
642	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国、県、市町村事 務の効率化につ いて	等の効率化を図っていただき たい。現在、国主導で基幹系 システムの標準化を行ってい ます。この標準化システムで、 国や県に報告する内容をバッ テ処理なを活用してフィルで 組おみの構楽を活願したい。 また、基幹系ンテムだけで はなく、バックカフィス系(財 形、人事終与のシステムに こいても、標準化や提出ファイ ルの自動出力ルを行いさらに	自治体戦略2040の第二次報告にもあるように、今現在の事務を半数の 職員で処理していくためには、いかにバックオフィス系の事務の効率化を 図るか、いかに住民を窓口に来なくても済み、電話対応を減らしていくが が必要になってくる。 歩きなっしいては、マイナンバーカートの有効活用、市区町村が持つ基幹 系システムの情報、医療情報、金融機関とマイナンバーの組づけにより、 効率化が図られてくるものと考えている。 パックオフィスの効率化については、各自治体で取り組んでいることもあ るが、国中県から市区町村に届く調査については、国の機関、地方自治 体において、他の部署への情報提供依頼、情報映集、とりまとめ、集計、 確認、決裁と事務手順や手続きが多い。 また、国や県から市区町村に届く調査については、国の機関、とりまとめ、集計、 を記している事が多く、地方自治体では、何度も同じ内容を提出している上に、既存金券等、システムのデクを足の民に転記して報告することが多い。また、報告の件数が多く、地方自治体では、何度も同じ内容を提出している上に、既存金券等ステスケルデーを今を民には転記して報告することが多い。また、報告の件数が多ければ多いほど、誤った数字等が贈られることもあり、現在進めている標準化システムで報告用テイルを作成し、提 世立うだけの仕組み相撲をすることで、相互に事務を名くことができる。 また、顕査する側も取り込むだけて集計できる仕組みを構築すれば、間 違うことない顕を行うことができると考える。 現在は、基幹条だけであるが、財務やしま給りにおいても、標準化を目 指すか、提出ファイルの標準化を行うかもあわせて検討していただきた 他、提出されたデータについては、国の機関においても共有化を図り、相 互に重複した作業を省くようお願いをしたい。	個人	総務省	「デンタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日 開議決定)において、「住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準技権を、デジタル庁が張空する基本的な免費するシステム(基幹系システム)の標準技術を、デジタル庁が展する基本的な過去して作成する。これを過去し、「仮称「80~Cloud」の活用に向けた検討を創まえ、各事業者が標準仕仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す」こととされています。	その他	デジタル・ガバメント実行計画においては、こうした標準化・共通化について、「目標時 を令和7年度(2005年度)」としているところであり、関係所名と連携して引き続き取組を まいます。 なお、総務省では現在検討を進めている住民記録システムの標準仕様においては、例 えば、各都道府県で実施する独自の住民基本石機関係の統計調査に対して、ノンカス マイズで対応できるようにしています。	
643	令和3年3月24日	令和3年5月24日	生支援機構 引き 落とし口座の変更 手続きが原始的	独立行政法人学生支援機構 では、引き落とし口座の変更を 行うためには、書面でないとで きません。電話からの変更も できないため、電話からの変更も から現となっています。 さらに、酷いのは書面の返信 後もなヶ月は引き落とし口座が 変更されないことで手続きに 時間が掛かっことで手続きに 時間が出かっているとしか思 早急にネットから引き落とし口 座の変更ができるようにする 必要があります。	ネットから受付できることで、利用者が引き落とし口座の登録を変更する ことができ、認可等取得期間の短縮。24時間受付ができるため利便性の 向上。送られてきた書面の確認をして、入力する人員も不要になるためコ スト削減。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において 口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受 付を行っております。	検討を	・予定 ・予定 接機構で準備を進めていきます。	友

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
644	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議について	速やかに民営化することが望ましい	日本学術会議は、日本国内で軍事目的のための研究を否定しておきながら、中国科学技術協会との協力覚書を交わしている。東日本大震災時の復興増税や、レジ袋有料化など、態度を提定している。今回、会員の任命担否に異を唱えているが、それなら、政府から完全に独立し、任命権を手にしたらよい。 民営化すれば、10億円のコスト削減につながる。政府から独立すれば、海外のアカデミーのように、真に日本と日本国民のためになる提言をする機関に生まれ変われるかもしれない。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。			
645	令和3年3月24日	令和3年8月18日	在日外国人を雇用する地方自治体があることについて	での就職を可能としたり、岩手 県では、警察官にも採用して いるという。 地方自治は、外 国人参政権につながる条例を 作る動きもあり、国の在り方を 変える非常に危険な判断であ	どの国の出身であろうが、在日外国人を採用すると言う事は、その人が 上層額になればなるほど、さらに外国、採用を加速させる可能性があり ます。特に間くころでは、生活保護は、日本国民に限られるにもかかわ らず、これを支給している憲法遺をの地方自治体があります。 外国人に 同法のために、便宜を図りたいと思うものだという理解になるし、外国人 に参取権を与えていないというのも、日本の政治は、日本人のためにある からであり、地方自治体の遺密も、それと同じ意味を持つはすです。 即 刻にれを是正するようにしてださい。 これは、差別でもなんでもなく、当たり前のことです。	個人	総務省 厚生労働省 警察庁	【地方公務員の外国人任用について】 2005(平原17)年1月26日の最高蔵大法廷判決において、「国民主権の原理に基づき、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとかるべきであり、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来教が国の法株系の想定するところではない、124m元しています。地方公共団体における外国籍職員の任用については、この平成17年最高裁判決において判示された基本原則を指まるつつ、地域の支情に応じ、個々の職の職務内容を対計して各地方公共団体において具体的に決定されているところです。 ※「公権力行使等地方公務員」とは、「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行便に自治を行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」をいます。 【生活保護制度について】 生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	2005年1月26日の 最高裁判決 生活保護法	【地方公務 員の外国 いて】 現下に 制度 に は ま は ま は に で で が ま に に の に の に で で が ま で の に の に の で の で の で の で の で の で の に の に	【生活保護制度について】 外国人は生活保護法による保護の対象ではありませんが、人道上の観点から行政措置 リース・海グにロールに対する。ロート間見口様に関わるの活動に制即も発展される内容
646	令和3年3月24日	令和3年4月16日	連絡をウェブ対応で	プリントは学校ホームページ やメール落付、学校連絡は メールなどにしてほしいと考え ています。	不登校の子供がいます。ずっとブリントや連絡帳など、近所のお子さんに 持ってきて頂いていますが、お子さん達への負担や迷惑を考えるとこちら としても苦痛です。 ブリントを重要な物以外選択的でもウェブ対応にすれば、インク代、紙代 のコスト削減になり、連絡帳の手渡しを廃止すれば学校側の電話代、子 供達の負担軽減になります。	個人	文部科学省	番号515の回答を参照してください。			
647	令和3年3月24日	令和3年5月24日	開発行為審査の民間審査機関の活用について	化を図るものとすること	現在、行政庁による審査はそのマンパワーもあり混み合うとなかなか審査が進捗しない状況である。また、その審査も開発行為自体は建築の用にともするものが対象になっていて、建築の審査機関が民間になると、二つの機関・申請が必要になり、統制)の状況になっている。 現在ではほとんどの民間エ事の確認申請は民間の審査機関であり、建築の用に共する開発行為の審査を書るのにここの連携が取れていない状況である。 また、これらの土質評価と帰壁構造関係の資料については民間の審査機関で出版されていることもタ々あり、審査能力自体はさして問題ないと考えられる。 また、これ後の人員も削減でき、申請者側からも今までより早く審査を完了でき、その構造に対してそのまま確認の時を行るので、スムースかつ包括的に構造物の審査ができるメリットがあると考え、提楽いたします。	個人	国土交通省	都市計画法の開発許可は、主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)に対して設けられている規制であり、建築行為を伴う開発行為を行う場合 には、開発計可に加え、建築物に対する規制として設けられている建築確認を受けることが必要です。	都市計画法第29身	: 対応不可	都市計画法の開発許可制度では、良好な宅地水準の確保に加え、秩序ある市街地の 形成の実現を目的としていることから、周辺の状況や地域の実情に応じて判断する等の 一定の報量をもって開発許可権者である地方公共団体が審査し、処分する必要があり、 建築研認のように裁量性のない基準に基づき相定確認を兼観に審査させ、処分させ ることとは異なるため、都市計画法の開発許可を地方公共団体以外の者に審査させ、 処分させることは適当ではありません。
648	令和3年3月24日	令和3年7月7日	請事務センターの	所轄という考え方を廃止し、繁 忙ハロ・ワークを開散ハロー ワークが手伝ふことで、無数な 体制強化を行わなくても事務 処理日数の平準化を実現す る。	【現状の問題点】 雇用保険の電子申請を行った局出について、現状所轄のハローワークの 担当が処理を行っているため、同じ種類の届出を行っても、所轄のハロー ワークによって処理日数に大幅な差が生じている。 例えば、春日節のハローワークでは、どの届出を出しても翌日までには 公文書が取得できるのに、品川のハローワークでは賃格取得届の公文 書取得まで、約1カ月半程度かかっている。 【提案内容】 所轄という考え方をやめ、どこから出された申請でも処理していただくよう にする 【期待される効果】 (1)処理日数の平準化 (2)現状、開放・ロワークがある一方で、繁忙ハローワークが体制強化を はかっていると思いますが、開放・ロローワークの処理能力をうまく活用す ることで、繁化、ハローワークによる無駄な体制度が許不要となる (3)ハローワークごとの審査基準(いわゆるローカルルール)が統一される	個人	厚生労働省	雇用保険に関する事務のうち、公共職業安定所長が行う事務は、失業等給付に関する 事務等を除き、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行うこと としております。	雇用保険法施行規 則第1条第5項	現行制度下で対応可能	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所籍に届出をしていただいているため、安定 所によって、届出件数等に差異が生じることはありますが、業務量に応じた人員配置を 行うことにより、処理日数の平等化に努めて参ります。

	所管省庁	回答	10++-	10.4 0.11.11.4.4	10-10-1	提案	主体			144 -44		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
649	令和3年3月24日	令和3年5月24日	じ内容のサービス	ど)をどの施設でも受けられる ようにしてほしい。 1. 不動産関連(登記申請・登 記事項証明書など)	現行システムが利用者の負担を考えていないからです。 施設を限定しているため、不動産の参配を変更するために現地にわざわ ざ出向かなければならない、インターネットでの証明書巻行も、PCに強く でも、実際に動かすためには専門にやられている方に同法書士)でしか対 応できないシステムになっています。一般人では利用できません。 また、同じ法務局管轄にもかかわらず、維割り行政のため、成年後見人 のデータをその場で確認できないため、わざわざ専門の施設で証明書を 財得して提出しなければなりません。PC1台ですべてのデータを管理でき 根子の場で終わります。 経済的効果とし、利用者が遠くまで移動しなくても、近くの出張所で気軽 に法務局のサービスを一括で受けられるようになります。	個人	法務省	中間情報で豆むがに使供する方法があり、音画による中間については、郵送による中語も可能です。 また一般では、 また、発力を確認にまたな仕等の話者については、ままにほど不断をのまたませた	(提案) 是記述第6 來第18条 及び第119条 及び第119条 人工等 (提案2) (提案2) (後見登記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に関す (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是記等に表現 (是是是記等に表現 (是是是記等に表現 (是是是記等に表現 (是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是	(提案1) 事実誤認	(提案1) 制度の現状欄に記載のとおり管轄の登記所に出頭することなく申請等の手続をオンラインや勘差で行うことが可能です。なお、オンラインによる手続については、より利用者に分かりやすいものとするなど、利便性の向上に努めてまいります。 (提案2) 各法務局・地方法務局の支局・出張所においても登記事項証明書の文付事務を行うことについては、利用者の利便性向上の敬粛等も踏みつつ。慎重な検討を要するものと考えているところ、理時点においては、之子と対応の可否や使用対効表を考慮すると、前提集に沿った窓口交付事務の拠点を拡大することは困難です。	
650	令和3年3月24日	令和3年4月16日	を祝休日でも使え	e-Taxの利用時間なのですが、現在祝日、休日はログインできない仕様になっていますので、これを出来れば利用できるようにしてもらいたいです。	文化芸術活動の継続支援事業で書類を用意するにあたって、e-Taxの確定申告をダウンロードにようとしたのですが遠休で利用できず、手が止められてしまいました。 自分は自営業でも在宅中心と特殊なので平日まで待って、平日にログインしての提出が可能でしたが、普通に平日忙しくしている方ですと利用したい休日に利用できない方も多いかと思いました。 今回に関しては募集期間も限られていましたし、早い者勝ちでもありましたのでなるべく早く確定申告の書類をダウンロードして提出したかったのですがそれもかなわず焦りが強くありました。 オンラインの強みは24時間体制だと思いますので何辛よろしくお願いいたします。	個人	財務省	現状のe-Taxの利用可能時間は、次のとおりとなっております。 「所得税等の確定中告期」 ・全日24時間(上日祝日等を含む) (メンテナンス時間を除く) ・月〜金 24時間 ・保月の最終土曜日永び翌日の日曜日 8時30分から利用開始) ・毎月の最終土曜日永び翌日の日曜日 8時30分~24時 (採和日の近月29日~1月3日を除く) (メンテナンス時間を除く)	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、e-Taxについては、ニーズの高い所得税等の確定申告期には、土日祝日等を含めて2時間、利用が可能となっております。 更なるe-Taxの利用可能時間の拡大に向けては、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。	
651	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTA費の徴収方 法について	保護者役員が一軒一軒まわって徴収するのを口座振替にする。	保護者と教員(特に管理職)の負担経滅と、生活保護家庭や就学援助家 庭の個人情報が漏れる可能性をなぐすため、(生活保護や就学援助は実 費負担がないため、徴収しなくて良い=どこの家庭が保護家庭か容易に 露星している現状がある。)	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
652	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方公務員を学校へ、教員を地方自治体へ	また教員も、指導に向いてい	教員を教育業務に専念させ、それ以外の、教員免許の必要のない業務 は、管轄する地方自治体の職員をあてる、それにより、教員の負担を軽 減払、働き方の返本。教育の予実をはかる。 また、不適格な教員は教育業務から外し、地方自治体の職員として、非 学校業務に従事させる。(※) 教員の働き方からみた、教育改革を行う。 ※女性のスカートの中を盗撮し、逮捕された教員が、停職から復帰する 際、異動先の学校の保護者もからの抗議により、異動が取り消された事 例がある、そういった教員を、教職以外の業務にあたらせることができる ようにすべきだと思う。	個人	文部科学省	教員を含む地方公務員の人事異動・人事配置については、関係法令等を踏まえ、各教 育委員会等の権限と責任において適切に御対応いただいているところです。	地方公務員法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
653	令和3年3月24日	令和3年5月24日	学校図書館の パーコードシステ ム化	未だアナログなカードに手書きで書名、貸出日などを記入して貸出返却している学校図書館へパーコードシステム導入	学校図書館担当の日々の業務負担軽減はもちろんのこと、バーコードシステム化すれば公共図書館や他校の図書館とも資料収集・貸借で連携がスムーズになる。また、利用者である児童生徒も学校HPから厳書検索・貸出の不可否の確認や予約ができれば学校図書館内での密を回避する一つの手立てになる。かない休み時間を有効利用できる。 さらに、カード手書き方式だと誰が何を借りているか、他の児童生徒が容易に分かってしまえるが、バーコードシステムなら貸債情報は管理する司書や学校図書館担当者だけなので、個人情報も守りやすくなる。	個人	文部科学省	学校図書館における情報メディア機器の整備状況については、「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度)」結果によると、バーコードシステムの導入など図書館資料の管理等のための情報機器を活用している学校は約4割となっています。	なし	現行制度 下で対応可 能	文部科学省としては、「学校図書館ガイドライン」に記載されている。 ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータ ペース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。 ・地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも称である。 などの周知を行うことにより、学校図書館の情報機器の整備について促してまいります。	
654	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のPTAを廃止 してください	行政から学校に必要なお金を	ダンボール回収	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>倹討結果</b>		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		備考
655	令和3年3月24日	令和3年5月24日	在外公館での戸籍発行業務について	海外在住者が自身の戸籍標本(沙本)を在外公館でも取得または取得手続きができるようにしてほしい。	現在海外在住者が自身の戸籍謄本を取得する必要がある場合、日本国内の役所での手続きが必要である。つまり、そのために帰国するのが困難な場合、日本にいる家族等に導えた要性して手続きをしてもらうことになる。これが任外公館で手続きかい設備まで、または本籍地の受所でオープンプイン申請をして在外公館で受け取るなどができれば、日本からの影響を得ったとなく、メキンロ社ですが、現地の影響を構は良いとは含えず、また、は事務を受け、サースをは、日本のよりますが、現地の影響を持ていました。また、は一般では、大きい日本の家族は高齢的父としかおりますが、私は一人の子で現せし他、ドレスが日本の家族は高齢的父としかおりますが、私は一人の子で現せし他、ドレスが日本の家族は高齢的父としかおりますが、私は一人の子では他、ドレスが自分というのは、海外在住者の場合に入れるが大きない。大きなどのでは、大きないました。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまたが、大きないまたないまた。大きないまた。大きないまたが、大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまた。大きないまたからないまた。大きないまたが、大きないまた。大きないまたないまた。大きないまた。大きないまたないまたが、大きないまたないまたが、大きないまためいまたが、大きないまたが、大きないまためいまたないまた。大きないまたが、大きないまたないまたが、大きないまため、大きないまたが、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、またないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、大きないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないまため、それらないるないる。またる。まため、それらないまないまなり、それらないまため、それらないまないるいまないまないる。まれらないまなり、それらないる。まれらないまないまない	個人	法務省 外務省	【法務省】 戸籍勝抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 【外務省】 在外公館における領事手様において、記載事実等の確認のため必要に応じて、戸籍機 (抄)本を日本から取り寄せていただいております。	1項 【外務省】	【外務省】	はあ、市和元キっ月31日から延昇して3年を超れない範囲内にあいて収率で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の勝抄本を取得することができるようになります。	
656	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のホワイト化	童・気になる児童や、日中にかかってきた保護への知りまた。 かってきた保護への知りまた。 いや関係機関(他校・学宣等)とい連絡であるかり、日によっては16:15より会議・研印日の6時間投棄のおり、研究・学の担当であるた務の担当であるた務の担害、日本の担当であるた務の担害、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	まず、教員のなり手が減ってきています。そして、現場も精神疾患で病体を取られる方、取らないけどギリギリのところで踏ん張っている方が増えてきています。 - 生態命に働いている若い先生方も自分の職業を自信持ってクラスの子に勤められるかどうか尋れると論環しますとのことでして、ます。 - また、小学校のほとんどが教料担任新ではないので、自分で次の日の全節の授業の単端が必要です。最勤命で学校や学年も変わります。子どもたちに学びを定着させるためにも、しつかり教材研究、準備する時間を勤務時間内に取れるようにしてほしいです。 - そして、勤務・労働条件が少しても改善されることで、教員のなり手を増えることで、競争信番も上がりより優秀な方を採用できるようになるのではないでしたかった。	個人	文部科学省	公立学校の教員の勤務については、服務監督権者である教育委員会や校長において、関係法令に従って適切に管理いただいているものです。 また、平成31年1月の中央教育審議会の答申で、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、 (7) 基本的には学校以外が担う業務」 (2) 学校の業務だが、負担経滅が可能な業務」 (3) 学校の業務だが、負担経滅が可能な業務」 (2) 学校の業務だが、負担経滅が可能な業務」 (2) 学校の業務だが、負担経滅が可能な業務」 (2) 学校の業務が適正化を図るよう提言されており、立部科学省として、その取組が書実に決関し、教師の業務の適正化を図るよう提言されており、立部科学省として、その取組が書ませい。 (4) 教育の業務の適正がと図るよう提言されており、立部科学省として、その取組が書といる事業の事業の事業の表別では、対しています。 さらに、教員の業務削減に整めるよう、公立の学校における第2、学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、外部人材の活用や断活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組みを推進しています。	なし	対応	学校における働き方改革については、国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師ではければできないことに全力投資できる環境を整備することが重要であり、文部科学者として、あらゆる手立でを尽して取組を通め成果を出ていけるよう取り組んでまいります。 収納品でまいります。 成立、今年3月に全国の学校における働き方改革取組事例集」を公表し、各都道府県、政令指定都市教育委員会に周知いたしました。毎9歳の中では、例えば、日謀表の見直による教験時間の創出の事例も紹介に大きがます。引き続き、働き方改革に関する好事例の積度開についても取り組んでまいります。	
657	令和3年3月24日	令和5年7月12日	引越によるマイナ ンパーカード修正 がアナログすぎる	すぐにいっぱいになります。	最近、改姓を伴う結婚と引越しをしました。職場に戸籍勝本を提出することになり、マイナンバーカードを使って、コンビニで戸籍勝本を発行しようとしました。 しかし、先にマイナンバーカードの記載事項を変更修正しなければ、コンビニ発行できません。 役場に計き、マイナンバーカードの記載事項の変更修正を頼むた、記載環が不足しているので新しいカーを発行します。約1ヶ月かかります。とのこと。 お念ぎなら新迷という方法もありますよと、戸籍勝本の取り寄せを楽にするためにマイナンバーカードを作ったのに本末転倒です。 そもそも職場で戸籍勝本を必要としている慣行を改めるべきなんですが、とりあえずマイナンバーカードを作ったのに本末転倒です。	個人	総務省	マイナンバーカードの記載欄が不足した場合、シールを貼る措置は行っておりません。	なし	対応不可	マイナンバーカードの有効期間は通常10年とされているところ、追記欄への追記用のシール貼付を認めるためには、集期間利用できる耐久性を有し、偽造防止のための加工等が膨されたシールが必要ですが、一般的なシール資材では、利用状況によっては1、2年程度で即側の機体電が生じシール上の文字の機別が強くなる可能性があること、係管状況によっては温度変化などの影響を受け接着剤が劣化してシールが剥がれた場合なく、スロットイン型のカート読取機能でカードを表かれる際にシールが機器内筋で剥がれた場合、機器に詰まるなど機器が故障する可能性があることから、マイナンバーカードにシールを貼付して追記を行うことは技術的な課題が大きいと考えております。	
658	令和3年3月24日	令和3年5月24日		休憩時間を勤務時間の終わり の設定できるようにし、休憩時間も含めた時間で早めに退勤 できるように法改正をお願いし たい。	ります。体態時間を勤務時間の終わりの設定できるようにし、体態時間も	個人	文部科学省	休憩時間は、労働基準法に基づき、労働時間の途中に与えなければならないこととされています。	労働基準法	対応不可	労働基準法に基づき、休憩時間は労働時間の途中に与えければならないとされていますが、これはある程度労働時間が継続した場合に蓄積される労働者の心身の疲労回復や再び作業を行う際の能率増進のためであり、ご指摘のような対応を行うことは現状困難です。	
659	令和3年3月24日	令和3年5月24日	文部科学省の分割	初等中等教育も、高等教育・ 大学院も、改革が遅れています。 その理由の一つが、文部科学 会内の連携不足です。そのでは、大学院 は、子とも、後舎教育政策、月ども 家庭局、(初等中等教育局、子ども 家庭局(初等等金))と科学 (科学技術・学術政策局、対 教育研究局(西等教育局) 研究振興局、研究開発局)に 大学と動では、一般動性を高めてはどう でしょうか。	要性の高い保育圏・幼稚園・こども圏行政を一元管理することで、誕生から高校卒業までの子どもの成をやポートする。 〇科学名 、大学入学後、学郎・修士・博士・ポスドケ・研究者・教員・社会人という高 等教育以際の段階を一元的に管理しつつ、高等教育と研究活動の水準 を世界一まで引き上げ、トップレベルの人材輩出を目指す。	個人	文部科学省 厚生労働省 内閣官房	文部科学省設置法において、文部科学省の主な任務は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する能表の総合的な推進を図ることをことが、 文部科学省においては、教育政策全体を総合の・横断的に推進するための第三局の再編、また、科学技術・イベーシュを割出の推進に向け、大学における研究振興の強化等、研究に再及び高等教育局の再編など、不断に組織の見重した行っています。さら、馬房権的のな政策発進に対して省内にラスクフォースを設置する等、省内外の連携を図りながら文部科学行政を推進してきているところです。		現行制度 下で対応で 能	教育基本法において規定される人格の育成に当たっては、文部科学省設置法に規定のとおり、教育の振興及び生涯学習の推進を中核と比・豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の張興、科学技術の総合的な振興並にスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図っことが必要であると考えています。今後も引き続き、その時々の改改業制を行政需要に対位できるよう。必要に応じた体制の見直しや、関係部局・関係省庁との連携強化を図ってまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
660	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員試験 矯正心理專門職 試験の実施方法 改善	そのあとの管区面接を合格し なければ、最終的な合格はな	赴いてもよいが、一箇所で最終面接を実施し、それぞれの管区に振り分けるという一般企業のような手法ではだめなのか、またskypeやIT機器を使用して面接ができるなど、受験者の負担が減るような施策をしていないところに関して疑問に思います。	個人	法務省	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第56条では、採用候補者名簿による職員の 採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、そ の結果を考慮して行うものとされています。法称名庫門職員人間料学)採用試験の 返か理専門職区分の採用候補者名簿に記載された者については、採用を希望する旨 の意向を示した者の全員に対し、矯正管区等において採用面接の機会を与えることとし ています。	国家公務員法第5 6条	検討を予定	採用候補者名簿に記載された者に対する面接は、公務に従事するに足る意欲や倫理感を有しているか、採用後の職務経験を通じて能力の研鑚を図ることができる素質を有するが等もできる限り把握するため、各類正管区等の受情に応じ、採用を希望する矯正管区区は施設において、原剤として対面により実施することとしています。柳提家いただいたオンラインによる面接とつかりは、予算上の指置が必要となることから具体が原開時期ある答えすることは超越ですが、引き続き、採用希望者の負担軽減に配慮した実施力法に関して検討を進めてまいります。
661	令和3年3月24日	令和5年7月12日	マイナンバーカード発行手続きに時間がかかりすぎる件について	が、既にマイナンバー自体は 決まっているわけだし、住民票 にも記載されているものだか ら、自治体として無駄な手続き を踏んでいるようにしか思えな い。もし人力で確認・審査を ているのであれば、IT化が必	昨日(10/15)に公布の案内の遺熱がきた(この時点で2カ月は掛かっている)。案内に従い、Webiにて予約を入れようとしたが、12月1日までどの会場も予約が入らない状態。結局3カ月半以上要することになる。何に時間がかいくここまで長期化するのか意味不明。 恐らくマイナンバーと本人情報の開合など、プロセスのかなりの部分を人手で行い、時間がかかっているものと思われる。IT化することで人件費の削減が可能(特に臨時で職員を雇っているのであれば)。自然体は本来	個人	総務省	マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「顔 写真の審査 J カードの作成」「電子証明書の発行」などを行い、市区向村に完迷いたします。そして、市区向村において、最新の本人確認情報をの配合などを行い、女付通知 書を送付することとなります。 申請から父付き通知するまでの期間は、市区向村において交付準備を行う期間も合わせて、 報知1の月程度を要しておりますが、これまでに、製造工程の見直しや機器の増強により、カード作成期間の短縮を図ってまいりました。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおり、製造工程の見底し等による発行の期間の短縮に取り組んできたところです。さらに、新生児、粉失等による再交付、海外からの転入者など、特に遠やかな交付が必要となる場合を対象に、申請からカードが届までの期間を1週間以内とする特急発行・交付の仕組みを創設することを検討しております。
662	令和3年3月24日	令和3年7月20日	児童相談所の情報共有システム	ついて、その対象家族が居住 地を移転しても、全国どの児 相でも過去のデータを確認で	虚待による子ども連の死亡事件がなくなりません。 乳幼児健診に来ない、幼稚園や学校を休みがち・子どもにケガの痕跡が 度々ある・学校や近所・親除から連絡が入っている・一等々の、乗人が間 いても1その家庭では高部準で虐待が起こっている」と思えるケースでも、 見相が、事件が多く作し、から、以下家庭訪問や子どもの確認ができない。 まにしている間に子どもが欠々と亡くなっています。 は児相は子どもが亡くなってから変の弁を述べますが、一番の問題 は児相は子ピーラの引護がかなされていないケースが多いことだと感じています。 虚符をする親は詮索を嫌い歴土地をしないで、変えることが多 いからです。 全国どの児相でも、担当家庭の居住地変更が分かったら移動先の児相 にデータをすぐに送れる、また、虚待が疑われる子どもについて生年月日 と名前(特に、親が離婚事婚を繰り返す場合があり描字は変わりがちな ので下の名前で)ですぐに過去のデータついて検索できるシステムを作っ ていただきたいと思っています。 この取り組みは必ず国民全体から高く支持されるものだと思います。	個人		転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において 夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を行っています。	なし	対応	令和3年度より、全国統一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。
663	令和3年3月24日	令和3年5月24日	中曽根元首相の 葬儀	万円という税金を注ぎ、各自 治体へも弔意を強いる。税金 の無駄遣い。自民党の自助で	改元首相・中曽根の内閣と自民党による合同群に際し、文科省は国立大などに弔放と中意を表明するよう求める通知を出した…と、終務省も全国の自治体に同様の通知を出した。ご協力という体ではあるが、黙とうの時間も指定にろし、旗の出し方まで示しているっていうから、付度による独制ですか。 内閣と合同とは言え、自民党の罪能だよ、なにゆえ、公務労働者に弔意を強制するのさ、んで、教育の現場に特定政党の葬儀の弔意を持ち込むのですか、名をろしい話だ。 9000万円という税金を注ぎ、各自治体へも弔意を強いる、税金の無駄遣い。自民党の自助でやってください。行革の対象にすべきだ。	個人	内閣府	番号178の回答を参照してください。			
664	令和3年3月24日	令和3年5月24日	官邸入館届のオ ンライン化	AXで送信する必要がある官	手書きではなく打ち込む方が情報を正式に伝えられるため、申請書をコ ビーするのは紙の無駄であるため、申請書のある場所にいないと申請で きないが、オンライルセカは近こからできる間になり便和なため、 報道関係者、それ以外にも賈詡に用事のある人が申請する手間、それを 受け付ける手間を大幅に削減できる。紙やFAX代も削減できる。	個人	内閣官房	官邸に入邸する場合は、警備上の観点から入邸届が必要になります。 報道関係者が官邸に入邸を希望する場合、社名、氏名、連絡先等を記載した「総理大臣 官邸取材者毎』と官邸報道室を1にファックスを送信の上、電話で受債確認をするこ とをもって入邸登録としています。 なお、入邸規度の高い方については、所属社からの申請に基づき官邸通行証を発行し、 入邸登録を省略する措置を行っています。	なし	検討を予定	管部に入邸を希望する報道関係者等の、オンライン申請により入邸登録を可能とすることは、入邸希望者の属性・用務の確認作業が必須であるという警備上の観点、外部からのアウセスによる情報セキュリティとの観点、当話作業に専念できる職員の産保の観点 から困難であり、入邸申請者からの電話を受けた職員がファックス受信の確認をし、申請内容等の確認作業を行う現在の方法が望ましいですが、報道関係者については、例えばファックスに加え、メールでも申請の受取りを可能とするなどの方法を検討することは可能と考えています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
665	令和3年3月24日	令和3年5月24日	十六条の履行に よる、国家公務員 の超過勤務時間 に応じた適切な超	集を履行させる。 規株的には、真の超過勤務時間、各課職員から報告された 本来的な起過勤務時間のこと、各名の金計課や依務の が、省内人件年予事枠内に納 めるため、各部局、各課から報告 さることで終り課し、が支払 こるよう、各会計課が依例の表 されたものではない。が支払 こ場へ、其に必要な額(例え ば、昨年の全職の真の類の類の 勤務時間の実験か、財政当 別込み額を要扱い、財政当 別込み額を要し、財政と	業務遂行に対する正しい超野手当の支給がなければ、職員の土気は低下し、趣職が増加の一途を辿ることが予想されるため、(勿論、超野時間をむやみに増やす行政運営上不要な業務の見直しなどは並行して必要。それでもなる、超勤を実施しなければ、対応できない業務(国会対応等)による超過勤務はなくずことはできない。 実際、下記報道でも見られる通り、国家公務員の退職意向は若手から加速的に増加している(https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61897930U0A720C2000000/)、提案者である過失も、不合理・不義理な業務にサービス発表といった形でこれを勤務していたが、これでは仕事を家庭の両立はおろか、精神情で上も悪影響が起いてどか、これでは仕事を家庭の両立はおろか、精神情で上も悪影響が起いてとか、変を中にお確する意向である。このままでは、行政の人対教の確保はおろか、質の体下にも歯止めがきかないまである。 投業が実現した場合、少なくと国家公務員の離職や業務の質の低下は「初期、改善されるこが期待される。 記念は、力出さいの公務員数は先進精固と比較して日本が少ない、はいたが、が、計算では「200条数目を対して日本が少し、なお、人口当たりの公務員数は先進精固と比較して日本が少し、いたが、作今の行政のデジタル化の遅れや、不要不急の業務の多さ等を鑑みれ、う場とを変えれば、日本の公務員の労働生産性が高いとは見えようが、ま今の行政のデジタル化の遅れや、不要不急の業務の多さ等を鑑みれば、労働と定性が高いとは別言えない。見れて多見れまりまれば、労働とを使が高いとは対し言えない。と思いまは、は、世界できるサービスの質が相応のものとなっていると考えた方が適切であると考える。	個人	内閣官房 人事院 財務省	国家公務員の超過勤務は、公務のため脂時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が命じるものであり、一般職の職員の給与に関する法律:3第1条第1項により、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することされております。 超過勤務に関しては、各府省において、上司の明確な指示、業務終了後の速やかな退庁、超過勤務手側の確実な支払いを徹底するとともに、長時間労働の要因におして、廃止を含む業務の徹底した見直し、効率化や、人員配置、業務分担の見直し、管理職の日々の適切なマネジメントの実別に向けて、取り組入でいるころです。 また、本年1月末に、「(国家公務員の)ワークライフバランス推進のための働き方改革に関する指針」を改正し、業務の効率化・デジタル化の推進」と、管理職の業務や勤務時間管理、人材育成の向上等に収り組む「マネジメント改革」を働き方改革の主制等で、動物では、一般では、1000円では、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1	一般戦の職員の 与に関する法律	給 飛行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
666	令和3年3月24日	令和3年6月16日	年金受給者確認について	毎年年金受給者確認書が送られてきて前年と変更の有無を 断送で回答するのですが翻送 切手は本人払いになっています。 ネット回答で充分で年金事務 所の人件費も大幅削減でき受 熱者も手間が省けると思って ます。	年金事務所の人件費削減と受給者側の手間削減のため従来の郵送方式をネット回答可能な方式に変更する。 ネット回答出来ない人は郵送方式も可能とせざるを得ないかと思います。	個人	厚生労働省	規制改革の番号277の回答を参照してください。				
667	令和3年3月24日	令和3年4月16日	NHKを民営化	信機の設置に強制しており、 契約の自由に反する。NHKは 設立趣旨の役割はもう終わっ ており、無理に国営のまま受 信料回収をせず、民営化して	視聴料の徴収をTV受債機の設置者との契約としているが、契約の自由もなく、設置という個人の自由裁量に事実上強制契約と課金を行っている。 それならば、NHKとの契約は個人の自由とし、NHKの運営は民産とすれば良い、民営ならば課金の方法も額も自由である。政府は電子的方法では良い、民営ならば課金の方法も額も自由である。政府は電子的方法での広報はインターネットを使えば良い、災害時の緊急影響組は特無限で行える。もはやNHKを国営する必要は全くなく、歳費の無数使しいなっていると考えている、是非早急に検討し、NHKによる契約強要や、強制的な受信料回収を止め、無駄な国民との軋機をなくすべきである。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信で きるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人とし て設立されています。	放送法第15条及7 第16条	が対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組よる国内放法などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	U
668	令和3年3月24日	令和3年7月7日	教育研究業績書 の仕様の見直し	れる文部科学省形式の教育 研究業構画の世様を更良して ほしい。実質的に同じ教育研 実業構書を、ある大学では にないフォーマットで、別の大学 けてはWordフォーマットで、別の大学 けてはWordフォーマットで、別の大学 とつて教育研究業積書作成作業に無駄な時間が使われてい る。現状、ほと人どの若手研究 者は科学技術振興機構が提 模しているできなでいまった。	大学教員として公募に応募する際、関係書および業績書を審査のために 提出する、この様式は、私立と公立に関わらず、いずれの大学も文部科 学名形式の教育研究業績書をひれがたとしている。しかし、各大学によっ て書式の細部に違いがあり、毎回書類をイチから作成する手間がある。 一方、記載する内容はすべて同一である。として基手研究者は多数の公 募先に応募することが多いため、研究に使える時間を、この無意味な書 競作業に費かが多要がある点が損失である。 この教育研究業績書に記載すべき内容は、すべて科学技術振興機構が、 提供しているできる中のからを表している内容と同一である。 なお、researchmapic 日本の変素が会社、すべて科学技術振興機構が 技術しているできる中のである。 なお、researchmapic 日本の変素が会社、すべて科学技術振興機構が もおいまないである。中であるなが、researchmapic 日本の変素が利用しているし、 自動的に書話を精報をクローリングしているため、最新の研究者を情報が 質できるものである。researchmapic 一元化された情報を、教員採用の 際にも毎日できると考える。 このことにより、応募する研究者には本来の教育・研究にかける時間が大 きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	文部科学省	大学教員の公募書類については、各大学の方針に基づき、各大学の判断でどのような 書類をどのような様式で提出するか決定されています。	なし	対応	大学教員の公募におたり。応募者に対しどのような書類をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の専門で決定すべきものですが、応募者の負担 接続に向けたる大学の取組を使すべく、令和3年の月に各大学指定の様式と関いる 募書類の柔軟な受付やJREC-INボータルの応募書類作成ツールの活用について周知 を行いました。	旦

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>検討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
669	令和3年3月24日	令和3年4月16日	道路整備(農免道 路)	限がなく交通管理者たる警察	(1) 農免道路の利用者である国民には違いがわかりにくい。農家専用道路なのか?国道とか市町村道が工事の時に農免道路に迂回したこともある。これでは違いがない、見た目は同じ道路なのになぜと農免道路は地図には詳し後的なない。しかは事に利便性が高い道路もあり走の人以外にはわかりにくく位置づけが曖昧、洗涤抑制交通分散にもつながるので長期直道部原境退と同じ扱いとしてほし、(2)高速道路会社の教色のバトカーでは重量取り締まりすらできないのは悪意のあるクルマが何も怖がらず不都合である。	個人	農林水産省 国土交通省 警察庁	(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(通称「農免農道」という。)は、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(通称「農免農道」という。)は、農林漁業用揮発油税財源措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の武通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的は、昭和40年度に創設された事業ですが、道路特定財務を一般財源化に共い平成21年度ともつて廃止されました。現在は、農免農道の保全対策等を、都道府県や市前村が農山漁村地域整備文付金等により実施しています。 (2) 道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険体的止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原治行できません、そのため、一定の重量・寸法、便約的財産制造者超える車両は通路でも変せん、そのため、一定の重量・寸法、便約的財産制造者超える車両は通路でも変せる、そのため、一定の重量・寸法、便約的財産制造者超える車両は通路でも変せる、場合を収益を収益の企業を理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施していまかえて、道路管理者は、上記に達皮して車商を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のため必要な措置を命ずる権限があります。	(1) 土地改良法 道路法 (2) 道路法第47条、 第47条の2、 第47条の4	(1) (現行制度 で対 下で (2) (2) (2) (現下が 能 可 の が の の の の の の の の の の の の の の の の の	(1) 原道は、農業の生産性の向上、農産物流通の効率化等を目的として、土地改良法に基づき整備される農業用道路であり、農地と農地、農地と農業、農地と農業・田荷施設、農業生田市施設と幹線道路等を結ぶ路域であることから、旋吹時の交通室の過半を農業用車両が占めると想定されています。一方、一般道路は、枢市空間や都市上交通機点等の運移を支む目的としており、整備目的やそれに伴う路線配置の考え方、設計基準等が異なります。 農免農道の関係を支む目的としており、整備目的やそれに伴う路線配置の考え方、設計基準等が異なります。 農免農道の関係となる日は、回道・規道に比べ残く、市町村道レベルの解員であり、一般に、地関情報システム(Google map、カーナビゲーションの基礎地図等)にも表示されます。たたし、幅目が比較的核いことか、トラウター等の低速で表すでる農業用車両の安全のため、制限速度が低く設定されていることから、経路検索の条件設定によっては経路として表示されない場合もあります。 造成以降の地域の状況の変化に伴い、一般車両の通行量の増加、農地の減少による農業用車両の通行音の流場からが大力の場合では、可能の主意を持定である。 造成以降の地域の状況の変化に一般に、一般車両の通行量の増加、農地の減少による農業用車両の通行音の流場やの状況の変化があった場合で量が加速が開からまる。 造成以降の地域の状況の変化に会し、一般道として認定し、一般道として認定し、一般道として通行量に応じた整備を行うことも可能のます。 道として認定し、一般道として通行量に応じた整備を行うことも可能です。
670	令和3年3月24日	令和3年4月16日	航空自衛隊 航空 機の整備記録用 紙について	(航空自衛隊では「フォーム (form)」と呼んでいます)は印刷 会社に所定の枠や記入欄等を 『印刷したものを発注し、使用し ています(全てではないかもし れません)。これに代えて、電 子フォーマットを自作し、これ	1、プリントアウトすれば作成できるものをわざわざ外注するのはは予算の無駄です。 2、調達に係る手間も時間も省けます。また、各自で必要な時、必要な量作成できるようになれば、消耗毛の調達にありがちな過不足の心配もななります。(実際に枯渇したことがあります。その時は自分の部署で即したのを使いました。ずっとそれでよかったのですが…。原列的に外注した整備登録用紙を使うものだ、という空気があり、結局その用紙が入荷したからは元に戻りました。) 3、データであれば、今まで1枚1枚手書きで行っていた事をパソコンで簡単に済ますことができます(私の部署では航空機(機当とり年間100~200 校使用します。後年機酸を考えるとかなりの手間です。そして必要な費用もかなりのものになるかと思われます。) 整備部設用紙を外注するのはパソコンやブリンター等の環境がない時代の手段でありません。漫然と前例を踏襲し続けているのか、そうでなければ、印刷会社との商業、天下りなど疑いたくな局に不合理です。以上の理由により、航空自衛隊の航空機の整備記録用紙の電子フォーマット化、またその規則化を提案します。	個人	防衛省	J. T. O. 00-10-2(航空自衛隊航空機等整備基準)別冊 I 整備記録の様式及び記入要領において、各種整備記録の様式を規定しています。 規定した様式を基に、印刷会社が印刷したものを使用しています。	なし	検討に着手	整備記録等は電子化を検討しております。 一部の整備記録は、電算機上で入力を可能にするための検討に着手しています。 残りの整備記録等においても、今後、段階的に記録の電子化について検討していきます。
671	令和3年3月24日	令和3年5月24日	防災災害危険地図	天気、地震、津波、水害、噴火、地層、活筋層、放射線、火、地層、活筋層、放射線、火災、液状化、混水等々、数多の行政、機関かる化やった即と根域ルールを見て回れは、たったーかののに、一ヶ所のリスクを到ることが出来るのか、なゼ目本のでないのだろうか。これを習らない。これを引きないのだろうか。これを関係が全球がして、一体の兆円なんだろうか。網路が出てかかる態度が多くでしては、とれほどの防災効果、社会がしていば、対策が出てよびも対したがあり、新しいは深かい。これ程わかりやすくて簡素でもないよい。	単純に自分の住んでいる場所で上記を調べて、日本の形だけが一緒の 地図を数十開いてうんざりしたから。たった一人の人間が、これだけの ページを開いないと情報したど別着付むは「特勢で、、いぐら再でも、社会 的にほとんど役に立っていないに等しい。災害時なんでそれこ子無意味。 ここは短のがあってもいいけど、ほとんどを網色した地図が国にあり、国 民一人一人が、そこにアクセスして、多くの情報を平均的に得られれば、 どれ程の防災になり、災害の死者を減らせるだろうか。	個人	国工义通信	自然災害に係るリスクについては、国土交通省のハザードマップボータルサイトにおいて、「重ねるハザードマップ」や1わがまちハザードマップ」の3で情報を集約し、なるべく 円滑に様々なリスク情報にアウセスいただけるように整理しています。 「重ねるハザードマップ」は、決水土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴、成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるもの、「わがまち、サードマップ」は、各市町村が作成した。サードマップへリンクし、地域ごとの様々な種類のハザードマップを選択して開覧できるものとなっています。 https://disaportal.gsi.go.jp/	なし	検討を予定	より多様な災害リスクについても一覧性をもって御確認いただけるような形での情報提供について検討を進めるなど、引き続き、国民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めてまいります。

	所管省庁	回答	10.4.4.7	154 - 54 4 4 4		提案				144.44		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅っぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい
672	令和3年3月24日	令和3年7月20日	日本年金機構の予約対応について	そ、ネット予約を取るべき。予 約を取ったなら、責任を持って	初めて相談に行った時に、符合人数が少な、余り待たなくても良いのかなと思っていると、窓口で予約の有無を聞かれ予約をした方が待ち時間も無くカッツで来るよりは時間短線になると言われた。予約の方法として機能がネットでもつい出来ると説明されて、行った際に予約を済ませ当日は滞宅した。予約当日、5分前に到着し時間を得った。プースは結婚有ったが相談員が形と居なく、発動してるのか。2億元とた。予約時間が余、でも呼ばれず、目の時間が余、なれていた。予約時間が5分、10分と過ぎて上げれず、組の時間が余、なれていた。予約時間が5分、10分と過ぎて上げれず、相応呼ばれたのは30分後だった。他にも後ろのほうに相談員の方がいるように思えたのに全くをの人たちはブースには入ってこなかった。予約する意味がまるでない。ましてやネットの予約を勤められたこもかかわっず、年金機構の空いている時間がネットを外があった。	個人		日本年金機構における来訪による年金相談においては、年金事務所(分室を含む、全国316分所)、指角の年金相談センター・オフイス(全国80分所)、市面村等の外部会場(出張相談)での対応を行っております。 また、来訪権限につきましては、予約制による年金相談を実施しており、ご予約の受付はコールセンターと年金事務所で行っております。	なし	対応	年金相談の予約につきましては、お客様の利便性の向上を図るため、インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、時間外や土曜休日において受付が可能となるよう。今和45月あり試行的に開始したところです。また、ご予約当日にお越しいただいた際には、相談の開始時刻とおいこ業内できませ、場合は、お客様、職員が状況をお伝えずるととは、、一定程度以上遅れる場合はおいずる相談員を変更する等の取組により、お待たせずることなく円滑に年金相談のご案内ができるよう努めてまいります。	
673	令和3年3月24日	令和3年5月24日	大学の卒業と社 会人大学生につ いて	位も取得したいです。 また、3年度までに、卒業単位 を全て取得したとしても、卒業 とはなりません。4年間大学に 所属しないといけないのは、お	学費と時間の無駄だと思います。 また、社会人として大学で学び直そうとするととても大変です。 通信授業をもっと広げるべきです。講義型の授業で、キャンパスに行くことを締制させるのはおかしいです。全ての講義型の授業をはオンラインで公 財するべきです。大学の1年度の授業はどこの大学でも同じような授業をします。 そのような規制改革?を促進していってほしいです。 本当によろしくお願いします。	個人	文部科学省	大学の修業年限は、4年が原則(学校教育法第87条)です。各大学は本規定に従って、教育課程を4年間に割り振って編成しております。 他方、学生の能力・適正に応じた教育を行いその優心上才能を一層伸長することができるよう、大学の責任ある授業運営、履修料目登録単位数の上限設定及び機格な成績評価を前提として、一定の場合には、例外的に3年以上4年未満の在学で卒業を認めることができます。(学校教育法第89条)	学校教育法第87 条、89条	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
674	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方自治体における外部インター オット接続環境の システム分離規制 の撤廃	に、外部ウェブサイトを見たいだけなのに、仮想デスクトップ 環境の立ち上げ等の措置を求 められる場合があり、地方自 治体の業務が非効率化しています。 このような表面的な分離は、情	外部ウェブサイトを見たいだけなのに、仮想デスクトップ環境の立ち上げ、別の専用・パンコンを見る等の措置を求められることは、業務を非効率にしており、地方自治体のスマート化を推進する総務省が、このような規制を地方自治体に課していることは不適切です。 色々な考え方が多りますが、世界の情報化セネリティのトレンドを見る限り、内閣と外部のインターネット環境の分離には、何の意味もありません。日本の役所の簡別なサーバ・より・グーツ・(シールのサーバーの安全性の方が高いのが、世界の現実であり、役所のシステムの独立に拘るのは何の意味もありません。無駄な規制は、ためらうことなく、撤廃すべきです。	個人	総務省	利便性の高い新たなモデルとして、インターネットに接続された環境(インターネット接続	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
675	令和3年3月24日	令和3年4月16日	児童手当の認定 児童手当の認定 権権でついて、受務 員である場合も 高くである場合と本 化すべき		・市区町村では、住民基本台帳と所得データに基づき審査しているが、公務員の場合、所属庁はこれらの情報を有していないため、受給資格者が自ら住民票の写し及び所得証明書を取得の上、所属庁に提出する必要がある「美統紙一へのままで車子にできない」、市区町村では、住民の中には所属庁「児童手当を支給れる公務員しいものの、その情報を有していないため、競乗として、住民基本合帳と受給者台帳を安合しても、未申請者を把握・動要することができず、申請漏れを防止でない。 ・公務員を退職すると、新たな認定権者のある市区町村長への申請がでない。 ・公務員を退職すると、新たな認定権者のある市区町村長への申請ができない。 ・公務員を退職すると、新たな認定権者のある市区町村長への申請が日接、市民職計・不支給が発生している。このようなケースは、市区町村では把握・勧奨が困難。公務員から、独法、地方独法への出向時も同様。 ・児童手当安給者に支給合権を考していないため、別途申請させ、口座情報を入して、公務員の受給者に係る情報を有していないため、別途申請させ、口座情報を入して、公路を必要が生じた過去の同種の特別給付時を目向後、一方で、市区町村が認定・支給する対象に公務員を含めたとしても、処理は可能と思料・「投棄が実現した場合、上記の弊害が解消され、手続の電子化の推進、未申請者の把握・勧奨が可能となる。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答	In the total	154 - 5444+4		提案				/# #v		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
676	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国税調査の電子データ	国税調査がネット入力できるようになりましたが、その電子データが、国に送られるのではなく、各公共団体でそのデータを印刷して、解答用紙に記入して、その書類を国に送っているそうです。これでは、入力を固てし、確認もすることが必要です。	電子データを国が直接、受け取ればよい。人件費の無駄が削減できる。	個人	総務省	国勢調査において、世帯がインターネットで回答した内容は、総務省のサーバーに直接 送信されます。		事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
677	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議改革案	因と考えます。従ってIT時代に あったガバナンス、コンテンツ 管理をすることが必要と思い ます。ガバナンス的にはデジタ ル行政化してごそ科学行政に ふさわしいものと考えます。コ ンテンツ管理的には学会など で論文技稿し、査定し、学会で	○ 投稿者は日本国民全員にして科学推進費用負担者、科学者(研究従事者)、利用者の視点をバランス良く吸い上げる。これを持って日本学術	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
678	令和3年3月24日	令和3年5月24日	社印・代表者印の 両方を必要とする 支払い手続きの 撤廃	(独)国立高等専門学校機構 しおける支払い手続きには、 請求書において社印と代表者 印の両方が必要とされていま す。その片方だけの印で支払 いを可能にしてほしいです。	議求書において社印と代表者印の両方が必要とされていることで、明ら かにその会社からの請求だということが分かっていても、片方の印しかな い書類については再発行を依頼しています。そのために請求書を返送し たり、接印後再度送ってもらったりという手間が発生しています。これは事 務職員のみならず相手会社にも無駄な負担を強いることだと考えます。 片方の印だけでも支払いで再修とすることで、事務負担も民間の負担も 軽減されると考え、時短にもなるかと思います。	個人	文部科学省	国立高等専門学校機構契約事務マニュアル「契約事務等の取扱について」において、請求書への押印は原則として、代表者印又は委任を受けた者の押印が必要であるとしており、社印及び代表者印の両方が必要という規則等はありません。	なし	対応	国立高等専門学校機構契約事務マニュアル「契約事務等の取扱について」において、請求書への押印は原則として、代表者印又は委任を受けた者の押印が必要であるとしておりますが、請求書への押印省略ができるよう近日中に対応する予定です。	
679	令和3年3月24日	令和5年7月12日	総務省と外務省の概割行政	外で在留届を出して帰国して もそのまま等が起きており、各 国の領事館は在外邦人の数さ え把握しておりません。これで は邦人教出もできない状態で す。また、マイナンバーカード は海外転出中は返却要求され	総務省と外務省の総割行政の弊害で、今回も全ての国民に一様給付されるべき10万円が名留部人に支給されないでおります。理由はこの件は 総務省出当だろうとない。 は第名出当だろう、心や外務を出当だろうとなりにでいうたい。 押し付けあっております。国内の窓口は市町村で海外は各国領事館。お 取り電子化して本人 確認をランラインです。北京機時に受けまってす。こ れにマイナンバーと銀行を経付ければ支給と容易です。こんな事も出来 でないから全ての国民に給付出来なくて国内と帰りがの国に、テ州が北京 り、これからの優位な著者が海外で勉強したり働いたりする事に大いに弊 害になります。海外で仕事している方々は日本国のGNIに大いに貢献して いるのです。	個人	総務省 外務省 デジタル庁	マイナンバーカードについては、現在は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、国外へ転出した場合等においては、返納を行っていただことしております。 しかし、今和元年に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の前率と及び効率化を図るための行政手続等によりは特観通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付着されたことがある者については、令和6年5月30日までに、国外転出後もマイナンバーカーが利用できることとなります。 なお、在外選挙人名簿の登録申請については、公園選挙法第30条の5の規定により、なお、在外選挙人名第0登録申請に海外に住所等の選挙管理事員会に対に海外に任所を有する者は、在外公館を出し、最終性所等の選挙管理事員会に対して申請を行うことともれており、従前は、厳格な本人報認を行う現点から、必ず申請者本人等が在外公館に直接出向き、旅券等を提示し、対面で登録申請を行うこととないたり、たが公館に知ら、在外公館に出向いたら、在外公館に出しいまたがら、在外公館に関係したりになら、在外公館に知らことがは、今和4年から、在外公館によりには、今和4年から、在外公館には今日本とないまた。	行政手続における別 特定の個人を護知 するための番号の法 用等に関する 律第7条、第17条	【総務省・ 外務省】 対応	国外転出者による国外転出後のマイナンバーカードの利用については、「制度の現状」 に記したとおり、今和6年5月30日までに可能となります。 なお、在外選挙人名簿の登録申請については、左記のとおり、メール送信により提出す ることも可能となっております。	
680	令和3年3月24日	令和5年7月12日	確定申告のマイナンバーカードの活用を	イナンバーのパスワードを3回 関連テストパスワードの取り直	市役所の職員の常駐でネックになるのは、マイナンバーカードの所管は 総務省で、確定申告の所管は財務をという練制りだと思う。Dセバスワー ドによる申告としても、また来を参増に来なければ申告できない。とつま で経っても、申告金揚に選替のままだ。マイナンバーカードで正しい申告 方法を一度学・パズ、次の年から自宅から申告でき、だんだん会場の混雑 も緩和するのではないか。会場開設の経費、人件費の節約につながる。	個人	総務省財務省	【総務省】  税務署が設置している確定申告会場においては、e-Taxにより申告する方法を基本としている企売知しています。  【財務省】  国税庁では自宅からのe-Taxを利用した申告を推進しており、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅から確定申告書を作成しーTaxで送信する場合、マイナンバーカードを利用する方法(ロ・バスワードカ大)のこの方法を選択することが可能です。  翌年以降、ご自身でご自宅からe-Taxにより申告いただけるよう、税務署が設置している確定申告会議においてもe-Taxにより申告いただけるよう、税務署が設置している確定申告会議においてもe-Taxにより申告がる方法を基本としているところ、現状、市役所の職員が常駐してマイナンバーに係る暗証番号の再設定を行う体制はとっていません。	なし	【総務省】 対応不可 【財務省】 対応不可	【総務省】 確定申告を行う際に必ずしもマイナンバーカードに係る暗証番号の再設定は必要ではな く、暗証番号の再設定のために結合端末及び市向村職規を配置することは考えておりま せん。なお、暗証番号の再設定を市町村窓口に行かなぐもできるよう、利用者証明用 電子証明書の数字4桁の暗証番号がわかる場合は、著名用電子証明書の暗証番号は コンピニエンストアで再設定可能としております。 【財務省】 なお、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告を希望される方が未場された場 合に、マイナンバーに係る部証番号の入力減りがあることを理由に相談をお飾りすると いった運用は行っておらず、可能な限り希望に合わせた対応をすることとしております。 提案いただいているような対応を行っている税務署を把握した場合には、適切に対応 するよう指導してまいります。	
681	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員試験の過去問題について	国家公務員試験の過去問題 について、情報公開法に基づ く行政文書開海球水かのよう 場合にのみ開示をするのでは なく、全てイシーネット上に公 開すべきである。	現在、国家公路員試験の過去問題は公開されていないため、これを入手するためには、情報公開法に基づき人事院に「行政文書開示請求をする必要がある。しかい、過去問題と入手したいと考える者は多数いるはずであるから、人事院には同一内容の行政文書開示請求が多数含まれるは、日本の公路のでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないのでは、「一人ないないのでは、「一人ないないのでは、「一人ないないない。」をいる「一人ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	人事院	国家公務員採用試験の試験問題については他の著作物からの引用箇所が多岐にわたります。このため、全ての試験問題をインターネットで公開することは、著作権法第30条 消頂の試験または検定の目的上必要と認めれる限度」を超えた必要、後に当たると考えられるため、全ての試験問題をインターネットで公開することは行っておりません。ただし、受験を希望する方の考すになるよう、各試験の過去問題の一部を試験問題例として人事院のホームページに掲載しています。	著作権法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答			提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項 提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
682	令和3年3月24日	令和3年4月16日	行政文書開示請 情報公開法に基づく行政文書 求の手続のオンラ 開示請求の手続は、全てオン イン化及び全省庁 一元化 で一元化すべきである。	e-GoVを経出した電子中語を支げ引けている。これらについても、舌内げ あし事際が独自に名質を利用して別々のシフェルを構築している現状	個人	総務省 内閣官房	す。	情報選信技術を活 用した行政の推進 等に関する法律 (平成14年法律第 151号)	検討を予定	情報公開請求のオンライン化については、「国民の利便性の向上」と「行政の業務の効率化」のバランスを考えながら業務プロセス全体の検討を行う必要があり、「請求の受付か「制度の実施」といった業務の一部が対けでなく、「対象大量の探索・特定」や「関系・不開示の判断」を含めた情報公開業務のプロセス全体を一貫してデジタル化することが必要であると考えております。 現在、「内閣府において、文書管理全体の電子化に向けた検討が進められていることから、その状況を診察え、免済者が情報公開法と述う体事をを選挙、効率的に処理できるようにする上でどのようなことが必要かについて、検討を進めてまいりたいと考えております。
683	令和3年3月24日	令和3年5月24日	サイバーセキュリ ティ庁創設に関し て	現在先進国は、IT分野での行政手続きとマイナンバー制度の導入、戸籍 勝本などのデンタル申請など、オンラインでの申請ができるようになって おります。付随して、ITインフラ間リペチパワーク、サーバ等)のサイバに セキュリティ関係の重要性も増しています。デジタル庁前後の際には、 年度ご達的なイルナイバーセキュリティでの動気にも、再度ご注目いた だきたく杯にます。現在、内閣サイバーセキュリティでのできるほどの権機がなく、 インフでのサイバーセキュリティでもできるほどの権機がなく、 インフでのサイバーセキュリティでは、自居の生活、財産、安全保険に直 酵する問題となっています。そこで、昨年の児童・に多が、デサイバー セキュリティ庁制設に占ご尽力いただきたく杯にます。提案が、実現した際 には、国家のサイバーセキュリティアの情報を表にインデナンスト で投資の効果、ハッカーが引き起こす美たな体を実にインデナンることが できると考えます。また、サイバーセキュリティ庁で情報を納持することが できると考えます。また、サイバーセキュリティアで情報を納持することが できると考えます。また、サイバーセキュリティアで情報を納持することが できると考えます。また、サイバーセキュリティアで情報を納持することが できると考えます。また、サイバーとなりティアの情報を 解の共有、犯罪即止、犯罪防止、サイバー攻撃からの防止効果、省庁が いろバラでみなしていた事務の負担軽減により、最が関のブラルである らげる効果ができると考えます。以上のことを論まえ、ご検討いただきたく 存じます。	個人	経済産業省 防衛省	サイバー攻撃への対応を始め、サイバーセキュリティ政策については、サイバーセキュリティ基本法に基づき、関係省庁の大臣を本部員とする「サイバーセキュリティ戦略本節」の下、戦略を定め、対策を進めているところです。 現体的には、戦略本部において、関連態策の取りまとめや、その進捗状況の検証を行って、関係府省庁の連携強化とともに、施策の総合的かつ効果的な推進を図っていままた。基本法についても、国による不正な通信の監視対象を拡大するなどの法改正や新たな情報共有体制を構築するための法改正を行い、随時、必要な体制整備を行っています。	サイバーセキュリ ティ基本法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
684	令和3年3月24日	令和3年8月16日	日本国を外的や災害から守るために、関係省庁の統合をするべきです。 るべきです。 著案、警察庁 海上保安庁 国工 交通 名と解判行数です。 有事の際によるのか不修進・組織・ ののです。 と解判に置いてのがなず。 災害教助に置いてきるからの支援がです。 災害教助に置いてきるがよりに、一つがなりない。 災害教助に置いてきるがよります。 新設の組織に新空を象庁庁も新に作り、様子決るできなくがです。 この組織に新空を発行さることも考えるべきです。 この組織に関内の治安のためですのでは、関内の治安のためですのでは、関内の治安のためです。	- 日本国の治安維持の一体強化 - 一つの組織で、資源の効率的な運用と経費の削減	個人		海上保安庁においては、領海警備や、海洋権益の確保、船舶交通の安全の確保等、 様々な業務にあたっており、巡視船艇、航空機を全国に配偶し、業務の実施に万全を期 しております。 また、これらの業務を行うにあたり、警察等の各関係機関と必要な体制を構築していま す。	消防組織法(昭和 二十二年法律第二 百二十六号) 【国土交通省(海上 保安庁)】 海上保安庁法(昭	-	【終務省(消防庁)】 消防は、住民の日常生活に関係の深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理するとが適当であると考えられています。 今後も、消防隊、救急隊等が災害理場に迅速に駆けつけられるよう、119番通報の受情、消防署への出動指令、災害現場へ回出動を迅速に行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を紧密に図ってまいります。  [国土交通名(海上保安庁)】 瀬上保安庁(では、今後も、船舶交通の安全の確保等のため、関係機関と緊密に連携しながら、業務を実施してまいります。 霊祭には、今後も、国内の治安維持のため、関係機関や関係団体、地域社会と緊密に連携しながら、警察活動を行ってまいります。 また、大規模災害が発生した場合に備えて、平素から関係機関等との連携強化を図るとともに、訓練の実施や装備資機材の完美等により、災害対処能力の向上を図り、災害に適切に対応できる態勢を整えてまいります。

#.C	所管省庁	回答	担实专工	担告の日生化士士	相由如	提案	Er obrain at	所管省庁の検	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
685	令和3年3月24日	令和3年8月18日	共同墓地・納骨堂 再建手続きの簡 略化	共同墓地・納骨堂再建手続き の簡略化	寺院敷地内にあった地域住民が維持管理する共同納骨堂が災害により破損、使用不能となる。 模数の建物であったため、一つに集約・整理、もとあった場所から隣接する寺院所有の土地に移転する計画となる。 管轄保健所に申請を出すと 11住所が変わるので新規申請となる」 21住民主体の関係管理では申請は受け付けられない」 31寺院名義での申請となる」 41納骨堂の戸殿によいしていら維持費がかかるのか」 51寺院所有物となるので、未続性の担保のため、当該寺院の檀家名簿、 経済状況などを詳細に記した事類が必要」 61役員・周辺住民・町村長の同意書の提出」 など、様々なものを要求される。 そもその墓地・納骨堂で寺院側は利益を求めているわけではない。 戸数も変化無し、永続性の五々」も住民管理」なので今までと変わらな い。 「名簿は今まで都道府県にも出したことはないし、求められたことはない。」 「名簿は今まで都道府県にも出したことはないし、求められたことはない。」	個人	厚生労働省	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条に基づき、納骨堂を経営しようとする者は、都道府県知事(市又は特別区にあっては市長又は区長)の許可を受けな	その他	制度の現状欄に記載のとおり、国において申請書類等を定めておりませんが、今後申請書類等について精査いただくよう周知してまいります。
686	令和3年3月24日	令和5年5月17日	国民につけられた 各種番号	マイナンバーというすべての国 民につけられた番号があるの で、運転免許証や基礎を指写し 与などいろいな番号が国民 にその都度つけられています が、マイナンバーですべて就 一してはいかがでしょうか? また国民ー人につき一つマイ ナポータルがあるので、入って いる制度などはフラグを立てる ことによって管理してはいかがで でしょうか?制度ごとに番号を つけていくのは報剖りの象徴と 思えます。	政府による国民の管理の簡便化のほかに、国民もマイナポータルに一元 化されることによって利用しやすくなると思います。	個人	警察庁 厚生労働省 デジタル庁	規制改革の番号35(警察庁、厚生労働省、デジタル庁)の回答を参照してください。		
687	令和3年3月24日	令和3年5月24日	入札における予定	事において、予定価格の事前 公表が行われています。この 制度では談合が容易に行わ れ、受注価格が高止まりにな	野が市での令和元年12月10日の入札です。最低制限価格9220000円、 字笠価格10451000円に、6社がび末し、5社は予定価格が3-たりの 10451000円に、6社がび末し、5社は予定価格が3-たりの 10451000円に、6社がび末し、5社は予定価格とり値か1万円安しが けです。明らかに該会が行われていると思われます。市に問い合わせた 団をでは、「地方公共団体での予定価格の事施と表を禁止する法的相 現は無いという間談決定があるから公表しているとの事でした。ため 人の閣議決定で、再接側で、金長したさいとし、つている訳ではなく、写る 公表は慎重にしておいと思っているとは飲ます。更に、囲土交通名から、 少なくとも2回は、予定価格、長低制限価格の事前公表は禁止する旨の 遺達が行われています。市の包含では、予定価格の事前公表の少り は、人札乗者による言等でして、果れた回名です。入札奉名にも一般員を 犯罪から守る島に予定価格の事前公表をしているのです。市職員が観念 と対応すればいる事で、単位を企文人を代われたなら、少なくとも1万 以上の市税の無駄並いが防げたはすです。我が市とは福岡県大川市で す。	個人	総務省	地方自治法第234条の規定に基づき、地方公共団体における売買、賃借、請負、その 他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結 するものとされており、一般競争入札のは指名競争入札以下「入札」という。」に付する 関係合においては、予定価格の関の範囲内ではし込みをした者を契約の相率方とす。関東する指や「平成」 1金3月1日開議決 なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令上の規定はおり ません。	事実誤認	地方公共団体の入札における予定価格の事前公表については、法令上、直接に禁止 されていないものの、公共工事の予定価格の事前公表については、「公共工事の入札 及び契約の適正化を回えための計畫に関する指針(平成19年7月9日間議決会、今旬 元年10月10日 一都変更)により、予定価格が目安となって證券が劉陽され、落札価格が 高止まりになること、建設業者の見解等力を提かさせること、人利能合か写象に行われ る可能性があること、他、大衛の見解等力を提かさせること、人利能合か写象に行われ る可能性があること、低入札価格調素の基準価格又は最低制限価格を強く領推させ、こ れるそ人利前に公表して場合と同様の弊害が生じかななし、こ等の関節があることにか ちその実施の過去について分検的に上に、その野害が生じることがないより取り扱 うものとし、弊害が生じた場合には、速かれに事前公表の取りやめを含む、虚切な対応を 形形名としては、予定価格の事前公表については、同指針を踏まえた適切な運用が図 られるよう、地方公共団体に対して引き続き要請していてこととしています。
688	令和3年3月24日	令和3年5月24日	各都道府県の警察で連用している 落と1物検索サイトを警察庁でまと めて連用	落とし物検索サイトについて、 現状は都道府展警別に選用しているため他に勝手が悪く多 重投資で税金の無駄遣いでも あり、運用のための余計な人 力と思います。使い場所のいますが いかと思います。使い事のい いサービスを一つ用意して、各 都道府県警でそれを共有して 使用すればいいはずです。	以前車で東北を何日もかけて旅行したとき、ある大事なものを無くしたことに後で気が付きました。警察の検案サイトで調べようと思ったのですが、各界でそれぞれ別のサイトとなっており、検索フォームも全様一思がなく様すのに大変音が出ました。それを連日繰り返す必要がありました、結局見つかりませんでしたが)。 参考・都連府県警察における遺失物の公表ページ   警察庁Webサイトhttps://www.npa.gojp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsubutsulink.html そんな場合でも、各都連府県で単一の検索サービスを共有していれば、調べる手間は毎回一度ですんだはずです。 共有化することで、以下のメリットが見込まれるかと思います。 ・各都道府県警で発生しているシステム開発費、サーバー運用費、人件費の削減・利用者(国民)の利便性向上運転免許証とマイナンバーカードを共通化するためにシステムをクラウド化するという報道もありましたので、今回の提案も関連して進められるのではないかと思います。	個人	警察庁	遠失物法(平成18年法律第73号)では、拾得物の早期発見・返還のため、都道府県警察本部長による ・ 貴重な物件に関する通報 ・ 公告され、又は通報を受けた物件に関するインターネット公表 等が規定されています。 これらを実施するため、各都道府県警察が拾得物や遺失届に関する情報を集約する 遠失物管理システムを整備し、運用しているところです。	対応	これまで各都道府県警察で個別に整備されていた連条物管理システムを全国統合する予定であり、これにより、治得物検索の利便性向上が図られるものと考えています。なお、全国統合した道失物管理システムは、令和4年度中に一部都道府県警察において連用を開始し、令和8年度末までに際次全国に拡大していて予定です。
689	令和3年3月24日	令和3年9月10日	10-32/32/3	多くの公立学校では、職員の 出勤ならびに休暇の取得、及 び出張の記録、管理のために 出勤簿へ押田・記録をしてい る。この出動簿への押印は無 駄なのでやめるべきである。	学校現場では、出勤の証をタイムカードではなく、出勤簿への押印という形で行っている。しかし現実は、多くの教員が月末にその月の出勤印をまとめて押印をしており、日々の勤務状況の管理という意味合いが完全に形骸化している。多くの自治体では、教員に公務用のハソコンが支給されており、出勤すれば当然そこにロゲイン等の使用履度が蓄積される上、事実教育委員会は、この公務用ハソコンで職員の勤務状況を把握しているという噂もある。それならば毎日の出勤印は何の意味もなく、管理職、特に教頭が月末に書類の整理のためだけに、各教員に声をかける手間も減り、さらに言えば、教育委員会からの譲機簿の整査における意味のないチェックもひとつ減るのではないだろうか。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。 164		

	所管省庁	回答				坦安					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
690	令和3年3月24日	令和5年11月15日	政府情報システム 構築時の設計・開 発業所と管理業 務の分割例注が 式(分離調達)の 廃止	務の委託先」を管理する業務	18时(7条化しました。平成24年/月時点に、ソストムの与情報も上程に入 確な運鉱が生におり、完成の見込みが無いと対 した。55億円と5年の歳月が無駄になりました。 根拠は会計後を腕の一束な24年度決算後最報告」の報告書名「特許行 運営基盤システムの構築に当たり、発注者として必要なプロジェクトの管 程を十分に行っていなかったことなどのとめ所期の目的の遺伝の管 なっているもの」です。 当時は予算を削減するために分割発注方式を採用する方針が流行りま	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の第3編第6章1.1)において、政府情報システムの調達に当たっては、限行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性、複数の関連譲渡間のを合性、効率化等を考慮の上、競争性が確保されコストが低減されるよう合理的な調達単位を検討するものとしています。	なし	現行制度 下で対応可 能	情報システムに係る訓達においては、一括発注や過度な又は不適切な訓達単位の組 か合わせに起因するいかゆるベンダーロックインや過度な分割調達による作業の増加 や重複によるストの増加を防ぎ、かつ、競争性・透明性を復することで、プロジェクトの目的・目様の達成に向けて、より効果的・効率的な提案を受けられるよう、訓達の単位 を検討する必要があります。 また、調達単位を分割しすぎることで、発注者側の調達に係る負担や事業者の管理・ 聴整に係る負責が健大することから、プロジェクトの実効性が損なわれないよう留意する 必要もあります。 このため、調達の計画段階で、プロジェクトのライフサイクルを通したコストの低減、各 活動の効率的・効果的な履行、プロジェクトの目的・目標の確実な実現等の観点を基 に、当該プロジェクトにとつても即のな調達性を検討し、要件定義等による調達内容 の具体化・詳細化と合わせて、調達単位を決定していくこととしています。
691	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査の廃止	国勢調査の廃止を含めた抜本 的改革。	国勢調査人口を様々な政策に活用するのをやめて頂きたい。住基人口 (の方が精度が高いと思われる、コストに見合っていない。調査方法もアナ ログで時代に合っていない。特に関き取り調査などはこのご時世論外。基 礎自治体の負担は重い。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。			
692	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査について	ラレルワーカーなど人の在り 方が多様化している時代に全 くそぐわない内容の質問が多	性別は男性か女性のみ。仕事は1つしか記載できないとなっていました。 仕事も1つではな(副業も認めた)、メインと副業との収入の差もそこまで ない、むしろ副業の方が稼いでいることも近年では珍しくありません。 どうか現実にそくした国勢を調査いただけるよう質問内容の改善をお願い	個人	総務省	国勢調査の調査事項については、国や地方公共団体の施策への利用、国民意識から みた普遍性・妥当性、回答の負担や正確性の確保、各種法令への対応など、様々な観点から総合的な検討を行い、有識者からなる統計委員会の審議を経て決定しています。		その他	次回においても同様のプロセスにより、決定していくことになります。
693	令和3年3月24日	令和5年7月12日	けるクレジットカー	人クレジットカードや電子マ ネーによる支払いを推奨すべ	地方自治体の支出は現在銀行を介して行っているが、複雑な会計チェックを経ているため即座の支払いはできず、災害等においては職員の立てこの立て替え払いを行っているのが現状である。この立て替え払いはレンード等の証拠管理が必要となり、後ほど請求手続きを一つ一つする必要があるため、9種の場合、業務上支払ったものであっても請求しないことが、9種の場合、業務上支払ったものであっても請求しないについては、民間企業と同様に法人用クロセスにより請求手続きはもちろん、リアルタイムな支出ログができるため、4時の関係とは、大きのサービスにならなり、そのようによりは、大きのサービスになった。このため、1の万円以内の支払いについては、民間企業と同様に法人用クレットカードによる支出を推奨としてほしい。これに対請求手続きはもちろん、リアルタイムな支出ログができるため、さき計制門の負担に高なだらカーチ算体行なスーズになるだら、さらに、これらのカードや電子マネースマートフォン搭載のモバイル決済サービス(Google Pay Pappe Pay等)と連携させることができるため、1元によい。こうすれば職員一人一人がスマートフォンさえ持っていれば決済手続きが可能となり、登庁せずに仕事をすることが可能となる。 無論、職員の使い込みやカード・スマートフォンさえ持っていれば決済手続きが可能となり、登庁せずに仕事をすることが目的となる。 出については支出項目を含め原理や会計担当課に随時メール等で報告され、ログをとることや、生株認証とデータの追溯消去等を組み合わせることが出来る。	個人	総務省	地方公共団体の支出については、職員をしてクレジットカードを利用させることについては、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触するものではありません。		現行制度 下で対応可	地方公共団体の支出については、職員をしてクレジットカードを利用させることについては、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触するものではないところであり、このことについては、「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードを利用させることによる場合の留意事項について、通知」(予報3年2月24日付け設行行車6号 総務省自治行政局行政課長通知)により、地方公共団体に対して周知しています。スマートフォンアブリによる決済サービス等についても、基本的には法及びその関係法令の規定に抵触するものではないと考えられますが、その適否は個々の決済サービス等の内容を踏まえて各地方公共団体において判断されるものと考えます。
694	令和3年3月24日	令和3年4月16日	防衛省における人 事評価記録用紙 の廃止または簡 略化	防衛省における人事評価記録 用紙(能力・集積)の廃止また は前略化を提案します。	防衛省・自衛隊は特別職国家公務員という一面をもつため、一概に一般 職国家公務員の人事評価の考え方を導すするのはいかがなことか。 また、3回半期及び年度末は他の業務があるがなか、入事評価記録用紙の 算字脱字やマニュアルに示されている記入側に治っているが等の確認に 追われ、結果的に業務量が増えています。捌ききれないため土日の出勤 もあります。 人事評価記録用紙は保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人 事評価記録用紙は保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人 事評価記録用紙は保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人 事評価記録用紙に保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人 事評価記録用紙に保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人 事評価記録用紙に保む官公庁は防衛者、自衛隊だけではないと思い ますが。		防衛省房内閣官房	「行政ニーズが複雑高度化・多様化し、その変化のスピードも速くなってきている中で、国民の期待に応え、真に国民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けていためには、その担い手である国家公務員の在り方、育成方法にも東革が求められており、自衛隊といても、接島の高度、複雑化、任務の多様化の中で、精強性を確保することが求められ、これを担保する観点から、能力・実績主義に基づいた適正な人事管理が必要不可欠となっています。  こうした状況に対処するためには、採用試験の種類や年次等を過度に重視した任用や年功序列的な給与処遇などの集団的、画一的な人事管理ではなく、隊員個々の能力や実績等を的値に把握して、適益が房の人事に置かり、いつのようを表していてよっな場合で、表別を自己といて、人事評価に掲載して、適益が原の人事に置かり、いつのような新たな人事管理を推進していくためる基礎となるツールとして、人事評価に関した。被訴にな人事管理を推進していくためる基礎となるツールとして、人事評価に関して、適益を対しての特殊性を一分考慮したとで、人事評価に関した情報を表面に目的する例今であるとなり、このよう不可欠なものです。  自衛隊においては、特別職としての特殊性を十分考慮したとで、人事評価に関した関係者が被害を得るとなり、このような形を必要な事項等を定めています。  人事評価は、能力・実績主義の人事管理の基礎となるツールであるとせに、個の自立を必り本目は、自然のよれば、自らの途か・弱みを担限して自然的な能力制発等を促すことにもつなが係者と、人材育成の意能のよりを発しました。日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本	人事評価に関する	検討を予定	人事評価は、人事管理の基礎となるツールとして、任用、給与、分限等に活用するとともに、期間・期末面整や指導・助言等を通じて人材を育成する意義も有しており、また、評価者と被評価者と被評価者とものであることが、まずに、日本のでは、人事評価をするして、必要不可欠であるため、引き続き直に「実施及び管理をしていただきた(存します。 今般の人事評価記録用紙の改善の提案も踏まえ、適正な人事評価及び制度運用が、実施である。 実施できるよう適時適切に改善のための方策についても検討してまいりたいと考えています。

	所管省庁	回答				提案					
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
695	令和3年3月24日	令和3年5月24日	市役所の年金課 と年金事務所	市役所の年金課と年金事務所 を一緒にして欲しい、市役所 の手続きで、全金額がうかる ものを別の場所の年金事務所 に取りに行って欲しいき言われ るたびに無駄だとしか思わな い。なんならマイナンバー制度 で報づければ一瞬でわかるだ ろうに。	市役所だけで手続きがワンストップで完了します。	個人	厚生労働省	マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、地方公共団体等から日本年金機構への情報派会は、令和元年10月以降から順次本格連用に移行しており、一部の事務手続きにおいて、年金証書等の派付書類の省略が可能となっています。	行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の法 は第9条、第19条	対応	マイナンバーを利用した情報連携は、従来必要であった添付書類を省略し、国民の利便性を高め、行政の効率化を目前すために重要であり、各制度を所管する所省と協力しながら、引き続き、情報連携の効果が最大限免損されるよう取り組んでまいります。
696	令和3年3月24日	令和3年9月10日	学校事務のオンライン	公立学校内の配布物や事務 手続き、オンライン化してほし いです。 PTAは、アンケートなど、徐々 にオンラインに向けて勤き出しました。 が、肝心の先生や校長とのや りとりは、未だに紙で提出。 そのために仕事を休んだりし て先生をつかまえて無駄な時間を費やします。子供との身 重な時間にあてたいです。 欠席運動もできるものから、オンラインかしてほしいです。 校康報もできるものから、オンラインかしてほしいです。 校康報もできるものがまり、手間が襲わるのも持かでほしい。 働きながら無駄な時間を費やしてほしい。 働きながら無駄な時間を費や しています。	世田谷区は、学童と学校の所管が違い、情報が連携されない。 怪我をしても引き継がれなかったことや、コロナで学校の保護者会は再開されたのに、学童は開催できない。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。			
697	令和3年3月24日	令和3年4月16日	理システム及び官 庁会計システムの	いる一元的な文書管理システム(以下、電子決裁とする)と 財務省の管轄となっている官) 庁会計システム(以下、 ADAMSとする)の発議内容を 連携することにより、回議が必	以前省庁で補助事業の担当をしていた際、補助金の交付決定の手続き時に電子決載で起業を行い、最終決裁者まで承認を得た後、改めてADAMSで支出負担行為決議を発展を行い、表終決裁者まで承認を得た後、改めてADAMSで支出負担行為決議を必要が発展を行い、は自身は自身に関してあり、また行政決裁ルートはほぼ同じてあり、また行政決裁してものものは高で行にされている。との多担当者の印度を買ったのち、支出負担行為担当官とは「ADAMSで発掘したの各担当者の印度を買ったのち、支出負担行事を担当官とは「ADAMSで発掘したの各担当者の印度を買ったのち、支出負担行事をしている。文書管理システム内に負担行為の発議が必要なものについて、金額を入力する部便・併設し、公文書としての書意とま行いて会社が手間が指ける。また支出負担行為担当官及び言案というの公司についても、取状会計後要がに選出する書類に含まれているため押印しているが、電子決策の承認をもって認められるとなれは現在行われている押印手続きの廃止にもつながるのではないか。	個人	総務省財務省	なお、補助金の交付決定や支出負担行為決議の決裁方法(両者の決裁を同時に行う ことの可否。最終決裁権者等)については、補助金適化法令及び会計法令上、定められ ておりません。 (ADAMSの決議書・証拠書類(決議書)の電子化について) 官庁会計システムで作成した支出負担行為決議書を印刷し、紙による決裁を行ってい	規則別表甲号の19	下で対応 対応 対応 現代制度	【財務名】 (交付決定と負担行為の決裁の一元化について) 会計法令上、補助金の交付決定と支出負担行為の整理が同時であっても問題ないものと解されます。 また、補助金の交付決定や支出負担行為決議者の決裁方法(同時決裁の可否、最終決裁権者の決議でしついては、補助金の交付決定や支出負担行為決議者の決裁方法(同時決裁の可否、最終決裁権者等)については、証拠金施金施と金の公会計法令上、定められておりません。そのため、両者の決裁を同時に行うこと等も各府省の判断で可能と考えられます。 (ADAMSの決議者・証拠書類(決議者)の電子化について) ご提案をいただいた支出負任方為決議書等については、現在、財務名会計センターにおいて開発中の次期官庁会計システム(以下、ADAMS II という。)及び会計業務電子決裁基礎・証拠書籍管理システム(以下、ELGAという、)を連携することで、電子決裁を可能とする予定です。なお、ELGAに登録された証拠書類のが証拠書類の添付書類については、システム上で会計検表院の提出が可能とおります。 補助金文付決定に係る決裁を例せて行う場合は、ELGAにおいて当該支出負担行為の決裁を起来する際に、決裁対象となる文書を添付文書として登録することで同時に決裁することが可能です。 なお、次第ADAMS II 及びELGAI については、いずれも令和4年1月からの選用開始を予定しております。 [総務名] 制度の現状欄に記載のとおりです。
698	令和3年3月24日	令和3年4月16日	コロナ渦における 大学のオンライン 授業について	都内国立大学、私立大学の対 面接業を増やし、大学生の緊 急事態宣言中を解除してほし い。	在籍する都内私立大学文学部は、ほぼ100パーセント、オンライン授業です。この時に、小中高生でもなく、社会人でもなく、大学生であることが、本当に悔しく恋しいです。 高校生以下の通常登校、郎活復活、会社通常就業、リスクが高い高齢者・動気(2016)であり、このイート、イベント入数制度緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	文部科学省	番号471の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				坦安	提案 所管省庁の検討結果				
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	一備考
699	令和3年3月24日	令和3年4月16日	自治体消防の見直しについて	現在、自治体消防、組合消防 がありますがせめて景の組織 にしてもらいたい。	消防に関する住民サービスは現在、住んでいる市町村によって非常に大き(差があり、また不利益に繋がる地域もある。例えば市町村の項目にある目宅、そこにたどり着くのに隣の市町村の消防港の方が20分近く早/着ケースもある。 財産を守り切れないが現状、家が燃えて消防車が一合しか果れないケースもある目治体もあるが、川一つ越えれば12台条のが現状、専用機持負、購入も多く本化がかっておりがないの節税になる。組織が大きくなれば地域によるサービスの大きな差が無くなり、また余分を利用車も所持、維持する必要がななる。職員の教育方法や必要スキルと地域差が無くなる。全て定款いて国民の為になる。勝手な自治体部合、組織の終節命で出来ないのではなく。命、財産がかっている事なので普通に考えれば直ぐにでも実行して頂きたい。	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。			
700	令和3年3月24日	令和3年4月16日	外務省のJPO 制度	待遇の改善 35歳以下の若者を国連機関に 送る目的で2年半の人件費予 算付きで各国際機関にJunior Professional Officerという肩書 で毎年40-50名が各地の国 際機関に送られます。3年目に 関しては人件費が国際機関と 折半ですので、実質2年半と書	ここで疑問に思うのはJPO連の待遇です。 1. 飛行時間9時間以上の目的地へはビジネスクラスでの赴任 2. 家實補助を受け取って、Dと月32000~4000の住宅に居住(例えば、 ューヨークで調強派のグラフン、パリではエッフェル塔近く、ナイロピで は200平米の庭付き邸宅などに居住) 3. 途上国中心に派遣するのが基本にもかかわらず、景近ではニュー ヨークやシュネーブなど終与コストの高い動務地にJPOを派遣しておりそ の結果コストアップにつながっている。 本来、国連への総職は公募やヤPP(試験採用)などが基本であり、研修の身でありたがら、JPOに対して豪華すぎる特遇は必要であるのか? 私自身公募で国連機関に収職にましたが、家賃は全額自己負担で通動 片道1時間以上です。 片道1時間以上の通動時間をかければ、東京でも そうですが、家賃は大幅に安くなります。	個人	外務省	JPOは、あくまで各国際機関の「職員」(研修生ではない。)として働く制度であるため、給 与やその赴任費用などの待遇は、JPOであるかないかの別なく、他の職員と同様に、各 国際機関の規則に基づいて算定・決定されています。	各国際機関の制度その他	JPOを含めた国際機関職員の待遇は、各国際機関の規則に基づき、JPOであるかなかの別なく、所定の規則に基づいて算定・決定されているものです。当該規則はその機関で診察する職員共通の制度として、各国際機関において定められたものであり、日本政府として独自にJPOの給与を定めていることはありません。	
701	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTAの廃止または運営の見直しいついて	加ではないが、実際は強制参加の暗黙のしきたりが続いている。本来の有志者のみでの 運営ができるよう、国レベルで	・理由3:教職員の負担を少しても滅らすため。日々の学習や児童対応でも大変な中、PTAを通して保護者への配慮もしなければならない。PTAを廃止すれば教職員の業務も滅ると思う。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。			
702	令和3年3月24日	令和3年5月24日	カンマ廃止	法務省をはじめとする一部の 省庁、地方自治体において、 該点に「ルフッイが使われてい ます。 とにかく読みづらいです! そもそも国で読点が統一され ていないのはいかがなものか と思います。	私が勤務する役場では「、」点を読点として使用しますが、景ではカンマが 使われているため、景からの資料や様す。 を点に打ち直等作業が必要となります。 これがものによっては面倒な作業でして仕様書とか20かを超えるものになると結構物んだいです。 また、景へ出向した戦員も最初これが慣れないみたいです。 ど一で長しば棄かもしれませんが、職員のちょっとした一手間がなくな ると思えば効果は大きいと思います。	個人	文部科学省 内閣智易 法務省	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内顧關甲第16 号依命通知)で「これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適当のことと思われる」として示えたが、写用文化の要領」(昭和27年内園間甲第16 号依命通列)級けは、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務障害の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、示したものです。その「第3 書き方について」の5 注之で「句読の展域」が通知されて限につ年近くを経ており、現状の出文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの社会状況の変化に合わせても下さどしる裏に適用されるようになり、読点についても「、」の使用を許容している省庁もあります。 なお、上記の依命通知は、地方自治体における読点の使い方を定めるものではありません。	「公用文改善の趣 旨徹底について」 (昭和27年内閣閣 甲第16号依命通 知)、 「公用文作成の要 領」(昭和27年内閣 閣甲第16号依命	文化審議会関語分科会において、令和3年3月12日に「新しい「公用文作成の要領」 向けて「報告」が取りまとめられたところであり、その中では熱点には「、」でなく「、」を下 いることを原則とすることについて内容に変わます。当報告を踏まえ各所 省庁における取扱いについて関係府省庁と検討を行う予定です。	1 1

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
703	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国際緊急援助隊の偏害物品の効率保管について	際の物品はJICAが契約する 成田倉庫に保管してあります。 海外で発生した災害に迅速 海外で発生した災害に迅速 で医薬温等であために、多様な機材 で医薬温等で保管されています。 一方で、近年、海外への派遣 機会が少ないため、期限切れ になった大量の医薬品等者。 期限切れになる前に災害医癌 センター等の周り災害の拠点	国際緊急援助隊の救助及び医療チームは近年、3年から4年に一度チームが派遣されている。国際的な突破的な災害に対応するために、特に医療品は大量に保管している。 高額な治療業や自念的。全使用せずに破棄になる事が多い。その破棄コストも発生している。また、新型コロナでマスクや個人防護療が市場で不足している中、同意庫には使われず保管されたままの感染症用の偏品が保管されていた。 そのため、国際緊急援助隊の医薬品を災害医療センターもしくは国立病院等に開展内に引き渡すことを提案したい。 上記によって、毎年教百万円規模の予算削減が可能。また、国内で需要が緊迫した際に緊急的に使用することが可能となる。 長年、この医薬品の有効利用こいでは議論されてきたが、外務省と厚労省と調整する必要があったため、話が進まなかった	個人	外務省 厚生労働省	国際緊急援助隊の派遣用物品は、JICAが契約する倉庫(成田に立地)に保管しております。医薬品・医療品については期限を迎えたものは順次廃棄を行っています。これらの廃棄量を可能定限り縮減し予算の効果的な活用のため、在庫量を3日間の診療に必要な量のみとし、それ以上については実際の派遣があった際に緊急調達で対応することとなっております。	国際緊急援助隊の 派遣に関する法律 対 第七条	対応不可	JICAでは、適正な在庫量の確保と廃棄量の可能な限りの縮減、及び予算の効果的な活用のため、在庫量を3日間の診像に必要な量のみとする対応を導入して既に5か年度経過しております。部提案については、要け取る側にとっては残存期間が長いことが望ましいが、在庫管即収積的からは、医薬品の調達費用、その頻度を少なくするため有効期限まで保有する方が望ましいことから、予算の効率的かつ適切な執行の親点から現在の対応を観響することとしています。調達費用に加え原薬にかかった実際の金融を踏まえ、「毎年数百万円規模の予算削減が可能」との御指摘については、過去か年の医薬品の原金金融合・個人の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	
704	令和3年3月24日	令和3年4月16日	防衛省・防衛装備 庁や外務省中の 報道多表資料へ の記載	日々掲載されているが、問い合わせ先となる所管の担当部署名が全く記載されていない。他の省庁(例えば、総務省、厚労省、文科省、国交省など)では、所管の担当報票をかけま	1/12でCV焼乏を行いてしまが、もしかころ、13枚担当申者が一九的」一般国民が50両間、合わせ窓口となっているのかもしれないが、それでは国民からしたら、たらい回しであったり、回答の后等ゲームになってしまり、国民からすれば、直接担当部番に開いる中心もあることが、回るの的確性や迅速性の観点からベストであることは言うまでもなく、問い合わせたを記載するだけで、劇的な国民と使うとサービスの改善に繋がるとはずある。もしかしたら、報道機関向1つ資料には問い合わせ先が記載されているのかしました。13枚当時間を指するでは14枚3円を開いる方は「大きないる」としている。機道機関的では「マボードなり、4枚3円を指摘されているのかしまた」が、4枚3円を指摘されているのかしまった。14枚3円を指摘されているであった。14枚3円を指摘されているのか	個人	防衛省外務省	【防衛名】 防衛後備庁では、防衛に対する日本国民及び外国人の認識と理解を深め防衛 施策に対する信頼と協力を得るため、防衛な名名や防衛装備庁、また各自衛隊等の ホームページにおいて、防衛政策や自衛隊の活動等を報道資料として、報道機関だけ ではなく、広、国民の首様に対し情報発信を行っています。 また、防衛省自衛隊は所掌事務が施囲かつ多岐にわたり、また。部隊等が全国各 地に点在していることから、国民の皆様やらは報道発表資料のみならず、その他の自衛 隊の活動等についても、多くのご質問・ご意見が寄せられているのが現状です。このよう なご質問・ご意見に対し、約億かつ連やかな対なを行うからは、問い合わせ内容等に ついて一元的な対応をする必要があることから、国民の影様からのご質問やご意見の 受付・回答部署を、それぞれの部署ではなく、広報担当部署に一元化しているものです。 このようなことから、報道条表資料に問い合わせ先となる所管の担当部署名や連絡先の 記載は行っていません。 【外務名】 (外務名】	-	【防衛省】 対応不可 【外務省】 対応	【防衛省】 防衛省・自衛隊は所掌事務が広範囲かつ多岐にわたり、また、部隊等が全国各地に点在していることから、問い合わせ内容等について一元的な対応をする必要があるため、国民の皆様からのご質問やご意見の受付・回答部署を、それぞれの部署ではなく、広報担当部署に一元化しているものです。このようなことから、報道象表資料に問い合わせ先となる所管の担当部署名や連絡先の配載は行わないこととしています。 【外務省】 (外務省】中の報道発表に関しては、引き続き、ページの最下部に、問合せ先となる主管課室名を記載し、主管課室の連絡先(内線番号)が表示されるページに飛ぶことのできるリンクを掲載いたします。	
705	令和3年3月24日	令和3年4月16日	秘務署との連絡 方法をメールなど も使えるようにな らないか	お数型に郵送してむります 税	y。 効果は双方にとって手間が省けるところです。また、コミュニケーション手 段の多様化は、一般の納税者にとっても税務署に対する問い合わせなど マモ 甲性 がまる 上間・ハキセ	個人	財務省	番号315、規制改革の番号637の回答を参照してください。				
706	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国家公務員の在庁時間調査について	国家公務員の在庁時間調査を開始いただきありがとうございます。 しかしながら、在庁時間につい 調査であるため、みなさん基実に引っかかないように、実施の時間より返中告しているという実態がごかます。 そのため、以下の方法で在庁時間を出すように決めていただけないでようか。 という実態が、を省では、入館証にマイナンバーが入退場ゲートを選算出する。 (現場間なり、日本の人力の大力では、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、マイナンバーが入退場が一トを選集出する。という、大きな、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は、大路は	現在の在庁時間調査で、 より正確なデータを取り、 今後の施策に反映させるため。	個人	内閣官房	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス種連のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。		現行制度 下で対応 可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
707	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国民年金被保険 者実態調査の マークシート化	国民年金被保険者実態調査 について、現在冊子型の調査 悪を配布、冊千に直接記入した上で三つ新りに、日本年 全機構に返信する形式がどら れている。 その回答方法をマーケントト 形式に変更し、マーケントの みを返信用封筒に入れる形に する。	返信のための費用を削減するためか、封筒が小さいため冊子型の調査 票を入れることが困難である。また冊子は質問票と一体となっているため、万が一封筒の中を第三者に見られた場合、質問の内容まで把握され てしまうことはる。とらに集計キー入力の必要があると考えられる。 マークンー・式にすることで返復する際の手間を名き、費間の内容が他 人に知られることも無くなる。また集計を機体の手間を名き、費間の内容が他 人に知られることも無くなる。また集計も機体で自動的に行うことができる ため、集計の時間や人員の削減につなげることができる。	個人	厚生労働省	国民年金被保険者実態調査は、統計法に基づき、総務大臣の承認を受けて3年に1度 実施しています。 起入済みの調査票を返信用封筒に入れていただき、郵送にて回収する方法で調査を実 施しておりますが、調査票には氏名等を配入する欄は無いため、記入済みの調査票か らは個人を特定できない形となっております。	統計法 国民年金法	その他	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は3年に1度実施しております。次回(令和5年) 調査に向けて、具体的な調査の実施方法についても今回いただいたご意見も参考にさ せていただきながら、どのような形が望ましいか総合的に検討を進めてまいります。	
708	令和3年3月24日	令和3年7月7日	大学教員採用の 際の履歴書の形 式について	大学教員の公募の際の履歴 書や研究業積書のフォーマットを統一するように各大学に 遠達してほしい。	若手研究者の冷遇や、研究者全体の研究時間の減少が叫ばれて久しい。私を含めた若手研究者は任期制の不安定なポストの中、毎年10や20 の公募に応募する。だが、各大学でまった《フォーマットが違うため、応募の際に履歴書・研究業輔書を作成し直念は打ればならない、他の書類(物育に対する抱負やシラバス年昨など)を含めて丸2日ほど応募に時間がかかるので、下手をすれば年間1ヶ月近〈公募書類の作成に時間を費していることになる。 現在でも文料名がすでに作成した様式が存在するが、各大学はそれを採用する気配がない。研究時間の確保、若手の待遇向上のためにも、共通様式を各大学で採用するように通達してほしい。	個人	文部科学省	大学教員の公募書類については、各大学の方針に基づき、各大学の判断でどのような 書類をどのような様式で提出するか決定されています。	なし	対応	大学教員の公募にあたり、応募者に対しどのような書類をどのような構式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づきを大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担 経滅に向けた各大学の取組を使すべ、令和34年6月を入学が建設の様式と製なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INボータルの応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。	₫
709	令和3年3月24日	令和3年5月24日	定年制を、連携会	実際に、選考方法が偏ってい ると思う。一度会員になった人	日本学術会議の会員だけでなく、連携会員に対しても70歳定年制を取り入れることにより、若い人が力を発揮できる。多様な人々が選ばれる可能性が広がると期待される。 埋行の制度では、特定の個人が、何時までも連携会員として居残り、その個人が次の会員等を指名できる(可能性がある)ため、お友連集団でしかない。	個人	PHENT	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命することとされており、再任の回数は2回が限度とされているほか、任命の時点で70歳以上であるときは、当該任期限りとされています。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて 日本学術会議において検討を始めています。 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryo305-tyukanhoukoku.pdf	
710	令和3年3月24日	令和3年9月10日	公立学校の出動 簿を廃止してほし い	大臣の押印の廃止発言が注 目され、地方自治体でも次々 に押印配信を宣言されています が、公立学校、特に小中勤薄 がが、公立学校、特に小中勤薄 が残されていまだに出動等 例えば愛知県では、職員自身 の出動即は発布可となっているがら、出張や休暇のゴム印 を学校事務職員が監職員の出動員の出動 に押印即しています。ま 常勤職員は出版員が監報しています。 を動職員は関係を関係等では出版動簿 は原止済みであり、小中学位 は原止済みであり、小中学にこか管理で、 までもの世紀が表していますといます。 までもの世紀が、までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、	文部科学省では教員の働き方改革に取り組み、教員の在校時間教訓査を定期的に行い、在校時間削減を学校現場の管理職にのみ強(求めていますが、出勤簿を廃止にマダイム)アドツに職員証などを使用して勤務的問題自動管理にすれば、在校時間の記録や回過を結下はかる教員の負担、そのには教員特殊、再手当や非常動職員の報酬、行政職員の時間外勤務などの実験終治、選任の田助助にかかる議合など勤免管理にかかる様々な事務処理手順の間略化や人件費の削減が期待でき、働き方改革においても現実的で具体的な政策立案に大きぐ寄与すると考えます。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				
711	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員キャリア制度の改革	度は試験の成績によって採用 され、一具任管すればその後 一生安泰といった、世界では 考えられない人材活用制度と なっている。これは明治時代よ り多少の変化はあっても、急も 改革が遅れている制度であ る。このことは変化する国際情 勢の中にあって、将来の日本 の発展を阻害する大きな契因 と打るこれでは、優秀な人材を は用こそが明治動物の対象	国家公務員の総合職(キャリア)の人材は国家にとって最も重要な人材である。しかし、そのような人材は大学や大学院を卒業したはかりの、採用試験の成績で選挙であるものではなな、海外での活動も含めた社会活動の業績の中でこれからの日本の参展に必要な経験や技能を持った人材の登用にある。これは明治維新の人材登用にも似たものであり、これこそが行政改革の大元である。 後さて、国家公務員の総合職採用にあたっては、社会での活動実績を持ちた者を実力を持つた者を関いました。 後さて、国家公務員の総合職採用にあたっては、社会での活動実績を大き分との部門に移るといった利上での人材育成では出来ない、即戦力となる人材の高齢的活用が必須である。のためには大学や大学院卒業者には、ボランティア活動でもたし、実業界でもよし、海外での支援活動でよし、あらゆる分野で国家に使立つ実績を持った者の中から採用する、またはスカウトする経典方法に改革すべきである。 国家公務員は法律に基づき仕事をするのは当然であるが、政治家の秘書ではない、法律が国家の発展を妨げるものであれば、国会にて政治の場にてもなる。	個人	内閣官房 人事院	番号407(国家公務員)の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				担实			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
712	令和3年3月24日	令和3年4月16日		就空交通管制業務を国土交 通省から防衛省に移管する。	通常、自衛隊基地と民間空港が併設されている空港、(新)千歳、三沢、突城(百里)、小松などはにおける航空管制業務は自衛隊によって行われています。 しかい唯一、那覇基地における飛行場管制及び嘉手納、管天間を含む周辺空域の進入管制業務については国土交通省航空局の管制官が業務を行っております。 指揮命令系統が違う二つの組織によって基地の運用が行われている状態では、基地機能の低下を配かわません。 指揮命令系統を統一することにより基地機能、有事の際の適応力の向上を図るともに、民間機、自衛隊機、米軍機を同時に取り扱うことによって自衛隊航空管制官(員)の技能、即応力、米軍との連携の向上を目的としています。	個人	国土交通省 防衛省	過去、民間航空機については自衛隊基地(飛行場)には設航されておらず、民間航空の発展のため飛行場を有効に活用する観点から、自衛隊飛行場への民間航空機の設航が進められてきました。代表的な例が、三沢、支城「百里)、小松、岩国、徳島などの自衛隊等飛行場への民間航空機の設航とびから、事務空温は、沖縄返還以降、自衛隊基地機能も残しつつ、地域の強い要望を受け民間を選出しており民間航空機のほからきた経緯があります。現状、国土交通名の管理で選生であり民間航空機のほか自衛隊機・使用する空港となっておりますが、航空法等137条第3度人所衛空法衛で今第9条第1週上書うき、自衛隊機の運輸に必要となる「出考する自衛隊機等に係ら航空法等37条第2項に基づ、保行計画の通報、及び「到青した自衛隊機・設定法等35条第2項の規定に、基づ、民間・大陸の民間、といに長右衛軍を運輸し土をのに関る。)に係る航空法等38条(三大会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派のは、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派では、日本会派のは、日本会派では、日本会派のは、日本会派のは、日本会派のは、日本会派のは、日本会派、日本会派では、日本会派では、日本会派の、日本会派の、日本会派を表示している。日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会派の、日本会の、日本会の、日本会の、日本会の、日本会の、日本会の、日本会の、日本会	137条第3項、航空 法施行令(昭和27 年政令第421号)第	对心不可	那覇空港は、国管理空港であり、その供用開始時から民間航空機が使用し、国土交通 大臣の権限の下で航空交通管制業務が実施されております。 また、那都空速は、本邦及りが国航空会社が成計する航空交通量の多い空港であり、 沖線無と国内外を結ぶ人流、物流の拠点として極めて重要な役割を果たしているととも に、安全保証と必要不可ぐです。 那事空港の航空需要に適切に対応、制定ネットワークの拠点としての役割を果たすた からには、那型産港を使用する原制的型で製造しての投資をよっての代表を表すす。 からには、那型産港を使用する原制空を投入び自衛隊機の安全かつ円滑な航空交通を 確保することが重要であり、安全保障上の観点も踏まえつつ、引き続き、国土交通大臣 の権限の下、主に民間航空機と対する航空の通管制業務を実施して参ります。 官により那覇空港における航空交通管制業務を実施して参ります。
713	令和3年3月24日	令和3年4月16日	不要な組織や事業の廃止	総務省の行政評価と財務省の 予算執行調査は廃止してもい い、行政評価は、全(無駄、財 務金の予算が刊調査は、会計 接査院と同じようなことをやっ ているだけだ。これらがあって も、国民にメリットは何にもな い。	はっきり言って無駄。行政評価は組織維持のためにやっているようなもの。 予算動行調本は、財政なけ何まからず、全てを安定にからせてい	個人	総務省 財務省	【行政評価について】 総務省行政評価則は、政策の担当府省とは異なる立場から、複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況について調査を行い、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策を提示することにより、質の高い行政の実現に取り組んでいます。 【予算執行調査について】 予算執行調査に対策名主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。	なし	その他	財務省は、財政当局として予算の見直しや執行の効率化等につなげていく観点から、 総務省は、政策や行政運営を改善し、よりよい行政を実現する観点から、 それぞれ手ェックを行っており、こうした重層的な取組によりPDCAサイクル機能を強化していくことが重要であると考えています。 引き続き、会計検査院も含め関係機関で適切に連携しつつ、行財政運営の質を高めて まいります。
714	令和3年3月24日	令和3年4月16日	公務員の人事制 度改革(試験区分 による昇格の見進 し等)	国、地方自治体を含め、公務 員の見格は総合職、一般觀 か、一般觀で大本、短文本、 本年程度のどの試験区分に よって昇格のメードが興志の ことを見直し、採用区分に関わ すが優秀な人が好解できる ようにする。 おご能力がないあるいは困難 度が低い職務をしている職員 をもうとい簡単に降格出来る ようにする。 成間等からの能力のある転載 初が役職の観点において不 にならないようにする。 間や地方自治体での役職の 物一化を図り、地方自治体に 優秀な人材がいくようにする。	画学組級を入ったが任事をじるから人子を卒事とべんだんとなべた場合、 仕事の能力に関わらず明らかけ、子卒組験で入った人の方が昇巻としてい しかし、公務員の改革ができる人事の中枢にいるものは、高位の役職で あり、不利な扱いを受けてこなかった人が多く、改革を重要挟するものが 少ないため、こういった機会に得なな職位の人が多く、改革を 見を聞いた上で改革が必要と思われる。 固と地方の世世情差は、切け南半の国キャリア組が、根道資景の重要な 国と地方の世世情差は、切け南半の国キャリア組が、根道資景の重要な しまする。	個人	内閣官房 総務省		【地方公務員】 地方公務員法第1 条	【地方公務 員】 現行制度 下で対応可能	地方公務員については、制度の現状欄に記載のとおりです。
715	令和3年3月24日	令和3年4月16日	公務員制度改革	しっかりと働いている公務員には結与待遇を上げるべきです。反面、働いていない公務員は下げるべきです。人事節、働いていない公務的結正はためて、一律に決めるのは、この時にあっていまった。「中に、からいた、受しまうに、受しまうに、一般では、のに、残事が過労死ラインを超えています。地域の行権を対している。「中では、成り手がいなくなってしまいます。風が中でいなくなってしまいます。風が中では、成り手がいなくなってしまいます。風が中では、成り手がいなくなってしまいます。風が中では、ないないで、職務内容を11条が多数のようにを正を求めます。	公務員の職務内容の適正化と給与待遇是正によって、優秀な人材を集めることができます。その結果、20年後の日本を担う人材や園を支える制度ができると考えられます。 情に、教育界への人、モノ、資金の集中は、国家として100年後のビジョンを指く為には必要なことです。今結果がすぐ見えずとも、必ず歴史が評価してくれます。	個人	人事院		国家公務員法 第28条	現行制度下で対応可能	【国家公務員の給与について】 制度の現状欄に記載のとおりです。
716	令和3年3月24日	令和3年5月24日	法案閣議決定時 の「印刷・校正」の 見直し	る「3点セット」について、現状 は、内閣法制局の審査を終 した3点セットが各省庁から国 立印刷局に送られ、国立印刷 局が改めて原稿の形で作成 し、各省庁が校正したものが 閣議決定されることとなってい る。これを改め、内閣法制局に	現状は、開議決定されるすべての法案について、内閣法制局の審査を経た後、財務省の印刷局が改めて「3点セット」の原稿を作成する。法律案が手書きで審査されていた時代においては、印刷原稿作成プロセスといて意義があったものと思われるが、現在においては、財務省印刷局による印刷原稿作成プロセスは、実態上の意味が見出しがたい、加えて、当は印刷原稿に法制局書業終了版との違い、「4年率等)が信室的に発生しており、その確認作業のために、若手の各省職員に追加的な負担がかかっている。本提案が実現されれば、(1)印刷業務の削減(一行政事務コストの削減)、(2)展売まつ少業務の解消(一行政事務コストの削減)、(3)展売まつ少業務の解消(一行政事務コストの削減)、(3)デェック工程の解消による、事務的ミスの低減につながる。	個人	内閣官房	法律案は、内閣法制局審査の時点において、すでに独立行政法人国立印刷局(以下 「印刷局」といいます。)が印刷した仮原稿を用いており、審査の結果を仮原稿に反映したものを開稿に使用しております。 このことから法律案は、御提案内容にありますような、内閣法制局審査後に、改めて一から原稿を作成するものではなく、国会に提出する法律案も含め、印刷局による一貫した作成を行っております。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
717	令和3年3月24日	令和5年4月14日	国・県・市町村で 行われる選挙事 務の改革	期日前投票で記入する「査室 書」を不見とすることを国から 全国の自治体に過ぎする。 又は査証書で記入しなければ、 いけない過ぎに行けない理 由」を書かなぐでも良いだけで も行車効果はあります。	地方自治体に15年以上勤務している者ですが、「選挙」には慣例にまつ わる無駄な事務が多いと感じています。本気で効率化を行えば大きな行 灌効果があると思います。 経動は投票の電子化を進めることですが、まだまだ課題が多いのですぐ に出来る改革をとして期前可収票の宣誓書を不要とすることを提案しま す。 昔の選挙は当日投票が当たり前で期日前投票の投票率が大幅に上がっ つきまなしています。現日前に行のが普遍。という人が超えている中で宣誓書を書 く必要性仕全く感じられません。特に「当日選挙に行けない理由と書く調 がありますが、複かが集計しているのでしようか?集計したデータを活用 しているのでしようか?当日選挙に行けない理由と書も しているのでしようか?当日選挙に行けない理由など書と必要はありませ ん。どう考えても今望な信仰です。 自治体によっては宣誓書の書き方を指導するために職員を配置したり、 総の無駄にたるっています。 他にも選挙の無駄はたくそんありますが、この宣誓書だけは一刻も早く係 此にして敬しいです。法改正が必要かも知れませんが何卒よろしくお願い いたします。	個人	総務省	選挙人は、期日前投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち選挙の 当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であるこ とを鉴う旨の宣誓書を提出しなければならないこととされています。	公職選挙法施行令 第49条のB	対応不可	期日前投票制度は、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが 困難であると見込まれる選挙についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提 出を必要としているところです。 宣誓書を不要にすることについては、投票当日投票所投票主義の技本的な見直しにつ ながるものであり、選挙運動期間や選挙運動の在り方をはじめ多方面からの慎重な検 計が求められることになると考えられます。	
718	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査の書類 紛失等防止	介さない方法で行う。住民基本台帳登録者へ郵送で書類等を送付し、その時点でコード登録も済ませておく。 回答はネットまたは郵送とし、 未到着者、回収希望者のみ指	調査員が個人情報の含んだ書類、腕章等を紛失するのが毎回の風物詩 となっているのは、アナログバリバリの調査方法によるもの。 調査員がいちいき署号を付着、管理しなければなないな類性が毎回 このような注意力の欠如につながっていることを何故認めようとしないのか。 調査員報酬の削減、身分証明書、腕章等の作成不要、メルカリにバッグ がオーグションもなことも無くなるのがメリット。 調査員が確保できないのが分かっているのに、方法を抜本的に変えない 時代錯誤さにはコスト感覚以前のどうしようなさを感じる。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。				
719	令和3年3月24日	令和3年4月16日	IP電話(例:050-) からの緊急電話 発信	P電話の主な利用端末である スマートフォンの位置情報と組 み合わせで110等の緊急電話 の発信を可能にする。	P電話(例:050-)からの緊急電話発信ができないことが、P電話の利用普及の妨げになっているため。	個人	総務省	また、人マートノオノのIP电話 / ノリで用いられる030 皆ち(特定IP电話皆ち/を知めこり )。 ス番与 活度来早太休用   オ番与 活度主要 妻子 お活度 井上 ビュ (番与 活度 必改) 太世州オ	備規則第36条の6 等	下で対応 可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
720	令和3年3月24日		オンライン登記簿 申請について	吐用み仕口 知口の傾和大仁	現状の登記簿請求時間は平日21時まで。日曜日・祝日は受け付けないなどの勢約がある。 これの緩和を行い、登記簿の請求をしやすぐなる。 現状国が補助金の受付をする際には登記簿が必要なものが多いが(国、 個人共に)そのために平日の勤務時間中では対応ができず、土日の子供 が起ぎている時間帯にも申請が難しい。 現在のコロナ補助金や脱炭素、経済促進の補助金を申請するのにオンラ イン申請の時間帯が優えれているが、その申請書を役所に取りに行く、もしくは 申請の時間帯が優えれているのであれば、行数のオンライン化が進ま ず、業務削減どころか2重業務になり、生産性はあがらない。	個人	法務省	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午 食9時00分までとしております。	なし ŧ	会討を予定	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。	
721	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員の2年ごとの人事異動について	国家公務員は、2年ごとに人 事裏動することが通例となって いるが、非効率なので改革す べきではないか。	少なくとも5年程度の期間をかけて担当業務に取り組むことができれば、 国家公務員の責任感やモチベーションの額成に客与するのではないか。 2年ごとの人事異動が、事なかれ主義、前例主義などの、悪しき役人文化 の一因となっているのではないか。	個人	内閣官房	番号588の回答を参照してください。				
722	令和3年4月23日	令和3年5月24日	官報等縦書き公 文書の横書き化 の推進	なる。また、官僚自身も総書き に不自由なワープロソフトに て、生産性の悪い作業に追わ れることになる。 インターネットの世界を見てい ただくと解るように横書きの世 界であり、擬書きは馴染まな い。	前述の「提案の具体的内容」欄にも記載したとおりで、改ざんの恐れがない限りは、コピー&ベーストによる引用が容易な文書形態での公文書の提供を広めていただきたい。 その具体的な第一歩として、公文書の構書き化です。 審議会議事業を経報告書は、すで、機書きで公開されておりますが、官報や政令・法令等は報書きで発布されることが多いと思っております。 総務省でしようか法令サイトで検案できますので、ある程度は対処できますが、更新態度が怪しいことと、法令の歴史(法令がどのように変わってきたか?)を振り返ることができないので、少し困ります。	個人	内閣府	また、政令につきましても、法律案と一体的にその形式を検討するべきものと考えております。 (官報について) 官報に掲載する記事の形式については、「官報の編集について(昭和48年3月12日事務) 次官等会議申合せ)」で規定しておりますが、報書さてあることを規定しておりません。こったが、機書さのあることを規定しておりません。こったが、機書をの記事も掲載されております。後秒の英文等)。	なし (官報について) 官報の編集につい	その他	(法令等について) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (官報(こついて) 制度の現状欄に記載のとおり、官報に掲載する法令等については、縦書きであることを 指定しておりません。	

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
7	23	令和3年4月23日	令和3年12月2日	法律及び政令改 正案における「の 成文方式」の廃 止、「新旧対開表 方式」の導入	省令の改正については、所管 大臣の判断で「新旧対照表」 方式が導入されているが、法 律及び政令については、未だ に「改め文」方式が維持されて いる。このため、法律及び政令	平成14年12月3日衆議院総務委員会での谷本龍哉衆議院議員による質疑に対する、2内開送局、積高格介政府参考、冬等子では、(1)一般的に断日対照表は改め文より、相当に大部となるということが避けられず、その全体について正確性を削すための事務にこれまで以上に多大の時間と労力を要すること、(2)条項の参数など、割旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できないということもあることから実際上困難があるものとされている。しかしなが、(1)については、成の文方式と切別に、必ず新旧対照表は作成されており、法案の書書にも使用されていることか、正確でなどではいわけてはく、もしろ、成の文方式と別に、必ず新旧対照表では今日から、主席などではいけではなく、もしろ、成の文方式と別に、表表上の追加的な負担や印刷分量の増加が発生している。(2)については、大り複雑な用者やレイルで、平成20年以降、前日対限表での対象が実現できていることが、実際上の困難があるとは考えられない。また、成め次的ではていることが、実際上の困難があるとは考えられない。また、成の次作成については、法令担当機員にとって多くな業務負担とっているのが実情である。	個人	内閣官房内閣法制局	内閣提出法律家については、条文・理由を閣議決定し、国会に提出しております。法律 案の国会提出後、法律案担当所省庁が法律家の内容を国会各方面にご説明する資料 として、当該法律家の「遵察申記財明、②要職、③李文、②申取、⑤新日の制務、⑤参 服条文をまとめた印刷物を作成し、お記りしております。これらの資料は、国会等におい て提出法律家の一議館の参考としてご活用いただいていると表知しております。 また、改め文方式については、象・参議院議員提出法律案も同様の方式を採用してい ることから、これを変更する場合には、国会との調整に相当の時間を要すると考えております。 なお、政令につきましても、法律案と一体的に検討するべきものと考えております。	なし	その他	制度の現状機に記載のとおりです。	
7	24	令和3年4月23日	令和3年5月24日	道路工事の一括実施	署に連絡する。費用を勘案し 数年以内に実施予定の工事を まとめて実施した方が安いと	舗装だけを新しくしたと思ったら、その数年後に水道管工事で振り返し、 せっかく綺麗にした道路が台無してなる事例を放見する。また再舗装する というならばたった2年で舗装を更新するということであり、大い「無駄で ある。 例えば今年は舗装の更新で、1年後は水道音の交換だとすれば、1年程 度ならは前側にすまとかで実施した方が安いに急いない。 舗装、水道管、その他理設する設備とバラバラに考えるのではなくて、道 路とその付帯設備を一体で考え、維持を推進すべきである。	個人	国土交通省 厚生労働省	道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持・修繕し、一般交通に影響を及ぼ さないようにしております。 また、水道事業者などの道路占用者は道路の占用をしている工作物、物件、施設等の 維持管理を行っています。	道路法第39条の 8、道路法第42条	対応	路面を頻繁に規削することで道路交通の障害及び資源の無駄になるため、一定の地域毎に道路管理者と水道、ガス、電気等の道路占用者による道路工事測整会議を開催し、長期的な計画も路まえて道路に関する工事の区間や時期等を調整し、路上工事の縮減に努めています。	
7	25	令和3年4月23日	令和3年6月16日	学校での手紙配 布及び結を利用 する定期試験の 減少・廃止	小学、中学、高校などで、配られる手紙や定期が繋換の 患・解答用紙を案用制成など 「紙」に印刷して、利用する多数の資料をなく、もしくは減 らすべきだと考えます。	小・中・高・(大)では、「紙」の無駄遣いが多いと思います。 ほぼ毎日・配布される手紙を保護者に渡す生徒は少ないです。ロッカー や机の中で丸まつています。昔と変わりません。また、定期試験は問題・答案・ 解答用紙などを印刷するとなるとかなりの量になります。インク代など費 形がかります。大きのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、 を保護者の元に念。定期試験なども、画面に書き込む・打ち込むものを実施すれば、印刷にかからコストは大幅に減少します。更に、クラスの成績を保護者の元に念。定期試験なども、画面に書き込む・打ち込むものを実施すれば、印刷にからコストは大幅に減少します。更に、クラスの成績を保護するがに、定場に数しまない。大学生になると常にPCに負れます。特に新型コロナウイルスが広から現在では、定期試験は実施せず、レポートなどで評価されます。つ まり、自分の考えを主張することが増え、デジタルに不像れな学生は不利 なのです。そのため、単い収録から、デジタルに不像れな学生は不利 なのです。そのため、単い収録から、デジタルに不像れ、信和ることが必要 すと、世間が国際化するのに合わせて子供も海外で働ける知能を身に つけておく必要があります。現場の人とケハソコンの画面を通して、コミュラインコンス、 よって、私は教育機関で使用する「紙」の削減を推集をせて頂きます。 よって、私は教育機関で使用する「紙」の削減を推集をせて頂きます。	個人	文部科学省	学校における配布物や定期試験に利用される媒体については、各教育委員会等でその 連用方法が定められているものと承知しております。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に同けて取組を進めていただよう多体育臭食。学校に周知しいます。特に小中学校等においては、GIGAスクール構造等に基づ、領末等の整備に付って利用剤となる環境の中に、アンケード成機能が通うでいる場合もあるため、それらを活用して学校・保護者等間における連絡手段をデジタル化することも一分の、それらを活用して学校・保護者等間における連絡手段をデジタル化することも一分、また、令和3年3月に欠節科学省中に公表した「全国の学校における働き方改革等例集」において、アンケート体の機能を活用して簡易な経験等を作成する方法もご紹介しています。	
7	26	令和3年4月23日	令和3年6月16日	録業者の制度の	た(登録された)業者からしか購入できず、高い金額での購入 になっている。 購入における登録制度の撤廃 ないしは、規制緩和をすること	例えば、生徒用に机と椅子をセットで購入するときに、登録業者のカタログを見ると、2万円程度であったが、非登録業者のでは1万円程度であった。 テニスコートを修繕するために、登録業者に見積もりを取ると、180万円と 提示されたが、非登録業者では、40万円程度であった。 どちらも登録者の金額では、5両値ということになり、予算が降りず、締め ることになった。 同じ品物や同等品を買う場合でも、安いお店やネット通販などを使うと、 半額ほどの金額で購入できることが多いにも関わらず、指定された業者 からしか購入できるような、今度が大き。 そども たちのために別の授業等で使うものが購入できる。 また、行政としても、安いのでは、また。 また、行政としても、安いのでは、といいが構入できる。 また、行政としても、安いのでは、	個人	文部科学省	学校等における登録業者の制度については文部科学省において定めるものではなく、 各学校や学校設置者の判断で定めているものと承知しています。	なし	現行制度 下で対応で 能	可 制度の現状機に記載のとおりです。	
7	27	令和3年4月23日	令和3年6月16日	自動車免許証の 期限表記につい て	免許証の有効期限の表記は 和暦で表記されているが、西 暦も併記してほしい。 和階表記は必要なのかも検討 してほしい。	年号がまたがる場合まぎらわしい。	個人	警察庁	運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	道路交通法施行規	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果と踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>倹討結果</b>	
番号	・ への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
728	令和3年4月23日	令和3年6月16日	パスポート申請	現在持っているパスポートの 期限が切れていたため、パス ボート申請・必要な戸路抄本 をとりに近くの市役所の出去 といりに近くの市役所の出去 といりに近くないのか教 しら市役所とないのか教 した書われたので、ここ で歌ってもらえないのか教 に登りまれた。で、ここ をは、と言われたので、ここ で歌ってもらえないのか教 になっている。 になっている。 になっている。 になっているのでは、まかで、 また、パスポート申請時へいる は戸手技が本が必要ななか。 のでは、 にとの下を はたまないないか教 になっていまうか。 また、パスポート申請時へめられ によっていまるのでは、 によっていまるのでは、 によっていまうか。 また、パスポート申請時へいる には戸手技が本が必要ななか。 には には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	役所、申請者の労力、時間の削減。	個人	法務省外務省	【外務省】 規制改革の番号463及び規制改革の番号498(1)の回答を参照してください。 【法務省】 戸籍勝少本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コン ビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能 とするシステムの導入は、戸籍事務を管案する各市区町村長の判断によることとされて おり、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村において は、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	1 TE		【法務省】 コンピニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内に おいて政令で変める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれ た戸籍の勝抄本を取得することができるようになります。
729	令和3年4月23日	令和5年5月17日	住民票等取得時の手数料の廃止	1.地方自治体の窓口で、住民 票などを取得うる際に徴収さ れる「手数料」を廃止する。 2.県証板など、行政手続きに 必要な証拠損度を廃止し、受 付窓口での支払いや振込にす る。	1.公務員が書類発行するのに、手数料はおかしい。行政サービスは税金ですべき、紙、印刷代は請求するべき。 2.人件費削減。	個人	総務省	住民票の写しの交付手数料については、自治体毎の手数料条例で規定されており、手 数料の無償化についても当該自治体において判断されるものです。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
730	令和3年4月23日	令和3年6月16日	支払い出来る場 所を増やして下さ い!!	ついて 現在、介護保険料の支払い窓 口が役場又は郵便局のみと なっていますが、これをコンビ ニ払いやネットパンキングで支	これを解消する為にもコンビニやネットで支払いが出来るようにして欲し	個人	厚生労働省	介護保険法上、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務について、被保 険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に委託することが可能とされて います。	介護保険法第144 条の2	現行制度 下で対応可 能	現行制度においても市町村ごとに、被保険者の利便性や事務の効率化などを勘案し、 収納事務をコンビニ等に委託しています。支払方法の多様化については、お住まいの市 町村に御相談ください。
731	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国内動物衛生体 制の再構築	日本における家畜、野生動物、ペットを含む動物の感染症対策の体制は、農水省、厚生がより。	返年動物に由来する人獣共通感染症(新型コロナ、新型インフルエンザ) の流行、家畜における豚コレラや口蹄炎、鳥インフルエンザなどの大発生 などが続けて起こり、人や動物の安全・個内経済への大きな打撃となっています。このような感染症は今後も起こる可能性が高く、国内の動物の 感染症対策の体制における問題点を見直し、臨機応変に即時に対応で 感染症対策の体制における問題点を見直し、臨機応変に即時に対応で まる体制を再構築す、そと考えます。現在の問題点は家畜は農水省。 野生動物は環境省、人部共通感発症は厚生省と機能別による対応となっており、連携に事が連るがある。です。実際に動物の検査を担当する機関も各名庁の研究機関(感染研、環境別)や施設(動物検疫所、食肉検 最所、保健所)、寒畜では研究法人の農研機所の動物では一般を発行うすること制度を表す。同に病気(豚コレラでも必ずも動物の軽度を行うすること制度をそうたの動物では強っなが大なり組み方。のe healthが重要ですから、時代に沿った動物を発症対策な場の整備をお顧 いしたいです。そうすれば今後の、残の脅威となる動物の生傷をお顧 いしたいです。そうすれば今後の、残の脅威となる動物の半機を	個人	厚生労働省環境省	動物の感染症については、 (1) 農林水産省においては、「家畜伝染病予防法」に基づき、畜産の振興を目的に、家畜 の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止 (2) 環境省においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展への寄与 を目的に、鳥獣の保護及び管理 ③厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律」に基づき、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的に、感染症の発生予防及びま 体理に取り組んでいるところであり、関係各省が密接に連携しつつ、それぞれの法律の目的 に応じた適切な対応を行っています。	家畜伝染病予防法 感染症法 鳥獣保護管理法	現行制度下で対応可能	動物の感染症対策については、人と動物の間に密接な関係性が見られることから、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、総合的に対応することが重要であると考えています。 すでに、鳥インフルエンザ等については、関係各省等が迅速に連携・協力する体制が構築されており、政府一体となって対応を行っているところです。 引き続き、関係各省が緊密に連携して、適切に対応してまいります。
732	令和3年4月23日	令和3年5月24日	児童虐待情報の 共有	児童虐待の経歴のある親の情 報を全国でデータベース化。	児童虐待の恐れのある親の情報を全国でデータベース化して欲しい。自 治体単位で対応しているため、県外に転居されてしまうと情報の連携が 途切れてしまう。また、この「虐待データベース」は、全国の児童相談所強 いこ警察で共者できる仕場やだけって微い。少子化は国の保証 の問題です。国と自治体が小さな命を守る姿勢を示して欲しい。一部の児 重相談所では警察との連携は心をすすめているが、各児童相談所の職 員を脅すうる数の対応は、いち職員では難しい。暴力的な態度に出さ せないための抑止力にもなる。	個人	厚生労働省 警察庁	○関係機関の情報連携について 転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において 夜間、休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関 する情報共有システム」の構築を行ったところです。 〇児童相談所・の登撃のBの配置について 児童相談所・の登撃のBの配置については、配置に係る経費への国庫補助を実 施しており、令和2年4月1日時点で、72の都道府県、政令指定都市及び児童相談所設 置市のうち67の自治体の児童相談所又は一時保護所で、警察官又は警察官OBを配置 しているところです。	なし	検討を予定	○関係機関の情報連携について 令和3年度より情報共有システムの運用を開始しており、今後、当該システムの利用が 進むよう自治体への支援を行ってまいります。 置祭等の関係機関との情報共有に関しては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査 研究事業において、関係機関との情報共有を行うためのシステム構築に当たり必要とな る事項や課題等について、様式していくこととしています。 ○児童相談所への警察のBの配置について 引き続き、警察との連携や警察官・警察官○Bの配置について推進してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
733	令和3年4月23日	令和3年6月16日	ハザードマップの 記号統一、表現の 統一と防災教育	ーが必要である。 また、併せて再検討すべき は、ハザードマップの説明書き で、「100年に1度」とか「1000年 に1度」という表現が返って油	防災教育を全国で推進し防災意識を高めるためには、ハザードマップの 記号の統一が必要である。 また、併せて再検討すべきは、ハザードマップの説明書きで、「100年に1 度」とか1000年に1度」という表現が返って油断を生むことである。「今後 起こりうるリスク」というよう表別に切け替えて統一すべきである。 国土交通省と文部科学省の垣根を取り払い、防災教育と防災意識の向 上のために連携すべきである。	個人	国土交通省省 內閣府	〇ハザードマップについて 国土交通大臣又は都道府県知事が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を指定・公表し、市町村長がにおを基に洪水予報等の伝達方法や避難場所等も記したハザードマップを作成・周知をしています。 なお、市区町村がハザードマップを作成するため、国土交通省では平成28年に「水害ハザードマップ作成の手引き」を公開しています。 〇国土交通省と文節科学名の垣根を取り払った防災教育について 実践的な防災教育の推進に向けては、教育委員会や各学校等小関係議機関や地方公共団体の防災関係部長に連携強化を図ることが極かて重要と捉えております。国土交通者と文部科学者においては、上れまでも防災教育に関する過去が高い教育のコンデンツ集として「防災教育オータル」を開設しておりますが、そちらを文部科学省から各学校に対し防災教育を進める際に活用するよう使すなどの取組を進めているところです。	水防法第15条 土砂法第5表 支域 等における土砂地 高防止対策の第1 に関する法律第8 条	下で対応す	○ハザードマップについて 洪水や土砂災等等のハザードマップは、国土交通名が平成28年に公表した「水害ハ ザードマップ作成の手引き(以下、手引き)」等を参考として、各市向村で作成されております。 ハザードマップが住民等の円滑かつ迅速な避難に役立つよう、手引きでは、様々な方からのご意見を伺いながら、「想定しうる最大の現様」はひよび、「河川整備の基準となる現様 の高角量を想定した場合に想定される最大状況について漫水深を表す色や、範囲の万 し方をはため、地図の見やすさや記載情報のわかりやすさ等を意識して、考え方や推奨 される影例等を示しております。 なお、ご提案の配号の統一につきましては、一部ですが避難場所等がどの災害に対しているかなが、こだ。 なお、ご提案の配号の統一につきましては、一部ですが避難場所等がどの災害に対しているかなまった。 なお、ご提案の配号の統一につきましては、一部ですが避難場所等がどの災害に対しているかなおり、日本全国どでで同じ表示となるよう、この国記号を使った表示方法に は、地域の状況や、使い勝手等を反映たしたのとなっており、必要な情報を限られた紙 面の中で記載するため、作成主体によりある程度の違いが生じてしまうものと考えられます。 いただいた貴重なご意見を参考に、より分かりやすい水災害ハザードマップとなるよう多 めてまいります。 ○国土交通名と文部科学省の垣根を取り払った防災教育について 今後も、自然災害に対応した防災教育の推進に向けて、関係諸機関と更なる連携を即りながら取り組んでまいります。	々山示要 ふがこ ブニン 努
734	令和3年4月23日	令和3年5月24日	行政文書の管理 及び公開の制度 に関する事務の 一元化	の所管は、現状、内閣所会公 禁管理法とが名。情保ないる 法注に分れれているが、となき 管理法の規定のち、行政・ を表する。具体的には、公文書 管理法の規定のうち、行政・ 者の管理に関する規定を、 情報と関注に移い、公文書 管理法の規定に移い、公文書 管理法の規定に移い、公文書等 を は、情報公園接における。ま ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	行政文書の管理については、公文書管理法に基づき、各行政機関が行う ことになっているが、行政機関や各種室の取相には大きなばらつきがあ る、その主な理由は、どのような文書を作成を理し管理するはよいのか ということが、各行政機関任世になっていることにある。同法を所管する 内閣原でガイテクイを作成しているもの。大林しか示されていない。また、行政文書の管理が問題となるのは、ほとんどが個別の文書の開示を 決められたときであり、開題が多生するたびにガイテノのの近れがは、 れるものの、各行政機関任世という点は同じである。一方で、行政文書の 開示についても、まずは当路を行政機関が判断することは同じがが、不 関がある場合には、第三者機関への申立が可能であり、最終的には訴訟 ることもでき、発見士・観別の文書の開示について各行政機関に プラインを実施しいては、まちんと作家を選手機関でのよりを 所のガイドライン(作成すべき文書を提出化した別表など)の方も改正す までするが、上記のよと別報としおけばたるできていな、これは 内閣所と総外者の複潔リの問題である。行政文書の管理と関示を一体の る制度として運用することで、関示所非常の列機性に実する。2を行政 機関・提覧にとて、も審査会・検索門による第二者的な判断が予定されて りました。これによりがよりませた。1000年の第一位に関する。2を行政 関いました。1000年の別様である、3番を会に対して、1000年の別様である。2年である。2年でおめている。2年では、1000年の別様である。3番を会による。2年では、1000年の別様である。3番を会による。2年である。2年で行政を は、1000年の別様である。3番を表による。2年の関いを は、1000年の別様である。3番を表による。2年では、1000年の別様では、1000年の別様である。3番を表による。2年の間書の別様とよりがイトラインをでは、1000年の別様である。3番を表に、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1000年の別様では、1		内閣府総務省	公文書等の管理(に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)第1条では、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が生体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政主等の適正を管理、歴史公文書等の適可切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするととし、国友が独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び得来の国民に説明する責務が全分されるようにすることを目的とする。」とされています。また、同法第10条第3項では「行政機関の長法、行政文書管理規則を設けようどするときは、あらかいめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とされています。	公文書等の管理に 関する法律	現行制度下で対応で	公文書管理と情報公開は車の両輪関係にあることを踏まえ、両者の適切な連携が確認されるよう万全を期すことは、公文書管理は制定時の附帯決議においても触れられてしたころでき、その上で、行政文書の切な管理により国と、経理、保存、国立公文書館への出たのでは、行政文書の作成、整理、保存、国立公文書館への移管・廃棄といったライフサイクルを通じた制度とすることが高当であることから、歴史公文書館の保存とした。内閣が共在的セリンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボンボ	いまま文:、ツ
735	令和3年4月23日	令和3年6月16日	国勢調査の有料 ダイヤルについて	今日は国勢調査回収の最終 日です。 米だ調査票がきておりません。 場合としたところ問い 合わせ先が電話のみ、有料ダ イヤルです。 その件を 終落金統計局 国 勢調査事務局 に関い合わせたところ性所、氏名をメールに 会わせろとの事。 また、有料ダイヤルにつとかして は質問時間が長くなるので有 料にさせていたいでいると。 つまりは改善余地はないとの また、担当者の名前社な文書 たた、担当者の名前社な文書 わかりませんでした。	・ できると効率的ではありません。 定額給付金と同じ要領で配布に、わからない人のみ区役所に出向くかフリーダイヤルの相談受付を懸すれて減しと思います。 その結果、回収率は格段に上がると思われます。 何故なら、今私のように配布されていい人が減り、フリーダイヤルにするとによって来配布の固たより連絡が未やすぐなるからです。 調査員をなくし、フリーダイヤルにすることで経費は確実に減ると思われます。	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしているため、調査員が居住の実態を確認の上、調査書類を配布しております。今和2年国勢調査の実施に当たっては、新型コロナウルルス感染防止の徹底のため、地域の実情に応じて、調査員と世帯の方が直接が固立ない形での調査書類の配布を行うとさいインターネット回答や郵送での調査票回収の一層の推進に取り組んだところで、調査書類が届いていない旨の連絡をいただいた際は、住所、氏名を確認の上、調査書類の配布を行っております。 調査書類が届いていない旨の連絡をいただいた際は、住所、氏名を確認の上、調査書調を配べていて、不明な点があった場合の問合せ窓口として、コールセンターを設置しております。	なし	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	,

	所管省庁	回答	In the text	15 - 5 11 11 - 5		提案	To help also also		所管省庁の根	食討結果		144 -47
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
736	令和3年4月23日	令和3年5月24日	品契約における持 ち込み制限の廃 止要望(早期納入	防衛装備庁での輸入品の売 買契約を締結する際、「売買 契約等特殊条項(輸入品)」が 契約書に開ひられる。当該失 項の第1章 第50条に、「乙は、 契約物品の別人場所への計 ち込みを〇年〇月〇日以前に 行ってはならない。」との規定 されているが、本規定を撤廃 いただきたい。	防衛省は国債契約を採用しており、年度を跨いだ物品の納入契約がある。 例:令和2年度契約、令和3年度納入(令和2年度 国契約) 例:令和2年度契約、令和3年度納入(令和2年度 国契約) にれは通常、航空機や監修など単年度の[長上12月] では製造が完了 しない工期の長い装備品を調達するためという理由もあるが、中には年契例の予算の制約の為、未来をおれば単年度内で発品可能をものでも、契約後至年度納入(2回)、翌々年度納入(3回)など、契約後短期間で納入、準備が整つでも、契約1年期納入できない出来ない案件も多々存在す。 早期納入を制限している理由の一つは、納入後の契約相手方(企業等)への支払い時期による制約が関係していると思うが、装備品を最終的に使用する部隊は日々命を懸けて危険な任務に当たっているため、企業は使財制品の制入準備が管かないでもが入てきるよう、早期納入の制限規定の撤廃を検討いただきたい。現場の隊員とその家族の為の提案です。 ※「支払いは契約時に規定された年度以降とするが、納入は準備が整い次策にいつでも行ってよい」とする規定変更も有用だと考えます。	個人	防衛省	契約物品の早期納入については、防衛装備庁の売買契約条項第18条に、「納期まで に相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項に ついて甲と協議なければならない。」とあり、支出年度内であれば早期の納入を協議す るための手続きが確保されています。	「契約事務に関す る訓令に係る事務 類別」(平成27年10 月1日 接名響別第 が 様式第7-1号」	対応不可	財政法は、各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁すべきこととし、特定の 年度における収入・支出は、他の年度の収入・支出と区分すべきこととする会計年度独立の原則をとっており、財政法第12条及び第42条本文において、これを規定しています。また、政府契約の支払返延防止等に関する法律第6条には、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については、四十日、その他の給付に対する対価については、三十日以内の日としなければならない。」との規定があります。これらの法律の規定と認まえ、国の予算の適正な支出を行うため、防衛装備庁の売買契約等特殊集項(輸入品)第5条の運用として、記載した期日より前には納入をさせない。ように契約を交わしております。資股経案については、前途の法律の規定に適省することになりかねないことから、防衛装備庁の売買契約条項第18条の活用をご検討ぐださい。	
737	令和3年4月23日	令和3年5月24日			諸外国では国家警察が、国際共動と捜査の両方を直接担当しているが、 わが国では警察庁が衛道府県警察にに指示する形で捜査を行っている。 警察庁・都道府県警察の両者での決済や・意思決定に時間を要するほか、外国法特で関助からの情報を有において必要をなる。 国際的なオペレーションにおいては、実際に捜査を行う都道府県警察と 外国法執行機関の直接の情報共有が諸外国から求められることが多した。 サイバー犯罪においては、JO3やNICTIに諸外国からの情報が集まるが、 民間からの出向者に対する捜査情報の共有が困難である状況もある。 (国際捜査主規則する組織と再編成 (警察庁と知道府県警察の選前保護等のと (警察庁に対理者を行うための環境を整備 (授査書法、裁備) ・民間組織との情報共有(捜査信報)・民間組織との情報共有(捜査信報)・民間組織との情報共有(捜査信報)を行うための制度改革をお願いしたい。	個人	警察庁法務省		警察法 国際捜査共助等に 関する法律	事実誤認	制度の現状間に記載のとおり、非が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると 考えられるところ、その体内において、円滑な国際捜査共助の実施、外国法執行機関や 関係する民間事業者等との情報共有等が行われております。サイバー犯罪をはじめとし と国際犯罪への対応については、グローバル化の進度等を踏まえ、不断に検討を進め で参ります。	
738	令和3年4月23日	令和3年6月16日	警察の縦割りをな んとかしてほし い。	現場での立ち会いが必要でない場合は、遠極れた警察者 に行かなくてもくメールや電話 で)対応してもらえるようにして ほしいです。	は、私の日もこは達り宗なので、夜口、かなり返くまで早でたらせて言宗 署に行かなければなりませんでした。 スネスにたく、ドニの整変要(白マギノの整変要)でも対点してまたえると	個人	警察庁	都道府県警察は、犯罪の捜査に関することも含め、相互に協力する義務を負うこととされております。	警察法(昭和29年 法律第162号)第58 条	現行制度 下で対応可能	事件が発生した場所を管轄する警察署と相談・届出を受理した警察署間で相互に連携 を取るなど、適切な対応に努めてまいります。	
739	令和3年4月23日	令和3年6月16日	全国の公立学校教員の出動簿のハンコ廃止願い	現在広島市の小学校に勤務して管理しているにもかかわらい。 で管理しているにもかかわらい、 いくコン管理の押印が旧窓が いくコン管理の押印が旧窓が 然と続いています。ハソニン管理をしていると対象により、 は、日本の廃止を希望しています。 す。	版にパソコンによる管理になって10年を経過しています。月末にまとめて 押印するなど、無駄な作業でしかないので、ハンコを廃止して欲しい。	個人	文部科学省	出動簿については、各教育委員会等でその管理方法が定められているものと承知して おります。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における連絡を踏まって、可能なところから、保護者等によれる手段の予ジタル化に力を放ける連絡者を開かていただくよう各教育委員会・学校に周知しています。 出勤海の管理については、各教育委員会等で定められているものではありますが、こうしたことも踏まえ、連用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。	
740	令和3年4月23日	令和3年6月16日	なども含む)	情報保護制度と情報公開制度 を地方自治体ごとにバラバラ の野放しにせず、全国的に統 し、その上でコンピュータシ ステハ化・関示語家に対する	個人情報開示請求・情報公開請求の制度は、現在、各地方自治体が内容は似ていますが個々的には異なる内容でパラパラに条例を定めています。 しかし、これは、同じ日本人なのに、どの地方自治体がにより個人情報保護内容が異なることになり、大きな不公平であるばかりか、極めて大きな無数を生んでいます。  明えを生んでいます。 明えたは、国の個人情報保護法に関して最高裁判例がでても、それがそのまま各地方自治体の条例に対してはそれをそのままる地方自治体の条例に関してはそれをそのままる地方自治体の条例に関してはそれをそのままる用できない、ンステル化もできないなどで、最後のシステム化については、もし個人情報保護法が全国統一されれば、どのような情報と無当りまかれば法律と判例に基づきれて判定できますから、PDF又はその日期物で情報開示するとしても、ATCPDFの黒空りまかに対応をあり、効率化できます。しか、各地方自治体の個人情報保護条例が野放しては、それができません。情報公開制度についても同じです。	個人	内閣官房	行政機関が保有する個人情報の開示請求に関しては、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律で規定されており、地方公共団体が保有する個人情報の開示請求 に関しては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例で規定されています。同様に 行政機関が保有する行政文書の開示請求に関しては、行政機関の保有する情報の公 地関する法律で規定されており、地方公共団体が保有する行政文書の開示請求に関 しては、各地方公共団体が定める情報公開条例で規定されています。	る個人情報の保護 に関する法律、行 政機関の保有する	対応	各地方公共団体等において、個人情報保護について異なる規律やその解釈を採用していることがデータ連携の支障になっている「2000個問題」の解消を目指して、地方公共団体等の個人情報保護制度について法律の中で全国的な共通ルールを設定すること等を内容とする他人情報保護に関する法律の改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律素を第204回国会に提出し、可決・成立しました。地方公共団体の情報公開制度については、引き続き、各地方公共団体において適切に運用していただくものと考えています。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
741	令和3年4月23日	令和3年5月24日	放課後児童健全 育成事業にも押 段等のデジタル推 経を促す通知を発 出してほしい	2020年10月20日文部科学省 が小学校等の押印省配と連絡 すがの学校等の押印省配と連絡 手段のデジル性選する通知 が発出されました。 厚生労働省管轄の放理後の 更整備全育成押印備社会観光 のでは、押印備社会観光 位置付け、こい、電影手 位置付け、こい、電影手 位置付け、こい、電影手 に基連者等の実達を に基連者等の実達として採用してはしい。 優先者等の運動手段は双方 同でデジタル推進は学校で任 後児童健全育成事業について (を児童な行成事業について (本)が、基準としてほしい。	放課後児童健全育成事業について、放課後児童支援員等の質の向上は 喫緊に求められている。 また今回、学校についての通知について文部科学大臣が定例の閣議後 記者会見で祭表しました。同様の通知を放課後児童健舎育成事業で採 用する場合には、厚生労働と形で実例での閣議を記者会見で発表する ことが最大の経済効果や関知に繋がると考えられます。 ことが最大の経済効果や関知に繋がると考えられます。 なぜ義務化を求められているかについて、放課後児童堂会育成事業は 保護者等との関わりも記録(文章化)で残すことが放課後児童クラブ運営 指針で定められており、デジタル推進は記録の保持の観点でも重要であ ります。	個人	厚生労働省	旅課後児童クラブについて、法令や通知上で押印や書面での記録は義務付けていないため、自治体の裁量で電磁記録とすることが可能です。	なし	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭陽子育で支援課長追知「押印を求 ある手続の見返しのおのの歴史労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う 適知様式の改正について」において、関係法令や適知とは別に、独自に定められている 様式等の中で間長や事業者等の押印等求めないる場合は、押印等の見直しに積極 的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。	5
742	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国の出勤簿や休 暇簿について	警察庁は出動簿や休暇簿を 作成してます。決まりが幅か 、「成をするには難し、別 実の行動にも合わないもの。 廃止してほしい。	廃止することで、簿冊の作成をしている方々の勤務時間削減につながる。 この簿冊がなくても仕事はできる。記載方法が細かすぎて、病人を増やす 要因に、なっていませんか?	個人	人事院	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行い、勤務 時間管理員が各職員の休暇等の日数及び時間並びにその他必要とする事項を記入す ることとなっており、これを基礎として絡与簿が作成され、この始与簿に基づいて給与が 支給されることとなるため、出勤簿は必要です。その上で、終与簿の作成にあたっては、 各府省において遠切に判断し、適用することとわれたおります。 また、休暇簿については、公務の適當に支障を来さないようにするためには、職員がい つ休暇を使用するかについて事前に掌握しておく必要があることから、休暇簿により、あ かいど助請求することとしています。なお、休暇簿の「未久の経辺網に押申することは必 須としてはいないことから、休暇の請求等の手続を電子化することは可能です。その上 で、当該手後の具体的な方法については、各府省において適切に判断し、運用すること とされております。	人事院規則9—5 (給与簿) 人事院規則15—1 (職員の勤務時 間、休日及び休 暇)第27条第1項、 第2項(、第3項)、	4 その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
743	令和3年4月23日	令和3年6月16日	統計調査について	今年は国勢調査があったが、 毎年のように色々な統計調査 があると間へ。 また、都市では民間委託して るが、過減地域では市役所の 調査がしていると間へ。 過減地域でも、統計調査は民 間委託するか地域自治金に受 託するようにして欲しい。 市役所の職員には書後の業 務に募念して欲しい。	コスト削減 市役所職員が業務に専念することによって、業務効率を上げる。 経済効果 統計調査も制御が出ると聞く。 市役所職員に出すくらいだったら、民間企業や地域自治会に多めに出し た方が国民からの批判も無いと思う。また、コロナ解雇の方々の良い仕 事だと思う。	個人	総務省	総務省は、統計法に基づき各府省が実施する統計調査(基幹統計調査及び一般統計 調査)に係る業務を対象として、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密の保護、信頼 性の確保等を削損に、民間事業者のより適正かつ効果的な活用を一層推進し、統計調 意の適正かつ強定女実施の確保等を図の軽減から、「統計調査における民間を 活用に係るガイドラインと定めています。 また、各府省は、本ガイドラインと踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託 また、各府省は、本ガイドラインと踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託 を含め一層の民間事業者の活用に積極的に取り組むこととしています。		現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
744	令和3年4月23日		よる登記情報の 提供を地方公共 団体の職員が職 務利用する場合 の登記手数料等	の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の 登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づ公登記情報の提供依頼があった場合に、オフィンでこれを無償提供するこ	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日間 議決定)にて方針決定はなされている。 しかし、その後の連結(こついて・平成30年の地方からの提案等に関する 対応方針に対するフォローアップ状況一覧(管理番号20令和2年6月現在 (内閣原地方)を構改る基性塗を取ける、2020年度中の通知予定とのみ であり、各法務局不動を登記制門も詳細を把握していない。 日治体は、土地・建物の整正情報を早気に調査する必要性が生じ、登記 事項証明書等の公用請求を行う地会が多ままた。大重の紙(一人の機)を 表と、大重の紙(一人の機)を表記形窓し、出向(必要がある。 また、大重の紙(一人の機)を指列である。 また、大重の紙(一人の機)を指列である。 また、大重の紙(一人の機)を指列である。 で、一人の機)を指列である。 で、一人の機)を対してという。 知過した。 は、一人の機)を がある。 また、大重の紙(一人の機)を 、一人の機)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の他)を 、一人の。 一人の。 一人の。 一人の。 一人の。 一人の。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	個人		電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合 の登記手数料等の取扱いについては、電公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報 の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年 1月から運用を開始しました(令和2年1月10日付け法務省民二第3号で各法務局に通 知済み。)。	なし	事実誤認	制度の現状機に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要 備考
745	令和3年4月23日	令和3年6月16日	給与の返納手続 きのオンライン化	某中央省庁で給与事務を担当 している者ですが、給与等の 返納手続きをオンライン化して いただきたいです。	職員が月の途中で省外へ異動となる場合、終与支給後に日割りで給与の返納が必要となりますので、当該異動者に対して納入告知書を発行し、日銀指定の銀行に行ってもらい、現金で返納手続をとてでもう必要があります。ますこの手続きが面倒という声が多く聞かれます。まか、日本の手続きが面倒という声が多く聞かれます。 実動の場合、返納組の確定が出国値前となる関係で、ネ人から現金を預かり、代理で手続きを行うことがありますが、条分へので現代をでは、一般が多いなのでは、一般では、日本のよりがないように集金して一時的に管理して銀行窓口に行って代理で返納手続き自体も規模ですが、大金ですので助失や運搬のリスクもあります。 イャッシュレス化の時代に、現金で銀行窓口での手続きしかできないのは明らかに時代遅れて無駄が多いので、返納観が始らり重から自動引き落とします。もし国庫のシステム上それができないのであれば、各省が返納用の日本を作り、そこに急納軽を振り込んでもうなり、振り込み手数単はかかってしまいますが、、何らかのオンライン化を実施していただきたいです。	個人	人事院財務省	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則り一7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間でおり動とした場合には、発令日の前日までの給与について名前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について後前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について後前所属していた部局での既支給分を是し引いと報告が記している場合があるものと承知しております。この際の会計処理において、追給・返納が生じる場合があるものと承知しております。 給与支払については、会計業務の効率化に向けた改善計画に平成28年7月29日核費・会計等業務効率化推進会議決定と登替え、収定、各有省において支出されへの移行が進められており、移行した原名においては、給与の返納に関して、制度上ペイジーを活用した電子納付(インターネットパンキング・ATMによる納付)が可能となっています。	人事際規則9―7 (俸給等の支給)	現行制度 制度の現状欄に記載のとおりです。 下で対応可 給与の支出官私化後は、給与の返納に関して、制度上電子納付が可能となります。な お、給与の支出官払への移行時期は、各府省により異なります。
746	令和3年4月23日	令和3年5月24日	(1) th 927 + 1 /	京都西陣ハローワークの話なのですが、法人の労務担当者として出す手続きをする際 書 機関 特に添ける等別のリストをハローワークのホームページ に掲載いただきたい。	ことの、ハローソーソの数重で追加者式かめるということで支埋を担合されたこともあります。 電子申請をする場合でも、必要な書類については事前に電話して確認し	個人	厚生労働省	雇用保険関係手続においては、雇用保険法施行規則やHPにも公表している雇用保険 業務取扱要領により、各手続に必要な添付書類を例示し、統一的な取扱となるよう努め ております。	雇用保険法第77条 等	雇用保険関係手続については、実際にご提出いただいた書類を審査する過程におい て、個別の事業に応じて追加で資料の提出をお願いする場合もあります。今後とも、ご 理解・こ協力のほどよろしくお願いいたします。
747	令和3年4月23日	令和3年5月24日	年金事務所	主人の母が亡くなり、年金の 手続きをしようとしたら、予約 がないから出位して来い、とし う態度。年金の不正受給など という事にならない為に、仕事 の合間を縫って出向している 取ってから再度来で下さい」 これでは、まともな申請はでき ません。	国民の義務すら果たせない。 こういう対応で、最終的に一般市民がまるで犯罪者のようにされてしまう のではないかと恐ろしい。	個人	厚生労働省	日本年金機構における来跡による年金相談においては、年金事務所(分室を含む、全 国318か所)、前角の年金相談センター・オフィス(全国80か所)、市町村等の外部会場 (出張相談)での対応を行っております。 また、来跡相談につきましては、予約制による年金相談を実施しており、ご予約の受付 はユールセンターと年金事務所で行っております。	なし	年金事務所においては、職員がお客様の来誌目的を聴取させていただいたとで、ご予 約がない場合につきましても、相談予約が変している宮口によるご相談や、予備の窓口 対応 活用した相談を行うととは、デジリてもご来訪いさだいや際にご都合が合かずご案 内できない場合には、予約相談をご案内し、相談日時の調整を行うなどの対応を適切に 行うよう、引き続き努めてまいります。
748	令和3年4月23日	令和3年7月20日	国保料徴収部門への国税申告書 間製計可	場合がある。例えば市税は納 税課、国保料(税)は国保課が 徴収する。滞納整理には国税 申告書の閲覧が欠かせない が、税務署は課名が国保課だ と閲覧を拒否する。納税課が 国保料を徴収すれば閲覧させ るが、国保健には許さない。地	則制にも貢献する、取納等同上には市町村の破吸環境整備が必要だが、国保料制度を選択した市町村は国税申告書が閲覧できず、財産調査(に支険がある。本件に関し村30国への提来要望では、 (に対策)が極いるの表の違かbunkon-10 10 1,00万円の、政府は1税務職員には主いで特権務務があると、2 国保料の収納率向上に協力すると納税者の場合は、2 国保料は一般に力した。しか、1 国保料は三税協力の対象が広ことを理由に指令1九上、しか、1 国保料は三税協力の対象が広ことを理由に指令1九上、しか、1 国保料は三税協力の対象が広ことを理由に指令1九上、しか、1 国保料は三税協力の対象が広とを理由に対した。しか、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では	個人	財務省 総務省 厚生労働省	国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収益第146条の2の規定に基づき、役情報を保有する役務署をはじめとした旨企業に協力を依頼することができます。 特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とよる信頼を市町村が保有していない場合につただし、国際機能等に対しては、は力要請の相手方である官公署等にただし、職務税譲するのではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないた。 し、自力を表すとのではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないた。 か、自力を表すとのではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないた。 か、自力を表すになります。 なお、平成のなの地方からの複葉等に関する対応方針(平成30年12月25日間階級 定)と節まえ、国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報については、その徴収率系の円滑化を図る軽点から、各市両す扱び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に平成30年に通知されています。	国税徴収法第146 条の2 等	国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報については、その際収事 対応 務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保 接着である市町村及び特別区に平成30年に連知されています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
749	令和3年4月23日	令和5年9月13日	マイナンバーカー ド利用	マイナンバーカードを公務員 の身分証として使用していると のことですが、全ての公務員 ではないようです。 こは、全ての公務員に身分 証、通行証として活用してもら うべきではないでしょうか。	○マイナンパーカードの普及 ○国民に所得を促す前に、公務員が率先すべき。 ○身分証、通行証の統一による、システムの効率化、予算統一化	個人	デジタル庁 総務省	【デジタル庁】 政府においては、全ての公務員に対して、マイナンバーカードの取得を推進しています。 今和5年3月1日から3月15日の間に実施した業種別マイナンバーカード取得状況等に関する調査において、行政府の国家公務員等の個人番号カードの申請・取得率は、 52ととなっています。 また、国家公務員身分証については、マイナンバーカードとの一体化を推進しています。 また、国家公務員身分証については、マイナンバーカードとの一体化を推進しています。 国家公務員身分証を導入している府省については順常拡大しており、ま述の申請・取得率とは一概に比較できませんが、令和5年3月時点で約20万人が対象となっております。 「総務省」 「※ジタル庁が令和5年3月1日から3月15日の間に実施した業種別マイナンバーカード取得状況等に関する調査において、地方公務員の取得率は87.5%(※)となっています。 ※ 申請中の者を含む。	なし	その他	[デジタル庁] 引き続き、マイナンバーカードの取得については、全ての公務員に対して積極的な推進を図ります。 国際企務員身分証については、平成28年3月よりマイナンバーカードの一体化を進めており、定期的に各省の進捗状況を補認するとともに、移行に係る支援を通じて、一体化を更に促進していきます。 その他公務員等については、各団体それぞれが一体化を検討することとなっていますが、必要に応じて、導入時のフォロー等を行っています。 「総務名」 マイナンバーカードの職員証としての活用等、地方公共団体におけるマイナンバーカードの活用について、積極的な取組を推進していただくよう依頼しています。 引き続き、政府として、マイナンバーカードの利活用の促進に取り組んでまいります。	
750	令和3年4月23日	令和3年6月16日	相続登記についての法務局と地方公共団体の連携について	登記の所管である法務省から 地方公共団体に対して、住民 に相続登記の動乗することに ついての協力依頼を行う。	市町村では固定資産税の課税にあたり土地や家屋の登記情報を利用しますが、登記が正しなされていないために正しく課税ができないことがあります。 近年、相様登記が適正になされていないために正しく課税ができないことがあります。 近年、相様登記が適正になされないことで所有者不明土地が増加し、固定資産税の限算条務においては課題となっているほか、様々の分野で課題となっているとのことです。 このことについて、固定資産税に関しては総務省において地方税法を改正し、現所有者(相様人)の申告を義務化する仕組みを整備するなどで対な頂いているころです。 法務省においても法律改正を検討していると側間しています。 国において様々対応頂いていますが、相様登記を適正に行うよう住民に 促していてことも重要と考えます。 そこで、住民に近いところで事務をおこなっている市町村が勧奨をおこな 方ことが考えられます。 市町村のた日に入ずる発信力を踏まえれば、市町村が勧奨を行うことは ある程度の効果が期待できます。 い、制度の効果が期待できます。 い、制度事務を行うことは必ずしも各かではないと考えられます。 しいながら、急犯の所管は国の省庁であることから市町村が率先して ねって法務省において市町村に対する協力依頼を検討して頂くよう提案 いたします。	個人	法務省	固定資産粉の課粉については、それが適正に行われるよう、法務省から市町村に対し、固定資産課税台機の記載事項となる登記情報及び地図情報を提供しています。また、法務省においては、現在・「未来につなぐ相級を配」とのキャッチフレーズを付して、相縁整合になり、は、登記の専門家団体や死亡届を受理する市区町村との連携が重要であるこから、日本司法書士会議合会及び日本土地家屋調査士会議合会と共同して、三者連名によらリーフレットを作成し、これを市区町村の窓口へ備え付けるなどして、活用するよう呼びかけており、多くの市区町村の協力を得ている状況にあります。	地方稅法第382条 第1項及び第2項	対応	制度の現状欄に記載のとおり、法務省としては、相続登記の促進に関し、既に地方公共団体に対して一定の値力を依頼しており、実際に多くの地方公共団体の協力を得てります。 また、御指摘のとおり、法務省では、相続登記の申請の義務化等を内容とする民法・不助産登記法等の改正法系を国金に提出し、その結果、「民法等の一部を改正する法律」(今和3年法律第24号)が令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布されました。 法務省としては、国民の皆様にこの法律の内容の十分な周知を図ることが重要でおくと考えております。 具体的な側和の方法につきましては、バンフレット等の配布、法務・法務局のホームページを活用した複数とを想定しておりますが、その際には、光光に届を受理するである。 可能との連携が重要であると考えられますので、引き続き、市区町村や関係名件などくは連携しつつ、相続登記等の申請義務が実効的なものとなるよう、その周知・啓発に努めてまいります。	*お * * * * * * * * * * * * * * * * * *
751	令和3年4月23日	令和3年5月24日	厚生局サイトの提供データ及びサイトデザインの共通化	局も同様です。 問題点として ・各厚生局で作成されるデータ がフォーマットがバラバラで使 い難いし、 複数セルをわざわざ使って一 つの情報を入れているところ の意味が分からない。 また年度によってフォーマット が変わる事を経験しており、見	関東信越厚生局 https://kouseikyoku.mhw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html 保険医療機関・保険業局の析能で一覧(コード内容別医療機関・覧表) 保険医療機関・保険業局の新規指定・廃止・辞退・取消一覧 非本地原生局 https://kouseikyoku.mhw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/pyomu/hoken.kika ryshitei.html 1.東海北地原生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定一覧 2.東海北地原生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定一覧 2.東海北地原生局管内の保険医療機関・保険薬局の新規指定一覧 *企業として、公開されている現行医療機関や、新規・廃止などのデータ は使用している。 は使用している。 また年度によってで使い強い、複数セルを力されざ使って一つの情報を また年度によってフォーマットが、変わる事と経験しており、フォーマットを 変えて提供されるので、使いにくい、 全厚生局でインフォーマットが、変わる事と経験しており、フォーマットを を実に提供されるので、使いにくい。 全層に易がサイト戸でも実施が変わる事と経験しており、フォーマの加工時間 低減や利便性が向上する事に繋がる。 会権に易がサイト戸でも変われているのは良いとして、分岐してから の構成がまちまちで情報が疑しにくい、厚生局として共通な作りの方が、 利用者態、提供者側により、アルトがある。 なのでサイトデザインの共通化をする効果として、利用者が使い易いもの になります。 共通化したデータの提供という部分はハンコ無くすのと同じくらい主要で す。 、皆さんで見てみてください。	個人	厚生労働省	今現在地方厚生(支)局において、保険医療機関・保険薬局の指定一覧(コード内容別 医療機関一覧表)等のIP掲載内容及び掲載方法について、統一的なルールが定めら れておらず、連用上各地方厚生(支)局の判断において掲載をしています。	なし	検討を予定	ご指摘を踏まえ、現在ホームページに掲載をしているエクセルについては、加工しやす いエクセルに続っするよう。すみやかに対応します。 また、掲載場所については、各地方厚生(支)局のHPのトップページに新着情報として掲 載していますので、ご活用ください。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>倹討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
752	令和3年4月23日	令和3年6月16日	書類の押印について	福島県で小中学校教職員の 総計制係の入力通知書の押 印刷を修止し、チルで港出い きれば郵送代の削減、紙の削 減、時間の起路が回られる。 また郵送期間も考えなくて良く なるためミスが減り適正に執 行できる	福島県で小中学校の事務をやっています。先生の手当など認定に対し押 印は必要だと思いますが、それを入力するための通知書にも押印が必要 なため、毎月毎月郵送代をかけて提出しています。今回、子育でに関す る部分株業を部の分とつている先生がいますが、その総料減価温知書・ 押印が必要で月末最終日12時必着と言われています。子育では急にお 子さんの具合が表では外観度かあると思いますが、そうなると部分株象の減 額がなくなるため書類の訂正が必要です。押印さるなければメールで当 日の朝送付できるのに押印があるために新足で田舎だかとり目前には出 さなければなりません。急な休暇が漏れれば先生に不利金か生じます。 余計な押印のために手間が増せ入ているので、なくしてもいい押印は末端 の手続きまで見直すよう県に通知していただきたいです	個人	文部科学省	給与関係の書類については、各教育委員会等でその管理方法が定められているものと 承知しております。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、保護者等に求める押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただは、う各教育委員会・学校に周知しています。 差別への押印については、各身で委員会等で定められているものではありますが、こうしたことも踏まえ、運用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。
753	令和3年4月23日	令和4年5月13日	歳入の徴収率指標の統一	国や地方公共団体の線入後 収状流の指標が、省庁によっ て名称も定義・/ラバラである る、例えば地方税は現縁計の 積空率収入額・部定総・調定総 が担手所の研究をできる。 が出土の大きなでは、 が出土の大きなでは、 では、 では、 では、 では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	国保料や国民年金は税と同じ微収率に統一すべき。そうしなければ、国 保料や国民年金がどれだけ微収できていないのか不透明。オリジナル定 義の指標を増やすべきではない。	個人	厚生労働省 総務省	国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況をみるための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。また、国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、納付状況の途中経過を示すものとして、現年度終料は過去2年分の納付が可能であり、納付状況の途中経過を示すものとして、現年度終料は過去2年分の約付か可能であり、納付状況の途中経過を示すものとして、現年度解析で表現では、現年度に動ける。近年度に納付されたものを加えた最終的付率(過年度2年目納付率)が適当です。国民健康保険料(税)の収納率は、国保財政運営における翌年度の料(税)率の設定については、現実的に翌年度見込まれる収納率を考慮しますが、国保の会計においては、あくまで単年度会計の取扱である以上、収納率に考慮するのは数単を見分のみとして反映しております。 (また、滞納線り起し分についても、被保険者への公平性の観点から可能な限り徴収率を設定で考慮した場合、支出見込みに変化がない以上、料率が過度に高く設定される可能性があります。) また、収納率が居所不易分調を避免で除した調定額を用いて資出することについました。国保において併開動の事実を市町村に届出することなも組し、国民健康保険の資格について、実態を失ったままの被保険者がおり、国民健康保険業務が阻害されてきた。	なし	その他	制度の現状に記載のとおり、国民年金保険料の終付率は、終付義務がどれだけ果たされているか、という終付状況をみるための指標であるため、現状の定義が適切であると考えております。 制度の現状に記載のとおり国民健康保険の保険料(税)収納率は、現状の定義が適切であると考えております。
754	令和3年4月23日	令和3年5月24日	平日及び休日の 電話対応等の当 直来務	輸番制により、庁舎に泊まり込 みの電話対応及び聖朝の新 間の切り抜きを行なう当直業 務の必要性。	平日の場合は、日中の勤務後に指定された庁舎にて電話対応を2人1組で同一の部屋で翌朝まで行うことになっている。簡易ペッドで睡眠休息を取ることができるが、深夜の電話的間い合わせに対応する必要がある。その後、事務官等においては遺常の日勤があり、自衛官は日勤をするか、休日の場合は、女性は日中、男性はその後庁舎に治まりで上記とお同様の内容を行うことになっている。場所に時間に拘束されること、深夜の電話対応と翌日に解決を図るよう対応することがマニュアルにおれている。変動明けに引き続き日勤を行うのは業務への集中力を欠くのではないか、そそそもこの業務は必要か、外局機関各々で実施する必要はあるのか、という残さがある。コスト面では、庁舎の水道光熱費、新聞切り抜きのコピー代(部署内、外局機関)に配布する量分)、事務官等への当直手当の削減が見込まれる。	個人	防衛省	防衛省では、全国各地における大規模自然災害や、我が国の安全に重大な影響を及 ぼす事態、さらには自衛隊又は在日米軍による事件・海域等の緊急を要する場合に、迅 途かつ適切し対応するため、本名内部部局に対し、地方防衛局、防衛大学 校 利大学校などの各機関等において、当直業務を実施しています。 なお、各当直業務においては、電話対応を基本としているところ、地方防衛局の多くで は、当直業務の一環として、翌朝の新聞の切り抜きを一部民間委託の上で実施していま す。	定められる当直服	その他	制度の現状欄に記載のとおり、緊急を要する業務に迅速かつ適切に対応するため、本 省内的節局のみなっず、各機関等においても当直業務を実施していることから、当直案 務を廃止することは困難です。 その上で、防衛省における当直業務のた間受託の推進など、当直負負負担軽減や当直業務 「たかるコスト削減に資する見直しを行ってきました。 今後、さらなる具体的な取組について、不断に検討してまいります。
755	令和3年4月23日	令和3年6月16日	PTAの廃止につ いて	す。 今まで役員を色々やってきま したが、精神的にも大変なの で役員がなければ子供はあと	全てスマート化、無駄な活動は廃止して下さい。 先生達の負担も減ると思います。 アれ、前内会、それらは任意なはずなのに体調不良等の理由以外で断れる選択が無いのでほぼ強制です。 あと小学校の女反祭は学校の子供だけの体育祭があるので大人はやらなくていいです。 減らした外、命の為に避難訓練を増やすとか、本当に必要な為になること を子供に実施して欲しい。 授業参観もではし、戦がかさかざ出向かうのではなく、今後、(コロナ対策) 蜜を避ける為にも、ネット配信をお願いしたいです。 中学校の都氏も、学後す(ご識及そ一式構えるも親は大変です。 昔からやってるから・続いているから精神を無くして下さい。	個人	文部科学省	PTAについては、子供の健やかな成長のため、父母と教師によって、自ら組織し、学び、活動する任意団体であり、社会教育法等10条に規定される「社会教育関係団体」であるとされ、これまでも地域や学校において重要な優別書を見たしまったものと承知しています。PTAの入会を含め、組織の在り方が活動などについては、それぞれのPTAが地域の状況等に応じて協議し、決めていくものであると売知しています。授業参観の方法等については、各学校の判断と承知しています。 授業参観の方法等については、各学校の判断と承知しています。 前活動については、中学校の学習指導要領において、学校教育の一環として、生徒の自主的、自免的な参加により行われるものと位置付けられています。	なし		PTAに関していただいな創意見については、社会教育関係団体の運営に係る事項であり、政府として回答できる立場にないと考えます。 り、政府として回答できる立場にないと考えます。 授業参観の方法等についていただいな神意見については、学校のICT環境等を踏まえ、各学校において判断されるものと考えています。 断に動い関していただいた場合見について、文部科学省では、学校の設置者や校長に対して、断活動の活動計画及び活動美術の確認等により、各部活動の活動内容を把握することを求めなり、それを書まえたに、学校の設置者や長が誘惑整合側に運営するものと考えています。新入生の断活動開始時務を含めた活動計画等については、生徒の状況等を踏まえ、学校において適切に判断すべきものと考えます。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 対応の概要
756	令和3年4月23日	令和3年6月16日	私学就学支援金の手続きについて	て、現行の申請方法ではなくマ イナンバー活用により手続き	現行の同制度については年度初めに国、都道府県に対し所定用紙(複数 校記人の上マイナンバー原本の複写を溶付して申請、許可支給につい ては秋以降になるスケジュールです この支給があることで後来より基中に通学しやすくなり高校選学の際の選 択肢が増やせることになる制度と理解していますが一方利用にあたって は上記のスケジュールのタイムラヴにより満聞支給の対象にあっても春 先の授業料請求時に一旦全額を立て替える必要がありにれが「中~低所 情があります 当該申請にはマイナンバーの案付が必須になっていることから認可から 支給までの期間をより短縮していただける施策はないものでしょうか? 以上ご検討いただけましたら幸いです。	個人	文部科学省	授業料の額、機収の時期や方法は、各学校設置者の定めにより適切に行われるものと 考えています。 数学支援金の研集主では正確な金額を差し引くことができない ②成学文援金の研集主では正確な金額を差し引くことができない ②仮定の金額では追加機収または遠付が生し来務が頻離となる ことなどから、多くの私立高校では、保護者から授業料を徴収した上で、数学支援金の 代理受領後に保護者に適けしている現状があると素加ています。 また、数学支援金の早期交給については、例えば、前年度から引き続き在韓する在校 生に係る部学支援金の早期交給については、例えば、前年度から引き続きた自等である 生に係る部学支援金の早月のも月分は、前年度から引き続きたもからないことから、支 金数金の支給に関する また、数学支援金の早月のも月分は、前年度から引き続きたといて、学校が授 業料と相後をすることが可能であると考えてにより、のことは追加等でも赤していた。 本籍と対象を発動が多な場合とあると考えては、このことは追加等でも赤していき、施行規則第9条 なお、経済的な事情が厳しい方に対しては、数学支援金が支給されるまでの間、授業料 の徴収を指令するなど、生徒・保護者の経済的負担に十分配慮いただきたいと考えています。
757	令和3年4月23日	令和3年6月16日	全ての有権者に 選挙の郵便投票 の規制緩和	おり地方だけでなく都市部でも 高齢者、交通手段が限られる 「投票弱者」おります。 これを解消するため「選挙の 投票を郵便で行う」	衆議院選挙等でも若者の投票率が低いことが問題になっております。国 民の意見を多く反映させた国会にするためにも必要と考えます。 デジタル庁ができた際はスマホで投票できるようお願いします。 効果 1.投票所を設けたり投票所を運営する人がいらないので大幅に経費が節 的できる。 2.若者や遠隔地の人々が簡単に投票できることとなる。 3.デジタル化すれば郵便コストもかからない。	個人	総務省 内閣官房	郵便等投票については、現行制度において、重度障害者や要介護5の者に限って認め られています。 また、インターネットによる投票は、現行制度において実施されていません。 第59条の2 第59条の2 第69条の2 第69条の2 第69条の2 第69条の2 第79条の2 第69条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2 第79条の2
758	令和3年4月23日	令和5年7月12日	マイナンパー 手続 きスピードアップ について	の短縮。具体的には、申請か	9月初旬に申請を行い、通知がきたのが1ヶ月半後。そこから受け取りの 予約が出来たのが12月末。トータル4ヶ月。一般企業の感覚からすると、 マイナンバー自体は既に採業をれており、それを一下にするだけの話。 数日で手続き至すするのが普通の感覚。間に入の手がかかっているとい うことだろうが、あまりにも遅すぎる。マイナンバー普及のためにも、早急 なシステム化が必要と思料。	個人	総務省	マイナンバーカードの発行については、申請をいただいてから、まずJ-LISにおいて、「顧 写真の審査(i)カードの作成   電子証明書の発行」などを行い、市区町村に発送いたし ます。そして、市区町村において、最新の本人確認情報との照合などを行い、交付通知 書を送付することとなります。 申請から文付を通知するまでの期間は、市区町村において交付準備を行う期間も合わ せて、 概ね1か月程度を要しておりますが、これまでに、製造工程の見直しや機器の増強により、カルード作及期間の短縮を図ってまいりました。
759	令和3年4月23日	令和3年5月24日	法務教官の廃止	業務については、刑務官の指	道年、少年院及び少年鑑別所(以下これらを少年施設とする)の様収容 者数が減少している。地方の少年施設では、収容者数が0となることも珍 しくない状態である。これは、未成年者の人口を分母として非行少年の数 を分子として割合にした場合でも、少年法公布時限和23年と比べると 現在は非行少年の割合が著し(減少しており、少于化の影響とは関係の したも、現状、少年施設に収容される者の年齢構成は、発ど18歳を超え ている場合分大半を占めているところ、民法の一動を改正する法律(平成 30年法律第50号)の施行(令和4年4月1日)により、成年年齢が18歳 となる予変であり、少年法(関知20年法(準18号)の改正が議論され ている。さきの法制審議会の答申の通り少年法の規定が改正されるので あれば、改正法能行のあかつきでは、18歳以しろ者が被収容を おれば、改正法能行のあかっきでは、18歳以しろ者が被収容を きば、原則として刑事施設において執行されることになると考えられる。 ことと言わなければならな、とのことと、被収まませ年施 設を存置し、法務教官という官職を現状のままにしておくことは事を理な ことと言わなければならない、もつとも、被収容者の更生という合について は刑事施設より少年施設のほうが優れていることは間違えないが、今後 列事施設において被収容者の更生と教育を表すれば足りることと考え る。 本提案を実行することにより、少年施設に係るあらゆる費用を削減することが とができると考える。	個人	法務省	本年5月21日に成立した少年法等の一部を改正する法律においては、罪を犯した18 歳及び19歳の者を1特定少年」と位置付け、特定少年に対して家庭裁判所が行う保護 処分として、少年施送致が規定されており、「18歳以上の者が被収容者となるときは、 限別として刑事施設において執行されることになる」ことはありません。
760	令和3年4月23日	令和3年12月2日	令改正案におい	的改正方式による、いわゆる 改め文の作成をやめ、新旧対 照表を改正案の本体とする。 (新旧対照表ではその改正の 内容が十分に表現できない、	法改正案及び数令改正案では改め文が本文とされ、併せて作成される新 旧対照表は参考資料の扱いとされているが、多くの国民にとっては改め 文より新旧対照表の方が改正内容を理解しやすい場合が多く、かつ同し 内容を表す資料を一重に作成することにより、事務の効率化が妨げられ ている。 が旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できない、又は改め文と 比較してかえって理解しがたくなるような場合等の例外を除き、原則として が目対照表を護数の本体とすることにより、事務分如率化し、国民にとっても改正内容の正確な把握のために解読の困難な改次にあたる必要 がなくなる。 なお、関係製態会とは1分に列野行政改革担当と度(当時)からの親かく なお、関係製態会とは1分に列野行政改革担当と度(当時)からの親かく なお、関係製態会とは1分に列野行政改革担当と度(当時)からの親かく は本部事務局事務連絡)により、战争、政令以外の育省令、規定 は本部事務局事務連絡)により、战争、政令以外の育省令、規定 とされ、既に多くの府省等において新日対照表方式が導入されている。	個人	內閣官房內閣法制局	番号723の回答を参照してください。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
761	令和3年4月26日	令和3年5月24日	行政機関所管の 道路施設の使用 許可手続きについ て	べき者の押印及び紙文書での	行政機関からの協議であることは、メールアドレス等から明らかになるものであり、文書による協議は必要としても、押印や紙文書でのやり取りは不要で、過大な業務と考えるため。	個人	国土交通省 警察庁	道路占用許可の手続きについては、事前相談を行う場合は対面に限らず電話等でも対 応できるものとなっております。また、申請自体は押印も不要となっており、道路占用シ ステムを利用した電子的な対応も可能となっているところです。	道路法第32条	現行制度 下で対応可 能	ご提案の内容がどのような規定による手続きを示すか不明なため、道路占用許可の手 続きと仮定して回答させていただきます。 対応については、制度の現状欄に記載のとおりです。
762	令和3年4月27日	令和3年6月16日	建築確認申請時 に実施する地盤 原施・マラの防災 への利用	利用する。 建築確認申請時の地盤調査 データを吸い上げデータベー ス化することで、膨大な数の点 データが収集できる。そこから	国土の防災、減災をする上で、今後各自治体が地盤の調査等を行うこと になると思うが、予算や工期の関係で進捗には長期間を要すると考えられる。 建築確認申請は、全国の市市村で実施され、その際に地盤調査を実施している。このデークを起用することで、自治体の業務量を減ら、調査期間及びコストを削減することを想定した。 現在は、各類制法令上収集したデータを、他法令で使用することは難しい と思うが、民間が審積したデータを・他法令で使用することは難しい	個人	国土交通省内開網府	ご提案いただきました建築確認申請時に提出される民間工事で得られた地盤情報(こつきましては、国のデータベース等への収集、公開はされておりません。 一方で、一部の地方公共団体では、建築確認時に得られた地盤情報をデータベースとして閲覧に供す取起れが行われており、これら取組を促進するため、国土を連名から建築確認を行う特定行政庁へ情報提供しております。また、国土交通省の選用する「国建築確認を行う特定行政庁、信報提供しております。また、国土交通省の選用する「国土党連信報を一タベースに上地営情報で一タベースへの大田が下め、中国では、自然では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	建築基準法	その他	制度の現状欄に記載の通りです。
763	令和3年5月26日	令和5年11月15日	電子手続における Internet Explorer 対応の廃止	メーカーサポートが実質的に 終了し、セキュリティおよび互 接性の確保において問題と なっていること語かて、国の 電子手続におけるinternet Explorerの対応を廃止すべき である。	Microsoft Corporationは現行パージョンのソフトウェアパッケージにおいて Edgeの利用を推奨し、Internet Explorerについてはアップテート提供の縮 小を経て最終的にはソフトウェアパッケージから除去する方針である。 終しうプラヴはネットワーク接色の作業の基態として、そのセキュリティお よび機能の互換性が重視されており、廃止が表明されたソフトウェアを使 内着することにはTT放棄におけるセキュリティの指便の重要性から問題が ある。またWebプラウザ上で動作するソフトウェアは追鳴やキュリティがも 分確保された形で作業開始時でダウンートすることが可能であり、かつ Internet Explorerの使用はメーカーからは推奨されていないのであるか ら、業務におけてまして使用はメーカーからは推奨されていないのであるか。 の、業務におけてまして使用はメーカーからは推奨されていないのであるか うま物はおいて他のWebプラウザがInternet Explorer であってもある手続において他のWebプラウザジの性が見ないまで この開発者の関発者の習熟を促進できると考える。	個人	内閣官房 デジタル庁	[内閣官房 (NISC)] 「内閣官房 (NISC)] 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和5年度版)」の基本対策事項 7.2.1(1)・3において、政府機関等におけるサーバ装置、端末及び適信回線装置上で利用 するプフトウェアは、サポート期間を考慮して選定し、サポートを受けられないプトウェ では利用にないで、建株するアブリケーション・コンテンツの利用時に、サポートが終了する又は読 教性が存在するイージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制することのないよう規定しております。 【デジタル庁】 「デジタル・ガパメント推進標準ガイドライン」の第3編第8章4、1)において、ソフトウェア 製品のサポート期間が終了する場合(終了することが判明した場合)には、情報システムの改善を検討する旨規定しております。	なし	現行制度 下で対応可能	政府としては、これまでデジタルガバメント実行計画等に基づき、利便性向上やセキュリティの観点から、方改手機のデジタル化に際して、特定のブラウザに依存しないよう複数のブラウザへの対応を勧めてきたところです。Internet Explore(ウザボート終了も踏まえ、各省庁において通切点対応を進めるとともに、内閣官房及びデジタル庁において、必要な助官や技術的な支援を行ってまいります。
764	令和3年5月26日	令和3年6月16日	教員の部活動問 題の早期改善	??教員と部活動指導員の採用を分け、役割分担を明確にする。 ??上記が不可能であれば、部		個人	文部科学省	部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学 置とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場とし て、教育的意義を有する活動です。 一方で、適切な指導体制の補集や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の 課題であると考えております。	則等の一部を改正	l 対応	文部科学省では、平成29年度に解活動における専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導員の制度化を行うととれ、その配置を促進しております。また、平成20年に文部科学省が策定した部活動のガイドラインにおいて、適切な活動時間や休養日の設定、短時間で効果的な異なないでは、本ガイドラインを指まて、地域の実情に休息である都道府県教育委員会においては、本ガイドラインを指まて、地域の実情に必じた認定動のガイドラインを策定しており、で適用については、学校の設置者で校長が適切に行うべきからなも考えております。 で収長が適切に行うべきからなら考えております。理用については、学校の設置者で収長が適切に行うべきからなら考えております。 で大展が適切に行うべきからからは一気である。 で大展が通りに行うべきがの外口の部活動を学校教育からりり隠し、地域のスポーツ・文化活動への移行を接触的に進めるための具体の改革方策をお示したところです。 これらの取組を指案に進め、生徒にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進めてまいります。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	検討結果	
番		への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
76	5 令和	和3年5月26日	令和3年9月10日	SEABISサーバー の統一	各省庁で利用している旅費システム「SEABIS」についての業をする。 当該システムのサーバーが細かく、支出官単位?)で分かれているため、1、興動する度し登録するため、1、興動・大変材であれている。と、他官署組員に解奏を支援し、別途、明貞全数分を要によった。と、と、は、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	理由については上述のとおり。 事務・手続作業は一件一件は小さな効果ですが、日本全国で行われていることを考えると、決して小さなものではないと考えます。 サーバ管理費も含め、確実な経費削減効果が見込まれると考えます。	個人	経済産業省デジタル庁財務省	SEABISのサーバは官署(支出官)単位ではなく府省単位ですが、支出を処理する官庁会計システム (ADAMS II)の仕様※に合わせ、官署(支出官)単位に領主を管理しています。 具体的には、以下の仕様となっております。 (3)SEABISで各職員が領土申請 (3)SEABISで基職員が領土申請 (3)SEABISで基準者(債主コードの大行(管署会) (3)ADAMS II で債主登録、債主コードの大行(管署会) (4)債主コード(官署金)をSEABISへ自動連携 上記仕様に基づき、官署をまたぐ異動の場合(初めての異動先で、債主情報が登録されていない場合)や他官事職員に旅費を支給する場合(初めて当該官署から旅費を支給する場合)は、債土申請(新規登録)が必要となります。 ※ADAMS II では各官署における会計事務の独立性を保つため、各官署の会計事務処理の情報は官署ことに個別に管理する方法を採っております。そのため、官署支出官単位にて債主コードを管理しております。		その他	制度の現状欄に記載のとおり、同一官署内の異動など、過去に債主登録した官署から の旅費支給の場合は、債主情報の内容に愛更等がなければ、SEABIS上の作業は不要 です。 官署間の債主情報のデータ連携の実現には、債主情報の共有基盤(データベース)を整 備の上、各システムが当該基盤と情報連携するなどの対応が考えられます。 SEABISを含む各所省が共進で利用するシステムについては、今和3年9月に設置され たデジタル庁が自ら整備・運用を行っていくこととしており、民間の知見も活用しながら厳 度した利用名様を実務な産の目や】を進めた上で、必要な機能拡張・機能改善等に取 り組み、利便性向上に努めてまいります。
76	6 令和	和3年5月26日	令和3年7月7日			現在の大学教員は任期制が主流となり、転職回数が増えている。 安定したポストがないことで、教育研究に注力することよりも、次ポスト獲 得の為の行動をとる必要が多く本来業務に集中出来ていない。 特に応募書類の作成、押印、送付は多くの時間が必要となっている。また それぞれの大学でフォーマットが減なりパラパラである。一つの応募書類 を作成するのにチェック、郵送を含め10時間以上の時間を要する事もあ る。 別径には公募情報掲載サイトとして有用であり、機能として電子応募機能を有している。しかし、ほとんどの公募が電子応募不可とし機能が形成 化している。たりに、ほどんどの公募が電子応募不可とし機能が形態 化している公募は1件も確認出来であった。 そこで、公募様の競・一部では220時の公募のうち、電子応募が可能と なっている公募は1件も確認出来であった。 そこで、公募様の競・一部では220時の公募のうち、電子応募が可能と なっている公募は1件も確認出来であった。 手規定によるにとどまっており、実際の労働条件が明かされていない。 国立大学においては大学教員規定が公開されているが、私立大学にお いては公開もていないでよる多い。 応募者の状況により待遇が変化するのとは当然であり、待遇を記載でき ないことは理解できる。しかし規定そのものは公開、公募情報にアンクとして明示するべきである。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文館科学省では、「研究力向上改革の19 Iにおいて掲げた「東人公募における海外からの応募に保る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者ンイン化の推進に努めるようがある。 するが、京事 面接に当たり不利益の被ることのないよう、東人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるようが事例を示しながら依頼(令和上午り事務連絡)したところです。 また、イノベーション創出を担う研究人材のためのキャリア支援ボータルサイト「JREC-IN Portal」においても、各大学等における電子応募率人を推進すべく、「大学等における東人公募に係を申請手続きのアンライン化等の性進について「(今和2年月12日村文部 科学省事務連絡)を踏まえた「積極的な対応を呼び掛けています。 有避各月については、JREC・IN Portalにおいては厚労省の指針に割り、採用後に支払われる最低支金額等を求人公募情報に明示することを求人機関に求めています。なお、私立大学について「大学教員規定」の作成や公表の仕組みはありません。	なし	対応	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公 募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連 締を改めて発出・周知を行ったところです。また、応募者に対しどのような書類をどのよう な様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきもので すが、応募者の負担軽減に同ける各大学の設を使すべ、今和知年6月16名大学指 定の様式と異なる応募書類の業数な受付やJREC-INボータルの応募書類作成シール の活用について周知を行いました。 また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、利用機関に対し、給与および特遇に関する 情報の掲載を呼び掛けるなど、サイトの更なる充実に取り組んでまいります。
76	7 令和	和3年5月26日	令和3年6月16日	研究機関における 日本学術振興(全) 特別研究員(全) の取り扱いの是正	日本学術振興会特別研究員 (PD)が使用する旅費を支給 するための手続きの簡素化	自身で獲得した研究費にも関わらず、出張に行く度に毎回事前に「旅費 支給申請書」を提出しなくてはならず、無駄が多いため、 自身と受け入れ歌員のハンコが3箇所必要である点も無駄であるため、 他の日本学時無要会特別研究員(DC、各研究機関における学生)や大 学教員は、以上の手続きは不要であるため。 日本学精振異会特別研究員(PD)だけに課せられた差別的取扱いである ため、 他の目的の用途(立替払いや干円以下の物品費)では、他の日本学精振 異会特別研究員(DC、各研究機関における学生)や大学教員と同様に以 上のような申請書は不要で、通常の手続きで処理されるため、 現場が対している。 東郷の方に理由を何ったところ、日本学術振興会特別研究員(PD)は 工な所属が受け入れ研究機関ではなく、いわか日本学精振例会とも屋 用関係にはないため正式な所護が行とないことが根拠であるようだが、 研究機関で実施している健康診断の受診は最初づけられており、扱いの パランスにかけているため、 高知大学だけのローカルなやり方か各研究機関で行われているものかも 分からないが、ローカルな手続きてあれば完全に無駄な手続きであるし、 各研究機関で行われているのであれば、より広く是正されるべき案件であ るため。	個人	文部科学省	(独)日本学術振興会に確認したところ、同会の特別研究員制度において、特別研究 員(PD)の受入研究機関での旅費の使用について、ご指摘のようなルールは定められまた。「日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引」において、受入 また。「日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引」において、受入 死者、受人研究機関の義務等をして、「受人研究者なし受人研究機関は、機関内規則 等に基づき、特別研究員に対し、必要な権限や形式的な身分を行与するなどにより、研 家実施に必要な当該機関の施設、股値・次端・様本資料・通信環境・情報システム、メー ルアカフント)等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備」することな どが求められているところです。 なお、高知大学における手続きとして、提案理由に示された事項は経ります。 なお、高知大学における手続きとして、提案理由に示された事項は指導。は保 「旅費支給申請書」は、雇用関係がない本学名書教授・客員教員・非常勤講師・受人研 究員等の方が獲得した研究費を本学が機関経理する場合に、「旅費支給申請書」の提 出を求めています。	なし	現行制度下で対応可能	特別研究員が受入研究機関において円滞に研究が実施できるよう、引き続き、受入研究者及び受入研究機関に対して、事務手続きの簡素化の推進などを含めて特別研究員の受入環境を整備するよう対応を呼び掛けてまいります。また、高知大学では、提家のあった日本学師機関金特別研究員(PD)・名誉教授・客員教員・非常訓講師が使用する旅費を支給するための手続きについて、本学教員と同等の連用とするとで学内調整を行います。「旅費文給申請書」については、本学教員には求めていないたの取りやめとする連用へ令和3年6月中を目途に移行します。
76	3 令和	和3年5月26日	令和3年7月7日	国勢調査について	国勢調査のインターネット回答 については、調査員が報告書 に手書きで転配不要とする。	インターネット回答の結果は個別調査員に紙面で通知が来るが、その内容を報告書に手書きで書き写す必要がある。これは不要であるし、報告書の読み取り人手とまとめについても無駄な作業が発生する。 ・調査員の工数の無駄 ・調査員配・郵送の無駄 ・調査日紙・郵送の無駄 ・観音器決めり・まとめ二数の無駄 効果としては、国勢調査予算の削減が期待できる。	個人	総務省	国勢調査では、漏れなく、重接なく調査を行うため、担当する調査区に居住する世帯の一覧(調査世帯一覧)を調査員が作成し、事務の進捗管理を行っています。 調査員は、市町村・指導員からの連絡に基づき、インターネット又は郵送で回答があった世帯の情報と調査世帯一覧を照合し、回答の確認ができなかった世帯については、回答のお願いに何うこととしています。	なし	対応不可	国勢調査の事務を適切に管理し、漏れなく、重複なく調査を行うために、調査世帯一覧 の作成は不可欠となります。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
7	69	令和3年5月26日	令和3年6月16日	年金受給手続き の効率化	・入金手続きに時間がかかる にもかかわらず、請求を削引 でないと愛付ないのは理称できない。請求申請のための相 対応で可能とするべき。 超入以厂戸籍抄本が必要と 成、申請等と受と は、申請等と受と は、申請等と受け、申請等と受け、申請等と対し、を 活所全員の仕事を増せった。 利用しない。 本金手帳にない「コード」など 利用しない。	以前、年金事務所で繰下げ受給の説明時、入金には請求後2~3ヶ月か かると聞いたので、楽年1月分からの受給を請求すべく10月に再度防 順、すると、受給開始の前月=12月でないと受けできないと、では、12 月の相談予約さとろうと中止は合く11月にならないと受け付けめ由。同時 に戸籍沙本の派付が必要だと、請求書を裏面の注意書に、個人書号(マイ ナンバー)を記載すれば高額できるとの記述を指針するも、加等年金対 条名である妻との婚姻開係を証明するものとして必要だとの説明であるが 条名である妻との婚姻開係を証明するものとして必要だとの説明であるが たないとのこと。また、請求書に年金コードを記載する網があるが、年金 手機には、その個人番号を記載する網があるが、年金 手機には、そのコートは記されておらず、かつての事務所からの通知に 記載されているとのことが、しきりにマイナンバーということを行政が口に する昨今、書類には「個人番号」とある。用語は統一すべきではないか。	個人	厚生労働省	老齢年金の機下げ受給は66歳から70歳末で(令和4年4月以降に70歳になる方は75歳まで)の期間の中から、月単位でご自身の希望する受給開始時時時時速温灯できる仕組みとなっており、受給開始日が1ヶ月度な62年金額が10%時間はます。このような仕組みであるため、機下げ降水を行った月の室月分から、その月の増額率に応じたを含かまであるため、機下げ降水を行った月の室月分から、その月の増額率に応じたを含かまであるため、機下げ降水を行った月の室月分から、その月の増額率に応じたを含かまであるため、機下げ降水を行った月の室月分から、その月の増額率に応じたを含かまでからか月後となりますが、初回支払の際に、請水を行った平野分からの子金を一指して受け取ることができます。上がかて、受け取りを希望する月に受給できるよう様下げ磨水を行っていただことによって、機下付海水の翌月分からの年金を、受け取りを発望する月から受け取っていただくことができます。大きまで、大きが日後にからかり乗りからの年金を、受け取りを発望する月から受け取っていただくことができます。大きまで、大きが日後にある日からでは、大きが日後にからである。日後には、かり手をまでの予約の長い様ですが、大きな日後のかり、大ちの月の時間は、かり手をまでの予約の長い様ですが、大きな日後のでは、大きな日のかり、時間外やは、大きな日からに、マイナンバーの活用を図っており、大きな日からに、マイナンバーの活用を図っており、大きな日からに、マイナンバーの活用を図っており、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日が日からでは、大きな日が日からでは、大きな日からでは、大きな日からでは、大きな日が日が日からでは、大きな日からでは、大きな日が日からでは、大きな日が日が日からでは、大きな日が日が日からでは、大きな日が日が日からでは、大きな日が日が日からでは、大きな日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が日が	条、厚生年金保険 法第44条の3、国 民年金法施行規則 第16条、厚生年金 保険法施行規則第 30条等		制度の現状欄に記載のとおりです。
7	70	令和3年5月26日	令和3年6月16日	小学校教員の業 務改革	すぎるように思います。未発力 は、役割分出性多多に合いすった。 だんどん滅した方がよいと思います。 もしくは、1,2年生は、1クラス に1人、補助の先生をつけて ほしい。	例えば、1年生から専門科目、「体育」「図工」「音楽」「英語」「算数」など、専科の先生が教えて、担任が一供の生活指導、態度などまで目が届く終われるようにしてほしい。 もしくは、小さいうちは、1クラスに1人、補助の先生をつけてほしい。 30人りラスでうちの子は楽しく休みなく過一ていますが、当校では学年に付人がは不登校の東になる子が出ています。少数を教時、入数半分の時はみんな楽しく楽ていたようですが、通常整校になったら、系もれなくなる子もいたようです。1人の大生が、30人を見るのは、物理的にも生物学的にも無理があると思います。 タ子化で得来不安があるのに、不登校は増える一方で、ここで教育、学校改革をしないと、ますまず十掛が鋭いいなくて思いわないと思います。 最初の学校、小学校が楽しいと思える場所でないと、その後の人生に大く不安がよぎり、影世してくると思います。 あと、不登校になった子供が、行きやすい、セカンドスクールみたいなものを、うちは経民ですが、反に「学校くらいお試して作ってほしいです。学校、日本にはいてす。学校、日本においていまり、変しないできます。そこで学校生活に慣れたら、また元の学校に見らもらえる。 かできれば、卒業認定さららえる。 か、飛び級別なども考えてほしい。同学年にゆっぱひとからげで同じ教育をするのは、もう古いと思います。うちの子はくもんで、中学1年の算数をやっています。たからすでしは全く思いませんが、実教だせんが、第数では、大き変を受けられるとか、柔軟性があってもいいかなと思います。	個人	文部科学省	(小学校の事科指導について) 新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革を推進するため、小学校専科 指導教員のための教職員定数を増やすなどの充実を図ってきたところです。また、有歳 者による検討会議を立ち上げ、検討を進めているところです。 (少人教学級について) 64和3年度から5年かけて公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる こととしており、引き続き、学級編制の標準の引下げを計画的に実施する中で、35人学 起めの効果等を検証し、その結果を踏まえて、望ましい指導体制の在り方について検討することとしています。 (不参校児童生徒について) 後籍第105号、15おして、一会を規定主任等に対する教育機会の確保等のため、学習 支援を行う教育支援施設の整備について定められています。欠助科学省では、不登校 歴生性への学習支援を各行う公立の施設である教育支援をと少の砂蔵で促進や民間 施設について) 小中学校、高等学校段階における最近級については、「知育に偏ったり、受験歴学が 過熱化して保護者に無用の集化を招など配関しましまでも、今後、中では に飛び級について) 小中学校、高等学校段階における最近級については、「知育に偏ったり、受験歴学が お社できましたが、実現には至っておりません、ただし、各学校においては、学習内容の 智器の程度に応じた学習や、排示的な学習や発展的で学習などの学習活動を取り入れ されてきましたが、実現には至っておりません、ただし、各学校においては、学習内容の 智器の程度に応じた学習や、排示的な学習や発展的で学習との学習活動を取り入れ るといった指導方法や指導体がの工来で書により、個に応じたおれては、受力を を対していたができています。 はかければなりませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習が 扱わなければなりませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習が 扱わなければなりませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習が 扱わなければなりませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習が ない内容を加えて指導することが可能です。	公立查務教育部及 全立查務教育的及 等可以 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可	検討に着手	(小学校の専科指導について)
7	71	令和3年5月26日	令和3年6月16日	横連携がなされて	ハローワーグに以前の手続き で提出第であり、情報をお持ち であるはずなのに、適用案件 と給付案件とで担当が違うと いう理由で、再度提出を求め られる。昨今は電子申請で 行っているため、適用課?給付 課?電子申請センターの3つの 横連携が取られておらず対応 に時間がかかるため、様の情	20本人が問い合わせる窓口はハローワークだが、事業所が連絡を受ける のは電子申請センターが主張となってきているため、現状は話が繋がる までに時間を要する。コールセンターのように履歴を残し、ハローワーク? 電子申請センターがお五いの内容を開覧できれば、本人とのやりどりもス レーズになり、ハローワークも事業主も1件あたりの対応時間を指縮で	個人	厚生労働省	ハローワークにおいては、雇用保険被保険者番号と紐付けて情報を管理しており、また、担当をまたいだ情報連携も行っております。	雇用保険法施行 <b></b> 則	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
772	令和3年5月26日	令和3年7月7日	業におけるハンコ 文化の象徴「郵便	新便事業において内容証明・特別達達の認証事務を行える。日本都使が推薦し総務する。日本都使が推薦し総務する。日本部位が任命する。本なし公務員の新使認証司を廃止する。	郵便の配達業務に於いて一番手間(コスト)が掛かる物の一つが特別達達です。とこの・誰に「権が配達したか記載し、認証司に点検・確認・押印してもいっぱ一を縁らないといけません。 そのコピーは、認証である課長が点検・押印し、部長も点検・押印して、送達原本が返送されます。 いべら高、料金を頂いているとは言え、毎日何十何百通も部長が押印してしるのは、コストが均体無いです。 内容証明は、引受窓口で同じ様に認証事務が行われています。 なぜ国窓時代の商品を民営化後も1号検ぎ・国から委託されて行われてしるのでしょうか? 誰がいいっ誰の第と民営化後も1号検ぎ・国から委託されて行われてしるのでしょうか? 離がいいっ誰の第と発送して、いつ受け取ったか、内容証明は法的措置の計画数を動物かもれません。 しかし20年前・30年前であれば理解できますが、現在は書留には追跡が付いています、選出授名・定場的と合わせれば、ホームページで開時に確認できます。 学出授名・経りと合わせれば、ホームページで開時に存記がしているの表しなのにより、定期的に社内研修があったり、みなし公路員なのに手当てが無かったり、定期的に社内研修があったり、みなし公路員なのに手当てが無かったり、認証司本人にメリットが何もありません。 要望としては、認証司制度・内容証明・特別速速を廃止する事です。 代替方法は、那書留。メリット 動便事業の人件費・作業コスト削減。 股紀文化。 推進人を国が無条件で任命する、伝統の改革。	個人	総務省	物の内容である人書の内容を証明する。また、動使総証可による総証を受けるものとされています。 なお、民法施行法第5条において、動使認証司が認証を行ったときは、記載した日付をもって確定日付とするとされています。	74条 民法施行法第5条 民事訴訟法第103	対応不可	郵便認証司は、内容証明及び特別送達に対する社会的ニーズを踏まえ、「郵政民営化 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、郵政民営化後も引き続き 日本郵便株式会社が実施するものとして創設された公的な確です。 その職務は、必務員と同様の信用性を有する役券として、各限的に公正・中立性が確 保された仕組みとして、総務大臣の監督の下で行われるものです。 現在も、民事訴訟等の場面において、内容証明及び特別送達は国民に多く利用されて おり、社会的ニーズが高いと考えられることから、郵便認証司の廃止は国難と考えます 一方で、郵便認証司制度の運用面の改善、負担の軽減等については、日本郵便株式ま 社との間で真摯に検討を基めています。例えば、等和2年8月には、郵便法施行規則を な正し、網防団との兼業年接続を簡素化しています。今後も具体的な対策を講じてまい りますので、制度の存続にご理解を願れれば幸いです。	金
773	令和3年5月26日	令和3年7月7日	消防組織の技本 的な再編について	直務から都道府県の直務へ 頼し、市町村の境目が生命の 境目とならぬよう行政サービス の平準化を図るとともに、広域 はり迅速かつ合理的な初動対 応を行える体制を整え、警察 同様に公平中立性が求められ 高清防行政に市町村の恣意的	1また、近くにある消火栓が他市のもので使えない等(資機材の規格が違うため)消防実務に影響を及ぼしていることも事実です。 更に定期的に火災で多くの人が亡くなる痛ましい事故が後を絶ちません。 これは消防の立入検査の権限行使が消極的であることが一因であると考	個人	総務省	日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たすべき責任を有するとされています。(前的機能法第6%) 不満原に関するを含まています。(前的機能法第6%) 不動事務組合、広域連合、事務委託等の広域的処理方式や相互心提によることも差し支えないとされており、市町村の広域では、消防体制を備及び値立を図ることを目として、行わなければなないとせます。(消防無知を強力と関す。) また、消防長又は消防審長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、潜しくは報告を求め、又は当該消防職員に立ち入り検査を行わせることができます。(消防法第4%)。 さらに大規模災害の発生時には、警察等の各関係機関と連携できる体制も構築しています。	百二十六号) 消防法(昭和二十	下で対応す	消防は、住民の日常生活に関係の深い基本的な行政事務として、住民に競も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。 一方で、小規模な消防本部では、出勤体制、保持する消防用車両、専門要員の確保等に展析があることが、結婚管理・特別値での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしましたがます。これまで2割からない。成場化き推進しておいます。これまで2割から以上にわたる放射の影響、大路地域において広域化が実現しています。 制度上、都追府県内の全市町村が合意できるのであれば、都道府県全体で1つの消防本部とすることも可能です。 消防庁では、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化に係る経費の特別交付税措置や、指令センター整備への緊急防災・減災事業債の充当、広域化下ドバイザーの派遣等の支援を行っており、引き続き消防の成域化の実現に向けて取税を推進してまい出す。また消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法事も条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っております。また、消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法事も条の規定により防火対象物ではな人のでは、対象が立ては、これまであり、引き続き加入を発力であるといる。対しては、これまであり、引き続きなの策機関等との相互連携を緊密に関ってまいります。また、引き続き警察機関等との相互連携を緊密に関ってまいります。	基者 (1) うき 方奈
774	令和3年5月26日	令和5年11月15日	電子申請における認証等について	e-Govを利用した電子申請について、(1)POだけでなくスマートフォンにも対応する。(2)ブラウザ上で内容を直接入力できるようで、マイナンは、インカード等での電子窓近行えるようにする。(3)マイナンバーカードで認証を行った場合は、住民民業の写しの郵送を求めない。	(3)マイナンハーカートを読み取ることができる人マートンオンを持つていて	個人	デジタル庁国土交通省	・中語に当たっては、e・Gov電チ申請アフリケージョンをインストールいただき利用いただくか、e・Govの利に対応した民間ソフトウェアを利用いただい必要があります。また、マイナンハーカードによる電子署名の付与に当たっては、公的個人認証サービスが提示している所定の方法にて利用者クライアントソフトをダウンロード・インストールいただき、利用する必要があります。詳細は各電子証明書を発行している認証局へお問合せください。	の20及び第24条の 22 気象業務法施行規	【国土交通	【デジタル庁(e-Gov)】  〈提案の具体的内容(1)> 利用者のニーズ等を踏まえつつ、どのようなサービスを提供することが可能か今後検診します。  〈提案の具体的内容(2)> e-Govの利便性向上を図る観点から、令和5年度末を目処に一定の手続についてブラウザ経由で電子申請を利用可能とする仕組みを整備予定です。  〈提案の具体的内容(3)> 制度の現状欄に配敷のとおりです。  【国上交通名】 申請手続きの頃雑化を見直すべく、2020年10月よりオンライン申請時は住民票の写していてもアレアでの提出を認めるように適用を変更し、気象庁ホームページ(https://www.jma.goj.jr/jma/kinhou/shinsei/onestop/yohoshi burokuhtmi)の配述もレアのよる対象更しています。 「民名、生年月日及び住所を証する書類(住民票の写し、運転免許証、健康保険証正以下は、数するもの。旧姓を併記した登録を希望される方は日姓が併記された住民票の写し来るご準備(ださい。)はスキャナで取り込んだファイルを添付してください。」	に 以 は

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要
775	令和3年5月26日	令和3年6月16日	票送付について	てくる。 その内容がたびたび類似しており、時には全く同し内容の間 いが違う調査に含まれている ことがある。 また、目々の東策の中、省庁 管理のデータイースに登録している情報を多暇さればいい 情報についてもかさわざ初差。 果が送られてくることもある。 せっかくのデータイースなのから、その情報を活用をしてい ただきたい。 別選集を一つ回答すまにもそ	提案者は国立大学法人の(現在は)施設部門に勤務する事務職員である。そのため本提案で意頭に置いているのは文部科学者である。 内容については上記において逃ぐたところであるが、具体例を挙げると、 契約額や参加業者数といった人札や契約に関する情報を記入させる額 素別毎年送付きれてくる。ころが、国立大学法人等から発送されるエ 事の入札情報及び契約情報については、文部科学者契約情報室のデー	個人	文部科学省	文部科学省においては、文教施設に係る入札契約制度の改善等に資することを目的として、毎年度、所管法人を対象とした工事の入札契約状況についての調査を行っています。 文部科学省契約情報室の所管法人の工事の入札情報及び契約情報のデータについては、情報公開に係るシステムを所管法人にも利用を可能としており、所管法人がこのシステムを用門を法人が「特徴と関係となってみた。所管法人が「会会」にいるものです。このシステムの利用は任意であり、全ての所管法人の情報ではありません。	なし	他の該当調査は不明ですが、文部科学省が毎年度実施している所管法人を対象とした工事の人科契約状況についての調査については、所期の目的を達成したことから、令 検討に着手 和3年度から調査を実施しないことしました。 また、今後、調査が必要な場合には、他の調査との重複を避けるとともに、調査項目を 絞るなどの工夫を図った上で調査を行うこととします。
776	<b>令和3年5月26日</b>	令和3年6月16日	国勢調査の効率 化、省力化、不要 化	提出世帯があれば不完全な データベースになる。役所が 保有する住民票に紐付けし、 全国統一データベースにすれ	国勢調査に係る費用 1)調査員の担当を100~120世帯、対象人数250人とすると全人口1億人と して調査員数が40万人」、調査員報酬6万円とすると、調査員への報酬 だけで総額(240億円)。 2段終者似下、各市町村の専任&兼任スタッフ費用。 3)調査員に渡される身分証、事務用品、バッグ、防犯ベル等の費用。 4)膨大な量の名世帯への配布資料に係る費用、各種資料の印刷代、輸 送費(担当エリア毎に調査員に宅配便にて送付)。 これ以外にも多くの費用が弊生していると数(含まれますが、しずれも具体 かたかな用いに関するであった。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。		
777	令和3年5月26日	令和3年6月16日	サイバー犯罪対策課を全国警察に	都道府県警察に点在するサイ パー犯罪対策課をあつめて、 全国警察とする	都道府県警察ごとのサイバー犯罪対策課の規模に違いが顕著であり、居住地や会社の所在地により、管轄する警察が決定されてしまうため、サイバー被害の回復や、被疑者の検挙の点で、小規模都市に居住、本店を所在させることの不利益が発生していると考えられる。リモートワークを進めるうえでもサイバー犯罪対策課は、全国対応とする  べく各都道府県警察のサイバー課の全国警察化をお願いしたい。	個人	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和20年法律第160号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とする一方で、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することする制度を作りました。 これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが簡単であることを請求え、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法(昭和29年 法律第162号)	現行制度 下で対応可 と考えられるところ、サイバー犯罪・の対応については、デジタル社会の進度等社会情 勢の変化を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。
778	令和3年5月26日	令和3年6月16日		総務省が所管する公務員の 育児休業手当金制度と、厚生 労働省が所管する育児休業 統付金制度を合併してほし い。	育児休業給付金という、育休中の収入を補減する制度があるのだが、その総付条件の一つに、育休取得前の24ヶ月間のうち12ヶ月給与の支払いを受けていることというのがある。これにはつうたきな客としたがあって、公務長と民間では、根拠となる法律が現なるので(公務員は非済組合法、民間は雇用保険法)、両者で給与を受けた期間は基質できたが、民間が見て11ヶ月働いて育休取組した人にない立規院で13ヶ月働いで後、民間病院で11ヶ月働いて育休取組した人は再門秩業給付金がもらえない。 事務職であれば公務員から民間に転職することは希だが、医療従事者や保育士など、公立と私立の施設が併存する職種では、比較的よのあること対象の場合では、大球的よび発行が、共済組合法は総務省、雇用保険法は厚生労働省なので、改善される場合でが、共済組合法は総務省、雇用保険法は厚生労働省なので、改善される見込みが全くない。	個人	厚生労働省 総務省 財務省	国家公務員等については、国家公務員法等に基づく特別の身分保障により、民間労働者に比して失業が起こりにくいこと等から、雇用保険法の適用除外としており、国家公務員・地方公務員が在職している間の育児休業給付金等については、国家公務員共済組合法により所要の制度が設けられています。	公務員共済組合	各制度は、それぞれの制度に加入していた期間の資金に応じた保険料等で運営されて おり、育児休業取得等点で加入している制度における船付の要件を満たしていない場合 には、支給することは困難です。
779	令和3年5月26日	令和3年7月7日	支援等する際の 根拠として各種計	の政策を推進するため、ある いは財政支援等を行う際のよ りどころとして都道府県や市区 町村に策定を義務付けている 各種計画策定の数についてき ちんと実態を把握し、整理紡 を図るか計画で位置付け る。または策定すべき内容の レベルや項目を簡素化してい ただき、都道府県や市区町付 の事務の負担軽減、事務の効	関が都道府県や市区町村に対して財政支援等を行う際の根拠や政策実現のために法律で各種計画策定を求めたり、義務を課しているが、策定すべき計画が年々増加している。大体な一3年程度で見直しが繰り返される。極端応路、係ごとに何かしま計画を持っているので、毎年何かしの計画策定、見直し作業があり、せっか代計画を定めてもで、窓年から次の方で、世界があり、せっか代計画を定めてもで、窓中から次のと策定代集を繰り返すだけで毎年が終わってしまっている。何のため、年後があります。計画の内容が極少化され、何えば防災をとっても地域防災計画だけでなく、指述で弱者支援であったり期で土砂災害間候であったり、計画の内容が新り仕され、何えば防災をとっても地域防災計画だけでなく、指述で弱者支援であったり期で土砂災害間候であったり、計画の内容が特別としていて、の計画が影性して実効性の之にいるがあめ的な計画に終わってしまい、作ることが目的化していまっているもあめ的な計画に終わってしまい、作ることが目的化していまっているであるからが当時に終わっていまったが自身にある。	個人	内閣府	新たな計画策定の義務付け等が負担になっているといった地方からの声や、全国和事会の「地方分権改革の推進に向けた研究会」における計画策定の義務付け等の見直しを含めた地方分権改革の在り方についての報告、博を踏まえ、計画の義務付け等によって、必要以上に地方公共団体の自主性を強化し、自由度を拡大するという地方分権の報点から適当ではないとの認識の下、計画策定等に関する義務付け等の直しについて検討を進めるため、関係する条項の把握を行い、令和3年3月にその結果を公表しました。 全国知事会「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書(令和2年10月) http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/201029_houkokusyo.pdf 計画の策定等に関する条項について(令和2年12月時点) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/joukou.seiri.pdf	なし	計画策定の義務付け等に関する見直しについて検討を進めるためには、まずは、地方が現場で抱えている支障を把握することが重要であると考えており、「投棄募集方式」において具体的な支険を伺いながら、それを解消してい手立てを検討してまいりたいと考えております。 をおっている中の4年の投棄募集では、地方の御意見も踏まえで計画策定等・2年の乗の4年の場で、表示のようなとしているところです。今後、地方からの程を登録まえ、地方が登録を請え、地方が検定、

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
780	令和3年5月26日	令和3年6月16日	外国人の入国審 査について	により自動化される中、外国 人の出入国審査もAIを用いた 顔判別や、事前のオンライン	出入国者の多い繁忙期には、入国審査官が多忙となり、疲労から正確な 判断ができない可能性があります。 また、そういっちを忙さから、多の優秀な人材が離職しているそうです。 そして、正確さという面では機械による振別や、事前に手続きを行うこと で、余格を持った判断から、スパイの人国を防でとかできると思います。 入国審査官に対して深夜労働や長時間労働による影増賃金を支払うコス トや職員の労働環境の改善の面から外国人の出入国審査の機械化を提 案します。	個人	法務省	既に、IC旅券を所持し、短期滞在の在留資格で在留する外国人の出国手続において、 頭窓証ゲートによる出国確認を行っています。 また、上陸書音片時間を活用して前倒して個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得 するための機器。通称いイイオカートを導入し、上陸審査ブースでの手続を省略化して います。 そのほか、本邦に入る全ての船泊及が航空機の長に対し、あらかじめみPI(手前旅客 情報の提出を義務付け、要注意人物の到着を入国前に把握することを可能にしている ほか、航空会社に対して、入港前にPNR(集客予約記録)の報告を求め、入国審査に活 用しています。	出入国管理及び難 民認定法第6条、 第25条及び第57 条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
781	令和3年5月26日	令和3年7月7日	文がFAXで送られ	陸海空自衛隊の各部隊が保 有を送信することができる場本を送信することができる場本としたができる場本を増やし、都外とのやり取りを FAX主体から電子メール主体 に変更しなら長いたい。 このしなら関連 より、民間企業の業務効率化 が多少なりとも進展する。	また部隊から送られたFAXの中には解復度が悪いものもあり、不禁明な ために電話での再複説を余機などもれることから、再従の要員2名(自衛 隊担当部長他5名中)を充てて対応しているところです。 今春のコロナ第1歳の際においても、歴象防止のため自宅勤務を推進し ましたが、部品担当については出社を全備などれました。 今後、コロナを観に社内の業務効率化、人員配置の見直し、コスト削減 オース・アメースを終しませた。	民間企業	防衛省	情報保証の観点から、メールで送信することができない情報もありますが、それ以外の情報については、事業者とのやり取りをFAXのみに規定している規則や部外に電子メールを送信することができる端末数の制度を規定する規則はありません。ただし、部外に電子メールを送信することができる端末が全ての部隊等事務室に必ずしも設置されているものではないため、各自情隊では以下の対応となっています。 【陸上自衛隊】電子メールを希望される企業とは、電子メールを担い、FAXを希望される企業にはFAXで対応しています。部隊によっては節外に電子メールを送信可能な端末数が限られているため、FAXを使用せざるを得ない状況です。そのため、現状は、契約に関する企業とのやり取りの大半がFAXにて実施しています。 【海上自衛隊】 金ての部隊等事務室に必ずしも部外に電子メールを送信可能な端末が設置されているわけではなく、FAXを使用せざるを得ない状況です。 人の立め、現状な、FAXを使用せざるを得ない状況です。 【航空自衛隊】 描絡本部、各補終処の契約機関においては、業者等との連絡調整(契約手続きに関する資料の送付等)の手段として電子メールを選付して地球まなが限られた部署が多く、FAXを使用せざるを得ない状況です。		現行制度下で対応可能	部外に電子メールを送信することができる端末の整備については、端末の換装等に合わせた。追加配備を含め検討します。 当面の間は、電子メールでの送信を希望する事業者に対しては、他部局等が保有する部外に電子メールを送信することができる端末が利用できる場合には、その利用も含め可能な限り電子メールでの対応を行ってまいります。
782	令和3年5月26日	令和3年6月16日	通関業務の休日 対応	現在輸出入通関は平日のみ 対応、年末年始も長期間の停 止があり、非常に不便。 そのために輸売の薄り、過大 な在庫確保等が必要であり、 経済的(場合によっては機会 的)損失を生んでいる為、 段階的でも上日祝・ルンダー 上も休みではない年末年始の 対応を検討いただきたい。	コンテナ船入港後、現物を受け取れるまでに通関制約の為に日数を要している為、ロスとなっている。 土日税年末年制命の対応を少しでも拡大いただければその間緊急性のあるものだけでも受け取りもしくは出荷が可能となり、時間によって発生する各種ロスを促滅可能。 担当者様においては、交代でFlexibleに休日を取得いただき、対応いただきたい。 業務で輸出入に携わっており非常に不便を感じている。	個人	財務省	平日夜間・土日祝日であっても、恒常的に通関需要が見込まれる税関官署においては、開庁時間を延長して予め職員を常駐させることで、輸出入通関等に対応しております。 また、開庁時間外であっても、事前に届出を行うことで、輸出入通関等を行うことが可能です。 (参考)各税関・官署の開庁時間、開庁時間外の事務取扱い(税関HP) https://www.customs.go.jp/tsukan/jikangai.htm	関税法第98条	事実誤認	制度の現状欄に記載の通りです。
783	令和3年5月26日	令和3年6月16日	と刑務共済組合	法務省共済組合と刑務共済組合を統合し、新たな法務省共 済組合」を作るべき。	全国の法務省職員が加入する共済組合は法務省共済組合と刑務共済組合がありますが、本省類正局や全国の境正施設に勤務する職員は刑務共済組合に、それ以外の大臣官房、民事局、刑事局、入管庁、検察庁やそれらの出土機関に勤務する職員は法務省共済組合に加入することになっています。しかしながら、人事異動によって部局間の異動があれば、加入する共済組合が変わるため、手検者に時間を要したり、保険証(組合員証)が手元にない期間が使じ、また一方の共済組合の異動によって解約しなければならなくなるなど、組合員やその共業を関係して利益が生じてる。同じ護物、中央台同庁舎ら号組入機)の中で共済組合を2つも運営するのは非効率であり、無駄である。	個人	法務省	法務省共済組合は、国家公務員共済組合法(以下「法」といいます。)3条1項に基づき、法務省所属の職員をもって組織する共済組合ですが、職務の特殊性等から策正管 区や刑務所などの矯正機関に属する職員をもって独立の刑務共済組合が設けられています(法3条2項)。	国家公務員共済 組合法3条1項, 2 項	検討を予定	法務省共済組合と刑務共済組合は、資産状況や福祉事業の制度設計の違いから、現時点では、統合することについて、組合員の理解を得ることは困難であると考えられますが、今後の両組合の運営状況の変化等も見据えて、慎重に検討していきます。なお、保険証(総合員証にこいては、異功の際、組合員等に不利益が生じないように両組合で調整を行い、早期の条行を行うようにしております。また、一部の保険商品等については、現行において、刑券共済組合から法務省共済組合などの他共済組合に異勤する際に、解約及び加入手続を要するところ、今後は継続加入できるようなスキームを検討する余地はあります。
784	令和3年5月26日	令和3年6月16日	または簡素化で費	くらいのアパートで0件も3つありました。回答が確認できない りました。回答が確認できない 家をまわりましたが、会えない 家は一緒です。夜は暗いとこ ろ(誰が住んでいるのかわか らないのに)行きたくありませ ん。調査員を体験した結果、ボ	商来授業しています。 町町村のやり方の向越からしれませんが、一倍 に 業務委託してほしいです。 (4)2世帯で住む家だと調査票が足りないと連絡がきます。 1件のためだけ に行き来で30分かかりました。非効率高きるので郵送すべきです。 (5)アパートやマンション、一軒家でも留守や居留守が多いです。ペルを鳴	個人	総務省	番号97の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
785	令和3年5月26日	令和3年7月7日	国、都道府県の重 複した調査物につ いて	国の政策や事業が起きた際に、国と物道保景から同じような譲者物が届く、 してできえ、人員配置を考えない政策実施を迫られているため、迷惑しているのに、それに重視した調査物を期限が短く要求されているため、現場は、イニックにでいる。 今の現場によ、自身削減された予算削減がされているため、業務所述をはいる数略がされているが、現場がされているが、現場がされているであり、業務が多岐にわたっており体間と関係がされているであり、実制が多岐にわたっており体間は理解してほしい。	・同じような調査物をなくす。 ・園、都道府県、地方自治体で開覧や更新できる情報ネットワークシステムの構築。 総道府県や地方自治体で開覧や更新できる情報ネットワークシステム ・一部を発展や地方自治体で成させないで、国が制作する事。 ・会計検査院などの時間がかかる調査の簡略化、廃止。 業務で大変なのに、迷惑この上ない	個人	総務省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担経済を「留意して対応しておりますが、統計調査として実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の景を事項を関係している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査の重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった基づき、他の統計調査の重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といったまた。令和2年6月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
786	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記情報サービ スを土日稼働させ てほしい。	しかしながら法務局で提供されているシステムは完全クラウド化で打化されているにも関わらず、土曜日、日曜日、国民の税日及び休日、年末年始代2月29日から1月3日まで)はサービスが休止、接動日においても午前8時3の分から午後9時までとなっている。メンテナンス時間の稼働停止は理解で	提案理由 1. 登記情報システムのユーザーは土日も閲覧、ダウンロードが可能にな 1. 登記情報システムのユーザーは土日も閲覧、ダウンロードが可能にな 1. 登記情報システムのようできないのは何も問題ない。また地番検索 クービスの元実によりプロが法務局に問い合わせる日の度は非常に少ない。 3. 現行のシステムは人を通さないシステムであり、稼働時間を増やせない理由や問題がユーザー側がらは理解できない。 投資金額は稼働時間の延長で問題なく、メンテナンスタイミングでの利用 不可は問題ない。例えばレインズというシステムは月末は登録できないようになっている。契約申請書類、最新の登記情報が必要な事例は非常に 多く、日本中で大幅な時間短縮が想定される。	株式会社 アシスト芦 屋	法務省	御提案にあるサービスの名称は「登記情報提供サービス」と思われるところ。 同サービス の利用時間は、 平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記情報の提供 の登記情報の提供 発 条	、検討を予定	登記情報提供サービスの利用時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応を検討してまいります。	
787	令和3年5月26日	令和3年9月10日	警察手帳の氏名 表記の統一	方法と一部異なる独自表記を とっており、海外出張時に支障 をきたすことがあるため、全国 的に、パスポートと同様の表	警察手帳の氏名表記(OH、O等の長音の表記など)がパスポート等と異なると、リモート会議や、国際会議の参加申し込みの、本人確認に支障を もかてことがあるが、警視庁においては、一部・ボン式とも現なる、システムで出力したものを採用しており、変更もできず、パスポートの表記との 一数は全く考慮されていない。 グローバル犯罪に対応するためにも表記方法の統一をお願いしたい。	個人	警察庁	警察手帳のローマ字氏名表記については、全国統一はされていませんが、基本的に ヘポン式としています。長音表記「O」、「OH」については、各都道府県警察においていず れかを選択することができることとしています。	なし	対応不可	警察手帳の氏名表記のうち、ローマ字表記をはじめ書体、漢字の旧・略字体等については、都道府県警察ごとに入事データのファイル形式、警察手帳作成システムが異なることから、全国統一をすることは難しいと考えますが、警察庁では、各都道府県警察によして、制定かいては、いずれかを見いていては基本的については、ともでは、いずれかを記して、して、との表記でのしたが、して、との表記の個別の変更の可否については、各都道府県警察の判断によるものと考えます。	5 対
788	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記簿サービスを 代表する行政ウェ ブの24時間化	21・00以降・休日にフローズ してしまう点を改善いただきた しても 利用時間に、十年前8時30分 から午後9時まで1です。 (※終了時間になると途中で 送受信が切開かれることがあ りますので、特に情報重の多 い差記信報を請求する場合に はご注意ぐださい。) をお、土曜日、日曜日、国民の 祝日及び休日、年末年始(12 月29日から1月8日まで)は	じつに、1週間のうち、62%以上の時間で稼働を止めてしまうウェブサービスは、こうした事業に従事する者のビジネスチャンスを減らしているので	個人	法務省	番号788の回答を参照してください。				
789	令和3年5月26日	令和3年6月16日	登記情報サービ スの24時間アクセ スについて	総務省がwebで提供している 登記情報サービスのアクセス 時間制限の撤廃について	総務省がwebで提供している登記情報サービスですが、官公庁の開庁時間と合わせて利用できるようになっている。インターネットサービスにおいて、利用時間の制限をかける意味がないと思われる。利用者の利便性向上を目的とするならばアクセス時間制限を撤廃して欲しい。	個人	法務省	御提案にあるサービスの名称は、法務大臣(法務省)が指定した法人が行う業務である「登記情報提供サービス」と思われるところ、同サービスの利用時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1 条	: 検討を予定	登記情報提供サービスの利用時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応を検討してまいります。	

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応 分類	
790	令和3年5月26日	令和3年7月7日	大学入試の出願、 推薦書類のデータ 化	原書	現在、公立高校で勤務しており、進路指導において上記の業務により生徒指導に耐ぐ時間を捻出できないため。 一部の大学ではすでに行われていますが、その数は十分ではなく、国が主体となって変えなければいまりの状況は変わらないと考えます。 導入した場合、以下のような効果が待られると考えます。 は大学側の美術削減 現行の高校生が受験書類を用意し、大学に郵送、大学側で処理するという流れでは、多くの人の手が入り、余分な人性費がかかつていると考えられます。 とユーマンエラーによる生徒の入学機会、学習機会の喪失を防ぐ上記に同様に人の手が入ればそれだけまスが起こり得ると考えられます。 ・出願、集計まて人の手が入ればそれだけまスが起こり得ると考えられます。 ・出願、集計まて人の手が入れがそれだけまスが起こり得ると考えられます。 ・出願、集計まて人の手が入れがそれだりまスが起こり得ると考えられます。 ・出願、表計まて人の手が入れがそれだりまるべきであるとない体制にするべきである。 ・上記と同様に人の手が入ればそれだけまスが起こり得ると考えられます。 ・出版、表計まて人の手が入る助かを立とないない。 ・生徒の性 薦書類を大きた、年代とないます。生徒の性 薦書類を大きなくまが、そんで表が「それば業務削減につながります。 ・人まる見越して部以上を助い者と表ができれば業務削減につながります。 ・人まる見述して部以上を助い者と表がいます。まで、手書きを指定する大学が多く、その部分にけての部以上をいます。までは、下書きのために多くの紙を使います。そのため、大学出版をしたとないます。までは、下書きのために大学出版書を大学に指示いただきたく思います。 としていることでは、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といましていることでは、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といましていまれば、「大学などのできないます」といます。 これば、「大学などのできないます」といます。これば、「大学などのできないます」といます。 これば、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といます。 これば、「大学などのできないます」といます。 これば、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といまれば、「大学などのできないます」といまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないます。これば、「大学などのできないます」といまないまないまないます。 これば、「大学などのできないます」といまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	個人	文部科学省	現在、インターネットによる出願や電子媒体での出願書類の提出を可能としている大学 が多くある一方、一部導入の進んでいない大学がある旨、承知しております。 能	別度 受験生の利便性を考慮し、多様な出願方法が設定されていることが望ましいと考えてお が、可 りますが、一部インターネットによる出願等の導入が進んでいない大学に関しては、可能 となるよう検討することを使してまいります。
791	令和3年5月26日	令和3年7月7日	公共調達に係る 入落札情報提供 の一元化について	公共調達についての入落札に 係る情報を一元的に提供でき るホームページの開設やメー	現在、国の各省庁や地方自治体で行っている公共調達についての入札 公告や公示、公開されている落札情報などは、それらの情報を収集し、入 札等に参加としている各企業・団体等では、各省庁や各自治体ことの ホームページをそれぞれ各領に関気に付ればならず、膨大な手間とコ ストがかかっている状況にある。また、各省庁や各自治体によいでも、 また、各省庁や各自治体においても、公共調達部門では、予定価格を享 定するにあたって、他省庁や他の自治体の公開されている落札情報を参 育に入手する際にも、電話やインターネットでの検索エンジン等を使用し ての情報収集にも限界がある。また、所帯の小さな都事においては、入札参加者が限られ、結 また、所帯の小さな都事においては、入札参加者を広く集めるのにも、自 部署のホームページ等のみの公告指載では、入札参加者が限られ、結 来、競争性が機能になかったり入札接合の温色となったり、名札金額の 高止まりの原因の一つになっている。 こうしたことから、それらの情報を一か所のシステムやホームページ等に 集物することで、利用者の情報検索や情報提供が容易になり、官臣双方 にとっての手間やコストの削減に番号することになると考える。 さらに、企業や団体等は、競争入札資格を登録の際に予めメールアドレス等の情報となる さらに、企業や団体等は、競争するとになると考える。 さらに、企業や団体等は、競争プ入札債権の指載をの分野情報や地域情報等のとなった。 報等)も登録しておき、該当する入札情報の指載をの分野情報や地域情報等のは 報等)も登録しておき、該当する入札情報の指載を同の分野情報や地域情報等のといた。 オールアドレス等・更新情報が発信されるような、機種的な情報発信をすると、サービスの向上が期待できると考える。	個人	総務省	世界最先端田園家 制造宣言・官民 データ活用推進基 本計画について で乗約・発信し、公共関連市場における事業者の参加機会拡充・柔軟化と、調達にかか 日本教手続きの開業化を目指し、「調達ボータル」を連用しているところです。 T化BPR推進チーム報告書(平成29 年5月19日)	政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る調達情報については、政府機関が電子調達システムを利用することで、調達案件が自動的及び一元的に調達ポータルに集約及び掲載される仕組みたなっています。他か公共団体の調達情報については、現外、一元的に集約可能な仕組みはなる自治体と個別の調整が必要となることから、対応可能な自治体と個別に必要な調整を行っていく予定となっています。
792	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国勢調査の手法の見直し	調査票の配布は郵送。安倍のマスクを配布するのと、同じ方法。 田舎はインターネットネット、郵送のようのと、同じ方法。 まのお、調査員の人件費削減、事務の軽減。		個人	総務省	番号78の回答を参照してください。	
793	令和3年5月26日	令和3年6月16日	役所のメール	れるメールは、添付ファイルが ある場合はセキュリティの世界 ではPPAPと揶揄されるバス ワード付き暗号化化ZIPにされ て送信されます。 これの扱いには内外(送信者/ 受信者)ともに苦労する割して キュリティには寄与しない馬鹿	国土交通省以外の事例は知りませんが、比較的広く使われているようなので、他の省庁も同様かも知れません。  PPAPがダメというのは以下の配事を見て下さい。  https://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/2008/23/news042_2.html  受信した者の環境によっては、添付ファイルが開けず、送信者と何度もや りとりをするという効率の悪る。  繊那リとかではないですが、行改の効率化という点で役所が取りやめることに価値があると思いますし、役所が除めればこの馬鹿なメールのやりと りが社会からも消えていくと思います。 また、これを終めれば、つまらないセキュリティーソリューションに使う予  募も減らすことができます。	個人	国土交通省	国土交通者におきましては、既に電子メールにおける添付ファイルの自動暗号化を廃止 けたしております。	国土交通省におきましては、2021年2月1日(月)に電子メールにおける添付ファイルの自動暗号化を廃止いたしました。
794	令和3年5月26日	令和3年6月16日	給食費と教材費等の集金につい て	が教材費等を集金しています	総食費と教材費を別々に集金されているせいで、保護者は引き落として 関する書類を2種類書かなければなりません。 引き落とし手数料も総食費は公費だから無料ですが、教材費はかかり負 担が大きいです。 また、未納になった場合には給食費については振り込みをすれば良いの ですが、教材費についてはわざわざ学校まで持っていかなければなりません。 盗金がある場合についても学校の場合はわざわざ学校まで取りに行って 領収書を書かなければなりません。 河野大臣は国や自治体への支払いはオンライン化するとおっしゃってい ましたので、学校への支払いについてはどうするのか気になったので提 案しました。	個人	文部科学省	給食費や教材費の徴収については、各教育委員会等でその管理方法が定められている なし 対応 ものと承知しております。	総食費や教材費の徴収については、各教育委員会等で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。 また、文節料学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
795	令和3年6月10日	令和6年4月12日	電子申請及び間覧サイトの集約について	電子・時間窓口・・個人の情報 を開催するサイが、グラバラに なっているものを集制した方が いいのではないかと思います。 例えば、個人向けの電子・申請・ 生意向けの電子・申請・情報閲覧はマイナポータルに な高向けの電子・申請・情報閲覧はマイナポータルに ズボータルマ)・情報を開ポータルの3のに集制し、それぞれの ボータルタウィーでの変々手続き、 ボータルタウィーでの変々手続き、	電子申請と情報閲覧を一箇所で行うことが出来るので、 毎回申請窓口を探したり個別に情報を見に行く手間が無くなり利便性が 向上すると思われます。 国や地方自治体、その他機関などからの情報を一元的に確認できるよう になるため、引越しやサービスことにメールプドレスを登録、解除する手 間が無くなります。 ほぼ金での電子申請をボータルサイトからできるようになった場合、手続 きを一つ選択するだけで目動的に他の必要な申請も行うことができるた め、手続きの手間を減らずことができると思われます。(例えば、引越しを 手続きの手間を減らずことができると思われます。(例えば、引越しを 手続きなどが一括で変更できるイメージです。) 選用面では、各サービスごとにバラデジったっし オーリティレハが統一され、セ キュリティレ、即係するシステムが1つになるため、最新のセキュリティ 対策を導入し易くなり、利便性を向上させつつ安全性も向上出来ると思わ れます。	個人	デジタル庁	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日間議決定)において、申請・ 届出等のオンプイン化については、原側として、個人のけにはマイケボータル、事業者等 の法人(個人事業主を含む、)の関係向けてはセーGのといった版存の共通機を活用 し、手続を所管する関係所省庁において各府省庁における具体的方針等に基づきオン フイン化に取り組むこととしています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
796	令和3年6月10日	令和5年5月17日	e-Gov等政府関係 システムの改善	政府関係システム(e-Go/等) のかシテナンス情報について、 所を各行もしくは政府CIのボー タルのWeb~ンドした総文 を掲載していただけないでしょ うか。	電子申請政府e-Govicて法令を閲覧しようとしたところ、『システムメンテナンスのため利用できない』盲表示されました。 しかし、「いつからいつまで利用できないのか」の記載はなく、内閣府、総 移名、政府にのボータルでも確認できませんでした。 また過去のお知らせも電子申請政府-Govi内部で行われていたよう で、メンテナンスのお知らせをシナテナンス中に関すできない接近です。 政府閣係システムのメンテナンス情報について、所管各庁もしくは政府 (ロスト等の面で目に見える効果は少ないかもしれませんが、利用者に伝 わりやすいよう改善していただけますと奉いです。)	個人	デジタル庁	各省が所管するサービスのシステムメンテナンスに伴う運用停止については、それぞれのサービスにおいて、ユーザー向けに周知が図られているものと承知しています。 所管省庁者しくは政府のボータルにも広報文を掲載してもらいたいとのご要望ですが、 政府にのボータルについては就にサイナ要が多くアレアーカイグ化されているぼか、 ユーザー視点で見ると、どのサービスをどの省庁が所管するのかを把握することは困難 と思われるため、一義的には、それぞれのサービス毎に適切に周知することが必要と考 えています。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
797	令和3年6月10日	令和3年7月7日	保護者の負担について	ナポ ウェールホーを用し	全国の子供がいる保護者やこれから学校へ行かす差い保護者達、未婚者に、PTAの印象や、負担かどうか、アンケートをお願いします、軽乗により継続か廃止かお願いします。 継続ならば強制しないよう改善をお願いします。	個人	文部科学省	PTAや子供会は任意団体であり、その在り方や活動については、それぞれの組織が主体的に決定、運営するものです。	なし	その他	PTAや子供会についていただいた御意見は、任意団体の運営に係る事項であり、各団体において主体的に御判断いただくべきものと考えます。
798	令和3年6月10日	令和3年7月7日	契約に使用する 登録印鑑の変更 の効率化	全省庁結一資格下に於いて契 約する契約書で使用している 代表者印に関し、代表者の主要となり年支契約機関に支 更となり年支契約機関を支 更をなり年支契約機関から、中央省庁と重 契約を実施している当市とき がりた、中央省庁と重か がし、中央省庁と重か がのに、東京都は、東京都に大きな のに、変更は諸連機関和をおり がのいた、変更は諸連機関和に提 出というのに、変更は諸連機関をおしま 出というのにようか。 上部機関に変更層が管理を 更れた場合という対策は取 れないでしょうか。 上部機関に変更層が重要を 変れた手るという対策は取 れないでしょうか。	個別契約に関わるものではない変更を、契約機関毎に提出するのは、申請書の作成提出コスト、添付する公的書間の準備コストなどが掛かる。官側においても内部コストの削減など代表機関一か所に提出になれば、これらコストの削減と時間効率が官民共に向上します。	民間企業	財務省	代表者の変更に伴う代表者印の変更届けの官公庁への提出は、会計法令で定められ ている手続きではありません。	なし	現行制度下で対応可能	代表者の変更に伴う代表者印の変更届けの官公庁への提出は、会計法令で定められている手続きではありません。 そのため、代表機関(上部機関)一か所に代表者印の変更届けを提出し、下部機関総 も含め変更を行う取扱いとすることは、各府名の判断で可能です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
799	令和3年6月10日	令和3年7月20日	建築基準法による 中間検査及び完 7検査の販格な 運用について	性善説に基づく運用を見直し 酸構な運用を行うともに、検 査体制自体のチェックを第三 者機関や、進化との高い行列 機関が行うべきである。また、 必要な関係機関の配置につい ては検討すべきである。	レオパレスの施工不良問題で、検査が形式的なものに過ぎないことが明らかになったのに放置されたままである。レ社1社の問題ではないかもしれないのに、大事にしたくないため、国土交通省は東界全体の再調査を息り、問題を操り作している。新震像接近所の教訓がまるで生かされていない。 また、行政改革というと公務員の数の削減ばかり話題となるが、日本の公務員数は欧米上比べ大変少なく必要なはずの検査が指的されたり、フェアな競争が細盟されているように思う、ブラック企業がはびこるのも、労働基準監督第二十分な職員がいないからではないか? 建築基準まごのいては、性ので類似のアパールをどについては、抽出でも良いので抜き対ち検査を行うべきである。今後のためにも、関係職員については、性悪といるというないないというないない。	個人	国土交通省 総務省	建築士は、建築士法において、工事整理者として、その者の責任において、工事を設計 図書と開合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかの確認を行うことと されています。 建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法において、工事着工前に建築計画の 法適合を確認し、中間検査・完了検査時に、現場の目機確認に加え、工事整理の状況 の書頭確認等により、施工された建築物の近額合を確認することとされています。 建築基準法第77条の31第1項に基づき、指定確認検査機関の指定権者である国土交 通大臣又は都追信機知事は、指定確認検査機関の指定権者である国土交 通大臣又は都追信機知事は、指定確認検査機関の指定権者である国土交 19年の法改正により、同決第77条の31第2項の規定を新設し、特定行政庁についても 国と同様「立入検査を行う機を付与しております。 指定確認検査機関における確認検査素系を行う資格を有する確認検査員の数につきま しては、建築基準法、高く代指定維度基準適合判定資格を機関等に関する省令第 に次に基づき、当該機関が与来る単度が同じませ	第7条の3 第7条の4 第7条の4 第77条の31第1項 第77条の31第2項 建築士法 第1条 第2条第8項 建築基準法に基道 (指定建築基準法と基準 合判定常格者特別	現行制度下で対応可能	レオバレスの施工不良問題を受け、「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する 検討会」において、主な発生原因の分析と再発防止策の検討を行いました。この検討を 踏まえ、具体的には、検査制度や工事整理制度について以下の対応を実施しております。 ・質資共同住宅の工事整理を適正化するため、「賃貸共同住宅に係る工事整理ガイドラ インルを策定し、工事整理の実施状況を中間・売了検査で確認。 ・「大手賃貸共同住宅化給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針」を 策定し、対象事業者の対応状況を定期的に確認。 ・・大事賃貸井的企程総事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針」を 策定し、対象事業者の対応状況を定期的に確認。 ・・特定行政庁(中間検査の工程指定を要請。 国土交通省及び都設庫保は、定期的に建築基準法第77条の31に基づく指定確認検査 機関への立入検査を実施し、確認検査を構めのチェックを行い、不適切な業務が行われ ている場合は基準に従って処分しています。 国土交通省及び都設庫県が実施する上記の立入検査において、確認検査員の人数 が、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第16 条の規定に適合していることも含め、検査しています。 以上のような取組を含め、必要な検査体制を構築しています。
800	令和3年6月10日	令和3年7月20日	警察と入国管理 局との情報共有	警察と人国管理局との間で、 出入国者についての情報が共 有されていないと、聞きました。 から、からで、外国人によ る犯罪も増えていますから、情 領を共有して、犯罪をする恐 れのある人の、別を訪いが、 リ、入国した。受きるようにすれ ば良いと思います。 ば良いと思います。	外国で前科があるとか、以前来日した時に前科があるとか、 指名手配されているとか、そういう情報を、警察と入国管理局で共有して いれば、入国と出国の時に特定しやすくなり、国内での外国人による犯罪 を減らすことが出来るでしょう。 すでに情報を共有しているのなら良いのですが、していないと聞きました ので、意見をさせて頂きます。	個人	警察庁 法務省	出入国在留管理庁では、出入国管理における情報収集及び分析の中核組織として設置された出入国管理インテリジェンス・センターにおいて、警察庁等国内外の関係機能 情報共有を推しており、国際的なテロメストの情報等。各種精整を収集し、出入国 在留管理庁保有のその他情報と合わせて高度な分析を行い、その結果を空港等の地 カ上入国在留管理書等で活用するととにより機体な水際対策を実施しております。 そのほか、不法滞在者「偽装滞在者対策を推進するために、警察庁等の関係機関と相 互の情報提供や内偵測室の相互補完を行うなど、協働関係にあり、出入国在形で での調査の過程で犯罪行為の端緒を得た場合は、警察庁等の関係機関に対して積極 的に情報提供を行っております。	出入国管理及び 民認定法(昭和26 年政令第319号)第 61条の7の7及び	現行制度 下で対応可	制度の現状機に記載のとおりです。
801	令和3年6月10日	令和3年7月7日	本学生支援機構	機構により奨学金(以下、「奨学金」という。)の貸与を受け、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現状、奨学金の返済について、口座変更等の手続きの際は原則として書面での手続きを求められている。押印はもちろんのこと、住所なども同書毎十で空回の記入、接替口座所有者・奨学金貸与者を求められており、非常に預難である。提案にも配配のとおり、インターネット上で諸々の手続きを行うことを可能にすれば、奨学金借用者による円滑な返済も望めるとともに、当該機構の人件費制減率にもつながると思われることから、本件を提案させていただきたい。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において 口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受 付を行っております。	なし	検討を予定	令和4年度以降、順次、インターネット環境での口座変更が実施できるよう、日本学生支援機構で準備を進めていきます。
802	令和3年6月10日	令和3年7月7日	非常勤労働者の 賃金・処遇改善の 構築窓口の一本 化	非常勤労働者が賃金不払いを 相談する先は労基署の「方面 面」という部のでが、処遇の 善を相談するたは「雇用環境 均等部」といころです。 賃金と処遇とは切っても切り離 せないもので、それを別々の 部局に相談しなければならな いのは時間の無駄だと思います。 相談先を一本化していただき たいです。	私は北海道大学で7年非常動講師をしていました。 新型コロナの影響で、所属する大学は開講日を選らせ、オンライン授業 を実施することわりました。その観見、非常動の契約期間も変更されま した。担当した授業コマに対する支払いはなされましたが、実際の開請日 以前から、オンライン授業業的からは、今までする必要が勝ったき 総や準備などで非常に多くの時間を費やしました。しかし、その分の支払 はなされていません。常動の方は毎月後も方出て、健康も勤務先がカ パーしてくれますが、非常動にそんなものはありません。 ・分離基準監督第三日報ぎると、これは「既任の労働」だということで、そ の分の政法となっているで、実際関始的でから、「難金として大学が行ったオンラー イン授業に向けての体験をかの服务がことであり、新生となったが、支払っても らえないようです。契約開始的だから、「難金として大学が行ったオンラー でした。 およりまました。 およりまました。 およりまました。 およりまました。 およりまました。 はこれが保せません。非常動の契約は1年で、毎年新規に契約しな おす形式でした。これを7年繰りか点といいとのですが、今回は3月31日で 前の契約が切れ、本来は4月1日から契約が貼るる予定だったのに実際 の開議日の5月11日から勝当日と勝りに まずした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施がした。 第年数の実施が、他のでは、 第年数の実施が、他のでき、 第年数の実施が、他のでき、 第年数の実施が、他のできなが、 第年数のまたのですが、 イロがによった。 第年数の実施が、 日本の対した。 第年数の実施が、 日本の対したのですが、 イロがによった。 第年数の実施が、 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本の対した。 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが、 日本のが 日本のが 日本のが 日本のが 日本のが 日本のが 日本のが 日本のが	個人	厚生労働省	労働問題に関する相談については都道府県労働局等に設置されている総合労働相談 コーナーにおいてアンストップで受け付けており、相談内容に応じて、情報提供等を行う とともに、専門的な回答が適当であるもの又は監督権限の行使、行政指導等の実施を 求めるものは所管担当部署に取り次てことしています。取り次ぎを行うに当たっては、 取次先・相談者が織り返し同一の質問等を行うことのないよう。所管の行政機関名及び その所を他について正確な情報後持を行うだか、必要に応じ、取次先の担当者に連絡 し、相談内容の概要を口頭等にて伝えることとしています。	の解決の促進に関		制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答	10	10.4.2.7.11.1.4.4		提案		所管省庁の根	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類 対応の概要
803	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ハローワーク改革	なのか分からないため、どっち みち自己責任ならば、職業相 談コーナーは民間企業に要求 きと考えます。現在の状況は 求人票に大幅な相違があって も事業所が法律違反を犯して	現在は公共機関として求人を受理しているため、あらゆる求人を会社の 意向に沿った求人を受理しているため、計欺求人が操行しておりそのしか ませが求職者に意金低下や本人の希望とおりの仕事に就けないというこ とがおこっており、早期の離職に繋がっております。(中が受理した通り 応募しているのにもかかわらず)もっと版格な求人の取り扱いになるには 選密コネトが安、職員によって言うことが違うことによるトラブルが少なく なると思います(競争原理で淘汰されるため)現在は不適切な対応をして いる職員は淘汰されず、より良い労働行政の連営に繋がっておりませ ん。	個人	厚生労働省	雇用保険制度は労働者が失業した場合や、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の保産のために必要な給付を行う制度です。一方で、年金制度は、将某高齢で働けななったときや、重い確害を負ったとき、一家の大量は批が亡くなったときなどに、本人や残まれた家族に年金を支給することで生活を保障する制度をあり、制度教育が異なります。ハローワークは、障害者や生活を展題を発者の方ととの歌聞と思い、地域の総合 防屋用サービス機関として、職業を残損を発者の方との歌聞と思い、地域の総合 防屋用サービス機関として、職業を発し、国内教育とのでは、実施しています。1、10条約第88号第2条においても、「職業安全機関は、国の機関の指揮整度といる事務を一会の企業を不健康と力を表するとされています。一方とコーヤンキャルリアコンサンルディング表別については、民間人村ビジネスが協えを受理しない。セラーヤンキャリアコンサンルディング表別については、民間人村ビジネスが協えを受理しない。大き一年金法、厚生年金法、アスの受理について、ハローフーグは、原則として、全ての水りの申し込みを受理し、職業会定法、厚生年金法、東スの受理について、ハローフークは、原則として、全ての水りの申し込みを受理しな、戦争後を設定といる方を引からまた。メルの中込みがなされた際には、求人者に確認を行い、末人・競争を受けれています。カローフークで設備を対しています。カローフークに対している大の場が実際と進っていたことが明明した場合には、担当のハローワーフにおいて、事実を確認のし、会社に対して足に指導しています。メルローフーフにおいて、事実を確認のし、会社に対して足に指導していまります。また、永人への応募については、ハローワークインターネットサービスに掲載している情報に基づき、直接収入者に応募いただくことができます。また、水人への応募については、ハローワークインターネットサービスに掲載している情報に基づき、直接収入者に応募いただくことができます。	間委託につってす。引き続き、国、民間等それぞれの強みを活かした効率的な職業紹介業務の運営 いて】 に取り組んでまいります。
804	令和3年6月10日	令和3年7月7日	提覚障害者の教育を指し 育の教育資格に 係る監制/理療 科に関して)	接掌支援学校の理療料の教 員に厚生労働省管轄の教員 養成施設にで「あん原マッ サージ指圧師、はり師さの前 直通科教員の資格を取得した者も教授出来るようにずるこ と。	厚生労働省管轄の国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の理療教育部においては、文部科学省管轄の資格である「特別支援学校自立教科教師程免許、代理例と持つた者も、伊労省管轄の教養養成 施設で「あん席マッサージ指圧師」はり師きゅう師普通科教員」の資格を施設で「あん席マッサージ指圧師」はり師きゅう師普通科教員」の資格を解して、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開いて、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を開い、日本の登録を明め、日本の登録を明め、日本の登録を明め、日本の登録を明め、日本の登録を明め、日本の登録を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明めり、日本の表記を明め、日本の表記を明めり、日本の表記を明め、日本の表記を明めり、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明めり、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明めり、日本の表記を明めり、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を明め、日本の表記を	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、特別支援学校の教員は相当する免許状を有する者でなければなりません。 教科の領域の一部を担当する場合は特別非常勤請師制度を用いて教職課程を経ていない方も理像にを担当することができます。 公立学校教員無別裁において発計校を有しない社会人等を対象として社会人特別選者を実施し、専門的な知識・技能を有する社会人等に対して特別免許状を授与する等の取り組みを行っている教育委員会もあります。 特別支援学校自立教科教諭(理像)の免許状については、「あん庫マツサージ指圧師免許を決計をする。 特別支援学校自立教科教諭(理像)の免許状については、「あん庫マツサージ指圧師免持た。 計「はり師を決計をするで有している場合は、文部科学と既が指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に「年以上在学したことをもって取得が可能です。	教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、特別支援学校教諭免許状取得のためには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教育に関する内容の特別支援教育に関する科目について学修することで、特別支援学校教諭に来かられる資質能力を身に付けることが重要であると考えています。そのため、「学校教育法、研和22年5月31日法律第26号)」で規定される特別支援学校の教員を持収を有する必要がことはます。 現行制度 下で対応 ロ
805	令和3年6月10日	令和3年7月7日		国の施策の効果を図るPDCA サイクルの検討においては、 1、終者省にも数文業評価制度 セス) 3.雇用保険二事業制造会(厚 学者労働保険制)会計のも) と、とりわけ厚生労働省(労働 侵険特別会計)においては受験の検討会が実施され、評価 検系が重視しており、厚生労 働名の職員はそれぞれの作 来方。これは、各評価 大き、これは、各評価 成した資料や確認した内容に 流用できるものがあれば流用 し、作業の重複を削減する。	1から3の作業は、それぞれの組織から毎年作業依頼があり、いわゆる原 課の職員は本来業務とは別にから3の所定様式を作成する作業に強力、株 特に最近は本様式を作成する作業に終しており、来次目的である施策の効果的な見直しに質するような作業となっていないものもあると 迷じています。 このため、1から3を一本化され、重複が改善されることで、以下の効果が得されます。 本来の目的である施策の効果的な見直しを行うための時間の確保が可能となる。 b.職員の精神的な負担が軽減され、霞ヶ間の人材の流出を抑えることに繋がる。 のまりの精神的な負担が軽減され、霞ヶ間の人材の流出を抑えることに繋がる。 は関いの構造の対象時間が減少し、国費の負担を抑える事に繋がる。 (参考) 11 総務省による政策評価制度 https://www.goumu.gojp/main,sosiki/hyouka/seisaku,n/portal/index.html 2-行政事業レビュー(公開プロセス) https://www.gyoukaku.gojp/ 3.風用保険を事業制態会(男労省労働保険特別会計のみ) https://www.mhw.gojp/stf/seisakumitsuite/bunya/koyou,roudou/koyou/koyouhoken/koyouhoken04/index.html	個人	総務省内閣官房厚生労働省	放業評価制度は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づき、各行政機関が行う政策の評価に関する法律の表情を対している。ともを基とする制度であれて、これは、効率が良効素とでは、対象の企画立案・実施に役立てもことを基とする制度で、力は、効果が良力機が、というとは、対象の企画立案・実施に役立てもことを基とする制度で、力は、効果が良力機が、というと目的などを表していて、と目的な事業を持ちられている。と目的ないません。 「一般の上げずら行政の説明現住を終していくと目的などの表現を持ちらむです。」 「一般を表している。」というというというというというというというというというというというというというと	各々、引き続き、各府省の負担の軽減等に努めていきます。具体的にどのような重複が
806	令和3年6月10日	令和3年7月20日	源泉徴収票・給与 支払報告書の提 出場所	専従者の年末調整をすると年 明けに税務署へ「源泉徴収票 等の法定調査合計表」 市役所へ結合支払報告書」「総括表」をそれぞれ提出しま す。 内容はほぼ同じです。 1つの様式でけか所提出とし、 内容は末もでから残れてもらえないで しょうか。	年明けに専従者の年末調整用紙の提出で税務署・市役所へ行きます。 税務署と市役所の記入項目は類似しているのに、それぞれ提出します。 個人番号を記入しているのだから一括様式で共有してほしい。	個人	総務省 財務省	平成29年1月から、税務署へ提出する「給与所得の源泉徴収票(法定調書合計表を含む)」及び市前村・提出する「給与支払報告書(総括表を含む)」については、eLTAXを利用していただくことで一括で作成し、送信することができる電子的提出一元化の仕組法施行規則よかととのっています。	対応 制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				主体 がここ 制度の現状 該当法令等 対応の 対応の振悪						
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由		所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
807	令和3年6月10日	令和3年7月7日	公立学校の給与 事務等の押印廃 止	公立学校の給与事務等の押 印を廃止する。	複数の学校の事務を共同して行う共同学校事務室制度が出来たが、給 与関係の決裁をするために押印が必要で至急の事例では、はんこそひと つ買うために事務職員が他の学校に行かなければならず業務が多忙化 している。 学校と家庭の連絡のデジタル化も教員がやみより、善設からパワニンを 使った事務処理に慣れている事務職員が中心となり推進するべきだと思 うが、効率の悪い業務が多く手が回らない状況であるので改善を望みま す。	個人	文部科学省	番号752の回答を参照してください。				
808	令和3年6月10日	令和3年7月20日	国勢調査の在り 方、やり方につい て	もとに台帳を作成し、国勢調査 員への事前配布資料に反映させる、5年に1度なので海外留 学生には学校でこのような調	中回は上めて町内会長に依頼され国勢調査長になって調査方法が前近 いいですが、賃貸マンション、アバートの回答率が非常にです。何回 権役して結果提出されていませか。こんな水便の調査は意味があるの まず、調査長は担当地区を利当てられますが、どの家、都屋に実際生 元者が通路長はにいるかの情報におりません。カーランがついている。存置 仮ついているなどを得りに質問業を記ります。 地域となど得りに関係事を記ります。 は、この調査に同様のであるのですかっまた。この調査 結果をどんな政策に反映されているのか会く見えません。人手を利用す るにしてももっと効率的であるため、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは 結果をどんな政策に反映されているのか全く見えません。人手を利用す るにしてももっと効率的な方法があると思います。やるならもっと周知復信	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしているため、調査員が居住の実態を確認の上、調査書類を配布しております。 調査を円滑に行うため、マンシンの管理会が毎に対しては、地方自治体と造機し、 ボスター等の掲示、空空室情報の提供、調査員活動の支援などについて、協力依頼を 行っているところです。 また、テレビ、インターネッなどを通じた広報に加え、職場や学校、公共交通機関や小 売店等から関助調査を周知いただなど、各種企業・団体において、社内外に向けた調 査周知に神協力いただいたところです。	なし	その他	今回の実施状況を検証し、その時々に導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降 の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
809	令和3年6月10日	令和3年7月7日		観光庁の統計情報・白書の ページ・https://www.mlit.go.jp/kankoc ho/siryou/toukei/irikomi.html に掲載された内容についての 問い合わせ方法に電子メール を用いることができるように改 善を求める。	上記サイド https://www.mit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html の下部にあるにのページに関する間い合わせはこちら」と書かれた部分には電話番号とれX番号、小幅観念れていなり、電話での間い合わせはは同時対応数に限度があるし、電話をしている間まり近い。事項を均率されてしまう。要用したい等項を均率されてしまう。種子メールが主流となりFAXを透れる環境が操作させている現状となりになると適い合うせましか掲載されていない。菓子メールが主流となりFAXを透れる環境が操作させている現代社会において文章での間い合わせ先がFAXとかないのは非合理的である。電子メールではいるまちまでは、現代主要のである。コーストが判論で、中代に合うでは、対しているがある。また、FAXと選出ストが判論で、時代に合うではでは、なる。また、FAXを選出ストが判論で、時代に合うでは、中代に合うでは、現代主要にないです。また、FAXを選出ることにつながる。	個人		問い合わせ先として、電話番号及び担当者直通の内線番号のみ記載しています。 なお、FAX番号は削除済みです。	なし	対応	令和3年6月中をめどにメールアドレスを問い合わせ先として追加記載します。	
810	令和3年6月10日	令和3年7月7日	教職員の時間割 作成業務につい て	教職員の1週間~1ヶ月の時間 割作成業務をなくしてほしい。	学校現場では教員によって1年の時間割が年度当初に作られ、それをもとに適用していくが、教員の出張や年休に対応するため時間割を変更する担当がいる。 その担当者も当然授業や部活動の指導にあたるため多忙であるが、その時間割作成の業務のために、残業や家に持ち帰って教材研究を行うことがあり、より多忙となっている。また、授業準備に時間が取れず、本来の業務である、生徒児童への授業に支険がきたしていると考える。 時間割業務については、学校活動ではあるが、教員が行うような専門性の高い仕事とは考えられず、それ専門の職員を設置したほうが業務の効率化および働き方改革につながると考える。	個人	文部科学省	各学校が行う時間割の編成などについては、学校における子供の生活時間を、教育課程の指導内容や授業時数との関係でどのようにデザインするかという観点から行われるカリキュラム・マネジメントの一部と言えず、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要教育の内容等を契制等機断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を経価してその改善を図っていくことが立ませていくこと。教育課程の実施状況を経価してその改善を図っていくことがどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくがリキュラム・マネジメントに努めることが重要です。また、文部科学省として、教育の業務会担の製造については、公立小学校でおける35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、支援スタッフの活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精査・削減などの様々な取組みを推進しています。	小学校学習指導要	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載の通り、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが重要です。文郎科学省として引き続き、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。	
811	令和3年6月10日	令和3年7月20日	恩給妥給者死亡 時の矢権時給与 金の申請における 法定相解情報 いて いて	恩給受給者死亡時の失権時 給与金の申請、総務省所管) において、死亡者、前東者・先 順位の相続人がいないことの 申立書が添付書類として法定 相続情報・型図を利用できる ようにするべき。	思給受給者死亡時の失権時給与金の申請(総務省所管)において、死亡者・請求者・先順性の相続人がいないことの申立書が添付書類となっています。 相談が発生した場合、法務局で相続人の一覧を戸籍から作成する法定相談情報証明制度が平成29年5月29日から始まっています。これは、死亡者の構造と必証するものです。相談整部・李金手続き・金銭機関の相談手続きなどで利用されています。これにより、戸籍などの東が各種手続きなどで利用されています。これにより、戸籍などの東が各種人物とでは、投制につています。 しかしながら、思熱受給者死亡時の多権時給与金の申請では、わさかり用できないと思慮されています。 しかしながら、思熱受給者死亡時の多権時給与金の申請では、わさかの利用できなしと思慮されています。 とかこの中間では、なり、使利により、これのかわかりませんが、緩割り行政の事がの典型ではながと思います。 相談を記さ、年金子手続きと同様に法定相談情報を利用できるようにすることに、法定は影情報は、選手の判別になります。 ものに、法定は影情報は、第年の一般では、またまり、ユニークな番号も付番さらにより、「金子手続きと同様になり、「金子手続きと記載することで添付を不用にすると、「古にコ人を関連なども、「本と対して、日治体がいう事態では450円、死亡者の除籍では750円必要ですが、法定組続情報・覧図は無料です。	個人	総務省法務省	恩給受給者が死亡し、失権時給与金(未支給金)がある場合、失権時給与金の受取を 希望する恩給受給者の相続人が請求手続きを行う際は、請求者の戸籍謄本又は戸籍 抄本を総務省に提出することとなっています。	恩給給与細則第11 条件不動產登記規則第 247条	検討を予定	いただいたご提案については、法定相続情報―質図の利用を定めた法定相続情報証明制度の趣旨や、これまでに法定相続情報―覧図を請求手続きの添付書類として導入した事例等を踏まえつつ検討を行ってまいります。	
812	令和3年6月10日	令和3年7月20日	NHKの解約手続き の異常さ	様に、せめて解約書類送付は	NHKふれあいセンターに解約の書類を送る様にお願いしたら、決まりで解約予定の前月でないと送る事が出来ないと言われた、解約手続きは、NHKから解約書類の送付受付から始まると説明をされた、しかもHKが解約書類の受理するまでは受信料を納める必要があるらしい、	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信 契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うことになり ます。	放送法第64条第1 項	その他	具体的な解約手続の方法については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われることから、まずはNHKにおいて検討すべきものであると考えます。	
813	令和3年6月10日	令和3年7月20日	マイナンバーカー ドによる投票	マイナンバーカードを保有して いる人は、景客りのコンビニで 選挙の投票ができるようにす る。	マイナンバーカードを保有している沖縄の単身赴任者です。 配偶者が東京に居住していて、私の住所は東京になっています。 長年、単身赴任をしていて、仕事の事情もあり選挙権を行使することができません。 先日、マイナンバカードを使用して住民票を沖縄で入手しました。とっても、便利でした。 他別でした。 私のような単身赴任者ではなくても、選挙の投票はコンビニでできるのではないかと思いました。 選挙の効率化 非接触型の役票 マイナンバーカードの普及などが期待できます。	個人	総務省	マイナンバーカードを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。	なし	検討を予定	投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき 重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	

番号	所管省庁	回答	担空事項	担実の具体が内容	提案理由	提案	<b>正</b> 华小士		所管省庁の村	食討結果	
甘万	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	使来哇田	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
814	令和3年6月10日	令和3年7月20日	医療機関に求め	機能報告』の為に数値を国に 提出する事が求められていま す。 しかしその数値は現場の人 間からすると、3ヶ月毎に国に 提出しているDPCデータ内に 既に含まれている数値です。	地方の中小医療機関は、地域全体の人間が減少している為、当然ですが職員の減少も激しいです。 これは医師や看護師などの医療職のみならず、事務職でも同じ状況です。 少ななる一方の人員で、普段の業務をこなしているにも関わらず、あれ出せこれ地と国からは体を認動が義務付けられ、しかも締め切りは商股所請求の為に、既に提出しているDPCデータやレセブト情報をもっと活用して頂きたい。 足利のエデータから抽出する方が誤りもなく、現況に近い数値であろうと思われますし、欲しいデータが、好きなように好きだけ、しかもスピーディに得る事ができると思います。 そして、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 そして、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 そして、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 といて、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 といて、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 といて、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。 といて、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。	個人	厚生労働省	18 市島か成川(オリカ州により、株田村の地域) (18 市場の地域) (18 市場の域) (18 市場の地域) (18 市場の地域) (18 市場の地域) (18 市場の地域) (18 市場の地域) (18 市場の	における療養に要す	対応	病床機能報告制度においては、地域における病床の機能の分化及び連携のため、一 般病床・療養病床を有する病院又は診療所において、毎年度、病様単位で医療機和 可規状上でも変の方向、現在は2025年における医療機能)を選択と各部追済規制事に 報告いただくことされています。この報告の配配は付せて、提供している医療機能が明確 になるよう、病院の構造、設備、病疾数、人員配置、診療科、入院患者数、重度度、医 療・看援必要度、入院基本料、が心脳卒中・心筋梗塞等の治療状況、教急医療の実施 状況、リルビリテーションの実施状況等も報告いただくことともれていますが、これらはつ いてはNDBデータ等を活用し、それらのデータの教館を初期値として、報告画面に表示 することにより、医療機関における報告の負担軽減を図っています。
815	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国家公務員の働き方改革	国家公務員の時間外労働に おける規則を労働基準法と同 レベルの基準へ見直してくださ い。	国家公務員の妻です。 まじめなまは周りに助けを求めることもできず毎日深夜1時まで褒弊しな がら働いています。 もう何年も過労死ラインの10時間以上労働です。こんな働き方を続けて いては体を喰すのは時間の問題です。 まとむな人間の仕事ではないです。国家公務員に人権はないのでしょう か。 働き方改革の必要性を叫ぶのであれば、その旗振り役である国こそが見 本を示すべきです。 このような働き方では優秀な人材が集まらない、若手が辞めてしまうとい 優秀な人材の損々は国益の損失です。 河野さん、どうぞ真面目に早急に問題に向き合ってください。	個人	人事院内閣官房	番号615の回答を参照してください。			
816	令和3年6月10日	令和3年7月20日	総務省 SCOPE事業にて旅費計上 に関する改善		現状、特にインターネットで購入できる格安な宿泊代、交通費ならびに旅行バックは、ほぼボイントやマイルが付きされます。SCOOPEにおいては、このような方法で購入したものは、旅費として計上できません。かさかざ経費が高くなるような買い方しか計上できないのは、税金の使い方としては、コスト削減という意味において疑問です。ボイントやマイルの問題はおりますが、その旅程が間違いなくSCOOPEの目的であることが即できれば、問題ないと考えます。また、現在、GOTOトラベルで格をで旅行でおれば、問題ないと考えます。また、現在、GOTOトラベルで格をで旅行にたて使うべきではないでしょうか?不正を防ぐことのみに注力するあまり、本来転倒な経理処理を強要されることに、いち国民として怒りさえ覚えます。	個人	総務省	ポイントが付与される宿泊代や交通費並びにマイルが付与される交通費についても旅 費計上が可能となっています。	なし	対応	経理処理手続きの効率化・合理化のため、令和3年度の経理処理解説にて本項目は改訂されております。
817	令和3年6月10日	令和3年7月7日		https://www.touki-kyoutaku- online.moj.go.jp 稼働時間は24時間にして、 サポートする時間を限定する、 といった運用の方が良いので は。	運用が24時間でサポートは壓の時間だけという形態は広く一般的であり、 利用者の了承が得やすい。 サポートがなくても、24時間利用したいというニーズがある。	個人	法務省	規制改革の番号1161の回答を参照してください。			
818	令和3年6月10日	令和3年7月20日	統計の利用性向上	省庁間の統計利用の利便性 を向上させて欲しい。	データサイエンスが注目されている昨今で、統計を利用した各種分析を 行う際に、省庁をまたいさ統計の利用申請の審査が厳重で分析を始める まで時間がかかりすぎる。分析を始めてみないとわからないことも多々あ る中で、分析結果、統計を利用上影際の成果物をあらかにめ来してほし いというのは難題である。そのため、個票データのやり取りをもっと簡便に 手軽に利用できるようにしてほしい。	個人	総務省		統計法第33条第1 項第2号, 同法第 33条の2		制度の現状欄に記載のとおりです。
819	令和3年6月10日	令和3年7月7日	大学の謝金に関 する作業従事簿 の脱印鑑につい て	金を貰う場合、毎月作業従事 簿を提出しなければなりませ ん。それに押印しないと受け付	作業従事簿のフォーマットはexcelファイルであるのでパソコン上で編集可能であり、押印が無ければファイル送信まで含めて全てパソコン上で完結する。いかし現状だと押印前のファイルをブリンタで印刷して押印し、それをスマホのカメラで撮影してパッコンに転送、そしてその写真を基めるいう多重手間状態である。これが簡略化されれば学内バイトの需要が増え、学生の経済支援に?がると考えられる。	個人	文部科学省	御指摘の学生が提出申請する書類については、法令等において書面とすることを規定 しておらず各大学ことに内部規定や運用により提出書類やその方法を定めているところ です。 193	なし	現行制度 下で対応可 能	大学・学生間における連絡や事務手続きのデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、大学・学生双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、各大学が学生による手続き等について内部規則等で定めている場合には、各大学の実情を指えってつ。後期に応じて見遺しを進めていただくあっ、文郎科学者は、令和2年10月21日付事務連絡「大学等・学生間において」において、各大学へ依頼をしているところです。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の検討結果
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類 対応の概要
820	令和3年6月10日	令和3年7月7日	運輸安全委員会 の報告書記載内 容につきまして	海難事故調査は、海上保安 庁、海難審判所が行っていま すが、さらに無確安全委員会 も行っています。 多重行政となっており、無駄な ので、運輸安全委員会の船舶 事故調査したころ、国際的と活発 事故調金人ところ、国際的と活発 等なが、運輸安全委員会の船舶等な制 係者の出失を調査するよう提 言されていますが、運輸安全 委員会の船舶等な制修告書に は、何故か過失の記載が無 く、意味がありません。	運輸安全委員会の船舶事故報告書を読む機会が多く、その都度、疑問に 思っているのですが、何故、過失責任を問わない調査機関の報告書に鉛 名が明示されたまま、公表されるのでしょうか、過失責任を問う海難書判 所の採決書できて、おおっぴらに船を守示していません。 デンタルタトゥーが社会問題となっている現在、報告書に配を明示され た所有者にとっては、意成しないと言う運輸安全委員会の報告書が、您 成以上に関係者を書かしています。 減退書判所が船を在出さずに採決書を公表しても海難防止に十分役に 立っているのですかか。連載安全委員会の配舶事故報告書は、関係者を 後々まで苦しめるだけの意味のないものです。	個人	国土交通省	運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故等の防止及び船舶事 故が発生した場合における社会の軽減に客与するため、船舶事故等の原因及び船舶事 成まに伴い発生した場合に配ける社会の安全のための国際条約(SOLAS条約) 附属書において、 の安全のための国 源条約(SOLAS条 終約国に遷かが来められている「港上事故又は海上インシデントの安全調をのための 国際基準及び勧告される方式に関するコード(事故調査コード)では、事故等の防止を 目的として行われる事故原因の実明のための裏者は、その他のいかなる形態の調査から も分離独立して行うべきであること、本コードの調査は事故の責任を問うことを目的と したものではないことが明記されており、運輸安全委員会は、当然に国際ルールに基づ いた対応を行っています。
821	令和3年6月10日	令和3年7月7日	「登記・供託オンラ イン申請システ ム」の利用時間の 拡大	テムの利用時間が平日8時3	深夜時間帯の利用制限ならば民間のサービスでも行っており理解できる。ただ、平日に限られること、利用時間・夜間が含まれていないことは、利便性を著しく損なっている。司法書士のように業務として日中利用する。 市に実質的に限られたサービスになっている。法務者では相談を記を推進しているが、オンラインサービスの活用は、登記手続きのハードルを下げてくれる。司法書士を使うのは費用がかさが、書面申請だと正しくできるか不安という人が、オンラインサービスで所定の操作に従えば正しく手続きができるという利便性が、この施策に寄与するものと考える。	個人	法務省	規制改革の番号1161の回答を参照してください。
822	令和3年6月10日	令和3年7月7日	税関の組織について	東京模浜、大阪神戸税関それ ぞれの統合	常日頃国の運営誠にご苦労様でございます 税関の組織についての意見です 東京様浜大阪神戸の税関は海上貨物については東京湾大阪湾をメイン に業務を担当されていること思います(管轄区域を見るともっと様々な 地区も担当されてはいますが) 理名、東京後編末、大阪と神戸の税関はされぞれ至近距離にあるにもか かわらず組織が分かれています 湾や空港的に見ても例えば伝統のある横浜税関と神戸税関に結合して 様々な業務コストが削減出表るのではと一個人ではありますが感じました この統合は一般者務等に割く人的資源を国際港港として機能すべき東京 大阪両湾の週票業所と関り行る場合において効果があるとあれま す 様々なご都合もおありかと思いますが統合等についてご検討をお願い申 し上げます	個人	財務省	税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、財務省設置法第16条第4項に 最可。 東京湾及び大阪湾における税関業務については、一体的に業務を行ってきています。 東京湾及び大阪湾における税関業務については、一体的に業務を行ってきています。 財務省組織規則第 84条
823	令和3年6月10日	令和3年7月7日	長期気象予報サービスの一括化	政府系機関の気象庁で長期 予報サービスがあります (URL)。 https://www.jma.go.jn/jp/long/ ローラ、同じ返府系機関と思わ れる海洋研究開発機構でも長 勝予報サービスがあります (URL)。 http://www.jmstc.go.jp/aplin fo/sintex/seasonal/outlook.html 回 同じ校金を使うならどちらか1 つに一括化するべきです。	を超える予算等、国の借金が増加しているのではないでしょうか。 効率化することで、借金や国民の税金の負担が和らぐというメリットがあり	個人	文部科学省国土交通省	海洋研究開発機構 (JAMSTEC)で行われている最先短の研究で得られた知見を気象庁が季節予報等の実務に活用しているほか、気象庁が設置する「異常気象分析検討会 ※1.1海洋研究開発機構の研究者が参加するなど、両機関は連携して長期予報の高精度と低い取り扱いでいます。 二指摘の、気象庁が選供している長期予制と海洋研究開発機構が公開している長期予測は、目的・性質が繋びるものでおり、対容が重視しているからではありません。 異体的には、気象庁がは、気象業務法及び関連法令に基づき、法第十三条の一般の利用に適合する予報として、今第四条でどめれる争節予報(当日から一部月間、当日から三部月間、緩緩期、乗帳期、機構期等の天気、気温、降水虚、日間時間等の機括的な、気象業務法とのものも多節予報、当時時間等の機括的な、気象業務法を行って、海洋研究開発機構が公開する長期予測は、気候現象の発見・解明、気候変動の理解と地球技術の気候の予測可能性を改善するための研究開発を目的としています。 理解と地球技術の気候の予測可能性を改善するようの研究開発を目的としています。 世界の気候等が研究としているの研究開発を目的としています。 世界の気候等が研究としているような研究開発を目的としています。 世界の気候等が研究としているのような研究開発を目的としています。 世界の気候等が研究としているのような研究開発を目的としています。 世界の気候等が研究としているのような研究開発と目的としています。 「実際教験分析検討会」社会経済に大きな影響を与える異常気象が発生した場合にその発生要因等を分析するための外部有能者会議
824	令和3年6月10日	令和3年7月20日	本省において仕事のあり方	本省での仕事のあり方について会りにも多すぎる残棄時間、サービス残棄の常態代的、計入でも容数ない仕事量 勤務間インター・(いし1時間の確保を義務化してほか。 展しい仕事をするには休息が必要です。 人にとなんか一つもありません。 人にとなんか一つもありません。 インター・(ルロ1時間を義務化 することを提案します。 サービス残業の撤廃もお願いします。	インターバル11時間確保とサービス残業撤廃することによりホワイト化が 実現します。 優秀な人材確保にはホワイト化が急務と考えます。 経済効果、社会的効果も計り知れないでしょう。	個人	内閣官房人事院	超過勤務による職員の疲労の蓄積を防ぐための制度として、早出・選出勤務やフレックスタイム制におけるコアタイムの特例が設けられております。 「国家公務員の女性活躍とワークライフ・バランス推進の法とかの取組指針(「一成26年10

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
825	令和3年6月10日	令和3年7月20日	選挙 投票時間の 変更について	期日前投票時間を「6時30分 ~20時1から「8時30分~18時 に、当日投票的地で「5時~20分 時」から「8時~18時」に変更す る。	変更する理由としては 期日前校裏の18時~20時及び当日投票の18時~20時について投票 者数が少ないこと 2 投票で会人について、選挙への従事時間が長いたが投票立会人を受 諸する者が少なく、今後もますます少なくなることが懸念される。 変更することによって、選挙執行費用(はこ人件費が各削減できます。 者権者は、提案する時間帯に受棄所を開設しているから投票に任行ので あって、開設していなければ他の時間等、他の日に投票します。期日前 数票により取出り投票しやすなっているので、有権者は投票する気が あるのであれば十分投票できます。ただ、投票が最近ないがけです。 投票申は選挙の関心度によって変わるもので、投票の開設時間の長さに 左右されるものではありません。 また、投票で会人の従事時間を短縮すれば、投票立会人を引き受けていただける民間、人間考えると考えます。 な過運挙法では投票時間の後以上が去規定していますが、本来の投票時 間を短縮していただきたいと考えます。	個人	総務省	投票所は、原則として、午前7時に開き午後8時に閉じることとされています。	公職選挙法第40条	対応不可	公職選挙法第40条では、投票所は、原則として午前7時に開き午後8時に閉じるとされていますが、これは選挙人の投票環境を向上させるため、平成9年の改正で、従来午後6時に閉じるとされていたものを、現在の午後8時に閉じるともれたものです。ご提案については、選挙人の投票の機会の確保等との関係から、検討が必要です。	٤
826	令和3年6月28日	令和5年11月15日	会計、旅費、調達、文書管理シス	な予算をかけて、独自に会計、旅費、調達、文書管理等 のシステムを開発しています。 可能であれば、構築されてい る国のシステムに独立行政法 人等も統一化して政府全体の	本省庁では、すでに会計、旅費、調達、文書管理のシステムが構築されています。一方で独立行政法人等も莫大な経費を使い各独法等が独自にシステムを構築しています。独立性の問題はありますが、同じ政府内でのて、かさか独立行政法・の等が経費を使ってシステム構築するのではなく、国のシステムを利用できれば、経費削減、効率化につながると思います。また、独立行政法人等の中には下東が厳しぐシステム保護が遅れ、管理部門は様での作業のためテレワークもできない状況です。コロナ対策、働き方成本、デジタル化の意味でも、国のシステムへの統一化は有効なのではと思います。	個人	デジタル庁総務省	独立行政法人の情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な 方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)において、国、独立行政法人等の相互の 環境を確保する等のため、当該方針に準拠しつ整備及び管理を行うことともれていま す。また、独立行政法人の情報システムの整備・管理については、2022 年度に実施した 独立行政法人の情報システムに関する棚卸調査の結果について精査をおこなっている ところです。	なし	検討を予定	独立行政法人の情報システムに関する棚割調査の結果を精査のよ、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理を推進し、御提案の内容の検討も含め、国、独立行政法人等の相互の連携の確保等に取り組んでまいります。	1
827	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国勢調査の内容書き写し	上げますと、自宅に郵送された回答結果を調査票に書き写すという仕事は必要なのか? と言う話であります。紙媒体でないデータにまとめてあるものをわざわざ手書きでまとめる	回答してくださった方とその詳細(ネットのみ)が自宅に送られてきて、それ を調査表に書き寄せとのことでしたが、すでにまとめられて送られた情報 を調査悪に写す意味が分かりませんでした。時間の無駄だと思います。 ランとパンコンでファイルにまためるのでしよう」、概媒体で取っておきたい なら印刷すればいいのでは?まだ全て様で取っておいてデータがないな ら混札達ぎかと思います。この時間の分、手当に入っているむらその分を 附って他の予算に回すべきだとおもいました。何人国勢調査員がいるの かは知りませんが、予算としても無駄があると思います。	個人	総務省	番号768の回答を参照してください。				
828	令和3年6月28日	令和3年9月10日	車のOSSについ て	ないということのようで、重量 税は問題ないが、検査手数料 が国税ではないらしく、国税の	私は軽自動車の検査手数料もダイレクト納付を利用したいと思っているが、軽自動車の検査手数料は関化しないそうで、仕組みが違うからとうことでダイレクト納付もできないのだそう。 デジタル化を推進するなら、独立行政法人などの組織も、国と同じように 国税の仕組みを利用してほしい。	個人	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)において、現状国庫納付の仕組みを組み込んだマルチペイメントネットワーク(以下、「MPN」)による電子決済を利用しており、国庫金である重量扱の支払い手段としてダイレクト納付を可能としているところです。 一方で、軽自動車の検査手数料の収納帳間に経自動車検査協会であり、国の変入となり得ないため、重量投上は別の収納代行方式を組み込んだMPNによる電子決済を利用しています。収納代行方式を組み込んだMPNによる電子決済を利用しています。といれば、インクト的付の仕組みがないためATMやインターネットパンキングから納付する必要がございます。	なし	検討を予定	軽自動車を含む自動車保有関係手続においては、キャッシュレス納付等利便性向上に 向けた取組が重要であると認識しております。軽自動車の検査手数料のダイレクト納付 につきましては、軽自動車検査協会や関係機関と協力しながら実現可能性を検討して参 りたいと考えております。	t
829	令和3年6月28日	令和3年9月10日	検討会のYouTube	一方、コロナ禍により、多数の 検討会が「報道関係のみ」と	中央社会保険医療協議会など、一部の検討会ではYouTube配信を行なっておい、テレワーク環境下からも大変のかがたく感じたおります。 このようなYouTube配信の帰答広げて頂くことで、行政への身近な関心が 深まるものと考えております。 また、日頃でしい親負の皆様にとっても、効率化につながり、会場費用の また、日頃でしい親負の皆様にとっても、効率化につながり、会場費用の	個人		新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、審議会等の傍聴について制限を設ける一方で、 流 演事録の速やかな公開等により、議事の適時の公開に努めているところです。	なし	その他	いただいたご提案も参考にさせていただきながら、引き続き議事の適時の公開に努めてまいります。	:
830	令和3年6月28日	令和3年9月10日	警察署の免許の 住所変更につい て	免許の住所変更の際に、タブ レットやデータベースを活用して、同じ情報を何度も記入しな くてもいいようにしてほしい。 また、変更に要する費用を現 金以外で支払えるようにして (ほしい。	免許の住所変更を行なった際に、名前や住所の記入を何度も要求され、 非効率に感じたため。 おそらく、住所変更のみならず警察署で行う手続きがほとんどこのような 実態だと考えられるため、書類手続きの見直しをすることは、警察署に とつても事務業務の効率化につながると考えられる。 また、キャッシュレスに関しても、感染対策、業務効率化などメリットが多 し上、携帯しか持ち歩かない人が増えているため、置察署の利便性向上 のためにも早急に行うべきである。	個人	警察庁	住所変更により、免許証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の住所地 を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、変更後の住所の記載・記録を受けなけれ はなりません。		検討に着手	警察庁では、各種申請等の手続をオンラインで行うことができるシステムを構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、必要な添付書類の合理化等、手続自体の見直しについて検討を進めています。	:

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類		備考
831	令和3年6月28日	令和3年9月10日	介護保険経費の節約・削減の提案	(1)1次判定のコンピューターシ ステムを簡単にする。 (2)2次判定の「介護認定審査 会注を廃止する。 元れて、介護認定のスピードが 遠くなり、事務量が減り、全国 で、毎月20億、毎年240億円が 浮く。	(1)現行の、介護認定の1次判定システム(コンピューター解析)は、現場の意見を反映したものではなく、極めて複雑でありながら、現場にとってはない、極めて複雑でありながら、現場にとっては、おかしな判定になることもある。例えば、認知症がとどぐて体が動くと介護度が低くなるなど実態に即していない、現場のケアマネの意見を取り入れて、簡単で開催なシステムに変更すべき、現場の複数のケアマネが介護度を判定して、コンピューターは数値が異常でない限り、追認、補足するシステムで良い、また、現行の、筆記と体の記入と処理をやめ、初から、タブレットによる、電子入力にすれば、極めて事務が能率化、簡素化される。(2)そう)とう簡単明瞭な電子システムを構変すれば、外護設定審査会委員数は、約5万人おり、毎月2回開催(約6)人による会議が構成単位)され、報酬は2万円/回、無駄な時間が使われている。システム構築にあたっては、学者、研究者は、現場を知らないので、非実施的なシステムをつくりやすい。東対技げ外注厳禁。よほどの注意が必要。	個人	厚生労働省	要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行っています。 (参考) (参考) (参考) (参考) (参考) (参考) (参考) (参考)	対応不可	(1)要介護認定制度は、全国一律の基準に基づき、認定調査員により、認定申請者の心身の状況の調査を行い、その結果等に基づくコンピューター判定(一次判定)を行った上で、介護認定審査会における二次判定と組み合わせて要介護度を認定することとしています。 そのため、介護の手間の総量を専門職に代わってコンピューターで判定する現行の一次判定も、個々人の心身の状況を統計的手法を用いて客観的に把握し、介護の手間に応じて必要な介護サービスを公平に受けられるようにするために重要と考えています。 また、タブレットによる電子入力については、一部保険者にて、実施されていることは不知しており、先進的な取組事例として各保険者の判断で実施していただくことは、差し支えないと考えます。  (2) 介護認定審査会は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から根据され、委員による総合的な判断の下、認知証等の状況など個別の事情等も勘案し、一次判定の結果の修正を含めて、要介護度等について最終的に判定する主体であり、介護認定審査の事を自然では、一次判定の結果である。市前村は行護認定審査の審査及び判定の結果に基づき要介護認定等を行うこととしていることから、介護認定審査会自体を省略することは困難です。	
832	令和3年6月28日	令和3年11月4日	地方自治体にお ける資産管理台 帳の重複	地方自治体において、固定資 底の管理台帳として、 (回配定資産日報として、 (回配定資産日報23日に基づき 平成30年度と19年度) (2)公本財産台帳(地方財政 注ぐによる要求??) (3)学校施設台帳(電公新所管) (5)通路台帳(電台等) (6)その他理台帳(電台等) (6)その他理台帳の作成が行われており、毎年野新の負担 などの管理台帳の作成が行われており、毎年歌の負担 大きいものとなっています。 これらご乗券、整理することを 提案数します。	過去から複数の資産管理台帳があり、公有財産台帳と学校施設台帳などはいずれる作成することとなっていました。 しかし、平成28年度から地方公会計の制度に基づき固定資産台帳を新たに作成することとなり、固定資金台帳と公有財産台帳(こついてはほぼ内等が重複することとなりました。 学校施設台帳へ図商股台4帳などの各名庁所管の管理台帳(こついては地方自治体が作成し、各名庁に報告することとなっていますが、これらについては重複するところもあり、整理をできないかと思った次第です。	民間団体	総務省 文部科学省 国土交通省	(1)固定資産台帳は、地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効 活用のため、所有する全ての固定資産について、取得価額、新用年数等のデータを網 額的に配款するものです。 (2)公有財産台帳は、地方自治法で定められる公有財産の管理等のために、整備されているものであり、配數事項は法律で規定されておらず、地方公共団体において定められるものです。 (3)学校施設台帳は、「公立学校施設の実施調査要項」(昭和29年4月2日付け文部大臣・ 施及び運営に関する変更を担望することを目的に、毎年5月1日時点の状況を基に作成されています。 (4)公園台帳は、都方公共団体に関する資料を得るとともに、公立学校の施設の実施 題を把握することを目的に、毎年5月1日時点の状況を基に作成されています。 (4)公園台帳は、都方公共の協議第17条に基づき、公園管理者がその管理する公園の台帳 報表が運営に関する注意をして位置づけられる建築物の建築面積、主要な占用物件、区域の境界線など、都市公園法 法施行規則第10条に列挙されております。 (5)道路台帳は、道路法第28条に基づき、遺路管理者がその管理する道路の台帳を調 数することになっており、また、その記載事項は、遺路の種類や路線名、編員等構造等 道路法第28条 道路法第28条 道路法第28条 道路法第28条 道路法第28条 道路法第28条	(1)(2)(3)现 1行制度下 対応可能 (4)(5)事実 誤認	(4)さらに、公園台帳は、調書及以図面で組成されており、公園の沿牟の敬妻や民地と の境界線など、固定資産台帳とは異なり、公園管理を砂値に行う目的で公園管理者に 作成を義務付けているものです。公園台帳の記載事項は上記目的に必要な項目(都市 小園は体に利用でいるを「地方」とでは、日本のは、東京・大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	
833	令和3年6月28日	令和3年7月20日	災害時の避難所	災害時の避難所先の指定で、 「市区町村」と「都道府県」で区 分けして、「都道原県」の所有 物や管轄のものが選種所指定 になっていないので、指定して ほしいです。	現在、避難所指定先は「市区町村」の管轄である、小・中学校や公園などが指定されています。」の管轄である、例えば都立高校・私立病院などにしかした。「都道府県」の管轄である、例えば都立高校・私立病院などに関しては、広大な土地があるにもかかわらず。個別に一部の市区町村と所属する都道府県が協議し提牌することで一部避難先として指定されているケースがあるぐらして、基本的に指定されていません。しまり戻をはじめ、大都市園で大災者が発生した場合、現在指定の避難所だけでは、が設ねかえることが容易に思慮できます。 災害時に一新震設計された近くにある高校や広大な土地がある病院の形だけでは、が流れかえるで、お客は一部でした。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	個人	内閣府	災害対策基本法における指定避難所は、想定される災害の状況等を勘案し、災害が発生した場合における適切を避難所の確保を図るため、市町村が指定するよう定められて、災害対策基本法策49条の7 相定避難所となる施設について、被災者が一定の期間、避難生活を送ることができる施、災害対策基本法施設としての要件が定められていますが、市町村が保有する施設に限らず、都連病果や官公庁、民間の施設等も指定することができ、地域の実情等に応じて指定されています。		指定避難所は市町村が地域の実情等を考慮して指定することとしており、ご提案にある 都道存泉が保有する施設・私立学校が指定されている事例もあります。 国としては、指定避難所の確保に向けた市町村の取組が推進するよう、引き続き支援し ていきたいと考えています。	
834	令和3年6月28日	令和3年7月20日	航空局への書類 提出に関する紙 類削減について	所定の様式 なるものを提出することになっ ており1作業につきA4用紙で3 枚を運航情報管などへ提出し ている。 この3枚の書類提出を簡略化	毎日のように発生する作業では月30日×3枚必要となり毎月A4用紙90枚にもおよぶの事務用品の削減 事務費用削減のためカラー印刷を制限している会社では色が必要な部分には印刷をカラーペンで色付けをするよう航空事務所より要請があり人件費もかかっている 様々な人が出入りとする航空事務所へ直接提出する際の他者と接触をなくしたい 各社人員削減されている中このような無駄な人件費を見直すべき	民間企業	国土交通省	東京空港事務所あてご提出いただく「作業予定日報」については、令和3年5月10日から 一部事業者様を対象に、メール添付による提出を開始しております。	対応	「作業予定日報」のメール活付による提出は、令和3年7月までに全事業者様まで対象を拡大するよう計画しております。	
835	令和3年6月28日	令和3年7月20日	独立行政法人日本学生支援機構の書類について	未成年の学生は貸与奨学金 の増額減額の際、保護者の署 名と押印が必要なので未成年 者でも署名押印なしで増減額 できるようにしてもらいたい	貸与奨学金の減額をしようとした際に保護者の印鑑と署名が必要だったので手続きに地元が遠く一人暮らしのため、とても時間がかかってしまった。一人暮らしの学生が困っているので早急な対応をしてほしい	個人	文部科学省	日本学生支援機構の貿与型奨学金は、民法上、金銭消費資信契約にあたり、未成年者 が奨学金の月額変更を行う場合には、親権者の同意が必要となります。	現行制度 下で対応で 能	制度の現状間に記載の通り、未成年者が奨学金の月額変更を行う場合には、親権者の 同意が必要となるため、親権者による自署を必要としていますが、親権者による押印 は、令和3年4月から不要としています。 引き続き、学生等の手続きにおける負担軽減に努めてまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検討網	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対 分	
836	令和3年6月28日	令和3年7月20日	役所は新卒採用 から中途採用へ		民間経験がないまま新卒者が役所に就職すると、役人社会が全てで、民間の働き方や心情が分かりません。 許認可業務でお願いされていると、いつの間にか上から目線で融通が利かない役人になってしまします。 しかし、長い役人社会に慣れる占所信を忘れ役人の論理に馴染みます。 それを防ぐために民間軽線をした中間管理職を採用して新風を吹き込む事。 更に管理する立場の人材も民間から登用する事で組織の各年代に民感 寛が生かされ、国民との間隔のズレが知事でります。	個人	内閣官房 人事院 総務省	【国家公務員】 番号407(国家公務員)の回答を参照してください。 【地方公務員) 地方公務員の採用については、地方公務員としての標準職務能力及び適性を正確に判定することを目的として、新規学本者に限らず民間企業等の勤務経験のある方を含め、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採用試験が実施されています。 また、全体の奉仕者としての自覚や意欲並びに住民の視点を持ち、批の高い職員を育成するごとは重要であることから、地方公共団体においては、人材育成基本方針を策定し、職務や研修等を通じて職員の育成・能力開発を推進しています。	地方公務員法第19 現行	ルカインが表見 総務省としては、各地方公共団体に対して、各団体の実情に応じて、多様な人材の確保 ためるよか、新規学の表の採用に限らず、中途採用の結構的が推進に取り組むとう助
837	令和3年6月28日	令和3年7月20日	PTA廃止を希望し ます	小中学校の事実上強制加入となっているPTAの廃止を希望します。 本来は任意加入であり、入を しなくても子どもが差別的に扱われることがないということが 開知されず、入金届がなく人 学と同時にPTAに個人情報を ます。突破無がなく人 で集めた個人情報を行るという全日 で集めた個人情報を行れる日と で集めた個人情報を行れる日と した。事実上指否し難い。製 後の日のが持ち込んだPTAは自 浄能力は期待できず、国の構 遺産収置によってしか正すことは できません。多くの働く母親が 苦しんでいます。	共働きが当たり前となった現代で、PTAの負担がなくなることで多くの女性が子供を持とうと思えるようになると思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
838	令和3年6月28日	令和3年7月20日	西暦に統一	和号は判りにくいし計算が大 変なので、ので、公的な文書 は西暦に統一して欲しい。	例えば運転免許証。私の免許は平成35年の誕生日まで有効なのだが、 平成35年が何年後なのかにわかに判らない。令和に変わって調べる手 間が煩わしい。時間と経費の無駄。	個人	警察庁	番号630の回答を参照してください。		
839	令和3年6月28日	令和3年8月18日	公共事業の入札 指名参加手続き について	ます。 手順は、決算?建設業の経営	提案  ○県の様式を基本として各市町村に申請  ○県体式で補えない部分のみ始目様式の申請  ○提出明日に幅を持たせた日程  ○郷出明日に幅を持たせた日程  ○部市町村の持参のみの申請受付を郵送可能にする 以上を提案したく思うます、よろしくお願いします。	民間企業	総務省	規制改革の番号1231の回答を参照してください。		
840	令和3年6月28日	令和3年9月10日	連転免許更新	運転免許更新センター(熊本) での ・受付 ・支払 はGRコード受付、自動精算機 支払などを導入して効率的に 連用してほしい。	待ち時間がもったいない。 人が長時間無をり過ぎていてソーシャルディスタンスも確保できていない。 ・・人が受付するのをやめる ・・人が受付するのをやめる ・・人が受けるのをやめる ・受計は実新業者に記載したORコード受付など。 会計は事前ナッラインをはつの自動精算機支払いなど。 用紙は事前ナッラインをよびの自動精算機支払いなど。 対応できない人は会場で今まで通りでよいと思う。 受付、支払など行なっているスタッフも「日中同しことを繰り返しており、機様でも対応できる。人件費が無駄だと思う。 もっと別のことに入件費を使って欲しい。 スタッフの時間も、更新に来る人の時間も、すべて無駄にしている運用を改善してぼしい。	個人	警察庁	地方公共団体による手数料の徴収に関しましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより行うことされており、都道府県ごとの取組として、手数料の支払いのキャッシュレス化を進めているほか、インターネット予約機能の登録に着手するなどして、運転免許業務の円滑な実施及び国民の利便性向上を図っています。	22年法律第67号) 検討(	警察庁では、共通基盤を整備し、警察庁及び都道府県警察のこれまでのシステムを集 約 統合して、個々のシステム同士の連携を容易にするなど警察情報管理システム全体 の合理化・高度化に取り組んでいます。これにより、警察所管する行政手続のオンラ イン化等を可能とし、国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の 効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減を図ることとし ています。
841	令和3年6月28日	令和3年7月20日	事業所・企業照会 票の効率化	現在、総務省統計局が事業 所・企業照会を実施している が、この照会事項を、法人事 業概況設明書や定款等から取 得するように制度変更してほし い。	総務省統計局が行う事業所・企業照会の照会票に記入すべき事項は、 注入事業概況説明書や定款に明記されているものであり、総務省統計局 が他の行政機関等から情報提供を受ければ済む事項ばかりである。照 会票の作成、郵送、回答内容の入力などの事務にかかるコスト(株式会 社フューチャー・コミュニケーションズへの委託僚を含む)は、上記のよう に他の行政機関から総務省が情報提供を受ければ未来かからない無駄 なコストである。 本提案が実現すれば、企業と行政の双方の事務負担(人的負担および 金銭的負担)を軽減できると考える。	個人	総務省	総務省統計局では、行政機関等が事業所を対象とした統計調査を実施するにあたって、調査対象名簿作成のための標本抽出処理や母集団情報の管理等、統計作成業務の効率化を図ることを目的としまして、統計法第27条に基づき事業所母集団データへ二を整備しております。 この度の照会は、同データベース整備の一環として行うものでして、行政記録情報(労働保険情報)の事業・法人整定環情報(労働保険情報)の事業・法人整定環情報と基に新たに事業を開始されたと考えられる事業所の候補を特定の上、事業内容等について照会するものになります。ご回答いただいた財金票の内容は、同データベースの最新化(新設事業所としての情報追加)に利用されます。	統計法(平成19年 5月23日法律第53 号)第27条第1項	照会票に記入いただく内容は、事業所単位の情報となっておりまして、法人全体として の情報を収録した「法人事業概況説明書」や「定款」からは取得できないものと考えま す。
842	令和3年6月28日	令和3年7月20日	厚生年金から国 民年金への切り 替えの際の行政 対応	り替えの際、区役所の担当者 が都度都度年金事務所に電 話で確認する作業を撤廃し、 年金事務所と役所の双方で確 認、登録できるシステムを構築	海外転出や派遣社員として就業している関係で、国民年金から出たり 人ったりしていますが、その度に区役所の担当者が年金事務所に電話で 福彦する作業が必要となり、マニュアルなもののため間違っていることも あり、何度も電話でするなど、時間も手間もかりかかっていまった 不正確で無駄な時間を行政利用者双方に強いるのは時代錯誤だと感じ ます。 具体的な時間や工数に関しては、人によって異なるため記載出来ません が、私自身の経験では「回で30分ほどかったこともございます。 二考のほど、よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	現在、年金記録の確認については各市町村から年金機構への電話照会のほか、希望 に応じて可能型窓口装置を資与し、それにより年金記録を確認することが可能となって おります。	現行 なし 下で3 能	度 応可 制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>倹討結果</b>	
番号	号 への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
843	令和3年6月28日	令和3年7月20日		国税局の電子決裁の電子化 を進めてほしいです。	政府では電子決裁を進めていることと思います。 私は国税局に勤務していますが、国税局の決裁では電子決裁にもかか わらず、いちいも紙媒体のものも用意しなければいけません。 なんのための電子決裁なのかわかりません。形だけ電子決裁で、実質は 抵決機のままです。 また、合議先が増えれば増えるだけ紙媒体の決裁資料を用意する必要 があります。 一刻も早く紙媒体の資料が不要になることを望みます。	個人	財務省	「電子決載移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント開僚会議決定)に、各府省は、電子決載とすることでかえつて業務が複雑・非効率となるものや災害時などの緊急秩子を終して、表表連重上の様々な工夫によって電子決裁とすることがさるものは速やかに電子決裁とすることを基本として、電子決裁への移行を加速化するとされております。 当該加速化方針に基づき、国税庁で作成・取得する行政文書の特性を踏まえ、電子決裁への移行に当たり留意すべき事項を全国税局に対して周知しております。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおり、業務運営上の様々な工夫によって電子決載とすること が基本とされ、国投庁においても電子決裁の利用促進に努めているところです。 例えば、一元的な文書管理システムを利用した電子決裁時においては、決裁者が効率 的に案件の内容を確認できるよう「何し文」順に案件の内要を分かしやすく入力するこ とや、参資料等の添付資料がある場合には、迅速な決戦に資する観点から、それら の決裁資料を1つのPDFファイルにまとめたもの(決裁全文)を作成し、「別添(電子)」欄 に添付するなどにより、紙媒体の決裁資料を用意することは不要になるものと考えま す。
844	令和3年6月28日	令和3年8月18日	感染症危険情報 の変更に伴う水際 措置等手続の問 い合わせ窓口	め、対応しております。しかし	てこく、風吹か圏外入場合情報を容易に入手でであよう、以下の起口を一本化すべきである。 感染症危険情報の変更に伴う水際措置等手続 (問い合わせ窓口) 〇厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化) 日末園内から:481-3-3595-2176(日本語、美護、中国語、韓国語に対応) 〇出入国在宮管理庁(人国拒否、日本の再入国) 電話:(代表)03-3880-4111(内線4446/4447)	個人	厚生労働省系統	【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症に関し、新たな水際措置等間い合わせに対応するためのコールセンターを設置し、ホームページ等にて情報提供を行っています。 【法務省】 新型コロナウイルス感染症に関し、出入国在留管理庁は、感染者の国内流入を防止するため、一定の国・地域に滞在歴のある外国人について、出入国管理及び観覧設定法部免条第1項第14号に該当な外国人として、特段の事情がない吸り、上陸を拒否する措置を講じているところ、の措置の具体的内容については、出入国在留管理庁のホームページやNN等にて情報提供を行っています。 【外務省】 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際措置、各国の入国制限・行動制限措置等について、関係各庁と情報を共有し、外務省及び海外安全ホームページ等にて情報提供を行っています。	なし	対応不可	各省庁、部署により、専門及び所掌する事務が異なるため、一つの窓口で全ての照会に 対応することは困難でありますが、求めに応じて適切な照会先を案内しています。
845	令和3年6月28日	令和3年7月20日	館の開館日時に	開館日を平日全てにするか、 開館時間を午前午後双方にお 大すること、もしくはその両方	現在、外交史料館の閲覧室は、新型コロナウイルス感染症対策として開館日時を月、水、金 (祝日除く) の13時30分から17時30分までとして事前 予約制をとっているが、以下の点で特に東京近郊以外の地方在住者に とって利用日時を確保することが難じんで使ったあため。 1.最初の利用後に次回の利用予約申請をするため、連続しての利用が	個人	外務省	現在外交史料館の閲覧室は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、例外的に 通3日(午後)開館(祝日を除く月曜日、水曜日、金曜日の13時30分から17時30分まで)、 1日6名までの事前予約制での利用を行っています。 閲覧の予約は、原則として1回ごとのお申し込みをお願いしておりますが、通方から宿泊 を伴う形でご利用の場合、複数日の予約についてもご相談を示っており、その旨ホーム ページでご案内いたしております。 予約状況については、メール及び電話で随時ご案内を行っております。	なし	検討を予定	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、現在当館閲覧室は、例外的に週3日開館 (月水金の午後)としていますが、今後のコロナ感染状況を踏まえ、随時、閲覧室の通常 (週5日開館)体制に向け、検討を行うこととしています。
846	令和3年6月28日	令和3年7月20日	統計作成部局の一元化	生歌記は機構が採用ではじる り、国勢調査などの国家の基 幹的な統計を作成・公表して 実務に関連する各府省におい でそれぞれ作成されている が、昨今の統計不正問題等の 様本、(其後統計と) 和道府原 様本の(其後統計と) 和道府原	のも。 これらのことから、少なくとも、特に重要な統計である基幹統計や、都道府 原を経由機関として実施している統計協意については、政府部内にする。 にいる統計協算に関する知見を書する職員を最大限活用するという報点 からも、総務省統計局やその建能が訪新組織といった統計「毎任組織に 一元的に集中させて実施することで、政府側、いては経由機関、統計 関連の各体すべてにおいて効率的な事務が実現するとともに、統計の所 度向上に資するものと思いる。関章対象が何であれ、統計部層の企画 や指導、審査象表に関するノウハウは共進である部分も多いことから、総 発養統計局の有く5知見の有効活用は強くなかられる。	個人	総務省	我が国においては、統計調査活動が複数の行政機関において独立して行われており、 これには、行政ニーズに的値、迅速に対応可能であること、所管行政に関する知識と経 級を統計譲変の企画・実施に活用可能であることなっパットがあります。 他方、統計特定額形に、必り上も統計業務経験や専門性を有くる職員が相当数配置さ れているとは限らないという側面もあることから、今日2年6月に開議決定した「公的統計 の変値に関する基本的な計画」においては、統計の専門機関である総務省の統計部局 及び独立行政法人統計センケーが「中央統計機構」として、各所省の統計特成を強力に 支援するととは、各所省の統計部局においても、股市内の統計作成を低く支援しつ つ、協働して統計整備を行うこととしております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
847	令和3年6月28日	令和3年7月20日	ファックスで提出 をやめてください	ることが何度もあります。しか し、鑑定書を書き上げたあと メールで提出できず、ファック スで一度提出したあとに郵送 してと指示されます。所定のテ	紙の無駄、作成した鑑定書を印刷してファックスするという労力の無駄、ファックス購入しなければならない無駄、ファックス番号をまちがえるリス・ファックスを持たない、ウリニッや医療の場合、コンピニまで行ってファックスしなければならず、そのコストの他に精神経定書をコンピニに置いてきてしまい個人情報が選連するリスクもあります。 そのあとにさらに郵送しなければならず、二度手間です。郵送のコストもこち持ちとなります。	個人	法務省	検察庁における精神鑑定等の手続については、刑事訴訟法第223条に基づき実施しています。 なお、その授受の方法については、各庁の実情に応じて対外機関と調整しているもの と思われます。	刑事訴訟法第223 条	その他	恐れ入りますが、相手先となる検察庁と直接連絡を取っていただき、調整していただき たく杯にます。 なお、鑑定書には極めて秘匿性の高い情報が含まれておりますので、授受の方法に 十分なセキュリティ確保措置が講じられていると判断できない場合は、別の方法で授受 を行うことがありますので御承知おき願います。

	所管省庁	回答				提案		所管省	省庁の検討	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法		対応の 分類 対応の概要
848	令和3年6月28日	令和3年7月20日	書式、様式、規格 の統一	各自治体への申請書や届出 書、各自治体から取得する(発 送される)書類の書式・様式・ 規格を統一することで書別処理の業務効率が上がるのでは ないか。	仕事柄、税金関係の書類をよく目にしますが、例えば固定資産税譲税 明細書通知書)一つでも各自治体ごとに株式等がパラパラです。それぞ れ記載内容の意味するところは適じるところがありますが、株式等が統一 されていればポインとを扱った読み方ができ、00円等での読込み効率が 上がると思います。 このことは各自治体から発送される書類全般に共通して言えます。 また、一般的には44サイズの書類が主流だと思います。各自治体発送 の書類あるいは象荷でる書類・申請書・届出書を44に株すすること で、(自治体制・含むて)言類を受け取って処理する側の作業負荷処理、 登場、保管、処分等やコストが大分軽減されるではないでしょうか。 ただし、図面などの書類は極尺の都を上44でない方がいいこともあると 思います。ました基のテータを寄せてなければならないでしょうか。 がおります。ました基のテータを寄せてなければならないでしょうか。 が核式等が成一されていないためスキャンしでデータ化するのが以推進の一歩ですが、紙書類 の様式等が終一されていないためスキャンに時間や手間がかかりボトル ネックになっています。	個人	内閣府 内閣官房 総務省	【内閣府・内閣官房】 名地方公共団体で申請、届出の書式・様式が異なっていることが、地域をまたいで活動 する事業者の大きた負担になっていることを踏まえ、規制改革実施計画(平成20年6月 15 日間離決定)に基づき地方公共団体における書式・様式の改善につき、取組が進め られています。 加えて、規制成革実施計画(令和2年7月17 日間譜決定)においては、法令所管府省 は、ブラットフォームの統一的な整備とともに、デジタル化を前提に、申請項目や書式・ 様式などを含め、地方公共団体と事業者との間のインターフェイス標準化に取り組んで います。 〔総務名〕 政府では、地方公共団体の情報システムの標準化を推進しています。固定資産税に関 する地方公共団体のが表で、おいても標準化の検討を進めており、その中で、課税明 細書につきましても、即学項目やレイアウトの統一化について検討しているところです。	【内 内 対 (昭和25 (昭和25 (226号)第検	が前以来失過計画、FAI3年0月16日制度が定り、これの公共四体と争来者との間の手続のデジタル化を推し進めます。
849	令和3年6月28日	令和3年7月20日	消費生活センター改革	消費生活センターへの相談の 方法についてLINE、メール、 ウェブでの相談を可能としてく ださい	消費生活センターは平日午後4時までの電話のみでの受付となっているが現在のDX時代においてLINEメールでの受付ができないのは時代遅れてある	個人	消費者庁	各地方公共団体の消費生活センター等における相談受付の方法について、主な方法は 電話ですが、地方公共団体によってはメール等による相談受付も実施しています。	検	メール等を活用したオンライン相談受付等については、地方消費者行政強化交付金により地方公共団体による取組を支援しています。また、相談受付のマルチチャンネル化合め、デジタル社会に対応した消費生活相談の実現に向けては、今部3年5月より消費生活相談がデジタル化アドバイザリーボード」を開催し、学識経験者・実務家・相談現場約1年年 の書籍書から知見を聴取しています。全国の消費生活指統等化収集する「全国消費生活情報ネットワークシステム」の改革など、消費生活相談のデジタル化の具体的な設計に向けた取組を加速することとしており、令和3年度末を目途に具体像をお示しすることとしています。
850	令和3年6月28日	令和3年7月20日		大学教員(教授など)の公募に 広募するためには履歴書や研 安業籍リストなどの書類を担 出する必要があるが、その方 法は来だに転の書類を観送す るとが一般的である。また、 各大学ごと「理がなるフォーマッ トの書類の理址が義務付けら れている場合もあり、ただでる 元建務に忙役されている苦手 等ですのいる。そのような紙の書 総を作成し続いる苦事 等であり、意味であり、 を を はの場合している。そのような紙の書 能を作成し続いま書等が を を はの場合している。そのような紙の書 を を を の に応募事業が主事間やコーストの削減、紙資源の部か、さ らに募事業がまれいて(1) 履歴 書や研究業線リスト等の書類 もして(2) 電子チールやウェフサイト を利用した「電子・「ルキウェナナイトを利用した「電子・「ルキー」 を利用した「電子・「ルキー」を ・ を利用した「電子・「ルキー」を ・ ・ ・ を利用した「電子・「ルキー」を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	める。以木では、夜山 から版座 サーザの水・横がよど のきまがり 様式 構定されていることがかないか。 一旦書類を形成させればそかの姿有で も大抵同し書館をナールに添付して間角かつ迅速に送ることができる。 方、日本はな多とと「書類の字数制限が細かが決まっている場合が多い ため、その都度応募書類を大幅に書き直す必要がある。とらに公募に よってはな原基剤の棒式を大学指定のものに乗っている場合もあり、そ の際にはその株式をいくつもダウュロードしてれるの名(「学歴を研究 素質等の細かい情報をいたりまご一 &ペーストしなでではならい。こ	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学をは「研究力向上な版型の19」において掲げた「求人公募における海海外からの応募に係る負担の研究者が応募、金人学等において、特に国外の研究者が応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところです。		令和3年2月、令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン 化芝活用した公募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証 を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったとこうです。また、応募者に対しどのよう 行制度 な覇をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づ各大学の判断で で対応すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3 年7年に各大学指定の株式と異なる原書類の柔軟な受付やJREC-INボータルの応募 書類作成ツールの活用について周知を行いました。
851	令和3年6月28日	令和3年7月20日	PTA改革	PTAの技本的改革を望みます	昔と違い、共働き世帯あるいは1人親世帯が増えておりPTA活動に対して は保護者、教職員にとって負担が大きすぎる。 教員がPTA活動に従事する場合、業務ではなくボランティアだと噂できき ましたが本当ですか。つまり、健康者も教員未無償労働を強いられてい る。PTA活動中に教職員が怪妻をさせた場合事故が起きた場合、学校長 は何を根拠に教職員に指示しているかあいまいたあり、無責任である。こ のようにPTA活動については極めて多くの問題がある中、誰も高い出せ ず放置されている。各学校の判断ではこの改革が進まないため、政府の 英断を強く求めたい。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
852	令和3年6月28日	令和3年7月20日	相続税申告書オンライン申請	を使おうとすると、パスワード でロックされていて、編集でき ないので、結局、手書きするし かない。 せめて、パスワードを外すか、	残った家族が、被相続人の全ての財産を把握している訳ではないので、 事前に申告準備としなこうとしたのですが、バスワード設定されていて 中音書フォームに直接記入出来なく、手書さが必要。 バソコンで記入、保存でされば、本当に必要になった時に、必要箇所を終 正すれば国に「提出出来るのに、非常に事効率なステムである。バス ワードを外してもらうか、出来れば。TAXの確定申告の様に、個人でオン フイン申請できる様にしてほしい。	個人	財務省	相続税の申告書については、e-Taxホームページに掲載するe-Taxソフトで作成し、電子 申告することができます。 詳にくは、e-Taxホームページをご確認ください。 【e-Taxホームページ】 ホーム 〉 各 ソフト・コーナー ) e-Taxソフトについて https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoft/index.htm	対	応 制度の現状欄に記載のとおりです。
853	令和3年6月28日	令和3年7月20日	同じ内容の申請 の書式・申請方法 は各省庁・地方公	全国統一の書式・申請方法に	現役医師です。コロナウィルス発生報告書を記載する機会があります。ただでさえ来知の感染症に対する対応で破弊している中、電子カルテに全ての情報が入っているのに発生報告書は手書をFFAという。海常以上の業務負担を強いられています。さらに、せっかく提出した報告書の内容が地域で異なるために、データがうまく集計できが無駄になっていると聞きました。きちんと集計して活用すれば、世界に誇れるビッグデータとなるはずです。 手書きの報告書されば、根保健所でPCIC入力し直すには膨大な手間と時間がかかります。ここを全国統一の書まとし、原機健防から保護所にオンラインで情報を流すことで、このような単純作業に例、時間と手間と人件費を削減できます。削減した人間を本来の業務に回すことで、保健所職員の適重労働問題も解決します。	個人	厚生労働省	会能の新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年5月より全国統一の HER-SYS(新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム)を導入し、感染症法 に基づく発生順を本システムを活用することにより電子的に行えることとしております。 このHER-SYSICついては、保健所や医療機関の音さまを始めとするユーザーのご意見 を聞きなが下断にシステムの終を実態しており、現在では全ての保健所と基づ44000 以上の医療機関にて利用いただいております。 なお、令和2年2月の感染症法の正において、同法に基づく発生届について、このHER- SYS等の電子的方法によることが可能であることを法律上明確化したところです。 第61項、第1第 315項、第1第 315項、第18	e患者に対 に関する は10年法 号)第12 、第13条 第14条第 4条の2	応 制度の現状欄に記載のとおり、対応済みです。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類 対応の概要
854	令和3年6月28日	令和3年7月20日	安全衛生技術試 験協会の試験方 法	の試験で、政府が提案してい るワーケージュという新した。 ライフスタイルとかけ離れてい ・ 調書などは窓口申請が可能 (その際に身分証明確認) ・ 受験票は往民票以外の場所 で受け取り可能。機場など、 ・ 合格結果通知、免状条行は 事機で全国飛びなが上来ない。 上でいる人などは資格取得 未ない内容をなっている。 由機果通知、免状条行の。 は表現る。	新型コーナなどで、働き方の改革が実施されているが、 安全衛生技術試験協会に限らず、国家資格全験で同一の内容が発生しているはず。 場所にとらわれない仕事を政府が提案しているが、安全衛生技術試験協会などでは、自宅住所などで家族が郵便を受け取れる前提での決まりで しか運用されておらず。 時今の世の中情勢から解離した制度運用となっている。 安全衛生技術試験協会限定でなら、潜水土、ポイラー、など業務に必須 な資格であるが、働きロは全国に致っておりイアーケーション先での資格受 験などが考慮されればより幅広い選択技が提供される。 また、今の時代制度での適当から受扰は特に達行している。 土日の郵便配達が廃止されつつある流れであり、オンラインでの通知や、 オンライン申請の窓口受け取りなどがあれば、 動送にかかわら復居が解消されるのは容易である。 運転免許証の制度を皮きりに、各種国家試験の申請手続きや発行手続 きも一括して見直していくべきである。	個人	厚生労働省	免許試験の合格結果通知の送り先については、受験の結果という個人情報を守る観点から、受験者に確実に届けるため生活の本拠」である受験申請書に記載された住所に安全衛生技術試験協会より都定しています。 なお、受験票の送付先については、受験者から受験申請書に記載された住所以外の場所に送付をしてほいい旨をお申止出いただいた場合は、希望する住所を記載して切手を貼った返信用對商を受験申請時に送付いただくこと等により、受験者の希望に応する対応を行っています。 合格結果通知の送り先につきましても、受験票と同様の取扱いができるよう、検討される予定です。 なお、免許証については、申請書に送付先の記入欄を設け、自宅住所以外での受け取りを可能としていますので、申請者の事実誤認かと思われます。	合格結果 通知について で検討を予定 制度の現状欄に記載のとおりです。 免許文付に ついて 事実誤認
855	令和3年6月28日	令和3年7月20日	顕勢調査の改革 について	5年ごとに行われている国勢 調査については、600億円以 上の経費をかけ、大勢のマン パワーを投入し行われてお ります。今年で20回100年間継 終の調査のようですが、この 必要性、活用方法を含め、必 足する国学的報の取得方法 について一度体計されてはい 少なくとも、この時代に戸別 訪問を主体とした調査方法 は、経費を含め再検討する必 要があると思います。	今年の国勢調査の調査員を初めて担当させていただきました。そこで大 変質いたのが、800億円以上の英大な国家予算を費やしているにもかか からず、調査方法は用紙の配本だと多くのマン・パラーに体表にており、現 代のデジタル時代にはそぐわない、情報化が進んでいない時代の方法が 病別能理されていることに当い返れ形成がありました。当然、集計はマーク シート方式のコンピュータ集計でしたが、 特に、この調査に関すが異ながあるのか、何をこの調査から得て、どの ような効果を得る政策に繋げていくのか、調査目的た実施とすデータは国 製理を以外には得われず、代き方法や手段ははいのだろうか、各地の市 即村、或いは、名都道府県、国文省などの行政機関で持っているデータ は集約できないのだろうか、本の業の道回情報、郵便局の配達先情 報経が方とうか、本の、薬剤であるのか、経費の道回情報、郵便局の配達先情 現を対す方法が遅れないものかと思わずにないの様とのであるか、 また、対象の人々会員の留きしているのでなく、機両にあると、前回より は良好とされる回答率はないを行うか。 は良好とされる回答率はないを行うない。 は良好とされる回答率はないを行うか。 は良好とされる回答率はないを行うないと多の方の労苦が失 もの実施とない。 はしまりますに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。	
856	令和3年6月28日	令和3年7月20日	e-statの統計データのデータ形式の 統一、市区町村別 データの開示	e-statの統計データが、統計 ごとや指揮ごはに形式がバラ バラでデータの利法用に大き な障害になっているため、全て の統計データの形法用は、会 で放しい。また統計によっては 収集しているはずなのに市区 町村別のデータか公表されて いない、もしくは各市区町村の HPによいなければ原符できる いという状況になっているた め、一覧で取得できるようにし て彼しい	データ活用ができないため。 フォーマットの統一ができ、市区町村別のデータの一覧での取得も容易 になると、それぞれの地域の実情にあった施策や事業を行うことができる ようになるため、効果的なサービスを住民に届けることができる。また地 域産業の活性化にもつながる	個人	総務省	【e-Statlにおけるフォーマットの統一について】 令和2年12月、総務省は、統計データ(スプレッドンート形式のもの)をe-Statlに掲載する 「特合における缺ーフォーマットを作成し、各所省で合意しました。 令和3年17月以降、各所省は、準備出来次策順次e-Statlで必要しております。】 「市町村別のデータに関して、主要なものについては、既に社会人口統計体系(SSDSと)と に総務者協議所動が収集し、統一フォーマットでe-Statlで提供しています。 統計制度言は、純果表章(集計区分の全体を代表できる結果を順を表示すること)の精度 を確保することが求められるところ。全ての統計調査で市区即刊別の結果表章(有行為)とする場合、より多くの報告者に回答いただくことが必要となり、報告者の負担が急激に 増大することになると考えられます。統計調査の報果表章にファイには、その目の表近報告者の負担を考慮の上、統計ユーザーのニーズにも可能な限り対応できるよう引き続き 取組を進めてまいります。	度 現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
857	令和3年6月28日	令和3年7月20日		国内の国立研究機関が用意する学習デーがいろいろあるが、商用利用不可みたいるもが、商用利用不可みたいなものが多く、宝の持ち原本というか、時間の最大なので、無信を表していませんが、高付きものものととなり、高付きものものとして、仕企業優位にはならないで欲しい	一般企業でも研究は日々行われていて、クローリングされたデータを結 開使うことになるので、インターネットのトラフィックの無駄である。ですか ら、固がまず大元のデータセットを用意すれば無数なが、いかが減りインター ネットの無数なトラフィックが減ると思いますは、そんなことに日本人エンジー ニアはただでさえ敷が少ない。のですから費やさせる必要はなく、人類の共 MICTはその点しっかりと提供しても、NICTの例をベース、L アンタルデータを準備することで、AI分野における国際競争力を億上げしたらどうかと思います。 データのクレンジング作業は本当に無駄でそこに費やす時間をカットすればもっと多様なサービスが生まれると思います。 データのクレンジング作業は本当に無駄でそこに費やす時間をカットすればもっと多様なサービスが生まれると思います。 カモろん、MITフィセンスが望まれてすが、使ったんだからオープン ソースで遊せというならばApacheライセンスでも良いと思いますし、失わ れた30年を即返すなた。せてい学精趣間にデータ収集で研究極位性を 整えるのではなく、その上のアプリケーションで頑張りなさいと、そうしない と研究費配り、ませんとそうい。近れにしてす、革命を起こしま しょう。私たちは国内で戦っていてはダメです、世界と戦っていくのです。	民間企業	内閣 解 所 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省	第6期科学技術・イノベーション基本計画において、オープンサイエンスとデータ駆動型 研究の推進を定めており、関係府省の連携により、公的資金による研究データの管理・ ション基本法等 利活用を進めております。	第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、令和3年4月に「公的資金による研究 データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を策定しました(第9回統合イノベーション戦略推進会議にて決定)。これにより、公的資金による研究データについて、関係府省 の連携により産学官における幅広い利活用を進めてまいります。
858	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国家公務員の勤 怠管理における押 印廃止について	用いたタイムカードのようなも	出勤簿への押印で何の証明になるのか疑問である。 本来は定時までに 登庁したことの証明のようだが、後で押印したり書き換えたりすることが容 易であり、適切な勤怠管理ができるとは思えない。 退庁時刻が記録され ることもないので、超過勤務の実態もまるで見えてこない。	個人	人事院 内閣官房	番号377の回答を参照してください。	

	所管省庁	回答	10-1-1-7	15.4.2.5.11.11.4.4	10-10-1	提案			所管省庁の核	討結果		l# +v
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
859	令和3年6月28日	令和3年7月20日	財務省における租税法関連の法律 表述が制造の法律 表の表示方法に ついて	す。しかしながら、その表示方法については、全て、紙のスキャンデータとなっております。	刀川 のIT乗に ノルでも時間が中を下り、しいると考えられます。(下記URLを) 脱し。 https://www.mof.go,jp/about_mof/bills/201dei/st020131h.htm さらに、スキャンデータの場合には、容量が重くなり、財務省のサーバー にも負荷が掛かっていると考えられ、サーバー拡張代等の節約による経 理制は「土象化え」をきるしまった。	個人	財務省	毎年度の税制改正に伴う「所得税法等の一部を改正する法律案」等、財務省の所管法令の資料については、令和元年度より電子データから作成したPDFで掲載しています。	なし	対応	アクセシビリティ向上に資するため、引き続き電子媒体での資料掲載に努めで参ります。	
860	令和3年6月28日	令和3年7月20日	JICA関係者のコロナ避難帰国の過度な長期化の見直し	コロナ避難帰国で日本に帰国 中のJICA関係者の過度かつ 不透明な日本滞在の長期化を 至急解消し、可能な限り早期 に再赴任させ、本来の任務を 再開してほしい。	JICA関係者の不在により、税金を原資とする重要なプロジェクトの停滞や、現地日系企業への支援が不十分になっているため、民間企業はコロナ禍でも現地で事業継続に奔走しているのに、JICAだけが扱ってこないのはおかしい。また、これにより現地政府からの日本の評価も大きく損なわれている。	個人	外務省	2020年3月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、JICAでは脆弱性を有するJICA間係者の一時避難帰園、滞在リスクの高い国における基幹要員以外の避難などの計畫を投降的に譲せてきました。同年6月中旬以降、JICAではすべての在外事務所等の海外拠点を対象に在外事務所所員の起帰任・ローデーションを順及開始するとともに、翌7月中旬以降、条件の整った国からJICA開係をの渡航再開を順次段階的に進めています(2021年7月13日時点で渡航用開を決定した国は109か国)。	なし	対応	JICA関係者の渡航再開は、事業実施体制を可能な限り回復させ、ODA事業を速やかに 本格化させる必要性から実施されています。外務省はJICAIに対し、JICA関係者の渡航 再開に際して、渡航先の感染症危険情報を十分に踏まえ、新型コロナウイルス感染防止のための対策を講じること、日本及び渡航先園の水際対策を遵守すること等を求めて います。	
861	令和3年6月28日	令和3年8月18日	投票時間の繰り上げについて	選挙従事者人件費削減 立会人の負担削減	公職選挙法では、投票時間の繰り上げについて、特別な事情がある場合 にのみ投票時間の繰り上げを認めている。現状として期日前投票の充実 や認知、期日前投票場所の増加により、選挙日当日の投票設は減少して いる上、グラ以降の投票率は低い。また特別な事情がないを繰り上げが 出来ないため、投票者がほとんどいない場合や当日選挙人が少ない投 実地区においても繰り上げが進亡でさいない現状である。たれより、 実働していない公務員の、件費や立会人の負担を増やしている。以上の ことから実状に応じた投票時間の設定を可能とする法改正を提案してほ しい。	個人	総務省	投票所は、原則として、午前7時に開き午後8時に閉じることとされています。	公職選挙法第40条	対応不可	公職選挙法第40条では、投票所は、原則として午前7時に開き午後8時に閉じるとされていますが、これは選挙人の投票環境を向上させるため、平成9年の改正で、従来午後6時に閉じるとされていたものを、現在の午後8時に閉じるとされたものです。ご提案については、選挙人の投票の機会の確保等との関係から、検討が必要です。	
862	令和3年6月28日	令和3年7月20日	地方公務員が予 備自衛官に志願 やすい環境を整 備してもらいたい	の勤怠の扱い(職免(有給、無 給)なのかな動なのか)等を締	明確な文章が出来る事により、予備自衛官の制度をより身近に出来ると 考えます。また、不当な扱いを受けない為にも組織全体で周知させてゆく 必要があると考えます。	個人	643 987 485	一般職の地方公務員(以下「職員」といいます。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に基づく任命権者の許可を得た上で、報酬を得て予備自衛官を業材るととが可能です。職員が予備自衛官としての職務所との程度従事することとなるが「実なるため、職員は予備自衛官としての職務を行う場合には地方公務員法第3条の規定とより職務事を義務の免除を行う、それぞれの職法(革助上別時間)に予備自衛官としての職務を行う場合には地方公務員法第3条の規定と行う、それぞれの職務に対職を指定があるなど、個々の状況を踏まえ、各地方公共団体の任命権を目されて適切に判断すると組みとなっています。また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第73条においては、被用者が予備自衛官であることを理由に使用者が不利益な取扱いをすることを禁止しているところです。	和25年法律第26 1号)第35条、第3 8条 自衛隊(昭和29年 法律第165号) (訓練招集)	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
863	令和3年6月28日	令和3年8月18日	国の統計調査のオンライン化の提案	継続されているという報道を目にする機会もあり、早急にオン	(1) 調査員の確保が難しくなる可能性があること (2) 記入用紙に手書きする労力を省にこか可能になること (3) 回収した記入用機を結計システムに手入力する作業を省略可能にな ること (4) 記入用紙の印刷代や調査員を雇用する費用の削減が可能になること (5) 迅速かつ、より正確な統計調査が可能になること	個人	総務省	オンライン調査の導入は、報告者の負担軽減や、調査票の回収率・記入率の向上を通 じた正確性の確保への寄与及び統計制度業務の効率化を実施するための有効な手段 と考えられ、今和2年6月2日に開議決定されて、2の財献の登職に関する基本的な計 画」において、「各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライ ン回答率の自一方策を引き続き検討することを原則とする」ともれております。 現在、この内容を踏まえ、各府省において、オンライン調査の推進に取り組んでいるとこ ろです。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
864	令和3年6月28日	令和3年7月20日	選挙の投票を ショッピングセン ターでできるよう にして欲しい	ショッピングセンターで買い物 中に選挙の投票をできるよう にしてほしい。	投票率が低下しているのは選挙や投票に興味ながいのが原因として考え られる。また投票するために市役所や公民館、学校の体育館にいく必要 があり面倒と考えている人がいると思う。 選挙区の関係があるが、マイナンバーカードを持っている人は選挙区以 かでも投票ができるようにして欲しい そうすれば投票ができるようにして欲しい。 また選挙区を関係なく投票することができるため、投票をタブレットのタッ テバネル方式にしてほしい。	個人	総務省	市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となっています。 また、投票区に関係なくマイナンバーカードやグブレットを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。		下で対応可 能	平成28年の公職選挙法改正で、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となり、ションピングセンターに別日前投票所を設置することが可能となるなど、利便性の向上に努めてはます。 投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の接密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>倹討結果</b>		ш.
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
865	令和3年6月28日	令和3年7月20日	4H = 1 pp + 1	取の納税証明書が、全国どの窓口でも申請して取得で ・るようにしてください。	国税の納税証明書は電子申請で受け取ることができます。 急ぎの時は、税務署窓口に申請したいものです。 しかしながら、管轄の税務署窓口でなければ、申請できません。 納税証明書はどの税務署で免免できるようにしていただけませんで しようか。 ちなみに、東京都の都税であれば、東京都の都税事務所はどこでも対応 していただけます。 登起課権をは、どの法務局でも対応してくれます。 税務署の納税証明書が、管轄にとらわれる必要があるとは思えません。	個人	財務省	規制改革の番号1091の回答を参照してください。				
866	令和3年6月28日	令和3年7月20日	るは接算にさいには、 競争的研究費金の ので をする。 を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがし をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがし をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがして をがし をがして をがし をがし をがし をがし をがし をがし をがし をがし	経費が手当されており、予加係等の手等作業の普遍 振る人件費もそこから手当 れることが想定されている。 かし、実情は、間接経費は としたどが各機関の本都に関すを をしたどが各機関の本都に関す ない場が大多数であり、増え、 事務作業に係る人員を雇用 る予算はな、本新研究を主が ないたが、表示が現るでありませます。 一を消耗している。たとえ 、間接軽費の1/3程度は要 は、遊び者の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要 は、過程の1/3程度は要	一方、長りの20%については、共通経費や研究課題運営のための経費 などに使われると考えるのはも型的であるが、研究課題の運営のために 獲得研究者が活用できる予算は極めて少ないかゼロであることが非常に 多い。に確信は、機関にどは対応に多少はさっきがありますが、いろん な方の声を聞く限りでは、ゼロの機関が任何的に多いと感じられます。ま 、過去に支給されてきた機関では減少傾向にあります。ぜい 実態を調 べてもらいたいです。) なので、たたえは、残りの20%のうちの半分、つまり、10%程度を研究者が 運営のために使えるようにしてもらいたい、そのことで研究者を取り参く環 道が改善され、未来の研究課題の推進効率化、研究課題基で素参への リソース集中(事務作業負担の軽減)、いいては、我が国の国家としての ポテム・大学の場合に関わるデー律に行われ ることがほとんどなので、単一名作ではなな多名行に関わるデー律に行われ ることがほとんどなので、単一名作ではなな多名行にまたが各民機関である。	個人	内総部生林済生 有省省省省 有省省省省 有省省省省	競争的資金の間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、研究機関において間接経費の使用に関する方針等を作成し、競争的資金を獲得し、  市研究者の研究開発環境の改革や研究機関と低の機能向上に再用するために必要となる経費に充当上ます。使途ししては上記指針の「6。間接経費の使途」の別表・の規定に基づき、上の処置を踏まえ、研究機関での管理時間に係る経費にの大心が「元とあり、部門に係る経費として、研究活動の運整を行っていく上で必要な経費に不てることも可能であり、間接経費を獲得した研究機関のの開発性ので判断されます。  各研究機関での開発程度の運用において、研究費を獲得した研究機関の長の登録によいでは、研究機関の長の責任の下で判断されます。  会研究機関での間接程度の運用において、研究費を獲得した研究機関にないには、成場高・議定単位に配分しまとめて使用することにより、効率的かつ柔軟な検打が可は、動局。議定単位に配分しまとめて使用することにより、効率的かつ柔軟な検打が可能となるケースもあます。核数の競争的資金を優待した研究機関においては、それのの競争的資金に伴う間接経費をまとめて使用することか可能)。 とひような運用方法が望ましれば、研究機関によいては、それをの競争的資金に伴う間接経費をまとめて使用することか可能)。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
867	令和3年6月28日	令和3年7月20日	を 基査各 名 治 は され る 調査 票に関して も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	子省庁から送られてくる調査 限は重複している項目も多数 らり、フォーマットなど、統一は	複数の調査票が企業や事業所に送られ、記入担当者は疲弊しており、記入の為、残業をしたり休日出勤をして対応している状況があります。 また今年はコロナ州で問題業ところではないと多くの企業が日を過ご すことで手一杯です。 少しでも負担が滅るような事ができると業務の方に集中できると思います	個人	総務省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づ き総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報 告者の負担軽減等に留登して対応しております。 裁計調査ごして実施時期、調査対象、調査事項の定義等が風なりますので、類似の調 査事項を開査している統計調査を完全に非除することは段階ですが、統計法の規定に 基づき、他の統計調査を必要能が全理的と認められる範囲を超えていないか、といった 親点から審査を行っています。 また、令和2年6月に開議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調産の企画 に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・統計し、調査事項の縮減や 代替を図ることとされており、これも親点として審査を行っています。	統計法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、 対応してまいります。	
868	令和3年6月28日	令和3年7月20日	で環年 して パロ ウウ して パロウン で して パロウンス・ウェア について しこる リリ 早 早	(ージョンアップにシステムが シンアップにシステムが シンアップにシステムが のいていけず OSや使用ブラ のがのSafariをアップデートす と動作保証レットを関がかか	今のITの世界ではほぼオンラインでの処理が主であり、OSを問わないの が常識だと思います。 いちいちプラグサのベージョンアップや OSのバージョンアップデートで使 用の可否が決まるなんで設計さえと思われます。 ある程度の期間は我慢とますが、このままの仕様では費用が嵩むだけで すよね。 益々、政府提供のシステムは避けます。	個人	財務省	e-Taxソフト(WEB版)をご利用いただくための環境として、推奨しているOS及びブラウザは以下のとおりです。 Windowsをご利用の方 OS Microsoft Windows 8.1、Microsoft Windows 10 ブラウザ Microsoft Internet Explorer 11 Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome Macintoshをご利用の方 OS mac OS 10.13(High Sierra) mac OS 10.13(High Sierra) mac OS 10.15(Catalina) mac OS 11(Big Sur) ブラウザ Safari 13.1 (mac OS 10.13(High Sierra) の場合のみ) Safari 14.0	なし	現行制度下で対応可能	e-Taxをご利用いただくための環境につきましては、OSやブラウザソフト等の新しいバージョンがリリースされ次第、できる限り速やかに対応するよう努めているところです。引き続き、ご利用される皆様が不便を感じないよう、できる限り速やかに対応してまいります。	
869	令和3年6月28日	令和3年7月20日	を書画を表して で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ンザなどの一部の感染症は 15かに発症後の治癒につい 1目安になる基準が設けられ います。例えばインフルエン ドについては、発症後5日ある いは解熱後2日を経過したら治 支という目安があるのにもか かあるのにもか が、経過後にたくさんの 期の悪い患者さんと同じ空	感染症の専門医の方々や医師の方々の中にも、この矛盾さをプログなど で指摘して超調金の要を括されております。 さらには厚生省もこの証明書の提出については望ましくないと書いております。 また各地域や学校によっても提出を求める所と提出を求めない所もかなりばいっきが見られます。 そこで可能ならば、文料省や厚生省などの国の機関がしっかりと全学校 や全都道府県。全市時代に対して統一して証明書の提出不要というよう	個人	文部科学省	出席停止の期間の基準については学校保健学校安全法第十九条で定められています。 	なし	対応	治癒証明書については、文部科学省の監修のもと、公益社団法人日本学校保健会にお いて「学校において予防すべき感染症の解説く平成の(2018) 年3月最行ン)を作成して おり、2、1)学校において予防すべき感染症の解説く平成の(2018) 年3月最行ン)を作成して おり、2、1)学校において予防すべき感染症の考え方(第一様、第一種、第二種(916) において、治癒証明書等の提出は一律に求める必要はない旨を記載し、周知をしていま す。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>検討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
870	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国税局所掌の大 規模法人の税務 手続きについて	目の税務調査について国税局 で行い、更正決定、申請訴訟 に係る処分庁を稅務署長から 国税局長に一本化する。 2 大規模法人の確定申告 書、申請書、届出書等の稅務 書類の提出先を国稅局に一本	〈上記1の理由について〉 1 大規模法人の法人扱・消費税調査は、国税局が担当しているが、源 泉所得税は肺物の投務者で調査を担当している。税目で担当結署が異なるため、調査を別々で受けることになり、納税者にとつて負担となっている。 系列表の、調査を別々で受けることになり、納税者にとつて負担となっている。 シ納税者側による結大税・消費税調査の結果、更正決定が行われる場合であっても、稅務署長が更正決定通知書を送達する必要があるため、更正決定時間がかかっても、稅務署長が更正決定通知書を送達する必要があるため、更正決定時間がかかっているものと推測される。国税局長が送達すれば、納税者が過知書を受けているものと推測される。国税局長が送達すれば、納税者が過知書を受け上限股局長が送達すれば、納税者が過期書を受け上股股局との間できるものが多い、納税者負担軽減及び行政申務効率化の観が、と配びの設出とのではなく、所能を表していているものと推測される。国税局の法法人税、消費税の調査を受け、修正申告書・申請書、届出書等の稅務書類の提出・部域に関係の事態を決し、提出・部域を受け、「経収局ではなく、所能を決しての報告を受け、修正申告書を提出する場合、提出・民間を受け、「経収局ではなく、所能を注明を決してある。国税局が稅務署から修正申告書を受債、当該修正申告書を受け、修正申告書を提出する場合、提出・民間表のい法人税、消費税の調査を受け、修正申告書を提出する場合、提出をは関連を制ましている。 を対象した。といるのは、税券署に当ませずるという流れになるため、投務署から、実際に通知書が送遠されるまでに相当な時間がかかる場合が多い。依証を記述されるまでに相当な時間が収縮できる。	個人	財務省	います。	財務省組織規則第514条。同553条。同553条。同553条。同553条。可553条。可62条第60分差。 第第6名等的电阻度多分等距阻度分分等距离, 56条。10分类。10分类。10分类。10分类。10分类。10分类。10分类。10分类		国税局が所掌する法人(以下「局所管法人」という。)は、全国に多数の支店・事業所等を有する法人が多く、制度の現状欄に配載のとおり、源泉所得税の納税地と法人税等の納税地が一致しない場合もあります。 源泉所得税の調査を担当する投務署において局所管法人の調査が必要と判断した場合には、可能な限り、国税局と同時期に調査を行うよう調整を図っております。また、同時期に行う場合であっても、可な限り、納税者に当まな担が生らことのないよう配慮し、調査を行うことしています。 更正又は決定等に係る処分は、制度の現状欄に配載のとおり、税務署長が下います。国税局の職員の調査したところに基づき更正又は決定等を行う場合には、国税局において、所受の内容が法律、遺連に適合しているかどうかを適切に審査した上で、更正決定当知書等を作成しています。作成後は速やかに投務署に移送し、税務署上おいて、所要の事務手続を軽く、当該通知書に誤りのないことを確認した上で、納税者に送付しています。このように、更正又は決定等を行う際には、制度の現状欄に配載のとおり、税務署長が行いますが、効率的な事務を限している。。第った通知書が納税者に送付しています。このように、更正又は決定等を行う際には、制度の現状欄に配載のとおり、税務署長が行いますが、効率的な事務を限して終める。。第った通知書が納税者に送付さるとかないよう慎重に事務処理を行っております。 申告書、申請書、届出書等の税券書類の多は、制度の現状欄に配載のとおり、税務署長が行いますが、効率的な事務を限まり会かり、読った通知書が納税者に送付さることがでまり、表述、国税局が所掌する法人の修正申付書や更正の議求書等が書面にて税券署に提出された場合には、とり速やかに国税局で報告を関していたが、申書を書を担いませた。申報を書きを担いる。本述会には、記述の形容するとない。また、国税局が所掌する法人の書面にて申書等を提出する場合には、280以はお前提出といいますが、eTaxであれば、1回の送信で完了しますので、積極的なご利用をお勧めしております。
871	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国税庁 e-TAX の 利用時間	国税庁e-TAXの利用時間について 電子申告、またその他の事前 組付け操作等の対応時間が、 基本土曜、日曜がNGとなって いる。 365日、24時間の対応を求む。	政府の副業の推進、またコロナの影響から副業をする人が増えている中で、土曜・日曜しか時間が取れない人も多いと考える。 また、これから確定中毎時期となり、土曜・日曜にe-TAXの操作を行いた い人が急増すると考える。 e-TAXへ移行させたいのであれば 電子申告のメリットを最大限に活かず為、385日-24時間対応とするべき。	TechnoXro ss	財務省	番号650の回答を参照してください。			
872	令和3年6月28日	令和3年9月10日	トラックによる追移 載の通報窓口	各展繁HPや園交省HPへの通 報客口の設置。 国道などへの自動重量測定取 締装置の設置拡大	近年トラックでの違法な過積載が目立っており、道路の路面破壊や、橋脚の早期劣化なと維持管理だけでも莫大な費用がかかります。 毎中を走っても、明らかな高さオーバーや重量オーバー(後輪の車高の 下がり具合やタイやの潰れ身を見れば一日総款)を見かけますが、 中々通報する事が難しいです。(選転中の通報や跡をつりて行く訳にもい かない為との為専用の過額を立りの設置をお願いします。 同時に国道などへの自動車量測定取締禁護の拡大設置もお願いしま す。設置音数を別にもなっずます。 これを増やせば、過積観を減らし、無駄な道路維持費を抑える率ができる と思います。 実際、私の住む福島県でも間道4号線ほか主要国道には素人が見ても過 積載と分かき車面が平気で走ってます。で、目の前にバトカーが走ってて も停めません。	個人	警察庁 国土交通省	道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車 両は原則通行できません。そのため、一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両 可道路を通行さ場合、物理事業者等は道路に基づ付券車両通行時可を受ける必 要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構 適の保全及び変通の危険の防止上、必要な条件を付して通行等可を実施しています。 加えて、道路管理者は、上記に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の 通行の中止、終重の軽減、条行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は 交通の危険防止のため必要な措置を命ずる権限があります。	項・14項 車両制限令第3条 道路交通法(昭和 35年法律第105号)	下で対応可 能	【警察庁】     遠法に通行する特殊車両の取締りのため、自動重量計測装置による取締りのみならず、道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、治道生の他の適切な場所に重量計をの他の車両計測機器を構えた取締基地を設置し、特殊車両を進法に通行させている者に対して定期的に取締りを実施しています。道路に関する歯磨を引動しいただくとが可能です。遺居に関する歯磨を引動したのでは、各都道府県警察で設置している相談窓口等で受付を行っております。  [国土交通名]  自動重量計測装置の設置につきましては徐々に設置台数を増やしているところです。加えて、遠法に通行する特殊車両の取締りのため、自動重量計測装置による取締のみなって、治道と可能の企成が重要は、表の管理に係る道路におりも特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘察して、治道その他の適切な場所に重量計その他の事情を勘察して、治道その他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察して、治道その他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察とて、治道その他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察とて、治道その他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察とて、治道をの他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察とて、治道をの他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察して、治道をの他の適切な場所に重量計をの他の事情を勘察して、治道をの他の適切な場所を重量計をの他の事情を勘察して、治道をの他の適切な場所を重量を表しています。をとした、他の道路管理者等、連携して過熱截車両の合同取締も実施しております。を表していまります。を表していまります。
873	令和3年6月28日	令和3年7月20日	独立行政法人都 市再生機構の民 営化について	ても自らの物件管理で 運営費を附うこが可能であ り、税金投入して国が 経営を間接的に関与するの は、民間賃貸経営事業者の 経営も圧迫することになる。 ・公営住宅法でセーフティネッ トとしての任宅取策は 対応すべきものであり、公営 住宅範囲外で国が関与して 公的賃貸住宅を運営する意義 は渡い。	・以前、(独)都市再生機構の関連会社である日本総合住生活株式会社 に勤務していたが、経営実態において都市再生機構の物件管理を一手 に引き受けるという「優越的地位」を利用した、通常の民間企業運営では 想定できない金半柱航空を行っていることが短間見られた。 ・独立行政法人終道建設・運輸施設整備支援機構でも正職員最終した整 繋があるが、この団体の運営がより非常に民間企業の経営とよべれば社 裏であり、かつ国税を送入して効率的に運営するということが求められる にとが都市事生機構でも行われているものと十分考えるからから、同様の に対している。ということが、起議運営に緊張感がとし、経営努力 も通常の民間企業で行われる程金のは行われていくのと思定され 。別いては、国税を後る間に足た、最越的単位・権利乱用によるデドバ ファンテーンかなくなり、市場原理に感されるため、民間企業と対等な立場で 数学することにより、利用者の利使向上・質質料値下げなどといった実利 も生じることになる。	ベーフ	国土交通省	独立行政法人通則法上、独立行政法人は、国民生活及び社会総済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委わた場合には必ずしま実施されないおそれか多をものとは一つ主体に独占して行わせることが必要であるのを効果的かつ効率的に行わせるために設立されている法人であり、その中でも独立行政法人都市再生機構は、強な行政法人都市再生機構は発されている目的を達成するために業務を行っています。	独立行政法人通則 法·独立行政法人 都市再生機構法等	対応不可	独立行政法人都市再生機構は、高齢者や子育で世帯などが、安心して住み続けられる 賃貸住宅、都市再生事業、被災地の復興事業などに役割を重点化しており、民間ではな しえない役割があるため、民営化は困難です。

	所管省庁	回答				提案		所	「管省庁の検	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当	当法令等	対応の 分類 対応の概要
874	令和3年6月28日	令和3年7月20日	研究費の消耗品 経理の簡素化	研究費の消耗品軽理処理の簡素化を御願いしたい。 文部科学省からの強い要望で始まったと思われる。発注書 作成の停止と、受価な(105円 末満発度)消耗品について は、発達者以外の検収を不要 とする。	現在名古屋大学では、150万円未満程度の物品は、教員が発注でき、それが全て同じ手続きで行われます。そのため全ての消耗品に対しても、従来の見耗、納品、請求書に加え、検収センターでの検収と、発注書の作本が必要となれてしまいました。 にから、現ま、自ちの万円を越す測定機器も1本300円の合成DNAも同じプロセスを、1台100万円を越す測定機器も1本300円の合成DNAも同じプロセスで行っています。 一の前果、膨大な事務作業が、大学教員、事務、業者に生じることになってしまいました。そのことかよくわかるピデオを学生の11に作りましたので、参考にしていただければを思います。他ため、「小の社会へ本保計ない私の大凡の見積もがでは、名古屋大学を学生の7円程度はかからでます。常勤の分も含めると3000万円は超スてくると思います。提得外前収金でまった。では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、では、日本の大学では、でいる小学では、では、日本の大学では、でいる小学では、からからないの大学では、でいる小学を表している。 一般には、日本の大学では、ずいぶん昔からクレジャトカードで研究費の支払いが行われており、遥かに効率的です。複算している大学の教員の研究時間の確保と、間接コスト削減により、大学の競争力の向上が見込まれます。。	個人	文部科学省	や発注者以外の検収廃止については研究費へ止使用を助止するために、現状では対 公的研 応困難です。 一古で、事務の効率ルや再なる負担経域を図るるく対面での栓肌や紙ベースでの加理・監	機関における 研究費の管 室をのガイドラ 実施基準)	今回御提案いただいた発注・検収事務の効率化については、東海国立大学機構において、対面での検収や紙ベースでの処理の見直し等、教職員の負担軽減に向けた取組みを進めております。 を進めております。 検討に着手国立大学における発注、検収等の手続きについては、「研究機関における公的研究費の管理・運動のガイドライン(実施基準)」に基づいた、研究費不正使用防止体制を整備しいただ必要がありますが、引き続き、実効性のあら体制の整備・運用を図るとともに、教職員の事務効率化、負担の軽減を使してまいります。
875	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国立大学法人の事務部改革	国立大学法人の多くは、法人 化後も、国立大学時代の事務 能体制を引きずっています。 (1)研究者組織と事務部組織とサポートするための事務部に改組したほうが よい。研究者組織をサポートするための事務部に改組したほうが よい。研究者組織である工学 研究人は長気投資の方針で指示 を、工学研究科争務部は関立。マネジ メントラインが別になっていない。マネジ メントラインが別になっていない。 研究者の研究時間が研究 以外の業務を事務部の職員 食がもる体制になっていない。 研究者組織の各研究時間が研究 はいる。 が完全の事務を事務部の職員の業 精密がと、事務の定期機 動の対象とし、研究室も人を 巨力がよい。	無を接待しないと無なり、こから調の外部的東面の多くはが先期がに倒れる人材しか原用できないため、駅舎前や青茶券をせざるをえななって います。また非常勤職員しか雇えないため、数年経つとまたけからになり ます。 過去に文部科学名がURAと言う態を整備しましたが、結局のところ、現場 のニーズとこの職とは全く合致しておらず「高度専門職として文料者を整備しましたが、各研究者が必要としているのはとにかく断ちな事務を処理 してべわる方ですり、個々の研究者が研究した事務業務が減ってたわけで はありません。	個人	文部科学省	国立大学法人における、事務職員の配置や事務の所掌体制を含めた事務組織の在り 方については、各国立大学法人の裁量で定められているものであり、事務組織の改革も 各国立大学法人の主体的な判断で進かられるべきものですが、文部科学省としては引 考続き教職員の事務効率化、見担の軽減及び学の組織の見直と復すとともに、各大 学の事務組織を含めた教育研究基盤を支える運営費交付金の確保に努めてまいりま す。		現行制度 下で対応可 制度の現状機に記載の通りです。 能
876	令和3年6月28日	令和3年7月20日	入できる場所や曜	り、大多数の国民が土日にも 定額小為替を購入できること を望んでいると思われます。 土日に定額小為替がゆうゆう 窓口でも購入できたり、そこら 辺のコンビニでももしくはイン ターネットで対面せずとも購入 できるなら、平日に仕事を休ん	定額小為替は証明書の類でしょっちゅう使用するものなのに、郵便局で 平日しか購入できないという非常に不便で国民生活で使われる頻度は多 数なのに、それが平日の郵便局の窓口でしか買えないという国民に大き なストレスを与えることになっている。 新便局は民党化になった後でも、国民生活に寄り添ったサービスを全人展 更認小為替を証明書を発行する時に使用するのを市役所などがやめる か郵便局が世の中に合わせて営業時間を定額小為替だけ変えるかだと 起う。 定額小為替を購入できる場所を郵便局ではなくても、コンビニで気軽に購 人できるようにしてほしい。よく使うものなのに平日なんて大多数の人が 働いている時にしか窓口をやっていないのは非常におかしい。	個人	総務省	規制改革の871及び1101の回答を参照してください。		
877	令和3年6月28日	令和3年8月18日	国土交通省地方 登備局の改革	「提案の具体的内容」については、「提案理由」に記載しました。	H9年の行政改革で、旧建設省と旧運輸省などが合併して国土交通省となったが、それから20年以上だった今でも、各地方整備局には以下の名残が残っている。無駄な部分があり、改めた方がよい。(提業) (1) 副局長が2名(旧建設省系1名、旧運輸省(港湾)1名)であるのを1名に減らす。 一日建設省系の副局長は、総務部を往じめ、4年、企画、河川、道路、営籍部など多域に力たるが、旧運輸省系の副局長の受け持っているのは、港湾空港部の1部署のみ。旧運輸省系の副局長の受け持っているのは、港湾空港部の1部署のみ。旧運輸省系の副局長の受け持っているのは、港湾空港部の1部署のみ。旧運輸省のメンツを20年以上たて続ける窓供当営・部のする。(人件費、経費削減効果) (2)(11)に合わせて副局長の秘書の数も減らせる。(人件費、経費削減効果) (3)同じ地方整備局の中で、日建設省系総務部をはじめ、人事、企画、河川、道路、営籍部などと旧運輸合業(港湾空港部のみ)で、別々にご新規職員の採用」(人事要勘の仕事を2七いる、人件費の無駄、人事、企画、河川、道路、営籍部などと旧運輸合業(港湾空港部のみ)で、別々にご新規職員の採用」(人事要制の仕事を2七いる、人件費の無駄の人件費の無駄の力を通局なのだから、1つの部署が統一的に「新規職員の採用」「人事異助」をすべき。(人件費、経費削減効果)	個人	国土交通省	(平成 具体的には、地方計画との調整や形を去たく横動的な課題に関する調整などの、管轄 医域内の地方公共団体の長や他省庁の地方支分部局の長等との非常に高度な対対調 地方整 を実施しなければななないほか、職員の服務を整督也、並びに地方における団 主交通 制/甲 おきた機能を開発しています。 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 187年 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 1874 187	-)第5条及び	(1)及び(2)について 制度の現状機に記載の通りです。 なお、国土交通名では、今後とも、行政ニーズを踏まえ、適切な行政サービスを提供してまいります。 (3)について 制度の現状機(に記載の通りです。 なお、国土交通名では、今後とも、地方整備局組織規則(平成十三年国土交通名令第二十一号)の定めに基づき、適切に対応してまいります。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
878	令和3年6月28日	令和3年7月20日	公務員の児童手 当支給業務の見 直し	異なり給与支給部署にて認定 から支給までの業務を行って います。これについて、公務員 以外と同じく子ども子育て拠出	公務員の児童年当について、国の省庁や全国の自治体では、民間企業等(地方自治体の福祉部門からの支給)とは異なり、各職員の児童手当の認定、実結を給与支給部門で行っています。これがために、給与支給部門で完全する自め認定、業を並わなければなかず、公務員の児童手当が民間と同し仕組みであれば、(地方自治体の福祉部門でまとめて処理できるため)未来かける必要のない人工をかけることとなっています。また、公務員となる/ならないで当該職員の給与部門から居住自治体へ支給主体が移るため、二重支給や交給組木のリスケが生じます。これについて、公務員の児童手当を別の仕組みで支給するがリットは美術神域という表しれず、一方で民間と同じ仕組みとすることで、全国的に大き体験を削減することができまず(とも予育・実出を行かなて済む程度しか考えられず、一方で民間と同じ仕組みとすることで、全国的に大き体験が多ない。共済組合経由で納付する仕組みのほうが今より明らかに無駄が少ない。報道では児童手当について、世帯単位で所得判定を行うことは終計されているようで、こういた制度な歴史の対応についても、今の仕組みのままでは全国の省庁・自治体にシステム改修等余計なコストが生じます。これは、国民に大きく場かできるより有意義な表別、適用することができます。これは、国民に大きく場立では今日の制度を見ませない。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				
879	令和3年6月28日	令和3年7月20日	部活動の時間外勤務について	土日も部活動でひたすら労働 させられ、そのまま休みなく月 曜日を迎えます。家族と過ご す時間はありません。特別な 給身もあたえられません。 お願いです。 部活動を教員の手から無くし てください。	小中学の部活動の完全廃止、又は部活動専門教諭の配置。	個人	文部科学省	部活動は、学習指導要領に基づき、学校教育の一環として行われるものであり、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的窓裏を有った意かです。 で、教育的窓裏を有った活動です。 で、教育的窓裏を有った動です。 一方で、通切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の課題であると考えております。	則等の一部を改正	対応	文部科学省では、平成20年度に教師に代わって専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導自の制度化を行い、その配置を促進するととは、平成30年部活動のガイドラインを策定し、適切な活動時間や休養日の設定、短時間で効果的な指導の推進に取り組んでいるところで。 和22年月1日に「学校の働き方放産を踏まえた部活動改革」をとりまとめ、令初5年度以降、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ、文化活動に移行するための具体の改革方策をお示したところです。 これらの散発を薄実に進め、生使にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進めてまいります。	
880	令和3年7月20日	令和3年8月18日	閣議関係資料の 電子化	子化を提案したい。 (1) 閣議当日、廃上に置かれる大臣参考用の閣議資料・ 式(閣議書を終く、)(閣覧がし、 と、)(認定がし、)(認定がし、 は、)(認定がし、)(認定がし、 は、)(認定がし、)(認定がし、)(記定がし、 は、)(記定がし、)(記定がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がし、)(記述がしい	の差し結えが生ずると再度同数の持ち込みが必要だが、電子媒体でのや り取りになることでそういった時間的、経済的場長大がなくなる ・週 2回閣議が開催されている現状において閣議当日、前日、2常業日前 に抵資料を受け取り、仕分け、包配布をする内閣総務官室の担当者を十名 程度は、紙資料であることを理由にテレワークや有休の取得が困難に なっており、電子化されることで10名程度の半数以上のワークライフバラ ンズが改善されることでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	個人	内閣官房	令和2年12月8日開議分より、開議の事前配布資料の電子化が実現済です。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
881	令和3年7月20日	令和3年8月18日	etax	etaxで使用できるブラウザがイ ンターネットエクスプローラの みです。他のブラウザも使用 できるように財務省に指導して ください。	インターネットエクスプローラは使いにくい。	個人	財務省	e-Taxの利用可能ブラウザについては、令和3年1月からGoogle Chrome及びMicrosoft Edge (Chromium)に対応しています。 また、MacOSをご利用の方は、現在でもSafanをご利用いただけます。 【参考: e-Taxホームページ】 Ithts://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_0205_chrome.htm https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_mac_020428.htm	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
882	令和3年7月20日	令和4年2月28日	高齢者の認知機能検査と講習の 申し込み	整視庁指定の予約申し込み電話番号をダイヤルしても混雑していて繋がらない。 繋がった後は、反名・生年月日・運転免許証の番号・電話番号等へ、保証の質問に逐歩くこれされればならない。 その後、新受後日程の調整に行き着く。 こんなことに多大の行政コストをかけている愚かさに果れか える次第。	各人が、ネットから申し込みできるようにすべき。 GO=TOトラベル、GO—TO—eat等と同じようにシステム化する。	個人	警察庁	警察庁では、認知機能検査及び高齢者護習の予約がしやすい環境を整備するよう各 都道府県警察に指示していますが、実際の同検査及び同議習の実施、予約、申込み等 に関する事務については、各都道府県警察が行っております。	道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第101条の4	現行制度 下で対応可 能	御提案を踏まえ、各都道府県警察に対して適切な指導を行ってまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
883	令和3年7月20日	令和3年8月18日	社会保険の複雑さ	又、ハローワークにて失業給	会社を退職し家族の扶養に入る手続きをしたところ、雇用保険で失業給付をもらうと扶養にはいれないと言われる。教えてもらったのが、前の保険の継続申請締め切りの20日に迫っていたための急いで国保が良いか継続をするか検討しました。国保、協会けんぼ、年金事務所に尋ね回らなければならない。また、扶養の申請取取り消しも送の為、「送ってあるのに」とか、「届いてない」とかごちゃごちゃになってしまった。素人の私達には、何を何似に訪ねれば良いから之解さず別日に間に合わなかっかとりすると余計な出費をかけてしまいます。 社会保険事務所、現、年金事務所)が、以前は手続きが熊本できたのに、今は日敬がかかりすぎる。福岡に一本化になってから一か月はかかるようになら、教授に上の思えない、保険の仕妻に入って失業保険をもらうと社会保険証を返さないといけない、失業保険が切れると国保のままか扶養かになる。扶養にしようとするとまた、一か月かかってしまう。当事者にとっては無駄な時間が多すぎる。	個人	厚生労働省	健康保険制度においては、主に被保険者と生計維持関係にある者を被扶養者と判断しており、生計維持関係の具体的な指標として年間収入130万円の基準を設定しています。この被扶養者の年間収入については、給与収入のほか、年金や雇用保険の失業給付等を含む全収入を見込んで各保険者が判断することとしています。	健康保険法第3条 第7項	現行制度下で対応可能	退職後の健康保険等への加入に係る手続き等については、日本年金機構及び協会け んぽのホームページにおいても掲載しているほか、協会けんぽから各加入事業所の担 当者に対しても、退職される方がいる場合には、リーフレットを用いてご案内いただくよう 周知しているところです。
884	令和3年7月20日	令和3年8月18日	iOS、Androidアブ リの更新をしてほ しい	現在厚生労働省が出している アフリがいくつかありますがど れたデザイン付さくでも使い にくくなっていると思います。 しかもサポートしているのきか なり古いので(OSIII) ドクのS は切って良いと思いました。 概要性のないける心きん情報 アフリルタンにのいばいはころけて オープンケースにすればみん なやると思います。	アブリのデザインが頻雑すぎて日本人として、日本のiOSエンジニアとして 恥ずかしくなりました。	個人		厚生労働省が管理しているアプリは、令和3年7月現在、「ねんきん情報アプリ!」、「労働条件(R,I)パトロール」及び「EMIS (医療機関用)があり、現在対応しているOSはそれぞれ下記とむります。 ・ねんきん情報アプリ!⇒IOS要件:90以上、Android要件:50以上 ・労働条件(R,I)パトロール⇒IOS要件:10以上、Android要件:44以上 ・EMIS (医療機関用)⇒IOS要件:12以上、Android要件:70以上 アプリの仕様については、概定い国民の皆様に利用頂(という監督と踏まえつつ、国民の皆様の御意見を踏まえて検討を行い、適宜その改善に努めているところです。また、EMIS (医療機関用):こついては、医療機関制を含め利用に展定されており、これらの方の御意見を踏まえて検討を行い、適宜その改善に努めているところです。	なし	対応	アブリの仕様については、幅広い国民の皆様に御利用頂けるよう、アブリの対応OSも含め、頂いた御意見を踏まえつつ、適切なタイミングで順次更新する等、機能改善に努めてまいります。また、EMS(医療機関用)の仕様については、医療機関関係者の皆様に御利用頂けるよう、頂いで制態。見を踏まえつつ、適切なタイミングで観次更新する等、技能、では、「カルタイトリます。なお、「和みん情報アブリ・」については、ブラットフォームをLINEアブリ上に移行した「LINE公式アカウントドわたしとみんなの年金ポータル」を開設したことにともない、近日中に終了することを予定しています。
885	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員給与システムおよび出 システムおよび出 が、超動管理の省 庁統合	においてはいまだにハンコが 使われており、超勤の管理に おいては部署ごとのエクセル ト・下管理されており、野師の上記 を の勤務実態を省庁権的に把 握できる仕組みがない。このた め、人手の不足している部署 の可視化が難しくなることや、	出勤・超勤管理を省庁横断で統合することを提案したい。 国家公務員の出勤・超勤管理においてはいまだにハンコが使われており、超勤の管理においては勘審ごとのエフセルシートで管理されては、 実際の勤務実施を省庁横断的に用性で含せば掛かがない。このため、人 手の不足している部署の可税にが難したなることや、超動性の未払いの 実態をだれた程度できていない。 また起動管理のエクセルと超動代の支払いが完全に組ついているわけ ではなく、実際には誘帯ごと月ことの予算によって残果化の未払いが模 行している。現状では、各省庁・各部署ことに超動代の予算が管理されて 行している。現状では、各省庁・各部署ことに超動代の予算が管理されて がしている。現状では、各省庁・各部署ことに超動代の予算が管理されて 様々である。特にコロナ対応、国金対応で保証金件を創設的が増えた時 6、課金の起動手弾を使いつてしまい。多では変速であるにかかわ 6・課金の起動手弾を使いつてしまい。多では変速であるにかかわ 6・課金の起動手弾を使いつてしまい。それを速速であるにかかわ 5・課題がおが一分に手にませいことがある。 当然ながら、選集なな超動は減少すべきだが、そそそもを超動代がでていな いという状況について、実態を把握していただきたい。	個人	人事院内閣官房	なっており、田期県一押りすることは必要なほしていませない。 また、国家で発育の超過勤務は、公務のための臨時文は家意の必要がある場合に、各省各庁の長が命じるものであり、超過勤務等前のでは、課金を等による現認をを選じて行うものと、各戦的な記録をを選して任庁の状況を把握している場合は、これを参照することができるとしております。超過勤務等命令第については押印することを必須とはしておらず、手続を毫十ばることは可能です。その上で、出途勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することであれております。 での上で、出途勤管理の具体的な方法について、各府省において適切に判断し、運用することとかれております。 なお、「一般職の職員の給与に関する法律「第16条第1項により、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超て勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとかれております。 加えて、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進の計をの取組指針」(平成2年1月7日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一節改正)において、各府省等は、動務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の長久を行りによいて、年和3年度における人事管理連盟方針」(令和3年9月31日内閣総理大臣決定)において、職員の他不規定といる人事管理連盟方針」(令和3年9月3日内閣総理大臣決定)において、職員の他不規定といる人事管理連盟方針」(令和3年9月3日内閣総理大臣決定)において、職員の他不成の名様等との利用した勤務時間のが決める各様等でよるが、等後様末の使用時間の記録を与用した勤務時間のが決める各様等により、職員の動務実施の化理を進めているとことでき、	点について(平成 31年職職—22)5	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
886	令和3年7月20日	令和3年8月18日	学校関連の入学 金、受験料等の創 行振込について	2 いて、金融機関から振込をす	金融機関の業務続廃合で金融機関の支店等での振込手続きは混雑を生 じさせている原因の一つに、学校の入学金、受験有等の窓口振込手続き の強制が上げられる。 これは、学校がよだに振込年続きをした振込伝票等のコピーを添付させ ているからであり、速やかに強制の撤廃をしてください。	個人	文部科学省	ているものです。そのため、字生物行室の一部を室壁機関の窓口での手続を安さすに オンラインで約入することも可能です。 (国立大学附属学校について) 国本技术、展立における入学料、検定料等の支払方法については、振込確認等の 事技作業、振込に受する期間や振込制限等を考慮しながら、設置者である各国立大学	(公立高等学校について) で対象育法施行規 削第90条 (専門学校について) 学校教育法第130 条、学校教育法集 行規則第181条	(国公私立 大学等及 び国立大 学附属学	(公立高等学校について) 制度の現状欄に記載のとおり、「公立高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市部村の教育委員会が行う(学校教育法施行規則第90条、第5項)とされています。この規定から、受験料の包ェ指シ毛寿能こついては、各部道府県又は市部村の教育委員会が対応しているものです。また入学金の納入方法については各学校設置者において定めております。 (国公私立大学等について) 文部科学省としては、大学における振込確認等の事務作業、振込に要する期間や振込期限等を考慮にながら、必要に応じて徴収方法の見直しの要否の検討や、大学等へ内部規則の見直し依頼を行ってまいります。 (国立大学附属学校について) 国立大学附属学校について) 国立大学附属学校における人学科、検定料等の支払方法については、振込確認等の事務作業、振込に要する期間や販込期限等を考慮しながら、設置者である各国立大学法人の判断で定めているものです。また、検定料を金融機関の窓口での手続きを要さずに納入できる学校もあると承知しています。 (専門学校について) 専門学校の所轄庁は学校教育法第130条により都道府県等となっており、この規定から、受験料の返り推込手機をごついては、各都道府県等となっており、この規定から、受験料の返り推込手機をごついては、各都道府県等となっており、この規定から、受験料の返り推込手機をごついては、各・都道府県等となっており、この規定から、受験料の返り推込手機をごついては、各・都道府県等となっており、この規定から、受験料の返り推込手機をごついては、各事門学校の好長によって定められています。(関係法令:学校教育法施行規則第181条)

	所管省庁	回答				担安			所管省庁の検討	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状		での 対応の概要
887	令和3年7月20日	令和3年8月18日	100%支給及、タイ	超過勤務手当の100%支給及 び超過勤務時間を正確に計上 する方法として、タイムカード を導入すること。	超過勤務手当を正確に支給するためです。 私はある庁に勤務している職員です。 以前、超過勤務命令簿を作成する担当でしたが、少ないときだと実労働 時間の2004」が超過勤務として彼かれておりませんでした。 また、正確に超過勤務手当が実給されないため、職員が超過勤務時間を 通動に計している問題があります。 を表している同盟があります。 を表している同盟があります。 を表しているのが現状です。 を表している同盟があります。 を表しているのといるのが現状です。 を表しているでもかった。 なのが現状です。 を表している方とのといるではないか と思います。 私の班では適勝しましましていませんし、私は非喫煙者である ため不満があります。 多くの勤務年数が長い方々は、おかしいと思いつも、そういうものとして と思います。 との不満があります。 とのおります。 とのからないます。 とのからないます。 とのからないます。 とのからないます。 とのためではなく、国民のために仕事をしていますが、勤務時間に対して正確に とのたとを表しないます。 とうかの男大臣に改革していただきたいのです。 このことを訴えることができる場所は今までとこにもありませんでした。 とうかの男大臣に改革していただきまか。 いるます。	個人	人事院 内閣官房	即以正/ にのいく、台所有寺は、刺坊时间官理でンスナムにし、戦員の刺坊时间の 兄 ラスル に取り組むニレトたってもり 特に太虚坐筆にもいては 「会和2年度にもける」	関する法律第13条 第2項 超過勤務を命ずる 原に当たっての留意 点について(平成 31年職職—22)5 一般職の職員の給 与に関する法律第	制度の現状機に記載のとおりです。
888	令和3年7月20日	令和3年9月10日	国家資格保持者死亡時の手続きの一元化	無線従事者・気象予報士・医師だどのいわゆる国家資格の保事者が、死亡によりその資格を喪失した場合の免許の返納手続きを死亡順の提出と同時に市前村の窓口で可能なようにする。	対象的 (休月かり) かんもうになっている。     高齢化により死亡人口の増加がある一方で、少子化・核家族化により死亡後の煩雑な手続きを任される家族の負担は年々増加している。     本書きるの空ロセンス・メン・オートで、即見のせばより利している。	個人	デ整金費総法財部生林済土環外緊急者務務務科却水産交境 人容融者務務務科却水産交境 人容融者等務務科司水産交通省 大型	資格保有者が死亡した場合に、現在の取扱いでは、親族等に死亡者の戸籍抄(勝)本等、免許証等を添付して死亡届を提出することを義務付けている資格もあります。	医師法施行令第6条、第10条第1項 検討	令和2年12月25日に開議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添マイナンパー 制度及び国と地方のデジタル基盤の技本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針) に第4 では、「25 各種発計 国家資格等・運転発許証で和他の国家資格をアジタル化、在 留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討」を行うことにより国家資格 のデジタル化を推進することとされていま。 当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。
889	令和3年7月20日	令和3年11月4日	福祉の一元化	者福祉に分かれているが、こ の二つの縦割りの行政を一つ に欲しいです。 障害者と高齢者がいる家庭も	提案理由として (1)福祉家庭がすぐにわかること。 (2)グループホームは、何 仲か設置してある県はあるが、からまで特区としてしか扱われていない。 移動手段を持たない高齢者、障害者と高齢者のグループホームは、何 伊か設置してある県はあるが、からまで特区としてしか扱われていない。 移動手段を持たない高齢者、障害者とを施設内で管理できる。 (3)建物を一つにまとめることにより、民間の建築費用の削減、雇用人員の確保、スキル向上なると学は行うれる。 (4)多様などよいの特合もかせにより、一世の対象の発処分を減少するため、何頭かの大猫を飼育しそかあせ低活動物セラビーにもあたる)。 (5)精神障害者雇用 軽援の作業、原子の動態があり、免責が表現、免責が表現された障害者をどう 加爾砂ィでもらえるが表が気でないはず、一種に障害者とどとく切けっちのではなな、たくさんの障害者に関わることで、原出的としたくがわかり、今後の後し方などに生きてくると思います。 2)、今後の後し方などに生きてくると思います。 2)、今後の後し方などに生きてくると思います。 2)、今後の後し方などに生きてくると思います。 2)、今後の後し方などに生きてくると思います。 以、今後の後し方などに生きてくると思います。 以、今後で表したがい、大性会がし、と思う人も多いが、周りに親族がいても、認知症に気付かないことが多いた。 民生委員だけでなく、高齢者の見回りは足りない状態。 認知症になれば知入所ということも多く、いかに早期に認知症を発見するかも重要とと思われます。 以上を踏まえて、介護、障害者の福祉を一元化することを提案します。	個人		地域共生社会の実現に向けて、 ・専門性に削って高齢者介護、障害者福祉の支援を行うとともに、 ・複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進。 しています。実長の総合的な提供について、介護と障害に関しては、共生型サービスの 制度が活用可能であるほか、各福祉制度の人員配置基準、設備基準等について、選用 上対応可能な事項を整理しガイドラインにおいてお示しています。	介護保険法第72条 の2、第78条の2 の2 等 時害者の日常生活 長が社会集活を称下能 会的に支援するたト能 2 等 環福祉法第21条 の5の17 等	制度の現状欄に記載のとおりです。
890	令和3年7月20日	令和3年9月10日	育児給付金の振 り込み先の口座に ついて	育児給付金の振り込み先の口 座に、住信SBIネット銀行など のネット銀行を指定でできない ため不便です。	ネット銀行も対応していただけると助かります。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の口座への振込みに より支給されます。ネット銀行も一部対応店舗はございます。	雇用保険法施行規 則第44条第1項、 対応 第102条	制度の現状欄に記載のとおりです。
891	令和3年7月20日	令和5年5月17日	免許証の旧姓併 記手続きについて	要な、旧姓が記載された住民 票を、婚姻届を提出したときに 旧姓登録するか否かを選べる	昨年より、免許証の旧姓併記が可能となった。この手続きをする上で、旧姓が記載された住民票が必要となる。その住民票を入手するには、まず、旧姓の記載がある戸籍除本を仕民票のある役場・14季しないはあらい、しかし、そもそも帰職を提出するには、戸籍機本が必要となる。その戸籍機本では自転の確認ができているにもかかわらず、保証するために再度、戸籍職本を入手しなくてはならない、この手続きを省略できれば、行政においては事務処理の商素化、手続きする側には時間及び費用の面からメリットがあるのではないか。	個人	総務省警察庁	「婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村長に提出された際に、住民駅に旧氏を記載することを求められた場合において、戸籍担当駅により婚姻届が受理され、新戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏の住民駅が作成できると住民基本が毎組当まが判断し、住民景を作成する場合は、婚姻前の戸籍港本等已日氏を証する書面として受理することとしても差し支えない。」ことを自治体に対して通知いたしました(令和4年12月5日総行住第110号)	住民基本台帳法施 対応 行令第30条の14	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁のも	検討結果	ą
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の	
892	令和3年7月20日	令和3年11月4日	管理し、ネットに情報を集約してほしい	など)や河川、公園などの情報 もできる限りデジタル化してほ	建築確認申請を行う、ずっと前から建物のボテンシャルを把握するために 道路の情報を調べようと思うと、管理している管轄の事務所(辺びな所が 多い)に出向き道路台橋の権製を一部20円程度支払い受け取ることに なる。数地が数の原や行政医に接する場合にはそれぞれの管轄に出 向き、関いることになるが、道路の幅員を調べるだけで一日がかりのこと もよび起こる。また計画道路の情報も田内がはければならないとの また、東日本大計画道路の情報も田内がはければならないとの また、東日本大震災のような災害時には基心情報はすべて紛失したので はなから力が、希腊海内側が、かりとまとめて管理し、国連などの連携を 切り、性みやすい社会議を整備することにすっながると思う。都内は webで確認できることが多いし、公共交通機関で簡単に回ることができる が、それ以外のころはほんとうに酷かった。しかもたらい回しにされるこ とがあり、時間の無駄。	個人	国土交通省	道路台帳に関しては、国道・都道府県道・市町村道の各道路管理者がその管理する道路の台帳を関製し、保管することなっており、情報のデジタル化・オープン化について も各道路管理者において必要に応じて進めているところです。	検討を予	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日開議決定)などにおいて、行政保有 データのオープン化等を段階的に進めることとしており、道路台帳のオープン化につい でもその中で必要な対応を行っていくものと考えております。その他の施設に関する情 報についても必要に応じてできる限りデジタル化に努めてまいります。
893	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者の障害手 帳の申請、障害者 の様々な諸手続 きの簡素化	手帳が交付されてからの諸手 続きにも無駄な手順が多い。 障害手帳が交付されたら減免 などの手続きや障害年金まで 全ての手続きが出来るように ならないだろうか。	障害手帳を得るためには症状が固定してから病院にて診断書を作成してもらってそれから交付される。 しか、障害年金を得るためにはまた病院に行って改めて診断書を作ってそれからまた判定、初めの障害手帳を作るときから年金が入るまで一年程度時間がかかっている。 これは緩削り行政の弊害である(障害手帳と障害年金の担当官庁が違うため) また他の障害者の語手続きも書類が非常に多く、障害者手帳の申請から 様々な社会サービス受けるまでに4~5か月かかる。 今障害者は様々なサービス、年金を得るためには非常に長い時間を必要とし、その間の負担は本人と家族にとってとても大きい。	個人	厚生労働省	規制改革の番号1258の回答を参照してください。		
894	令和3年7月20日	令和3年8月18日	行政の支払いに ついて	地方自治体などの管公庁の支 払いに関して、請求書からの 振り込み以れて、電子マネー やクレジット支払いなど、他の 選択肢で支払えるようにする。	地方自治体などの官公庁の支払いに関して、請求書を貰い振り込んで支 払っている現状です。 今後、デジシル庁などソフトやハード面での整備が進む中、電子マネーや クレジッなどの支払いができない場合、LINEworks などのアブルを防攻 などで使用することを検討しても、支払いの問題で利用を断念することも 想定されます。 現状の制度での支払いを考えた場合、書類が増えたり、中間事業者が増 幅広く国民目線に立つためには、支払いに関して改革が必要と考えま す。	個人	総務省	平成18年の地方自治法改正により、クレジットカードによる地方公共団体の公金の収納 を可能とする指定代理納付着制度が創設されたところです。 地方自治法第第 平成30年度には、指定代理納付着制度を活用した公金の電子マネー納付が可能であ 60章を通知する「電子マネー専列用した公金の収納について」(平成31年3月29日付付 総行行第102号)を発出しました。	現行制度 下で対応 能	関盟案いただいた地方公共団体への支払について、電子マネー又はクレジットカードに よることができるようにすることについては、現行法令において可能とされていることか の、各地方公共団体において、その導入の是非も含めて適切に運用されるべきものと考えます。
895	令和3年7月20日	令和3年9月10日	未就学児の省庁 一本化	部科学省、保育園児が2号・3 号認定で厚生労働省、認定こ ども園が総務省です。 一本化して厚生労働省で一括	今年から最寄りの町立幼稚園と民間保育園が一本化して認定こども園になりました。 娘は2号思定を受けているのですが、1号認定の子供たらは基本年後2時 には基本帰宅しますし夏休みや冬休みといった長期休業もあるみたいです。 親の働き方だけで区別するのは今の時代に合って無いと感じています。 町の教育関係者と話しても、幼稚園は教育で保育園はあくまで保育だよって言われます。 同じ未就学児なのに小学生になるまでの5年間、違う道を歩むのに凄く違和感を感じます。	個人	内閣府 文部科学省 厚生労働省	番号259の回答を参照してください。		
896	令和3年7月20日	令和3年8月18日	雇用保険の加入 処理が滞留する 件	共 / /けいフテ / たみ吹! to		民間企業	厚生労働省	事業主は、被保険者となる労働者を新たに雇用した場合は翌月10日までに取得届を、 離職等により被保険者でななかった場合は当該事業のあった日の翌日から起算して10日 以内に喪失信を提出していたべきかが、取得借が申請された際に、 前職の喪失届が処理されていない場合は、取得届を預かって処理を保留し、喪失届の 処理が行われた後に取得品の理程だっていますが、取得のよりでは、喪失届の 処理が行われた後に取得品の理程だっています。 なお、現状でも前職の喪失届が提出されない場合は、当該事業主に届出を創建すると ともに、事業主が九れに応じない場合は、本事所を管轄する公共職業安定所長が職権 により確認を行い、処理を進める場合もあります。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、取得届を提出する事業主に不便が生じないように対応 しています。なお、研提家の原業とはより取得届の処理を進めることを可能とした場合、 前職と現職の雇用期間が重複しているケースや前職の解雇の効力に争いが生じている ケースでは、正確な取得日が確定せず、かえって事後的に取得日の変更等が必要にな るため、合理的ではないと考えております。
897	令和3年7月20日	令和3年8月18日	改姓に伴うパス ボー記載事項変 更費用について	成姓に伴うバスホート記載争 項変更の費用は原則として無 料とする。	国が夫婦別姓の選択肢を与えていないのに、パスポートの記載事項変更 費用に6,000円もの申請料がかかるのは、おかしいと思います。夫婦別姓 制度を認めないのであれば、無料でできるようにするのが筋ではないで しょうか。 銀行口座、免許証、バスポート、女性ばかり手間と時間とお金がかかる世 の中はそろそろ時代遅れだと思います。	個人	外務省省省金融票庁	旅券に記載する氏名は、戸籍に記載されている氏名と規定されています(旅券法等の 条等1項至2号及び旅券法施行規則第5条第2項)。また、旅券の記載事項(氏名、本籍 等)に変更が生じた場合には、選滞なく、新たに発給を申請することと規定されておりま す(旅券法第10条項) 環境・項[に変更が生じた場合には、新たに旅券の発給を申請して いただくこか必要であり、その発給予度料(旅券法第20条項 項第3等及以第2項並び に旅券法施行務定条第9]については国家化・通道解集に制付しなければならないと 規定されております(旅券法第20条) 規定されております(旅券法第20条) 派券の記載事項を変更することは認められておりません。このことも考慮し、このような場 参の記載事項を変更することは認められておりません。このことも考慮し、このような場 合において新に定券の条格を申請いただ線の発給予数料については、同次が広券 を所持していない申請者が新たに旅券の免給を申請する場合とは異なるものとしていま す。	5 対応不可	旅券の記載事項を訂正することはできず、氏名、本籍等に変更が生じた場合には、新た な旅券を発給申請し、そのような場合を想定して定められた旅券の発給手数料を国及び 都追府県に納付していただくことになります。
898	令和3年7月20日	令和3年8月18日	にかかまのむま	地域の役所に置かれている障害者総合支援法のパンフレットの表紙やパンフレットの置き場に「対象者」も記載してください。	障害者総合支援法という制度の名前が原因で「自分には利用できない」と 誤解している難病者が複数いるため。 わかりやすくパンフレットの表紙に 「指定護術者も利用可しのような対象者がわかるような文言を加えてほしい。 また障害者総合支援法のように、法律名で利用者が誤解するようなもの があれば、同様に対象者をわかりやすぐ示してほしい。	個人	厚生労働省	陽審者総合支援法の対象となる疾病の追加の際には、追加された旨を自治体や医師会なし、 周知しております。 208	対応不可	「障害者総合支援法」のパンフレットは、厚生労働省では作成しておりません。また、「パ ブンフレットの置き場に「対象者」も記載」するご意見についても、各自治体にて判断頂いて いるものと存じます。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の	検討結果	į	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類		╅備考
899	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学教員公募に おける応募書類 のフォーマットの 統一化および電 子応募の義務化	入子教員(教授など)の公募に 応募するためには限歴書や研 究業績リストなどの書類を提 出する必要があるが、その方 法は未だに紙の書類を郵送す ることが一般的である。また、 各大学ごとに異なるフォーマッ		個人	文部科学省	番号768の回答を参照してください。			
900	令和3年7月20日	令和3年8月18日	世午炙わつてしま	研究費のAMEDの課題番号について同じ事業なのに毎年変わるので論文に記載する際、 都度変更調べる手間がかかります…しなければならず 困ております。料研費のように一課題ひとつにしてもらえないでしょうか。	課題番号を都度調べる時間の削減、勝手が分からない学生が提出する 場合はさらに時間もかかりますので研究者が研究に使える時間が少しは ふえるのではないでしょうか。	個人	内閣府 文部等省 厚生労働業 経済務 総務	今回いただいたご提案にある論文への記載に使用する番号(謝辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが令和3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと数しました。とれたより複数を厚の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無く1つの番号でご利用いただけるように変更しております。 https://www.amed.go.jp/news/other/20210701.html	対応	論文への記載に使用する番号(維辞番号)は課題管理番号をベースにしていますが会3年7月に運用を変更し採択年度の番号を使用することと致しました。これにより複数年度の課題であっても1つの課題の謝辞番号は変更無く1つの番号でご利用いただけるようになっております。この内容1ついては、HPへ掲載すると共に、現在改訂中の事務処理説明書にも反映します。	
901	令和3年7月20日	令和3年8月18日	旅費の実費支給 を奨励してください。	食)などを細かく聞かれ辟易しております。いっそ、日当は定額でも宿泊費は実費支給にし、領収書で対応すればよいと思うのです。なぜそこまで細	国立大学法人も民間企業のように出張費の実費支給を当たり前にした方が旅費の支給が効率化できると考えます。旅行計画書、報告書の作成を研究者自ら行う必明労開前の持られてしまいます。 大学の事務は内部監査などに指摘を受けると簡原ルールを変更しさらに提出書類が増えてしまうという意味度なのです。内部監査は指摘事項を作らないと仕事をしたことにならないということもかんがえられますので、このシステムも見直す必要を感じます。	個人	文部科学省	旅費の精算にかかる手続きについては、各大学法人が、自大学の実情を踏まえて定め た旅費規程等に基づいて運用されております。	現行制度下で対応能	国立大学の旅費の精算処理について、宿泊費等を定額支給としなければならない旨の 定めは存在せず、実費支給において必要となる精算事務負担の軽減を図る趣旨で、各 法人において変めているものと認識しております。 可なお、宿泊費の精算にかかる手続きについては、定額支給における宿泊明細の提出を 原則不要とする等の配慮を求めているところですが、各法人が研究費の管理、使用等 関して定める独自ルールについて、引き続き、配慮を求めるとともに、教職員の事務負 担の軽減を促してまいります。	
902	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証明書発行の郵送請求に関わる	税に関する証明書は1月1日現在、住民票がある自治体から 発行するようでいる送前を 最初でいる場合を 最初でいる場合を 最初である自然を を を を は の は の は の は の は の は の は の は の	各種証明書の郵送請求において、手数料を定額小為替で支払うために、 郵便局からは定額小為替発行のための手数料が請求されている現状に 製間を感じためル基架にまず、要素が実現すれば、無駄な手数や搾取 されずにすみ、また、煩雑な書類記入、郵送手配などの諸維務がなくな り、年末調整はじめ税手続きが便利になる。	個人	総務省	なしなし	対応不可	所得証明書、課税証明書の発行主体は、課税庁である1月1日現在に住所を有する地 団体であることから、ご提案にあるような情報の開示が仮にあったとしても、課税を行っ ていない転出先の自治体が証明書を発行することはできず、対応は困難です。	Ē
903	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官僚ローテート制	よっては一般職も含め)、最初 の2年間は研修医のように入 省先を決めずにローテートしな	私は医師として大学病院に動めています。私が医者になった年は研修医 必修化になった翌年でた。それまでは医馬の異なる場合はかなり疎進 でそれこそ練制でしたが、最近になり、当時の研修医だった自分たちが 中核になることで、かなり医局間の風通しがよくなりまじた。キャリアも最 初の数年間は特殊を基一様、デビの期間と考えます。その間にできた人 間関係は別の省にいても、顔見知りというだけで話が進む可能性がある と思います。ローテートしながら仕事をするのが観刊が報いてながると おもいます。ローテートで戦力になる期間が短くなることについては定年 証長で相殺されるのではないでしょうか。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、複雑・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に遂行されることが必要であることから、各府省等における国家公務員法策様々が育省等の出身者の登用など政府全体での適相適所の人事を推進するとともに、条第省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から府省間人事交流を一層推進することとしています。	54 現行制度 下で対応 能	[ 可 国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>倹討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
904	令和3年7月20日	令和3年8月18日	人事院による国家 公務員の一括採 用・異動	人事院で一括して採用する。	各省庁が未だに省益拡大を第一に働いているのは、職員が国家公務 員である前に、各省庁の職員であるという認識が強いためと思われる(各 省庁の職員と話していて、随所に感じられる)。 そのため、人事院で一括で採用し、省庁間で人事異勤を可能とすること で、省庁への所属意識を撤退させ、省益重視ではなく、国益重視の考え 「提及が程度」ない。 が選が採用されれば、省益や天下り先能通等の無駄な校金や労力が 減り、また、必要な部署に必要な人材を適宜、流動的に配置でき、コロナ 対応など実発的な事象に迅速に対応できる。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を踏まえつ、特定の専門区分析を欠大学・学部出身者に属ることな、多様を即及の任務を持つ人材を採用すること、接種・高度化する行政課題に対応するためには、行政が総合的かつ一体的に承行されることが必要であることから、各解省等における様々な解省等の出身者の登出承任を解育全体での動物通所の人事を推進するとともに、解省間の連携と広い視野に立った人材の育成の観点から解省間人事交流を一層推進することとしています。	国家公務員法第54 条	現行制度 下で対応可 能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。
905	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員倫理月間の広報ポスター配布の中止	各市区町村に対して都道府県 を通して国家公務員倫理月間 を所属職員に対し周知する旨 の連絡が来上た。11月直通し 、名市区があり、11月知ずる目 いばスターを都は道府県を通し 、で各市区がが、、所属職員に対 ターを貼ることが最も効果・当 のことですが、、所属職員に対 ターを貼ることが最も効果・当 市では、全職員が閲覧・能な したころです。全職日を したころです。全職日 が、ポスターを貼る まが、ボスターを貼る ととも単純を、オスターを貼る まが、オスターを貼る ととも単純を、オスターを貼る ととも世上するべきだと思いま す。	お金と時間が無駄	個人	人事院	国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理月間を周知するためにポスターを 作成し、各地方公共団体にも配布して掲示をお願いしております。	なし	対応	令和3年度からは、紙媒体でのポスターの配布に替えて、電子媒体での配布を予定して おります(配布は11月頃を予定)。
906	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続 未了土地解消作 業について	戸籍・住民票の両面コピーに ついて、可とすべきである。	当職は法務省(法務局)から受託し、表題作業に取り組む司法書土です。 複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、 他方にそのコピーシを添付することになっているところ、「両面コーローは不 可」という。両面にコピーをしても判認に何ら問題はなく、法務局の公務員 は自のの身後を切って機器を出している訳でもないにもかから終身 は自のの存在に対し過去、請大な敬意を払うように強要しているものとしか 思えず、甚だ非効率であるから。	個人	法務省	長期相続登記来了土地解消作業において、複数の調査対象について重複する戸籍謄本等がある場合の当該戸籍謄本等のコピーの形式については特段の定めを設けておらず、仕様書に基づき発注者と受注者の協議によるものとされています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり発注者と受注者との協議に基づき両面コピーとすることも 可能です。
907	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法務省 長期相続 未了土地解消作 業について	て、不要とすべきである	当職は法務省(法務局)から受託し、表題の作業に取り組む司法書士です。複数の調査対象について、共通の戸籍住民票がある場合、一方に原本、他方にそのコーモを設付することになっているところ、コーチのものが無用のものである。具体的には(1)という調査対象と(2)対象がある場合、(1)においと必要な戸籍が(10高)との必要を戸籍が(1)と共通のもの10通」かっ二十5回の合計11通である場合、(2)の資料として「(1)と共通のもの10通」が、10元とではできる。別書方対象に「戸籍資料の東を分けずとも、一つの戸籍資料の東で調査対象(1)ならびに(2)分上して管理すどとも一つの戸籍資料の東で調査対象(1)ならびに(2)分上して管理すば足りるものであり、これは他に無駄な作業を要々に強い、言いなりに動かすことで、担当公務員らが自身の特権・権力意識を満足させるためのものでしかない、不もなものである。よって権力無駄を省置く対理節減のためによりに対し、不もなものである。よって権力無駄を省置く資源節減のためにない。ないまたものである。よって権力無駄を省置く関源節減のためになり、	個人	法務省		所有者不明土地の 所有者不明土地の 利用の特別措置 関する特別措置 に規定するの 制度するの を を を を の を の に 規定するの の に 関定 の は に の は の に の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の は の は の は の は の に の は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	****	法定相続人情報つづり込み帳につづり込まれた戸籍謄本等は、利害関係人からの閲覧 請求があった場合に閲覧の対象となるものであり、閲覧請求に円滑に対応する観点か ら、御指摘のような戸籍謄本等の援用をする取扱いはしておりません。
908	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察署への道路 使用申請	道路使用許可申請の許可基準(使用許可期間等)が各警察署の担当者にヘルで異なる 為毎回因ります。 しいうなら百步譲って納得もしますが、同に都当所県警で基準が通うと いうなら百步譲って納得もしますが、同に都当所県警でも多響察署のそれも窓口の担当ところもあれば、1週間しか認めないところもあったり、その度に 印紙代を頼収されます。	最低限各都道府県警単位での統一した基準を設けて対応してほしい。	個人	警察庁	道路使用許可の期間について、法令に規定はなく、各都道府県警察において、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間を設けることとしています。		対応	道路使用許可の申請ごとに、当該道路使用行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等が基本ることから、許可の期間に差異が生しることはありますが、同種の行為に対する時可の期間が大き(異なることのないよう) 霊祭庁(おいて、計ず可の期間の考え方を示し、都道府県豊祭に対して、通切に許可の期間の基準を設定するよう指導しているところです。
909	令和3年7月20日	令和4年2月28日	警察官の事務手 続きについて	日頃、激務お後れ様です。 さて、表題の件、即ち違反切 符の発行の事です。この時 代、白バイ隊が手書きで作 成している場面を見る度で何 から写し込んで連やかに処理 できないものでようか。まして も最後の本人確認は今時 毎印です。 思いついた事ですが如何で しょうか。	日頃、捺印が多い社会の中、捺印廃止の動きに嬉しく思っていた最中、 市井の風景の中、時代遅れと思い、具申数しまじた。交通量の多い中、 危険な状況は此本るだけ短時間で処理した方が良いと思います。 交通遠反は帰いに越たい事はごいませんが、素・資道反切符の処理過 程にも無駄な人件費を省けるのでは無いでしょうか?	個人	警察庁法務省	現在、一部の都県では、交通違反取扱い現場において、IC免許証を読み取る携帯端末装置を使用しております。 また、違反告知手続における押印・指印については、違反者が違反事実を認める場合等に任意で行うものです。	なし	対応	IC免許証を利用した交通取締りの合理化については現在検討を進めているところであり、今後、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととしています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
910	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労働基準法等の 連反企業に対す る取締り強化	・労働基準監督署の権限、リソース強化 (違反企業に速やかな罰削、経 電力返講等を誘議な(行為 るようにする) ・労働基準監督署一警察側の 密接な連続 (労働基準法等とそれ以外の 法律が続き代でついて、迅速 な検挙を可能にする)	現在、ブラック企業を始めとする違法行為を行う企業が蔓延しており、多くの労働者が苦しんでおります。 これらに関係する労働基準法などの法律の取締りは「労働基準監督署(以下、労基書)」で行われています。 捜査権や逮捕権も有しており、一見すると機能しているように見えます。 しかし、実際には明らかな違法労働が行われているにも関わらず、これらの企業が立件されることは稀であり、労働者から告発されても「是正勧告」に留まるケースが多臭しています。 その原因として、以下が挙げられます。 その原因として、以下が挙げられます。 ・労基者のリースが見りておらず、管轄内の企業を監視できていない。 ・浸基都のサースが足りておらず、管轄内の企業を監視できていない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人		1 労働基準監督署の基本的役割は、法定労働条件の確保による労働者保護であり、 監督指導を通して、使用者に法連守のための方法等について助言指導し、その的確な 是正と遊法整線の定常化を図るものです。 一方で煙産な指導にも関わらず法運反の是正が行われない等の重大または悪質な 事業については、刑事訴訟法に基づ必要な検査を行い送検しております。 また、労働基準監督者の定員及び予算確保に分かております。 また、労働基準監督者の変良及び予算確保に分かております。 2 労働基準監督者が所掌する労働基準関係法令の違反のうち重大または悪質な事業 については、労働基準監督者が所等する労働基準関係法令の違反のうち重大または悪質な事業 については、労働基準監督者がによります。 また、労働基準監督者が同等外の法律が関係する事項につきましては、関係機関に 情報提供する等の連携を図っております。	なし	1 現行制龙 下で能 2 度可能 2 度可能	1 制度の現状欄に記載のとおりです。 2 制度の現状欄に記載のとおりです。
911	令和3年7月20日	令和3年8月18日	日本人国時の案内・対応の改善について	とのもへき、詳細はWEBに記 載しQRコードを紙に記載すれ ば良い) (2)外国語対応 下記記載資料、また機内で検	「5枚の紙を持って、検査ルートを回るのは煩雑であり、また手指を消毒し 辛い点。 ・手書きの「質問票」に記載された内容を、データ打ち込みする事によるコ ストの発生と情報収集の遅れ。 効果・上記記載の課題解消、1日12万枚の紙の節約(NRT/HND/KIX 1日 1万人人観で計算) 参表人観 現在配布している紙資料 あ 関西国際空港にご刻着された皆さまへ	個人	厚生労働省 国土交通省	「質問票」は、検疫法第12条に基づき、検疫官が入園する方に対して、検疫で必要な質問を行うために使用するものです。 様疫所から入園市の売忙しているものとして、検疫法第16条の2第2項に基づき自 様疫所から入園市の売忙しているものとして、検疫法第16条の2第2項に基づき自 空等待機や公共交通機関の不使用等の新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要 な協力を求める「健康カード」や、入園後14日間の健康フォローアップに使用するスマー トフォンアプリの使用方法を記載した説明書があります。 厚生労働省より園土交通省に対して、現状の検疫手続について、航空会社等から入園 着に対して関ロするよう協力を依頼しているところであり、機内アナウンスはその周知す る方法の一つです。	一部、檢疫法	対応	現在、質問票はデジタル化し、スマートフォン等を利用してWEBページから回答できるようにしています。 が良くのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
912	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省庁内・省庁間の 連携強化による方 学事務の効率化 促進	する。また、特に在外公館の 推薦による国費外国人留学生 の選挙者と外務省、大学との連 携が不十分な部分が見られ、 特にコロナ禍の中で関連教	大学事務は自助努力による効率化を求められているところであり、各大学も限られたリソースで拡大する素像に対応する人で適害を進めています。その中で、字外、特に省庁からの指示による調査ものはでして負債名略することが難し、また内容によっては回答の作成にかなりのリソースを要します。交易科学省に対しては、大学は学校基本調査により規計情報を提出しているところですが、同省内の異なる複数の部署から、学校基本調査で回るとい数学に基づいて回答せいましたり調査を通かされて頂ければ、回答の作成。東温底係多数異白のコストを削減できまたのと「新規集大の問題として、対・国費外国人留学生の選挙・渡日に関して、コロナ橋で省庁・大学間の連携不足が顕在化しており、教職員のリソースを任息しています。教を申し上げはより月以来の変もまた。「民代情報大学に支部科学省とで書っていることが違うという無数のリソースを担しています。教を申し上がはより月以来の変もでいるとかいます。また「国と外籍を進めている景中に、文部・経り大田をが表して、日本のの場合といるという。また、大学とが新科学名とで受け入れ体制の課整を進めている景中に、文部科学大臣名で国歌外国人留学生がは、「早期受け入れん事の事業とは、日本の学校、「早年の年の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の学校、日本の	個人	文部科学省 外務省	学校基本調査における調査票情報は、秘密の保護及び統計調査に対する信頼確保の 観点から統計法第40条第1項において、その行った統計調査の目的以外で自ら利用 し、又は提供することが禁止されております。ただし、同法第32条において、統計の作成 又は統計的研究を行う場合、数計を作成するための調査に係る名策を作成する場合で おれば調査票情報を利用することが可能であり、この条件に貼当する場合、学校基本調 着における調査票情報を制か分と交配等学気内で共有することができまる 新型コロナの状況において、我が国の水際対策として一般の外国への新規入国を拒否 が型コロナの状況において、我が国の水際対策としてしたの水際対策を徹底的に順守 するため、この各省協議にと対認められた整め等等を国象外国、留学生及び受入大学 が理解し、順守する体制ができていることを詳細に確認した上で、国費外国人留学生の 入国を認めています。	統計法第32条	(前段) 現行対応 下で対応 能 (後段) 対応	大学向けに調査を行う場合は、調査前に調査項目の重複について十分に精査を行った 上で実施することします。 また、令和3年5月より、「特段の事情」による国費外国人留学生の入国を再開したとこ ろ、受入に当たっての必要事項等に係る連続については、文部科学者から各受入大学 に発出した人かと参称者はも転送するなど、後時情報 共和しています。更に、大学か らの連絡や在外公館からの連絡についても随時共有し、両名間で認識を振り合わせた 上で対応しています。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	╅
913	令和3年7月20日	令和3年9月10日	スムーズで行政コスト削減が可能な北海道農政の実現	補助の申請や交付手続きや、 打ち合わせを直接おこなうこと により、農家への補助度 運用の意思決定が迅速になる とともに、行政コストの大幅な	北海道庁から農林水産省に補助申請をしてから、補助金の支払いまで。 に、北海道農政事務所を経由することで、数か月の無駄な時間を没費し たり、開金事項の回念が得られるまでに多くの時間がかかっている。 直接、北海道庁と農林水産者が連絡調整を行えば、生産者が補助金の 受け取りを長期間待たされることが改善 受け取りを長期間待たされることが改善 される。 また、農政事務所の運営のための莫大な経費の節約になる。	個人	農林水産省	補助金は、原則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下)適正化 法)という。)に基づき、国が国以外の者に対して交付を行うものであり、補助金等の級正 かつ効率的な実施について、適正化法の他、交付決定の審査に当注り、交付の対象と るも事実内容及び経費の範囲等について、相加金文付実施等に定める条件の適合性 を厳格に審査するととは「実現可能性についても十分に審査することとしています。 また、適正化法に基づき、補助金等に係る分付申請が到途してから交付決定までに通 常要するとととない。 また、適正化法に基づき、補助金等に係る分付申請が到途してから交付決定までに通 常要するととない。 第一個のでは、一個のでは、 常要するとない。 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「本のでは、 「なのでは、 「本のでは、 「なのでは、 「なのでは、 「なっなっな。 「なっなっな。 「なっなっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なった。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なった。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっな。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと。 「なっと	算の執行の適正化 に関する法律 令和三年三月三十 一日農林水産省告	子人员的	制度の現状欄に記載のとおり、農林水産省本省と補助事業者等の間に、北海道農政 事務所を経由して補助金の交付に関する事務を行っている事実はありません。北海道 農政事務所において、交付申請書の審査から補助金の支払手続きまでの一連の事務を 行っております。 なお、御提案いただい、照会事項の回答が得られるまでに多くの時間がかかっている ことについて、補助事業の名称とどのような照会事項をいただいたのか不明であります が、引き続き現制度下において適切な補助金の交付に関する事務等適切な事務を行い ます。	!
914	令和3年7月20日	令和3年8月18日	数員免許更新講 審受請のための 公印廃止願い!	現役教諭以外が教員免許更 新講習を受講の際、教員経 験者である。証明の印鑑は不 必要である。 職歴として本人が記せばよ い。	私は元小学校教諭です。出産育児と家族の仕事の都合で昨年度退職しました。育児が落ち着いてすぐの復職に向けて教員免許更新講習を受講します。 現役教員ではないので最後の勤務校の校長から証明を受ける必要があります。 校長を住店、公の日本もらうたがだけの歳児の娘をつれて電車で行きました。感染症が心配な中、リスクのある学校に娘を連れて行かざるを支ませんでした。ほんのいめで終わる手続きのためた世辺時間をかけました。校長先生にもが忙しいところお時間をいただきました。そもそもけました。校長先生にもが忙しいところお時間をいただきました。そもそもけました。校長先生にもが忙しいところお時間をいただきました。そもそもけまでは、野生のが選手があるのでしようか。自分の履歴がよりは一般などと思います。 現在のとのと様に表していた。現在の教員会許更新制度では、多ぐの人が3の歳頃初かの更新を行いままっ女性にとって出産当児と生るの時期である。現代では「最近などので退職」引起しまする方も少なくありません。予備教員の確保、女性の社会復傷、働き方な単に乗りまで、事情知識所での教員確保)の面でもこの「往復2時間」が一つの足棚になっているのではないでしょうか。	個人		教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。 ○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請 比て手続を行うことが必要。 ※更新講習の受講にあたっては、勤務する(過去に勤務していた)学校の校長や任命権 者(原用者)等による受講対象者であることの証明(公印のあるもの)が必要。 ○平成21年3月31日までに提与された免許状(旧免許状)、市郊期間なし、現職教員には、10年ごとに免許状は失うされた免許状(旧免許状)、市郊期間なし、現職教員にはない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。 ○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。	教育職員免許法	検討に着手	受講対象者の証明に関する書類については、郵送でのやりとりが可能です。 また、教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証 の中で、教師の質質能力の確保を図るととれ、教師や管理場等の見担が軽減され、教 師の確保を別方ないことが同立できるよう地本的な検討が必要であるとされています。。 れを諧まえ、令和3年2月12日、中央教育審議会に対して行った「日本の日本型学校 教育」を担う鉄師の妻成「採用・研修等の在り方について」の評問や和の日本型学校 教育とを日か鉄師の妻成「採用・研修等の在り方について」の評問の中で、教員免許更新 制については先行して結論を得ていただくことを求め、中央教育審議会「令和の日本型 学校教育」を目が験のをひり方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議 油が行われているところです。	文 = fi
915	令和3年7月20日	令和3年8月18日	放課後児童健全育成事業の指定管理者制度や民間製売等での運営について	放験後児童健全育成事業(学 童保育)の実施運営について、 市部村(東京特別区を含む、)が、指定管理者制度や民間委 託の方法による運営が増加す ら傾向にあります。 し向にあります。 し向にあります。 し向にあります。 会場では、 運営する場合でも放課後児童 健全育成事業を指定管理を制度 や後に向け、放課後児童様と 所な事業を指定管理者制度 や民間委託の際に留室する。 自べも選集、仕組み等のルール 作りについて、審議会等を設 けてほしい、	放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施する場合において、実施主体である市町村(県京特別区を含む)が、指定管理者制度や民間委託の方法により、民間の事業者に素務を要抜するが、未来守るべきほどの場合局長通知である放課後児童クラブ運営指針を遵守や放課後児童クラブ運営指針の存すら知らない事業者や一部であるが市町村の放課後、児童健全育成事業の出場にの職員も存在いたします。今後、放課後型健全育成事業を発展させるためにも、指定管理者制度や民間委託等の方法を正して運営するための運営ルールづくりを専門の審議会等を設けて実施していただきたいです。	個人	厚生労働省	放課後児童健全育成事業は、市町村を実施主体とし、市町村が条例で定める基準に基 づき実施しています。	児童福祉法	現行制度 下で対応可 能	事業を委託等するかどうかは、実施主体である市町村において判断すべきものと考えて おります。また、委託等を行う場合であっても、市町村が定める基準に基づき、適切に事 業を実施しているものと考えております。 なお、ご提案のとおり、放課後児童ケラブの質の確保を図ることは重要と考えており、厚 生労働名としては、 ・放課後児童女援員等に対する研修の推進 ・が課後児童女援員等の処遇改善の推進 ・活動内容に関する質の向しのための評価の推進 ・活動内容に関する質の向しのための評価の推進 ・育成支援の開辺業務を行う職員の配置 等を行い、引き続き、放課後児童ケラブの質の確保に努めていきます。	
916	令和3年7月20日	令和3年8月18日	研究開発事業(農 林水産分野)の手	技術研究支援センターへ提出 本事業では各種書類に機関 長印の押印を要されます。 事業実施者が余計な事務に 時間を取られいよう、押印 要としていただくよう顔いはもう、 であることを活か した複数年度契約の実現 基金事業であることを活か した複数年度契約の実現 基金事業である特性を活か して生研支援やターの管理 ・新巻号直し、書類対応コスト は渡するような美きお願い いたします。 3、上記2、任今月提出書類 例類 (研究計画書、積算資料等)の 削減	本事業の目指す「独創的な知見・アイデアを取り入れた挑戦的な研究開発を推進」には、河野大臣や平井大臣の電視されるスピード感や勢い等が重要ですが、生研支援セツーの管理力計や研究者・機関への要求がそうなってきません。研究者・機関が研究開発に集中し、成果の創出できるよう改善的はいいとします。 時代の報道等では、行政文書あるいは省庁内手続きにおける押印が廃止されつあるようですが、本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。研究者・機関が会計な事務に時間を取られず、研究開発に上されつあるようですが、本事業では各種書類に機関長印の押印を要求されます。研究者・研究者・研究が、研究情報といいだくは分別に表す。研究者・研究開発に集中できるようで表現が、表現では、日本で表現と基金事業であることから、FIRSTやIMPACTなど過去の事業に成うこれが実現すれば大幅に書類が成っ入れが作識できく場がか可能であり、これが実現すれば大幅に書類が成っ入れが作識できく場が可能であり、これが実現すれば大幅に書類が成っ入れが作識できく場が、のの一般を表現し、いずに必ずではあり、これが実現すれば大幅に書類が成っ入れが生滅できくの時間を取ら、インの実施を要求しながリンドを活かせておりません。金事業であるがリンドを活かせており、での実情を表現を自体を分析を表現していた。「一般で表現を目的であり、「一般で表現を目的であり、「一般で表現を目が表現した。」 現状、初年度の契約に向けて単編制ですが、研究計画業、発算資料等同しような資料を、手を変えるを受え複数回提出しなければなりません。この結果、研究者並びに支援者が研究開発の開始単編に集中でき、着数可ながいりしています。これが歴年度以降緩かないよう、提出書類があれないまり、一般で表現を目が表現を見ませないます。	個人	農林水産省	ムーンショット型原林水産研究開発事業は、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方」に基づき、国立研究開発法人農車・食品産業技術総合研究機構生物系代で、電気研究契約維持となった。以下では可求用で・一という。 は新研究支援とつか、以下では可求用で・一という。 研究契約維結とはよめ、その研究開発の進捗管理を行っております。事務負担の軽減のに向けた収録については、「競争的研究費における各種事務手機を等に係る様一ルールについて(今和3年3月5日競争的研究費における機構を第年人に係る様一ルーのとことは、「競争的研究費における機工の場合を表現した。」という、「は、こいで)、生研支援センターでは、事務負担の軽減に向けた各種手続きの見直とを行いました。この改正より機関印押印が必要な書類は、依前の43種類から受託契約を再入した。この改正により機関印押印が必要な書類は、依前の43種類から受託契約を得入しております。、そ事業に基金事業であることから、ImPACTと同様に複数年度契約を導入しております。トンオリオンの表し、の24年度までの変託受の総額及び各事業年度の限度を示したかりますが、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づくポートフォリオの見直しにより、研究計画の保証を変更を行う場合があります。ムーショット型研究制度では、プログラムディレクターの指揮の下、公募時に提案頂いたブロジェクトをより高質・良質なものにするため、契約締結に先立ち、研究機関と研究推進法人との間で研究計画の作り込みを行うことが定められており、俳指摘の件はこの過程におけるものと考えておけます。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
917	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構	電子申請に協力してくれと言 われ実施するも、不明点があ り問い合わせ窓口にかける と、回縁がいっぱいで、他の係 に繋がり、かけ直しを求められ る	同じ機関であるのだから、民間人より知識があるはず。なければ教育をするべき、せめて用件を聞ぐか、折り返すか、電話番号で回線予約ができるようにすべき。 国のシステム若しくは能力不足のために、時間と電話代を使用するのが 無駄。いつまでたっても生産性が上がらない	個人	厚生労働省	「電子由誌についての問い合わせについて」	健康保険法施行規 則(大正15年内務 名令第36号)第25 条等	現行制度で対応可能	電子申請の利用促進については、令和3年度についても引き続き集中的に取組を進め ており、おんきん加入者ダイヤルについては、令和3年8月より、オヘレータを増良し体制 の拡充を図りました。 また、年金寿務所におけるお客様からの問い合わせについて、担当課以外の対応とし て、折り返しの対応を行うようあらためて徹底してまいります。
918	令和3年7月20日	令和3年9月10日		相談や提案窓口への状況談明に際して、なかなか伝わりに (い状況を共有できる写真等 をメール等にて送りその上で 相談できる社場かについての 充実について提案させていた だきます。	一昨日、今年8月ごろに報道が多くありました中国からの郵便物の種子らしきものが私の自宅に郵送される事例がありました。警察生活相談保に相談しましたが、警察のご質問に対するわたくしの説明が分かりずらそうで見てみないと分からないとのことでしたので、メーアドレスをお教えいただければ写真を送りますと申し上げたところ、メールアドレスはありませたとのことでした。個人情報をはいめとした情報度に対する配慮が必要であると思いますが、未提案は相談や提案の円滑化、正確な情報共有、相談時間短編等などのメリットが多く、行政のあらゆる基面での実合とのメリットが多く、行政のあらゆる基面での実力ででは決いただければ幸いです。企業相談窓口のサイトで不具合状況のすごは会談いただければ幸いです。企業相談窓口のサイトで不具合状況のではく資料添付できる仕組みの追加ができれば、より良い提案の促進が図れるのでほと拝察いたします。ご検討いただければ幸甚です。	個人	警察庁	警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に対応できるよう、都選府県警察本部及び各警察署にそれぞれ相談の総合窓口を設置しており、都選府県警察本部の総合窓口に警察経路専用電話(19101番)を設置しているほか、都通府県警察のウェ だ サイト では できない できない かい	なし	現行制度 下で対応可能	可 制度の現状欄に記載のとおりです。
919	令和3年7月20日	令和3年9月10日			を用意されているようです。しかし、被害者や退族は、この被害が、とこ に、何を、どのようにすれば、支援されるのか、よくわかりません。さらに 被害者や遺族側が知って申請しなければ支援されないように見えます。	個人	警察庁	月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が 開議決定され、同計画に基づき、関係府省市、地方公共団体、関係機関・団体等が連 携、協力し、各種施策を推進することとされています。	犯罪被害者等基本 法(平成)6年法律 第167号)罪被害者 第4次犯罪被害和 3年3月30日閣議 決定)	現行制度 下で対応可	「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等に対して被害直後から様々な関係機関。団体等が協働し、継ぎ目のない中集期的な各種支援を実施する支援体制を構築することで、犯罪被害者等への支援の一層の完美を図ってまいります。 具体的には、警察において、犯罪被害者等への支援の一層の完美を図ってまいります。 具体的には、警察において、犯罪被害者等にバンフレットは審書の手引」を配布し、各種制度について適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関・団体等を招 がし、関係機関・団体等や符合「に係る制度の案内書・助金書を提供するなど、犯罪 被害者等にとって必要な支援を行ってまいります。また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行るか対応窓口の全ての地方公共団体に設置されていますが、警察によい、地方公共団体に対し、先進か」を飲めた取組事例等を提供するとともに、総合的 対応窓口の相談窓口機能の充実や、地域住民に対する各種行政サービス等の生活支援 の完美を推進してまいります。 全ての犯罪被害者等になる要は「必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、同計画に沿った犯罪被害者等施策の推進に一層取り組んでまいります。
920	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入試のデジタル化について	ライン提出	印鑑廃止の議論が各行政機関で行われていますが、大学入試等で必要な書類に印鑑が多数ぎます。また、オンライン出願でも学校から提出する書類は新送とかいえたるが主流です。もオンラインで提出というように改基をしてほい、調査書等学校からの提出書類もオンラインで提出というように改議ペースでの書類も元データはデジタル化されているので、出願システムや提出システムが統一化せれれば、一気にデジタル化できる分野でもあると思います。 文部科学名 県、学校が勝手にやっている感もありますが、ガイドライン等で国が示したものがペースだと思うので、まずここをデジタル化してほしいです。	個人	文部科学省	高等字校・大学院性は体の代表者の合意の上で東定されている大学人学者直接実施 要項に基づき、各大学は高等学校へ調査書の提出を求めており、実施要項において、 調査書は紙で作成することとしています。 なお、現行でも大学と高等学校が個別に合意した場合には、電磁的に記録した調査書を がないませた。	令和4年度大学入 学者選抜実施要項 今和3年6月4高第284号 计32 科高第284号 育局長通知)	検討を予定	調査書の電子化については、有識者会議において、速やかな完全電子化を目指すべきとである一方で、高等学校における結合型校務支援システムと連動する形で進めていくことととなどが求められていることから、統合型校務支援システムの導入状況等を踏まえ、高校・大学関係者等と協議の上で、電子化の検討を進めていく予定です。
921	令和3年7月20日	令和3年8月18日	電子化するなら汎 用性の高いソフト を使うべき	社会保険のGーbizで従業員 データをインストールするため に専用の解薬ソフトをインストールはなくはならず、 さらに解凍用のバスワード12 材を手入力で止かれなられた。電 子化されても、環境設定でたんなに汎用性が低いと、移行へ のハートルが高すぎ。	厚生労働省、経済産業省など各省庁の緩割りをなくして、 ネットサイトは汎用性を持たせる	民間企業	厚生労働省	GビズDは法人・個人事業主向け認証ンステムであるところデータをインストールする機能は有していないため、提案いただいた内容は日本年金機構から配布しているターンアラウンドODからデータをインストールするための手順と推築いたします。 ターンアラウンドCD内には個人情報が収録されているため、セキュリティ強化対策として、2PP形式によるパスワード(半角12桁)を設定し、圧縮形式及び贈号化形式を採用しております。	なし	検討を予定	個人情報保護及び情報セキュリティ対策は非常に重要であるため、現行は制度の現状 理 歴史記載の仕様としているところです。ご指摘の汎用性の点も含めまして、利用者の利 便性向上の親点からも引き続き電子申請の利用促進策の検討に取り組んでまいりま す。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番号	その検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
922	令和3年7月20日	令和3年8月18日	永田町合同庁舎 の無線LAN化	内閣府で動務しています。永 田町合同庁会はいまだに有額 LANです。早急に無額LANの 整備をお願いします。	有線LANのため、パソコンを自席から動かすことができず、会議や打ち合わせ、レクのたびに、出席者全員の資格を印刷しています。自席近くのプリンターはが再て終わらかはの間がまた。実施されているパソコンが仮想テスクトップ対応のため、オフラインで作業することできず、大年助り役責和修正等もその場でできません。 経費の削減及び業務の効率化のためにも、早急に実現を望みます。	個人	内閣府	内閣府LAN(共通システム)では、持ち運びやすい小型化されたシンクライアント鎮末を 財際員に提供するとともに無輸しANを導入することにより、会議のベーバレス化や利用し やすいテレフーク環境を実現し、働き方改革を支援する情報システム基盤を整備してい ます。	なし	その他(一部、対応)	令和2年度に当該庁舎の会議室及び執務室の一部について無線LAN環境を整備済みです。 す。 テレワーク時等のセキュリティ対策として仮想デスクトップ方式を採用しており、オフラインでの作業はできませんが、W-Fiに接続すれば、庁舎内外を問わずリモートアクセスで 端末の利用が可能です。
923	令和3年7月20日	令和3年8月18日	構が大学生等を 対象に行う「学生	難しい場合は、マークシート形式の回答で済むのではないでしょうか。 その他、日本学生支援機構は	本調査は標本調査であり、前回調査では約8万人の学生が対象となり、 回答率は47℃あったと承知しています。ネット回答を導入すれば、回答 率の上昇が見込めるとともに、集計等に要する時間や人手などのコスト 的解派できるからと思います。なお、和調査を実施している様立行政法人 日本学生支援機構においては、例えば「奨学金の返還者に関する属性調 支」も行なっていますが、この調査ではネット回答が可能であることを付言 します。	個人	文部科学省	御指摘の日本学生支援機構が実施する「学生生活調査」等については、紙面により、主 として選択式による回答手法により実施してきたところです。	なし	検討に着す	御指摘の日本学生支援機構の「学生生活調査」のオンライン化について、次回の令和4 年度調査よりオンラインでの回答による実施に向けて検討しています。今後とも、大学や 学生等の負担軽減の観点も踏まえながら、調査の適切な実施に向けて取り組んでまい ります。
924	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大学の物品検収 センター廃止と電 子化への移行	多くの大学で購入物金品を対象にした検収が義務化されている。見かけ上の非本質的な確かに特別機能を表示しな、全国で年間数十個円があると考えられ、その作業のため教育が気がまっている。検収センケーを廃止している。検収センケーを廃止している。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを廃止しまれている。核収センケーを発出しまれている。	ら歌ではない。この数年で、大学の3つのチャンバス計「教園・所に、勃現の検収センターが設置された。合計では40~50名のスタップが雇用されていると思われる。このため年間一億円を下らない運営数が充当され、検収を受けるための書類作成や持参のための手間で、教員の教育・研究に充当できる時間が圧迫されている。また、労価方式を強いられているため、キャンバス内でのコロナ感染リスクが心配される。加えて、所属大学の場合、学内の生協のかが検収代行を行うことができる制度になっている。このため、検収手経きの負担を減らす方法として、割高であるが、書本・デオ場に、ゲイム・モンギャン・ボストン・カーに仕屋	個人	文部科学省	大学における検収手続き、体制構築については、公的研究費の不正防止に関する実施 基準を定めた。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、 以下のとおり定められています。 () 免土・砂火電券間については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外に よるチェックが有効で機能するシステムを構築・運営」、遅用すること。 (2 物品等において発足した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品 等について検収素技を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、 抽出方法・新台等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要で あること。	研究機関における 公的研究費の管 型・監査のガイドラ イン(実施基準)	検討に着手	大学における発注、検収等の手続きについては、「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドライン(実施基準)」に基づいた、研究費不正使用防止体制を整備いただ必要がありますが、引き続き、実効性のある体制の整備・運用を図るとともに教職員の事務効率化、負担の軽減を促してまいります。
925	令和3年7月20日	令和4年2月28日	免許センターについて	県管轄ではなく、免許センター は近隣エリア対応にしてもらい たい	近所に免許センターがあるのだが、景が違うため2時間かけて行かなくてはならず、高齢者の方の負担が酷い。 近県を選択できることは今後できないのか。	個人	警察庁	運転免許証の更新については、原則として住所地を管轄する都道府県公安委員会に おいて行うことされているところ、優良運転者にあっては、居住都道府県外の公安委員 会を経由して行うことができます。	道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第101条第1項、第 101条の2の2第1 項	検討に着き	制度の現状欄に記載のとおり、一定の場合には、居住都道府県外の公安委員会を経 由して運転免許証の更新を申請することが可能です。 す。なお、現た、理転免許証の情報をマイナンパーカードのICチップに記録し、一体化する 方向で検討を進めており、一体化したカードを活用して、居住都道府県外においても運 転免許証の更新を迅速に行うことができるようにすること等を目指しています。
926	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国による地方自治体への標準空中 今真の提供(財源)は普通文付税の削減)	に成者)が中心となって版も ニーズのある仕様と頻度にて (例えば固定資産税の課税資料の写真3年ごと、12cm解像 度)空中写直を撮影し、和道所	「最終されているものの複数とは、動像、位権が強はつている。これらに 自治体を除りて異単図作成、形活用、信公量との共有への障壁となって いる。 また、私の勤務する自治体では普通交付税による措置があるにも関わら す航空写真は写集以上更新されていない。隣接する自治体、県、河川 特別等なること、事務実性等の理由から配金することなった。 か写なること、事務実性等の理由から配金することなった。 か写なること、事務実性等の理由から配金することなった。 か写なること、事務実性等の理由から配金することなった。 か写なること、事務実性等の理由から配金することなった。 からない。 からない。 とて必要な仕様を定か、実制的に接受をする。 とて必要な仕様を定か、実制的に接受をすることで、動場所集、自然に 実施・分と再に関する。 対象に対しまたとない。 実施・分と申請ない。 を記述しては知识とない。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまれた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述と、 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述しまた。 を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 地方税法第408条において、固定資産の適正な評価を確保するため、毎年少なくも、 一回案地に調査を行わなければならない旨定められています。この現況調査を効率的 に実施するため、「航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進について(平成を 存ら月22日付け自治等第26日自治省税務局資産評価室長通知)により、航空写真の積 極的な活用を通知しているところです。なお、この航空写異機影等委託に要する経費に ついては、普通交付税措置が講じられています。 【国土交通省】 公共測量の届け出がされている自治体による空中写真撮影の測量成果については、 潮量法第40条に基づき、その写しを国土地理院・提出することになっています。国土地 理院は、制造系単42条にありた。提出された原来の写しを保定、閲覧に供することに なっており、閲覧所において閲覧することが出来ます。 また、国土地理院が測量成果の写しを代と、閲覧に供することは なっており、閲覧所にあいて閲覧することが出来ます。	地方税法(昭和25 年法律第22号)第 408条 測量法第40条、42 条、43条	対応不可	また、加王子具体影寺安託に安する程度については、台中町台が過ビな回走見性の

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>负討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
927	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国立病除機構プロック事務所について	は関東ブロックや四国ブロック や九州ブロッなど分けられ、 モニにブロック事務所が設置さ れ、採用や京車を興動などの 、採用や京車を収載などの 、本を担当しています。それを は一般では、また、 はたも果の実情にあった起ぎ体 がである。 で、は、 はないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	現在、国立病院機構の実情として異動昇進があり実績を作った事務長や 看護や医療職の職員が昇進します。しかしながら実績を名ばかりのサービス残棄の強制や地域の実情に含わず不採算分野の開拓をして、それ を実績として具体的な変性やの容はやらずに異動し、結果次の異動者が 責任を良い、それを良いたくないため、隠したり本来必要な改策医療には 度任を良い、それを良いたくないため、隠したり本来必要な改策医療には 医療職定した事門職が居と国立病院機構所の職員から選ばれま す。その人の個人的な影情や価値観で自分の好き嫌いで職員の具動者が 見進が行われています。そのも、不平等やで通明な人事や経験や実力 があってもその人や派閥に嫌われると態島異動や退職を促すハラスメントがあります。機能機構の東への目的である地域も指ゲアシストンや民間病院でできない医療や民間病院が受け入れる事が困難な患者の要か 上がします。といます。また労働組合の為に高すぎる者護師等 も人件要として病院経管を任じしています。者護師が中心の組合で結 与は民間より30パーセント以上高いです。 地域の実状を実験に展像サービスの向上と地域医療の貢献にのみ追求 する組織に生まれ変わる為には河野太郎先生みたいな改革者が必要と 思いを見せまれた。	個人	厚生労働省	機構全体の職員数の機能等を勘案の上、人事等の必要最低限の機能のみを全国6グレブではしていると承知しております。 人事に関する事項は、中期目標・計画において記載されているほか、具体的には機構の表し、事が担当命の各種規程に沿って、機構が適切に対応していると承知しております。 労働組合に関しては、憲法が保障している権利であり、関係法令等に沿った対応をしていると承知しております。	独立行政法人国立病院機構法	现行制度 下で対応可 能	引き続き、関係法令等に基づきながら、機構の目的に沿った取組を行ってまいります。
928	令和3年7月20日	令和3年11月4日	地方公会計における特殊性の見 直しのお願い	大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性」を残したまま企業会計を真似たため、 運用上も使いづらいままになっています。 特殊性を放置せず、思い切って企業会計に近づけた会計制 度にしたほうが市民の税金の	地方公会計は平成28年頃に大規模な見直しが行われましたが、その「特殊性に発したまま企業会計を真似たため、適用上も使いづらいままになっています。 (1)予算科目と勘定科目を一致させる 現状は予算科目と勘定科目を一致させる 収状は予算科目と勘定科目が現なるため、通常業務でもシステムが複雑化してしまう。業務効率化とシステム構築のコスト低減のためにも必要。(2)世紀でキャツシュワー計算書(OF)と純資産変動計算書(NW)の科目は使用しない 地方公会計と関なり、処理の複雑化を招きます。またこれにより、行政コスト計事書(PL)も企業会計の損益計算書と異なり、要用収益に対応しているが疑問でもあります。 地方公会計であろうと特殊性を主張せず、コストと資産が正確に反映されるような制度設計をお願いします。	個人	総務省	(1)地方公共団体の予算は、地方自治法第216条に基づき、款、項、目、節に区分されており、この区分(科目)をどう設けるかは、地方自治法施行規則で定める区分を基準として、各々の地方公共団体において定めるものです。加えて、節より小さい区分を設けることについては、法律に定めがないため、各々の地方公共団体の判断によるものです。また、地方公共団体の財務書類における制定科目については、比較可能性を確保するため原則用いるものとして、総務省から標準的な勘定科目を示しているところです。(2)地方公共団体における会計制度(官庁会計)は、議会の民主的統制下において、予章の適正かつ確定な執行を図る観点から、現金の技受という等観的情報に着目した現金主義会計を採用しています。その一方で、地方公共団体の微しい財政状況の中で、財政に関する財産をとり、対に果たす製造から、現金主義会計の構定として、企業会計の手法を用いた発生主義会計で基づくが務書類の作成、公表を推進しているところです。資金収支計算書(CF)の勘定科目を使用するのは、元々、官庁会計は現金主義であるので、官庁会計の場定は通助して社民を実施することで、他の財務書類を軽しまずに直接かつ効率的にCFを作成するためです。また、純資産整動計算書(NM)の勘定科目を使用するのは、税収を純資産と捉えることによって、NMにおいて、現世代の負担によって将来世代の資源が消費又は蓄積できたか評価することができるようにするためです。 さらに、地方公共団体の財政活動は、住民から徴収された税収等を財源として配分することにあり、利益の発酵を目的としていないことから、企業同様の損益計算を行うことは、適当ではなり、対策を対していないことから、企業同様の損益計算を行うことは、適当ではなり、規善計算を行うことは、成本は、対策を表しませいないといないことが、企業同様の損益計算を行うことは、適当ではなく、規善対策を持ていないことから、企業同様の損益計算を行うことは、適当ではなく、規善対策を持ているいないといないといないといないませいない。	(1)地方自治法第 216条、地方自治 法施行令第1治 法集务、地方自治法	可能	(1)予算科目を細分化して勘定科目と一致させることは可能であり、総務省としても、そのような取組を行っている団体をホームページ等で紹介し、他の団体の参考としていただいているところです。 (2)制度の現状側に記載のとおり、地方公会計における財務書類は、企業会計の手法を用いつつ、税収等を財政にてれた配分するという地方公共団体の財政活動(企業会計と異なり利益の機様を目的としないの特性を踏ま、コストと資産が適切に反映されるように工夫を行っているところです。 地方公会計と変金計と違うもありますが、今後とも、独自の財政活動の特性を踏まえて、改善を重ねていきたいと考えております。
929	令和3年7月20日	令和3年9月10日	子どもの施策を一元化するための (例)子ども未来庁 の創設と関連法 の一元化	文部科学省の管轄となっていますが、似たような事業が存在しておりかかりにくく適切に活用がされていない現状があります。特に地域を混乱させて(文科省)と放棄後等電子サービス(原分名)と放棄後を重要提が混倒され、この10年イサービスの質の低下と急激な事業者増になん。子どもに関わる能楽は、教育や保育と伝えまれることが望ましい。そのためには各一度が望ました。このでは、10年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を表で、2010年代を	2 教育現場が抱えている家庭との連携を学校独自の課題とせず、放課 後クラブや放送後等デイサービスと共に地域のシステムとして解決する 方向性を示すことができる。 3 学校現場の開墾的な文化に門戸を開かせるきっかけになる。 4 放課後等デイザービスの位置づける、改めて子どもの総合的な発達育 成事業として検討しなおし役割分担を明確にすることで、子育てと障害児 の予算をトータル的に運用できるのではないか 5.4により、予算の削減と収益目的の事業参入を加止する効果が期待さ れる。一サービスの質の担保的できる 6.4・5により、すべての子どもの最善の利益と安心して生活できる環境の 保障につなが、違う法律で仕切られているため行政内でも情報の共有が図ら れていない現状を解決である。(例)乳幼児健治・母子保健法で意児健	株式会社 ナビ	内閣官房厚生労働省文部科学省	番号321の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の根	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要 備考
930	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の児童手 当の受給手続き について	公務員の児童手当受給手続きについてマイナンバーを利用してオンラインで処理可能にする	公務員の児童手当の手続きについて、毎年そうなのですが、公務員が児 電手当を受給する場合、市役所へ課税証明書や住民票を取りに行かな ければなりません。みんな休みをとって行っていますが、あまり込務員だ け分ける理由がないような気がします。民間企業はオンラインマイヤン バーを使うた処理できるかたいですが、公務員は今の制度だとできませ か。コロナの歴史拡大防止の場合からたや多な接触などはまけた方が よく、時代にそくかない気がします。民間企業と同じ対応にしてはいかが でしょうか?マイナンバーカードの取得促進にもつながると思うのです が、、、	個人	内閣府	一般の受給者の児童手当等は、国、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業主からの拠出金を財源として、居住市町村が認定及び支給を行っています。公務員の児童手当等は、勤務先である所属下の削減により、所属庁が支給を行っています。 原用庁が交換し支給する場合においても、イナンバー制度しよる情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。 【参考・児童手当等の財源】 〇一般の受給者・児童手当等の財源】 〇一般の受給者・児童手当等の関係との機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の機一の	児童手当法第17 条"第18条 児童手当法施行規 別第11条第1項、 第12条	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載の通り、公務員分についても、すでに情報連携等による添付書類 能 の省略が可能となっていますので、引き続き情報連携の活用を促進してまいります。
931	令和3年7月20日	令和3年8月18日	競争的資金の使いにくさの改善	研究を行うためには国からの 運営費文付金のみでは無理 で、いみから鼓争的資金に応 為して資金を得ていかなけれ は、前に進んでいきません。 しかし、競争の資金は各省庁 でルールが異なり、応募書類 採択後の各種手続き株式が バラバラで、しかも紙による申 請及び押印が必要なものが多し、最も難しいのが執行ルー ルで、名庁こに異なるだけで はなく、非常に細かくもり、研 究者研究ではなな事務性事 に多くの時間を割かれている。 上記ルールを名庁ことではな	上記においては、応募書類や様式、特に執行ルールがすべて異なってお り、例えば研究用消耗品の解えいこいて、ある首庁では問題なび買える のに、総務省ではいちいた複数社から見積もりをとって、ネットからその消 料品のパンフルッ等の情報を目削して保管しばければならない(午度を 中や年度末に検査され、ないとその執行ははじかれる)。	個人	内閣 解析 等學 使 基	令和2年度に実施した競争的研究費の事務手続きに関するアンケート調査結果で得られた大学や研究開発法人における現場の研究者等の方々のご意見を踏まえ、事務負担軽減のための競ー的なルールとして「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて(輸出者は月日世界の研究費における各種事務手続き等に係り入ば、同日と合わせ)と定めました。例えば、同日と合わせでは、「応募申請、会計実積報告等に係る手続きについては、原則、府省共通研究開発管理システム(に平和の等によるオンライン提出とすること・各事業における独自に必要とする項目については、全用の機関と研究機関(代表研究機関投入分出所交機関制を含めたは、に、原則、押印を廃止し、配う機関と研究機関(代表研究機関投入分出所交機関制を分として、「本子媒体での提出とすること・・ 各種事務手続きにおいては、原則、押印を廃止し、配う機関と研究機関(代表研究機関機関なが対象が機関制を対しては、電子データ保管も可能であることと、「研究機関は計る延齢素例の管管に当たっては、電子データ保管も可能であることな「研究機関は計ら延伸を関係性の影響を表がないよう配慮することを明示することなどを定めており、各種事務手続きの改善に係る事項を令和3年度以降実施する事業から適用することとしています。	なし	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能
932	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国家公務員共済組合に関する事務の改善	する大学に動めているが、用きり 態依然とした処理方法、あきり にも細かすぎる手続きが多岐 に渡っており、非効率権まりな い。 各種手続き時では、手続き用 繊は紙媒体に手書き、押印必 要しかもなどがシャチハタが 不可という不可解さ、また添付 素着が多くしかも幅広く、もっ	文部科学省共済組合に加入(採用)し組合員証(保険証)を申請する場合は、紙の用紙に手書きし、押印(シャチハタは不可)しなければならない。オンラインどころか、ワード等の電子媒体すら存在しない、大学事務に関して大学だけで決められず、安郎科学省が変単。ない現した。これでは、大学ないでは、まず、日本のでは、大学は、大学は、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないでは、大学ないないでは、大学ないないでは、大学ないないでは、大学ないないでは、大学ないないでは、大学ないないないないでは、大学ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	文部科学省	共済組合関係書類については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「規制改革 実施計画」の方針を踏まえ、令和3年4月以降、債権債務に係る様式以外の全ての様式 を押印廃止とはまた。また、申請、届出についてもメール等による電子媒体での申請手 続きが可能となるよう体制整備についての選知を行っています。 また、要件確認(検認)は毎年9月に行っており、過去1年間(前年9月から当年8月)の 技養状況を確認するためのものです。給与収入等の確認については、雇用主の証明以 外で代用できる書類もありますが、職績等注養の状況により提出書類は異なります。誤 就証明書は年金以外の収入権認のため提出が多要であり、提出書類は異なります。誤 は控除後の維所得となうため、併せて年金改定過知書を提出していただいております。 収入が恒常的か一時的な収入が、直近の状況の確認のための書類は、申立書及び退 職証明についても同様で、必ずしも「証明書」である必要はありません。 年金請求書においては、平成27年10月に年金一元化となり、被保険者の種別を問わ ず、請求者が希望する実施機関で受付が行われるようになっています(ワンストップサー ビス)。 年金請求書および各種届出書類については、原則、各実施機関共通で1通とし、添付書 類についても重複するものは名館できます。	<b>#</b> ≈1	【共済組合 関係書類・ 要件確認 (検認)につ いて】 制度の現状欄に記載のとおりです。 現行制度 下で対応可 能 に 電性 能 (年金譲次 について] 事実論認
933	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国土調査法等に 基づく地籍調査事業を原則中止し法 務局が行う地図作 成業務に一本化 すべき	国土交通省負担の地籍調査 事業より法系局が行う地区 中原業部の方が迅速正確に 行うるので、法務局地図作成 業務に予算と必要中心、と に市町村が行なっている地籍 調査事業は再栄的に改正的 市町村主体でいこの正印 明が負担金を出すという地簡 学計画に入ったがの年以上 即444と7個十の半分 か数	国土調査法により市町村が行う地籍調査事業は旧機関委任事務である が同事務廃止後もほぼ同じ幹組みで継続されており事務が複雑かつ非 効率甚だしい、地路調査の最終成果は新しく作った地図を登記所法務 務にされていない等中途半環である。また市町村が地路調査の主体と なっているのは日土地台機とつ付「無図図と地程機収のため市町村が 中製管理していたことに由来するが、戦後これら資料は法務局に移管さ れており地路の資料に最も計し行政主状が市町村が地路調査の工体と 起も前のことである。法務局に備付けられている公図については今や専 門実たる法務局職員の方が割差等に不信が、中期で開発していた。 は気代のより、明治期の精度が低い地図である旧公図を、現地測量の が行うより出途正確に行えるのは自明である。とで、市町村村地段 が行うより出途正確に行えるのは自明である。後で市町村が地路調 査の主体となるくき理由は既に失われており、市町村は戸籍情報や地元 事情などについて法務局の地質が成い地図である場とのでは一様報や 本ので、事界の調査と地図作成は薬界体定の体膜を持つ法務局に本門 は成れていて法務局の地質が成り、地質性の 地質性の手質に振替え、地方自治体の負担金等はたいた協力をする立場と 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等の分は地方存足服 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等のはは地方移足国税 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等のよりは地方移足国税 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等はは地方移足国税 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等はは地方移足国税 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等はは比方移足国税 地図作成予算に振替え、地方自治体の負担金等はは比方移足国税		国土交通省	地籍調査は、土地の境界明確化を通じて、都市計画等の計画策定、公共事業の実施等の基礎資料としても利活用することができ、地方公共団体にとっても有益なことから、市町村等が地域の実情を踏まえ実施箇所を決定した上で、応分の負担をして行っているものであり、その成果は参配所に送付され、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。 一方、公図に示された土地の配置と現況とが大きく異なる地図混乱地域では、調査に多大な時間と軽を要し、市町村等による地籍調査が困難であるため、法務省(国)が登記所備付地原内依集を実施しております。これは平成15年に都市再生本部によって示された「民活と各省連携による地籍整備の指進」において、都市部の人口集中地区(DID)のうち、公図と現況のずれが大きい地図混乱地域は法務省の地図作成作業主法はより、それ以外の地域は地路調査により登記所備付地図の整備を実施することされたことによるものであり、当該役割分担に基づいて業務を推進しているところです。	原土領木汁	制度の現状欄に記載のとおり、両事業は、いずれも成集物が登記所に備え付られるという向にないて共通しているため、地方な共団体の地籍調査部局と各法務局等は、定期的に連絡会議を開催するなどして環境して取り組んところであり、引き続き、両者の連携を帯にして取り組んでまいりたいと考えております。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>倹討結果</b>		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	<del> </del> 備考
934	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達、管理事務の 全省庁統一化	有効利用、公用車や業務用車 の効率運用、物品や情報イン フラの調達、会議室等の借り トげ、印刷その他役務、管理	各省庁が各地域、各県ごとに行っていますが、事業者側にとってやりにくいと感じることが多いです。 国というでは調達という同じ業務を各省庁が各地域、各県ごとにばらばら行っているのは無駄ではないでしょうか。 調達など一手に担う政府機関が各地域、各県ごとに定期的に競争を行えば、地域経済も効率的に潤うと思います。	個人	財務省内閣官房	【財務者】  現状でも、各府省で共通する物品や投務調達等の一部について、既に異なる省庁間での共同調達や、同一省庁内の他機関との一括調達を実施しており、これを各府省において推進してきております。 また、契約申込者のために提出されている書類のうち、会計法令上、押印を求めている書類は契約者のみであり、その契約書についても、電子署名といった記名押印に代わる措置を取ることにより電子化が可能となっております。また、その他、契約事務取扱規則第28条に記載する書類も電子化が可能となっております。 【内閣官房】 政府としては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、調達改善を推進する特組から構築し、不断に取り組んでします。 具体的には、各府省庁が毎年度調達改善計画を策定し、年2回の自己評価を実施、結果を公表するなど、自ら調達改善に取り組んでします。	取扱規則(昭和37 年大蔵省令第52 号)第28条 等 【内閣官房】 なし	対応不可	【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりであり、これらの状況を踏まえれば、現状では組織改績 の必要はないものと考えております。 【内閣官房】 今後とも政府全体で調達改善の取組を進めて参ります。	ı
935	令和3年7月20日	令和3年8月18日	集計方法の改善 及び住民基本台 帳のデータ活用に ついて	は、日石体域員がでれる。 つの回答(世帯主氏名など)を 一覧表に手書きするという極めてアナログな方法をとってい	切高いゲーツを水めらに2の砂塊来です。  提曲1 人件費の削減になります。上記の作業は調査対象の自治体職員が行っ ているのですが、少ななない人件費が発生しています。 正規職員に行わせるので雇用の受け皿にもなり得ない。 なき経費です。システム構築の軽量にしては民基本合機の仕組みが変わらなければ何回も使えることから接責回しては民基本合機の仕組みが変わらなければ何回も使えることから経費回収は容易だと思われます。 理由2 ミスの波がに繋がります。日本の世帯数が5000の万単程度なので、それらそ人間ので年記記すると、仮に1000世帯に1件、転記記えがあるだけで5万もの世帯主情報が据ることになります。 また、美回答者(回答率が約8)なので1億人の2割程度を約2000万人)については世帯全員を往民基本合機から氏名・生年月日等を転記するのですが、これも、194の確率で2スがあれば、2万人程のミス(生年月日の誤りなど)が発生する可能性があります。 理由3 「行政の)(の例として最適です、現行の方法はネット回答やデータ化組みにないます。このような無駄かっ全国規模の業務を効率化したというまで	個人	総務省	国勢調査では、漏れなく、重複なく調査を行うため、担当する調査区に居住する世帯の一覧、調査世帯一覧を調査員が作成し、事務の進捗管理を行っています。 調査員は、市面村がシステムから出力した「回答状況確認表」(インターネット又は郵送で回答泳の世帯(報)と「調査世帯一覧」を開合し、回答の協認ができなかった世帯については、回答のお願いに何うこととしています。 なお、市両村では、調査集の配入内容を審査する際に、必要に応じて住民基本台帳等 を活用し、未回答事項の補記を行っています。書き直す必要のある調査票等について は、電子データによる作成・提出も可能としています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。 今回の実施状況を検証し、その時々に導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	
936	令和3年7月20日	令和3年9月10日	労働行政などの 報告徴収のため の訪問をWEB形 式にしてほしい	東例) 日時: 2020年11月9日 日時: 2020年11月9日 日生 1月9日 日本: 水子 1月9	-200Mなど使用してヒアリングする -事前に必要な書類はPDPなどで共有化する 見込める効果 (1)訪問に関する移動時間の削減 (2)調査企業のヒアリング件数アップ (3)人員の効率化	民間企業	<b>学工力</b> 両日	男女雇用機会均等法及び育児・介護体業法に定める事業主に対する報告徴収については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、それぞれの法律の施行に関し必要があると認めるときに行うものであり、この結果も踏まえて、助言、指導又は勧告が行われるものです。 報告を収めを円滑に実施するために、通常、ヒアリング票の作成及び必要な資料の準備をお願いしています。	等に関する法律第 29条 育児休業、介護休	検討に着手	WEB環境の制約等の課題を有していますが、WEBも含め効率的な実施方法を検討してまいります。	47

	所管省庁	回答				提案	体   所管自庁   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省厅	制度の現状 該当法令等 対応の 分類 対応の概要	
937	令和3年7月20日	令和3年8月18日	採用した職員(国家公務員)の再度 任用を可能とする こと	現在、人事院は、国家公務員ないにもいては、明文の規定がないにも物らず、任期付職員として経知した場合を再度任用することを可能している。 では明した。 ではいいには明した。 ではいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいい	一方で、入争続は、協会な労政目はおいては、明文の販売がないにも明ま す。任期付職員として採用にて譲渡るその任期満了後に再度任用することを不可としているため、一度実際の解釈に役立つ高度な専門的知識経 総を有する民間入材を採用できたとしても、その者の任期満了後は、たと え当人が、再度採用の公募にの募すること希望したとしても、それに応じ ることは出来ず、他に同等の水準の専門的知識経験を有する応募者が 全(いな)ことが多いことから、本来、公務において期待すべき専門的知	個人	人事院	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律においては、一般職の職員について、専門的な知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する者を、当該専門的知識経験等を有する人材を必要とされる場合に行うことができるものである。 現代制度 東が任期付職長を再び任期付職長を再び任期付職長を受ける業務に職員を採用する の特例に関する法 はいませんが、同一業務を行う管職に再び任用行職員といて採用でおり、任期付職員とは、保用を行きて職員を採用する場合の特別等の制度により任期を行きて職員を採用することができまり、相対情義として対策して対策していまい。 は、任期を定めた採用の趣旨や職員の身分保障上の親点から適当ではありません。	
938	令和3年7月20日	令和3年8月18日	指定難病 告示病 名以外の難病名 も掲載して欲しい	地域の保健所や難病相談支 提センターで作成された「難病 ガイアンク」がと、「非定難の一覧」を指載しているものに 「香示薬のよりの相定難病一覧」も記載してください。 覧」も記載してください。	【提案理由】 告示病名以外の指定難病患者がご自身の病気を指定難病と知らずにいるケースが(少数ですが)しくつかいらっしゃします。 そのような方に指定難病だと気づいてもらうため、指定難病名一覧」を紹介する際には「告示病名以外の指定難病一覧」も記載して行されい。 (印刷代がからなようであれば、とめて告示病名以外の指定難病一覧が 書かれたwebページのリンクを貼ってください) [効果】 対象の患者の機会損失を防ぐ	個人	厚生労働省	推演の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病とび同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病とび同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第 生労働大臣が指定 寺の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第一生労働大臣が指定 寺の規定に基づき厚生労働大臣が設合 病状の程度 (平成26年厚生 す 持定整備を ) 東京 (東京 (東京 (東京 (東京 (東京 (東京 (東京 (東京 (東京	
939	令和3年7月20日	令和3年9月10日	行政職(二)職員 の廃止	行政職俸給表(二)の適用を 受ける職員として採用され 心る国家公務員(以下、行 (二)職員)は集止して民間に 委託するなどの措置を取るべ き。	地方ではすでに行(二)職員に相当する技能労務職員が担当する業務(自動車運転手や清掃員、給食調理員等)を民間に委託して、新規の技能労務職員採用は行わない、既に技能労務職員として働いている者は試験や研修を登せって33年国家公務員終ら等等実態顕者によれば行(二)職員に2558名在職しており、毎年減少は上しているが20代未満や20代の記当職員も未だ多別のよび、35代の本の、概しい財政状況の中、国家公務員でなければならない具体的な根拠も無く行(二)職員として採用・雇用し続けるのは非常に問題である。 特に定年まで年月のかかる30代以下の意欲ある書手の行(二)職員を所得に対している。 特に定年まで年月のかかる30代以下の意欲ある書手の行(二)職員を所見できる。 特に定年まで年月のかかる30代以下の意欲ある書手の行(二)職員を所見できる。 対策機を続き、一)の選用を受ける職員として任用報えする等の措置を政策性として提極的に推進したり、少なくも行(二)職員の新規の採用はやめる、意である。 効果として記極的に推進したり、少なくも行(二)職員の新規の採用はやめる、意である。 効果として記極的に推進したり、少なくも行(二)職員の新規の採用はやめる、意である。	個人	内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方 計である「採用昇任等基本方針」では、職務の特殊性等を設定えつ、特定の専門区分 分特定の大学・学部出身者に受えことなく、多体を作力入政を実用する こと、能力及び実績に基づく適材預所の人材配置を図ることとしています。 この方針を踏まえ、各府省等において必要な人材を確保し、人材配置を行っているとこ 力です。	
940	令和3年7月20日	令和5年11月15日		総務省だけでなく、厚生労働 省をはじめとした他省庁と連携 して報酬りをなくす。	昨今、自治体のシステムを標準化する話が出ています。多くの自治体で、 現名管理、税の賦建復収、国保、介護、年金などのシステムをベンダーに 構築委託し、自治体の事情にあわせてカスタマイスにています。日 準化するのであれば、全ての自治体を網羅した汎用システムを構築すぐ きですが、現実的には難しいを行よす。国保については、料と税の二通 りあるので、両方に対応したシステムを構築すぐきですが、終務省からの 意見聴取に国根と、対が終失われています。これでは、自治体に国保だ けを独立させて標準化した他のシステムと別管理する必要に迫られ、一 体的な業務ができません。厚生労働省との総別が生まれています。自 治体の適果をもう少し精査すべきです。国保については市町村事務処理 標準システムが先行して導入されてしまったので、白紙含めた見直しをす べきです。	個人	総務省 デジタル庁 厚生労働省	・地方公共団体情報 他人の過密係果較に個民税を含む。)諸人は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う 個人の過密係果較に個民税を含む。)諸人は市町村民税(特別区を授を含む。) 法人 の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計劃税又は森林環境税の課税機型の 更正又は決定、税税の更正又は決定。納税の合知、者低、滞納処分での他のこれもの 地方税又は森林環境税の誤源徴収1項(前する事務(固定資産の評価に関する事務を除 (人)であり、国民健康保険税は「成務システム機率化の対象外」です。 このため、秘務システム機率化の対象外」の税目に係る要件等については、標準準拠 システムとは別に構築してアドンするが、標準学戦システムと外に「構築等 をことしている場合の当該科目に必要な機能の調達なども、地方団体の数量に よるものです。 ・ 他務システム機率化の対象外」の税目に係る要件等については、標準機等 を含める命令等 らステム機率化の対象外」の税目に係る要件等については、標準機等 を含める命令等 ら条への一次化をとている場合の当該科目に必要な機能の調達なども、地方団体の数量に よるものです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
941	令和3年7月20日	令和3年9月10日	日本年金機構など行政機関のメールでの問い合わせ	海外在住の日本人です。 日本年金機構に社会保障協 定の選用について問い合わせ ようとしたとた。メールでは受 け付けていないとのことです。 海外通話は電話料金か余計 にかかるので、メールでも問い 合わせできるようにしてくださ い。	コストの削減。記録が残る、など。	個人	厚生労働省	日本年金機構における年金に関する相談の手法は、「来訪相談」「電話相談」「文書相談」があり、以下の拠点で対応を行っています。  ①来訪相談(対面): 年金事務所(分室を含む)、街角の年金相談センター(オフィス)、市割村等の外部会場で行う出張相談(②電話相談:コールセンター(3)文書相談: 年金事務所(分室を含む)、日本年金機構本部	なし	検討に着手	日本年金機構においては、機微な個人情報を多く扱っており、年金加入者や受給者の方々の個人情報を保護する観点から、インターネットの利用については制限しております。  一方で、海外居住者をはじめとする様々な方へから、電話は外のコミュナーシンに対する要望が寄せられている現状もありますので、今般の新型のコシュナーカーシを全にかかる現下の状況等を踏まえ、今後、お客様に提供するサービスのオンライン化について、個人情報をやり取りする安全な環境の確保等に十分留意しつつ、検討してまいりたいと考えております。
942	令和3年7月20日	令和3年8月18日	官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM)の運営 改善について	う息味のない資料作成をする といった負担を現場にかけさ せない。	るにめ、貝並を支援する場からしたののがかにところがかくした途間を まりない。上の具体的な提案内容に配戴した通りの事例を中心に、常識 的に考えておかしい運営が脱見されるため、一刻も早く改善していただき たい。これらのことによって、現場の貴重な労働時間が吸収されてしま い、研究に集中することが難しいという本来転倒な状況である。	個人	内閣府	PRISMIA、平成30年度に創設された制度であり、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が司令塔となって、民間の研究開発投資誘発効果の高い領域に各府省の施策を誘導するため、統合戦略や統合イノベーション戦略推進会議が策定する各種分野別、観略等を誇まる、各府省の施定、対し、大田の研究開発投資誘発効果の高い領域に各府省の施策を誘導するため、統合戦略を診また。人のは、日本の保証は、令和の4年現在、①革新的建設・インフラ維持管理技術、革新的防災、投資技術領域、Q出技術領域、30イオ技術領域、Q量子技術領域の4つが設置されています。 追加の予事配分を行う各所者の施策の選定にあたっては、まず、上記領域にそれぞれ設置された選響委員会で検討を行い、次に、適当と認められた施策について、CSTI議会の大田の金銭を扱行した名権課題に対するするため下BRISM審査会と記憶し、年度評価及び推業を配分の事金を機体し、「内閣府が、推進費の配分を受けたいる事業、人工施策の状況を把握するために、各府省に、保護の配分を受けている事業、元施策の状況を把握するために、各府省下から定期的に予算要求及び執行状況等の報告を学けるメルニズムを選入が図られまた。接段については、年の国定期的に、予算要求及び執行状況、並びに事業の成果について報告を求めています。 追加の予算部分は、年年和程度を行っており、4月、6月、9月、11月が目安となっています。の予算配分を行っています。の予算配分を行っています。	なし	対応	国の事業は国民から微収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに電影し、公正かつ効率的に使用されるように努める必要があることから、事業を所管する内閣所や著官に必要な実験も必要してもかり、事業を所管する内閣所や著官に必要な実験も必要してもいません。 という ままる できょう 内閣・大学 できまる 大学 できない オース・スート 大学 できまる から から できまる 大学 できまん から からまる から 大学 できまる から から 大学 できまる から 大学 できまる から
943	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札参加資格審 査申請の方法	行政省庁・市町村工事、納入などの発注は、毎年ない1/2年に一度、入村参加資格審査申請の手続きを行う、内域の対、指名素 者登録を行う、市団村に依って方法、書式が全くパラで、大変な労力を必要がある。というでは、大変を行うで、大型利用させ、わざわざ大変に大いるのだかは、運転で受けているのだから、運行する。これで平しなものがあれば、運行する。これで再におしているのだから、運行する。これで再に対しているのだかけ、運行する。これで第一時に対しているのだり、では、大型では、アーマンをものがあれば、では、アーマンをの対しているのだり、では、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマンを、アーマ	だったら全国統一にして、不足な害類、情報だけを求め、同じような作業 をあちこちで行う事を減らし、省庁市町村組合、企業皆さんの互いが作業	個人	総務省	規制改革の番号1231の回答を参照してください。			
944	令和3年7月20日	令和3年8月18日	企業に向けての活動調査	経産省、総務省等々から毎年 工業統計調産 経済セサス ・ 会の他籍々目をす。 ・ 当該資料は提出義務が有るよう ・ するだけでもかなりの時間を 要し生産効率を高していまい ・ まっ ・ これら資料は接続等に関います。 ・ これら資料は接続等に関います。 ・ これら資料は接続等に関いませた。 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、	提案が実現した場合、国から下請けする申請用紙の発送コストや運送コスト、BPCコスト等の税金が減り、且つ申請企業の生産性が上がります。 どう考えても当該資料は無駄な行為と考えます。	民間企業	財務省	ご指摘の経済センサスや工業統計調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査として実施しています。 査として実施しています。 なこれら統計調査では、いわゆる税務情報にはない品目別出荷額やサービス収入の内駅 等も調査事項としており、政策立案やGDP統計作成のために必要不可欠のものとなって おります。	統計法	その他	制度の現状欄に記載のとおり、すべての調査事項を税務情報で代替することは困難ですが、報告者負担軽減の観点からも、御指摘を踏まえ、その活用可能性について、関係省庁に相談の上、検討してまいります。
945	令和3年7月20日	令和3年8月18日	e-taxの対応条件 について	e-taxでの確定申告について 毎年毎年、確定申告を行なっ ていますが、e-taxでの申請条 件がブラウザのパンテンプンや macosのパージョンや macosのパージョンや アンブテールとので、最新いする と申請できないので、最新い にしてほしい	しっかりと最新に対応、逆にサポートが終了した(する)ものは対応外とする事でPCの買い替え促進で経済が回り、最新にする事でITセキュリティも向上してウイルス、ハッキングの危険性が減ります。 仕事のスピードも上がり生産性の向上を見込めます	個人	財務省	番号868の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
946	令和3年7月20日	令和3年8月18日	文書管理システム とADAMSの連携 について	一元的な文書管理システムと 官庁会計システム(ADAMS) 8 連携させることで行政表数 7後再度支出負担行為決議 書の回議を行うといった事務 の重複が改善される。	個人相手の補助金事業を担当していた際、行政決裁が完了した後に再 度はは同じルートで支出負担行為の決裁を行わなければならず、負担を 感じていた。特に支出負担行為は抵決裁のため持ち回らばればなら ず、その時間を要することで本来重要火業務である現場対応に遅れが生 じることがあった。ためを電子決裁に一元にすることで、意思決定後の 事務的な決裁である支出負担行為の回議の時間を短縮し、本来行うべき 住民サービスの向上や職員の超過勤務削減につながるのではないか。	個人	総務省財務省	番号697の回答を参照してください。			
947	令和3年7月20日	令和3年8月18日	全国の学校で、紙による配布物の廃止を推進。	中学校は紙による配布物を強制的に廃止し、公式UNEやメール等を学校と家庭の連絡 手段とする。特別な事情がある場合のみ、家庭単位で学校	学校で配布する一枚の手紙が全校生徒に、そしてそれが全国のおよそ3 万校の小中学校で行われているとすると、紙の消費量は著しく、つまり膨大た数の木々が快禄されているととなる。こうした著しい木々の減少 は、温室効果プボ料田量増加の直接的が原因となるため、持年可能な社会を実現しようとする世界の努力に教育機間が悪影響を与えてしまう、私 たち中学生が得まも縁溢れる社会で選挙するために、今、一枚でも紙を節約していくことが必要不可欠なことであると考え、この意見を提案した。	個人	文部科学省	番号725の回答を参照してください。			
948	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業解 禁	公務員が副業を行うことを可能にしてほしいです。	公務員が副業をすることが可能になれば、ただ日々与えられた業務を進行することだけのマシーンから脱却することができ、改革や新たな制度に対してもポジティフな恵見をもつことができるはずで。このまま、ただりツグタウン例に物帯を進めても、この民主主義の世の中に気とては最終的に民意が必要です。だからこそ、変えるべきものは外でなく内であり、人だと思います。そのためにもまず、園の中を支えている方々に自由な未来を描かせてあげることことが、真に改革を実行するために必要なことだと思う場合といる教員はよって知動されました。教員の社会経験が不足し、見当選しな教育を行い学生が社会にでるときに必要なことを教える、アリカボーはかなからなかったいると、様々なところで耳に上すが、このような子がセンスな法律がある限り教員の質の問題は永遠に解決がこのような子がとサンセンスな法律がある限り教員の質の問題は永遠に解決がこのような子がよります。改革を実行するのならば、同じ目線によって低いところに持ちれております。改革を実行するのならば、同じ目線によって低いところに持ちれております。改革を実行するのならば、同じ目線によって低いところは持ちれております。後年を実行するのならば、同じ目線によって他にいここのような事象は多々敬見され、公務員のは自動は主ないできた。そしてその目後を提得するためにも、法律の利けをなくしな発責がより自由でどこまでも高いところまで、みることができるようにしてあげてだざい。誰よりにの国に住むすべて人が幸せでともし良い人生を謳歌することができるよう、いつも願っております。	個人	内閣官房 人事院 総務省	番号472の回答を参照してください。			
949	令和3年7月20日	令和3年8月18日	る地方公共団体と の共同ポータルサ	厚労省が来年2月に導入する地方公共団体との共同ボータルサイド One Publis Iごついて、11月中旬16治体に知らされたが、その内容が非常に非効率な部分も含む一方的なシステムであるので、従来とおり、通知文はエルルで送付いただくよう見直しをお願いしたい。	このジェル、 については、通常業務のグループウェアや業務システムをIEで整備して いる自治体にとって問題、問題を認識しながらボータルサイトを開始する のはいかがなものか? 2については、従来はメールで届いた文書をクリックーつで業務システム に取り込めるナジミステム整備してる自治体が存在するが、令後は、い もいちボータルサイトからデータをダウンロードし、業務システムに取り込 オーネ・原刊が出て、	個人	厚生労働省	御指摘のボータルサイトは、地方公共団体と厚生労働省の間の情報共有やコミュニケーション上の課題を解決するため、自治体職員とのフークションプの開催や本格運用開始制のデル運用を経て、令和3年4月より全国の地方公共団体との間で本格運用開助出ました。 厚生労働省から地方公共団体への通知や事務連絡については、これモメールで発出してきたところですが、以下の①・③の課題があることから、メールによる発出を原則廃止し、本ポータルサイト上に掲載した通知等を、市町村を含めた関係を地方公共団体において直接ダウンロードしていただとことは、多発出し、本化しました。①通知・事務連絡をその都度メールで送付するため、過去の通知等を地方公共団体でまとめて参照することが観音を表しております。といる世界であること。②オーカイマイの通知等の送付は都道府県を軽出して行うため、都道府県側の業務負担や都道府県ことにタイムラグが生じがてみること。②メールファイルサイズ制限により、大容量ファイルはその都度分解して送付したり、CD域体で送付せざるを得ないこと。②メールファイルサイス制限により、大容量ファイルはその都度分解して送付したり、CD域体で送付せざるを得ないこと。 ③メールファイルサイス制限により、大容量ファイルはその都度分解して送付したり、CD域体で送付せざるを得ないこと。 「おいちは一般ないこと」では、現在も都道府県を軽由してメールによる通知等の発出を継続しているところです。併せて、令和3年度中に本ポータルサイトからメールを自動転送する機能の構築を予定しております。	なし	地方公共団体から本ボータルサイトにアクセスする場合、情報セキュリティ確保の観から、地方公共団体専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)からのみ接続することが可能対象となっています。 制度の現状欄に記載のとおり、本ボータルサイトの活用が技術的に困難な自治体にしては、個別に都道府県からのメール送付き継続しております。当省としては、名地方、共団体の接続状況を把握するためのアンケート調査を令和3年度状境に実施し、このンケートの結果を踏まえて、必要な予算を確保しつつ、機能改修等を検討することとしいます。	対公ア

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
950	令和3年7月20日	令和3年8月18日	霞ヶ関の「在庁時間の調査」につい て	れていません。 早い話が、超過勤務時間の制	河野大臣のせっかくの試みが、霞ヶ関のお役所感覚で形骸化した調査になっています。 本当にやるなら、しっかりど「お役人の上層部」を厳しく指導する必要があります。 なんのための調査なのでしようか? まったく意味がありません。そもそも、超過勤務の時間を制限しているの もナンセンス、仕事量は減らないのに残棄時間だけを一方的に利限して 職員にサービス残棄を強いている霞ヶ間の現状は明らかにおかしい。 違法労働の強制以外のなにものでもありませか。 そのためにも、「在庁時間の調査」をするなら、改めて各省庁に「本当の 時間」「超過勤務時間ではない」「組織として調整した時間を報告する な!」と指導して頂きたい。	個人	内閣官房	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月28日 - 節改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。また、超過勤務に関しては、各府省において、上司の明確な指示、業務終了後の速やかな退庁、超過勤務手当の確実な支払いを徹底するとともに、長時間労働の要因に応じて、廃止を含む業務の徹底した見直し、効率化や、人員配置・業務分担の見直し、管理職の日々の適切なマネジメントの実現に向けて、取り組んでいるところです。	なし	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。
951	令和3年7月20日	令和3年8月18日	省CO2に関する補助事業	いるが、経産省は「エネルギー 使用合理化等事業者支援事業」などを展開されている。環境省は省CO2、経産省は化 石機料利用の削減を目的とし	とうちも急年と4のいはよイルイー研究で「炭や砂・火保井味效の進い」に けて応募売が残なるし導入や更新する設備はどちらの事業に自体なもの が多いので補助事業を利用したい事業者に混乱を招いている。 申請方法環から環境もは様々で応募申請一交付申請」と2ステップ であるが接座省はオンライン主体で「交付申請」のみである。 これらの補助事業が1本化されオンライン申請で簡素化されると補助事業活用に消極的であった小規模な事業者も応募しやすくなり、設備投資 が保圧されたのでの資本が、2位を表現ました。	個人	経済産業省環境省	環境省の事業は工場、事業場全体でCO2排出削減につながる設備更新、エネルギー転換(電化・燃料転換)等の取組支援を行っており、経済産業省の事業は省エネにつながる先進的な事業や大規模な事業を含む高効率設備の導入支援を行っております。なお、環境省及び経済産業者ともに、事業に対する評価を行う必要がある事業については、応募申請(公募申請)・(実限)・一交付申請との流れとなっております。公募時期については、原則として年度内に額の確定を行う必要があることから、事業の実施に必要となる期間も考慮し、予算執行が可能となる4/1以降、所要の制度設計を行うために当業が制度しております。また、例外とし、事業規模が大きく、単年度での実施が困難である場合等に、複数年度におたって事業を行うことを可能とする仕組みとして、「複数年度事業」としての申請を認めています。	なし	その他	環境省の事業は工場・事業場全体でCO2排出削減につながる設備更新、エネルギー 転換(電化・燃料転換)等の取根支援を行っております。経済産業有の事業は含エネに つながら元進的な事業や大規模な事業を含と高効率設備の導入支援を行っており、エ ネルギー転換等の取機は対象としておりません。このように事業内容が興なるため、一 本化は困難で、 環境省においても、オンラインでの申請等の手続きが可能になるように順次取り組み を進めているところです。 また、環境省及び経済産業省ともに、公募時期は事業の特性も踏まえて設定しております。本度連約の公募で予定額以上の応募があった場合は、年度内であれば事業者の 都合て設備等人時利を決められることから、年度内に養殖回の公募を行うことなどは予 定しまりませ、なおに発送を表した。公募を申しての実施が固定である場合を行った。 1を数と事業とし、申請いただこと、他に、の実施が関連である場合では、 いつような対応も可能であり、事業実施時期の平準化にも対きでも仕組みとしています。 二度疾を踏まえ、両者で連携しつつ、公募の開始時期を合わせるなどの対応を検討い たします。
952	令和3年7月20日	令和6年4月12日	複数部署にまた がる照会業務の	複数名庁、複数自治体に対する開会業務について、WEBフォームなどを用いたシステムを用いて、複数部署同時に服会を行い、自動集計を行う。	開会業務について、各省庁から1週間前に出していただいたものが、開会業務について、各省庁から1週間前に出していただいたものが、開会元省庁一他名庁一地方自治体集庁一市一市内各部局一回各担当部署に起送される間に、回答担当部署に届いたときには期日が1日に満たないものになっている場合が見受けられます。時間制約により、回答が困難であったり、薄い内容しか書けない、あるいは照会元、取りまと的部署においても回答が遅いため、朔日に間に合かさない。あるいは間に合かせるため「焼棄等が必要となる場合があると考えられます。このことについて、例えばGoogleのアンケートフォームのようなサービスを使った場合、リアルタイムで自動業計がなされるため、迅速かつ簡便に集計結果を得ることができ、労働時間の削減が可能となると考えます。また、得来的によりがデータとして使用する際、オリジナルで作られたExocl、Word様なよりも規則性があるため、汎用性が高く、利便性の高いものになると思います。 現金内容に対してダゲをつけることで、担当者が振り分け部署を考えなくても良いようにする。「休遠関係」「主要自治体」「機械設備」等)ーそのために、各部署に回答可能タケの登録を行ってもらう必要はあるかと思います。	個人	デジタル庁総務省	デジタル技術を活用することで、自治体に対する調査照会業務についても、業務効率化が期待されるところです。 砂接省においては、全国の自治体を対象とした調査紹介業務を円滑に進めることを目的とし、平成26年1月より調査・照会(一斉調査)システムの運用を開始しているところです。 同システムは、全国の自治体の担当者宛に都道府県を独由せず一斉に通知調査を発 は可能であり、自治体の開封状況のリアルタイムでの確認調査競果の自動集計を行うことができます。 同システムにより、通知や照会を一元的(管理することができるようになり、確認・展開 潜れの防止が容易になるとともに、国・自治体の職員の負担軽減につながるものと考え でおります。 調査・服会(一斉調査)システムの利用拡大を進めており、これにより国・自治体職員の 負担軽減につながるものと考えております。 関査・服会(一斉調査)システムの利用拡大を進めており、これにより国・自治体職員の 負担軽減につながるものと考えております。 を解省庁における利用を拡大するよう、令和5年10月24日には、「「調査・照会(一斉調 査)システム」の利用希望について(照会)(令和5年10月24日には、「「調査・照会(一斉調 査)システム」の利用希望について(照会)(令和5年10月24日には、「「調査・照金(一斉調 査)システム」の利用希望について(照会)(令和5年10月24日には、「「調査・照金(一斉調金約)を発出しているところであり、引き続き利用拡大に向けた取組を推進してまいります。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
953	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ポータルの MacOS対応	調達ポータルはWindowsOSの みに対応しており、MacOSにも 対応していただきたい。	先日、政府調達案件への応札を行いました。当社では大半の社員が Macbookを利用しており、結局能での応札となりました。政府の情報インフ ラとして、特定事業者(マイクロンフト)に有利な状況を作っているというこ とでもあり、調達の効率化のみならず、OS採用の公平性の面でもMacOS に対応していただきたい。	個人	総務省	調達ポータルの推奨環境としての対象OSはMicrosoft Windowsのみ利用可能となっています。	なし	検討を予定	調達ポータルの利用者は、一般国民ではなく、政府電子調達(電子入札・契約)への参加を希望する企業(事業者)を想定しております。 また、政府予算を用いて運用している情報システムとして、その改修にあたり、費用(投資)対効果を健康に見極める必要があります。 したがいまして、利用者(事業者)の利便性向上だけでなく、調達の効率化及びの採用の公平性等の観点からも、国内の業務(事業)用途での各の5の市場占有率(シェア)、政府電子調達(電子入札・契約)手続上でのオンライン利用率向上への寄与の可能性等、各判断要素を総合的に踏まえた上で、推奨環境の対象に追加するOSIこりいて検討してまいります。
954	令和3年7月20日	令和3年8月18日	入札における委任 状の廃止	任状は、提出者と応札者が異 なる際に提示することとなって	法人が応札者である場合、応札者としては代表取締役等、会社を代表するものが応札者となるが、よほどの小規模事業者では、限り、実際に入札関連書類を持参するものは変業担当が当たり前である。委任状は別法人(例:弁護士等)が持参する場合のみの提出としてはどうか。	個人	財務省総務省	[国について] 委任状については会計法令上定められている手続きではありませんが、競争入札等に おいて提示・提出される委任状は、入札書を提出する者が入札者より代理権を授けられ ている者であるかどうかを確認するための書面となっております。 [地方について] 委任状は、地方自治法及びその関係法令において、入札の際の提出書類として定め られておりません。	なし	【国につい て】 対応不可 【地方につ いて】 その他	【国について】  入札書を提出する者が入札者の正当な代理人であるかどうかを確認することは、例えば会社内で何ら権限を持たない者による入札や、全くの第3者による入札を防止するためにも、必要なものであると考えます。 そのため、「正当な代理権を持つ者であるかどうか確認できる状態」としておくことが必要であり、書面提示・提出の代替手段が無いのであれば、委任状の提出は必要であると考えております。  【地方について】  御提案にある入札の際に提出する委任状については、地方自治法及びその関係法令において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において、入札の際の提出書類として定められていないため、その提出の要否については、各地方公共団体において、利用では、

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
955	令和3年7月20日	令和3年8月18日	各省庁における予 算編成作業につ いて	予算書を折って確認するとい う無駄な作業の廃止について	友人がとある省庁で予算編成の業務をしているのですが、予算書作成は 以前の活版印刷とは違い、システムが導入され、文字がズレる等の問題 がおきないにもかかわらず、未だに予算書を折って、過去の予算書と見 比べたりしているとのこと。また、担当者同士で読み合い、開選しそチェッ クするという時代報節も是だしい作業もしているどのこと。これら作業のた 級 女十人が変を微しているというのは、税金の無駄としか思えません。 一刻も果くやめさせるべき! やらなくても良いことに税金を使っている場合ではありませんよ!	個人	H+3/2 /4/	予算書は、法令に基づき国会に提出し、議決を経るものであり、議案として、法律案と同様の正確性を明す必要があります。 そのため、予算書の確認作業として、予算書に誤りがないか、読み合わせや過去の予 算書との比較対照等を行っております。 このような確認作業は、予算書の正確性を期すため、引き続き必要なものと考えています。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
956	令和3年7月20日	令和3年8月18日	婚姻時、離婚時の 年金連結の簡素 化		そもそも分かりづらい年金制度を、国民が理解できる言葉で説明して欲しいし、分かりやすくしてほしい。	個人		婚姻時・離婚時の年金関係の各種手続については、婚姻、離婚の事実確認だけではな く、年金記録等その他事項の確認も必要となるため、基本的には年金事務所でのお手 総会が必要となります。現在、形度前村に保持している戸籍関係の情報は、日本年金機 横とは連結されておらず、年金関係の手続時には、戸籍標本等の添付をお願いしている ところです。	なし	検討に着手	令和元年の戸籍法改正により2024年を目途に戸籍関係情報のマイナンバーによる情 連携の実現が予定されており、情報連載が開始されれば、市区町村の戸籍情報が日2 年金機構に連接され、条件を売れた「場合に年金関係手続の際の戸籍謄本等の添付 が省略できることとなります。 また、年金関係の手続では張子申請の利用促進を進めており、年金事務所に訪問せる 見き続き国民の手機では張子申請の利用促進を進めてより、年金事務所に訪問せる 引き続き国民の科機性向上に向けて取組を進めるとともに、周知の際にはわかりやす い内容でお伝えできるよう検討してまいります。	X
957	令和3年7月20日	令和3年8月18日	河川堤防にある草刈工事について	期になると道路際の草がしば らく残っていることがある。同じ	運転している者にとっては道路にはみ出してくる草は危険なので、少しでも早、第別してもらえれば、安全確保につながる。 それぞれの管理者が工事を発注していると思うので、一括すれば、無駄な行政コストをカットできると思う。	個人	国土交通省	番号28の回答を参照してください。				
958	令和3年7月20日	令和3年9月10日	官邸登録について	首相官邸の入館登録はFAXで 行われているところ、 電子メールによる受付を行っ ていただきたい。	同左	個人	内閣官房	首相官邸の入館登録については、令和3年7月1日からFAXを廃止し、電子メールによる受付に変更しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
959	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークでの紹介状制度	ハローワークでの紹介状制度 を廃止して、もっと求人への応 募をしやすくすべきである。	失業して仕事を探す場合。自宅などでハローワークが提供している求人 情報サイを検索して就態先を提上すず、条件に合数する企業があれば 充導上みると思うかけですが、応等するためには、かさかざハローワーク に行って、何時間も特さされて、紹介状を発行してもらわなければ応募す るこができません。非効率極まりなく、それなら応募が面倒だからとあき らめてしまいます。 私は、厚生労働をで非常動として動態とた際、ハローワークの房具でも、 所管する職業変定局にも紹介状は非効率なので廃止すべきであると提 悪しましたが、相手にされませんでした。また、「紹介状を廃止できないの なら、ハローワークに自動紹介状を発達でも置いて、せめて窓口を待つ がら、ハローワークに自動紹介状を発達でも置いて、せめて窓口を待つ がら、ハローワークに自動紹介状を発達でも置いて、せめて窓口を待つ がら、ハローワーがになった。と表で、日間の有 が目をなずことはできないのとと提案にカーワークでチャックして欲 いい人からのの事は受けではくないから、ハローフークでチャックして欲 しいというニーズがあるいという。した。 もいりまでは、一般であるこで、民間の有 ましてや、何ローワークは無料で求人情報を掲載しているのだからそこまで でのサービスを指金でする必要は対したい あらたとのサービを指金です。 からたとのサービを表しているが、別で発しているので表が高されてしまか からたと思います。 就職先を見つけることを目的とする機関なのに、ハ ローフークの未見は、紹介状をなくになり、原学者ので事が減らされてしまか からだと思います。 就職先を見つけることを目的とする機関なのに、ハ ローフークの未見は、紹介状の交付が必要で面倒がためたら応募しなく といら単一類に振っています。。	個人	厚生労働省	ハローワークの職業紹介に伴う紹介状は、求人者・求職者のミスマッチを解消する取組を実施した上で交付します。 その上で職業紹介の際に交付する紹介状については、窓口での手交のほか、ハローワーグ・ターネッサービスにおいてマイベージを開設している場合、オンライン上での紹介状を発行することができます。また、マイベージを開設していない場合でも、新型コロナウイルス感染拡大の防止の軽点から、郵送での交付等柔軟に対応しています。	なし	対応	制度の現状欄に記載の取組に加えて、令和3年9月に、ハローワークインターネットサビスにおいてマイページを開設することにより、来職申込み、応募、職業紹介(紹介状の交付に加えて応募書類の送付合さ)の実施がオンラインで可能となる予定です。オンライン化の保温により、来所による手間や窓口での待ち時間を気にせずに受けられるハローワークのサービスが更に増える予定です。	)
960	令和3年7月20日	令和4年2月28日	試験の民間教習	主に各都道府県の運転免許 試験場で行われているが、こ	各都道府県が設置している公室の運転免許試験場は数が少なく、中には 1箇所しか設置されていない都道府県も少なくない。 そのため、特に実技試験において試験のキャパシティが受験者に対して 少なく、東京なも都市部の場合には試験予約を行ってから実際に試験が 行われるまでいっ月近次からことも珍しくない。これは、半年間と定められ ている仮免評証の期間と比べても決して気いものではない。 一方、市中には道路交通法に基づいた技能検定を実施できる技能検定 定受験のみを行うことは適常できず、教習とせットになってしまうためこれ の場所で受験をする場合に高額の費用が必要しなってしまう。 そこで、運転免許試験場の試験業務を民間・移管し、市中の民間教習所では検 変更験のみを行うことは適常できず、教習とせットになってしまうためこれ の場所で要談をする場合に当ほしい。この節度におって、以下のような 効果が期待できる。 民間教習所の会割試験リソースの有効活用によるキャパシティ増加と公 富運転試験場の負荷軽減 ・提覧事業場所増加による利用者の利便性向上 民間移管に入け場原理が働くとに伴うサナービス品質向上〈例えば夜間や土日祝日での試験実施など) ・例えば検定専門業者など、関連する周辺新規産業創造の可能性が生まれる	個人	警察庁	免許に関する事務の全部又は一部については、当該事務を行うのに必要かつ適切な 組織及び能力を有すると都道屏景公安委員会(以下及び対応の概要欄において「公安 委員会」といいます。」が認める法人に委託することができますが、運転免許試験の結果 明定に係る事務について受託することはできないこととされています。 また、運転免許試験の女能試験については、公安委員会の指定を受けた警察職員が は能試験を受ける者の運転する自動車に同乗して(大型自動・編集者)(は普通自動 二輪車又はその他の自動車で乗車定員が一人であるものを使用する技能試験にあって は、同乗以外の方法で)行うこととされています。	(昭和35年政令第 270号)第40条の3 第1項第5号	対応不可	運転免許試験の技能試験については、交通の安全に直接影響を与えるものであるか、公安委員会において指定された警察職員が実施することとされており、技能試験の実施を民間に委託することは、交通の安全の確保という親点から困難であると考えております。	)

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
9	61	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設の技能実習 制度及び特定技 能について	入国管理局、厚生労働省、 FIT、JAC、職業を定内省の資間 か多すぎる。その上、特定技 関上側にして出るのでは、 現が実力る。日本人、現状 を音庁は言いまする、現状 には日体料さかし、日本 に総料さかし、 には格料さかし、 におりますが にお が を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	同じ書類を提出するので共有して、無い書類だけを提出するようにする。 FITなどの定期的な確認でも各省庁に書類を求めたうえで、確認したい事 項をまとめてもらう、これだけで提出書類は平分い下になります。 尚、特定技能に関わるAGCI関しては、毎月費用負担の新規特定技能生 名に対していり25,000円、基長特定技能生、名に対していかしているときない。 500円していても何もしてないのでにあるとすれば年1回の査察ぐらいり奏 止してもらいといとの意見が多数です。更に今年に入り、義務でもいた。 選目5,000円など講習の数も増やしてます。本来の特定技能は悪い送り 出し機関を奉付、総合も無と、外国、分場者を不当に扱かない。企業 企業の負担を軽減するのが目的でした。しかし、JACが絡み複雑になり、結果 企業の負担を軽減するのが目的でした。しかし、JACが絡み複雑になり、結果 企業の負担性も、厚生労働の担当者は、異用負担の内別は 体が決めたと説明する行政書上団体、業界団体ことに説明内容を変える 有様です。その上、業界団体が要望した事項は考慮されずに現状の制度 となってます。	民間企業	国土交通省 法務省 厚生労働省	総・不法裁判の防止等の課題に対応する必要性に据ふ、建設業者団体が共同して設立した法人で、業 来を挙げて自って上のの理能に対応することとしています。 乗入企業は、JACに加入し、業界の定かた行動規能である。外国人材に対する適切な処遇の確保、差 別的特易の指は、悪質な引き途を行る効は無等適等することとされています。また、JACの正会員 は、建設業団体等であり、受入企業ではありません。JACでは、受入企業に対して、JACの正会員であ がよったが大力が起来。団体等に加入していただことを構造しており、この報う、JACは及人を集から会費 ないずれかの建設業団体等に加入していただことを構造しており、この報う、JACは及人を集から会費	一 東京 日本	对心不可	制度の現状欄に記載のとおり、特定技能外国人受入計画の認定制度や受入企業のJACへの加入を前距とした外国人技能者の就労警回の仕組みは、外国人技能者の処遇とけでなく達設業界の技能者全体の適正な処遇の確保にも不可欠のものです。また。これらこついては、建設業界を削削する由工交通舎が、建設業界の担け・平尺の現状や見足なつこれ事態警権関等に基づき、その主体となって責任を持って行っている参考があります。今後とも、JAC・TREとも連結、財政の合理的な運用に努めつフ・エミが退地・労悪な就労環境等を報信することを目指して、受入企業と外国人の双方が安心して雇用・就労できる環境整備を図ってまいります。
9	62	令和3年7月20日	令和3年8月18日	免許証、保険証、 官公庁等の書類 の年号を西暦表 示にする	免許証の有効期限が、元号が 変わっても旧元号のままで分 かりにくい、昭和〇〇年の書 報は何年前か分かりにくい。 西暦表示に統一し、元号は補 提表示にしてほしい。	免許証の有効期限が、元号表示なので元号が変わると旧元号のままなので期限が分かりにくい。官公庁の書報も元号表示なので元号が変わる を書類の日付の元号を変えた書類が必要では、余分な費用が発生する。元号が変わると何年前とか何年経過したとか分かりにくい。民間では 西暦表示が多いと思います。	個人	警察庁	番号727の回答を参照してください。			
9	63	令和3年7月20日	令和3年8月18日	内閣人事局の人材確保	内閣人事局は独自で公務員 採用広報・イベントをやっているが人事院のHPにもその情 報を載せていない、公務員試 競を受けようよする時に試験 情報を見に行くため人事時中には必ず行く、月数回のイベントなのだから総官庁イベントと 同別に載せるべきであり、ひっ せいしい、内閣人事局が行うべ き仕事ではない。	採用広報・イベント情報については、人事院が集約して情報発信をしているので、内閣人事局主権のイベントについても同じイベントカンダーに 掲載するべき。また、内閣人事局主権のイベントの主催であるべきではないので、これらの仕事は人事院に集終するべきである。 また、内閣人事局はイベントの主催であるべきではないので、これらの仕事は人事院に集終するべきである。 大内閣人事局は、採用広報のドラマ (KASUMI)を作成しホームページに 掲載しているがこれにかかった費用はいらか? た乗的には数千万円があるものだった。「ケマ掲載後回家公務員試験を受けよう」となるものではない。数千万円のお金があれば、例えば、キャリア採用者(700人程度)の初任総を2万円程度引き上げることも可能。 効果のないドラマの作成は国費の無駄であった。 効果のないドラマの作成は国費の無駄であった。 カーチューブにも載せているが、深度に女性部下を雇上に連れ出す参事官などはセクハラ、パワハラである。それを指導する立場が内閣、年局ではないのか?これらの広報は公務員の募集にはマイナスになっている。	民間企業		国家公務員法において、内閣総理大臣は、採用試験により確保すべき人材等に関する事務、職員の任用に必要な事務のうち、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び無用の確保に関するものを含む、採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な選用を確保するための基本的な方針である「採用昇任等基本方針」に関する事務等をつかさどることとされています。内閣人事局においては、これらに関する事務として採用広報活動を実施しています。	国家公務員法第18 条の2、国家公務 員法第54条	現行制度下で対応可能	引き続き人事院と連携しながら採用広報活動を実施してまいります。
9	64	令和3年7月20日	令和7年2月18日	オンラインの書類 提出における Excel等の撤廃	いる「健定甲告書作成フォーム」のように、インターネット上	IExcelやWordファイルを開くことのできるソフトは誰もが持っているわけではない。ソフトごとの仕様の違いが顕著。事務作業に支障をきたす恐れがある。 2スマートフォンなどではたScelファイルの操作が難しい。 3Excelファイルで自動計算を行う場合、数式を誤って変えてしまった。行を追加したときに数式がずれてしまうなど、正しく計算されない可能性がある。そのチェック作業が事務的な負担になる可能性がある。	個人	デジタル庁	オンラインの各種申請については、各所省庁において、手続ごとの特性に応じて、電子 申請システムを利用し、表計算形式やウェブフォーム形式等による提出を受け付けてい るところです。	なし	対応不可	ウェブフォームについては、手直しの必要がある場合に即応することが困難などの課題 もあり、費用対効果や、制度改正への即応性などの書布情を踏まえると、すべてのオン ライ中籍について、ウェブフォームで行うことは現実的ではないと考えております。 なお、政府のウェブフォームの使い勝手について、デジタル行において意見を募集する など、利用者視点での使い勝手の向上に努めてまいります。

		所管省庁	回答				提案			所管省庁の	食討結果	
番-	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
96	35	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設キャリアアップシステムの個人情報の不特定多数への公開の是 正	振興基金が登録管理していますが、個々の順人を同使の順人を同使の直 けが、個々の個人情報の提 比を求め、その内容が値についます。 います。これではなりずましか できるだけでなく個人情報の 重社流しになるのですが、関 与管庁が国交名「専労者・終 落省にまたがるためどこも目 名管軽ではない上生張するため、同 に入りの中心など留分 正を行っていたかないと明 になるのでたかないのである。	ここに登録される建設職人に関しては、氏名、生年月日や住所はおろか、雇用保険被保険者証、年金手帳、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、国施・保育・、学歴、保有資格、職歴、選慮共済、収入といった個人情報を示す書証の主を提出させ、こうた資料を当まるがよかなお客機的に担任し難しのではありますが、だからといって、こうした個人情報を一等の関係な能でも閲覧できるととは許されるべきではありません。建設乗の再を放労構造において、元請かせイネンが下請け来者にこのシステムに加入することを求めています。客観的な能力を示すことができ、教育計画を立てるのにはよいのですが、だからといってこれだけの情報を垂れ流、状態にすることは許されません。また、これだけの情報が垂れ流されるといるできません。また、これだけの情報が垂れ流されている自然を開発している範囲は最低限とし、閲覧できる対象と内容の範囲を限定するよう是正指導を必めます。同法人がこうしたシステムの運用に関する情報保護がホー分であることの指摘を無視し続けています。現在の団体の所管は国文をするすが、技術を無視し続けています。現代・報告を表しました。10年できる方を正規を表す。10年の指摘を無視し続けています。現在の団体の所管は国文をすずが、提出を求めます。10年の信仰を示しませた。10年の所管は国文をようを記録しませた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまた。10年の情報を表すまたまた。10年の情報を表すまたまた。10年の情報を表すまたまた。10年の情報を表すまたまた。10年の情報を表すまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた	個人	国土交通省	建設キャリアアップシステムにおいて登録された技能者情報は、システム外の第三者が 閲覧・利用できるものではありません。 指摘いただいた内容のうち、新規登録時に必須となるのは、 技能者登録の場合:本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等) 事業者登録の場合:事業主体の存在証明(建設業時可証明書・事業稅確定申告書・個 人事業開業画等) です。それ以外の健康保険加入有無、犀用保険加入有無、年金保険加入有無、学歴、 資格情報のこいては往急入力項目となっています。 提出書類については往急入力項目となっています。 提出書類についてはな入力項目となっています。 提出書類については本人確認ノ事業者存在確認ノ制度加入確認ノ資格等の所有確 認のために利用しておりますが、これらは審査のみに利用されるため、第三者向け画面 に提出証悉を表示している等の事実はありません。 なお、登録いただいた情報の一部は施工体制台機等の画面・概果を通じて、当該現場 の元請等事業者に対して例外的に開示されますが、これらは仮につこいない場合でも、現場入場に際して開示が必要となる項目です。 また、資格情報など任意項目については本人意思により開示を行うこともできますが、 当該項目は初期設定では非開示となっています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
96	66	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ルールの統一化	ルール(又は大原則)がある	提案理由: 調達ルールやプロセスが複雑であるため(独特なルールや・経験がないと解釈が難しい用語とされが重要な項目かわかりづらいウェブサイト等々り、官民双方でその理解に膨大な時間が費とコストが費やされています。働き方改革の側面から、国の競争力の親点からも相当な無駄におれます。 まずは、ウェブサイトで調達プロセスの何が重要かをわかりやすくしてください、変記・要すば、ウェブサイトで調達プロセスの何の重要かをわかりやすくしてください、どこに重要な内容が記載されているか不明です。ウェブサイトに以デザイナーを起用することから始めてください。(色使い、省庁によっては一太郎を使っているころもあるので、ワードを使ってください。日次にはイイバーリンを付けてください。) カかりやすさの親点から、例えば以下のイギリス政府による調達ガイドイン(Green Bue Book)とそのウェブサイトを参考にしてください。国の調達プロセス・方向性が明確で、Green Book Bue Bookをと、馴染みやすい用語で以び考えられています。社会的割り書等の考え方も明確に示されており、日本政府によるる曖昧さがありません。 https://www.gov.wif.yoverment/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-governent	個人	財務省	会計法や予算決算及び会計令といった会計法令においては、契約の方法(会計法第28条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約書の作成(同法第29条の8)等の国の機関における調達ルールについて定められております。	会計法(昭和22年 法律第35号)第25 使903、第29条 5、第29条の8 等	対応不可	会計法や予算決算及び会計令といった会計法令においては、契約の方法(会計法第29条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約者の作成(同法第29条の8)等の固の機関における関連レールについて党められております。 一方で、国が締結する契約については、その性質・目的は多種多様であり、例えば同様の製品を調達する場合であった。調達するものを踏まえて、契約担当官等がそれぞれ、一般競争参加者の資格等の調達ルールの細能を定める必要があります。そのため、適連ルールの細能に省庁ごとに若干の差異があることはやむを得ないものと考えております。
96	37	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休業給付は ダウンロードでは 場では 場です 様です 様です は し、では 困りま す	児するのは、連続した事象で、 妊娠したら母子手帳、出産予 定日前後の産前産後休暇、そ の後の育児休暇と同じような 手続きを上なければなりませ ん。社会保険庁と職業安定市 で担当が異なっているため、こ れを改め、子供子育で支援庁	当会社の職員の育児休業給付金をダウンロードで入手した様式で申請したら、3枚模写のB4株式で提出してくださいということで、展されました。 様かに2枚毎1年本人が実治もたて賃金の記録が正しいかを確認する押 印またはサインが求められていますが、これらの手続きをネット上で完結 できるようにしてほしい。 たとえば水の通りです。 おと子様を参行した時に、その子の特定できる番号を付与する。その番 号を付けて、育児休業給付の申請書をダウロードしたものをメールに添 付して申請する。このとき番号を3みれば追加データがは記よく、簡潔にする。本人の確認手続きは、その人にこのデータを閲覧させ て、ネット上で売野手続きをする。 効果 手続きが工程管理になり、前工程の信頼性が上がり、確認手続きが不要になり、双方コスト滅になる。手続きが漏れている人の検索も容易にで も、申請する制能・簡単になる。書面の侵害、整理、検索が不要 になり、双方コスト滅になる。手続きが漏れている人の検索も容易にでき、申請主義ではない、行政側がある子育で支援にも役立つことができる。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は休業開始時賃金月額証明書も含めて電子申請にて申請可能です。 その場合、電子署名をしていただくことなりますが、押印は不要です。なお、GビズIDを お持ちの場合、電子署名も省略できます。	雇用保険法第61条 の7第1項、雇用保 除法施行規則第 101条の30第5項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
96	88	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業禁 止の緩和	したいと思っている人は多くいると思います。 生産人口の減少する時令、公務員の副業業止の緩和について検討關えないでしょうか。 例えば1日二時間計算で5日 * 四週で月20時間でらいの就 業証明ができる素性からの副 業でらいでスタート出来ません。 ない表して、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールで、イナールでは、イナールで、イナールで、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールをは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナーは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イナールでは、イ	地方公務員の大卒初任絵で家族を奏っていくことを考えても、地元に両親がいる家庭ならともかく、アバートを借り、交通の足の乗用車を維持し、野が家は子供は一人が限界です。 得えば私が関係の仕出しアルバイヤ。2か(4a)仕事ができれば、時絵と900 として全20日でと9800世帯収入増えます。いきなりすべて緩和できなくて も、提邦を徐々に緩和できたらかが広がります。 私は地方公務員ですが、定年退職したら、いさな料理歴をやりたいと思っています。そのときに、例えばアルバイトでも経験を積んでおけば、再就 限としての独立の選択肢も増やすことができます。 また、公務員も民間での仕事への取り組み方が、行政サービスに反映で きる機会や、人が多くなる一方、働けるのに働かせてもらえない。 出たのかの現実です。 出た考え、日本の仕事の価値観と、経験の幅を持ったやる気のある人材 の底上げのため、是非工機材でさい。ままだまだやれる、という公務員は多いはますです。 振行を持た、日本の仕事の価値観と、経験の幅を持ったやる気のある人材 の底上げのため、是非工機材でさい。ままだまだやれる、という公務員は多いはまずです。 まだまだやれる、という公務員は多いはずです。緩和と言ってもまずは市 民サービスが第一なので最初は規制が多くて良いと思います。 またまたやれた人動の権場先としても、緩和していただけると喜ぶ人間は 多いと思います。 よろしくお願いします。	個人	内閣官房 人事院 総務省	番号472の回答を参照してください。			

	所管省庁	回答	10 de de -T	10.4.2.7.11.1.4.4		提案		**************************************			
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	備考
969	令和3年8月6日	令和5年4月14日	指定都市における 県道管理と財産 管理の齟齬につ いて	指定都市における県道は道路 法によって指定都市管理者 となっているが財産権限が展 関事のままなので道路条格地 の処分(売却等)においては市 状道路の原止をしたのちに 県知事に土地を返還し、規却事 が完却し、その代金も振の以 入となっている。このように行 改管理者と対しているにのように いので財産管理者・対し しているのはあきらかにおかし しって財産管理者・技術を は いので財産管理者・技術を まず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず、きず	譲受人にとっては県市両方に申請を出す手間が省ける。又指定都市に とっても公物と財産の管理者が一致するのであるべき姿となる。	個人	総務省国土交通省	たたし、追路の登偏のために取得した割地は当該登偏主体に帰属するため、追路登 頃の経緯から、管理主体と財産の帰属主体が異なる場合があります。このような場合、 米社動性財産の投資の表無については、地容を主と解決を思った問え合います。	型路法第17条第1 (1) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	現行制度 下で対応可 制度の現状欄に記載のとおりです。 能	
970	令和3年8月6日	令和6年12月16日	NT	現在コロナ幅で、様々な名首だより補助金制度があり、たいへん助かっており、公募要領を 熟読して申記でいます。 その中で、担当名首によるのかはおかりませんが、委託しています。 その中で、担当名首によるのかはおかりませんが、支託しています。 例えば、装座名系の補助産業があり、ま 例えば、経座名系の補助産業があり、ま 明書、は関連者に対しています。 明ま、制発が関連者が表したが、は は、関連者は、関連者は、関連者は、関連者は、関連者は、関連者は、関連者は、関連者	証べめる性度以寄堂を17つ4とでではいてしまうか。 IT導入補助をに関しては、区部に削損の申請店になっているにも関わら ず、履度事項全部証明書や納税証明書が必要です。 申請者側からの心象としては、「そんなもん国側でわかるやろ」という感じ です。 1期日かどうかや 納料」「いるかどうかなどが富幸側で確認できないの	民間企業	デジタル庁 経済産業省	事業者の認証機能としてデジタル庁ではGビズIDという認証サービスを提供しています。 GビズIDを利用することで、事業者は一つのアカウントで複数の行政サービスにログイン することができるようごなります。個人事業との場合、オンラインではズルを取得することが可能です。 補助金申請についてはJグランツという補助金の電子申請システムを提供しています。J グランツを活用して補助金申請を行うことで、GビズIDに登録した情報や過去にJグラン ツで申請した情報を活用することができ、何度も同じ情報を入力する必要がありません。		現行制度 は	
971	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国民健康保険等の期割時期統一	住民税課税時期と同一の6月期割削開始全国統一之。従来します。 税の自治体では、6月期割り開始となって、2世家します。 税の自治体では、6月期割り開始となっており本決定に間に会わすために「月以降の配入者の前住所地税情報服会が載での照会を取らざるえない状況です。 マイナンバーでの情報連携を 活用するために、7月期割り開始に国による通知で全国誠一といたが走たいです。	お恥ずかしい話役所の悪しき習慣は国の通知が無ければ変化しません。 また、非常に便利なマイナンバーによる情報連携も持ち腐れている状況 です。	個人	厚生労働省	国民健康保険料の賦課に関する事項については、国民健康保険法では市町村の定め る条例によることとしております。	□民健康保険法第 条	制度の現状間に記載のとおり、国民健康保険法の規定に基づき、各市町村においては、それぞれ地域の実情を勘案して保険等の限課の時期を決定しているものと承知しているところであり、保険料限課を全国一律の時期に行うことは、地方分権の建旨に反するものであると考えております。	
972	令和3年8月6日	令和3年9月10日	所得税の確定申 各書表述者一覧 に係る市区町村 への提供の電子 化について	所得税の確定申告書発送者 一覧情報の提供さ市区司符 受ける場合に、現状では等 等税務等提供の受けられないか受けられな いものを電子化する	・所得扱の確定申告書については、e-Taxなど電子申告化が推進されているが、納税者からの送付希望などにより発送している件数が一定程度ある。 ・所得疑の確定申告を行う者については、原則として市区町村の住民税申告書を提出する必要がないため、住民税申告書の送付対象から所得税の確定申告券込差する「処理をする市区の中が出る一覧の提供しか受けられないため、上記処理と、紙媒体から改めて電算入力するなどの事務負担が生じている。 本管轄税等基と市区町村の間では国税連携とステムが存在し、オンラインの下地はあるのだから、確定申告書後送者一覧傾の提供についても電子化により、市区町村の上では国務連携とステムが存在し、オンラインの下地はあるのだから、確定申告書後送者一覧傾の提供についても電子化により、市区町村の上で記事務負担が軽減することが見込まれる。 ・指記令事態がなくなり、混乱せずサービス向上となる・・間においては、所得税の確定申告書を送着一覧の用紙代も削減できる・・間においては、所得税の確定申告書を送着一覧の用紙代も削減できる	個人	財務省総務省	付款 税務署においては、納税者利便の観点から、各税務署管内の納税者のうち所得税の確 定申告を書面により行うことが見込まれる個人の方に対して、予め申告書様式や申告書 代成の手引き等を発送していませい。 税務署から申告書様式等を送付した者を記載した一覧裏については、国税庁と総務省 との間で税券行政運営上の協力を図るために結結された了解事項に基づいて、会 を 著が管内地方公共団体に対して閲覧に供するとともに必要に応じて書面により提供して います。	別和41年11月28日 直所3-45「所着 の確定申告書を 45 所着 機関人本民税の申告書を 後國人本民税の申 を要しないにとと れたことに長税の申 地方公共団体と 税務「こついての 意事項(こつい (1)「事務連営指 (1)	今般いただいた提案の発送者一覧の提供に関しては、地方公共団体における事務負担の経滅を図りつつ、地方公共団体及び国税当局双方の質用負担抑制の観点から、従来 を開業体による関連、提供に代えて電子媒体による健化さするだといった方法を検 検討を予定 していきたいと考えています。 な、地方公共団体と国税との連携システムを活用することに関しては、当該システム の改修・維持にかから費用負担とこれにより得られる効果とを十分に勘案した上で慎重 に対応を検討する必要があると考えています。	
973	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国税の申告と地 方税の申告	国形は、納付更の金額、野樹 須美の金額等、Etaxで参照で きるのに、地方税のELTAXで は、電子納付したものしか見 れず、しかも3ケ月のみです。	システムで情報を管理しているのであれば、公開すべき。 そのためのシステムのはず。 必要な場合は、各都道府県に状況を電話で確認し中ればならず、非効 率。	個人	総務省	eLTAXの共通納税システムにより電子納付された金額等の各種情報については、納付 先の各地方団体に送付されるとともに、「納付結果通知」として利用者のメッセージボック 丸に登録され、120日間参照が耐能となっています。 その他、各地方団体に直接納付された金額については、各地方団体において管理され ており、eLTAXで信積報を管理したいません。 また、納付すべき税額については、利用者に直接入力いただいているところです。	2方税法第747条 15の2 2方税法施行令第 7条の5第2項	ご提案いただきました内容につきましては、eLTAXを運営・管理する地方税共同機構に 検討を予定 も共有するとともに、納税器・課税側双方の意見も踏まえて検討し、納税者の利便性向 上に取り組んでまいります。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
974	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法人税の申告	FSICついて、なぜPDFでの添けが電子申告で認められないのか?理解不能です。FSのPDF添付を電子申告で認めるようお願いします。		個人	財務省	電子申告に当たり、「財務諸表」など、電子データにより提出が可能な確定申告書の添付書類は、法令上、イメージデータ(PDF形式)により提出できる対象とはなっていません。		その他	経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高 い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコ スト削減を図ることが重要であるという拠点から。国税庁としては、申告データの円滑な 電子提出のこの環境整備として、データがの季散で鳴いり組んでは、事を 電子中告に当たり、財務諸表」などの電子データにより提出が可能な確定申書・電 添付書側こいては、イメージデータ(PDF本式)により提出が可能な確定申書・電 が付書側こいては、イメージデータ(PDF本式)により提出できる対象とはなっていま せんが、財務諸表」はこついては、今和2年4月以後、従来のデータ形式(XBRL形式)に 加え、CSV形式による提出も可能とするなど、申告データの円滑な電子提出のための 環境整備を図っています。	1
975	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外務省における結 婚時の手続きに ついて	型書式を一つの場所にまとめ	1 人事課、会計課、福利厚生室にバラバラに書類を提出する必要があり、共有もされない。 2 何を提出するかも担当者に問い合わせないと不明であり、所属の庶務 担当が経験量かでないと手続きがスムーズに進まない。 以上の点は改姓をする女性の負担が多く、担当者が男性の場合不便であることも認識していない。また、各課間の連携も無いため改善が見込めない。	個人	外務省	婚姻に際する省内手続きを扱う部署が複数に跨がり、必要な手続きについてそれぞれの部署でご案内しています。	なし	検討に着手	F 人事課、会計課、福利厚生室において、婚姻に際する省内手続きの一覧表を作成し、連手 やかにホームページ若しくはポータルサイト上にご案内できるよう検討しています。	IA/I
976	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外国人技能実習 生 入管行政	技能実習生の入園について 外国人技能実習機構に実習 計画の認定を受け地方出入国 在留管理局での有質格認 定書の交付により入園をして います。 最長5年間の在望の間毎年 「計画認定」宣称の交付に更 新」を織り返しています。 二重行政の感があります。	外国人技能実習機構に実習計画の申請・認定に普通約60日 地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定に約40日 会計約100日程度かかっています。 「後前は」 「後前は」 「地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定だけで決済され45日 「60日にで決定がありました。 「現在は」 法施行前の説明では計画認定に45日、入管局の審査に15日合計60日 程度と説明がありました。が、合計90から100日必要です。二重市政の 販があります。 「人管に同の活用、国際報善、受入企業の負担軽減(一人当)機構に20枚程 度の申請書類、7管には同样と枚程度の申請書類)であることから。 (提案) 「提案」 が国人技能実習機構の機能は 出入国在留管理局の傘下にて管理したほうが合理的と考えます。	個人	法務省 厚生労働省	技能実習制度では、技能等の適正な修得等を確保するため、実習の段階に応じ、実習 生ごとに技能実習の目標、内容、期間等を記載する技能実習計画を認定制としており、 技能実習法に基づき設立された外国 技能実習機構が認定事務を行っていまり、 技能実習法に基づき設立された外国 技能実習機構が認定事務を行っていまい。 出入国管理及び健民認定法の関係法令上、外国人が行おうとする活動が、技能実習法 の規定に基づき設定された技能実習計画に基づき技能等を要する業務等に従事するも の規定に基づき設定された技能実習が関係といっていまっとされており、地方出入国在留管理 局において申請に基づき審査事務を行っています。	外国人の技能実習 好直在支施及及 短能実習名法律(平 成28年法律第89 号)	対応不可、一部事実誤認	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、技能実習に特化した専門的な知見が必要になります。外国人技能実習機構は、このような専門的な知見を有する機関として、法務省 (出入国産管管理庁)及び厚生労働者されそれの技能実習に関かる施策に一元的に対応しており、技能実習計画の認定や実効性のある指導監督を行っています。  また、出入国在留管理庁においては、外国人の出入国及び在留の公正な管理を図る等の立場から技能実習を含む外国人の入国・在留管理等を担っています。 したがって、御規案のように外国人技能実習機構の機能を出入国在留管理庁のみで担うことは困難です。 なお、技能実習計画の認定は、第1号から第2号への移行時など実習の段階に応じて必要となりますが、「最長5年間の在留の間毎年」行うものではありません。 各審査については、標準的な期間内に処理ができるよう努めてまいります。	5
977	令和3年8月6日	令和3年9月10日	閣議請議のオンラ イン化	河野大臣には青枠を廃止していただき。ありがないが、本丸の間議議議ホンライン化に着手していただきたい(たきも公印も廃止されているが)省庁はそれを北、電子表のできることが、設証上も間壁なく、共通等の、設証上の間壁なく、共通等の表の等を用いれば実現は容易請議までに、共通掲示板にアップロードし、内閣総終有はば、したそと等では、任き持って印字等すれば、は、デジタル化に反するが。)	開議請議のための資料の持ち込みは国家公務員の業務を著し〈阻害している。数種類ある資料を100部近く印字し、震が関の内閣総務官室まで持ち込まなければならないのだから、時間も分かも割かれる。開議もタブレット(閣議資料が入っていれば良く、必ずしもインターネットに接続している必要もない)で行えば、そもそも四字の必要もない。 2. たいます。 2. たいまり、1000円の必要もない。 2. たいまり、1000円の必要もないでは、1000円の必要ながあまれば、関議論論をオンライン化し国家公務員の業務を効率化することで、国民のための施策の倹討時間を確保する方が国民のために、個人内閣の変現につながるのではないか。	個人	内閣官房	令和2年12月8日開議分より、開議の事前配布資料の電子化が実現済です。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
978	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不妊治療に係る 特別休暇の創設 又は拡充につい て	設又は病気休暇等の特別休暇の対象とする拡充について、国家公務員から率先して制度創設をも制度創設を要請していただきたい。既存の特別休	私は地方公務員で、体外受精等の不妊治療を継続しておりますが、現状 は自由診療という側面から病気体暖の取得は認められず、年次有給休 暇の大半を適便に費やしているところでき、今年的に不妊治療が緩き、 年次有給休暇を消費し切った場合、治療中断か離職か、強い不安を抱い 現在議論されている保険適用への改正により、病気休暇として認めれる 可能性はありますが、休憩を取得できるよう、国が率先に七制度改正の 上、旗を振ることで、時間は要するでしょうが一般企業へも浸透し、不妊 光療に対する無効の理解が得られやすく、覗臭の仕事と治療の面立に関 する不安の解消が図られることが期待できます。また、社会全体の意識 が変わり、人口減少問題にきあすると考えいます。 せひとも、休暇制度について、ご検討をお願いいたします。	個人	人事院 内閣務省 開享 年 労働省	子宮内腺症による患患に対する手物療法)に係る場合等、要件に該当する場合には病気体限が利用できます。 【地方公務員について】 地方公務員について】 地方公務員について】 地方公務員の勤務時間、採職等の勤務条件については、国家公務員との間に権衡を失しないように考慮止た上で、各地方公共団体において条例で定めることとされております。地方公務員が仕事と不妊治療を両立するために活用できる制度としては、早出遅出動務やフレッスタイ人制などの勤務時間を理力的に取り扱うことができる制度としては、早出遅出新務やフレッスタイム制などの勤務時間を理力的に取り扱うことができる制度としては、早出遅れ着給機の分析をで行う場合等、取得要件に該当する場合には、病気体限を利用することが可能です。 【国、地方以外について】 令和3年2月に次世代育成支援対策権違法に基づく行動計画策定指針を改正し、事業主が策定する行動計画に強り込むことが望ましい事項として、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加し、望ましい取組として、休暇制度や両立支援制度の社内周知等を開発しました。 また、余和3年度より、働き方改革権違支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)及び両立支援等助成金(不妊治療と由するとしゃり、職場規集整備に取り組む中小企業事業主に対して助成金を支続しています。こに、社会的気運の離成として、事業主向けてニュアル、職場の、通りの目の同僚内のハンシーンのの金件をある。	人事院規則15-15 第3条、第4条 【地方公務員について】 地方公務員法第24条 【国、地方以外について】 次世代育成支援対	[国につい 音 別に 公 い で 検 が 方 い で 検 が 方 か い で 検 対 に で 検 対 に 市 市 か つ 度 収 で 別 下 能	報告及び専児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明において、不 手 妊治療のため特別未収得を締めた。名和4年1月1日を目途に新設する旨を表明してお り、現在その詳細について検討を進めております。 【地方公務員について】 令和5年8月の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申 井川において、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申 井川において、国家公務員への不妊治療のための休暇の新設が盛り込まれたところであ り、国家公務員について不妊治療のための休暇が新設される場合、今後、各地方公共 団体において死妊治療のための休暇が新設される場合、今後、各地方公共 団体において死妊治療のための休暇を導入いただけるよう、地方公共団体に対し、必要 いな助書をしていく予定です。	5 5 5

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
979	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員の超 過勤務時間の制 限について	(あるいは強制)し、本来の目 的であるワークライフバランス とはほど遠い現状がある。 いまのままでは不法労働を職 員に強要しているに過ぎず、	ワークライフバランスの名の下に、国家公務員の超過勤務の制限(上限) が原則、月45時間以下、及び年間500時間以下、に定められたが、そもそも、業務量は増えることはあっても減ることなど皆無の状況において、方的に超過勤務時間の制限を設けることは、サービス残業を出いているに適ぎず、不法労働を職員に強要している現状は直ちに解消すべきである。 組織の上野によりでは、100円のかたまりである。 報見はウツの超過勤務時間を報信し速しているが、なんの、なんの、なくがウツ・付収のかたまりである。 職員はウツの超過勤務時間を報信し連日サービス残業を続けている。このような実態をわかっているがら目をつむっている組織自体すでに腐っ国家公務員は消耗品ではない。ワークライフバランスの名の下のサービス残業を止めさせるには業務量を削減する以外に方法はない。マルラとかには、1両野大臣が示されているように、本当に気合いをいれて業務の革を行わずして業務量の削減は不可能である。 逆に言えば、これほど可様っている場合のためには超過勤務時間に制限時間など設けることはすることはまばほぼは短難であるので働いた分に見合った制御を支払うのが雇用主の義務であると考えます。国家公務員のサービス残業の早期解消を求めます。	個人		や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底することとしていま	第16条の2の2第 1項 一般職の職員の給与に関する法律第 16条 超過勤務を命ずる に当たっての留成 点について(平成	対応不可	職員の健康保持や人材確保の親点等から長時間労働は是正すべきであり、国家公務 員の超過勤務命令の上限を撤廃することは適当ではないと考えています。	
980	令和3年8月6日	令和3年12月2日	警察の組織の見 直し	てはどうだろうか。 また、現在と同じように警察庁 を国で運営、各都道府県警察 を各都道府県で運営するので	近年、犯罪が日本の広域に渡って発生しているが、各県警の対応が一様でないように思える。警察庁は、国で運営しているが、各県警は、県で運営しているがが対応の退しを生んでいるのではないか。であれば、各県の警察も固で運営し、地域による対応の格差を減らして欲しい。また、交通に関しても、各県ことに、道路規制や信号制作にバラツキがあると思われる。この辺りの違いを減らすためにも、県の運営でなく国の運営を検討して買いたい。 と称過渡県に設置している警察の国の機関があるが、一部の部署のみ間で設置しているのは、二重行政になり無数ではないか。各部道庁県の設置している整なの国際を終しました。一部の部署のみ国で設置するのでなく、各種道庁県の警察者終し第四で置営する今の体制を維持するのであれば、この組織機能のプラモと見える二重状態分を見直し、業務の効率化と組織のスリム化を検討すべきではないか。	個人			警察法(昭和29年 法律第162号)	現行制度 下で対応可 能	制度の現状順に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性がある と考えられるところ、引き続き、犯罪への対応や交通規制をはじめとする各種警察業務 が適切かつ効率的に行われるよう努めるとともに、犯罪情勢の変化に的確に対応する ための制度・体制の在り方について検討を続けてまいります。	
981	令和3年8月6日	令和3年9月10日		は、公務員は所属からの支給	私は一部事務事務組合で児童手当の支給事務を担当しています。 公務員に対する児童手当の支給をなぜ所属から行うようになったのかと いう理由はかりませんが、私の立場からすると、現在の支給方法は非常に無数が多しと感じています。 立立病院などでは、医師等の職員の異動が頻繁に行われます。異動の度に受給者は、所属と住所地の自治体で異動処理を行わなければなりません。それぞれの担当者もその都度対応におければなりません。それぞれの担当者もその都度対応におければなりません。それぞれの担当者もその都度対応におければなりません。それぞいの担当者との事務組合は強認に手間がかかることはがいてす。 今度、主とる生計者の収入ではなじ帯承収入で特別給付の判断を行うよう対検討がされいるようですが、そうなった場合、現でのような一部事務組合では、確認や支給に要する業務がさらに増加することが予想されます。 手当額の見直しに合わせて、公務員の区分を撤廃し、全て住所地の自治体からの支給に一本化することで、無駄な業務を減らすことができると考えています。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				
982	令和3年8月6日	令和3年9月10日	行政文書の開示 請求手続方法の 統一	行政文書の開示請求方法を、 オンラインでできるよう統一す るべき。	開示請求の方法が、各省によってバラバラ。オンラインで一貫してできる とこもあれば、紙でしか申請できないところも、受付先が各省庁に分かれ ているのも使いづらい。 行政機関への関係言葉求なのだから、統一的に受け付けられるよう、シス テムを整備すべき。	個人	総務省	番号682の回答を参照してください。				
983	令和3年8月6日	令和3年9月10日	難所アセスメント シートと災害対策	災害対策基本法第90条の3に 基づく被災者合帳があるにも 関わらず、厚生労働省は避 競所でセスシート」という 名で、被災者の状況を収集す ることを進めております。 内閣府と厚生労働者の総割り を廃し、一本化を提案します。	現状、様々な災害対応に関するシステムが立ち上がっており、入力する 立場の人間(市区町村行政職員)の対応が追いついておりません。 各省も、都道府県も、直接握っている現場の情報は、僅かになります。 (管理している施設のみの把握) 一本化できれば、二度手間で対応していた市区町村職員の負担が減り、 その分、各省、都道府県も、災害対応に時間を要することができます。 特に、「避難所アセスメントシート」については、そもそも、法に配載されて いる「被災者台帳」との位置づけの違いについて、整理が示されていない こともあり、提案させていただきました。	個人	内閣府厚生労働省	市町村長は、災害発生時に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳(被災者台帳)を作成できることとされています。		検討を予定	災害対策基本法に規定されている被災者台帳と、厚生労働省が検討している被災者 セスメント調査票との連携については、災害時において防災部門及び医療・保健・福祉 関係部門が相互に情報を共有し、都道府県、市町村の災害対応職員が効率的に災害 対応を実施できるよう、内閣府(防災担当)と厚生労働省で検討いたします。	:

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の検討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要
984	令和3年8月6日	令和3年9月10日	独立行政法人、国立大学法人等及 立大学法人等为政 过去为独立的 进入等用的監查 基準の廃止	用の監査基準を廃止し、民間 企業と同様に企業会計審議会	独立行政法人は総務省と財務省の共管、国立大学法人等は文部科学省 の所管、地方独立行政法人は総務省の所管であり、それぞれ主務省が 独自に監査基準を定めています。 そして、企業会計審議金の監査基準が改正されると、少し遅れて独法監 意基準が改正され、さらに入れとりも少し選れて国大監査基準が改正され、さらにからり選れて地方独法の監査基準が改正される債例があります。 このため、これらとの機関以外の監査基準が改正された場合でも、その、 の存款公の機関の監査基準に反映されるでは、かなりのタイムラグが生しることがあります。例えば、最近は、監査報告書の記録内容で、最も重 変監査意思を最初に記載するという、記載側でに関する改正が行われましたが、その改正は、地方独立行政法人では未適用です。地方独立行政法人では大通のでは、というに数値のでは、というに数値のを対しているに、投入の金を基準が、まだに放正されていない、審議会的な会合を開催し、委員に開金を払り注が、事務局として公務員の多大な工数が投入しています。 これに、独法監査基準、国大監査基準、地対にいるためでき、かし、特有の容はほとします。 は、独法監査基準、国大監査基準、地対監査基準が、またい、特有の容はほとんどなく、各省が独自に監査基準を認める必要性は薄いです。企業会計審議会の監査基準と目か公区がもたい、特有の容はほとんどなく、各省が独自に監査基準を最める必要性は薄いです。企業会能 展開として委ねることにしても全く支障はありません。これは、発生を基準と同本公区があります。	個人	総務省 財務省 文部科学省	項、国立大学法人法(平成15年法律第12年)第35条及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条第1項により、会計監差人の監査を受けなければならない。とされています。網提案事項にある「監査基準」について、独立行政法人であれば、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(令和3年3月26日改訂)(独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等蓄議会財政制度分科会法制・公会計節会(組近))」国立大学法人等であれば「国立大学法人対する会計監長、の監査に係る報告書(今初31)国立大学法人会計基準等研究機能制度、対方独立行政法人で対する会計監査人の監査に依る報告書(今初4年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	第103号)第39条 第1項 国立大学法人法 (平成15年法律第 112号)第35条 地方独立行政法人 法(平成15年法律 第118号)第35条	「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」及が地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」及が地方独立行政法人に対する会計監査人の監査とは、企業会計の監査基準を参明としてつ。独立方面法人等の公共的性格を制策し、会計監査人の監査とおける経済性及び効率性等の視点、監査の実施過程において、まずの時か取取引等の労見に努める)等を考慮し策定されています。したからて、企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に原則として委ねることは適当ではなく、独立行政法人等の監査基準を維持すべきであると考えます。
985	令和3年8月6日	令和3年11月4日	陸運局からの除 籍謄本原本の返 却	た。他の手続きでも使用する ので、原本を返却してほしかっ たのですが、証拠書類として	保管しておく必要があるのであれば、原本でなく、コピーをとってコピーを 保管しておけばすむ話だと思います。遺族は除籍機本を他の金融機関と の手続きなどで使用するので再び原本を取り寄せるはめになってしまいます。 診連局で一度原本が提出されているのが確認できれば、保管するのはコ ピーで何ら問題ないと思います。なぜ保管するのが原本でないといけない のか理解できません。	個人	国土交通省	申請人が登録権利者の相続人等であるときには、自動車登録令(昭和26年政令第256 号)第188条3号の規定に基づき、申請書にその事実を証する戸籍の謄本等を返付して 提出しなければならないととされており、提出された戸籍の謄本等については返却せずに保管する取扱いとしてきました。 しかしながら、戸籍の謄本等は金融機関や登記所等での各種相続手続にも必要とさ れる書面であることから、利用者負担軽減のため、申請人が戸籍の謄本等の返却を希 望する場合には、原本を確認した上でその写した保管し、原本については返却すること とするよう令和3年3月31日付けで取扱いを見直しております。	自動車登録令(昭 和28年政令第256 対応 号)第18乘第2号	今回のご提案のほかにも、同様のご要望を頂いていたところであり、これを受け、制度の現状欄に記載のとおり、令和3年3月31日付けて取扱いを見直しており、現在は、希望により、戸籍の勝本等は返却することとしております。
986	令和3年8月6日	令和4年2月28日		現在警察署で実施している自 動車免許証の保持で更新 手続きを住民条件を 手続きを住民を にて実施する案。 にで実施する案。 一に実施する案。 一に実施する事項については、既に役場にで対応しており、このシス す免許証に関連する事項について対応可能のとなるが、人を 更新手続きにおいては、本籍 地の記載が必要となるが、人を 日の更新の際に最も窓して時 間がかかかたのは、紙鍼体の本 便整を料であった。これについ では、既存の地方自治体の本 は、経験をので、 「経験を力をから、 一に、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・でが、 ・では、 ・でが、 ・では、 ・でいまでいまが、 ・でいまでいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・がいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが、 ・でいまが	当提案により、免許更新手続きに関する現在の警察署交通係の人員圧 総が可能、また、警察署から任を受けて実施している交通安全協会の対 か人員も大幅に削減できる。この点、無駄に人件予を使かっている。 支払い、自動車の性能が向上し、さらには自動連転も近い得来、実現の 労がある状況に対して、現在の道路の違法での運用を含め、前時代的な がなら状況に対して、現在の道路の違法での運用を含め、前時代的な がなら状況に対して、現在の道路の上速度取り縁手りの際には、 人通りのない由金の4中ロメートル制限市道を対象に、10名超の管管 院の補助に回るべき。あるいは事件を見て、この一部でもコナ対放として所 院の補助に回るべき。あるいは事件後の対応に人手が足らないのな し、そちらに割りについているが、わが目を疑った。制限速度の 放定は、国文名を含め他名下間で行うのなら、それこそ内閣所主事で実 施すべき時期に来ている。この検挙による違反金の取り扱いについても、 記に全額成立れているのかで、成れは担当部署での使政党部から れているとしたら、その使途についての透明性についても当従家に関連し て、行政対象となりる。違法まがいの速度度の財務まりを認めら れているとしたら、その使途についての、通明性についても当従家に関連し て、行政対象となりる。違法まがいの速度を取り締まりを急。警察 庁の内部が対象にないていても、行政改革の現場で終格に取り締まるべき きたのよりに対していても、行政改革の視点で厳格に取り締まるべき ため、警察を	個人	警察庁	で実施されています。 【更新時講習時の身体検査】	道路交通法(昭和 初5年誌注律第105号) 第101条の3 道路交通法(昭和 初5年法律第105号) 道路交通法(昭和 初5年法律第105号) 第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規 增加的的。	[更新時講習] 警察庁では、現在優良運転者の更新時講習についてオンライン化に向けた取組を進 めています。
987	令和3年8月6日	令和3年9月10日	事務所廃止、全て	ています。福祉のなかで、市は 全て市がやるからワンストップ サービスも可能なのに町村 は、内容によって都道府県と	市役所は生活保護を市でやっているのに、町や村は都道府県の設置する福祉事務所が生活保護を担当するので、町村役場に相談しても「県に確認する」に主張保護は県の中まだから県の事務所に行ってださい」と言われて時間がかかるし役場からまたパスに乗って福祉事務所まで行か、いといけない。これは住民にとって不便でき、身近な役所は役場、福祉課があるのに福祉事務所だけ・都道府県の設置というのは二元行政、二章で対、実功率な行政執行でき、また、生活保護・町や村が福祉・務所を設置して実施してんれば、介護保険や役金の相談に行った時にその場ですくに対応してもらえると考えが生活保護が一部が高がいまい。役場にも福祉課があるのになぜ生活保護だけやらないのか、生活保護・日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりでは、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりには、日本のよりに	個人		社会福祉法第14条において、都道府県は、市及び福祉事務所を設ける町村の区域を 除く区域を所管区域とする福祉事務所(以下、都部事務所)という。)を、また、市(特別 を含む。)は、その区域を所管の域と等も無単事務所(以下、「市都事務所)という。) を、それぞれ設置しておいておいてとされております。 また、町村においても、その区域を所管の域でする福祉事務所(以下、「町村事務所」という。)を設置することができると規定されていることから、社会福祉法上、各町村の判断 により、その設置が可能となっております。	社会福祉法第14 条 対応不可	社会福祉法では、「市町村事務所」の所掌事務や体制等について、 ① 第14条において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及り知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさることされている。上で、上で、日本保護業務に携わる行事を事務をつかさることされている。との置とされている。土を援建業務に携わる行事を受けるいました。の企業とされている。土を提達者に大きないこと。 ② 第16条において、福祉事務所の所員の定数は条例で定めることされていること。などと規定されています。 一方規定もれています。 一方規定もれています。 一方設定し、適正な業務進行を確保することが関策が場合もあると考えられることから、これらの町村においては、都道府県が設置する「都郎事務所」により対応することとしているものです。 以上を踏まえると、全ての町村に対し、福祉事務所を設置するよう、統一的な対応を図ることは困難です。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
988	令和3年8月6日	令和3年9月10日	JLODIive事業と文 化庁の支援事業 の重複	コロナ福で普境に陥る文化芸 係団体やライブハウス等を支 特別体やライブハウス等を支 利2年度1次補正でJLODisve 事業を実施、火作庁は2次様 正で文化芸術町3本/文本信かは同様 正で文化芸術町3本/文本信かは同様 の事業が要望されている状況 にあるが、両事業末は目的が違 うものの、支援存 変者に一本化して執行主かが が効率的で、実が巨様存 液を集省の事業と重複するこ とを避けるような制度的仕組 かが必要的。	〇経済産業省と文化庁事業の重複排除 (効果) (効果) ・申請者(国民)の負担減(経済産業省と文化庁の2つの省に申請しなければならない状態を解消) ・予第の効率的執行。 ・予4年が一般を呼消・大と表補の体等にけ、経済産業省と文化庁の両方から支援を受けられることについて、納税者(国民)の理解を得られない。	個人	経済産業省 文部科学省	令和2年度3次補正予算では、経済産業常において「コンテンツグローバル需要割出促 連事業(以下、J-LODiwe2補助金という)を、文化庁において「ARTS for the future!(以下、AFFという)をそれぞれ計上し、執行しております。 これらの事業については、J-LODiwe2補助金が、新型コロナウイルスの原染拡大の影響を受け、プロモーションの機会を失った公演等に対して、ポストコロナを見据えた収益基盤の強化に質する取組として、公演の実施やその海外向けプロモーションを支援する事の自粛を余儀なくされまでは表所団体による、原染対策を十分に実施にた上での積極的な公演等を支援するものであり、両省は事業の建訂・目的が異なるものです。 制態念の申請者の御負担に関しては、両事本の執行に当たっては、両省が連携し、同じ公演等に対して、J-LODiwe2とAFFの双方から重複して支援を受けられないような仕組みを構築しているため、趣旨等が合致するいずれかの事業を選択した上で申請を行っていただことで、側懸念のような側負担は生しないものと考えております。	なし	事実誤認	いただいた 御窓見をふまえ、引き続き両省で連携しつつ、適切な事業の執行に努めてまいります。	
989	令和3年8月6日	令和3年9月10日	サルタント業務入	務を民間コンサルタント会社等 へ入札を経て業務委託契約を 締結し発注していますが、数 年前から本格調査の内容を決 める準備調査への応払と、そ 1の後に発注される本格調査へ の両方への応札が可能となっ ており、独占禁止、利益相反	2) これは、準備調査の中で本格調査の内容・仕様を決めるため、その情報をそのまま本格調査の提案書へ反映させることが可能となり、準備調査受注コンサルタントの本格調査入札での優位性が入札前から明確と	個人	外務省	「本格調査」「準備調査」がそれぞれ何を指すのかが明らかではありませんが、JICAが 行うコンサルタント等契約の公示においては、その業務の性質に拘わらず、当該業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者は競争への参加を 認めない旨を記載しており、利益相反を排除しています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
990	令和3年8月6日	令和5年4月14日	消防組織法第三 章の見直し	消防の広域化をより迅速的に 推進するため、市町村の責務 としている消防の事務を都道 府県の責務にする。	総務省が進める消防の広域化はなかなか進捗していない。 より強固に消防の広域化を進めるには市町村から都道府県に事務移管 し都道府県知事の責任し、都道府県内に1つの消防本部とする方が大規 模災害発生時や設急需要体制にも大きな影響を与えると考えれると同時 にコストの削減にもつながるのではないか。	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。				
991	令和3年8月6日	令和3年9月10日	納投等用紙の統 一		各自治体用、国税等用紙をそれぞれ統一して欲しい。確認に金融機関やコンビニの窓口担当者は手間電がかかります。例えば、同じ市でも税。水道、督使の業書・サイズも違うで株式が進います。国はご警官は県こと、非ペイジー様式で色々あり、サイズも違うでパラパラです。様式の統一が出来れば金融機関やコンビニでの手間戦コストが削減されます。	個人	財務省 総務客官 警告労働省	施泉所得代(自主物付分)については、納付する際、納付書に計算書を添付しなければ からない、(所得税は第90条) しされています。	【国税の様式について】 いて】 国税収納金整理資金事務取扱規則等 所得税法等 【各自治体の様式 について】 地方税法施行規則	式につい て】 対応不可 【各自治体 の様式につ いて】	【国税の様式について】 国税に関しては、源泉所得税(自主納付分)を除き、全税目共通の納付書を使用しています。 源泉所得税(自主納付分)については、計算書と納付書を兼ねた様式であり、納税専用様式ではないため、全税目共通の物付書を使用しておりません。 なお、関税(無別所得税合む。)の納付は、。「あは、より電子的(「うことが可能であり、電子手級を普及させることにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。  【各自治体の様式について】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の鼓一の検討を行っています。 また、地方段を連絡税システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	
992	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員給与 制度の改善	国家公務員の給与体系を見 園し、若年に適切な給与を支 払うべき。具体的には、昇格のには、昇格の ための必要在籍年幣制度を撤 便し、係美級の業務を行なっ ているにもかかわらず係員級 の給与とするこ等の実態業 務との乖離をやめるべき。	露が関の若手職員の離職がこれまで以上に加速しています。私は現役 の露が関職員ですが、いつ転職しようかずっと関分続けています。周囲も 同様です。その亜曲は、なにとり乗務量に対して適切な給与が支払われ ていないからです。名刺上、そして業務責任上も「係長」であるのに、給与 が係員裁ないは納者できません。ただ在籍を繋が長いだけで転佐を名乗 り、何も仕事せず定時まで椅子に座っている人が悟近い給与をもらってい でも良いのでしようか。こういった制度の歪みが、君手のモチベーションを 下げ、大重雑数や優秀な人材の酸が関離れを引き起こしていると思いま す。このような事態が続けば、適切な行政の銀行ができなくなり、ひいて は国民生活にも悪影響が出ると考えます。早急な対応を望みます。(さも なくば大量離職は今後も様くと思います)	個人		昇格における在級期間要件は、昇格できる能力があるかどうかを判断するに当たり、 昇格前の職務の銀において一定の能力をか、乗しその実証を行う観点から、各級ごと に一定の年数を終ることを必要とするものであり、この要件が満たされれば高ちに昇格 が認められるというものではありません。なお、一方、勤務成額が特に良好である者に あっては、昇格の要件となる在級期間を短縮することが可能となっています。人事評価 結果による要件とあわた、昇格要件を満たして着の中から速を昇格させるかについて は、勤務成額等を踏まえ各任命権者が総合的に判断することとなります。	人事院規則9-8 (初任終、昇格、昇 統・昇 統等の基準)第20 条第2項及び第4 項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

# P	所管省庁	回答	担实事项	担実の見けが中央	+B ⇔ т⊞ -h	提案	所管省庁の検討結果 所管省庁 リー・・ 備考				# <del>*</del>
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等 対応 分別		加布
993	令和3年8月6日	令和3年9月10日	(即応)予備自衛 官が自衛隊内で 受診した健康診断 結果の提供	(予備自衛官等)が訓練に際し て受診する自衛隊内健康診断 の結果を、本人の同意により 外部へ提供することを認める。 予備自衛官等を雇用する企業 には当人への法定健康診断 10実施義務を免除する。もし 企業の健診項目と角隙的項 目に差異がある場合、希望者	一部企業にとって自社従業員の予備自衛官等兼務を認めることは、自衛 隊での訓練中に従業員を就労させられないことで負担となりえる。 れたは別に、企業は労働安全衛生法により従業員への健康診断の実 施義務があるため、従業員一人当たり半日程度の工数ロスと実施に係る 医療費の負担が毎年発生している。 ・一部を指数でき、企業が予しませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	民間企業	<b> 子土力間目</b>	(12年 (27)種は参断失連の発展によい(7) 物数全衛はまでは、労働者に対して定期フは臨時に医師又は歯科医師による健康 診断を実施することを事業者に義務づけています。 たたり、事者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを会せしない 特合は、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受けるであることを希望しない 特合は、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受け、その健康診断の項目ことに、 その結果を否観した書面を事業者に提出することとなっており、この書面を提出した場 合には労働者は事業者が行う健康診断を受けなくており、この書面を提出した場 合には労働者は事業者が行う機能診断を受けなくており、この書面を提出した場 合には労働者は事業者が持足機能が必要がはなくており、この書面を提出した場	【防衛省職員の健康 康診断結果の外部への提供につい で】 防衛省職員の健康 管理 関する訓令 (防衛庁訓令第31 (企業での健康 膨 断実施の免除について) が働安全衛生法第 66条		
994	令和3年8月6日	令和5年5月17日	登記簿地番から住所を調べる		相続などで調べたい場合、何処で調べるのか分からず何度も色々別の役所に電話したり足を選ばなくてはならない、納税書も別の役所で有れば、 其処も一元管理出来ればコスト、許可取得等時短出来ると思う。	個人	法務省	土地及び建物は、不動産登記法第2条第17号で定義よれる地番によって特定され、住居表示に関する法律により定められたいわゆる住所(住居表示)とは異なります。 土地及び建物の証明書等を請求する者は、土地の所在及び他書等の物件の所在事項等を請求者を創まれる。 等を請求者計記能して請求する必要があり(不動産登記規則第193条等)、物件の特定 は、本末請求人において行うごきものですが、請求人においた場合特定が問題性場合は、ブルーマップ等の法務局の資料により調査可能な範囲で回答をしています。 住居表示に関する法律に基づき住居表示が実施された住所について、住居表示実施前の住所の名称については、市町村の住居表示担当部局であれば把握しているものと承知しています。	宋第17号 不動産登記規則第 193条 対応不 住居表示に関する 注急第2条	制度の現状欄に記載のとおり、法務局では、請求人の物件特定の支援として、ブルーマップ等により、住居表示から地番を特定するための副査を行い、回答しています。一方、住居表示は各市区町村において定めており、法務局では、地番から正確な住居表示を回答することが困難なため、市区町村の住居表示担当課を案内することとなります。	
995	令和3年8月6日	令和3年9月10日	株橋利用申請の 簡素化	東京で営業船を営む者です。 防日外国人もフルージングを 乗した方々が増えてきております。 しかし、枝橋の制度上、事前 (5~7日前)に予約をしないと 対第してからクルーズを検討 する為に取りに近い発生して しまいます。 天候が良ければ直前に予約したい方も少ななありませた。 それから申請の様式も管理業 者によりバラバラで、来だに ドAXのみよか受け付けない所 もめばまない。 今後の観光立国として舟運事 素の足物となっております。	観光客の満足度 利益の損失	民間企業		港湾における桟橋の利用申請については、港湾法に規定された港湾管理者(地方公共 団体等)が管理する桟橋に対して行う申請と、私企業が管理する桟橋に対して行う申請 があると思います。港湾管理者が管理する桟板の利用申請については、港湾管理者 業務として、港湾管理者が定める条例等に基づく申請となり、私企業が管理する桟橋の 利用申請については、私企業の活動として、企業が独自に定める基準やルールに基づく ものとなります。	第12条第1項第5号 第13条第1項	制度の現状欄に記載したとおり、港湾管理者が管理する桟橋の利用申請については、 港湾管理者が定める条例等に基づく申請方法等となっており、私企業の管理する桟橋 町については、私企業が独自に定める申請方法等となっていることから、これらの申請方 法等と国で開業化することは最終な状況です。本件については、対象となる施設(桟橋) の管理者様あてご要望いただきたくお願い申し上げます。	
996	令和3年8月6日	令和3年9月10日	罹災証明の申請 に係る押印廃止 について	会風や地震の罹災証明書を 市町村に申請する際に、申請 様式に押印欄がある市町村が 多いが、大災害時は印鑑を 変するケースもある。 窓田の押印で前をつるため、 のように関係している。 では申請できると、 のように開車に入手可能な認 では申請できるとなっている。 を記明する役割をなさないの では記明書の申請様式の押 間様なの押 間様にしてほしい。	を記のとおり。	個人	<b>+88 *</b>	罹災証明書の交付に係る申請事務については、法令等により押印を求めているもので はありません。 また、当該事務は自治事務であり、その事務内容は、通常の行政手続きと相違はないも のであると言えるため、押印の必要性については「地方公共団体における押印見直しマ ニュアル(府政経ン第631号令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知「地方 公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」)」に基づき、市町村により適 切に判断されているものと考えます。	なし その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
997	令和3年8月6日	令和3年9月10日	契約に係る事務	おり、ア昇音性・報音が必要とあるが、局によって事務処理専 領が異なっており、大学において事務処理要領の把握が困 難となっている。また、様式に	また、確認書においても機関代表者以外の公印も不要な局と必要な局 (科学技術・学術政策局、研究開発局、研究振興局)があり、大学における公印廃止の動きに支障が生じている(知的)産管理者の印を求められている、旅程等としている、本等が、	個人	文部科学省	文部科学省では、現在、委託契約の事務手続きに必要となる標準的な考え方やプロセスを定めており、各部局ではそれを基に、それぞれの事業の性質や目的等に応じて条件等を登り込みだ事務処理要領等を変定しています。 公印省略への対応につきましては、法令上押印が必要とされているものを除き廃止するという政府全体での方針に対応し、文部科学省内のすべての委託契約の事務処理手続きにおいて、現在、契約表の押印以外の押印は求めない取扱いとしており、確認書等への押印も求めておりません。	委託事業の手引き 対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の	検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
998	令和3年8月6日	令和3年9月10日		将来省庁の再編成があるなら「子ども家庭」の専門省庁の創設をお願います。 日本の疑問が可敬のしわ寄せ は子どもとをの家庭に来ていて、児童康治・グともの事態によった。 児童相談は厚労ないていまなう。 児童相談は厚労者によろり、少すだな、 児童相談は厚労者に法務省、別巻く 問題をフルブルシームし難 選択をする回ば、手どもをかり巻く です。 若い世代が子どもを持たないなく 復選択をする回ば、事だもをなり巻く は当繁をでは、子どもを持たないなく 様態に解んでいるのでると思います。 また子どもを表しいます。 また子どもを表しても同様にないます。 また子どもを表しても同様にないます。 また子どもを持たないなく 様態に終んでいるのでると思います。 また子どもをきまちて、その受情で とまった。 また子どもを持たないなが、 また子どもをきまって、 また子どもを持たないなく 様態に解んでいるのでると思います。 また子どもをきまって、 また子どもを持たないなが、 また子どもをきまって、 なり間で、 また子どもを持たないなり間で、 また子どもをき得ない子どもた もなくまないます。 また子どもを持たないないます。 また子どもを持たないないます。 また子どもを持たないないます。 また子どもまたり、 また子ともまたり、 また男とは、 また男とは、 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないないからないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないます。 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 また男とないまたり、 またり、 また男とないまたり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 またり、 ま	子どもの幸福度が上がることは、日本で子どもを度み育てる希望になると考えます。 生細なことでシングル家庭になり貴国に陥るかもしれない 社会が全て自己 度任とされるのでは子ともを持つことはリスクとなり少子化を解文で自ないと思います。 子との専門省庁を作ることは国の覚悟をわかりやすく示すことができると思います。	個人	内閣官房 厚生労働省 文 内閣府	番号321の回答を参照してください。				
999	令和3年8月6日	令和3年11月4日	コロナ下での公共 交通維持のため、 地方公宮を乗の乗の 鉄道・バス両事集や すいよう規制緩和 すべき	検型のは日本性によりな自体性によりない。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このとのできる。 を設けると、このでは、この性の、できる。 は、この性の、できる。 は、この性の、できる。 は、この性の、できる。 は、この性の、できる。 は、この性の、できる。 は、この性のは、この性のはない。 は、この性のはない。 は、この性のはない。 は、この性のはない。 コーナーでも鉄道事業とに、不事業が補完して公共交通を維 特できる。たり、数単素を担け、この性の、 では、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、できない。 は、この性の、この性の、この性の、この性の、この性の、この性の、この性の、この性	鉄道、特に地下鉄は建設費負担が重いが、国が企業債や資金手当制度を充実させたことなどもあり、乗客を大量に高速輸送できる特性から経営が改善する傾向にある。 バス事業は、勢道ほど大量輸送はできず、人件費、経費が割高であり、自実用車と聴きすることから、経営は一般的に厳しい、しかし住民の移動手段を確保するため、赤平でも維持する必要性の高いサービスである。ここで新幹線と在来線の関係を考えると、在来線は末字区間が多いが、新幹線へ乗客を選ぶ機能があり、JR東海は新幹線へ入を置き換えれば、バスは地下除へ乗客を選ぶ機能があり、JR東海は新幹線へ入を置き換えれば、バスは地下除へ乗客を選ぶ機能がある。まま、後の大田できる。実際、ある自治体では、バスが地下鉄に乗を差温が存在として考えることができる。実際、ある自治体では、バスが地下鉄に乗を差温が存在として分えることができる。実際、ある自治体では、バスが地下鉄に乗を差に強く対して、鉄道事業からバス事業へ年間設・世界中で最終り入れている。しかし会計の独立性を保つ規念がよる。また、大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	個人	総務省 国土交通省	4)。 【風土交通名】 鉄道事業者は鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)の定めるところにより、そ の会計を整理しなければなりませんが、経営影態が他と著しく異なる等特別の理由が ネッニをは即に守める英語が小学なり、地方が必念事業については、新学の発理ができ	【総務省】 地方公當企業法 17条、地方公當企 美法施行令第8条 の4 【国土交通省】 試過事業会計規則 第2条	能 一部、事実 誤認(道路	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1000	令和3年8月6日	令和3年9月10日	総務省の政策評価と内閣官房行政事業とピューの一体的推進について	総務省行政評価局が推進している。 いる。原理連結・多様の地 進している。行政を事務が 進している。行政を事務が 進している。行政を事故 第一次を有力を 第一次を有力を が、後有はの最小単位 ある。事業に対象が、評価書な びレビューシートに基づき、 野の大学の大学の主義を がした。 第一次を を を を を を を を を を を の を の を の の の の の の の の の の の の の	【複楽理由】 政策評価と行政事業レビューは、実施根拠が前者は法律であり、後者 は開議決定である点、評価対象が前者は政策であり、後者は個々の事業 である点など、和違点はあるもいえる。 投稿をしたいる。 総務金の政策評価ボータルサイトでは、関連するレビューシートを同時 に参照できるよりに工夫されているが、さらなる報剤りの打破を進めるため、政政評価書と行政事業レビューンートを同時 に参照できるよりに工夫されているが、さらなる報剤りの打破を進めるため、政政評価書と行政事業レビューシートの競合や実施部局、総務省行 の要評価書と行政事業レビューシートの統合や実施部局、総務省行 に参照である人が開管房行政な事権進本部事務局、の就廃合を進めるべ 管理される経済的または社会的効果】 (1)行政政事権進本部が実施する取組に対しても行政改革の対象とする ことにより、要性なき取組であることを示すことができる。 (2)各併者における評価番等の作成に要する作業時間削減につなが る) (2)日本の事務に対しる評価等の作成に要する作業時間削減につなが る) (3)行政評価局及び行事事務局の結合が実現した場合、その分の人的 リースを他の業務(デジタル化等さらな合行政な革の推進等)に振り分 けることが可能となる。 足元の改革を進めることにより、政府が行政改革に気気であることを示す ことができると思いますので、是非、前向きな御検討をいただきますよう、 よろくお願いいたします。	個人	総務省 内閣官房	番号805の回答を参照してください。				

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	<b>食討結果</b>	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	一備考
1001	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国税庁・税務署での電子メールの使用許可	国税庁・税務署から一般企業 への連絡手段として、電話・ FAX以外に電子メールも認め てほしい。	一般企業の経理部門で働く者です。財務省管轄の問題かもしれませんが、こちらに投稿した方が変えていただけると思い、投稿させていただきませ程理担当として税金の申告書を毎年提出していますが、税務署側でその申告書の内容に関して確認し、不明点あれば問い合わせの電話が実まで、先日その電話を受けたのですが、多数あるとのことだったので、「メールアレス教えるので、そこに送ってもらえますか?」とお伝えしたところ、「電子メールはできない決まり」になっている。認められてあのはFAXと電話のよりといる教えるので、そこに送ってもいる。総約られてあのはFAXと電話のよりに、電話で対めたしたのの、結局電圧で20分目的(今わせ内容をメモし続けることになりました。その後の回答を記述でしました。そもそも電話に出れず、お互しかけ直してもかなが捕まらず、その手間も無駄でしたし、電話で長々と伝えられるのは非常に非効率です。また履歴を残す意味で電子メールにすべきと思います。	個人	財務省	番号315の回答を参照してください。			
1002	令和3年8月6日	令和3年12月2日	デジタル犯罪担当	されている警察署の中で、デジタル犯罪の担当部署が存在しています。 インターネットで発生するデジタル犯罪の担当組織を県や所轄警察署から分離・独立させて統合し、全国一律で告訴を	しかし、デジタル犯罪は、地域単位で発生するわけではなく、地域単位で 犯罪を提作するには限累があります。 何久は、今年多泉した、自治体や大学に対する爆破予告事件です。 習緊結機が都道将県単位、さらに所籍警察署単位で操作しているが故 に、他の都道所限で発生している場強予告事件のデータを取り寄せ共有 デジタル犯罪の捜査では、データが重要です。 全国の各自治体をターゲットに攻撃や脅迫が行われているのであれば、 それらのアクセスログテータや書き込みの文章を収集することで、より確 度が高い分析が可能になりますが、所轄警察署単位だと、データは1つか 2つだけになってしまい、データとしては使い物になりません。 他の都道屏架で発生した。同一知もしくは似たようなデジタル犯罪につい で追跡するにしても、広境犯罪の指定を受けられなければ、架や所籍を 誘いた連携したは、登上が、データとしてはたり、といるで、メータに には、今後ますまず増大するであるデジタル犯罪の担合に デジタル犯罪について、全国を対象とした独立部署を設ければ、広域、 罪あり指定をラリオシも、ます。 デジタル犯罪について、全国を対象とした独立部署を設ければ、広域、 事が可能となり、各Tペンダーとの窓口が統一化されることで、「企業や 事が可能となり、各Tペンダーとの窓口が統一化されることで、「企業 ・ 事が可能となり、各Tペンダーとの窓口が統一化されることで、「企業 ・ デジタル起奔へたシアトとからこそ、デジタル犯罪の取り締まりの強化・ 効率化が急務と考えます。	株式会社 Spelldata	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和28年法律第180号)により規定されているところですが、同法は株下的性格を有する全ての警察事務を都道解集の自治事務とし、都道解集の自治体警察とする一方で、國家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することがも前後を作りました。 これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつもの、個々の事務ごとに明確に区別することが固維であることを論まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法	現行制度 下で対応可と考えられるところ、サイバー犯罪への対応については、デジタル社会の進展等社会情能  が変化を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。	済
1003	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公文書の文字表	・数字が二桁以上のときは半 角数字・ 物字が一桁の時は全角数字・段落始めのスペース数、全 角半角指字・ ・段落始めのスペース数、全 角半角指字・ 等のルールを廃止して下さい、 、一定の単語を漢字・平位を名 とちらにするか、送り仮名を とうするかを規定するのも辞 遠っていなければ許容される 新人は本来の仕事を覚えなます。 「に無駄なルールで見ない。 でに無駄ないとする。 ・変列のと思えるを指摘する。 ・でに無駄ないとなるます。 が、ビュールールで見ないます。 ・変列のと思えるを指摘する。 一部管理機は無駄なが低にしまった。 また数字に全角を混ぜるの は、工数かかるわりにつ切り、 少かがあります。 全と、との切りになっています。 また数字に全角を混ぜるの は、工数かかるわりにつ切り、 全と半角でしいです。	・行政事務のムダ削減 ・ト切にとり、勝くルのエモくようでは、日 を取せ、ディの中ト	個人	文部科学省内閣官房	また、漢字や送り仮名の使用については、「公用文における漢字使用等について」(平成 22年内閣訓令)によって、定められています。 これは、同一の語の表記が異なると、意味が違うために使い分けられている等と捉えら れるおそれがあり、そうしたことを防ぐために統一を図っているものであり、公用文として	領」(昭和27年内閣 官房長官依命通 知)、「公用文にお ける漢字使用等に	制度の現状欄に記載のとおり、国の府省庁等においては、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするともに、執務効率の増進を図るために、文書作成についてのルールが定められています。一方、これらは、地方公共団体における文書作成について重接及ぶものではありません。 事実誤認 等実はのはないが、文書かて用た。「発明を守して角をで取りまとめられた「新しい「公用文作成の要領」に向けて「(報告)では、「算用数字」を角を用いるかに与いて、一杯の場合には全角数字を用いている。「大田のはないが、文書かて用法を基づする。例えばこの報告では、原則として一杯の場合には全角数字を用い、一杯以上の場合には牛角数字を用いている。また上を般的に、データや金額等の数値を示す場合には半角数字を用いる。」としています。ただし、これらも、国の府省庁等が作成する公用文に関するものであり、各地方公共団体に直接及ぶものではありません。	C D 寺
1004	令和3年8月6日	令和3年9月10日	各省庁がおこなう 調査について	企業活動基本調査 経済構造実態調査 生産動態統計調査 受予を実達関構造を の○調査と呼ばれる 就計法でおこなわれる調査が 非常に多い、内容も重複して いたり 何のために行われているのか わからない	中小企業では これらを処理するために殺理士にお願いし 動態を支払わなければできない場合が多い また、秘理士ができない協囲の場合は 時間をかけて・つ一の処理するしかない また、調査対象期間と会計期間と違うこともあり 処理に時間がかかることが多い、 大企業では専門の人間を置けばいいと思うが 中小企業ではそれもできない 遅れに基づきを割引されますよと言われる始末 これらを検討者の負担にするのはいかななものでしょうか 毎年稅務申告等をしているので内容はわかると思いますし も必要な調整なら投税額度なら投税額では も必要なが最なら投税額では まればいいのではないでしょうか	個人	総務省財務省	【財務省】 秘務調査は、国税適則法第74条の2第1項において、所得税、法人税、地方法人税又 は消費税に関する調査について必要があるときは、当該各号に定める者に質問し、その 者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる旨、 規定されています。 【総務省】 統計調査を行うには統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、各府 者の統計調査の承認審查事務を行うに当たっては、報告者の負担軽減等に留意して対 応しております。 統計調査ととに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調 査事項を調査とている統計調査を完全に排除するとは困難ですが、統計法の規定に 報告報を調査している統計調査を完全に排除するとは困難ですが、統計法の規定に 型点から審査を行っています。 また。令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査を企 また。令和2年6月に関議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画 に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に解査・検討し、調査事項の総滅や 代替を図ることとされており、これも根点として審査を行っています。	【財務省】 国报通則法第74条 の2、74条の9 【総務省】 統計法	[財務省] 投務調査は、制度の現状欄に記載のとおり、各税目に関する調査について必要がある 対応不可 ありません。 に終務省 現代制度 実施することは困難でありますことをご理解いただきますようお願いいたします。 (総務者) 能 (総務者) 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案		所管省庁	検討結果	Ŗ	
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令	対応の分類		備考
1005	令和3年8月6日	令和3年9月10日		毎月末に出勤簿に出勤日数 の数だけ押印する必要があ る。	現在、河野大臣が主導して、国内のあらゆる手続きに対し、押印廃止の 動きを進めているところ。 形式的な押印作素をなくすのは素晴らしいことであるが、まだまだ国の行 政機関内において、押印作業が残っている。 その一つが出動簿の押印である。 国の行政機関内をしっかり改革しなければ、世間に対して示しが付かな いのではないか。	個人	人事院内閣官房	番号304の回答を参照してください。			
1006	令和3年8月6日	令和3年9月10日	せるためにも、旧 土地台帳に関す る資料を法務局 へ移管すべき(縦 割り問題)	旧土地台帳と附属地向は有用 抗特数である。これらの資料 は、現在の豊都記録の元に なったとされてはいるものの、 法務局でその情報はほとんど せ地調査に必要な資料とする たか、自治体に、現金であれている ことが多いである。 国本の登上を持備と配きまである。 国本の登上を表情といる。 は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと は、長期にかたってなかなかと	現在、法務局で閉鎖公園などを調べると、旧土地台無解風陸園の内容は 形態できないことが多い、登記記録は、登記法が明治19年に指行されて いるためか、明治期の情報はある。しかし、旧土地台機の情報は次落していることが多い、現在の不動産登記制度の開始はある。を 法務局への引継ぎが十分なされていないともいえる。 現在、日土地合帳や附属地図は自治体の公文書館などに保管されている。少なども登記官は土地の過去の経緯の相談に来た者にその存在を 案内したほうがいい。 旧土地台帳附属地図によって、土地境界の問題が解決することは、現代 においてもしばしば有る。旧土地台帳に関する資料の価値を活かすた め、前述の内容を提案する。 提案が実現した場合、地容が最初を指数であると考える。コンピュータのによる情報処理が明待できることから、地籍調査に 地学が北海がするものと思われ、その際、必要になるに違いない旧土地台 帳と附属地図の情報を、早いうちに整理しておいたほうがいいと考える。 旧土地台帳の配録は電子化されていばい場合が多いが、電子化も進め	個人	法務省国土交通省	土地台帳及びその附属地図(図面)(以下「土地台帳等」という。)については、昭和25年の地方稅法の成立と土地台帳法の改正により、老部所において登記事務のほかに台帳金登集事務を執り行うとともれたととには、総書を含まれています。その後、昭和35年に台帳制度を登記制度に統合一元化するための不動産登記法の改正が行われるとともに、以後10か年の計画で一元化作業が進められ、同作業が完した登配所から間に土地台帳法の適用が廃止されました。なお、この一元化作業が写了上、後も、登記所では土地台帳等を保管しており、請求を受けて公開しているところです。また、地管職者については、その迅速かつ効率的な実施を図るため、法務局・地方法務局においても地方少よ団体等の地情観を実施主体との連携を進めているところであり、その中では、土地台帳等含さき登記所保管資料の提供等による資料収集への協力や、これら資料に基づく必要な助言等を行っています。	対応	引き続き土地台帳及びその附属地図(図面)の公開に係る事務について、適切に執行っていくともに、地籍調査に関しては、土地台帳等を含む参起所保管資料の提供による資料収集への協力など、法務局・地方法務局と地籍調査実施主体との連携を追かて参ります。	等
1007	令和3年8月6日	令和3年9月10日	けを見直し、登記 事務の外注化等 を進め、地籍調査 が進捗するように	関とされている。急犯を務任されている。急犯を務任される。 本を理由に外注できないとされる。 参記官の位置付けを見直し、 登記司立立とで、業務の一と 動別外注化などを導入するととして、業務重を変あったとで、 さら、実務を処理するとして、 さら、関係を処理するとして、 さら、関係を必要がある。 でしたのでは、関土交通金事務と処理する。 で、法規をのを発記官ませい的 に、説明相なことが、 に、説明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記明相なことが、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、記述、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	不動産登記法には、登記簿の附属書籍の写しの交付や閲覧の制度がある。しかし、申請通りには認められないことがしばしばある。また、ある土地に設定されていい第三者の権利が、分響により消滅することがある。当該享当者の申請による金配回復法7条と誘導する。権利、議議等理由とした登記官の職権による登起更圧(法6条)を表して、こうたことは、多記官が毎任制であることと関連付けて話題になる。登記事務について法務局組織として責任をとるように改めたほうがよいと考える。また、登記事務について法務局組織として責任をとるように改めたほうがよいと考金が減り、より高度の問題れば進捗が見込める。他書調査は、法律専門家である登記言が生めい間かれば進捗が見込める。というには登記事務は、日本の手機を担当ませたの事態となれている。法律を関係というには登記事務の手続きを当該登記官が行ったわけてはなな法務の手続きを当該登記官が行ったわけてはなな法務のである。当該登記事務の手続きを当該登記官が行ったわけてはなな法務のである。とは、全国へ小での情報共有が選み、全国的な判断基準が形成されているように思うを配置の位置付けの見直しが必要である。	個人	法務省。国土交通省	不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)第9条により、登記所における事務は登記官が取り扱うこととされています。 しかし、登記事項証明書の文付に関する素剤については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第5号)第32条の20規定により、官民競争、必共サービスの 入札又は民間競争入札の対象とすることができるとされており、実際に、平成20年4月からは同業務を民間に委託しています。	る 事実誤話	登記事項証明書の交付に関する事務の外注に係る提案については、制度の概要欄記載のとおりです。 また、法策9条の規定は、登記事務について、登記官が自己の名において独立完結に全記事務を処理する権限を有することを明らかにしたものですが、これは、登記は事件との個別性が強く、対象となる法的分野も多岐にわたるので、定型的な判断によることができず、登記官が本免分の正当性は、当該事件を担当した登記官の専門的な知識接軽と法的素要に依拠しており、その登む官の判断を尊重するとともに、その責任の所在を明確にしておく必要があることは、登記事が必要であるととは、は、御計構の、登記事務の外法と化と登記官が地籍調査に主体的に取り組むことと関連性がなく、性質の異なるの問題ですが、始報調査を関しては、引き続き、法務局・地、法務局と地籍調査実施主体との連携を進めてまいります。	動事るな任
1008	令和3年8月6日	令和3年9月10日	政府統計データの CSV形式での生 データの公開	統計調査の生データをCSV データで公開する	政府が実施するアンケート調査(例えば訪日外国人消費動向調査 b) 観光庁)は、ご(簡単なクロス集計済みのデータしか公開されておらず、指標間の相関などの分析が不能であり、大変秘るし、非常な機会損失を生かでいる。 分応コストは、そもそも統計調査を行う際に取得している生データを公開すれば済む話なので、ゼロ中で実現可能、あるとすれば、個人情報が含まれる場合のマスキング作業。効果として、多様な研究者や企業により、アンケート調査が利活用され、国民生活にプラスに寄与する。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(生データ)には、個人又は法人その他の 団体の秘密に関するものが含まれていることが少なくありません。 正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含かて真実の内容を収集する必要が あることから、統計法は、統計調査に従事する者等に守秘養務を課し、統計制度に対す る国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計され た上で提供されることとなります。	対応不可	制度の現状機に記載のとおり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提される必要があり、生データの公開は困難です。 なる必要があり、生データの公開は困難です。 なお、統計の作成又は統計的研究として、相当の公益性を有するものを行う場合には 情報候差の資体の適用を受けた上で、調査票情報の提供を受けることができる場合が ありますので、御参考までに申し添えます。	t,
1009	令和3年8月6日	令和3年9月10日	統計データのe- Stadへの即時反 映	政府が統計を行った場合e- Stadへ即時反映させる。	例えば、国文名航空旅客動能調査 (https://mlt.go.ja/koku/koku, k6.00001 html)は、農新では令和元年までPDFが国安地のウェブで総開きれていますが、e~Stadでの最新は平成29年が最新であり、大幅に公開が遅延している。 建塩なさように、機械処理可能な統計データを、統計完了後即時公開してほしい。 対応コストは、そもそも統計処理用のデータが作成されているはずなのでゼロ円。効果は、民間および政府におけるデータの利活用推進が望まれる。	個人	総務省	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日間議決定)において、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械制設可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データペースによるデータ提供を計画的に実施するとされています。 総務省は、各府省における機能データ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行う等、統計利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。	現行制度下で対応能	度 3可 制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
1010	令和3年8月6日	令和3年9月10日	内閣情報調査室 と公安調査庁の 新廃合、公安調査庁の 新廃合、公安調査 所の地方組織の 廃止	規制(オウム真理教の観察処分)を担う機能だけを残し、他 の機能(情報貢献を担う部署)	内閣情報調査室は内閣法12条に基づいて情報収集を行い、公安調査庁は破壊活動防止法27条に基づいて情報収集を行っているが、似たような情報の収集を行っているから、記思えるから、情報質素機能は結廃会すると、影視能の人件費削減が見込める。また、周萄機の発験や知識を持ち寄って、一つの組織として情報収集を行うことで、情報収集がより効率的になると考えられる。 デジタル社会や交通が発達した昨今、わざわざ地方組織を恒常的に設置するのではなく、インターネット上で情報収集により、必要な時に出張したりすれば、地方組織はなくても情報収集ができるはず。	民間団体	法務省内閣官房	の、公女副宣介は、地方又方印向として公女副宣向を設置し、収壊的団体の規制に関する調本等も公賞され、必要には「油めんに調本と実体できる体制と数様」でいます	無差別大量殺人行 為を行った団体の 規制に関する法律 公安調査庁設置法	对心不明	制度の現状欄に記載のとおりです。
1011	令和3年8月6日	令和3年9月10日	手錠・捕縄使用様 定制度の廃止	法務省において、手錠捕縄を 使用する際の技術についての 検定制度を廃止が望ましい。	近年、護送中の逃走事家が増えてきたために、この検定制度ができたが、そもそもの問題は手錠捕縄使用の技術の低下ではなく、手錠は捕縄の仕組みが領権であることにある。 手錠と捕縛をもっとシンプルな構造に変え、誰でもスムーズに使用できるようにすることが必要である。 現状の手段、捕縄の使用力法は煩雑すぎて、覚える方も検定で点検する方も大変である。また、検定で合格したから次の検定まで忘れていてよいといった本来転倒な状況によっている。大切なのは定期的に用法を訓練することである。 そこで、新にピンプルで頑丈で誰にでも使いやすい手錠と捕縄を導入し、毎月訓練するようにするべきである。 は、毎月訓練するようにするべきである。 域にないことには一般である。 がよりしている。問題は手錠捕縄が頻伸な仕組みになっていること。これを解測しないことには今後も逃走事案は減らない。	個人	法務省	手錠及び捕縄は、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」別表第1でその種類、構造及び材質が定められ、「刑務官の職務執行に関する副令1第31条では、護送時における第一種手錠及び第一種排織の使用方法が定められています。「長途 捕縄使用検定制度について(通知)」では、強正職員の第一種手錠及び第一種捕縄の使用的上及び普及の徹底を図ること目的とする検定制度を定め、その検定頻度は3年に1回以上行うものとしています。同検定制度は、甲成27年から実施され、全副制御が「手能・捕縄伊用機定制度に係る訓練要領について(通知)」で定められ、全国の第正施設において運用されています。配送時間と関連等の第一種無限の連結方法のほか、手錠の緊促調節など、透走防止の観点から重要となるポイントは、手髪・捕縄使用削減を構成の世級も負体はシンブルですが、第一種手錠及び第一種捕縄の連結方法のほか、手錠の緊促調節など、透走防止の観点から重要となるポイントは、手髪・捕縄使用削減を構成の世級も使なシンブルですが、第一種手銭の返れていまり、手錠の緊促調節など、透走防止の観点から重要となるポイントは、手髪・捕縄使用削減を構んで学ぶ必要があり、その訓練の成果を検定する同検定制度を廃止すべき理由はありません。	刑害者的人。 一种的人。 一种的人。 一种的人。 一种的人。 一种的人。 一种的人。 一种的人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一种人。 一一人。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一。 一一一 一一	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
1012	令和3年8月6日	令和3年9月10日	頭正護身術術技 検定制度の廃止	矯正施設で行っている矯正護 身術術技検定制度を廃止した 方が良い。代わりに制圧動作 の訓練を毎月行った方が良 い。	場正では、矯正腰身術術技検定制度を行っており、初級・中級・上級の 検定を3年に一回行っている。しかし、実際の現場でこの独正腫身術を使 方と上はほとんどな、新田時には受引者の画館を抱えたり、全身を抱え て運んだり、床に押ええつけることが多い、ほとんと使うことのない事に時 能と労力を務(のは無駄である。また、張正隆身係の上級を持っているか ら大丈夫という誤解をしている職員まで存在し、実際に受刑者が暴れた 時に全、能力にならなくで思る。 実際に使うことの多い制圧時の動件を訓練して金職員に徹底すべきで あり、矯正護身術術技検定制度などというまやかしは廃止するべきであ る。	個人	法務省	運用に Juk (地面) では、 地上等級 になり、 は、 は、 は	編定設好例例及保 定規則(昭和63. 10.31矯保訓21 41号法務大臣訓 令) 矯正護身術術技検 定規則の運用につ	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
1013	令和3年8月6日	令和3年9月10日	研究授業の廃止 (壊正施設)	矯正施設で行っている研究授 楽という行事を廃止した方が 良い。	場正の業界では、研究授業と言って、各議正施設で行っている改善指導や体育指導、学習指導等を他の施設に見せるということを行っている 見せること自体は決して悪いことではないと思う。問題なのは、良く見せ るために、普段は行っていないような指導や授業者急遽作って、さも今ま でやってきましたと披露することが当たり前になっていることである。 れは欺瞞以外の何物でもない。 見学自体はいつでも受け入れているのだから、研究授業などというもの は不要である。研究授業の準備のために、職員の負担を増やし、受刑者 の指導の日程で変更し、もはや何のために普段の指導を行っているの が見失っているのではないだろうか。	個人	法務省	刑事施設においては、各類正管区からの通達等に基づき、改善指導等の内容の充 実、職員の指導力向上及び関係諸機関の境正指導に対する社会的理解の促進を図る こと等を目的として、上記指導場面を他施設職員及び関係諸機関職員等に公開した。 意見を聴取、検討を行う機会(以後、「研究提集」という。2を中 回程度設けています。研 究提業を行うに当たり、各施設は事前に実施計画(指導テーマ等)、事後に実施結果製 らおおたお実施日からか月以内)を所管管の宛でに提出し、その他には研究授業 日の配布資料(指導案や参考資料等)を作成することとされています。各場正管区にお び、研究授業のテーマの設定及び実施方法等についての詳細までは指定しておら ず、施設の裁量により研究授業の企画・立案・実施が可能であり、各施設の実情に応じた 定面所が定されています。 少年院においては、施工局からの通知に基づき、矯正教育の内容の充実、職員の ず、前決の裁量により研究授業の企画・立案・実施が可能であり、各施設の実情に応じ た理用的なされています。 少年院においては、施工局が協定教育に対する社会的理解の促進を図ること等を目的と して、研究授業を年1回程度設けています。研究授業のテーマについては、施設の希望 を聞いたとで、施工局及び経済を区が指定する場合がありますが、研究提案の企画 立案・実施については、刑事施設同様、施設の裁量で、各施設の実情に応じた運用がな されています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりですが、令和3年度中に、今回の提案者の問題意識を各 矯正管区と共有します。

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の核	討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
1014	令和3年8月6日	令和3年11月4日		保管場所の確保に関する法律(いわゆる車庫法)のように、 当該物件の保管場所が確保されていることを確認する制度、 り以上の制度を設けていただきたい。 以上の制度を設けていただきたい。 長体的には、漁船法の改正等 による保管場所の必須義務規定の新設、船舶所有(売買・譲 源)の前導力、て保管場所	私は、漁港、港湾を始め、河川、海岸、砂防指定地等の管理業務(違反行為の排除など)を、管理部門(事務系)でほぼ一人で担当した経験を有する元 都道府県職員(行政職)です。とりわけ港の管理は極めて厄介で、その最たるものは不法係留船舶対策でした。 (金融 ) を設定した。 (金融 ) を記念 ) を記念 (金融	個人	国土交通省	保管場所の確保の義務化については、十分な保管場所がなければ実効性を担保することは出来ません。現状では、保管場所が十分に整備されているとは言えず、そのような、状況で全国一律に保管場所の確保を義務づけることは、所有者等の混乱を招くこととなります。 そのため、国土交通省及び水産庁は、港湾、河川・漁港の三水域の水域管理者やフレジャーボートの利用者等が連携して取り組むべき施策をとりませたがた「フレジャーボートの利用者等が連携して収り組むべき施策をとりまとめた「フレジャーボートを第二と、水域管理者等とともに係留・保管能力の向上等の放置艇対策に取り組んできたところです。 また、不法保留船対策として、三水域の水域管理者が法令などを根拠として、放置等の禁止区域の指定や特可水域の設定、放置艇の搬去・処分などの措置を譲じることができることとなっています。 また、江本活の指別を供写が大流に保留船が第一の一部となるよう、平成り年より、地方自治体がらるに大きな、海船法では、保証の一部では、地方自治体が大法保留船と判断したフレジャーボート等の小型船舶について、地方自治体がら開発により、地方自治体がら、の服会により、登録されている心を影响的で着者の情報を提供しているところです。なお、漁船法では、船舶を漁船として使用する場合には漁船登録を義務づけており、いわから途流船であっても漁業に従事する場合は漁船登録を義務づけており、いわから途流船であっても漁業に従事する場合は漁船登録を義務づけており、いわから途流船であっても漁業に従事する場合は漁船登録を義務づけており、いちからか当かい、企業の日間が大流船が漁船が海路が海路が漁船が高路を開発しているとしています。	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載の取り組みにより、平成30年度のプレジャーボート全国実態調査 結果において、放置艇は、前回(平成26年度)の実態調査と比べ約1.7万隻(約20%) 減少しており、一定の効果が認められているところです。しかしながら、依然として三水 域全体で約7万隻の放置艇が存在しており、対策の更なる性が必要です。 このためには、港湾、河川、漁港などのか域管理者等が講じる対策の実効性をより高か ている要求があることか。国生光省各及び水産管理者等が講じる対策の実効性をより高か 対策を適宜組み合うせて、実が他の高い設置艇対策に即り組みでいるところです。 引き続き、水域管理者等の間で連携を図りながら放置艇対策に取り組みでいるところです。 引き続き、水域管理者等の間で連携を図りながら放置艇対策に取り組みでいるところです。 引き続き、水域管理者等の間で連携を図りながら放置艇対策、の更なる推進に取り組ん で参ります。 なお、このような対策に取り組み、今後、保管場所が一分に整備される状況になれば、 について後がすることが可能となると考えております。 制度化が図られる配限には、自 助車においては、登録の際にいかゆる車庫証明を確認することで保管場所確保の実効 性を高めておりますので、プレジャーボート等の小型船舶についても、車庫証明に相当 する書類を整数の際に確認するととにより、保管場所確保の実効性を高めることについて も検討して参りたいと考えております。	
1015	令和3年8月6日	令和3年9月10日	出動簿、休暇簿及 び代休管理簿の 電子化		紙媒体及び押印を廃止し、電子化する利点 ・労力の削減(休職取得について、上司の承認を受けるために、文書を携 行力の削減(休職取得について、上司の承認を受けるために、文書を携 ・経費の削減(紙、紙を搬じる文具及び紙を保存する書庫のいずれも不要 となる) ・動物間等管理の適正化(電子化して履歴を管理することにより文書の 収益が困難となる) ・多様な働き方との親和性向上、動務場所にいなくても休暇申請等の手続 きが可能であり、テレワーク等との親和性が高い)	個人	防衛省	国動詞とよいには、前骨部、一切未及には人生の機関で紙に押印することを 義務付けない手法により管理を行っています。 ただし、一部の機関(現場の際等)においては、機務の性質上、個々の隊員が個人 用の端末を保存をしているかけではないことから電子にすることによりかえって業務員 が増加するため、業務の効率化の観点が場場に押印する手法により管理を行っています。 動務時間、休暇等に係る手続きについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日間 議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の技本的な見直しを重 点的に取り組むこととされたことに伴い、該当法令等欄に記載の追加を含め関係・通知の 一部を令和2年12月21日に変正し、押印を不要とした上で、各機関等内のインテネットにおける電子メールの設定信や、各機関等の大通の保存場所の活用、電話での本人 経営等の組み合わせ等、各機関等の実情に回した方法により書面・押印・対面手続きを 見直すものとし、令和3年1月1日から適用されています。	号)・書面提出等の制度・慣情行の見直に「伴う隊員の制度・慣情行の見直に「伴う隊員の関連について、通知)(防力・令和2年12月21日) 隊員の休暇の運用について、第日では、1年10円であり、1年11年1日について、第四番をは、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11年1日について、1年11日について、1年11日について、1年11日について、1年11日について、1年11日について、1年11日について、1年11日について、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年11日に対象のでは、1年	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1016	令和3年8月6日	令和3年9月10日	自治体職員が法 務局に行かずに オンライン申請で 登記事項証明の 情報が得られるよ う、手続き規制を 緩和すべき	自治体職員が法務局に行かずに、オンラインの申請で、現 イとおり無償で登記事項証明 の情報が得られるよう、手続き の規制を緩和することを提案 する。	コロナ下の感染防止対策のため、不要な外出や人との面会は減らす必要があり、また在宅動務の必要性が高まっている。 整記事項証明は、上質な紙に印刷していただけるが、オンラインの電子 アータで情報を軟件できれば、転貨薬の削減にもつながる。 提案が実現すれば、コロナの感染拡大防止、紙資源の削減につながる。	個人	法務省	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日間議決定) において、「電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用 する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく 登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでよれを無侵提供することを可能とし、 2020 年度から運用を開始する。」とされたところ、令和2年1月から運用を開始しており ます(令和2年1月10日付け法務省民二第3号で各法務局に通知済み。)。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年 10月から運用を開始している国の行政機関における登配情報連携による添付の省略 の状況を踏ま、各種手様の実際等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む 行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る こととされています。	
1017	令和3年8月6日	令和3年9月10日	厚生労働省の統計データ利用窓口の一本化	厚生労働省の統計データ利用 窓口の一本化 厚生労働省で行う統計データ を二次利用で便用ようとする 場合、申請窓口が 信厚生名の統計側をで窓口との ででうったが別になっており、同じ省 行なのに統別ので窓口というで す。 また、オーダーメイ・統計の申 ています。 でします。 アーメイ・統計データースク部 日を一本化すべきではないで しょうか。	ロックニマン (15-46) 名 東京日本経過リーヤーテナリ ミーカナ 集団 ナー	個人	厚生労働省	厚生労働省では、人口・世帯、保健衛生、社会福祉、雇用、資金、労働災害など幅広い 分野で調査を行っています。これらの調査票情報を利用したい場合の相談窓口につい では、既に政策結括官付参事官付書を軽析室に集約し、厚生労働省ホームページでそ の案内をしています。相談の際・申請者の方が利用したい場合を適時に案内参するに は、職員の側で、調査に対する専門的な理解が必要になることから、同室において係ご に担当を決な力対応をしています。 具体的には、調査票情報の利用については、厚生統計、労働統計それぞれ別の係が担 当しており、また、オーダーメード集計については、これらとは別の係が担当しております。これは、① 厚生労働省においては調査票情報の利用申出は年間千件を超えること 申請内容の確認については、一部を除いた大半の項目を、同室の職員が実施してい 制属不で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	──備考
1018	令和3年8月6日	令和5年5月17日	いて	現在、印鑑の管理を市区町村で行われているため、他の市区町村へ引っ越しをするたびに印鑑登録をし直す必要があるので、国で一元管理をして引っ越しのたびに印鑑を再登録する無駄をなくしてほしい。	・国民の時間、手間の軽減 ・役所の印鑑登録業務コストの削減	個人	総務省	印鑑証明の事務については、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条 頻等を模拠として行われているものです。 総務省は、田整登銭及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために 「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。	なし	印鑑登録は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象 対応不可なっており、住民基本台帳事務と同様に、印鑑登録事務と各市町村ことに管理されて るため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。	とい
1019	令和3年8月6日	令和3年9月10日	科研費申請書をカ ラーで審査される ようにしてほしい	科研費申請書は現在、白黒印刷で審査されているが、カラーの申請書で審査されるようにしてほしい。	他の民間研究費申請などはほとんどカラーで審査されている。学会発表 資料なども全てカラーで図表の資料を作っている。科研費申請のみ臼黒 のため、科研費申請の除はそのためだけに白黒の図表を作成しなけれ はならず、非常に無数な手間がかかる。また審査に関しても白黒だと内 容がわかりづらく、正確な審査に向かない。	個人	文部科学省	科研費の公募においては、応募資格を満たす研究者から所属研究機関を通して「研究計画調書」を提出いただき、当該書類を審査に付します。 審査においては、提出された研究計画調書について文字化け等が起こらないよう処理を行い、モノログレースケール)即同の上、用子として審査委員に新送し、またPDFを審査システムを介して審査委員にご覧いただけるようにしています。 応募に当たり解文計画調書をララーで作成して場合でも、用子PDFともにモノクロ印刷の上で審査に付されるため、印刷した際に内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意するよう研究者に周知しています。	なし	令和4年度公募については既に開始しており、モノクロ印刷を前提として既に研究計画調書を提出いただいているところであり、カラー印刷に変更することは困難な状況ですをわい場合の公募においても、年間10万年近で提出される研究計画調書の印刷仕様を更まることは、応募・審査方法、スケジュールや審査コスト等に大きな影響を与えることになるため、応募者や審査委員への負担も考慮しながら、検討を進めて参ります。	- ·変
1020	令和3年8月6日	令和3年12月2日	法令の改正のやり方の見直し		テレビや新聞、ネットで法令改正が話題になりますが、いざ法令改正の内容を官頼でみてみたら、「~を~に改める」みたいにズラズラ書いてあって、何の事だか内容が合っぱり分かりませんでした。 そしたら、隣に掲載されてる省令っていうのをみると、改正前後が表で書かれて、法令よりも改正の内容がとっても分かりやすかったです。 どうして、読んでも分からないようなものを官頼に載せて、園民に周知してるのかいまいも分かりませんし、見る方は不便です。 たぶん法令を作ってる人も「~を~に改める」なんて、いちいち書くのも大変だと思います。 働き方改革とか話題になってますし、「~を~に改める」みたいな読んでも分からない法令改正をやめて、改正前後を表で書ぐやり方にしたらどうですか? そしたら、作る人の負担も減って残業代も減りそうですし、法令を読む私達国民も読みもすくて毎期になりそうです。	個人	内閣官房内閣法制局	番号723の回答を参照してください。			
1021	令和3年8月6日	令和3年9月10日	高等教育の修学 支援新制度 授業 料等減免事務処 理要領の合理化	「大学等における修学の支援 に関する法律」に基づく「高等 教育の修学支援新制度 授を 理化してほしい。具体的には 次のとおり いJASSOの給付奨学金保用通 加と払込用紙の交交付をなして 、業免認定をしたとみなして ※又は、採用通知の中して「援 学は支援区ととと明記する等 を行うことと・明記する等 を持ちま	JASSO給付奨学金と重複する業務については無駄と考える。 JASSO給付奨学金で既に継続願、在籍報告がある以上、これと類似の 「継続順」たおかざ提出させる必要はない、JASSO側の継続顧及び在 籍報告をしたことをもって、継続支援の希望をしたこみなすことで良いの ではないか。 また、一度支援を希望した学生が、あえて不利益になるように選ぶことは 考え難いことから、継続願を出す必要もないと思われる また、JASSOの支援区分をもって、学生は同等の減免を受けられること	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっておりますので、大学からの通知が来ない場合、学生本人は対象かどうかが分からなくなってしまっ可能性があります。そのため、結果通知は機構、大学からそれぞれ通知しております。ただ、授業料減免の事務においては、機構で判定した支援区分の情報を活用できるようにし、大学における事務負担の軽減にも記述しております。通格認定(家計)は、支援対象者全員に対して実施することとなっており、支援区分が変更にならなか、場合に対しても、本人に対して対象となる場別間に係る通知を行う必要があります。その結果通知が学生に届かなければ、学生は余計な不安を抱えることになるため、結果通知は必要なものと認識しております。 継続額については、授業料減免対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとする際に、毎年海格認定の時期に提出していただいており、オンラインでの提出も可能とし、大学等の負担軽減に努めております。	大学等における修 学の支援に関する	検討を予定 引き続き大学等の負担が軽減されるように努めてまいります。	
1022	令和3年8月6日	令和3年9月10日	研究予算の通年	年度末に研究予算を執行でき ない時期があります。これを是	国立大学では現在も、年度末に研究予算を執行できない時期が定められている場合があり、研究の円滑な遂行に多大な支障を生じています。そのような大学では3月になると大半の予算が執行できななるため、例えば3月に生じた装置の修理は4月以降にならないと行えなくなり、単脚に考えて研究のスピードが年率換算で1/12運なるをという事態が未だに発生しています。このような問題があるため、私の所属する国立大に対しては成に何度も通半執行の申し入れを行ったのですが、現在も全く改善されないままです。そのため、国主導にてご指導いただけますと大変助かります。	個人	文部科学省	国立大学の予算執行については各法人の学内規則等に沿って運用されており、研究費が計画的に執行されるよう、各法人で適切な執行管理を行っていると認識しております。	なし	現行制度 国立大学の予算執行については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認 でで対応可 しておりますが、仮に「一定の日以降の研究費の執行を一切認めない」といった法人が あった場合には、当該法人に事実確認の上、可能な限り研究者の相談に応じるようさを促してまいります。	ታዩ

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の根	検討結果	8	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類		備考
1023	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法令の条文中の 漢数字表記をアラ ビア数字表記に き換える改正を実 施すべき	t。)において、数の表記を決 数字からアラビア数字に置き 持える改正を行うことを提案す る。 あわせて、法令の公式文書に おける文字の方向を、経書き から検書きに改めることを接 案する。 すでに多くの自治体ではこの 改正を行っているが、国の法 今で改正できないのは改正の くく、表記のルールがあるためで ある。そのルールがようにか でに対する原の理解や活動 を対すている受異があるの で、そのルールが基合にので でに対する原の理解や活動を がになっている。	成り立っている。分かりやすさを重視すべきである。 すでに大多数の自体では、条例・規則中の演数字をアラビア数字に置き換える改正を行っているところである。 業務で法令を説明する資料は、選索、楊書きであり、資料で法令を引用 する場合は、漢数字をアラビア数字に置き換えることが多い、国の法律概 要を説明する資料は、選索、特書をであり、資料で法令を引用 する場合は、漢数字をアラビア数字に置き換えることが多い。国の法律概 要を説明する資料は、選索、は一次で使力を使っている場合を除き、 適常は構書きである。楊書をでアラビア数字の方が見やすい 「選数字表記であることで法令が分かりにくくなり、自国の法令に対する理 特を妨げているとすれば、こうした表記の問題がない他国と比べたとき の、能力の差につながりかもない。 提案が実現した場合、以下の対象が見るる。 〇 法令が親しみやすく読みやすいものとなり、理解がいやすくなる。 〇 素容で基本を扱う場合は、アラビア数字への要接が不要となるととも に、法令を理解しやすくなるので、業務がはかどる。 〇 日本における自国の法令の読みやすさめ、他国における法令の誘み	個人	内閣官房内閣法制局	番号722の回答を参照してください。			
1024	令和3年8月6日	令和3年12月2日	を、新旧対照表の	法令の一部改正で、条文を連 は、一部では、一部では、一部では、 は、現在、事業資料とおれている新日対照、 を提案する。 一表のみで条例等の改正を行う。 表のみで条例等の改正を行う。 表のみで条例等の改正を行う。 表のよび条例等の改正を行う。 表のよび条例等の改正を行う。 表のよび条例等の改正を行う。 が変更できないのはルールが がまできないのはルールが がまできないのは、一のルールを が成立をできない。 とのとしている。 は、音から受け、 は、音がら受け、 は、音がら受け、 は、音がら受け、 は、音がら受け、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	に、時間をかければなの気を下降がっことは、ことも、こかし、多べか時間を がして作成でした。見て分かりやすいものでない。むしろ、同時に作成される新旧対開設を見た方が、改正内容が良く環体では、 法令の改正、実務は、新旧対解を大て改正内容を検討整理し、改正内容 が決まってから、改めを作成することが多いのではないか。 失文改正にあたっては、間違いが生じないよう、他の観点との読み合わ で接きた場ですることもある。しかし、コロナへの密染防止対策のため、他職員と の接触を減する必要がある。こうした業務も過ぎる姿がある、改正内容 をチェックしやすいのは新旧対照表がある。条例等の位正は、大支時間 がかかるものであり、作業は効果が一度要になければならなが、 国で改め文が廃止されないことから、多くの自治体でも改め文が廃止で はものと推奨者と、以下の影光が見込む。 推案が実現といる。	個人	内閣官房内閣法制局	番号723の回答を参照してください。			
1025	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戦争の歴史を継承する国の施設 がする国の施設 の新隆合・再編	所管する昭和館、しようけい 館、終務をが所管する平和析 念展示資料館の3館がある が、テーマ・展示内容が重複し たり、傷っていて、転争体験者 の孫やひ孫の世代には75年 前の戦争の歴史を包括的に理 解してい、参観者の便宜を包 る点からも、節税の点からを 各機能を統合し、東京には本 格的な戦争資料館を設置し、	職職病者[引揚・抑留・恩給欠格」を別々に語り継ぎ、教える意味がどれ ほどあるか。 原爆 空壁・沖縄戦のことや日本による加害、欧州の戦争 も含めて総合的、立体的に戦争の歴史を伝え、教えるべきである。海外 からの観光客などの参親にも対応できる戦争資料館・博物館に進化・発 展すべきである。	シベリア抑留者支援・記録センター	総務省厚生労働省	[厚生労働名] 限利館は、観没者遺族に対する援護施策の一環として、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労善を次世代の人々に伝えていべために、厚生労働省が平成11年3月に開設した施設です。 しょうけい 御は、戦傷病者 及びその家族等が体験した戦中・戦後の労善を次世代の人々に伝えていべために、厚生労働省が平成11年3月に「限としまけい何は、戦傷病者 及びその家族等が体験した戦争であれてきているところですが、「強勢抑御の実施調査等に関する基本方針」(平成23年5月5日開設大定)に基づら、現利館しようけい、第一年初を表来予約は(平成23年5月5日開設大定)に基づら、報利館しようけい、第一年初を表来予約を発育が高いましまり、の事論の連携事業を行っています。 (総務省) 第一年の連携企画版(地方版)の実施等の連携事業を行っています。 (総務省) 第一年の連携企画版(地方版)の実施等の連携事業を行っています。 (総務省、明確経験者、引導者の対し、財政の支を持定を対し、平和折念事業特別基金等に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、平和折念事業特別基金が、思念技術者、明確経験者、引護者の対と服力の定義を提及示、国民の理解を定めるとして、より、関係者に対し思謝の念を示すたが、平成12年1月に開設した施設です。基金群後は、指が資料を承継し、経費する資本分割に入ます。「戦中、戦後の労善に関する法律の、廃止等に関する法律の、廃止等に関する法律の、原とは、日本の企業を表し、総定する企業を対しませ、日本の企業を表し、といて、「対し、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、といて、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、まり、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業を表し、日本の企業	その他	【厚生労働省】 昭和館及びしようけい館は戦没者追族、戦傷病者とその家族の慰藉事業として検討され、それぞれの異なる労苦を得来に継承していく施設として設置された経緯があり、展示している資料もそれぞれ施設の設立目的に即して展元していることか。関係者の想いや施設の趣旨を認まえると、統合については慎重に検討する必要があります。 また、国有の貨物となると即和館への競点とがますが、それぞれの施設の機能を観できるほどの反面積がなく、物理的にも困難であると考えます。 そうした中ではありますが、制度の現状側に起動した3部連携等薬を引き続き推進するとともに、デジタルにされた資料特徴を横断的に検索・閲覧できる仕組みの構築等・利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から続一できることがないから言き続き検討してまいります。 【終者】 「長務者】 「長務者」 「長務者」 「長務者」 「長務者」 「長期者の変をからします。」 「最初を課金が開設した機能があり、本度来の存の変要しついては慎さがきま物があります。 「経済する必要があります。」 第2年度の利金とともに、利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から統一できることがないか引き続き検討してまいります。	寺 つ ン 里さ重

	所管省庁	回答	In the T	10.4.2.7.11.1.4.4		提案	To the stands	所管省庁の検討結果		
番号	への検討 要請日	取りまどめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類 対応の概要	
1026	令和3年8月6日	令和3年11月4日	険の電子申請義 務化に際するe- Govおよびマイナ ポータルの仕様統	みが用意されています。 一方で、e-Govでしか申請できない手続、マイナポータルでしか申請できない手続、マイナポータルでしか申請できない手続が存在するため、各企業とシステム開発ペンダーは両方に対応する。 必要があり、余計なコストが発	〈マイナポータルのみ対応〉・健康保険組合 CSV形式届書総括票/電子申請 〈e-Goののみ対応〉・ ・労働保険 確定保険料の申告(継続) 2 どちらの仕組みを利用するかによって利用者から見た動作が変わる。	Intelligence	総務省 厚生労働省	会和3年9月のデジタル庁発足により、マイナボータル及びe-Gov等の情報システムは、デジタル庁システムとして一元的に整備していべこととなりました。また、同庁における一元的なプロジェクト整理により、政府情報システムについて、プロジェクトの各段際において、予算要求助とビュー、予要要求助とビュー、予要要求助とビュー、予算要求助とビュー、予算を取り起いて、公司を開いる。というなどのでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社のでは、会社の情報をと述り、既存の共通基盤を活用することとしています。	デジタル庁においては、マイナボータル及びe-Gov等についてデジタル庁システムとして 一元的に整備・運用するものとなったことから、各府省がシステムを整備する上でも基盤 検討を予定なることや、他のシステムとの選携も踏まえつ、政府方針に従って、同システムの意 切な整備等を進めます。その際、マイナボータルやe-Govが民間事業者の方との選携に あたって余計なコストを要することのないよう、可能な範囲で共通化等を図ってまいりま す。	
1027	令和3年8月6日	令和3年9月10日	排出事業者に係	は、産業廃棄物とされ、昔から その適正処理が大きな課題と なっているが、私が担当した地 域の一部を除き、他事務所で も報告が一切なされておらず、	農林水産省のホームページには「家畜排ぶつ法」関係が詳しく紹介されて	個人	環境省農林水産省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)において、産業廃棄物を 多量に排出する事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関 する計画、処理制画)を作成に知道何無知事に提出するとともに、当該計画の実施は、 決について都道府県知事に報告しなければならないとされています(第12第第9項及び 第10項)。また、処理計画の提出や実施状況の報告をしなかった多量排出事業者に対しては、20 7万円以下の過料に処するとされています(第33条第2号及び第3号)。	を 現行制度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関 下で対応可 への照金等を活用して違反行為の事実を把握し、その結果、犯罪行為に該当する違反 行為が判明した場合には、接査機関とも十分連携を図り、厳正に対処しています。	
1028	令和3年8月27日	令和3年12月2日	族費の精算について	各席名で旅費マニュアルを元 に出張旅費の動行を使間に要 もあれているが、各席者や下を使間に要 もあれている的から動物が見られているが、各席者や下を使期 リカ有無をもの動物が見られない。旅費決裁の電子化がな されているが、設計すべき事 頭、権限の要任、記載事項が 旧来のマニュアルどおりたの で、選用にそぐけれなかと問書 旅費を上回る事例も教見される 。再度、各市の申し会 せでマニュアルの改正、要す れば法改正を含めて検討して ほしい。	解釈は現行のマニュアルを元に各部署ごとに要ねられており、統制がな されていない部分がある。運用中の決裁電子化にあわせて、マニュアル を改善し、国費の適正な執行、事務の効率化、各府省の統制を図るべ き。	個人	内閣官房 財務省 デジタル庁	旅費業務の見直しについては、旅費業務に係るトータルコストを縮減する観点から、事 務処理の合理化や、各府省においてばらつきのあったルールの航・を図るとともに、そ れらを反映した販費等内略管理案務共通システム(以下「SEABIS」とか、)の改善を 目的として、平成38年7月に「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(以下計画」とい う。が取りまとめられました。 この計画を基に、旅費業務の処理方法を定めた旅費業務に関する標準マニュアル(以 国家公務員等の施 下標準マニュアルにはう。を平成38年12月に改定し、平成39年4月から、各府省にお いて標準マニュアルに基づる「運用が開始され、また、SEABISの改修も遊次行われたと ころです。 また、日観旅費の標準的な取扱い(減額調整方法等)についても、標準マニュアルに基 づき各府省において運用されております。	平成28年の標準マニュアルの改定以降も、旅費業務の実態調査等を通じて、継続的に改善を検討しており、令和2年12月には、精算決裁時における旅行書類の電子画像による取扱いの記載や、国家公務局等の旅費支給規程における別添様式(旅行命令・依頼簿、旅費資本等)における神門機の廃止など、所要の改定を行っているところです。引き続き、SEABISの改修も含め、旅費業務の見直しに取り組んでまいります。	
1029	令和3年8月27日	令和5年7月12日	デジタル手続法に 基づくオンライン 化	地方自治体において、市民からの手様をオンライン化しようとしても、いまにニデジタル手様上にデジタル手様上に一多クル手様上にあって、大きなであった。 マーマー・マーマー・マーマー・マーマー・マーマー・マーマー・マーマー・マーマ	国の怠慢により、地方自治体においてオンライン化を進めることができな いため。	地方自治体	デジタル庁	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) (以下「デジル手様法」という。)は、申請等のうち書面等その他のその方法が規定され ているものについては、主務省令で定めるところによりオンライン化することができるとし ています、オンライン申請等を行う場合の方法の利果体的内容は「ついては各申請等に、用した行政の推進 より異なることから、各申請等の所管府省が当性申請等の性質に応じて主務省令を定 めることとしており、所管府省において適切に変められているとの之を現れしております。(平内一四年法律 令和5年3月13日現在、公安審査委員会及び公審等調整委員会以外は主務省令を制 寛為すのあり、公審等調整委員会については、令和5年4月1日に制定予定と承知して おります。	その他 制度の現状欄に記載のとおり、各申請等の性質に応じ、所管府省において適切に定め	

	所管省庁	回答				提案			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
1030	令和3年8月27日	令和3年11月4日	政府統計のロー データをSOLIこで 公開する	政府統計全般のローデータを (個人情報保護の処理は行ったうえで)SOLサーバに乙級開 し、広区国民がSOLを利用して データにアクセスできるように する。	現在の政府統計は形式がバラバラであるが、もしこれを仮にCSV等の形式としてw-Stadで公開することを変めただけでは、結局中に格納する方法や書き方は省庁によってバラバラになる可能性が高く、機械による可能性が保証されない。そのため、例えばデジタル庁(仮)が政府統計用のSSUサーバを設立し、各省庁で行う統計について、そのローデータ(個人情報保護の処理は行ったうえで、登世界構塑に振らして合理的な方法で統一例に特勢するようすれば、不合理なデータ形式での格納の可能性が排除され、かつ、互限の自動をな対計データを作成することができるようになり、文化および経済活動に貢献できると考える。また、SSUサーバにてデータの所方法を光に定めてしまえば、各省庁において個別に公開様式を検討する手間もなくなるため、ここにおいても合理性があると考える。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(ローデータ)については、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものか含まれていることが少な(ありません。正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含めて真実の内容を収集する必要があることか。抵計法は、統計調査に従事する者等に守む極彦を課し、統計制度に対する国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供されることとなりませた上で、調査事情報の提供を受けることができる場合がありますので、御参考までに申し派えます。対して、統計表(総果表)については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、政府の統計データについて、各所省は、e-Statへの登後を原則とするとともに、登録に当たっては機構制設市能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するとされています。  ・	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
1031	令和3年8月27日	令和7年3月7日	文書作成時、ス ベースを使った均 等割り付けの禁止	- ***** - トの例では、氏名の漢字のあ	「提案の具体的内容」の欄に挙げた例を、再度記載します。 ****  ***  **  **  **  **  **  **  **	個人	デジタル庁		オーブンデータ基 本指針	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
1032	令和3年8月27日	令和6年7月19日	国家資格の免許証のカード化	国家資格の免許証を賞状サイ ズの紙以外に自動車運転免 対応力一ド版もあわせ て発行をする	今の免許証は大利のため保管、職場に提出を求められらときに不便である。運転免許証のようなカード版もあわせて発行されれば、常に持ち歩くことができ必要に応じてすぐに提示でき、証明なる。 都道府県が発行する免許証(教員免許)もあわせてカード化がよい。	個人	デ総警金費法財部生林済主理 が終警金費 教務科学 かまた 変強 といった できる	ご提案のあったカードサイズの国家資格証の発行については、各資格制度を所管する 所省庁等において、資格証の提示を要する場面・頻度や資格保有者のニーズ、制度運 窓内と考えていたる事務手続の実態等を加味した上でそれぞれ免行の適否を検討されるべきも のと考えていまった。 なお、デンタル庁においては、国家資格にかかる各種申請手続のオンライン化などのデ ジタル化を推進しており、資格保有者がそのスマホに資格情報を表示できる等の仕組み の検討を進めております。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
1033	令和3年9月2日	令和3年11月4日	土地に関して、 持たな組織が管理 理する情報を結合 して管理する( ( 縦割りの解消)	機関が関する情報(登記に関 する地図への図、国土地理院 の地図、道路管理者の道路に 関する地図、下水道の位産図 管理する下水道の位産図 とり、 ・ 全部では、下水道の位産図 とり、 ・ 全部では、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・	そして、土地収用法に基づく截決による使用権は、登記されないことから 存在自体が分かいにく、事業を復日て截決を向情報を確認する必要 がある。この裁決使用権の情報も入手が難しい。 現状把握が難しい場合、過去に選る必要があるが、閉鎖必固が役に立た ないことは多く、旧土地台・橋附属地圏や過去の接地処分圀を捜索する必 要も出て来る。これらは保管された場所にたどり着くのに大変時間がかか る。 土地については様々な課題が後送りされており、解決に向けて様々な役 市や組織が管理する情報を結合すべきである。その点で解剤り口の著に	個人	国土交通省法務省	の利用に快されています。 (金道路管理者の道路に関する地図) 道路管理者の道路に関する地図については、道路法第28条に基づき各道路管理者が その管理する道路に関する地図については、道路法第28条に基づき各道路管理者が その管理する道路の一種を調製し、保管することとなっております。 く下水道台帳 こいては、下水道法第23条において、各下水道管理者が台帳を調製し、 保管することとなっております。 また、下水道台帳もデジタル化の取組を進めております。 く土地収用法第74条の2第1項に関する情報と 土地収用法第74条の2第1項に基づき、権道所領に置かれる収用委員会が収用又は使用の裁決を行います。また。同法第60条第3項に基づき、裁決書は、収用委員会が収用 用の裁決を行います。また。同法第60条第3項に基づき、裁決書は、収用委員会が必要が	湯量法第27条第2 項、道路域用法第23条第34 47条の第項、第 62法歷報。 47条の第3項条、第46 62法歷報。 第329条第23度、第 58年 58年 58年 58年 58年 58年 58年 58年 58年 58年	对応不可	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおり、各官署において所管する制度等に応じて当該制度に 係る法令の規定に基づき、必要な種類の情報を採有、公開しているものであり、法務局・地方法務局においては、不動産登記法(平成16年法律第123号)等に基づき、不動産登記情報、移風、地図に車する図面、地積測量図等を保有するとともにその内容を証明 書等として発行しています。 【国土交通名】 〈国土地理院の地図〉 制度の現状欄に記載のとおり、国土地理院の地図(電子国土基本図)はインターネットでも一般の利用(用されていますが、土地の権利に係る情報(記載されていません。 〈道路音帳の管理については、財度の現状欄に記載のとおりです。なお、道路台帳の図面のデジタル化について各道部管理者が必要に応じて取り組みを進めております。 〈不成当台帳 相関で現状欄に記載のとおり、下水道台帳については、「下水道台帳管理システム標準代核(案)・第40系列目前の設定をするなど、引き続き、台帳電子化の推進に向けて取り組みを進めております。 〈登記簿に記載わない歳決使用権に関する情報〉 裁決書の情報は固定保有していませんが、各都道府県において適切に管理されているものと承知しています。 〈独地図〉 換地図は、換地例分を行うために作成されるものであり、事業期間中は事務所に備え付けられ、利害関係者は閲覧又は潰棄の請求を行うことができます。また、事業期間終了後の換地図については利害関係を有する部分に限り、一定期間、登記所での閲覧が可能です。

	所管省庁	回答	In the trans	154 - 54 4 4 4	10.4.m.l	提案			所管省庁の	<b>検討結果</b>		/# +tr
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
1034	令和3年9月2日	令和3年11月4日	建設工事・建設コンサルタント等の	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書 におけるいわゆる方眼紙 EXCELの廃止。地方の入札資格審査の電子 化推進。 紙ファイルに綴じての提出す る機雷の見直し。 明確な理由のない証明書類原 本窓付の見直し をご検討頂きたい	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書について、いわゆる方膜紙EXCELのため入力に大変手間がかかっています。 地方整備局等の申請は電子化されましたが、四国では採申請の自治体が多く、それらは国室省断一様式を準用し、さらに自治体ごとに細かな変更を行っているため、コピー&ヘーストでの作成が困難でコストは時間がかかります。 国の申請ではあまり使われななった申請書様式ですかが、国が変えてくれないと地方自治体も変えてくれません。 従って、国交省の株式の方眼紙EXCEL廃止を是非ご検討がださい。 また、毎回フラットファイルにとして提出するのは、資源保護の点でも疑問があります。 また、毎回フラットファイルにとして提出するのは、資源保護の点でも疑問 また明確な理由なく証明書の原本を求める自治体もあります。 また明確な理由なく証明書の原本を求め自治体もあります。 また明確に理由なく証明書の原本を求め自治体もあります。 また明確に理由なく証明書の所本を求め自治体もあります。 またの節機につながっています。 電子化の単値点なが、当面の指型として、国交省統一様式における、いわゆる方規紙EXCELの廃止を引いお願い申し上げます。 記足ですが、電子化については国のASPをイスにしたものを地方自治体でも検えるような性線分が良いと思いますが、項目の変更ができず、 などのようなが、フェストにからないと変領書をして、国交省統一体ではないとないます。 などのようなが、フェストにからないとないますが、項目の変更ができず、ステムで人が支重したが、日本のよりにからないますが、項目の変更ができないとないます。 様でも使えるような性様分が良いといいますが、項目の変更ができないと変領書をしているなど使いてくい。	個人	総務省国土交通省	「国交省統一様式」というものはございません。 地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において 定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様 を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の 状況に応じて電子申請システムへの反映を使して参ります。	